小野武夫編

日本農民史語彙

日本農村の社會經濟史に關する用語の通俗的說明

序

曾て私が農民史學に志した當初、讀み行く文書の中の用語の意義が解らずに困ることが尠くなかつた其體驗から考へ附いて、何か簡單なる手引書でもあつたらと、數年前から本書編纂の業を思ひ立つたのであるが、偖て愈々起稿に着手して見ると、二つの大きな難儀に遭遇した、其の一つは此種の編纂事務は研究的興味によつて動く學徒に取つては必ずしも面白い仕事ではないと云ふことゝ、二には單に一個の用語に就ても、各時代を通じ、又各地方を通じて、一々適切なる說明を下さうとするには、非常なる時間と努力を要し、到底個人の力では及ばないことが判つたので、一時は最初の元氣を喪ふて、中止しようかとも思つて見たが、其れでも尙ほ氣を取り直して、執筆丈けは續けて來た。

最近一先づ其の稿を閉ぢ、內容の整理を了へて、愈々上梓する段取りまで進んでも、もしや、編者の誤記によつて世間の讀者を迷はせはすまいかとの學問的臆病心から、幾度か公刊することを躊躇したのであるが、又翻つて考へて見れば、此書を

利用せらるる一般讀者と、此書を月旦せらるゝ先達方とは分野が自ら定つて居り、其れに又本書の編纂を志した私の心事を察して吳れる方々ならば、書中若干の誤りや、物足りない點を見附けられたとしても、敎示を垂れて吳れる丈けの親切があらうと信じて、之を公表することにしたのである。

農民史の研究は地方の獨學者に待つものが甚だ多い今日、口傳演述の師を得難い同好諸君が此書によつて門に入り、其學愈々進み、不日、本書の如きもの﹅價値なきことを覺られた日には、農民史學は數段の進歩を見、日本農民の愛鄕觀念はもつと盛んになつて居ることであらう。此やうに惠み多い日の一日も早く來らんことを念願する餘り、先進諸家から見れば物笑になるやうな此小篇を世に公けにして、敢て自ら學問進步の踏臺にされようと思ふ。

大正十五年十月

編者識

本書の内容に就て

一、本書は表題の割り書きにもある通り、日本農村の社會經濟史に關する用語を簡易通俗に説明しようとするものである。隨つて本書は所謂經濟史辭典とは自ら異らねばならぬ。無論、言葉の意義を解説することにより經濟史實が明にせられ得るものではあるけれども、執筆の方針は專ら用語の意義を解釋することに在るのである。故に、同じ史實に就いても異つた表現の文字があれば其れが重出して居る場合が少くない。

二、用語の採錄を農民史と云ふ一定の領域――商工業史等を取り除き――に限るにしても、其範圍は可なり廣汎に亘るのであるが、本書には主として農民史上必要なりと思はるゝ用語を採錄することに力めた積りである。

三、本書の編次は凡て五十音字によりて配列し、又頭字に同音を有する語は更に之を次位の音によりて配列し、其れ以下は字音に關せず配列してある。

斷つて置かねばならぬことは、言葉の發音である、同じ語でも和訓があり、漢音があり、又吳音があり、更に又同一史實に就いても法令用語としての官音があり、民間語としての百姓訓(よみ)がある。其れも今日通用して居るものならば、世間の口傳を其儘書き付くることが出來ようけ

れども、過ぎ去つた時代の語音を文字に寫すことであれば、其れを正しく書きつくることは、却々むづかしい。例へば「名田」は一般には「ミヤウデン」として通ずるけれども、處によりては「ナダ」と發音するものがある。現に山口縣の吉敷郡には「名田島（ナタシマ）」と云ふ地名さへある位である。仍て本書中、發音の當否に就いての批評を充分に承りたい。

四、本書編纂の爲めに使つた參考書は必ずしも根本資料たるものばかりでは無い、例へば日本古代史に關する語義の解釋は古事記や、日本書紀等によらなければならぬし、又中世の農民史實は悉く「大日本古文書」の如きものに依らなければならぬのであるけれども、本書編纂の目的は專ら通俗を期せんとするものであるから、一々根本資料によらずとも、事柄によつては孫引によつても目的は達せられるし、且又根本資料に觸るゝことを要する程に進みたる人々は本書の如き通俗的解説書の必要は無い筈であるから、若干の場合を除く外、多くは第二次的資料を採用した。乍去、近世の農民史實に就ては、成るべく根本資料から抽出することを力めた。殊に地方史に關するものに就ては、著者所藏の原本から多く之を引ひた。

五、一個の用語を時代的にも地理的にも完全に解釋しようとすれば、其語の中に含まるゝ史實に就いて各獨立したる論文を書かねばならぬが、實際上は洵に至難であつて、微力なる私如きものゝ及び難い處である。左れば書中或る一語を解釋するに當りて、單に其史料に關係ある一地

方の用語であるかのやうに說明したものでも、實際は各地方に通用するものであるかも知れぬ、此等の點に就いても篤こ敎示を仰ぎたい。

六、記述の體裁は最初に其の語の說明を試みたる後、次に所要の例文を引くことにしたのであるが、例文の添へて無いものは、編者に於て其必要なしこ思はれたものである。又說明文こ引例の末尾には一々參考書名又は引用原書を掲げて、其出典を明にすることを努めたが、出典の無きものは、編者の記憶を辿つて書いたものである。

七、本書に收めたる語數は一千二百餘に及ぶ。編纂の爲めに費したる時日數ヶ年、且つ百八十有餘の參考書が涉獵せられたのであるけれども、未だ決して其量に於ても、質に於ても、滿足に値するものでは無い、他日更に稿を補ふて、今一段の良き物にしたいこ思ふ。

八、成る可く正しい解釋をせねばならぬこは、最初から精々注意はしたけれども、書中或は若干の誤謬がないこも限らない、ごうか、御氣附きの點は、容赦なく指示を願ひたい、殊に是れ是れの言葉は農民史こしては必要であるのに、洩れて居るではないかこの注意をして頂きたい。

農民用語は啻に文語ばかりではない、文字の上に現はれずに、民間に傳承せられて居るものに貴重なものがあるから、本書公刊の機會に於て此等の傳承語をも收めて置きたいこ思ふ。例へば本書に收めたる「しんがい」や「まつほり」の如きは農民生活上甚だ意義ある用語であるが、

此際大に詮義を盡したならば、各地農村の生活方式上、其家屋に關し、食物に關し、衣服に關し、又は婚姻等に關して、多數の用語が顯はれて來ようと思ふ。

九、讀者若し右の諸點に付き、編者の所志に贊せられて、唯の一語でもよいから、之はと思はれる地方語を拾ひ、其れに適當の說明を附けて送られたならば、本書は他日一段の光彩を添へ、其利益を受くる者は編者一人に止まらないであらう。仍て甚だあつかましいとは思つたが、卷尾に記載用紙を添へて置いたから、各地方の舊記又は言ひ傳への中から、農民史語を拾はれて編者に垂示せられんことを各地方篤學の士に御願する。

十、本書の今日あるに至るまでには數人の學友から尠からざる援助を受けたが、他日補正して、もつと完全なものになるまでは、恩顧を受けたる學友を引合に出すことを當分差控へ、私一人で學問上の責を負ひたいと思ふ。

大正十五年十月

小野武夫識

總目次

アの部……一
イの部……一六
ウの部……三一
エの部……四二
オの部……五二
カの部……六〇
キの部……九七
クの部……一一三
ケの部……一三五
コの部……一四三
サの部……一六八
シの部……一九〇
スの部……二一七
セの部……二三〇
ソの部……二三七
タの部……二四三
チの部……二六六
ツの部……二八三
テの部……二九一
トの部……三〇一
ナの部……三一八
ニの部……三二六
ヌの部……三三〇
ネの部……三三一
ノの部……三三九
ハの部……三四三
ヒの部……三六一
フの部……三七一

ヘの部……三八六
ホの部……三九一
マの部……四〇三
ミの部……四一一
ムの部……四二五
メの部……四三二
モの部……四三六
ヤの部……四四〇
ヰの部……四四七
ユの部……四四九
ヨの部……四五〇
ラの部……四五二
リの部……四五三
レの部……四五九
ロの部……四六〇
ワの部……四六二
ヲの部……四六五

附録

徳川時代に於ける各藩の石高表

検字

書中に於ける用語の配列は「アイウエオ」の音順に據れるが故に、同一漢字と雖箇所に散出し居れる場合尠からず、故に茲に用語の漢字の頭字の發音により「アイウエオ」順に抽出し、異る頁に出て居る同一頭字なば重出せしめ、以て漢字に據りて所要の用語を檢出せんとする士の參考に資す。

アの部

藍 一
奥 一
縣 一
上 二
赤 二
秋 二
惡 二
麻 三
字 三
足 三
芦 五
網 五
按 五
啜 六
嗳 六
預 六
厚 七
宛 七
合 八
相 八
油 九
雨 九
海 九
天 一〇
網 一一
阿 一一
漢 一二
荒 一二
有 一三
荒 一四
青 一四
行 一四

イの部

池 一六
五 一六
石 一六
一 一七
市 一八
一 一九
稲 二三
要 二四
家 二四
戸 二五
今 二五
入 二五
叺 二六
入 二七
色 二七
蔭 二八
印 二八

ウの部

植 三一
浮 三一
請 三二
臼 三三
薄 三三
氏 三四
打 三五
空 三五
釆 三五
上 三六
産 三七
馬 三七
海 三八
卜 三八
裏 三九
浦 三九
粳 三九
漆 四〇
運 四〇

エの部

永 四二
徭 四五
要 四五
易 四五
驛 四五
徭 四七
枝 四七
江 四七
荒 四八
畫 四八
縁 四九
演 五〇
遠 五〇

オの部

御 五二
起 五二
桶 五三
納 五三
押 五二

長 五四
御 五四
落 五五
大 五五
陳 五八
卸 五九
恩 五九

カの部

害 六〇
改 六〇
皆 六〇
垣 六一
楮 六一
郷 六三
高 六四
栲 六五
耕 六五
弘 六五
校 六六
懸 六六
案 六七
抱 六七
加 六七
民 六七
鎰 六八
書 六八
家 六八
隱 六九
格 六九
學 六九
缺 七〇
陰 七〇
掛 七一
水 七二
圍 七二
家 七三
貸 七三
頭 七四
加 七四
下 七五
稼 七五
加 七五
刀 七六
價 七六
鍜 七七
加 七七
勝 七八
合 七九
門 七九
廉 八〇
加 八〇
金 八一
鉦 八一
金 八二
姓 八二
瓦 八二
加 八三
川 八三
河 八四
皮 八四
貝 八五
買 八五
合 八五
甲 八七
蒲 八七
鎌 八八
釜 八八
上 八八
神 八九
紙 八九
萱 九〇
搦 九〇
唐 九〇
狩 九一
刈 九一
穫 九二
缺 九二
閑 九二
間 九三
眼 九三
勘 九三

キの部

生 九七
久 九七
饑 九七
歸 九七
義 九八
寄 九八
起 九九
議 九九
吉 一〇〇
木 一〇〇
急 一〇一
絹 一〇一
給 一〇一
寄 一〇二
義 一〇三
肝 一〇四
競 一〇四
木 一〇五
京 一〇五
窮 一〇六
救 一〇七
狂 一〇七
曲 一〇八
切 一〇八
季 一一一
金 一一一
均 一一一

クの部

空 一一三
公 一一三

草 一一四
圖 一一七
鯨 一一七
葛 一一七
屎 一一八
下 一一八
口 一一九
拜 一一九
公 一二〇
功 一二〇
國 一二一
九 一二二
鍬 一二三
口 一二四
工 一二四
熊 一二四
組 一二五
公 一二五
位 一二六
藏 一二七
樽 一二七
黑 一二七
鬮 一二八
華 一二九
官 一二九
貫 一三〇
過 一三一
勸 一三二
觀 一三三
會 一三三
郡 一三三

ケの部

桂 一三五
經 一三五
鷄 一三六
惇 一三六
擊 一三六
毛 一三七
警 一三七
下 一三七
結 一三八
闕 一三八
家 一三八
檢 一三九
解 一三九
鑓 一四〇
券 一四〇
檢 一四〇
間 一四一
兼 一四二

コの部

小 一四三
口 一四三
勾 一四三
功 一四四
公 一四四
紺 一四六
估 一四六
五 一四六
估 一四七
國 一四七
石 一四八
穀 一四九
估 一五〇
古 一五〇
五 一五〇
九 一五一
蔭 一五二
小 一五二
越 一五四
戸 一五五
五 一五五
伍 一五五
戸 一五六
御 一五七
五 一五七
古 一五八
五 一五八
戸 一五八
五 一五九
碁 一五九
小 一六〇
五 一六〇
御 一六一
込 一六一
虚 一六三
米 一六三
小 一六三
五 一六五
御 一六五
轉 一六五
小 一六六
墾 一六六
健 一六六
牛 一六七

サの部

西 一六八
細 一六八
祭 一六八
截 一六九
濟 一六九
在 一七〇
抄 一七〇
莊 一七〇
贓 一七一
相 一七一
左 一七二
造 一七三
佐 一七三
狹 一七四
左 一七四
作 一七五

槃 一七六
酒 一七七
下 一七七
度 一七八
指 一七八
差 一七八
雜 一七九
里 一八〇
狹 一八一
澤 一八一
早 一八二
竿 一八二
三 一八三
參 一八七
散 一八八
山 一八九

シの部

四 一九〇
仕 一九〇
敷 一九〇
色 一九一
四 一九一
飼 一九一
仕 一九二
四 一九二
獅 一九三
時 一九四
下 一九四
質 一九四
七 一九七
十 一九七
寺 一九八
厮 一九八
賜 一九八
四 一九八
私 一九九
品 一九九
支 二〇〇
自 二〇〇
四 二〇一
鹽 二〇一
占 二〇一
莊 二〇二
城 二〇四
沙 二〇四
精 二〇五
麈 二〇五
社 二〇六
射 二〇六
常 二〇六
庄 二〇七
省 二〇八
上 二〇八
醬 二〇九
準 二〇九
樹 二〇九
授 二一〇
守 二一〇
宗 二一一
祝 二一一
巡 二一一
順 二一二
出 二一二
主 二一二
朱 二一三
商 二一四
食 二一四
所 二一五
諸 二一六
剩 二一八
除 二一八
職 二一九
自 二二〇
私 二二〇
事 二二〇
代 二二一
神 二二一
新 二二三
賑 二二四
尋 二二五
侵 二二五
人 二二五

スの部

洲 二二七
助 二二七
砂 二二七
炭 二二七
出 二二八
礓 二二八
稃 二二八
摺 二二九
寸 二二九

セの部

畝 二三〇
井 二三〇
正 二三一
淸 二三一
脊 二三一
關 二三一
施 二三二
勢 二三二
節 二三三
絶 二三三
節 二三四
錢 二三四
畝 二三四
善 二三五
千 二三五
前 二三六

ソの部

僧 二三七
總 二三七

底 二四〇
租 二四〇

タの部

代 二四二
對 二四三
太 二四三
大 二四三
臺 二四九
退 二四九
當 二五〇
田 二五〇
逃 二五一
高 二五二
田 二五四
足 二五四
立 二五四
田 二五五
棚 二五六
手 二五六
水 二五七
種 二五七
類 二五八
田 二五九
俵 二五九
田 二六〇
樣 二六一
樽 二六一
段 二六一
單 二六四
彈 二六五

チの部

地 二六六
達 二六七
知 二六七
直 二六九
地 二六九
帳 二七五
茶 二七五
長 二七六
地 二七六
定 二七六
住 二七八
注 二七八
中 二七八
除 二七八
徵 二七九
勅 二九九
地 二七九
賃 二八〇
陣 二八一
鎭 二八一

ツの部

追 二八三
仕 二八三
春 二八三
接 二八四
繼 二八五
佃 二八五
作 二八五
繕 二八五
附 二八六
辻 二八六
土 二八七
圖 二八七
勤 二八八
坪 二八八

テの部

手 二九一
低 二九一
定 二九一
庭 二九二
條 二九二
調 二九三
出 二九三
手 二九三
鐵 二九五
手 二九五
朝 二九五
出 二九六
寺 二九七
田 二九七
澱 二九八
點 二九八
轉 二九九
天 二九九
典 三〇〇
傳 三〇〇

トの部

砥 三〇一
道 三〇一
燈 三〇一
東 三〇一
德 三〇二
得 三〇三
土 三〇三
所 三〇四
床 三〇四
草 三〇六
徒 三〇七
外 三〇七
年 三〇八
斗 三〇九
土 三〇九
徒 三一〇
舍 三一〇
問 三一一
通 三一一
富 三一二
十 三一二
伴 三一三
鳥 三一三
取 三一四

屯 三一六

ナの部

内 三一八
中 三一八
仲 三一九
長 三二〇
流 三二〇
薩 三二〇
投 三二一
名 三二一
濟 三二一
夏 三二二
納 三二二
名 三二二
苗 三二三
縄 三二三
納 三二四
苗 三二四
名 三二五

ニの部

稻 三二六
日 三二六
庭 三二七
新 三二七
入 三二八
人 三二八

ヌの部

渟 三三〇

ネの部

願 三三一
直 三三一
根 三三二
直 三三二
年 三三三

ノの部

農 三三九
乃 三四〇
野 三四〇
除 三四一
野 三四一
延 三四二
野 三四二

ハの部

買 三四三
賣 三四三
倍 三四四
廢 三四五
隼 三四五
方 三四五
放 三四五
衛 三四六
羽 三四六
稂 三四六
白 三四七
博 三四七
階 三四八
場 三四八
櫨 三四八
畑 三四八
畠 三四九
陸 三四九
旅 三五〇
鉢 三五〇
八 三五一
初 三五二
法 三五二
伴 三五二
埴 三五三
刎 三五三
拼 三五四
端 三五四
破 三五五
林 三五五
腹 三五六
張 三五七
坂 三五七
判 三五八
盤 三五八
班 三五八
半 三六〇

ヒの部

引 三六一
磨 三六一
飛 三六二
穭 三六二
筆 三六二
悲 三六三
人 三六三
一 三六四
非 三六五
比 三六五
百 三六六
評 三六八
兵 三六九
日 三六九
眼 三六九
弘 三七〇
寛 三七〇
拾 三七〇

フの部

分 三七一
富 三七一
否 三七一
吹 三七二
福 三七二
覆 三七二
封 三七二
不 三七三
布 三七三
夫 三七三
俘 三七四
不 三七四

札 三七五
譜 三七五
府 三七六
藤 三七六
不 三七七
夫 三七七
步 三七八
船 三七八
夫 三七九
踏 三七九
機 三八〇
夫 三八〇
府 三八〇
冬 三八一
不 三八一
分 三八一

への部

戸 三八六
米 三八六
平 三八六
壁 三八七
別 三八八
返 三八八
邊 三八九
辨 三八九
遍 三九〇

ホの部

保 三九一
封 三九一
豐 三九二
奉 三九二
外 三九五
乞 三九五
牧 三九六
菩 三九七
乾 三九七
干 三九七
沒 三九八
帆 三九八
堀 三九八
本 三九八

マの部

賣 四〇三
間 四〇三
牧 四〇三
增 四〇四
桝 四〇五
升 四〇五
又 四〇六
眞 四〇六
町 四〇七
間 四〇八
前 四〇九
政 四〇九
萬 四一〇

ミの部

見 四一一
御 四一一
未 四一一
見 四一二
店 四一二
屯 四一二
貢 四一二
密 四一二
三 四一三
調 四一三
見 四一四
水 四一四
神 四一九
見 四一九
御 四一九
名 四二〇
土 四二二
屯 四二二
冥 四二三
苗 四二三
民 四二四

ムの部

迎 四二五
麩 四二五
稍 四二五
麥 四二五
蟲 四二六
莚 四二六
無 四二六
徒 四二八
棟 四二八
村 四二八
室 四三一

メの部

命 四三三
販 四三三
目 四三三
免 四三三

モの部

造 四三六
本 四三六
元 四三六
物 四三七
萠 四三七
籾 四三八
萠 四三八
盛 四三九
洩 四三九

ヤの部

養 四四〇
八 四四〇
燒 四四〇
役 四四一
屋 四四二
雇 四四二
簗 四四二

藪 四四三
山 四四三
病 四四六
家 四四六

ヰの部
猪 四四七
井 四四七
位 四四八
井 四四八

ユの部
由 四四九
輪 四四九
弭 四四九

ヨの部
庸 四五〇
用 四五〇
横 四五〇
餘 四五一
四 四五一

ラの部
浪 四五二

リの部
犂 四五三
力 四五三
厘 四五三
令 四五四
領 四五五
兩 四五五
料 四五六
陵 四五六
綠 四五七
膂 四五七
厘 四五七
稟 四五八

レの部
例 四五九
連 四五九

ロの部
爐 四六〇
六 四六〇

ワの部
往 四六二
脇 四六二
稈 四六三
割 四六三

ヲの部
檻 四六五
男 四六五

アの部

藍瓶役（アイガメヤク）

藍瓶役は、雜税の一にして染屋の藍瓶に賦課したる役錢をいふ、一名紺屋役とも稱せり、染物屋のことを紺屋といふに因れり、此藍瓶役は紺屋ならずとも、百姓家にて藍瓶を所有し手染をなすものよりも、同く役錢を徵收せり、而して關東地方は、紺屋頭ありて紺屋を支配し、役錢の取立を爲し、遠國にては直ちに之を地頭に納入せしむる制なり。（地方凡例錄）

奧州四一高（アウシユウシイチタカ）

奧州四一高は、近世奧州伊達・宇多・信夫の三郡に行はるゝ高の名にして、夫錢七百文替出目といひて、高掛り小物成あり、其の年の現收米を以て拵へたる高をいふ。其の算出方は、本途見取總取米を四つ一にて除し、位を一つ上げて四一高と呼ぶなり、假令ば取米千石を四つ一にて除すれば二百四十三石九斗二合四勺三才となる、是を一位上げて二千四百三十九石二升四合三勺と見て、四一高とはいふなり、此高に就ては諸說あり、要するに四つ一分の免にて、古高を仕出すと見るが、理に近きが如し。（舊典類纂―田制篇）

縣主（アガタヌシ）

上代に於ける地方の行政に任ずる豪族にして、後代の縣官又は郡守に當るやうにも思はるれども、當時の事は茫乎として詳細を討ね難く、史に、神武天皇大和を平安して珍彥を猛田の縣主となし、弟磯城を以て磯城の縣主となしたりとのことなるも、唯是丈けの事にて、其の職掌の範圍等固より知り得べくもあらず、兎に角上代に於ける地方行政上の官吏として國の造と共

に天皇の配下に屬したる地方の名族なりとす。（日本農政史）

上り田地（アガリデンチ）

百姓何かの事情ありて其村を逃げ出したるとき、其後に跡式相續すべき身内のもの殘り居れば、其者に引受させ耕作さするも、關係者無き時は其土地を取り上げ、入札に附するか、又は其村の總作りに致さする法あり、此の場合の土地を上り田地と云ふ。

〔引例〕上り田地と云は、缺落逐電の百姓田地、古來は科有無に不拘都て取上に致し、村惣作になる法成しに、近年來は借金等相嵩み身上續き難、無是非故、致二缺落一、科なければ田畠取り上に不相成云々（地方凡例錄）

赤房御用（アカブサゴヨウ）

赤房御用とは、盜賊加役卽ち捕亡吏の下廻りに使用する者をいふ、地方にては往々博徒などを之に使用せしよし、赤房は赤總（アカフサ）の附きたる十手（ジッテ）を授け、盜賊を捕縛せしむるよりかくはいひ來れるなり。

〔引例〕御先手奉行に被二仰付一て盜賊加役とて盜を捕る事、十年計も此かたなり、小盜人は潛みて御手に不レ入、博奕打を赤房御用と云て手下になさる故、盜人の隱家もなきやうなれども、死刑も先年より多くなり、盜人やむ事なく出來て百姓安居しかたし。（足民論）

秋成（アキナリ）

秋期納入する年貢の義にして、田の年貢は多く秋の季節に出來たるを納むる故夏成に對して此名あり。

惡錢（アクゼニ）

德川時代に旣に磨滅に歸したる支那錢を云ふ蓋し足利時代、支那の永樂錢漂着し、其流通巨額に達して當時の劣貨を驅逐し、此の永樂錢は

徳川時代に於ても諸國に流通したるが、餘り永く流通したる爲め此支那錢の文字磨滅したるものありて、民間之を嫌ひ惡みしが故に惡錢の稱起れり。而して幕府は此の惡錢を吸集する爲め諸所に於て米大豆等を賣らしめたりと云ふ。

〔引例〕　後水尾天皇元和二年丙辰五月幕府より制令を出して曰はく、惡錢にて路次筋米大豆を賣買するに往來の者迷惑せり云々（大日本農史）

麻機（アサハタ）

麻機は、麻布を織る杼機(ハタ)をいふ。往昔衣類は絹、紬、絁、木綿、麻布等を以て製りたるものなり、其の帛布を織るに機ありて絹機木綿機麻機等の別あり、而して其の構造は大差なきものとす、當時農民は麻布を以て常衣とし、木綿衣を晴衣とせり、絹類は庄屋以上武士の如き身分あるものにあらざれば、着用を許されざりき、故に普通農民は麻機を備へ、畑にて麻を栽培し夏収め秋皮になし、冬紡きて麻布を織りたりといふ。

〔引例〕　一、はたこのこと國々里々同事なり、然とも高はたこと云と、すえはたこと云て造りやう二色あり、高はたこ織殿屋に用る。尤田舎にて麻織、木綿織なり、すえはたこは専田舎にて麻木綿を織、小道具色々ありと雖も、揃へ六ツ箇敷からぬものなり。（百姓傳記）

字限畫圖（アザカギリエヅ）

字限畫圖は、因伯二州に於て使用せしものにして、田畑を一字限り、紙一枚づゝの分間畫圖に製し、一村毎に之を綴ぢて、實地檢査の使用に供したりといふ。此畫圖は二十七ヶ年を經て弘化元年始めて完成を告げたりと。（因伯受免由來）

足中（アシナカ）

鎌倉時代以來武士の穿ちたる履物にて、其形

草履に似て短し、今も各地の農村には野良履として之を用ゆるものあり、侍が主人の供を爲す時に足中を用ゐるは豐臣氏の當時既に武家の作法たりしなり、貞丈雜記に雜々記を引きて「あしなか」には禮儀なし、人の敷皮に座し候とも通るときあしなかは脫くまじき也とあり、是を以て考ふるに、敷皮しきて座したる人の前を通るには、草履沓などはぬぎて通りたるも、足中はぬぐに及ばざりしを知るべし。

〔引例〕諸侍しきれ履くこと一切停止なり、御供の時は足中たるべし、中間小ものは不斷足なかたるべきこと。（豐臣氏法度考）

足輕（アシガル）

列藩に於ける歩卒を云ふ、武士の下に付く藩の給人にして、今日の兵卒の如きものなれども其數は士よりも却て少し、蓋し昔の戰爭は一騎打の勝負なりしかば、歩卒の數を多く要せざりしなり、明治初年、華士族の定められたる際、此等足輕は多く卒と稱せられたり。

足役秤（アシヤクナラシ）

足役秤は、毛利藩に於ける地方税の一種にして、田畑高一石に付銀二三匁宛、米一升內外宛を徵し、村內の雜費例へば代官巡村の諸費、或は役人通行の際の人足賃の不足を支辨したるものなり。（大庄屋林勇藏）

足役・石役（アシヤク・コクヤク）

足役・石役とは、毛利藩に於て稱せし所にして共に夫役の俗稱なり、即ち足役は兩脚を勞するより出たる詞にして、井手川除夫、米稟に出る時の內夫、道橋の修繕、諸役人の送り夫等をいふ、石役とは米銀を納致して以て夫役に代る義なり。

〔引例〕足役と申と石役と申と二通り有レ之、足役は

手足の歩ひ、井手川除夫、御藏屋に出る時の内夫、道橋取繕夫、諸役人送り夫等の儀也、石役と申は米銀を出し相勤候儀と申候事。（毛利藩地方書）

芦年貢（アシネング）

河端又は沼澤の附近にして年々作物腐りて役に立たさる地は蘆の如き雜草の繁茂するに委するの外途なし、斯る土地にても尚ほ多少の小物成は納めしめられたり、之を芦年貢と云ふ。（地方凡例錄）

網代役（アジロヤク）

網代とは川瀬に數多の竹木を編み列ね、網に代へて魚を採るものを云ふ、左れば網代役とは此の網代を立つるために漁夫の上納する一種の年貢なり。

〔引例〕 大川筋、鯉鮒等取るあじろを立る役永、あじろ圭定、其者の持場極り差出す、明細帳にも場所しるしあり云々。（地方凡例錄）

按察使（アゼシ）

按察使は、地方を巡察する官吏をいふ。臨時に設くる所にして、國司又京官の内より適任者を選び、地方の治政得失を巡廻視察せしめ人民を慰撫す、故に所管國司の惡政非違あらば、其の狀に因り黜除す、卽ち徒罪以下は決斷し、流罪以上は狀を錄して奏上せしめ、又治績擧り部内清肅なるものは、狀を錄して言上せしむ、而して畿内に置くを攝官と稱し、六道に置くを按察使と稱す、職員は使一人記事一人とす、元正天皇養老三年七月、始めて之を諸國に置き、國司を以て之を兼ね、二國若くは三四國每に一員を設く、又屬官典を補し記錄せしむ、九月山城、河内、攝津に攝官を置き、京官を選びて之に補せり、養老五年六月按察使を正五位上に、記事を正七位に准し、祿物、公廨田、仕丁を賜ひ永式

こなし、皆其の地の物を以て給す、同年八月攝官の記事を檢事と改む、又按察の管區を改定し當時六道に置き、西海道は太宰府に委し別に置かず、天平寶字五年正月武官たる藤原御楯をして伊賀、近江、若狹の按察使を兼しむ、寶龜の頃より後諸國に置かるゝを見ず、陸奥、出羽は邊要地なるを以て特になせり、其の後國守鎭守府將軍之を兼ね、後世明治二年七月東地に按察使を置きしが、同三年九月に廢止せり。

〔引例〕按察使及記事の季祿衣服廝丁の衣服は、陸奥の正稅を交易して之に充つ。(大日本租稅志)

畷骨白むくち(アゼボネシロムクチ)

伊豫松山地方の通言にて、畷骨とは水田植附の前に、あぜを深く掘りて之を練上ぐるをいひ白むくちとは、其の他の田面を幾囘も鋤き返すをいふ、かくすれば一日一夜湛居る水も、二日二夜も湛居るものなりといへり。

〔引例〕植付前田拵致候時、畷骨と申而あぜを深く堀能練上、亦白むくちと申、幾遍もすき返し候得は、一日一夜持候水も二日二夜も持候事。(松山領代官執務要鑑)

曖(アツカイ)

鹿兒島藩内に於ける鄕村を取締る役人の名稱にして、鄕士の中より任命し、其村内の事務を司る。

〔引例〕一書申越候、依諸所御支配ノ大割出來候間曖衆參上候テ、大割帳書寫可請取、將又門割未相濟候處ハ、早々被罷越尤ニ候、勿論郡見廻衆、庄屋切才人可召列候恐々謹言(舊鹿兒島藩の門割制度)

預所(アヅカリシヨ)

預所とは、德川幕府の領地にして諸藩に管理を委任しあるものをいふ。通俗之を御預所と呼べり、當時は幕府の領地は直轄地と諸藩の管理

地と分れたり、其の管理地を幕府より預るの意なれば、預所の名あり。

〔引例〕延享二年七月十九日達、中略、預所は代官所に同からす、吏員も多く代官より諸事便宜たるへければ、代官所に及はさること有るへからす、取箇も其預所の私領免合に照し、一様に進ましむべし。(大日本租稅志)

厚地・薄地(アツチ・ウスチ)

厚地とは、凡そ深さ三四尺より五六尺餘もある同じ土色の地をいふ。所謂眞土にて其重量一寸坪十匁位、地中三尺も入りては、十一二匁もあり。薄地はうは野又は野方などといへり、深さ三四寸は同じ土色なるも、夫より段々地中に入るに隨ひ、幾層も其の色を變す、其の上土は三匁より段々あり、實驗試作して以て種藝の適否を定むべし、一概に斷ずるを得ず。(農業自得)

宛行(アテガヒ又アテオコナヒ)

割りあてゝ與ふるをいふ、「アテオコナヒ」の略語なり、知行を宛行又は扶持を宛行などいへり、分與の義なり、其の方法は諸藩に因りて異りとす。

〔引例〕長岡家中渡邊忠太夫先祖、慶安の頃故有て諸國を經歷し、城下城下の藩士へ宛行を探聞せしは、萬石以上九百八十九家にて部分左の如しと。

地方にて賜る家	二十七家
廩米五ッ物成にて賜る家	一家
同四ッ五分	三家
同四ッ二三分	五家
同四ッ	百二家
同三ッ七八分	八家
同三ッ五分	三十七家
同三ッ三分	一家
同三ッ	二家
其年其國平均賜る家	三家

但し四ッ物成といふは、高百石に付米四十石也、四斗俵にして百俵なり、余ハ准レ之。(耕耘

培養制度類）

あはら

アハラとは、下土は固くして上は泥にて四尺も五尺もある田地をいふ。四時水あり、水風に随て動揺し、泥たちて固らず、四隅の土地も次第に崩れて空地となり、洗流の所は一圓に泥うせて池となる、かゝる田地は、速かに浮泥の風に誘れて動かぬやうに爲すべし、卽ち上田となり易し。（百姓傳記）

合米（アハセマイ）

合米は、込米のことを云ふ。年貢米上納の際定量の外餘分の升目を加へ一俵となすものにして、例へば四斗俵に一升の込米を加へ四斗一升とすれば、一升の合米となる、凡そ合米のことは、俵裝の不完全又は拔取ある等の爲め規定の量を減少する恐あるを以て、之を見越して餘分の米を加へ置くものなるが、其の慣行常法となり終に定量となるに至れり。

〔引例〕　享保六年七月二十九日達、貢米藏納の時、享保元年よりは合米も加れとも、百姓難澁の理たれは、今年より合米を免し、合米加入ある故を以て取箇に寛恕を加へたる地は、從前の取箇に復すへし。（大日本租稅志）

前略、其國々定法の俵入を用ひ、四斗入なれは左升の合米は勿論、船中の鈌減を計り升目と定め、積湊に於て檢査すへきに、近來等閑にて廻漕の時旣に不足あり、中略、來年より合米の外相應の差米をなし、俵拵に心を用ひしむへし。（同上）

相作（アヒサク）

伊豫にて農夫の專ら云ふ所にして、畠の作物の間に別の作物を爲すをいふ、蓋し相作は作の間に作ることなれば間作の義に通ず。而して多くは大豆の間に作るものをいふが如し。

〔引例〕　相作は大豆之間にある作物唐黍粟胡麻藍小

黍高黍等の類なり、即ち大豆のうれの間々思ひ思ひの品を植るを相作といふ。（檢免懷秘錄）

油船運上（アブラフネウンジヤウ）

油船とは水の上に浮ぶ油船にはあらで、芸苔其他脂肪多き穀實を蒸し、之を船にかけて搾り、油を採る箱を船と云ふなり、而して油船一つに付き年に何程と稅を納むるを油船運上と云ふ。（地方凡例錄）

雨乞（アマゴヒ）

大旱の際村民の神佛に祈りて雨の降らむことを乞ふをいふ、古より此事あり一に「アマヒキ」又は「アマヨバヒ」ともいへり、漢語には雩又は祈雨、請雨と稱す、本邦後世の風俗によりては、遠く靈池の水を齎し歸りて其の田に灑ぎ、或は蓑笠を被て大鼓を打鳴らし田畔を巡りなどするが例なり、古は神に馬を獻ぜしことありしといふ。

〔引例〕（1）祈雨の時は神に黑馬を奉り、祈晴の時は神に白馬を奉る。

基長卿

神垣に引駒の毛の色見せて雨雲きほへ丹生の川上（和訓栞）

（2）五六七月大日照有る時は、民一同に貴僧高僧を賴て雨の祈を可ㇾ爲ㇾ仕、昔の雨禱の例多し、凡下の僧は無益也、民は上下共に諫て祈可ㇾ然者也。（地方要方）

海人部（アマベ）

古代海邊に住み魚貝を漁獲して朝廷に獻したる民なり、當時海邊に住む民は魚貝を漁撈して生業とするを以て應神天皇五年海人部を諸國に置きたりと云ふ。

〔引例〕應神天皇五年用午諸國に命して海人部及び山守部を定む。（大日本農政類篇）

天の檝田（アマノクイタ）

開墾後間もなき水田に木根に類するもの多きを云ふ、神代の頃、荒涼たる山野藪林を開墾したる爲め、其木根枝條の尙ほ田地に殘りて耕作するに障害ありしを以て特に檝田こ名けたるなるべし、今日に於ても、粗放なる開墾地には皆これに類するものあり。

〔引例〕前略、其素戔鳴尊の田も亦三處あり號けて天の檝田、天の川依田、天の口鋭田と曰ふ此れ皆磽地雨ふれは則ち之を流し、旱すれは則ち之を焦す。（大日本租稅志）

天の平田（アマノヒラタ）

凹凸なき平때なる良田を云ふ、神代の頃は自然の地勢に應じて田を開きたれば、中には凹凸あるものあり、平坦なるものあり、其の平坦なる田を平田こ稱したるなるべし。

〔引例〕神の田三處あり、號けて天の安田、天の平田、天の邑併田と曰ふ、云々（大日本租稅志）

天の安田（アマノヤスタ）

肥沃なる良田を云ふ、良田は灌漑排水の便よくして耕作するに土質よろしく、管理するに位置よく、實に農耕上安易なる田を云ふ、神代、文化未開の時、農耕方法如何なりしか今よりこれを想像するに難きも、耕作方法多くは人爲を要することこ少く、自然に種を蒔き、自然に培ひ秋實りてこれを穫るの狀態なりしならんも、一部分は人爲を以て農耕を營みしこともあらん、神代の頃早くも灌漑設備こして溜池の如きものありしを以て其一班を覗ふべし。（大日本租稅志）

天の口鋭田（アマノクチトタ）

水口鋭き田なり、砂質土にして保水力乏しく灌水するも水を吞むここ鋭くして少しく降雨なくして、灌水に缺乏すれば、忽ち旱害を被むる

故名けたるなるべし、現今の砂質土にして絕えず灌水せざれは乾燥する水田に相當るべし。

（大日本租稅志）

天の川依田（**アマノカワヨリタ**）

河川に沿ひたる水害多き田を云ふ、神代の頃河川沿の田ありて灌漑の便はよきも、水害の患多きを常とせり、是卽ち天の川依田なり。

（大日本租稅志）

天の邑併田（**アマノムラアハセタ**）

田地廣大にして諸村邑併會して耕作したる田を云ふ、神代の頃、人口稀薄にして土地廣大なりければ、一村邑の農民にて耕作して尙餘地あれば、數村邑の民併會して耕作したるが故に此の名あり。農地共有制度に關する記錄の片鱗として見るべき乎。（大日本租稅志）

網役（**アミヤク**）

海邊又は川岸に住し網を以て魚類を獲る者より徴收する小物成にして、今日の漁業稅に等し。

（地方凡例錄）

阿彌陀之裏起證文（**アミダノウラキシヨウモン**）

加賀國にて明治以前行れしものにして、阿彌陀如來を印したる紙背に書きし起請文をいふ、（此地方にては起請文を起證文と書せり）同國には一向宗の信徒多きを以て、其の信徒に限り牛王の裏書を用ゐずしてかゝる特殊の誓詞を用ゐるしと見えたり、其の書式左の如し。

右の條々相背候者、一代願申後生無に罷成、其身之義は不㆑及㆓申上㆒、二人之親共阿彌陀如來之御罸を深罷蒙、無間之底に墮在し、未來永劫浮世更〻有㆓御座㆒間敷候、依而阿彌陀之裏起證文如㆑件。

年號月日　　何村何某

誰　殿

〔引例〕一向宗は阿彌陀之裏、他宗は靈社之裏に誓詞血判爲ㇾ致可ㇾ申事。（檢地方御定格要用）

漢部（アヤベ）

古代、歸化せる漢人にして、其能く綾を織る者あれば之を綾人と云ひ、其の部を綾部又漢部と云ふ、時の朝廷綾を織ることを大に奬勵せしを以て綾工の技大に發達せりと云ふ。漢人は應神天皇の二十年に歸化せしを其始めとし、後ち歸化したるものなるも初め渡來せし漢人の稱に倣ひて皆阿夜毘登と云へり、されば綾工にあらざる漢人をも阿夜の某と云へることあり、又日本人にて綾を織る者も亦漢人と云へることに依つて見れば、漢人とは綾を織る別稱と云ふて可なるべし、而して雄略天皇十六年に召集したる國內の漢部は皆漢人の綾工なりしと云ふ。

〔引例〕雄略天皇　十六年壬子桑に宜しき國縣に詔して桑を殖えしめ又秦民を遷して庸調を獻らしめ又漢部を聚て其の伴造を定む。（大日本農史）

荒子（アラシコ）

荒子は一に荒師子と書す、農家の奉公人をいふ。力業にて骨の折れる仕事、卽ち荒仕事をする者の義ならむ、關東及び御料所に此稱あるを聞かず、多くは西國邊にて唱ふる所なり、德山藩地方書中の當家御制法、寬文十一年八月廿三日の令文に、當暮諸村より荒師子不ㇾ被二召仕一候事と見えたり。（德山藩地方書）

荒起（アラオコシ）

新しく打起す義にて、田地を耕す第一番の作業をいふ、土地に因り年內雪降らざる前荒起すもあれど、大抵は早春に之を行ふ、手廻し宜しき程土くだけ宜しきよしなれば、早く出精すべしとの事なり。

〔引例〕荒起は如何にも春早く致し、土境迄深く打起可レ申候、中略第一作業之儀年内より致二用意一萬端指圖不レ申樣に可レ仕候、春に至沼田所は早速雪消間より荒起爲レ致可レ申候。（耕作仕樣考）

有田（アリタ）

田又は畑の有り高と意ふ義にして、田地賣買證文又は質入證文の冒頭に田畑の反別を記する場合に有田何反何畝、又は有畑何反何畝と記するを例とす。徳川時代の證文類に此の字の使用を見ること多し。

有幅（アリハバ）

有田、又は有畑と云ふに等しく、田地賣買證文等に一、田何反何畝、此の有幅何町何反とあれば、其證文に掲上したる田地の總面積と云ふ義なり。

〔引例〕永代宛り申畑地の事
一、下々畑拾歩　高四斗二升
一、…………
一、…………
畑有幅　長貳拾貳間　横貳拾貳間
宛米六升
右畑地永代宛申候處相違無之候云々。（永小作論）

有毛檢見（アリケケンミ）

田方上中下の區別なく、村民に於て稻作の優劣を檢し、其土地を達觀の上、平準を取り、田の等級及び反別の廣狹により、登量を定め、尚ほ村の經濟事情等を斟酌して、其年の租稅の取上高を決するを云ふ。享保以來の法なり。

〔引例〕有徳院樣御代、享保年中、御勘定奉行、神尾若狹守、被二相伺一御料所の分不レ殘有毛檢見に成たり。（地方凡例錄）

有毛取法（アリケトリハフ）

徳川時代に於ける田租徵收法の一種にして、他の別法たる厘取法及び反取法に對して云ふな

り、即ち毎年秋期吏員をして農村を巡見せしめ其出來榮を實檢し、作毛の良否により年貢の取箇を定むる所謂檢見法のことを云ふ其意有毛檢見に通ず。（日本農政史）

荒所（アレシヨ）

田畑種々の天災に罹り、又は事故の爲めに荒損したるものをいふ。仙臺藩などにては、當荒、付荒、永荒等の名目あり、當荒とは恢復の見込あるものにして、起返の年期を定めたるものなり、付荒とは水旱等の災害にかゝりしもの、即ち其の年の物成引なり、永荒とは崩山砂山等にて殆ど恢復の目途なきものをいふ、別に永損地と稱するあり。

〔引例〕　荒所起返別極、去年までの分御高入被二成下一當年起返り之分より、此末年々荒所起返別極に被二相備一候様、御吟味被二成下一度候云々。（仙臺藩租稅要略）

青茶（アヲチヤ）

青茶とは、山家にて朝餐に使用する飲食物をいふ、人數十人程ある家にては、茶の木の枝を青葉の儘折り來りて大鍋に入れ、凡そ米三合を磨り鉢にて能くすり、之を和して煮熟し、大きなる椀天目にて五盃若くは十盃を傾け、橡の實柿などの團子を食して半日の食料に供すといふ、專ら青葉の茶にて煮るを以て此名あり、當時山家に於ける粗食の程度を察すべし。（國家要傳）

行脚僧（アンギヤソウ）

行脚僧は諸國を巡回して修行する僧侶を云ふ行脚は禪語にして、抖擻に同じ、諸國の名僧或は知僧を訪問し、禪學の研究を爲し、併せて諸國の民情風俗などを調査したるものなり、古代苟も高僧たらんと欲する者は、先づ其の修行と

して數年間諸國を行脚せざるべからず、所謂知識の交換を爲して其の識見を博むるを例とせり。

〔引例〕龜山天皇弘長三年十一月、執權北條時賴卒す、時賴意を政事に用ゐ、職を解くに及て、遐荒僻壤の吏が敎を奉せずして、下に寃柱あらんことを慮り、親自ら羸服し、陽りて行脚僧と爲り、四方を周巡し風俗を觀省し、民の疾苦を訪ふ、如し寃柱の者あれば切に事情を問ひ、書を作て之に與へて以て證驗と爲す（大日本農史）

イの部

池役（イケヤク）
官地に屬する池沼等の中に生ずる水草を採集し之を肥料に供する時は、其が小物成として若干の金錢又は米を納む、之を池役と云ふ。（地方凡例錄）

池魚役（イケウオヤク）
官地たる池に產する小魚即ち雜喉を捕獲する村中又は個人より上納する小物成を池魚役と云ふ、而して一度此の小物成を納め始むれば、例令漁業を止めても、納稅は止まらざりしと云ふ。（地方凡例錄）

池運上（イケウンジヤウ）
官地たる池より鯉鮒其他の淡水魚を捕る人民より徵收する稅なり、其性質池役に似たりと雖池役は村より納むる定納小物成なれども、此池運上は浮役なり。（地方凡例錄）

五十集役（イサバヤク）
魚問屋より納むる稅金をいふ、仙臺藩にては五十集四分問屋の設あり、一種の株式にて藩廳に於て之を許可せり、問屋は海濱の漁夫より駄送せる魚荷を賣捌き、口錢として賣上百文に付四文を所得す、當時藩廳は口錢の多少を見積り、一ヶ年幾何と其の額を定め、問屋に之を請負しむるか、又は年限を期して一任し、每年二期に收納し、藩廳よりは手當として請負高の十分一を給與せり、因て四分一、十分一の唱あり。（仙臺藩租稅要略）

石屋役（イシヤヤク）
石工に課する役錢なり、尤も國により石工には何の掛り物を上納せしめず、勝手に營業せし

むる所もあり。（地方凡例錄）

一里塚（イチリヅカ）

一里と云ふ語の始りは「里」より「里」の間を一里と云ひしに始まれりとの事なるが、支那にては六町を一里とし、日本にても奥州あたりにては六町一里の處もありたりと傳ふ。其三十六町を以て一里と定めたるは天正年中、織田信長の時代に始められたるに基く、而して一里每に塚を築き、塚の上に榎木を植ゑて目標としたるは、德川氏の世、慶長十七年に創始せられたり、讀者若し東京郊外、西ケ原なる國立農事試驗場の前を通らんか、道路の眞中に塚あり、塚の上に大きなる榎木の空高く枝を張りたるを見ん、是れ德川初世に定められたる一里塚の名殘りなり。（地方凡例錄）

一領一匹（イチリヤウイツピキ）

肥後の細川藩内に於ける阿蘇地方の郷士の別稱なり、此の外同地方には地士と云ふものもありたり、蓋し甲冑一領と馬一匹を用意して、一旦事あるの日、藩主の御用を勤むべき鄉村在住の藩士の謂なり。

〔引例〕一領一匹は出師準備、地士は護國準備、卽ち國民軍に從事するの義務を負擔せしものにして、細川家は此の義務に對して荒蕪の地を之に與へたれば云々（阿蘇の永小作）

一領具足（イチリヤウグソク）

土佐に於ける長曾我部元親時代の農兵制度にして、少許の土地を領し、自ら耕して家計を營み又自ら飼へる馬を有す、平生は定まりたる勤仕なく、且つ儀式的なる社交の束縛を受けず、而かも出耕の際には甲一領と鞋と糧とを槍に縛し之を隴上に立て、一旦事あれば直に戰陣に走せ參したる故一領具足とは云ふなり。

〔引例〕元親君の時は今とは違ひ、凡そ田地を持てるものは皆侍としたるものなり、兵を農より起す

樣の仕道なり、出家社人にても、田を作れば兵を出す樣にしたるものなり、之を一領具足と云ひて、自分に鎌鍬を以て田地を作れとも、具足一領用意して事起れば、いなや陣立することなり、秦主のとき兵を農より起すの仕樣、孔明の屯田の法と同じ（野中兼山）

一番取納（イチバントリオサメ）

一番取納とは、肥後にて稱する所にして、他村に率先して第一番に貢米を上納するをいふ。同藩にては奬勵の爲め、藏所に高札を建て之を彰表し、且つ領主より酒一樽に肴を添て下賜するの例なれば之を得たる村民は大に歡喜し祝盃を擧げて醉舞し近村を聳動す、近村の庄屋之を聞てあせり、嚴重に催促すれば是も速かに上納することゝなる、故に肥後にては十月初旬に貢米を皆濟すといへり。（肥後國耕作聞書）

市場（イチバ）

昔より場所を定め、毎月幾日と日を極め、其日に商品を持寄り賣買するを市場と云ふ、處によりては其の毎月の開催日を以て市場の名とせるもありたり、四日市、七日市、十日市の如き其の例なり。

（引例）市場近所に新規に町家取立る事成かたし、願出るとも、最寄の市場相糺しなくは、品により新規に町家免す事もあり、元市より拒絶あらば不ゝ免也。（地方凡例錄）

市場運上（イチバウンジヤウ）

德川時代市場の開設を願出づる者あれば、能く吟味を遂げて之を許すこともあれども、容易に許さゞるが常なりしと云ふ、而して市場を許したる所よりは年々運上を徵收す、之を市場運上と云ふ、臨時に立てらるゝ市場の營業稅の如きものなり。（地方凡例錄）

一揆（イツキ）

一揆は、武器を執りて蜂起せる徒黨を云ふ。同志相謀りて黨を結び亂を起すものにして、中世は一黨の軍兵の稱なりしが、後世に於ては、土民の共同して一群となつて蜂起するものを呼べり、卽百姓一揆、一向宗一揆、外士一揆、花一揆、平一揆、法華一揆、德政一揆、長島一揆、馬借一揆等にして、其の徒黨の性質により、或は黨人の種族により、其の名稱を異にせり。

〔引例〕後花園天皇文安四年丁卯、是の秋土民一揆蜂起す、鐘を打ち私に債負除放と唱へ京師を掠略す、足利義政兵を諸道に募りこれが備へを爲す、初め德政の行はれしより、姦民隙に乘じて亂を爲し、白晝相率ゐて民家に入り資財を劫奪す、遂に兵を召して之を禦ぐに至る、而して兵卒の京に入るや、亦良民を暴殺す、人滋々これに苦しむ。(大日本農史)

一畝(イツセ)

一畝は田制區劃の稱にして、方六尺一步の三十步の田地をいふ。卽ち十畝三百步を一段といひ、十段を一町といふ、町段畝步を總稱して段別又は畝步と稱す。畝の稱起りてより、從前の「大半小」の稱は用ゐざることゝなれり。

〔引例〕中古方六尺五寸爲レ步、其三十步爲レ畝、其十畝爲レ段、天正年中改復用二六尺法一、其三十步爲レ畝十畝爲レ段、十段爲レ町、今從レ之(和漢三才圖會)

一頃(イツケイ)

田の面積の單位にして、支那の唐時代の一頃とは百畝の地を云へり、卽ち唐の玄宗帝、開元二十五年に令して、百畝を以て一頃と爲すに到りしと云ふ。蓋し今日吾人が文に綴りて萬頃の水田云々と云ふは、單に無數に廣き田と云ふ意味にして、萬町と云ふに等しけれども、頃の呼稱は支那の田制より來れりとす。

〔引例〕淸和天皇貞觀十五年、癸巳太宰府言ス、昔し唐の制に丁男中男に田一頃を給し、殘疾癈疾に四

十畝、寡妻妾に四十畝とせり云々。(大日本農史)

一俵(イツペウ)

一俵とは古來米麥其の他雜穀を貯藏運搬或は納租、賣買するに、稻藁を以て製したる俵に容れたる單位の稱なり。一俵の容量は地方により異同あり、德川時代に於ては各藩其の定法ありて之に從へり、例せば關東地廻りは三斗七升入、出羽の內村山郡は三斗七升入、田川、山利、飽海郡は四斗八升入、奧羽岩越は三斗三升入　白川、福島四斗入、越前越後四斗入、甲州三斗六升入三州、遠州、駿州、美濃は四斗入、尾張は五斗入、作州三斗三升入、丹後、備中、備後、但馬は四斗入、豐前、豐後、攝州、播州は五斗入なり、又關東の內にても、總州筋私領には四斗入もあり、右の外諸國によりて俵入の異同ありて現今尙ほ其の慣習を存すと雖、米穀檢査法施行の結果全國四斗入に一定せるの狀況なり、蓋し俵入に異同ありしは、多くは運搬上に基因するものゝ如し、卽ち陸路人馬に依る地方は俵量少く、海路の便に依る地方は容量多しとす。(大日本農史)

一作宛(イツサクアテ)

土佐地方の通言にて、租稅は悉く地主より出して其の地を自由にし、小作人は少しも權利なき土地をいふ、此外に永代宛(上は土扣、圍宛、定宛)あり、是は盛扣とも稱すれども、又租稅を地主より出すもあり、右一作宛り主の權利は此盛扣主より遙に低し。(土佐國地方慣習手引草)

一作引(イツサクビキ)

德川時代に於ける課稅技術の一種にして、水旱若くは蟲害のために稻を植付けず、或は植付後損耗を來し「皆無引」として、其年限り免租する田地を云ふ、此他堤防修繕、一時物置場に使用

せし土地、又は荒地の程度極て輕くして、其年限り減租し、翌年回復の見込ある田畑をも高内引こす、之を亦當引こも云ふことあり。（德川幕府縣治要略）

一錢切（イツセンキリ）

一錢を盜むも斬罪に處するの義をいふ、此は普通にいふ所の說なり、或は云、一錢かぎり取立る罰則なりこ、其の他種々の異說あり、此法は織田信長より始まるこいふ。

〔引例〕(1) 軍勢味方の地において濫妨狼藉之輩、一錢きりたるべき事。（天正十八年七月豐臣秀吉小田原陣條目）

(2) 織田公は云々、既に足利氏に代り近畿二十餘國を平定し政を修め法を立る甚嚴なり一錢を盜む者も死罪に行ふ是を一錢切といふ。（艮齋閑話續下）

(3) 貞丈按に、一錢切と云は、犯人に過料を出さしむる事ならん、切の字は限りなるべし、其過料を責取るに役人を差遣し、其犯人の貯へ持たる錢を有る限り取上る、譬へは僅に一錢持たるとも、其一錢限り不レ殘取上るを一錢切と云ふなるべし。（安齋隨筆）

一寸二寸（イツスンニスン）

一寸二寸は、石別反別の割宛りをいふ際の方言にて、一斗を一寸、二斗を二寸こ唱ふ、因て檢見の時にも何寸何步の上り下りこいへり、筑前地方にては之を一厘二厘こ呼べり、是は一寸二寸の誤なるべしこいふ、意ふに寸は斗の字の略書ならむ。（田法雜話附錄）

一村限金高帳（イツソンカギリキンダカチヤウ）

明治初年に於ける徵稅帳の一種にして、河港道路堤防等の修繕工事に要せし經費を、全國一村毎に調査し、工事竣成の順序に從ひ、其の年

七月三十一日及び翌年一月三十一日の二期に於て、各府縣より内務省へ上申したる工事費精算報告書なり。

〔引例〕明治七年十二月二十二日、河港、道路經費金の支給及一村現金高帳上申の方規を定む。(大日本農史)

一段頭・一町頭(イツタントウ・イツチヤウトウ)

一段頭とは、近古田制にいふ所にして、一段の十分の一卽ち三十六歩の地を稱し。(近世一段の十分の一卽ち三十歩の地を一畝といふに同じ)一町頭とは、一町の十分の一にて卽ち一段三百六十歩の地を稱す。

〔引例〕凡田以方六尺爲一歩、卅六歩爲一段頭、一段爲一町頭、十段爲一町積。(拾芥抄)

稻機(イナハタ)

稻を收納する時に稻を掛け乾燥する器を云ふ稻の收穫期に於て天候惡しく、稻を雨濕の爲に腐敗せしむるを遺憾とし、或年大和國宇陀郡の人、田の中に木架を構へ、稻穀を懸け曝して乾燥せしめたるを其起源とす。後ち仁明天皇承和八年酉辛閏九月太政官符により、稻機を諸國に奬勵すと見ゆ。是れ現今に於ける稻架に當る。

〔引例〕仁明天皇承和八年辛酉閏九月太政官符す稻を乾かす器を設くべき事右は右大臣の宣を被ふるに偁はく國は民を以て本となし民は食を以て天と爲す是を以て春雨初めて降りて老弱畝に東に赴き秋露稍く飛で丁壯穀を西に收む玆の五穀を保ち彼の萬事を濟す聞くが如きは諸國の百姓が稼穡を營む所偏に陽景を恃みて旣に霖雨を忘る如し雲影霽れ難く雨足歇まさるに逢へば稻を中庭に置きてこれを見て且つ飢う庶民の愚一に玆に至る大和國宇陀郡の人は田中に木を構へ稻穀を懸け曝す其の穀の燦くこと火災に當るに似たり俗に名づけて稻機と云ふ宜しく諸國に仰せて廣く此の器を備ふべし專ら人を利するに緣る疎略にすることを得ざれ。

（大日本農政類篇）

稻叢（イナムラ）

稻叢は俗に稻村と書す、稻の穗を拔き其の藁を束ね、幾重にも積み置けるをいふ。地名にも鎌倉に稻村崎あり、夫木集五に「雁鳴てうちつみわたるいなむらの秋のたねこそ春にまくらめ」とあるは、穗のまゝに積みしものを詠したりと覺ゆ、今乾したる稻を家に運び、庭に積置くを「稻の子」といふ、此歌或は之をいふか稻叢は又「にゆふ」と呼ぶ地方もあり。（老農夜話）

稻荷神社（イナリジンジャ）

保食神（倉稻魂）を祀り奉る社をいふ。イナリとは、稻生の義なり、（「に」と「り」と音通す）人生に缺くべからざる穀食の神なるを以て各地に奉祀す、一に御田神ともいふ、江戸の俗言に、多きものを「伊勢屋稻荷に犬の糞」といへり、山城國紀伊郡三ツ峯を本社とす、稻荷山なり、毎年二月初午の日を以て專ら之を祭る。

〔引例〕(1) 神代紀に、保食神の腹中に生レ稻と見えて、稻生の義なり（和訓栞）

(2) 元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神始現レ于二伊奈利山一、以二長曆一推レ之、則其日當二初午日一、今不レ用二九日一而以二午日一諸人參詣、俗謂二初午日一。（諸神記）

(3) 今按に、倉稻魂を二月に祭れるは、當春旣に農事を興す時なるがゆゑに、仲春の候にして斯神を祀れるなるべし、和銅の頃より初午を用るにや、初午夜の事久しきより聞えたり、源隆國の今昔物語に、むかし二月のはじめ午の日には、京中の貴賤稻荷まうでとてあつまり參るなり云々。（成形圖說）

稻置（イネキ又イナギ）

上代に於ける天皇に屬する一種の官吏なり其の職掌は詳ならずと雖、百姓より納むる稻を收納して之を守る役目を有したる故、稻置の稱起

りたりと云へば、今日の所謂收税官にも當るべき乎。（日本農政史）

稻の熱（イネノネチ）

稻の熱は、稻の病患にて、加賀藩の地方官は之を六種に分てり、卽ち柴熱（赤葉熱ともいひて、稻葉赤くなるなり）摘剪熱（葉先二寸ばかり摘みきりたる如くなるなり）蠟燭熱（葉先二寸ばかり赤くなるなり）胡麻熱（葉に黑點出來て胡麻をふりかけたる如くなるなり）舞上熱（黑熱とも引込熱ともいひて、稻葉黑くなり、漸々小くなりて、終には其の株たゆるなり）よりにち（葉よりになるなり）是なり、常に立毛見分者の注意を要する所たり。（立毛見分心得）

要夫（イブ）

鹿兒島藩に於ける農民卽ち名子（ナゴ）の別稱にして藩主が軍役に際し、農民を雜役に使用せん爲め要夫の名を與へたるならん。

〔引例〕　十五歲以上六十歲以下の丁男を要夫（又は用夫）と云ふ、則ち各戶の男子十五歲に達すれば「要夫入」とて一人前の義務の負擔者となり、六十歲に達すれば義務の負擔を免る、之を「要夫外れ」と云ふ。（舊鹿兒島藩の門割制度）

家司（イヘノツカサ又ケシ）

王朝時代、朝廷に仕ふる高位の官職の家に隸屬する役人の謂なり、卽ち官職三位以上の家には朝廷より役員を附屬せしめたり、之を家の司と云ひ、今日の家扶又は秘書官にも當るべき乎例へば一位の家には家令一人、扶一人、大從一人、小從一人、大書使一人、小書使一人を屬せしめ、其より位階の上り又は下るに從つて家の司の數に等差ありたり。

〔引例〕　陽成天皇、元慶五年辛丑、制して義倉の穀を輸さざる三位以上の家司の季祿を拘留す云々。（大日本農史）

戸調（イヘノミツキ）

戸別に布を納めしむることにて、今の戸數割なり、一戸には貲布一丈二尺を納めしめたり、大化新政以來、田に租稻を課し、人口に應して布帛を出さしめ、戸別に布を納めしむ、尙調の副物として、鹽魚介をも調物となせり、當時の農民の負擔輕からざりしを知るべし。

〔引例〕 前略文戸別の調を收る一戸に貲布一丈二尺なり、後略（大日本農政類篇）

今作（イマサク）

主として對馬の宗氏の藩に於て行はれたる田制上の用語なり、蓋し對馬の土地制度は一種藩有の如きものにて、之を一般に公田と稱へたり其公田の作り手なき時、村役人に於て一應此土地を管理し、更に之を他の農家に耕作せしめたるを今作と稱へたり。

〔引例〕 公田中に作り主なきときは下知役より人選し役印ある書付を與へて耕作せしむるを今作と唱ふ、貢租不納すれば直に之を取戻して又別人に付す、相對の契約にて代耕せしむるを小作と唱ふ、何十年續耕するとも地主の都合にて何時にても取戻すの權あり（全國下縣郡）

（全國民事慣例類集）

入會（イリアヒ）

一村又は數村の百姓が或る區域の山林又は原野に入り會ひ、其のうは木又は毛生を採集するを云ふ、入會權は今日の法律上より見れば其解釋甚だ面倒にして、或地の入會は毛生のみ入會權の目的たるあり、又或地は地盤毛生ともに入會權の目的たる等あつて一定せす、現行民法にても、一定の規程をなし難かりしものと見え單に慣習あるときは慣習に從ふとのみ記しあり而して入會地は古代原始林の殘れるものにして

之が用役の慣習は日本の農民史研究上甚だ興味ある事項なるに拘らず、我政府が最近十數年來無雜作に之が廢滅を行ひつゝあるは聊か惜しむべきものあり。

〔引例〕 都て入會は古例次第、新規入會禁之、或は二村持限の秣は一村にて取り餘る程の大場、他村より草札錢相納、禮を以て刈取る處もあり（中略）入會の秣場に假橋を掛け、他の往來禁じ之定法也、都て馬草場無ては耕作さしつかへ、大切のものなり云々、（地方凡例錄）

入歩（イリブ）

檢地上の用語にして、田畑が作道などを隔て同人所有の土地となり居れども、別に一筆と爲す程にも非ざるものは、之を一筆中へ併入することあり、之を入歩と云ふ。（徳川幕府縣治要略）

入畝無地高（イリセムチタカ）

畝高を入狂はせ、其の實は其の土地なきものをいふ、例せば一反の水田を賣拂ふ時、年貢四俵の地なりせば其の代價にては望む所に不足するを以て、四俵の田を二俵とし、外の四俵の田を六俵として欺き渡す事なり、此事は政府に於て固く禁制したり。

〔引例〕 一反の田を賣候節、年貢四俵成候所、夫にて田代少々にて引足不レ申候故、四俵成之田を貳俵に致、外之四俵成之田を六俵成に致賣拂候事、是を入畝無地高と申唱候事。（松山領代官執務要鑑）

圦樋（イリヒ）

圦樋は、堤下に埋めて水路を通ずる樋管をいふ。溜池の水を導くに圦樋を用ひ、河川水を井路に引き、又惡水を排泄するにも使用する地下の通水設備なり、古來發達せる土木工事にして

後世の參考となるべきもの尠からず。

〔引例〕 夏秋の節、堤川除圦樋往還道橋等破損し、村役を以て修繕し來る分は、村役たるべし。（大日本租稅志）

入流（イレナガレ）

土地を擔保として借金し返金し能はざるときは其の土地を金主に渡すを云ふ、足利時代の語にして俗に云ふ質流れのことなり，當時土地は借金の抵當物件として唯一のものなれば普通年季を定め借金し、若し年季明に至りても容易に返濟の途なければ，入流れとして金主に其質地を交付せしものなり。

〔引例〕 後花園天皇文安元年九月廿六日、足利藤勝令、恩地を沽却するは先條の制禁炳焉たり、然りと雖も近代此の如き類に安堵の判を下せし者は更に改動の沙汰に及はず、自今以後は年紀質劵等の外永地入流等を停止す、後略。（大日本租稅志）

色高（イロダカ又シキダカ）

色高とは雜稅と云ふ義にて小物成に通する語なり，例へば桑，漆，楮，茶，青苧等空地又は畑の周圍等に植ゑたるを引き括めて課稅物となし，之を高に結び附けて村高に組入るゝを總て色高とは云ふなり、要するに雜品に對する公課の義に解して可なり。

〔引例〕 慶安年中、信州の檢地帳には野手米、山手米などの小物成に高を付け，本途高内へ入、色高と記るし、定五つ取、四つ取も見ゆる、四木高等は其品の名目をあらはし、桑高、楮高なと記すもあり、亦其外の草木を野高としるす事もあり，云樣は種々なり、元來色高と云は、小物成高の異名の樣なるものなり。（地方凡例錄）

色代納（イロダイオサメ又シキダイナフ）

年貢の本物たる錢又は米の代りに雜物を以て納むるを云ふ、卽ち地勢其他の事情により米納

又は穀納をなし難き時は其代りとして藁、莚、糠、粟、綿、竹等を以て代納せしむるを色代納と云ふ、色とは雜色卽ち色々の物と云ふ義なり（日本農政史）

色取檢見（イロドリケンミ又シキトリケンミ）

有毛檢見と同一の檢見法なり、享保以後の有毛檢見は色取檢見に基き、之を修正して行ひたるものなりと云ふ。

〔引例〕　古の色取に習て今の有毛始りたり、大體色取同樣なる故有毛取を都て色取檢見と唱ふ、今の人は古のいろどりを知らず、有毛取を色取と覺え當時は一統いろどりと唱へ、有毛取と云ふことを不レ知人多ければ、色取と云ても、害なかるべし。（地方凡例錄）

蔭贖（イントク）

王朝の頃、父祖の緣故を以て出仕するを蔭とし、財力を以て罪科を免せらるゝを贖と云ふ、父祖の威力を藉りて官に就きしものに放縱不遜の官人多かりしこと、大罪を犯すとも財貨を以てこれを償ひ其の處刑を免せらるゝ暴慢の徒多かりしことは當時國務を司る者の苦痛とせし處なりと云ふ。

〔引例〕　醍醐天皇延喜二年太政官符、其使及び莊の檢校專當領等と稱し放縱不遜にして以て國務を妨げん者は蔭贖を論せず、杖六十に決せよ、但元來實に莊家と爲し國務を妨げざる者は制限に在らず（大日本租稅志）

印手（インシュ）

印手とは手を紙片に印して證と爲すをいふ卽ち手形のことにして、中世足利氏時代の旅人は領主に願ひ印手を携帶し、關所通過の際之を關所役人に示し、勘査の上其の通行を許されたり後世の旅行免狀に相當すべきものなり。

〔引例〕　後奈良天皇天文十六年六月廿三日、足利義輝令、山城攝津丹波三國の關役は、寺家輩のみ往

古以來免除し、印手を以て其煩なく往來せしめし處、近年諸所に於て此令を守らざるものあり言語道斷なり、先規の如く印手を以て勘過せしむべし云々。（大日本租税志）

印銀（インギン）

印銀は徳川幕府時代佐渡一國に通用せし貨幣をいふ。德通定印の四ツの極印中、印の家を所々に用ゐたるより印銀の稱ありしこいふ、元和五年己未銀八百貫目を鑄造せしを始こす、上銀に比すれば大に賤しきものにて、寛永の中頃迄は年々に作りて國用を足したり、其の直は官にては金一兩を印銀五十九匁四分に換られしが、市にては六十二三匁に易るここにて、正徳改鑄に至るまでかはらざりし、正保四年丁亥の火災後、印銀の數を補はれてより常に鑄造せられず萬治の初錢の通用始り、印銀一匁を六七十文に易たり、此印銀も他國に流出し、又僞造の者ありて、慶安四年辛卯數人嚴刑に處せらる、此頃改鑄せられけるに、元和寛永に造れるは夥しく失せたりこ見えて、僅かに五百八貫五百二十七匁のみあり、僞造も二百八十二貫三百九十三匁九分ありければ、上銀を加へて定位に歸し、其の數多ければ流出の恐ありこて總て、千九百二十六貫百七十一匁二分五厘に止めぬ、正德四年甲午より金一兩に印銀百六十目印銀一匁に銀二十六文に易へしめられ、夫より沿革ありて寶曆十一年辛巳遂に印銀を廢し文銀を通用することなれり。（吹塵餘錄）

印下々（インゲヽ）

印下々こは、下々田より猶劣りたる惡地をいふ。卽ち田位最下等の義なり、かゝる惡地は多くはあらず、要するに檢地の際、下々の田に印しをつけ、別に爲し置く故印下々こはいへるならむ、蓋し因伯二州地方にて唱ふる所こ見ゆ。（因

伯受免出來）

印符考物（インフカンガヘモノ）

仙臺藩にて稱する所にして、田租の免引を爲すをいふ　當時農政上最も重大の事件こす、印符こは卽ち陰符にて、深く其の方法を秘密にし啻に人民をして其の端倪を窺ふを能はざらしむるのみならず、當局者の外諸役人こ雖之を知るものなからしめたるか故に此名ありしこ云、又見當割こ稱す、此法は不作の年檢見を爲し免引方を爲す場合に用ゆる算法にして、其の概略をいへば、先づ畝反並を拵へ、毎一歩の收穫米を見積り、其の收穫米に五勺づゝの差違を立て之を免引の目的こす、五勺づゝの差違を立るが故に又「五勺ハタカリ」の稱あり、豫め仙臺市中の米相場を調査し、其の平均を以て其の年の相場を定む、是は勘定方より管內に達す、其の相場は此免引を爲すの基本にして、之を眼こ稱す、其の眼を以て前の收穫米に引合せ、而して免引の步合を定るものこす、是れ所謂印符考物なり。（仙臺藩租稅要略）

ウ　の　部

植代切（ウエシロキリ）

植代切は、一に小切とも云。稲を植る七八日前より著手して田土を切り返すをいふ。先づ田の水加減を爲し、馬にて十分に細かに犂き、其の跡を鍬にて土に高低なきやう懇にならすべし此時「螻蛄まはし」とて疇の廻りに注意し、螻蛄の穴など水の洩りさうなる所を能くぬり付るなり、馬一匹にて大概一日に四度程も犂く、又馬を行せざる者、或は地深くして馬の入ざる沼田などは、鍬にて能く切るなり、農夫一人一日に五百五十歩程を切ると云。此際肥料も殘らす仕込むものなり。（私家農業談）

うからやから

上古史に屢々散見せる「うからやから」の語は、即ち親族の義にして、其の範圍は今日之を明にし難きものありと雖、古書には族、同族、子弟、同姓、骨族、眷屬、黨などの字を「うからやから」と訓したるより見れば、後の所謂五親等などにも及びたるやうにも思はる、或は「うから」は父母妻子兄弟を云ひ、「やから」は外家姻族を云ふ如くにも聞ゆ。（日本法制史）

浮地（ウキチ）

我封建時代に於ては農民に掛くる課税往々苛酷に失せし爲め、百姓の中其苦痛を免れん爲めに密かに逐電して姿を晦ますものありしが、之を缺落と呼び、缺落者の殘したる土地を浮地と云へり。

〔引例〕　家内連れて欠落いたし候故、跡は取人なく、組合にても不申受取故、浮地とはなるなり。（不鳴條）

浮役（ウキヤク）

浮役とは其税源の浮動して定りなきを云ふ、卽ち其の課税物件時に或は起り、或は沒するものに課せらるべき不定期税の謂にして、藩の財政上より云へば、他の本物成、小物成に比して一層輕き地位に在り。之に反し定役は毎年所定の額を必ず納めざるべからざるものを云ひ、一國一藩の財政上より云へば、前者に比し遙に重要なる位置を占む。

〔引例〕 定納に成がたき物を浮役と申候、譬は、流作場の取箇に類したる物にて、今年は收納すれども、來年は不定なる物故、浮役と申よし、承り候（增補田園類說）

浮免地（ウキメンチ）

鹿兒島藩に於ける土地の稱呼の一種にして、薩藩特有の土地制度たる門割に編入せられざる土地、卽ち農民の耕作地たる門地より浮び出てたる土地と云ふ意にして、外城に在住せる鄕士の自作自收する土地なり。

浮御貯籾（ウキオタクハヘモミ）

浮御貯籾は、羽前國酒田藩備荒儲蓄中の名稱にして、卽ち組々及び御代官所より支出せしものに係る、是は非常の凶作にて、內米沖出等を停止するも、尙ほ穀物不足し米高直にして、細民難澁の時の準備とす。此貯穀は郡代の裏判を以て支出す、要するに通常の備荒儲蓄に外ならず。（天保非常備籾立方諭達）

請免（ウケメン）

小祿なる旗下の知行所等にして、派出すべき役員無之により、土地の村吏を召喚し、其年の作柄を質し尙ほ他村に就て比隣の豐凶、評判等を聞き、更に座上の談判を以て、前年額に增減をなし、納額を決定するを請免又は居檢見（キケンミ）と云ふ。居ながらにして檢見するの義なり。

〔引例〕 名主呼出し、常年の出來形承り、尙又外々にても、隣村の豐凶風聞等を聞糺し、去年の出來

形より宜き沙汰なれば、去年に何程相增可ㇾ受旨、名主へ申聞、又出來劣願筋あれは、承屆、押合ひて取箇を究め、或は五ヶ年取米致ニ平均一其年の豐凶に隨ひて、平均取米に增減致し、究めることもあり、是を請免と云ふ。（地方凡例錄）

請山（ウケヤマ）

他村の山の毛生たる草木類を採集するため年季證文を入れ、毎年小作料を拂ひて入村し、年季滿れば更に亦一定の年限を定むるを云ふ、別に採集地の地盤又は毛生の採集に付き權利ありと云ふにあらざれば、此の場合に云ふ請山は入會地にはあらず。

〔引例〕 請山と云は、他村の山に年季を限り證文を入れ、何年季にても極、山手米差出、立入を云常の小作同様なり（地方凡例錄）

臼杵（ウスキネ）

臼は、宇須と訓す、穀を舂つき餅を搗くの器なり、松木を以て之を作る、大抵高さ一尺八寸圓くして上下平かなり、上を凹くして穀餅を承く、杵は岐爾と訓す、此を以て搗く、杵には細腰のものもあれど、專ら槌大のものを用う、說文に古者掘ㇾ地爲ㇾ臼、其後穿ニ木石一と見えたり以て其由來を知るべし。（百姓稼穡元）

薄土（ウスツチ）

薄土は、厚みなき土にて一名一皮土（ヒトカハツチ）といふ。作り土の下小石か小砂にて、上一層は七寸か八寸位土とす、かゝる地は日損多し、耕作するに隨て小石小砂は地上に露はるゝものなり、又作り土一尺五寸若くは二尺もある所は、上等の土地とす、而して下土（シタツチ）は場所により一様ならざるも、小石か砂ある所は、萬物根さしよし、岩土ヘナ土の角はあしゝと知るべし。（百姓傳記）

うせ植（ウセウエ）

うせ植は、失せ植にて植たる苗の失せたる跡

に植繼くをいふ。田植の後四五日を過ぎ、男女二三人つゝ其の田其の田に植たる苗を持たせ、田の中を縱横に殘りなく行歩せ、苗の失せたるを見出し之を植ゑしむ、或は兒苗の時は「苗クソ」こいひて塵芥にかくれ、又は鴨鷺に踏れ失せたるもあり、假令一株こうせざるも、心付けて植添ゆるがよし、四五日六七日づゝ置て四五遍も爲すべし、一番草取りして後又一遍して其の時は指苗を以て植繼くなり。

氏（ウヂ）

日本の古代社會は所謂氏族制度により固められたり、氏は元來祖先を同じくし居たる血族の團體を表示したる名稱なり、氏は主こして社會の上流に位したる貴族にして、其固有名稱は多く其下に從屬したる部の名稱又は居住せる地名に起りたるもの多し。

氏の下には種々の部なるもの附屬す、部は通俗に云へば當時の庶民階級にして農業を始め、其他の工業及び雜役を働きたる階級にして、此等階級の生産によりて貴族たる氏の生存を全からしめたり。

氏には大氏及小氏あり、小氏は大氏の分家ならんこ云ふものあれ共、然らず、唯大氏の方が小氏の方よりも一段高貴なる社會階級にてありしこは事實なり。氏族制度の根源に就ては或は天降人種の戰鬪員たる僚將を此國に土着せしむる時、優遇の意味に於て社會の上層に置きたるここが始まりならんこの說をなすものあり、或は然らん乎。

氏神（ウヂガミ）

通俗の觀念こしては村落の住民が共同に祀れる神のことなり。氏神の歷史的起源は上古の氏族制度時代に於ける共同の祖神にありこ雖、後には同一血族にあらざる村落住民の勸請したる

産土神をも氏神と稱するに至れり、兩者何れも所謂鎭守の神にして、村落住民の守護神なり。

打米（ウチマイ）

　打米とは遭難の際海上に打捨る米をいふ。徳川時代年貢米等を海運にて輸送するに際し、難風に遭遇して危險の場合には、荷米を投棄し、平安を神に祈りて難船を免るる慣習ありたり、故に廻米の船頭等にして不正のことを爲す者は往々に途中打米したりと稱し、苞俵を隱匿する事ありし、因て嚴重なる規定を設けて之を提警せり。

〔引例〕　三月城米運船條例船中に於て城米を鄭重に守るべし若し打米と稱し些少たりとも隱す者あらば船頭水主より親類に至るまで罪科に處すべし。中略難風に遭ひ止むを得ず打米する時は先づ粮米を捨てつくし、若し捨てさる者あらば沒收すべし。（大日本租稅志）

空ケ地（ウツケチ）

　空ケ地とは、作毛は勿論草木をも生育する能はざる土地をいふ。其の質は土かと見れば土にあらず砂かと見れば砂にあらず、灰かと見れば灰にもあらず、又塵芥の腐りたるかと見れば土の類なり、試みに水にたてゝ檢すれば濁りなく、恰も雲母（キララ）を水に入たるが如く、其のまゝ水は澄むなり、輕きことは藤灰瓦灰に似て水を保つこと能はず、是を以て草木を蒔付植込に生育せず畢竟土輕く地しまらず濕氣存ぜざること此の如し、此空ケ地には砂を入れ黏土（ネハツチ）を合せ、以て田地と爲すべし。（百姓傳記）

采女田（ウネメダ）

　采女とは王朝時代、少領以上の姉妹及び容姿端正の婦女を諸國より貢せしめ、之を朝廷の主水司及び主膳司に仕へしめたるものなるが、此

の采女の爲に置く諸國の田を采女田と稱したり即ち采女を貢したる郡は各養田三町步を置き、郡司に於て之を佃らしめ、耕作費を引き去りたる殘りを舂米として其儘又は輕き物に易へて之を京に送らしめたり、要するに美人を獻すると共に美人の食糧をも其の獻納者より徵收したるものなり。（日本農政史）

上前（ウハマヘ）

輸出輸入に課する關稅にして、仙臺藩にては四彊及海口に改所を置き、他領と出入する物貨より役代を徵せり、之を上前と稱したり、其の仙臺城下に入るものも亦之に準ず。

〔引例〕　海上上前

一御留物の外並御石、外他領へ相出候分、船百石に付金貳切。
一糶米百石に付、御役代五兩宛被二召上一候事。
一取立代其所にて金直し上納の事。
一所々浦方にて召上候上前代壹切は、壹貫文宛召上可レ申事。（仙臺租稅要略）

上乘（ウハノリ）

上乘とは、船中監護の任に當る者をいふ。幕府時代年貢米を遠國より江戶若くは大阪に廻航するとき、船中に於て積載の米俵を監護して來る者、其の間船內米俵の上に乘り監視の職を掌るより斯くは稱するなり。

〔引例〕　上乘百姓を番人と爲せば、米を盜むにより小揚の者を四座にして番人とすべし。
納米水揚の時、手代上乘をして監視し、俵に不同なからしむべし。（大日本租稅志）

上土（ウハツチ）

今日にて云ふ處の小作權と同じ意味に用ゐらる、農民の耕作上の權利と心得べし、土佐に於て此の用語最も廣し。

〔引例〕右地主の所有するを底土と稱へ、小作の所有するを上土と云ふ。（永小作論）

上べ賣・底賣（ウハベウリ・ソコウリ）

徳川時代に於ては土地を永代賣買することを禁止せられたる故、人民は金融のため種々の口實の下に土地の取引を行ひたり、上べ賣り・底賣の如きは、此の必要の下に行はれたるものなり而して其の最初年季賣又は本物返し又は本銀返し等の名の下に土地を一種の質入になし置き、其の約束の期限の來る迄の間は之を上べ賣にしたりと云ひ、年期來るも借錢を拂はずして愈々其土地を銀主に渡すことゝなりたる時は、之を底賣にしたりと云ふ、又最初より永代賣買の禁令を犯して土地を他人に賣り渡したるものは公然土地の底賣をなしたるものなるが、藩によりては寛永度の禁令を堅く奉して此の永代賣を頗る嚴重に禁じたるもありたる故、田地を公然に賣買することとは、通則としては行はれ得ざりしなり。（法制史の研究）

產土神（ウブスナガミ）

氏神の別名なり、卽ち本來より云へば、其村の守護神の意なり、蓋し氏神は元來血族團體の共同祖神又は守護神の意を表はせども、產土神と云ふ時は、單に一定地域に住む農民の共同神なる意を表はす、兩者は其性質に於て相似たれども、血族團體の氏神たると、地域團體の共同神たるとに於て差あり。

馬戶（ウマベ）

左右馬寮に隷屬せる民戶なり、馬戶の民は正丁（二十一歲より六十歲までの男）次丁（六十一歲より六十五歲までの男）中男（十七歲より二十歲までの男）共に服役せるものにして、交代して左右馬寮の雜役に奉仕する定めとなり居れ

り。

〔引例〕文武天皇大寶元年、制して曰はく、凡そ馬戸は分番して上下せよ、其の調の草は正丁に二百圍次丁に一百圍中男に五十圍とす。（大日本農政類篇）

海石（ウミコク）

海石は、漁獵ある海、又は河川の邊に在る村を、石高に入れ納稅せしむるをいふ、是は水帳に記載し、本高の如く高掛りもの殘らず納めしむるあり、或は水帳に記載せずして村高の外に、海高幾許と記して役金のみ納めしむるあり、古來如何なる原由にて高に入れたるか不明なるも、德川氏江戸に入りし後起れりと云ふ、初め漁獵海草の收穫高を計り、田地同樣に高に結びたるものと見ゆ、中頃より海川を高に結ふことも中止し、役永又は運上と稱し納稅せしむることゝなれり。

〔引例〕海石の事

一海邊附に海石何十石と結び、水帳に載せて本高の如く高掛り物殘らず、掛ることもあり、是れ古來より高に結び來るは格別、新規に海を石高に結ぶことは成ざるなり、只此の如きことも有りと云を知しむる爲に記す云々。（校正地方落穗集）

卜定田（ウラヘタ）

卜ひ定めたる田なり、古代上下の人何事を爲すにも卜占を以て事を行ふを常とせり、即ち古代皇子の生るゝに及んで其の祝儀の酒を釀造するに何れの田を以て定むべきかを卜ひ、其卜定せる田を之に充て、之により神酒を釀造する米を栽培したり。

〔引例〕神吾田鹿葦津姫卜定田を以て號けて狹名田と曰ふ、其田の稻を以て天の甜酒を釀し、之を嘗む、又渟浪田の稻を用て飯と爲し之を嘗む、（大日本租稅志）

裏判地（ウラハンチ）

土佐の通言にて、御郡方裏判地、御山方裏判地と稱し、原野、芝地、野山等を農民の請願に應じ、裏判を加へ上局に上申し、許可を與へて開墾せしめし土地をいふ、其の扱方は尋常の新田と異るなし。（高知藩田制概略）

裏印金（ウラインキン）

裏印金は、大垣藩管下にて唱ふる借入金の稱にして、本名を御代官裏印金といふ。卽ち御代官に於て證文に裏印を爲し、管下人民に貸與せし金子なり、請勘定の際村内窮乏にて納入すべき貢金なきより、其の賄として借入るゝものとす、初は個人に許せしが、後には一村借の外は聞届けざることゝせり。

〔引例〕　向後裏印金借入金相願出候節、一村借之外は聞届不ㇾ申候、無據難義に付一村借に候はゞ總百姓銘々割合等相糺、誰何程と借主身上未進高に相應之人別直印之證文取之可ㇾ申候、左無ㇾ之分は取揚不ㇾ申事。

明和七寅三月廿六日　郡奉行（坐右秘鑑）

浦究所（ウラキメシヨ）

浦究所は、毛利藩に於て稱する所にして浦番所をいふ。津口若くは港頭に在りて、稅關、水上警察、港務局傳船等に關する大略の事務を執れり、又庄屋の次席に浦年寄あり、船舶海員漁業者又は航海者運送物の發著に關する事件に關與し、浦究所の事務を補助せり。（毛利藩地方史）

粳糯（ウルシネ・モチヨネ）

粳は、宇流之禰と訓し、又うるち、うるのこめと稱し、日常飯米とするものをいふ。糯は、毛知與稱と訓し、餅及び强飯、味淋などに作る米をいふ。本草綱目に古者專指糯爲ㇾ稻、今粳糯通

稱ㇾ稻・粘者爲ㇾ糯、不ㇾ粘者爲ㇾ粳、其種近ㇾ百各不ㇾ同と見えたり。（百姓稼穡元）

漆年貢（ウルシネング）

自己所有地の山際又は堤防等に漆を植ゑ置き、其の掛り物として毎年上納する小物成の謂なり。（地方凡例錄）

漆木役（ウルシノキヤク）

漆木に課する年貢のことなり、會津藩に於ては、慶長四年漆木役の制を定め、領內漆木一本（四尺廻り）より木實一升五合宛を年貢として收納し、其後慶長六年漆木役一本に付、年貢蠟二十一匁宛を上納すべき掟となり、寛永年間に小買蠟、大買蠟及漆役上納の制加へられたり、現今會津地方に漆木多く且又有名なる會津塗の特產たるは、既に舊藩時代に胚胎せるものなりとす。

〔引例〕慶長四年己亥上杉景勝會津居城の時領內四郡中にて漆木役十九萬八千六百二十四本七分八厘と定む但し目通り四尺廻りを以て一本とす又漆木役一本より木實一升五合つゝと定めて之を收納し其の餘は所有者の勝手に蠟を搾り賣買するを許すと雖へども當時買人なく困難したるより其の買上を嘆願したるに金一分に付蠟六貫八百匁以上の相場を以て買上方聞屆けたり。六年辛丑蒲生氏鄕會津居城の時漆木役一本に付爾後年貢蠟二十一匁づゝ上納すべき旨を命ぜり是れ木實一升五合を搾り蠟二十一匁を得るにより所有者より蠟にて上納せしむるなり後略（大日本農政類纂）

運上（ウンジヤウ）

德川時代に於ける雜稅の一種にして、商業工業、狩獵、漁業又は運送業等に從事する人民より徵收する租稅なり、而して一定の率を定めて納付せしむるを運上といひ、定率なく、免許を得て營業するが爲に上納するものを冥加と云

ふ、故に最も判り易く云へば、運上は課税に屬するも、冥加は一種の献金なり、而して運上も、冥加も年により增減ある故に、又之を浮役と稱することあり。

〔引例〕　水車運上、市場運上、小漁運上、簗運上、池運上、鳥札運上、鳥運上、鐵砲運上、問屋運上油船運上、砥石山運上、帆別運上、（地方凡例錄）

エ の 部

永（エイ）

永とは永樂錢の略稱にして、徳川時代に於ては「錢」又は金と同意義に用ひられたり、永の起りは、足利氏の時代、國亂れて錢質悪しくなり且つ通用の日本錢少く、外國へ純金を渡して錢を求め、之を通用せしめる程なりしが、偶々鎌倉管領、足利滿兼の代にあたりて、相州三崎浦へ唐船漂着し、船中を檢するに、無數の永樂錢を積めり、仍て船を停めて時の將軍義持公に訴へしに、關東に着したる上は、管領滿兼の所有たるべしとの命あり、爾後此の永樂錢は廣く關東地方に於て流通することゝなり、諸年貢は勿論、民間の取引概ね此永樂錢を用ふるに到りし故、「永」の語亦隨て流布し、永何貫何文の使用普きに到り徳川時代にまで及びたり。

〔引例〕 上田一反歩
此分米六斗　石盛六ツ
此取米二斗四升　免四ツ
此永百六十文　一石五斗がへ
（地方凡例錄）

永高（エイダカ）

領主に納むべき租税を米穀の代りに金錢にて納むるに至りたる賦課額を云ふ、足利時代に始めて起されたる仕法なるが、徳川時代に到りては凡べて米納に改まりたる故此の方は廢れ、唯「永」の字のみ引き續き使用せられたり。而して永一貫文とは永樂錢一貫文を云ふなり、此の一貫文の「貫」の字と、當時の地積の呼稱貫高の「貫」の字とは全く別物なり、混同すべからず。

〔引例〕 (1)永高の初りは、京都將軍の時代兵亂多くて、鑄錢司の官も名のみにて、通用の和錢少く、異國へ砂金を渡し、錢をもとめしめ國用を達す、其内明朝の永樂錢勝れてよろしく多く渡り、（中略）年

貢の分總て此の錢にて納むへき旨命ぜられ、外錢四文に此錢一文を以て通用す、此節の年貢は皆是れ納む、其時代まで石高は無く、昔の遺風、武士の所領町歩も有て重に錢高なり（地方凡例錄）

(2)

一、永高二十貫文　何村
此取米五十石　但二石五斗代
永高十貫文　四方
此取米二十五石　但二石五斗替
内
永高十貫文　島方
此取米二十五石　右同斷
此永十貫文　（同上）

永大帳（エイダイチヤウ）

國郡の人口及課役に關する帳簿にして、其の式大計帳と同樣にして、永年之を用ふるが故に永大帳と云ふ、其の式は國郡の戶數を調査し其の課戶不課戶を記載し、尙各戶別に課役非課役數を調査せるを云ふ。政府は全國の戶口に就て調庸に服すべき者を調査し置き、此の調査に基きて種々の課役に服せしめしなり。

〔引例〕　仁明天皇承和五年民部省言す、永大帳の口率の數或る國は戶ごとに二三丁に到り、或る國は戶ごとに三四丁に到れり、而るに頃年損田使の帳を檢するに、多丁の戶は定て是損に遭ひ、多課の烟は必ず以て得と爲す、通計の率は理然るべからず、自今以後損得の戶丁彼是同率にせんとこれを詳す。（大日本農政類篇）

永小作（エイコサク）

永小作は別に又永代小作、永代卸、永代作、定卸、永世小作、永期小作、永久小作、代々小作、永作、永作卸、永年小作、永年季小作、永宛り、永當、相續小作、世襲小作、定受小作、永受、永水入等と稱せられ、普通の小作慣習に特立する一種の土地慣行にして　其特殊なる舊來の慣例又は双方間の契約に基き、土地の所持者より永期の使用權を授與せられ、又は他人の

土地の上に永期の使用權を取得したるものなるか、又は土地を他人に譲渡し永期の使用權を留保するものなるか、又は幕府法或は慣例により永期の小作地なることを認定せられたるものなるか、又は自己の所有地の帶べる債務の負擔こして、其土地の上に果實の收穫權を永久に他人に認めたるかの諸關係の總稱なり。

〔引例〕永小作と云は、質地の小作には無之、自分所持の田畠年季無之、數十年小作爲致を云ふ、永小作は地主にて無レ謂地面とり上げ、外の者へ爲レ作儀は成難し。（地方凡例錄）

永小作株（エイコサクカブ）

永小作人が土地の上に有する用益上の物權にして、別に又上土（ウハツチ）、小作株、作株、上毛田地、上毛地、開株（ヒラキカブ）、地株、開拓代價、上砂代（アゲスナ）、砂代開墾小作株、間徳（アイトク）、間作（アイサク）、盛株（モリカブ）、鍬先科、株米草切等とも呼ばれ、法律上の所謂永小作權に當る。

永代賣買禁止（エイタイバイバイキンシ）

德川家光は寛永二十年三月地主の土地兼併を防ぐ爲め、特に法令を以て農民の土地を永代に賣買することを禁じたりしが、此の禁令は明治五年二月十五日太政官布告を以て解かれたり、德川幕府が土地の永代賣買を禁制したるは、之により豪農の土地併有を防がんとせしものなるも、實際上は法令通り行はれず、種々の口實を以て村々に於て取引せられたるものゝ如し。

〔引例〕(1) 田畠を永代に賣渡しては百姓家督に離れ、有德成百姓は次第に田地多くなり、小百姓は段々潰れ、後は一村の田地一兩人にて所持いたし又は他村の百姓のものとなるにつき、大猷院様御世、寛永二十未年、自今永年賣買嚴敷制禁被ニ仰出ニ云々。（地方凡例錄）

(2) 地所永代賣買の儀從來禁制に候所、自今四民共賣買致し、所持候儀差許候事

明治十五年二月十五日　太政官

（同上）

徭帳（エウチヤウ）

官府に於て作製したる人民使役帳なり、卽ち一年の中に、諸國の人民を傭役せしこと、幾人なるかを記載したる帳簿なり、地方官が徒らに民を使役せざる樣監督する爲めに、特に帳簿を作り置き法に過ぎたるを訓飭するの資に供せしものなるべし。

〔引例〕平城天皇　大同三年戊子、諸國の徭帳を進らしむ。（大日本農史）

要月（エウゲツ）

要月とは、農事に重要なる時期、卽ち繁劇の月次をいふ。春より秋に至る迄、農事多忙を極め、耕耘は勿論養蠶等の副業にも從事し、農家として最も大切なる時期なり、因て古代は閑月に對して此稱あり。

〔引例〕凡そ差料は、富強を先にし、貧弱を後にし、多丁を先にし少丁を後にせよ、其分番して上役する者は、家に兼丁有らば要月にし家貧く單身ならは、閑月にせよ。（大日本租稅志）

易田（エキデン）

大化改新以後、田を人民に班給する際、特に瘠薄なる土地を班給する場合には、其の休閑地の代地として餘分の田を給したり之を易田と云へり、蓋し當時既に地力弱き田は三年に一年宛休むの慣習ありし故、此の休閑地の更地に充つる爲めの田を班給の最初より分配せしものなり（日本農政史）

驛田（エキデン）

古代宿驛に附與し、其の用途に充てし田地をいふ。令に、凡驛田皆隨近給、大路四町、中路三町、小路二町とあり、大路は山陽道をいひ、中路は東海東山道をいひ、小路は南海北陸道をいへり、一驛は山陽道は稻二千束、春米として

百石、（今升にして九十六石八斗二升に當る、）四斗入二百四十二俵なり、）中路は千五百束、舂米として七十五石、（今升にして七十二石六斗一升五合、同百八十一俵餘）小路は千束、舂米五十石、（今升四十八石四斗一升、同百二十俵、）を備置くと知らる。又驛路を大中小に分ちしは、當時令使の屢々經過する處と稀少の處とに因りしなり。（田令講義）

驛子（エキシ）

驛子は、驛馬を扱ふ驛夫を云ふ、又驛丁とも稱し、驛長の監督に屬す、古代孝德天皇大化二年、畿内の諸國に驛馬傳馬を置きしことあれば當時既に驛のありしを知るべし、文武天皇大寶の令に依れば、大中小路の諸道三十里毎に一驛を置き、驛毎に驛長あり、居舍に驛家あり、經費の爲に驛起稻あり、又後世は宿驛助成の爲め傳馬役夫を出さしむる助鄕の制ありて、旅行者の便益を圖りたり、現今北海道に驛遞の制尙存して、古來の如き施設を爲して旅行者に便宜を與へ居れり。

〔引例〕 前略、其主政主帳大毅以下兵士以上、牧長帳、驛子、烽子、牧子、國學の博士、醫師諸の學生、侍丁、里長、貢人の得第して未だ叙せざるもの、勳位の九等以下初位及び殘疾は、並に傜役を免せ、其坊長價長は雜傜を免せ（大日本租稅志）

驛起稻（エキオキイネ）

驛家の用に供せんが爲めに、正稅卽本稅の一部を割きて出擧して人民に貸付、其の利子を得るを云ふ、明律に起運起送等の語あり、驛起は驛を以て起送するの謂なり、蓋し交通の便を圖る爲め各街道に驛家を設けありしものにして、德川時代の宿に當る。

〔引例〕 (1) 文武天皇　大寶二年壬寅諸國の大租驛起稻及義倉並に兵器の數の文を始めて辨官に送る（大日本農史）

(2) 聖武天皇　天平六年正月十八日、諸國に勅命して雜色稻は驛起稻を除く以外、悉く正税に混合せしむ。(大日本租税志)

徭役(**エタチ**)

上古に於ける人民の勞役賦課の呼び方なり、徭役は之を「エタチ」と訓す、人民の朝廷の爲めに其身を役して兵役及び、宮城、池溝、道路、橋梁等の修繕營作の務に服するを云ふ。(日本法制史)

枝村(**エダムラ**)

一村の高を分て別に立たる村をいふ、帳簿には何村枝鄕何村と記す、其の高を分たざる枝村は何村之内何村と記して之を分つなり。

〔引例〕 惣別一村の高を分て新規に枝村を立らるゝ事はならせられぬ事の由、是は元祿中御書上之鄕村帳に齟齬致し候故也、御書上帳に高分枝村は、何村枝鄕何村と被レ記候、高不レ分枝村は何村之内何村と被レ記候。(田法雜誌)

江戸藪馬(**エドヤブウマ**)

江戸藪馬とは江戸に於ける南部の拂出馬をいふ。往昔正保慶安の頃は、幕府に於て馬買役を南部に下向せしめしが、元祿四年に至り之を廢止し、御用馬と稱して牽上らしめ、享保年間更に馬喰馬と改稱し、藩の馬役の外馬喰頭を附して牽上らしむる慣例となれり、而して當時にありては、公儀買上の殘馬を江戸の馬喰に託して飼置しめ、翌春に至り江戸淺草藪の市に牽出さしめ、之を賣拂たるを以て後には江戸藪馬と唱へたり。(藩時代産馬取締一斑)

江戸芝居(**エドシバヰ**)

江戸芝居は三座と稱し、堺町吹屋町木挽町の三ヶ所にありたり、堺町の座元は勘三郎、吹屋町の座元は竹之丞、木挽町は勘彌なりし。今勘

三郎の由緒書を見るに、寛永元年甲子二月歌舞伎狂言の許可を得て、中橋にて興行し、同九年壬申伊豆國より阿武丸の大船江戸入航の際、金麾を賜りて舷頭に立ち、木遣音頭を爲し、此時より御船手頭並に町奉行に例月御札に參上することゝなりぬ、而して禰宜町(今の人形町)に移轉興行す、慶安四年辛卯正月より四月までの中江戸に召されて諸藝を供覽し、烏目並に靑地金入の猿若衣裳を賜る、此時堺町に在り、明暦三年丁酉正月十八日の大火に罹り、五月上京し内裏へ召させられ、新ぼち大鼓並に猿樂の狂言を御覽に入れし、御褒美として勘三郎倅へ明石の名を賜り、且つ御衣裳丸の內に三ツ柏紫の絲にて縫ひ、すそ金銀にて縮せしもの、及び猿若の衣裳を拜領せし云々とあり、以て其の由來する所を田舍の村芝居と併せ考ふべし。(吹塵餘錄)

荒服(エビスフク)

僻遠の民歸順して未だ普通民俗に慣れざる者を云ふ、又書經の禹貢に五百里の外を荒服と云ふとあれば、未開の土地及人民のことにして文化の進まさる民の總稱なり、當時この未開人には田租を課せずして、開化するに從つて班田しこれより田租を徵收せりと云ふ。

〔引例〕 嵯峨天皇弘仁七年丙申勅す、延暦二十年の格に云はく荒服の徒風俗に練れず、狎馴の間は田租を收めず、其の徵收の限は右詔を待てと云へり、今夷俘等歸化すること、年久しくして漸く華風に染む、空しく口分田を授け、六年已上を經る者は從て田租を收むべし。(大日本農政類篇)

畫踏(エフミ)

德川時代、人民を佛敎信者たらしめ、其耶蘇敎に歸依することを防がんため、時に應じ各藩の代官大庄屋等が人民を役館に呼び出し、基督の肖像を踏ましめしが、人民の中若し聖祖の肖像を踏み得ざるものあらば、其者は切支丹宗の徒

こして其筋の仕置きを受けたるなり、筆者は先年東京に開かれたる文部省美術展覧會に出品したる某氏の作品「畫踏」の一幅を見て、當時尠らず感動したることあり、此の繪の寓意は佳麗なる一人の婦人今や其足の前に聖像を突き附けられたるも、其の聖なる肖像を踏む能はず、去ればとて係りの役人は周圍に在りて、此の婦人の所作今や如何と待ち構へ居り、女信徒の精神的苦悶が其の面上に現はれたるを描けるにてありしが、實に德川時代に於ける基督教信者に對する「畫踏」の試めしの光景は左もありしならんかと思はれたり。

〔引例〕　又前に云ふ如く、畫踏する處もあり、或は他領の者養子娶りなぞして、其村の人別に加時、並鈌落者歸住の節は一度畫踏せしむる所もあり。（地方凡例録）

縁切寺（エンキリデラ）

德川時代は、男子專制の世にして一旦他に嫁したる女にして假令其夫を嫌ふも自家に歸ることを道德上不倫と見たり、故に一旦他人に嫁したる妻にして、其夫を嫌ひ離縁せられんとせば其地の旦那寺に到り、寺の和尚に其旨を申告すれば、若干時日の經過したる後寺より其女の里方へ委細を申送る、然る時は其里方よりは村方の證人連署の證文を携へて、其女を連れて歸るため右の寺に參向す、同時に先の夫よりは離縁證文を寺に入れて其女との關係を絶つべきを誓ふ、之を縁切狀と云ふ、又斯る事務を司りたる鎌倉松ヶ岡の東慶寺の如き寺院をば俗に縁切寺と稱へたり。

〔引例〕　差上申一札之事

一、私妻しげ

御山江駈入離縁御寺法奉願上候に付、御聞屆之御寺法書被成下拜見仕、委細奉畏候、以後右女何方江嫁候共、之儀構無御座候、爲後日、連印差上申處依而如件。

大久保三九郎領分
相州愛甲郡厚木町
慶應元丑年十月四日　百姓三良左衛門悴　由　藏 ㊞
相州高座郡河原口町
媒　人　彌　三　郎 ㊞
夫親分　吉左衛門 ㊞
右の通之儀相違無御座候
厚木町　名主　太郎兵衛 ㊞
松ヶ岡
御所樣
御役所

演說書（エンゼツシヨ）

今日演說と云へば、辯士演壇に立ちて政治上其他の事につき意見を公衆の前に說くことを云へども、德川時代に於ては前任者が後任者に事務引繼を爲すとき其の事務に關する說明を書き殘すことを演說と云ひ、其の書き物を演說書と云ひたり。

〔引例〕右之者有之ば、御代官引渡の節姓名相たゞし、帳面に仕立、何々の家筋を以前々苗字帶刀仕、先支配より申送り等も有レ之段、演說書を以て引渡す。（地方凡例錄）

遠見檢見（エンケンケンミ又トホミケンミ）

一體の作柄概ね不同もなく、錯雜の耕地などありて悉く實檢するには多くの日子を費すが如き村は、其一隅より遠望し、又は一村中土地遠隔し、人夫及び、費用の增加するを厭ひ遠見を請願するものあらば、實地の檢見を要せずして租額は前年通りか、又は多少增加せしめて之を決定するを云ふ、蓋し坪刈の如き綿密なる檢見を行はず、遠方より望見して檢査する故、遠見

検見こ云ふなり。

〔引例〕一ヶ村遠方に離れて、検見小検見受請けては、人夫等入用掛り、村かた難儀いたすにつき、内見帳は差出し、検見は遠見相願、取り箇は去年通りとか、又は何程相増可申とか、吟味の上とりしまる、是を遠見検見と云(地方凡例錄)

オの部

御圍籾有高（オカコヒモミアリタカ）

御圍籾有高は、當時非常の爲めに蓄積せし米穀の現在額をいふ。天保十四年癸卯の全國蓄穀の有高は左の如し。

五十萬五千八百石餘　淺草本所濱御藏其外　御圍籾

元高二十八萬四千六百九十六石餘　御年貢米御用

一 米十一萬二千三百石餘 / 大豆七百二十石餘　諸家城詰御用米大豆

一籾八十八萬五百石　寅十二月　諸家圍穀有高　諸家收納籾圍置

寛政度圍穀高八十五萬八千八百石之内

（籾六十二萬七千八百石餘　寛政圍穀

（籾二十五萬二千七百石餘　天保增圍

總合（籾百三十八萬六千三百石餘 / 米十一萬二千三百石餘 / 大豆七百二十石餘

外

一籾二十三萬石餘　町方七分積金買入市中御救之分　町會所圍籾

以上癸卯十一月調　（吹塵錄）

起返（オキカヘリ）

耕地の荒廢したるものを復舊して再び耕地となすを云ふ、現今荒地が再び耕地に復舊するを荒地復舊と云ふと同じ。

〔引例〕孝明天皇安政四年四月、新開並に荒地起返すへき場所は開發し、以て永世の收納額を增し、武備の一助と爲すべし。（大日本租稅志）

起返草（オキカヘリクサ）

起返り草とは、稻田に殘根ありて再生する草

をいふ。是は植代（ウヱシロ）をかく時殘りし草根のありて生出るものにて、其根太くして、稻の根にまとふこと多し、若し生えまとふ場合には、稻共に捨てざるべからず、宜しく速かに除くべし、實生の草は根のはること遲きも、起返りは早ければ第一に取去ること肝要なり。（百姓傳記）

桶屋役（オケヤヤク）

桶屋は國により樽屋と云ふ處もあり、桶屋は大工とは異り、棟梁も無き故其の掛り高は皆な同一なり。（地方凡例錄）

納渡（オサメワタシ）

納渡は、金錢の收納及び下付をいふ。德川時代專ら幕府の金銀出納のことを稱し、渡し日と納め日の定めありて、金錢出納の事務を取扱ふを法とせり。今日に所謂會計日又は勘定日のことなり。

〔引例〕仁孝天皇文政三年九月十一日達、金銀納渡の定日是まで毎月十八日なれども、以來渡を十八日納を十四日と定め、其餘は是までの如く納を六日、十四日、廿日、渡を朔日、十日、十八日、廿四日とすべし。（大日本租稅志）

押買（オサヘカヒ）

鎌倉時代に於ける一種の商習慣にして、利に鋭き商人等が、先きにまはりて品物を買占め、併かも其の値を押へて買ひ、後日品薄により價格騰貴したる際之を放賣して巨利を博せんが爲に行ふものなり、勿論幕府に於ても其の弊を認めて之を禁したることあり。

〔引例〕御深草天皇建長六年甲寅十月、炭、薪、萱、藁、糠の事高直に過る間、諸人の煩ひたるに依て、先年下直に定むと雖へども、自今以後は其の儀有る可からず、元の如く交易を免すべし、但し押買並に迎買を爲すに至つては停止せしむ可きなり、此の旨を以て相模國の斯の如き物を交易する所に相

觸れ可きなり。（大日本農史）

長百姓（オサビヤクシヨウ）

長百姓は庄屋、百姓代と共に村方三役の一人にして、別に又年寄とも云ふ、一村の名望家にして、兼て又土地を所有し筆算に丈けたる顔役なり。（日本農政史）

御立山（オタテヤマ）

御立山は、官有造林地をいふ。又給領造林地を給領御立山といへり、毛利藩にては、最も力を此御立山に盡し、昔より郡山方を置き、明和年中より各地に大山掛を設け、新立山を造るに努めたり、而して伐採法の規定により、（イ）番組山（ロ）普請山（ハ）用心山（ニ）制道山の別あり（イ）は凡二十年毎に分一法により拂下るものとす、（ロ）は無期限に材木を仕立るものとす、（ハ）は地方土木工事に供する杭柵採取山なり、（ニ）は最初造林の原因に基き、下樹採取を許可せらるゝこと、今日の部分林に類似せり。（毛利藩地方史）

御鷹場（オタカバ）

領主の鷹を放ちて諸鳥を捉ふる場所をいふ、幕府にては專ら御拳場と呼べり、卽ち此一定の場所に在ては他人の立入りて放鷹を爲して鳥を取り又は鐵砲を放つことを禁制したり。

〔引例〕　天保七年豐前國宇佐郡下乙女村差上申一札の事

一御鷹場にて鷹遣候衆有ㇾ之候はゞ、相改め何方迄も附慕ひ宿を聞屆け、御鳥見衆へ御注進仕、勿論其譯早速可ㇾ申上ㇾ候、縱餌差の衆にても御法度の鳥を取り被ㇾ申候はゝ、留置御注進申上候事。（五人組異同辨）

御田地見（オデンヂミ）

仙臺藩にて稱する所、年穀の熟否を檢して收

穫の多寡を算し、其の租額を定るをいふ、所謂檢見取なり。此御田地見に格法こ極方の別あり格法は例規にて毎年之を爲し、極方は其の年柄に因り收納額を定る爲め之を行ふ、蓋し仙臺の藩制は、平時定免取にして、不作の年のみ檢見取を用う。

〔引例〕享保十四年月欠

一御田地見衆村々へ取移候節、率爾に御田地見取付申間敷候、村中不ㇾ殘念を入惣毛見分有ㇾ之云々（仙臺藩租稅要略）

落堀（オトシホリ）

水利上の用語にして、田の灌漑水の餘り水を集め溜むる爲め設けられたる堀池を云ふ、現今にても此の堀の利用は各地方に行はれ、灌漑水不足の場合はこれを再び灌漑水に供するを例こす。

〔引例〕東山天皇、元祿七年、幕府檢地條目中往還の大道田畑の作場道並に、落堀、圍、棚、堤等の端通りは三尺づつ除くべし（大日本農史）

大稅（オホチカラ）

王朝時代に於ける一種の官營貯穀制度にして正稅の內一部を貯へ置き之を人民に貸付け其の利息を得て種々の用途に出費したるものにて、專ら國司又は郡司に行はしめたり、蓋し王朝の頃政府は斯る貸穀制度を設け之を一種の財源に供したるなり。

〔引例〕(1)文武天皇大寶元年辛丑勅する其庶務一ばら新令に依れ、又國宰、郡司は大稅を貯へ置て必ず法の如くすべし云々（大日本農史）

(2)持統天皇五年四月朔日、大學博士上村主百濟に大稅一千束を賜ふ、以て其業を勸るなり（大日本租稅志）

(3)文武天皇元年、八月十七日、今日より始て三個年大稅の利を收めずして、高年老人に加恤す（同上）

大目（オホメ）

徳川時代、藩の役人の郷村取締寛大にして細事を問はず、要目のみに注意し村治を司るを大目と云へり、今日俗に「大目に見る」と云ふと同様にて、些事を去り大事の上に注意することなり。

〔引例〕東山天皇、元祿七年、甲戌、此の頃幕府古來の檢地條目を定めて云はく、檢地は百姓の身代浮沈の極する所なれば、注意して第一其の鄉の大目の締方肝要なり。田畑上中下の伏場或は反高出目あるべきかの考へまで大目にて見定め、諸事了簡いたし繩强からず、弱からず、正道に打つべきなり（大日本農史）

大肝入（オホキモイリ）

大肝入とは、陸中國に於て稱する所にして、他地方にいふ大庄屋なり。農家より選定し、勤仕中は苗字帶刀麻上下着用等を許し、役料として地所を與へ、肝入以下郡村役付の總指揮を爲し農民の賞罰を宣告し、訴訟糺問等をも掌らしむるものとす、其の次役を村肝入と稱し、土地人別等を管理し、組頭以下一般の農民を指揮せしむ。（舊慣仕來演說書）

大繩曳（オホナハビキ）

一に毛見大積といひ、大毛見の際に行ふ事ある方法をいふ。即ち田圃萬石の地共に水損若くは旱損して、農民より毛見を請ふ時、良否交錯し速に見分すること能はざれば、其の所に近き高岡山丘に陟り、萬石の地を一遍瞰下し、良否の大概幾何と見積り、其の損毛を引捨て、或は半毛或は六七分と免帳を定む、其の事に馴れたる者之を見積るに、聊か差ふ事なしといふ。（農譚藪）

大繩反別（オホナハタンベツ）

大繩反別は、新墾すべき土地の周圍を丈量し其の反別を定め鍬下年期中高外に置くものをい

ふ。山野、湖海、池沼等を耕地に開墾せんことを出願する者あれば、先づ古川畑並に隣村等の故障ありや否を調査し、支障なきものは之を許可し、其の場所の周圍を分間して圖面を製し、歩詰を以て反別を定む、是れ大繩反別なり、大繩は大凡の丈量と云ふが如し、當時開墾を奬勵するが爲め、檢地等は頗る寛大にして、丈量は繩延あるを普通とせり、故に明治政府に於ける實測の結果は、增歩何割と出せり。

〔引例〕文化十二年伊豆國附嶋書上目錄中略
一大繩段別三町壹段七畝六歩　但一反に永六文
（大日本租税志）

大領・少領（オホミヤツコ・スケミヤツコ）

王朝時代に於ける地方官吏の名稱なり、卽ち地方に派遣せる郡司の長官を大領、次官を少領と云ひ、上郡、中郡、下郡には大領及び少領を置きしも、小郡には大領のみを置き、少領なきを定制とせり。

〔引例〕聖武天皇、天平十五年癸未詔、郡司には大領少領に三十町、主政主帳に十町云々（大日本農史）

大埒・小埒（オホラチ・コラチ）

大埒・小埒とは、田の埒の大小あるをいふ、埒とは稻を四株四角に植る間を稱するなり、上田深田又は大畝町など至て陽地にて、肥料十分に仕込たる上等の田は、大埒に植るをよしとす、又山間の谷田或はから地砂交りの瘠地畦畔の下陰、淸水掛りの冷田などは、小埒に植るがよし又早稻中稻晩稻の植物によりて、埒合の不同を考ふべし（私家農業談）

大苗打・小苗打（オホナヘウチ・コナヘウチ）

大苗打・小苗打とは、田植の際に要する役名にして、大苗打とは、苗持より苗を田坪にて請

取り之を裁許する者をいふ。卽ち其田々々に植る苗を勘辨して小苗打に渡す事なり、小苗打とは、十歳より十五歳迄の童子にて、其の背に笈を荷はせて苗を入るれば苗傷まずといふ、此小苗打は早乙女四五人に一人位にてよし。早乙女の手に苗の切れざる中に、よく注意して早く立廻りて渡すべし、左なければ手差支て總て無益にたゝずむなり。（私家農業談）

大檢見・小檢見（オホケンミ・コケンミ）

大檢見は、代官の秋田を巡察して稻實の熟否を檢するをいひ、小檢見は手代の同じく檢察するをいふ。小檢見は大檢見に先ちて一日を別段に巡視するなり。此小檢見は幕府に於ては一旦廢止したれども、享保四年己亥より復興せり、凡そ檢見に就ては、嚴重なる取締規程の設あるも、往々賄賂の行はるゝを免れず、故に後世は常免取と爲せし地方多し。（督農要略）

陳倉米（オホヒネマイ）

陳倉米は、老米ともいひ、久しく倉廩中に貯へ置きし米をいふ。本草綱目に久入レ倉陳赤者(フルクアカキ)名ニ陳倉米ニとあるもの是なり、凡そ新米は飯として殖えず、其の味厚美にして、病人之を食すれば消化遲し、惟粥と爲すにはよろし。此の陳倉米は、飯とすれば多く殖えて其の味淡泊にて、病人食して消化し易し。（百姓稼穡元）

おほみたから

公民は古語におほむたから（おほみたから）と唱へられたり、恐らく其の意は大御田族ならんと思はる。（大御寶と云ふ說あれども、誤なるべし。田を耕すものと云ふ意ならん。）之れは氏姓階級と品部との中間に在る平民階級にして諸國に居住し、國造の官轄に屬したる人民なりと。此公民の語は廣義に於ては氏姓階級を含み、從て通說には公民階級卽ち氏姓階級なりと解せら

る。併し此の公民の語を廣義に用ひたるは後世の慣用にして、古くは氏姓階級の次に位する平民階級を指すものなりと解せらる。(日本法制史)

卸山(オロシヤマ)

入會地の一種にして、自村内の草木を他村の者に採集せしむる爲め、年々多少の採集料を取りて、入林せしむるを云ふ。即ち料金を徴して自村の地盤の上に在る毛生を他村人に採集せしむることなり。

〔引例〕卸山と云は、外村より山手米を出し、場所を定め入り來る亦小作同法にて、年季も無之、前々より入り來るにつき、地元村にても取上る儀不ニ相成。(地方凡例錄)

恩地(オンチ)

鎌倉時代、家の子郎黨にして勳功ありしものには新に土地を與へて其功を表彰したるが、當時此等の恩賞地を恩地と稱へ、嚴に賣買することを禁じたり、蓋し恩地の賣買により土地が非御家人の手中に移らんことを虞れて幕府より之を禁制したるなり。

〔引例〕土御門天皇正治二年十二月廿七日征夷大將軍源賴朝令、治承養和以後新恩の地、人毎に五百町後略、二年五月廿三日令、肥後國大町庄は恩地なるを以て賣買す可らず。後嵯峨天皇寛元二年十二月十二日令、勳功に給する以下の恩地は公事を勤仕すべし。天文十六年六月武田信玄制條田畠の狼藉年貢地に於ては地頭の處置たるべし、恩地に至ては下知を以て之を定むべし。(大日本租稅志)

カ の 部

害蟲(ガイチユウ)

稻の害蟲には種々あり。泥蟲(植付て後にたつ蟲なり、葉をなめて白くす)刺蟲(埒打頃稻一本づゝさし枯らし赤くするなり)すけはく(青き蟲にて葉を食ふ)こうろきたゝき(葉を食ふなり)包蟲(初は青き蟲にて葉を食ひ、後には一葉を引きまけて其の内に入り、黑蝶に化して出づ、害甚し)引包蟲(葉と葉と引きよせて巢と爲し、目なし虻に化して出る。甚だ出穗の妨けを爲すなり)粉糠蟲(殊に小にして恰もこぬかをふり掛けたる如き蟲にて、穗にも莖にも取つき、稻の精分を吸ふなり)根蟲(穗出て後稻からの中心を食ふなり、初め根より漸々に食ひ上りて、最上の節に至れば穗は枯るゝなり、根に在ても中心を食ふ故害甚しく、日風に遇へば悉く折るゝなり)此外年によりて種々の蟲を生ず、是れ皆專ら天候に因ることなれども、或は用水にもよるなり、不時なる出水にて泥水の入る時は、熱にも蟲にも罹ることいふ。(立毛見分心得)

改作法(カイサクハフ)

加賀の前田藩に於て、慶安四年始めて試みられたる農政改革のことにして、夫の寛永年度に實施せられたる有名なる同藩特有の田地割制度の前驅を成せる改革なり、詳細は「舊加賀藩田地割制度」に在り。

〔例例〕慶安四年より明暦に到るの間、微妙公、封内の民政百事を更定し、租税徵收の法を釐革す、農政上見るべきものあり、之を改作法と云ふ。(舊加賀藩田地割制度)

皆濟日限(カイサイニチゲン)

貢租を完納すべき期日をいふ。幕府に於ては

夏成卽ち陸田の貢租は、七月十日以前、水田の本租は十二月十日以前と規定しあり、農家の完納は、總て此期日に違はざるを要す、且つ皆濟せざる以前に當りては、縱令少額の穀物たりとも他に輸出するを禁制せり。

〔引例〕　文化十三年五月三河國北設樂郡農家五人組村約束書

一御年貢夏成は、七月十日以前皆濟、其外は極月十日以前に可レ仕候、惣て御藏入納物の諸色は、例年納來り候通相納可レ申候、勿論皆濟不レ仕以前、穀物他所へ少も出申間敷候御事。（五人組異同辨）

垣內（カイト）

垣內は「カイト」又は「カイチ」と訓す。村を小分けにしたる數戶又は十數戶の集合的名稱なり、垣內の呼稱は全國點々の地に殘り居れり、越前地方の村方には此の慣習最も廣く行はる、例へば福井縣、坂井郡、本莊村大字下番は無門垣內、藏間垣內、羽根垣內、館垣內の四小字より成れり。垣內の語原に就ては異說多し、日本の村落制度の硏究上甚だ重要なる語なり。

楮（カウゾ）

楮は、「カウソ」にて紙麻（カミソ）の音便なり、俗に「カミノキ」といふ。古は穀とも栲ともいへり、後世綿を用ゐるに至りて一旦衰ふと雖、遂に其の製法變して紙に造り、民其の益を受く、抑々我邦に於ては神代に、天日鷲命始て穀麻を靑白の和幣に作り給ひしより、神武天皇の御代に更に之を阿波國に植給ひて、天日鷲命の裔孫をして掌らしめ且つ此神を祀りぬ、神名帳に載る板野郡大麻山神社是なり、それより諸國に之を植、其の地每に此神を祀れりといふ。（紙楮由來記）

楮役（カウゾヤク）

山の麓又は原野等にて土地の肥沃なる處を見

立て楮を植ゑ置き、之に對して僅かづゝの小物成を納むるを楮役と云ふ。(地方凡例錄)

郷(ガウ)

郷とは、古代民戸十戸以上五十戸ある數村を總括したる土地の分界區域をいふ。若し五十戸を超過すれば、其の戸數を隣郷の村に編入、村は人家の數戸群落したる所をいふ、當時土地廣く民戸稀少なれば、村落の配置多く散在したるを知るべし、當時の一郷は大寳元年の制に一里とあると同じものなり。

〔引例〕 前略八郡三十餘郷の賑救分に擬せん、然れども一處に混し置かは、諸郷に及ぼし難からん、若し班田に遭はば奏聞して、此の墾田を以て口分に班田し、彼の郷の分田に量換して名を置て賑救田と爲さん云々。(大日本農政類篇)

郷士(ガウシ)

郷村に在住する武士の謂にして、中世の農兵に似たるものなり、德川時代に於て、一藩の制度として郷士制度を設けたるは、土佐の山内氏薩摩の島津氏等なりき。

〔引例〕 郷士は外城なる武装農村の組織者中最高の地位を占め、其下に農民あり、農民の下に工商あり、工商の下に若干穢多非人の賤民あり、又海邊漁業の行はるゝ地は浦濱と稱せられ、城下に對する關係に於ては、外城の組織者として全く農民と同列に置かれたり。(舊鹿兒島藩の門割制度)

郷帳(ガウチヤウ)

地方三帳の一にして慶安三年、德川家光の時代、各地の代官に布達し、其の管下の村々より上納すべき年貢の品類及び高を記して差出さしめたるに始まる、別に又御成箇郷帳とも云ふ、各村の納税品目及び高の目錄付の如きものなり。郷帳の製法は竪一尺五寸、横七寸五分を以て法とせし故可なり大きなる帳面なり。

〔引例〕 何國弘化三年御成箇郷帳

何國何郡江戸へ何十里

一、高三百三拾五石貳斗一升六合　何　村

高七升五合　前々御藏敷引

内高拾四石八斗貳合　前々川欠引

高參拾貳石七斗六升九合

當午川欠押堀石砂入引

此減米拾壹石九斗七升

小以高四拾七石六斗四升六合

殘高貳百八拾七石五斗七升

高免三つ六分五厘三毛内

此取米百貳拾貳石四斗五升四合

毛付免四つ貳分四厘八毛餘

巳四つ壹厘餘

辰四つ壹厘餘

卯三つ九分三厘五毛内

寅三つ九分貳厘七毛餘

寅より午まで五ヶ年平均

取米百三十石九斗六升九合

高免三つ九分七毛餘

（以下略）

（德川幕府縣治要略）

郷藏（ガウクラ）

郷藏の意義に二種あり、一は村の貯穀倉、二は年貢倉なり、貯穀倉は年貢の一部を村に貯へ置き、饑饉の際に之を出して救濟する準備米に充つる郷藏なり。年貢倉たる御藏は普通には城下にあるもの最大なるを常とし、此外領内所々に御藏の出張所の如きを置けるものあり之を郷藏とも云ふ。郷村に在る御藏の義なり。

〔引例〕御年貢米郷藏詰に成有レ之時、若火災にて燒失の節、公儀地頭役人米改請取の封印有レ之燒失致せば、公儀地頭の損失に成、役人改不レ濟百姓より名主村役人請取納置、米改不レ請分は百姓の損失に成、年貢は別段に納る定法也、又郷藏無之村方にて、名主藏庭等に積置米たりとも、右に準し取計こと也（地方凡例錄）

鄉扶持（ガウブチ）

大垣藩にて稱する所にして、御普請方卽ち修築掛の役員村里に出張する際、其吏員に支給する食料をいふ、修築の外公用にて出張する役員に支給するは御扶持といはず、仕出米と唱へ來れり、此の兩樣共に一度は二合五勺、三度にて七合五勺の定なり、手形を渡し置き歲暮に至り繼米にするを例とす。

〔引例〕御普請方の御用に付致二支度一候分は鄉扶持と名付、其外之爲二御用一致二支度一候御役人中は、如二前々一仕出米と名付候事。（坐右秘鑑）

鄉村請取（ガウソンウケトリ）

代官更迭の節舊任の代官より新任の代官に其支配すべき村々の事務を引き渡すことは、新任の代官は其の鄉村を請取ると云ひ、舊任の代官は引渡したりと云ふ。

〔引例〕鄉村請とり濟したる上村々より早速爲二差出一可二請取一書物如レ左

一、田畑高反別帳
一、村差出明細帳
一、村畫圖
一、三十ヶ年割付寫
一、田畑質入直段並竹木直段
一、前年皆濟目錄寫

以上　（地方凡例錄）

鄉村割元（ガウソンワリモト）

鄉村の大名主にして、五ヶ村若くは十ヶ村二十ヶ村を一組とし、之を管理して大小の事を掌る者をいふ、大抵由緒正しき豪農を選んで之に充つ、其の人正廉にしてしかも才覺ある時は、上下に益ありて郡吏の援助となれり、蓋し近世の制なり。（農譚鈔）

高家（カウケ）

中世の頃、武士爭ふて莊園を占有し、土地を

有すること大なる者は之を大名若しくは高家と云ひ小なる者は之を小名若しくは黨と云へり、元來私人の兵を蓄ふることは令の規定により毎毎之を禁ぜしも其力及ばず朝命僻遠に及ばざるを倖とし、大小名等は益々其門閥と富力とにより奴僕を養ふて私兵となし、稱して家の子郎黨若しくは家人と云ひ、互に弓馬を以て雄を地方に爭ひ、遂に又朝命を顧みざるに至りしが其中最も有力なる者は源平二氏なりき。（日本法制史）

拷問（ガウモン）

封建時代に於ける罪人の豫審法にして、郡代又は代官の庭に於て罪狀を訊問するに方り、既に犯罪の證左分明なるも、飽迄言を左右に托して罪を遁れんとするものあるときは、之を苟もせずして詳細の狀を具し、拷問せん事を勘定奉行に稟申すれば、之に附箋を以て允許をなすを法としたり。（德川幕府縣治要略）

耕耘曆（カウウンレキ）

耕耘曆は、其の名の如く耕耘の時期を示す私曆をいふ。加賀藩越中の人石黑信基（通稱藤右衞門自鳴と號す）の作製に係る、卽ち曆日と耕耘の關係を知るに便ならしめむが爲め、曾祖信由（通稱藤右衞門高樹と號す）の志を繼ぎ、耕作上一段の工夫を凝らし、年々作製して藩の上下に配付せしといふ。信基歿後門人等猶ほ其の遺法を繼承し、明治四年の耕耘曆を發行せり、太陽曆行はるゝに及び此私曆は止みたりといふ。（田地制制度）

弘法稗（カウバフヒエ）

弘法稗は、一名八石稗といひ、もと伯州海岸に於て作り立しものなり、白砂の薄地或は山隈の惡地に適當し、夫食を增し救民の補助と爲す

べし、卽ち一畝步に平作二斗、上作四斗、上々作に至ては八斗までは收納するを得、一段步八石の積りを以て八石稗の稱あり、一升を蒔けば粉一升二三合に成る、粉をヨモギ又は琉球芋に和して蒸し、餅につきて食すれば其の味宜し、又粉を分量して湯に入れ、こねて炙り食すれば極めて和らかなりといふ。(稗作方觸書)

校田帳(カウデンチヤウ)

田地臺帳の義にして、全國の田畠面積を調査せる帳簿を云ふ、後世の檢地帳及び現今の土地臺帳に該當するものなり。

(引例) 淸和天皇、貞觀四年、壬午、太政官處分す
諸國校田帳は自今以後大帳に準據して損減を許さす、若し損する所あらば、例と爲して帳を返却せん云々(大日本農史)

懸物(カヽリモノ)

懸物は、德川氏時代土地の高或は人に課したる費用料をいふ。大抵は村の石高を基礎として賦課する稅金米にして、稀には人別割とせるもあり、今其の重なるものを示せば左の如し。

(イ)口米、年貢附加稅ともいふ可きものにて、年貢米金と同時に取立つ、代官所等の地方役所の費用に充つるものなり。

(ロ)高懸り三役、卽ち御傳馬宿入用、六尺給米御藏前入用是なり。

(ハ)國役金、大河川の工事は國役普請と稱し、其費用は公私領を問はず總て石高割を以て上納せしむ。

(ニ)村方入用、公儀地頭に關する諸入用、其の町村に關する小入用、又は用惡水川除普請入用助鄉村より宿場へ出す傳馬其外村用の夫人足に對して、何れも高割を以て出すを云ふ、但祭禮又は寺社奉加等の入費は人別割とするを普通とす。

(引例) 中御門天皇正德二年四月、德川家宣達、料所の取箇は年々不足にて、私領の取箇は料所より格

外宜し、因て常に仕置の者に心を用ひて申付くべし、諸懸物等の費なきを要し、嚴密吟味すべし、費用あれは百姓困窮に至るを以て取箇に不足を生ずるなり。(大日本租稅志)

案山子(カガシ)

案山子は、赫しの義、威すの意なり。一名鳥劫ともいふ、竹藁にて人の形を作り、蓑笠を着せ弓矢などを持せ、田畑の間に立てゝ鳥獸を怖し其の害を防くもの、一名を山田の僧都といふ昔備中國湯川寺の玄賓僧都、民家の爲めに鳥獸を驚かし、稻禾を保護したりしより、農民其の德を慕ひ、かく呼ぶに至れりと、鳴子、胴突など皆其の類なり。(百姓稼穡元)

抱屋敷(カカヘヤシキ)

江戸時代、一人にて二三個所も屋敷を所有したるものあり、之を抱屋敷と云ふ、享保年中新に抱屋敷を作るを禁じ、殊に陪人、浪人、町人は、特に許可を經るにあらざれば抱屋敷をなすことを禁ぜられたり。

[引例] 桃園天皇、寛延二年二月(徳川家重達)新に抱屋敷を爲すを禁す云々(大日本租稅志)

加賀三免(カガノサンメン)

加賀の三免とは、加賀藩にて稱する田免、草高免、平均免の三法をいふ。此三つを以て改作の柱立とするなり、田免とは、土地の自然の肥瘦に因て出來する米高をいひ、草高免とは何村は何千石何百石何十石と村々に因て米高の相違あり、是は人爲にて定めたるものにて、御算用場改作以後の制定に係る、平均免とは改作の時定めたる家中一統の定免なり。(改作起原)

民部(カキベ)

古代、官位顯職にある家に朝廷より給ふ所の人民を云ふ、官職にある人には其等級に應じて田又は人民を給付するを例とせり、當時土地人

民を朝廷より臣下に給與することは現今政府が金品を人民に給與すること同樣に見て可ならん。

〔引例〕三年甲子諸氏人の民部、家部を定む、（大日本農史）

鑰役（カギヤク）

鑰とは自在鑰のことなるが、抑々鑰役の起りは、昔、棟に應じて掛り高をきめたるに、人民の間にては、此の棟の掛り物を逃れんため長屋を作り、二戶も三戶も同じ棟の下に住むもの多きに到りしため、遂に棟役を止めて世帶毎に稅を課することゝなれり、而して獨立の世帶を有すると否とは其の家中に在る鑰卽ち自在の鑰によりて知り得るが故に、遂に此の世帶に課する戶數割を鑰役と稱ふるに到れりと云ふ。（地方凡例錄）

書入地（カキイレヂ）

百姓金融上の一方便として、田畑を擔保として金錢を借用し、利子を支拂ひ、元金を約定年內に辨濟し得ざる時は、其書入れたる土地を相渡すべしと約するを書入地と云ふ、今日にて云へば、抵當權を設定すと云ふに等し、書入はよく質入に似たりと雖書入は利子を拂ふて借金し、田畑は單に擔保とするに止れり。質入は金錢の貸借期間、其の田畑を銀主に預け、耕作上の權利を先方に附託し、其の收穫を以て利子に滿つるもの、以て兩者間に存する相違を知るべし。

〔引例〕是者字何の上中下田畑合何段何畝步、何ヶ所書入、何の年より何の年迄、何ヶ年季相定、金子何兩、利息何程の定にて、借用申、年季明、金子返濟不レ致候はゞ右田畑相渡可レ申證を認、右書入の田畑は矢張地主方にて作候事、但右體の定證文に候得者、質地には不ニ相立一、書入金故、借金に准じ每月兩度の裁判に相成申候事（聞傳叢書）

家業山（カギヨウヤマ）

福岡藩に於ける部落共有林の稱呼なり

〔引例〕　家業山とは一村或は甲乙村にて、多少の稅米を出し以て薪炭を採樵するを云ふ。（農民經濟史研究）

隱首（カクレヲアラハス又オンシユ）

王朝時代、生所不明の浮浪人の寄留せるを、政府の役人の檢査に逢ひ、家の戶主より陰れ人あることを自首し出るを云ふ、古代諸國を流浪する無籍者多く、政府の使役を免れ、課稅を受けざる民なりしより、政府は此隱れ人を調査し隱首せしめて戶籍に編入したり。

〔引例〕　寶龜十一年庚申伊勢國言す、當土の民が部內に浮宕し、差料の日徭夫數少し、精しく檢括を加ふれば、多く隱首を獲たり、並に悉く本籍に編附して口を益すこと千に且んとし調庸增すこと有りと是に於て七道の諸國に仰せて、心を檢括に存し一に伊勢國に准ぜしむ後略。（大日本農政類篇）

隱田（カクシダ又オンデン）

狡猾なる農民が、檢地の際、其筋よりの役人を案內せず、山蔭又は谷間等を檢地地積より隱し置き、年貢を納めずして、私かに耕作する田を隱田と云ふ、隱田は農民の罪科中最も重き咎の一として見られ、露見次第其地を沒收して、尙ほ刑罰を課するを常としたり。

〔引例〕　新田切添等有之、三四年不ニ申出一とも、かくし田と申筋には無之、咎不ニ申附一然れども多分の地所、數十年不ニ申出一無年貢にて作るに於てはかくし田に準し、相應の咎申附る（地方凡例錄）

格護（カクゴ）

格護の用字は專ら鹿兒島藩の地方文書中に出づ、抱へ持ち、保持、占有の意を含み居るも、所有の意には當らず。

〔引例〕　作人格護の田畠致賣地儀從前に御禁止の條若致賣地者あらは其地方取改作毛諸口押上取納可申付尤賣手の儀早速可遂披露事（田租雜記）

學校田（ガクカウデン）

王朝時代、諸國の學校費に充て、學生の奬學に供せし田地をいふ。諸國は總體幾何の田積を割きて之に充當したるか其統計は詳知する能はざるも、天慶元年三月大宰府は其の府内に學校田を設け、九州毎國に田四町を置き、内二町は明經秀才の者を賞し、他の二町は醫算優長の者を賞したり、當時學生の數は二百四人なりしといふ、初めは僅か徒役を免ずるに過ぎざりしも、當時諸國に乘田多かりしを以て、之を學校田に充て奬學基金と爲したるなり。

〔引例〕醍醐天皇延長五年制して曰く、凡そ租帳を勘ふる者は、皆當年の帳に據て、即國内に通計し、十分にして七分已上を得るを以て、定と爲し、若し不堪佃か有らば、十分の一を除くことを聽せ、如し此の限に過る者は、各官に申て裁を聽け、其の神田、寺田、布薩戒本田、放生田、勅旨田、公廨田、御巫田、采女田、射田、健兒田、學校田、諸衛射田、左右馬寮田、飼戸田、賙急田、勸學田、典藥寮田、節婦田、易田、職寫戸田、膂力田、女田、惸獨田、船瀨功德田、造船瀨料田は並に不輸租田とす。(大日本農政類篇)

缺落(カケオチ)

徳川時代、村の住民の逐電して行方を晦ますを缺落と呼べり、缺落するものには或は生活に窮して私かに其村を逃るゝあり、又男女相通し合ひ手を取り交はして出奔するもありき、幕府は何れも嚴罰を以て此等出奔者を取締りたり。

〔引例〕カケオチ出ポン逐電の譯は元來出ポンを漢文にては亡命と書、カケオチと云は和俗の里語なるべし(地方凡例錄)

陰聞(カゲキヽ)

金澤藩に於て稱する所にして、所謂探索方なり、即ち盜賊等の密事を偵察するを掌る者なり、同藩にては之を藤内と唱ふる特殊民に命ずるを例とせり。

〔引例〕
陰聞藤内申付候節、藤内頭へ申渡有レ之、入撰書取立指越候樣加州方へ申遣、追て名書指越候得者、其者陰聞申付候段紙面を以て加州方へ申遣、組才許へも申聞候事、
但陰聞藤内勤方書一通相渡候事。(金澤藩年中行事)

掛札(カケフダ)

村々に於ける自作百姓のみならず、水呑百姓入作、越石等に到る迄、其年々の年貢の取箇を能く知り、納税上に落度の無き樣にするため、年貢高及び歴附即ち歩合等を板の面に委細に記して其村の高札場又は名主庄屋の門又は其他村人の見易き處に掛け置く、之を掛札と云ふ、代官所に於て作り、村々に渡すを例とせり。(地方凡例錄)

掛目減(カケメヘリ)

掛目減とは、物品の重量を不正ならしめ、其の斤量を減ずるをいふ。徳川氏時代にも奸商の物品を販賣するに當り、斤量を誤魔化し掛目を減ずるものありき、現今に於ても不正商店は屢々斯かる手段を行ひ、買客の人目を忍び、不當の利得を收むるものあるに似たり。

〔引例〕前略、冥加金は收めざるを以て、特に物價を減殺し、古賣古買は勿論、品劣掛目減等無く、一切正路に賣買すべし。(大日本租税志)

掛引井路(カケヒキヰロ)

水利上の語にして、灌漑用水の爲め、河川の中に堰堤を築き、之より水田に向ひて分水路を設けて、其の水量を調節しつゝ水田に導水するものを云ふ、今日にても其の井路残り居り、大に灌漑の便を得て、祖先の施せし水路工事の恩澤に浴しつゝある地方尠からず。

〔引例〕中御門天皇享保九年甲辰幕府の御觸書に曰はく、在々用水掛引井路の儀、川中に井垣を立て

水を引わけたる所垣の仕立より川下の井、水入の不足にも構はず云々（大日本農史）

水主（カコ）

水主は舟子の事にして、年貢運搬等の際、舟をあやつる者の稱なり。抑々水主（カコ）こいふは、播磨なる鹿子（カコ）の水門（ミナト）の故事に起る、應神紀に云數千麋鹿浮ㇾ海來之、便入ㇾ于播磨鹿子水門ニ云々、至時見皆人也、唯ㇾ以著ニ角鹿皮ㇾ爲ニ衣服ㇾ耳云々、號其著岸之處ㇾ曰ニ鹿子水門ㇾ也、凡水主曰ニ鹿子ㇾ、蓋始起ㇾ于ニ是時ㇾ也、是にて「カコ」こ名けし由來を知るべし。

圍船（カコヒブネ）

貨物の積込準備等の爲め、久しく港灣に碇泊する船をいふ。金澤藩に於ては圍船を請願すれば、裏書を以て之を承認し、出帆の際其の願書に裏書を添て差出さしめ、拔錨を許可するを例こせり。

〔引例〕 圍船並濱借願一件

一、圍船願は米鹽油菜種酒御縮之品積入候分は、書付控共三通取立、一通は役所に殘置、控共兩通加ニ奥書ニ及ニ場達ニ聞屆の場印を請け、最前殘置候分に裏書を以て聞屆遣、春に至り候へば右船出帆願書付に、最前の圍船聞屆に裏書物相添指出候へば、役所に留置き出帆願承屆願書付に出帆承屆候段相調、加ニ奥書ニ御算用場へ跡達の事

但空船並に雜物無縮の品積入候圍船願之分は、都て役所切にて承屆之事。（金澤藩年中行事）

圍籾（カコヒモミ）

非常の事變又は凶荒に備ふる爲め、城内或は市街鄉村の倉廩に儲蓄する籾米をいふ、玄米白米を使用しては兎角に缺減腐損の恐あるを以て、古より籾米にて貯ふるを例こす、圍こは掩ひ、貯ふるの義なり、凡そ籾倉には年を期して詰替の方法あり。

〔引例〕

(1) 天保十四卯年町會所圍穀籾高貳拾貳萬九千零八拾參石六斗餘云々。（諸色調類集）

(2) 寶暦三酉六月高壹萬石に籾千俵づゝ圍置候樣にと公儀より被二仰出一、御領高六十壹萬九千五百石分五斗入籾高壹萬石に七百俵之積、御藏入之内にて爲二圍置一候樣被二仰出一候、但給地之分不レ取箸候。（古義）

家作（カサク）

家作とは家屋のことにて屋作とも云ふ、現今住宅と云ふに同じ、家屋所有者を家作持と名け其の家數を家作何軒と云ふ。

〔引例〕 前略其の法に曰はく諸國よりの入人妻子召連れ罷越し四五ヶ年も人柄見たしたる上家作をなし新百姓たらんことを申し出るものは左の通り給助す、其一、夫食左俵家作料五貫文、御林材木二十本、石三行一遍下さるべし後略（大日本農政類篇）

家作地（カサクチ）

家作地とは、居宅地の稱にして、今日の用語たる屋敷と云ふに等し、而して家作地なる稱呼は徳川時代より當今に於ける庶民の間に用ゐられ、今尚行はる、明治初年頃には公文書又は法制上の用語として多く此語を使用せり、要するに昔時は平易なる文辭を用ひ、庶民の解し易きを主とせしか爲めなり。

〔引例〕 一 農事相務かたく手業等致候者へも、一軒に付家作地五畝歩づゝ割渡可レ申候間、追て家作取建候迄之間、手作致候共餘人へ貸渡候共勝手次第たるべし。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

貸送（カシオクリ）

貸送りとは、村民中年貢不足したる者あるを届出てず、庄屋潜かに取替或は金主より借替へ之を償置て來年に貸送り、翌年に徵收するをいふ。元來年貢は翌年に送ることなく、其の年限りに納入するを受免の法とす、取替借替は共に

利息のかゝること故、さやう貸送りては貧農は或は翌年返濟する能はざれば、利息を元にたゝみ追送ることなれば、之が爲めに離散こもなり、一村の害を成す、因て此貸送りは從來停止する所たり。（因伯受免由來）

貸税（カシゼイヌイラシノイネ）

古代朝廷國司に命じて稻を人民に貸付せしここの謂にして、又貸稻こも云ふ、當時民戸の貧富を調査し、其の貧困なる者を賑救する爲無利子を以て官稻を貸付せるなり。

〔引例〕　天武天皇三年乙亥詔して曰はく、諸國の貸税は自今以後明に人民を察し、先づ富貧を知て三等に簡定して、中戸より以下に與へ貸すべし。（大日本農政類纂）

頭振（カシラフリ）

加賀藩内に於ける小作百姓[illegible]こして、他藩に於ける水呑百姓こ稱するものに當る、何故に頭振こ云ふや、其の語源明ならざれども、地主の前に出て叩頭頓首する故、此名を得たる乎。

〔引例〕　本藩に所謂百姓及び頭振のある是なり。農村を組織する住民の重なるものは即ち此二者にして、百姓とは高持者、頭振とは無高者にして、全然小作によりて生活する者なり（舊加賀藩田地割制度）

加宿・本宿（カシユク・ホンジユク）

德川時代に於ける驛遞の法こして各國に宿を置けり、即ち旅行には此の宿より宿に到り泊るを例こす。而して大名の旅行には宿毎に人馬の徵發を爲して、其用を足さしめたるが、此の徵發に應ずる驛場附近の村を助郷こ云へり、若し此の所定の村々にて人馬を差出し難き時は、其の村續きより人馬を徵したり、此の場合、其本來の驛場を本宿こ云ひ、後より新に編入したる村を加宿こ云へり。

〔引例〕　人家少く、百匹百人、五十匹五十人の宿人

馬さし出し難きに付、驛場續きの村方を加宿と極め、一ヶ村にても、二ヶ村にても、驛場等加へ置、二ヶ村三ヶ村の高を以て、一ヶ村の役を勤む、是を加宿と云ふ、――町續に旅籠屋もあり、驛役人も有て、二ヶ村三ヶ村にて一宿に立たる驛場あり、是は加宿にはなく本宿なり（地方凡例錄）

下種忌日（カシユノキニチ）

五穀を種るに忌日ありとは、もと漢土の書に出る所にして、陰陽家の說なれば、深く信ずるに足らざるも、農家に於ては亦知らざるべからざれば、左に掲く。

不レ生レ於レ寅、壯レ於二丁午一、長レ於レ丙、老レ於レ戊、死レ於レ申、惡レ於二壬癸一、忌レ於二乙丑一、凡種二五穀一以二生長壯日一種者多レ實、老惡死日種者收薄、以二忌日一種者敗傷、又用二成收滿平定日一爲レ佳。小豆忌レ卯、稻麻忌レ辰、禾忌レ丙、黍忌レ丑、秫忌二寅未一、小麥忌レ戌、大麥忌レ子、大豆忌二申卯一、凡九穀有二忌日一、種レ之不レ避二其忌一則多敗傷、此非二虛語一也、其自然者也。（農業談拾遺）

稼山（カセギヤマ）

薩摩藩に於ける部落共有林の別稱なり。

〔引例〕稼山とは地元人民の糊口を凌ぐ爲め、薪炭櫓木等營業上必要の樹木を官に於て差支無き限り年々伐木を許し、相當代價を以て拂下るものなり（農民經濟史研究）

加損米（カソンマイ）

加損米は、加減損益したる租米の義にして、其の土地の景況を調査し、取箇に偏頗强弱なく、いづれの田畠も上納しやすきやう、此田に何斗何升、彼田には何升何合、此畠には何斗、彼畠には何升と、相當加減の米を付與し、それ〲の田畠悉く貢米地利米の平等になるやうに施行するをいふ、此くの如く加損米を付け遣はす故

に、受免の法も行はるゝなり（因伯受免由來）

加增目錄（カゾウモクロク）

藩主が其の部下の藩士に對して知行の割增を行ふ場合、其年貢徵收地名及び石高を記して交付する書付を加增目錄と云ふ。

〔引例〕　加增目錄

薩州指宿の內拾町村　浮免

鹽入二町六反六畝廿分の內

下田二反八畝　三斛　彌七郎

右知行爲加增宛行者也

慶長六年

十一月廿日　比志島紀伊守　國貞　判

鎌田出雲守　政近

平田太郎右衞門　增宗　判

圖書頭　忠長

小川生主

（薩藩舊記雜錄）

刀狩（カタナカリ）

豐臣秀吉の實行したる農民の武器徵收令を云ふ、即ち應仁以來の人民殺伐の氣質未だ脫却するに至らず、動もすれば干戈を弄するの恐れあり、是に於て、秀吉名を大佛鑄造に藉り、國民の信仰を奇貨として、盡く百姓の武器を徵收し、以て古來の武器濫用の弊害を芟除し、以て將來の治安を保持せん事を策せり、刀を狩り出して沒收したる故、刀狩と云ふなり。（豐臣氏法度考）

價長（カチヤウ）

價長は物價を決定する者の長をいふ。古代物價の決定を爲すに市人來りて評議し之を裁決する者ありたり、價長の名此に創まり、市場貨物の價格を公定して、生産者と消費者の損益なき樣に取計ひたるものなり。

〔引例〕 前略、其坊長價長は雜徭を免せっ（大日本租稅志）

鍛冶役（カヂヤク）

鍛冶を業とする人民に課する役錢なり、德川時代、江戸に高井土佐と云ふ鎌倉の鍛冶が住居して江戸中の鍛冶役を取り立てたりと云ふ、土佐の由緒は明ならず。（地方凡例錄）

加徵米（カチヨウマイ）

年貢を納むる際、其の運搬の途中に於て多少の缺損の生ずるは免れざる處なり、去れば足利時代及び豐臣時代を通じ、百姓をして此の缺損分を見越し餘分の米を量らしめたり、之を加徵米と呼べり、蓋し德川時代に到り缺米又は込米として徵せしものと其性質全く相同じ。又全國の中、處によりては小作料のことを加徵米又は加調米と呼びたるもあれど、其性質全く異る、混同すべからず。（日本農政史）

加地子（カヂシ）

加地子は時により加治子と書くこともあれども、加地子の方が正し、加地子とは元來地子即ち賃租より起れる語なり。後ち此の地子は一種の公租となりたりしが、此の公租に加ふるに別に一種の賦課を徵するに到りてより加地子の語起れり、而して德川時代に到れば、此加地子なる語は全く小作料の代名詞となり、全國各地に於て用ひられたり、殊に土佐及び佐賀地方に於て其使用著しかりき。

〔引例〕 (1)賣渡田地事

合一段

但し本所當一斗五升、加乙子加地子二斗四升

應永八年辛巳正月晦日

（東寺百合文書）

(2) 御藏入田畑加地子米壹ヶ年三十俵以上致受

納候者、名前俵高御用有之候條、係り人へ無洩懇に取調方左の引例の通無延行役筋相違可申候(舊佐賀藩の農民土地制度)

(ろ)　加地子米の儀は前記の通を以て、毎年十二月廿日限御郡定の相場を以て全納の答(本邦永小作慣行中土佐の事實)

加地子米事件(カヂシマイジケン)

佐賀の鍋島藩に於ては、天保年中、藩主閑叟公の時代に領内小農民の經濟上の逼迫を救濟するため、小作人をして向ふ十年間小作料を納入せしむることを停止したるが、之が爲め小作人の經濟は立ち直り、其の大に喜べるに反し、地主の被れる苦痛尠からざりき、去れども、小作人の經濟狀態尙ほ思はしからざりしより、藩主は嘉永年度に到り更に向ふ十年間小作料の納付を猶豫せしめたりしが、此頃に到り地主、殊に小地主の受る苦痛頗る大なりしより、閑叟公は文久三年に於て藩内直轄地の農地を地主と小作人とに一定歩合を以て分配したり、然るに其後數年にして明治維新となり、地租改正事業に關聯して所有權を決定するの必要迫りたれども、舊藩時代に於ける再三の土地政策により、土地の所有權の歸屬する所明かならず、農村到る處に悶着を惹起したるが、遂に明治十年頃に到りて大體整理上の方針立ち、政府は約十二萬圓の償金を地主に交付して難局を切り拔けたり。此の事件は單に明治農政史上の出來事として興味あるのみならず、閑叟公が其英斷を以て或は地主を制して小作料を停止し、又は土地を藩有に移して適宜に分配したる如きは、今日の社會思想に照合しても、大に注意すべき經濟史上の現象として觀察するの價値あり、世に之を「佐賀の加地子米事件」と云ふ。(舊佐賀藩の農民土地制度)

勝手造(カツテツクリ)

勝手造とは、官の許可を得ずして酒類を醸造するをいふ。徳川氏時代に於ては醸酒するに、酒造株ありて其の高に應じて醸造するを法とす然るに官に願はず勝手に醸造するものあり、之を禁止せり、現代に於て造酒者は豫め酒造石高を申告し、其の石高に應じて醸造するを許し、隨意に增石し、又は密醸するを禁ずる等、其の取締法稍似たる所あり。

〔引例〕天保五年十一月九日令、北國の內酒造株の拜借を再願する者有り、貸付すべきに因り、公料、私領、社寺領等勝手造を禁す、以後家業に離れ難澁の者あらば、調査し申出づべし、云々。(大日本租税志)

合壁山(ガツベキヤマ)

合壁山は、毛利藩に於ける民有林をいふ。民有林より山石とて税金を徵し其の所有權を確認するを例とす、但合壁山と雖も、大樹及び杉、松、椋、桐、楠の濫伐を防ぐと共に、之を藩の用に供することもありたり。

合切袋(ガツサイブクロ)

徳川時代の旅行用袋にして今日まで殘れり、更紗木綿の類を以て製し、嚢口に縮紗布を縫付け、紐道を造り、之に長紐を貫きて、伸縮自在ならしむ、武士は手貼を納めて携帶す、今の手提鞄に代はるものなり。(徳川幕府縣治要略)

門割(カドワリ)

薩摩の島津氏の藩內に於て行はれたる土地制度の謂にして、島津氏は夙に自藩內に門割なる特殊の農民制度を立てゝ、藩內の鄕村を固め、一村を數多の門に割り、耕地は先づ之を門に割り附け、門內の農民をして所定の年限の間耕作せしめ、年限滿つれば此の土地を藩に收取し、更に之を他の農民に配給耕作せしめたり、之を

門割制度と云ふ。（舊鹿兒島藩の門割制度）

門役銀（カドヤクギン）

門役銀は、毛利藩に於て農民より徴收せし一種の賦課銀にして、今の戸數割に類せしものと思はる。其の賦額は本百姓毎戸二匁、半軒百姓同じく一匁とす、往時は毎戸月別二分五厘、一ヶ年三匁のよし、後世は改正して閏月の有無に關せず、銀二匁一分を上納せしめしといふ。（毛利藩地方書）

廉限り（カドカギリ）

件別又は個毎と云ふ意味にして、徳川時代の古文書には何々の廉限りと云ふ文字を使用せるもの多し。

〔引例〕　年貢其外勘定の儀、役人、庄屋、小百姓立合にて相きはめ置、或は廉限りに立合、百姓に印形させ、名主より小百姓方へ手形を出し云々（地方凡例錄）

加納田（カナフデン）

普通加納とも云ひ、院宮、勢家又は社寺等の莊園に於て、其の本來の所有地の爲に、其の近傍の田を取り加へ、別に租税を別納するを云ひ、中古の終頃より所々に起り、鎌倉時代に於て專ら行はれし故、當時の田文には必ず檢注せられたり。而して加納田中には勢力ある人々の姦惡により土地を掠めて其の領地に加へたるものも亦尠なからざりき。（日本農政史）

かなり

カナリとは、一種の客土法にして、土地改良なり。即ち下層土を掘上げ、上層土と轉換する方法にして、沖積層の土層にては、幾多の層を成し、或層は肥沃なるも、又瘠薄交互の層あるべし、例へば上層瘠薄なれば、下層の肥沃層と掘返を行ひ、其の肥沃層を風化分解せしめて、

肥料を投ぜず、作物を栽培したるなり、此方法は文化年間、出雲國神門郡里方村（今の簸川郡高濱村）の人表森田庄五郎氏の案出する所にして、其の方法に、三鍬カナリとて簡易の法あり、又本カナリとて、本式の方法あり、是は勞費の關係により分類されたるものなり、明治年間に及び、農商務當局の知る所となり、左の賞狀を授けられたり。

功勞賞授與證

島根縣下出雲國神門郡里方村

金五圓　表森田　庄五郎

積年意を農事に注ぎ、深く耕して上下の土壤を轉換し、肥料を用ゐず、能く收穫の多きを致せり、遂に其法を傳へて近隣を益する淺少ならず、因て其功勞を嘉賞す。

明治十五年三月二十日

農商務卿正四位勳一等　西　鄕　從　道

（島根縣舊藩美談）

金山運上（カナヤマウンジヤウ）

金銀銅鐵等の出る鑛山の營業者に課する運上にして、德川時代、既に佐渡の金山を始め、各地に鑛山の開かれたるもの尠らず、而して金銀等の採掘は國の富力を增すものなればとて、幕府を始め、各藩とも大に之を奬勵したり。（地方凡例錄）

鉦打（カネウチ）

寺も庵も持たず平生かねを叩き經文を口にしつゝ戸每に物を乞ふ一種の旅僧なり、處によりては六部とも云ふ、德川時代にありては一種の賤民として見られたり。

〔引例〕　武州埼玉郡西方村百姓と、同村カネウチ山右衞門出入の節、平日の勤方相尋し處、本寺遊行派淺草新寺町日輪寺より沙彌職被ニ差免一、釘卯修行の旨申わたし有レ之上は、旦那の極めも無レ之候得共、村方の最寄カネウチ修行可レ仕儀に候へども、

村方の最寄カネウチ平日農業計致し、一向ぬき無く、其職勤め候儀無之、百姓罷在候旨答候（地方凡例錄）

金飛脚（カネヒキヤク）

德川幕府時代商人の金銀貨を遞送する脚夫をいふ、飛脚問屋の中之を營業とせし者あり、寬文十一年辛亥十一月より始る、當時之を手板組と呼べり。

〔引例〕 寬文十一年十一月、大阪飛脚問屋島屋三右衞門、江戶飛脚問屋備前屋與兵衞等と共に相議し、兩地商賈の金銀遞送を開き、始て金飛脚の招牌を揭く。

按るに、島屋佐右衞門家聲錄に、手板なる者は、當時物貨遞送の左券なり、紙を以て之を造る、（中略）時人此左券發行の金飛脚を呼て手板組と稱す。其後寬保間に至り、切手板及綴手板等の制興る。（驛遞志稿）

姓（カバネ）

姓は別に又骨とも書く、古代に於ける貴族が自己を稱したる一種の稱號にして、貴族たる株を示すものなり、かばねは元と朝廷より賜りたるものもあれ共、其首長が自ら稱し、又は傍人によりて稱へられたる場合もあり。夫の後世に至り普通氏が源朝臣何の某と云ひし如きは上代氏姓の遺風と知るべし。

瓦葺（カハラブキ）

瓦を以て屋を葺きたるを云ふ、倭訓栞に「瓦は皮の義なるにや、龜甲を今「かふ」と云ふ云々」と云ひ、又家屋雜考に、「瓦 和名抄に、加波良燒泥爲之、葺屋宇上」と見ゆ、舊說の石瓦は屋上の皮なれば此名ありと云ふ、又一說には、「甲冑の古名を伽和羅と云ふ、又龜甲を伽宇羅と云ふも即伽和羅と伽波羅と假字違へるは、和訓相近き故轉じて分れたるなるべし」と云へり、又瓦とは元來梵語なるべしとの說あり、崇峻天皇元

年百濟より威德王瓦博士麻奈父奴、以下三人を本邦に遣はし本邦瓦を製したるが屋根を葺く始めなりと、但當時は佛殿のみに限れり。

加判（カハン）

加判とは、公文書の連判に加はるの義にして、鎌倉幕府以來執政の職に列する者を稱す。一に連署と云ひ、江戸幕府にては老中卽ち執政の職にある者、公文に花押の判を加へたれば、之を加判の列とも稱せり。（武家名目抄）

川止（カハドメ）

川止は、德川幕府時代洪水の爲め旅人の渡川を中止するをいふ。橋又は渡船なき河川を渡過するには、川越の設備ありて旅人の便に供せり川越には人夫を使用するを以て、河川增水して渡過の不可能又は危險となりたる時は、川止と稱して旅人の渡川を中止するを例とせり。（牧民金鑑）

川越（カハゴシ）

川越とは、德川幕府時代諸海道を通行するに當り、河川を渡過するをいふ。橋梁若くは渡船を設備せざる大川をば、旅人の渡過する際は、蓮臺と稱するもの或は人肩（肩車）に乘るの例なりしが、東海道に於ける川越の場所は、酒匂川、興津川、安倍川、大井川にて、就中大井川は世上に知られたる第一の渡過地なりし、當時の賃銀は時々幕府の限定する所たり、現今は鐵道の敷設橋梁の架設ありて、斯かる不便を感することなし。（牧民金鑑）

川船役（カハフネヤク）

國々の河川を上下して人馬荷物の運搬に從事する川船に課する雜稅なり、此川船の中江戸に廻る船は川船奉行の燒印を受くるを要したりと

謂ふ。(地方凡例録)

川成引(カハナリビキ)

川成引とは、德川幕府時代に行はれたる免租の一種なり、洪水の爲め田畑を押流されて其の跡川と成り、或は堤防缺潰して水勢強く深掘出來して水溜となり、復舊の見込なき所は、川成引として免租するを法とす、是れ當今の荒地免租に等しきものなり。(地方凡例録)

川缺引(カハカケビキ)

川缺引とは、河川堤防等缺潰して田畑の荒廢したる部分の租税を免するをいふ。主として江川堤防の缺潰に基くを以て川缺引の稱あり、其意川成引に通ず。(地方凡例録)

川船改役(カハフネアラタメヤク)

川船改役は、川船を點検する官吏をいふ。卽ち德川幕府時代の職名にして、一名川船奉行と稱せり、本所猿江淺草橋場等に番所ありて、通船の極印を檢査し船税を收めしむ、職祿二百石にして世襲の職官なり、勘定奉行の所管に屬し、手附三人あり、元川船支配と稱せしを後に改稱せしものなり、現代に於ける稅關の職務を執行せしものに係る。(官制沿革略史)

河岸役(カハキシヤク又カシヤク)

大河筋にて船の着く處に曾て問屋を開き運上を納入すべきことを一度願出でたる上は、例令其の川床の變更等により、問屋業は止めても依然として役銀を納めたり、詰り、稅源は消滅しても、納税義務は殘りしなり。(地方凡例録)

皮番所(カハバンショ)

皮番所とは、長門國三田尻邊にのみありし私設の監視所にして、其の土地の風俗として、古來相傳へていふ、若し牛馬の皮を三田尻沖龍ヶロ

に沈る者あらば、大風起りて田毛荒損すと、是に於て村民相謀り、毎年初夏より此監視所を設置し、鐘皷を懸けて警備し、皮の運搬を禁制するを例とす、然るに天保二年辛卯八月偶々此禁に觸るるものありしより、遂に一大暴動を生するに至りし事あり、いかに村民の傳說を墨守せしかを窺知すべし。

貝塚（カヒヅカ）

貝塚は、土中に、貝殼の集積せる塚をいふ。一名介墟とも稱す、古代石器時代の人民か、其の食料に供したる貝殼を投棄したる遺跡なり、されば存在の場所も當時にありては、海岸にありしなるへきも、爾來地形の變遷せるに因り、現代は海岸を距ること遠きもの多し、大抵は丘陵の中腹以上に在りて、形狀、廣狹厚さ等一定せず、貝層の深淺は一、二尺より六、七尺を普通とす、東京附近大森地方に於て之を見ることを得。（人類學雜誌）

買納（カヒナフ）

特別なる年貢の納め方にして、洪水の害を受け、稻莖永く水中に浸され、後日成熟するも、米質粗惡にして納米に充て難きか又は御藏到着迄の間に減損して、不足を生じたる場合、又は難破船により海中に沈沒したるときの如き、止むを得ざるものに限り、江戶其他の御藏所に於て、自村米に相當する丈けの他所米を買入れ、代米納を許すを買納と云ふ。（德川幕府縣治要略）

合附（ガフツケ）

合附とは、內見の時稻穀の數量を以て、每筆の等級を定むる合毛附の略語なり。內見は檢見の下調として、民に於て熟稻の優劣を檢查し、田面每筆の等級を定むるをいひ、內見を行ふに

は、合毛附を以て其の等級を定むるを例とす、合毛附は作毛の收量を以て等級を定むるものにして、作毛の數量多きを上田とし、收量の劣れるものをは下田とするなり。

〔引例〕　前略、素と内見は、村民隨意合付すれども、坪刈は熟否に應じ、各意見の如く十分に處分すべきを以て、此意手代竿取等にも詳諭し取增すべし。（大日本租税志）

合毛（ガフケ）

合毛とは、檢稻内見の際、合勺の數量を以て田面毎筆の等級を定むるをいふ。卽ち一歩の籾何合何勺と定め、坪刈の標準に供するものなり、一名合毛附とも云ふ、檢見の一方法にして、坪刈法を行ふ際基準量となりて、檢見坪刈により て生ずる數量と對比するの用に供するものとす。

〔引例〕　桃園天皇寛延元年八月晦日達、合毛年々の增減は有毛に隨ひ、定法を以て處分すべし。（大日本租税志）

合留（ガフトメ）

石別段別其の他計算上一合に止め、其の以下の數を記せざるをいふ、筑前地方に於ては藩制の當時、勺留庫留を廢して此法を用ゐたり、但内譯の際は勺才をも附せざれば差引する能はざる場合あるに因り、成るべく合留とし、内譯にて勺才を附したりしといへり。

〔引例〕

(1)　先年御法被ㇾ改て米銀納方受取方共に、四六の拂を以て勺留庫留を止め、合留に致候樣に被二仰付一候。

(2)　春免秋免極共に石別段別合留に極る事勿論也、然れども免分りと云事あれば、内免分けの所は極て親石別に成り共内分り石別に成共勺才附れは差別致されぬ事也、成たけは親石別にて合留に致し、内分りにて勺才付べし。（田法雜話）

合毛切（ガフケギリ）

合毛切とは、合毛の高を限定するをいふ。檢見の豫備として百姓内見を行ひて田畑の收量を檢査し、其の等級を定むるは合毛なるが、田畑には上中下の等位ありて各免率の在るあり、然るに年によりては、内免の結果下田にして上田に勝ることあり、されば收税官は合毛高の限度を定めて其の免率を亂さす、以て農民をして高率なりとの誤解なからしむるに力めたり。

〔引例〕前略且中下田の秋作、上田より優れるものあり、却て鳌取段取共に増すべきを以て、百姓高免とのみ誤解するものあり、因て合毛切取箇の意旨を明示すべし。（大日本租税志）

甲州桝（カフシウマス）

甲州桝は、昔甲斐國にて使用したる桝をいふ、鐵判(カナバン)又は三升桝ともいへり、方七寸五分、深三寸四分五厘餘、之を一升となす、又都留郡は二升五合入を一升と爲す、其の他小型の桝に「はたご」あり、一升の四半にして一配と云ふ、一日一人の賄料とす、「はたご」の半分を「なから」一名「せんじ」とも稱せり、其の半分を小半(コナカラ)又は「小せんじ」と云ふ、中人以上の食に充て、其次は一升を十人にて食す、勞働者は八人飯(ハチニンメシ)と云ふ以上四種の桝を通用して一般の商用に供し、而して酒油の如き物には、京桝（三升入）を用ゐたり、是れ武田氏の遺法にして、徳川氏時代には官許を得て桝座を設け、之を製造し、江戸桝座の斗量を用ゐざりしと云ふ。（甲斐國志）

蒲鉾（カマボコ）

魚の肉をすりて棒に付けたる形、蒲の花に似たる故之を鉾と見做して蒲鉾と名けたるなり、後に板に付けるが出來てよりまぎらはしきにより、元の蒲鉾は竹輪(チクワ)と云ふに到りぬ、故に竹輪こそ蒲鉾の名の據て來れる根源と知るべし。

鎌納（カマオサメ）

九月熟稲收穫の終了するをいふ。是より利鎌を使用せずして納置するの義なり、飛驒にては風呂をたき芋汁を食するを例とす、昔よりかかる慣例行はれ來りしと見えて、刈終りといはず、俗間には單に「いも、いも」と通稱し居れりと。（農具揃）

鎌祭・稲場祭（カママツリ・イナバマツリ）

鎌祭 稲場祭は、共に農家秋收の祝儀にして、早稲より晩稲まで殘らす刈入を了れば、酒飯にて先つ祝筵を設く、之を鎌祭といひ、俗に「刈あげ」といふなり。かくて稲場即ち稲干場より其の稲を殘らず藏入して收穫こゝに終れば、大唐飯などにて復た祝意を表す、之を稲場祭といふ、越中礪波郡にて專ら行ふ所なり。種子祭、田祭、鎌祭、稲場祭、稲祭之を農家の五祝といひ、家子奴婢まで悉く祝するといふ。（私家農業談）

釜之口（カマノクチ）

釜之口は、鑛山の坑口をいふ。其の形釜の口に似たるを以て名く、もとは柱四本を建て山を留めたる故、四つ留といひしとぞ、今の釜之口の補理は、左右に柱を立、桁を渡し、左右とも細木をならべて土石の落ざるやうに圍ひ、屋根所は細木を揃へ並べ、上に石垣を小高く築く是を釜之口化粧棚といふ、此口より外御番所廻りを總て閒廻りと唱ふ。（吹塵餘錄佐渡志）

上方（カミガタ）

上方は昔の京都並に其の附近の地方をいふ。上は御上（カミ）にして尊貴の人を稱するより、京都は代々聖上の住居し給ふ地なれば、上方の名起り、京都に行くことを上るといひ、京都地方より商品等を取り寄せることを、上方より下（クダ）す又下（クダ）りといへり、徳川氏時代勘定所にて上方筋と云ふは、

山城、大和、河内、和泉、攝津の五畿内に、近江、丹波、播磨の三國を加へたる諸國をいふ、又關東より上方筋と云ふは、東海道の三河國以西及中國、四國、西國も總稱せり。（地方凡例錄）

神封戶（カミノフコ又ジンフゴ）

神封戶は、神社に奉れる民戶をいふ。古代神社の諸用及神田耕作に充當する爲め人頭を課し之を封戶卽ち神戶として、神社の格位に依りて封戶何程と定め隷屬せしめたり、後世は神領と稱し、土地及農民を包括したるものとなり、後社寺領と稱し、近世に及びたり。（大日本租稅志）

紙船役（カミフネヤク）

紙船とは紙を漉く箱のことを云ふ、故に紙船役とは紙の製造人より上納する年貢の謂なり。

而して德川時代にては紙は一種の特許事業にして、何人と雖濫りに始むることを得ざりし故、或事情により製紙業を中止するも、村の御藏に對する掛り物は依然として徵收せられたり。

〔引例〕紙すき共より船一つに付き、何程と役金を出す、――かみすきは酒株同然にて、新には容易に許し難き事故、船かぶあれば、仕事中絕しても、村割にて役金相納め置、云々（地方凡例錄）

神戶（カムベ又ジンコ）

神田を耕作する農民のことなり、神社の經營に供する爲めに土地を獻納すれば、其土地內の民戶も之に從つて神地の民となり、所謂神戶となるものなり、古代土地の所有主移動すれば、必ず之に附隨して、民戶もこれに從ひ行くを例とせり。神封戶に其意通ず。（大日本農政類篇）

神地（カムトコロ）

神に獻する所の土地にして、神領地卽神田の

ことなり、古代神領地を制定してこれに民戸を隷屬せしめ、耕作に當らしめたり、崇神天皇の御代田と民戸を神社に供し、其の經費に充てたることが起源となれり、後世社寺領地を設定して社寺の經營に充てたるに似たり。

〔引例〕崇神天皇七年、神祇を敬重し大社、國社を定め神地神戸を置く（大日本農政類篇）

萱野錢（カヤノセン）

萱草の野生するに委したる土地は本高より之を除きて別になし、其土地より極めて低き小物成を徴收す、之を萱野錢と云ふ。草役米又は草年貢と同様なり。（地方凡例錄）

搦（カラミ）

搦は又搦地とも云ふ、河海沿岸に於ける築立地のことなり、蓋し新地を作るに木竹を搬入し、之を搦み合せて土砂を盛り、其内側に新田畑を作る故、斯くして出來たる新地を搦と云ふならん。

〔引例〕加地子米の儀に付、戌年相達被致次第有之候處、山代鄉天神搦、扨又伊萬里鄉戸野須搦、伊萬里有田舫、八谷搦其外の地は元來地主共銘々大銀米振出全く自力を以て形の通り致開發、普請をも自力にて夫々相整、何れも熟田と相成云々。（舊佐賀藩の農民土地制度）

唐人田（カラビトタ）

唐人田は、支那人の歸化したる者に給與したる田地をいふ。古代我國は人口稀少にして、夙に支那、朝鮮等より歸化したる者少からず、政府は其の移住民を優待し、土地を與へて土着せしめ、又工人と爲し、歸化を奬勵したり、現今各地方に高麗郡、唐人町等の名稱を存するは、支那朝鮮人の移住し來りし遺跡なり。（大日本農政類篇）

狩獵（カリ）

將軍領主等時に士卒を率ゐ、田野に出山林に入り、禽獸を狩りとるをいふ。此は古より行ふ所にして決して遊樂の爲めのみにあらず、第一に禽獸の田畠を荒し或は人家に近きて、害を爲すこと多き故、民の爲めに之を除く、二には國の廣狹道の嶮難を實地に知らむが爲め、三には上に居て下の悲嘆を知るは難く、下民の患上に通する事遠ければ、狩獵に事を寄せて、下民の道訴を聽き難あれは之を救ひ、彼等をして安樂ならしめむか爲め、四には弓馬の藝を士卒に習はせ筋骨を健にし、有事の際使役に耐へしめんが爲めなり。狩獵の主旨凡そ此くの如し。後世に至り或は自家の遊樂に供する者を生ぜしは、全く其の主旨を諒解せざる者の致す所なり。（撫育教導傳）

刈桑（カリクハ）

刈桑は、高木仕立の桑に對し、低樹にして刈取るに便なる桑をいふ。明治五年以來、試植する各種の桑樹は、五十二種に達するも、善良にして收穫の多量なるは、左の七種とす。

市平（市兵衛とも書す羽州の生產）切葉にて丸形なり、蠶の二眠後に至れは其の葉剛きも、早葉なるを以て一反中二畝は必ず之を植るを要す。

九文龍（濃州產を良とす、江州產は其の芽赤く其の葉薄し）大葉にして丸形、市平に亞で早出收穫多し。

銀桑（丹州產）大にして丸形の早桑なり、收穫多し。

明月（丹州產）早晚の間にて中手桑、葉大きく丸形なり。

振袖（丹州產）是も中手桑にて大丸形の葉なり。

大東（羽州產）晚桑にて其の葉少し長く中葉な

り、其の條長からず收穫多からざるも、葉の光澤最も美にして雨中乾き易く善良のものなり。

赤木（奥州産）晩桑中葉にして丸形なり。（農家必用）

穫丁（カリヨボロ）

古代に於ける牧夫のことを云ふ、草を刈り木葉を穫りて牛馬を飼養したる者の謂なり、厩馬一頭は一人に於て之を擔當せしめ、飼養管理を爲さしめたりとのこと、大寶元年の制令に見えたり、當時牛馬飼養管理に深く注意を拂ひたるを知るべし。

〔引例〕文武天皇大寶元年辛丑制して曰はく、凡厩は細馬一疋 中馬二疋、駑馬三疋、各丁一人を給へ、穫丁は馬ごとに一人とす。後略（大日本農政類篇）

缺米（カンマイ）

缺米は即ち込米のことなり、年貢米を補充する爲めの特別米にして租税を遠國より、江戸其他の米廩へ納入するには、海上和船を以て回漕するが故に、其間納所へ着するまでに多數の時日を要する事ありて、航海中腐化米又は澤手米等の缺減を生じ、納入の際不足を告るに依り、豫備として込米の外更に一俵に四升乃至三升の餘米を加ふることあり之を缺米と云ふ。別項込米の説明はあれども、此語を更に取りて説明する次第なり。（徳川幕府縣治要略）

閑月（カンゲツ）

閑月は農事閑散の期月をいふ。農事には繁劇なる時期と、閑散なる時期とあり、閑散なる時期は冬季とす、故に之を閑月と云ふ、閑月は農桑の業を休む時期なれば、古代傭役は專ら此閑月を利用することゝし、先づ家貧しき者及び獨身の者に課命せり。

〔引例〕凡そ差料は富强を先にし、貧弱を後とし、

多丁を先にし、少丁を後にせよ、其分番して上役する者は、家に兼丁有らば要月にし、家貧く、單身ならば閑月にせよ。（大日本租税志）

間田（カンデン）

間田は、近古の田制に稱する所にして、一に餘田ともいひ、年貢を納めず、諸役を務めず、近世の見捨地の如き田地をいへり。

〔引例〕 文治五年十月廿四日云々、可レ遂二出羽國地檢一之由被レ仰二置留守所一、御進發之後地頭等愁申云、地檢之間可レ顯二間田一之旨、留守張行之由云々、仍今日可レ停二止件事一趣所レ被レ遣二御書一也。

眼代（ガンタイ）

眼代は、地方官の代理者をいふ。卽ち王朝時代地方官たる國司の代官にして、素より公任官にあらず私設の者なり、見守り人の耳目に代るの意にして、後世の目付の職務の如し、一に國代とも稱す、中世地方政治の紊るゝに及びて、遙授遙任の官多くなりて、國司は自ら其の任地に赴かず、其の子弟又は家人等を派遣し、國司の職務を代理せしめたり。

〔引例〕 後鳥羽天皇文治二年六月十七日、源頼朝令、內大臣家の領、越前國北條の眼代越後介高成、國務を妨げ、般若野莊藤內朝宗、瀬高莊藤內遠景、大島莊土肥次郞實平、三上莊佐々木三郞秀能、各三年或は一兩年所務を煩し乃貢を押ゆ、速に其妨を止む可し。（大日本租税志）

勸會（カンクワイ）

實物と帳簿とを照合するを云ふ、上世國司、郡司等より貢課を報告するに際し、實際のことを告げず、虛僞の帳簿を進達するを以て、中央政府はこれを糺正するため、特に使を派遣してこれを臨檢せしむるを普通とせり。

〔引例〕 平城天皇大同二年丁亥太政官符、前略、諸國の進つる所の桑、漆等の帳、或は舊案に因循し

て、但年紀を改め、或は虚て増減を作して實と同じからず、自今以後嚴に提搦を加へて、令に依て、植ゑ滿しめ、毎年に巡檢し、實錄してこれを申せ、如し使を遣はして勘會せんに、實と同しからずば國司は必ず貶責を加へ、郡司は見任を解却せん、自今以後永く恒貴と爲よと云へり。後略（大日本農政類篇）

勘文（カンモン）

勘は考ふるの意にて、何事にても道理の明ならざることを古典文献に據て證明辨別したる文書を勘文と云ふ、平たく云へば、勘はつきあはして取調ぶるの意にして、調査することなり、去れは勘文は今日の調査書と解して可ならん。

〔引例〕崇德天皇、保延元年、乙卯七月、天下の飢饉疾病の事を諸道に仰せて勘文を進つらしむ（大日本農史）

勘當（カンダウ）

德川時代に於ける戸籍上の用語にして、子弟の素行修らず、父兄更に訓戒を加ふるも容易に改悛の念なき者を懲罰する爲め、親子の緣を切り、其家より放逐して寄せ付けず、又其旨を官に告げ除籍するを勘當と云ふ、是れ當時緣座法行はれ、子の罪親に及ぶを恐れたるが故に、不良の兒を勘當放逐したるなり。

〔引例〕仁孝天皇天保十三年九月御觸書に曰はく、勘當、久離、帳外の儀は一體輕からざる儀にて親族の血統を絕つに至るは兼て敎育宜しからざるなれば、忰又は厄介等之あるものは勿論、村役人共一同厚く相心得、不實の儀之無き樣常に意見を加へ、一人たり共其の所の人員相減ぜざる樣取計ふべきなり。（大日本農史）

勘籍人（カンセキニン）

戸籍を調査して課役又は不課役を決定する役人を謂ふ、課役免除の手續は、勘籍人の拜命されたる時毎に、勘籍を式部兵部兩省に具申し、此

二省は、其の旨を太政官に請願す、太政官の決裁あれば、之を民部省に移牒して、諸國に課役を免する旨を告げしむ、この符旨を告けしむることを亦觸符とも云ふ。

〔引例〕醍醐天皇十四年甲戌四月、式部大輔三善淸行異見封事を上る「中略」其の九に曰はく、諸國の勘籍人の定數を置かんと請ふ事、右は謹て案內を檢するに、三宮の舍人、諸親王帳內、資人、諸大夫命婦位分の資人、諸司の勘籍人、諸衞府の舍人、式兵二省の季符に載する者の一年四季の內稍〻三千人に及ぶ、又略〻本朝の課丁を計ふるに、五畿內、陸奧、出羽の兩國及び太宰九國を除くの外、三十萬人に滿たず、中に就て大半是身あること無し、然れば則ち見課丁纔に十餘萬人あり、今十餘萬人の中每年に三千人の課役を除く、傍薄して之を論するに未だ四十年に盈たずして天下の人不課の民と爲るべし。後略（大日本農政類篇）

勘合印（カンガフノイン）

勘合印は、支那の明の時代、諸國往來の證に授けたる割符にて、勘へ合はす爲に印を押切る故に名く、銅製にて五面あり、各面に文字を刻す、永樂、日本等の文字あり、足利時代の頃、支那及び朝鮮と貿易を爲したる時に用ゐたり、我が往來手形、關所手形と類似のものなり。（異國往來略譜）

勘定帳（カンヂヤウチヤウ）

勘定帳は、租稅其他金錢の出納に關する帳簿をいふ。本帳は地方御勘定帳、御金藏御勘定帳の二種とす、地方御勘定帳は租稅其他の收納及び其中より支辨せる金額に係るものにして、勘定所へ進達し、主任役員の證書對照、其の檢査を經たる後、勘定奉行の面前に於て勘定吟味役、勘定組頭、侍座し、代官出席し勘定合せなる式を擧行す、勘定合せには單に總計のみを以てし、勘定吏員算盤を執り、代官員數を讀上げ、收支

差引の計算をなす、勘定合結了の後、勘定奉行、吟味役、組頭、連署捺印し、代官へ宛て奥書を以て證明し、尙老中連署を以て奥書證印し、代官へ下付するを例とす。

御金藏御勘定帳は、勘定合せの如き手續を經ず、採了の後勘定奉行、吟味役、組頭の奥書證印を以て下付し、老中の奥書證印を要せす。

〔引例〕 中御門天皇享保十年正月達、代官所の口米は今年より納むべし、小物成の口米取來る分は、殘らず物成に同く藏納と爲すべし、尤も口米の分は今までの如く御帳には之を除き、勘定帳に別記すべし。(大日本租稅志)

勘定所(カンヂヤウシヨ)

德川幕府に於ける中央の財政及び農政の機關にして、兼ねて又若干訴訟事務をも司る。云はば今日の内務大藏司法三省を兼ねたる如き權限を與へられたる官衙なりき。勘定所の長官を勘定奉行と云ふ、幕府の經濟興業に關する一切の政令皆な此の勘定奉行より發せらる。勘定所は實に當時德川幕府の財政經濟政策の基本をなすものなれば、六十餘州の人民の苦むも、樂むも一に勘定奉行に其適材を得ると否とに在り、去れば當時、此の勘定奉行の任用に就ては、至大の注意拂はれたり。(日本農政史)

勘定吟味役(カンヂヤウギンミヤク)

勘定吟味役は、德川幕府の職名なり。勘定奉行の副役にして四人あり、二人は訴訟の裁判を掌り、評定所式日立合に列す、二人は代官所の租稅以下金銀の出納公文等を檢査することを掌る者にして、專ら用度を勘査する職なれば、經濟の才能ある者を任命す、時に遠國に派出することあり、奉行の意見たりとも非理と認むれば同意せず、又奉行以下に非違あれば直に老中に上申する權能を有したり。(德川禁令考)

キの部

生絲（キイト）

生絲は蠶繭より採る絲にして、未だ練らざるものをいふ。之を使用するには練りて絲を殺すこといへり、是れ絲の保存耐久上必要なる事なりと、太古より養蠶の業開けてより、歷代此が奬勵に努めしより德川時代に於ては、安政六年より横濱港輸出の途開かれ、爾來蠶絲業漸次繁榮し、遂に現代の盛況を見るに至れり。（貿易備考）

久離（キウリ）

江戸時代に於ける戸籍上の用語にして、不良の子供を放逐して永く家に入れしめず、勘當と同じく一生其家に歸參を許さゞるを云ふ、斯く除籍せられたる者を又久離帳外とも云へり。（大日本農史）

饑饉（キキン）

食物乏しくして衆民の餓ゑるをいふ、我邦に於て大饑饉と認むべきものは、欽明天皇二十八年より光格天皇天保七年に至る、一千二百九十二年間に三十三回あり、之を平均すれば、四十年に就き約一回の割合となる、而して年度の最遠は七十七年目、最近は九年目なり、此平均、四十三年とす、凡そ饑饉の原因は、左の數件より起るものゝ如し。

一、雨　二、霜　三、旱魃　四、其他の氣象　五、害蟲　六、戰爭　七、農業不全　八、運送不便　九、法律關涉　十、通貨限制　十一、投機　十二、穀物妄費

〔引例〕　一穀不レ升曰レ歉、二穀不レ升曰レ饑、三穀不レ升曰レ饉、四穀不レ升曰レ荒、五穀不升曰二大侵一。（穀梁傳）

歸化（キクワ）

外國人の服從し來りて皇國の民となるを云ふも、蕃人の來投して皇化に浴するを歸化すとも云へり、上世に於ける東夷の順化の如き卽ち是なり。

〔引例〕 嵯峨天皇弘仁七年十月勅、今夷俘等歸化年久く漸く華風に染む、宜く口分田を授け、六年已上を經る者は總て田租を收むべし。（大日本租稅史）

義倉（ギサウ）

王朝時代の頃、社會救濟の爲に施設したる穀物の倉庫なり、卽ち貧者を救賑する爲め、豫め人民より穀類を徵收蓄積して、凶年の備へをなすを云ふ、而して義倉に貯藏する物は中世には粟を以てしたれ共、德川時代には籾を以てしたるもの多かりき、義倉の目的は主として凶年に於ける賑濟にありと雖、倉穀の腐敗等を防がんため、新舊交換の必要上、平時に於ても特に時價を減じて賣下ぐることあり、又之を貸與して他日返還せしむることもありたり。前者を出糶と云ひ後者を借放と云ひたり。義倉制度は中世に起り、德川時代に到り各藩に普く採用せられたり。

〔引例〕 文武天皇大寶二年壬寅諸國の大租、驛起稻及義倉並に兵器の數の文を始めて群臣に送る。（大日本農史）

寄進（キシン）

中世の頃、人民又は庄園内人民の希望により土地を權門又は寺社に寄附するの習慣行はれたるが、此場合の文書には能く寄進の文字用ゐられたり。此寄進の行爲あるによりて土地の兼併行はれ、遂に庄園の膨脹又は一圓領地の促進を助けたり。

〔引例〕 (1)此度飫肥就弓箭爲御自立願成就寄進申候
田數の坪付每年四月二日の間御禁斷
六反　卅戶口名　竹の下
一反　村松名　前田
二反　上西鄕名　長田

一反　　同名　　　　おしはし

　已上一町

天文十八年己酉五月一日　　　北郷讃岐守

　　澤殿

(2)本寄附

薩州加世田庄内の事

　合大浦名　　　　　長田ノ門

右者志者依法華萬部讀誦の議建立一卒堂安置地藏
薩埵再石塔永代不可遺却之者也

　天文廿三年二月二日

　　　　　　島津前相模入道月新在判

保泉寺　住持盤忠衣體禪師(薩藩舊記雜錄)

起請文(キシヤウモン)

起請文は、誓紙とも誓書ともいひ、其の犯すべからざる事を神明に誓ふ文書をいふ、明治以前は官吏は勿論師弟の間にも行れたり、此事古よりありて土佐坊昌俊が義經の前にて七枚起請を書きしは史家の皆知る所なり、起請文には必らず前書といふがありて遵守すべき箇條をかきつらね、其の終りに右之條々雖レ爲二一事一於レ致二違犯一者として、次に神文罰文なりを書す、幕府時代の書例は左の如し。

梵天帝釋四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰各可二罷蒙一者也、仍起請文如レ件。

　年號月日　　何某判血判

　當所誰殿

此神文は熊野牛王の裏に認む、前書は常の如く繼き、神文は左繼きにする例なり。(地方竹馬集)

議奏(ギソウ)

議奏とは、昔時天下の政治を評議して奏聞することを掌りし職名なり。鎌倉時代には單に政

治の善惡を議することを掌りしが、江戸時代に至りては、常に天皇に近侍し、親しく口勅を受けて公卿以下に傳へ、或は天皇へ其の事實を上奏することを掌れり、故實拾要に、議奏とは天子の近習に侍て諸の御用を辨す、武家の中老職に似たり、傳奏より奏する事も先達二議奏一、議奏是を天子に奏す、其事に依て傳奏又直に奏する事もあり、此外都て奏する事も、先達二議奏一也、天子の御口つからの御用、議奏奉之也、議奏は四人或は五人也、此の中必淸華一人加レ之也、自餘は羽林家の中、可レ然人を撰て補レ之也」とあり、皇居御學問所の西に議奏衆の候所ありたり。

後鳥羽天皇文治元年十二月、源賴朝奏請して議奏十人を置き、神祇佛事を初め朝務悉く議奏せしめたり、靈元天皇貞享三年、寄衆御側衆を改めて議奏と稱したり、以後議奏は四人又五人の時ありて、明治維新に至る、役料は現制四十石、一人扶持を給せり。

〔引例〕後鳥羽天皇文治三年三月、後白河法皇は議奏の公卿及び左大臣藤原經宗、內大臣藤原良通云々。(大日本農史)

吉米(キチマイ)

吉米は、良米をいふ地方の方言にして、吉は良なり、昔長曾我部元親の制令に、「年貢は總て擢たるべし、太吉は地面の立毛に從ふべし、但太を吉地に作るは堅く停止すべし、若し此旨に背かば、貢物は吉を收むべし」とあり、吉とは吉米にして、太とはふとまいのことにて、不良米の義なり。(大日本租稅志)

木地挽(キヂビキ)

木地挽は、轆轤師にて木材を其のまゝ用ゐ漆などを塗らずして製造するものをいふ。大垣藩の民間に歷代此職を爲すものあり、其の由緒書には惟高親王より始りしよしをいへり、其の細工人七人永和年中近江國君が畑より、美濃國北

山の内小津山に移住し、大永年中には小川政張但馬守より其の後淺井久政より折紙を賜り、寛永十一年藩主戸田左門より折紙を賜る、此時十八軒なりしと、其の後高五十三石を木地挽控に命ぜられしも、農作は手掛さることゝて、村方に佃作に出しぬ、又木地挽の運上は鐵百五十匁なりと。（坐右秘鑑）

急度叱（キツトシカリ）

急度叱りは、德川幕府の處罰の名稱にして、叱より重くして之を庶民階級のみに科す、御定書によれば、「江戸十里四方並に御留場の外、關八州にて隱鐵砲所持のお方、及び他所より來りて打ちし者の村方、名主組頭、急度叱」とあり、又三笠附博奕打取退無盡等を町内の名主五人組訴出づれば、地主は急度叱とあり。（御定書）

絹戸（キヌノベ）

古代御料服を織る民戸を云ふ、御料服は勿論絹製なれば、絹地を織る民戸と云ふ意なり。

〔引例〕稱德天皇天平神護元年、河內國の御服を織る絹戸造餅戸を停む。（大日本農政類篇）

給地（キフチ）

德川時代に於ける各藩の藩士に對し知行として年貢の徵收權を認めたるを給地と云ふ、此の給與を受けたる藩士を別に又給人と云ふことあり、處によりては地頭とも云ふ。

給地の中、藩主の直轄地を御藏入給地と云ひ、一般藩士の給地と區別することもありき。

〔引例〕右は板野郡古川宮浦吉田外廻り壹ヶ年請空地萱野の場所市中荒井武兵衞惣領幸次郎新田築立願出に付遂處分浦中障有無相鎖候處故障無之旨役人共申出に付取調候處御藏給地入組川成地樣々有之重々遂詮議願地見込の內へも開場申付其餘一圓御藏奉行申談の上床金鍛冶を以て右の通被召上願の通其方名負に申付候條隨分令出精早々築立鍬下

中に地普請等仕開立鍬下明より明年貢無滯上納可仕候萬一不出精にて地普請開地相怠不埓の義有之候得者地を召上猶越度可申付候仍て下札如件

庄　野　德右衛門印
伊　月　佐　五　郎印
三　木　縈右衛門印

右願人方へ

（大藏省名東縣地劵稟議）

給人（キフニン）

給人とは、地頭より俸給を受けて、其の地方を管理する者を云ふ。地方によりて給人と稱するあり、代官と稱するも其の職務は何れも同様なり、後世は武士の扶持米を給せらるゝ者を呼べり、何れも其の身分地位のあまり高からざる平士なり。

〔引例〕後陽成天皇天正十九年辛卯八月（中略）奉公も仕らず田畠も作らざる者は、代官給人堅く相改め措くべからず、若し其の沙汰なきに於ては、給人の過は其の在所を召上らるべし。（大日本農史）

給人前（キフニンマヘ）

仙臺藩に於て稱する所にして、藩士の知行地をいふ、藩主直轄の地は之を御藏入と稱して此と別てり。

前とは猶ほ誰分と唱ふるに同し、給人前の外奉公人前、百姓前の唱あり、以て證すべし。

（仙臺藩租稅要略）

寄附地（キフチ）

百姓より寺院又は神社に土地を寄附する時は此の寄附せられたる社寺地を寄附地と云ふ、土地を社寺等に寄附することは中世の頃盛に行はれ、其の頃、百姓は土地を社寺に寄進して社寺の保護を受け、以て豪族の掠奪を免れ、又は重税を免るゝの方便に供したるが、德川氏に至り

て、土地を社寺に寄附することは停止せられたり。蓋し寄附地は寄進と其語義全く同じ。

〔引例〕 寶暦十二年以來、都て寄附地は不ㇾ相成ㇾ段、被ㇾ仰出ㇾ當時は寺社寄進等御停止也（地方凡例錄）

義民（ギミン）

德川氏の代、天領内又は各藩の領内に於て、政務を托されたる代官等は往々にして農民の疾苦を察せず、苛税誅求して顧みざるものありき、當時の農民概ね柔順なりしと雖、其の苛酷に堪へざるに到るや卽ち直訴と稱して幕府に訴ふるか又は、百姓一揆を起すに到る、而かも當時の法として百姓一揆は徒黨罪として罰せられ、又直訴も强訴罪として咎められ、其重きは斬罪、輕きは入牢を以て罰せられしが、斯る法度のあるをも構はず我身を犧牲として直訴又は一揆を起せる張本人をば當時の人々一般に之を義民と稱して其勇敢と義俠心を賞讃するの風行はれたり、

〔引例〕 義民碑

昔德川將軍政權を執れる頃、會津の御藏入と唱ゐる鄕あり、數百箇村に亘る、其高五萬五千石と稱す、代官をおきて政を布く、正德年中山田八郎兵衞代官と成り、前例無比の徵税を行ひ、其政を極める事數年、鄕村の困苦云ふべからず、享保五年十一月各村の義民相會して、田島陣所に訴願し、程減を乞ふも聽かず、反て苛を加ふるに至る、茲に小栗山村の喜四郎、黑谷村の儀右衞門等廿餘人と相議り、更に鄕民と密議して云く、今は江戸に參向して勘定奉行水野伯耆守に直訴するに及かず、吾等決死して此の事に當り、庶衆は必後援の義を守れと、衆議即ち一決して同六年二月江戸に着し、水野邸に於て十數狀の訴狀を呈す、當時越訴する時は事の是非に拘らず處刑さるゝを常なりしが、彼等同年五月皆繫獄さる、同月の末幕府の勘定組頭及代官並會津の出役等田島に來宮し、在

郷義徒の張本を處刑し、六月下旬在江の儀右衛門等を斬に處す、然れども正義は倘滅せず山田代官は解職の上蟄居を命ぜられ、郷民は課役を免ぜらる、爾來租税の法正く郷民緒に安し、各村饒を致せるは實に詢義者の賜なり、豈それを表彰して千載に傳へざらむや、因に云ふ儀右衛門は名主與四郎の次男にして、夙に能書の聞あり、是を以て當時の願文は其の起草に係る、子あり與市と云ふ訊問の際至誠至孝の言行顯はれ、特に闕所を免ぜらる。

明治四十四年九月

圖書寮編修官從五位勳五等
文學博士　井上頼囶撰文
宮内屬國學院大學講師　逸見仲三郎墨書

肝煎（キモイリ）

概して村の世話役のことなれども、地方により其の意義を異にす、一藩の制度として肝煎を置く場合には行政上の組織をなせども、村の規約にて之を置く場合には、其の村限りの掟たるに止れり。

〔引例〕肝煎は他藩に云ふ所の庄屋又は名主にして専ら納税の事にかゝり、上中下達の職責を盡し、一村を代表するものとす、一村肝煎一人を原則とすれども、三千石以上に及ぶが如き村に在りては、一村二人肝煎の制を生ぜり（舊加賀藩田地割制度）

競田（キヤウデン又キホヒダ）

競田とは、開墾されたる田地の紛議ありて其の所屬不明なるもの　或は境界彼此交錯して判然ならずして訴訟に及べる田地をいふ。原被兩方の土地所有を競爭し居るより名けたるなり、古來土地私有制度ありて以來、所有權に關する紛議は絶えたることなし、又占有物に對する認證の爭議も時代の推移と共に、相當に起れるものなり。

〔引例〕凡そ競田は、判じ得て已に耕し種たらば、後に改判すと雖ふとも、苗は種し人に入れよ、耕

て種えざるは其の功力を酬いよ、斷決を經ずして强ちに耕種せば、苗は地に從て判ぜよ。(大日本農政類篇)

木役(キヤク)

會津藩にて稱する所にして、漆樹に賦課する年貢をいふ。慶長六年辛丑九月漆樹一本より貢蠟二十一匁を收納することを發令せしを起原とす、後世は會津蠟とて其名高く遂に藩の專賣となり、特に其の殖産に力を盡したるものなり、小買蠟、大買蠟、作德蠟、餘蠟　口蠟、歩蠟等種々の名稱及び制度あり。

〔引例〕慶長六丑年五月木役一本に付き向後は御年貢蠟貳拾壹匁づゝ可レ納旨云々。(舊制漆樹取締法)

京目(キヤウメ)

京目とは、物をはかる目方の一種をいふ。古代秤衡に京目、田舍目の二樣あり、京目の方田舍目より强きが如し、古今要覽稿に京目は砂金と錬金との交易より起りしものなるべしといふ、又奈良朝鈑金銀の重量を以て京目、田舍目の基因する所と稱すれど、詳ならず。

〔引例〕秤子、古ヘ秤に、京目田舍目と云ふ事あり、斤兩の數今未レ詳、淺野右京、文祿五年正月二十八日、與二野中新兵衞一印書、金一兩者京目(五十枚出目)、金四兩二分一朱爲中目(二百枚之出目)、合五兩二分二朱一厘五なりは爲中目、延引請候也云々(甲斐國誌)

京進(キヤウシン)

京進は、京都に年貢を進納するをいふ。王朝時代は地方に國廳を置き、國廳をして治民徵稅の事務を行はしめたり、因て農民より徵收したる年貢を京都に輸送し、朝廷に收むるを例とせり。蓋し京に進納するの略言なり。

〔引例〕後醍醐天皇元享二年正月十七日令、國領の地頭米濟す可きの年貢、西收の期に臨まば急速の沙汰をなし、翌年二月皆濟す可し、縱ひ京進と雖

も六月を過ぐ可らず。（大日本租税史）

京桝（キヤウマス）

豐臣秀吉の定めたる桝を云ふ、足利時代以來諸國に種々の桝使用せられたりしが、秀吉天下を平定するや、一定の寸法を具ふる桝を定め專ら年貢の收納に際し之を使用せしめたり、之を京桝と云ふ。多聞院日記には竪五寸二分、横五寸一分半、深さ二寸四分半の桝とあり、蓋し此の新制による京桝は舊制のものより小さく、新制の桝による一石は舊制の一石一斗に當りしと云ふ。併し秀吉は此の京桝を全國に普く使用せしめしにあらずして、唯年貢の收納上に於て京桝によらしめたるものなりしと謂ふ。（日本農政史）

京秤座（キヤウノハカリザ）

京秤座は、德川氏時代京都に置かれたる度量衡の事を處理する所にして、關西三十三箇國を管轄したり、秤座は世襲にて初め神善四郎全國を掌りしが、後東國は守隨彥太郎の支配となれり、三貨圖彙に曰く神の家は本國は勢州にて京室町家に仕官し、秤座を免許せられ、夫より代代京住也、慶長年中に、大權現二條の城へ登城の砌り、先祖豐後掾被二召出一、御目見の上、不二相變一京秤座免許を蒙り云々とあり、又善四郎一人に被二仰付一とあり。（三貨圖彙）

窮民（キユウミン）

窮民とは、生活の道に窮したる細民を云ふ。小金開墾の際に於ける窮民と稱せし者は、稍々其の趣を異にし、明治維新に因り祖先傳來世襲せし俸祿若くは其の扶持を斷たれ、又自己の業を奪はれたるが爲め、俄に生計を立つる能はざりし人民にして、當時東京府下に最も多く生じたるを以て政府當局者はこれが救濟制度を設け、明治二三年の頃之を下總小金佐倉兩牧地に

移住せしめ、耕地五反歩ミ宅地五畝歩を與へ、衣食住金穀農具を給せし事あり。

〔引例〕　下總國牧々原野開墾御布告の趣意は、今般非常の御慈政被ㇾ爲ㇾ在候に付、假に無籍無產の窮民と成りたる者不ㇾ少、右等の者を其儘に御捨置被ㇾ成候ては、御制札御文言に相障はり、動もすれば良民の害を生ずるに至る、爰に於て無籍無產業の窮民救助被ㇾ爲ㇾ在度思召に候得共、不ㇾ容易ㇾ大事件に付、政府の御世話のみにては、御手十分に不ㇾ行屆ㇾ候に付、就ては東京有財の富民御國恩に報じ、窮民救助授產の合力志願有志の輩願出候者へ下總國牧々に於て窮民土着の地を預任すㇾ下略（小金佐倉兩牧開墾事績調）

救急料（キユウキユウリヨウ）

王朝の頃、穀作實らずして饑饉に際するや窮民救濟の目的を以て平常より稻を貯藏し置き、之を人民に貸付して其の利子を收めしめ以て一旦凶歲ある時の救濟費に充當したり、其性質一種の社倉に似たり。

〔引例〕　陽成天皇、元慶三年己亥、太政官處分す、加賀國をして救急料の稻一萬束を割て出擧せしめ、官舍を修理する料に充用し、限るに二年を以てす、國司の請に從ふなり。（大日本農史）

狂狄（キヨウテキ）

上古未だ皇化に浴せざる邊疆の民を云ふ、元正帝の世、信濃、上野、越前、越後の良民を出羽に殖民して柵内に民戶を構へ、夷狄の民ミ雜居せしめ、之を同化せんミせり、當時の東北地方は未開地にして人口稀少なりしかば、肥沃なる地方を選み良民を移住せしめ、蕃民の敎化に努めたるなり。現今臺灣生蕃人順化の狀態に似たるものあり。

〔引例　元正天皇、靈龜二年中納言巨勢萬呂言す、出羽の國を建つること已に數年を經れども、吏民少稀にして狄徒未だ馴れず、其の地膏腴にして田野廣寬なり、請ふ近國の民をして出羽の國に遷し、

狂狄を教喩して衆て地利を保たしめんと之を許す、因て信濃、上野、越前、越後の四國の百姓各百戸を以て出羽國に隷す。（大日本農史）

曲事（キヨクジ又クセゴト）

くせごとにて法に違ふをいふ、處罰の意なり昔時の令文には往々に「可レ爲二曲事一者也」とあり。

〔引例〕奉行所差紙杯に若於二不參一者可レ爲二越度一可レ爲二曲事一此兩樣之内侍寺院神主等へは越度と認、町人百姓へは曲事と認申候、左候はゞ此差別可レ有レ之哉、罪科は死罪以上を唱申候、死罪以下越度曲事と相聞申候。（諸向附札）

切賃（キリチン）

兩換の手數料にて、金を錢に、大幣を小幣に切り替るをいふ。今は專ら兩換賃と唱ふ、其の相場には一定なし。

〔引例〕切銀と記するは、切遣ひなり、切遣ひとは、古時は目方の一定したる金銀幣なし、延金を入用ほど鏨或は鋏にて切り、秤に懸て遣ひしなり、後藤作の目貫の形に切金あるも此を摹せるなり、竹流は鋏にて切り、越後にては鉈にて切と云、今兩替に切賃と云も是より出しなるべし。（金銀圖錄）

切畑（キリハタ）

山間の樹木を切倒し、之を燒て灰と爲し、其の灰を肥料として穀物を種る畑地をいふ。大抵三四年にして、其の養分薄くなり、作物繁茂せざれば、更に他の古畑跡に立歸り之を切返すを例とす、乃ち薙畑に同し。

〔引例〕切畑之義、外より養を入候て作り候儀は難レ成御座候、右畑中に生立申木を切灰に仕、灰之養を以作物仕候御事御座候、然上灰之潤く成候に隨ひ、作物も不出來に御座候故、三四年作申候ては、其場所相止置、亦外之古畑跡へ立歸り作申候に付、順々に切返し仕候云々。

右は享保九年辰九月奈川村以下各庄屋尾州家への請願書に見えたり（谷中御榑木並土居願書

控覺）

切替拵（キリカヘコシラヱ）

切替拵とは、納租米の水揚卽ち揚陸の日數を經過して、其の苞裝の傷損したる分に手を入れ拵へ直すを云ふ。德川時代には納租米の運搬は、大抵海運に依れり、當時は鐵道の便なきを以て必ず船舶に搭載するを以て、運送中海水に沾濡或苞裝の傷損したる等の分を調査し、之を切替へ拵へ直すを常とす、故に此の名稱あり。

〔引例〕後櫻町天皇明和四年、切替拵の節は早朝より御代官自身に手代召連れ罷り出て、更け痛み或は濡俵等を改め、其の國々定法の通り俵入れ念を入れ拵へさすべし。（大日本農史）

切替畠（キリカヘハタ）

切替畠は、山野の柴草等を薙き、或は芟除し、或は燒却して、其の跡地を畠となすものをいふ。總て山林原野を開發して畠となし、數年間は作物を栽培し、地力消耗して耕作不利となれば、再びこゝに植林し、又自然に放任すること數年にして、更に開墾して畠となし、作物を栽培す此くの如く屢々繰返し行くが故に切替へと稱す、燒畑と異る所は、土地を耕起すると否とに在り、燒畑は土地に何等の耕鋤を加へず、單に柴草を薙き燒却したる跡地に、直ちに種子を撒布して、自然の生長に放任するも、切替畠は一時は全く普通の畠と異ならさる狀態に耕耘するものなり、燒畑と共に山野多き地方の農家は、この切替畠を營むを普通とす。

〔引例〕文化十二年、伊豆國附嶋書上目錄

中略

字大原

一切替畠六町貳段壹畝歩　新島本村

此年貢永三百七拾貳文六分　但一段に永六文

（大日本租稅志）

切畝歩（キリセブ）

一筆の田畑等を小さく分割し所謂切畝歩となすことは禁制たりと雖、檢地の際多年切畝歩とせられあり、旣に二人三人にて所有するものなる場合には、其儘各位に分割丈量し、原地番號の外に、「之內」として記入したり。（德川幕府縣治要略）

切添・切開（キリソヘ・キリヒラキ）

切添とは、有來古田畑の地續きを切り廣け、竊かに耕作したるものをいふ、切開とは、古田畑の接續地に別に新田を開發し、內分に作付したるものをいふ。此外林畑の續きに植出し置きたるを立出といへり。此三口は又檢地の高入とす。（督農要略）

切畝歩質入（キリセブシチイレ）

切畝歩質入は、水帳名寄帳に一と筆に記載しある田畑の內幾分を存し置き、其の餘を質入するをいふ。例へば一反一筆の田畑なれば、三畝歩を地主方に殘し、七畝歩を質入する類なり、此地後日若し流地となりたる時は、其の境界不分明にして、水帳と畝歩筆數符合せざるより、爭論を生ずるに至る基たるを以て、禁制する所とす、若し犯す時は半收納同樣に處斷する例なり。（本邦土地慣例）

切支丹宗門（キリシタンシユウモン）

基督敎即ち耶蘇敎のことなり、キリシタンは Christ より來り、耶蘇は Jesus より來る、蓋し何れも Jesus Christ に漢字をあてはめて類似の音を出さしめんとせしものなり。

〔引例〕　切支丹宗門は耶蘇教と云ふ、キリシタンは國號なり、南蠻の屬國にて、紅毛に近き國のよし、此國は夷狄の中にても大國にて、漢字もなく、仁義五常の道も知らず、至て剛强の風土にて、唐土より行程大に遠く云々。（地方凡例錄）

季祿（キロク）

王朝時代に於ける貴族の家に屬する家司に給與する一年四季の食祿にして、春及び夏の祿は二月上旬に、秋冬の祿は八月上旬に給するを法とせりと云ふ。（大日本農史）

金打（キンチヤウ）

武士が他人に對して誓約する一種の方法にて、大小の兩刀を少しく拔きて打合するをいふ、金と金と打合するより金打といへるなり。

〔引例〕 土佐國儒士箕浦右源治問云、武士誓ふにキンチヤウするといふ事は如何、貞丈答て云、大小刀を拔て打合せて誓ふ事也、又問云、此事古代ありや、答て云、古書に書見なし、信長秀吉の頃以來武士の大小を帶する風俗になりしより、其事あるか、中略又問、金打する意は如何、答て云、若し誓約に違はゞ、如此大小刀を打、打折て二度大小を帶せざる身となるべしと誓ふ也。（安齋隨筆）

金納（キンナフ）

金納は年貢を金にて納付するをいふ。徳川氏時代年貢に穀納の外金納、銀納、錢納の別あり、卽ち貨幣を以て年貢を納付するを以て金納の名ありしなり、畠永、冥加金、其他穢多隱亡の年貢は皆金納とせり、而して金納を以て標準とし銀錢納の場合皆之に改算するを法とせり、蓋し中世の貫高は、軍役賦課の便に出て、稅錢を田畠に賦課徵收せしより起りしなり、關東の畠永の制此に胚胎せりといふ。

〔引例〕 中御門天皇享保五年八月廿九日、徳川吉宗達、穢多の物成に米を以て納るもの有りと聞く、本年より盡く金納と爲すべし。（大日本租稅志）

均稅（キンゼイ）

租稅を均定することにして幕府の定免法なり。此の法は享保十九年に始まりたれど廣く世に行はれざりしが、寬延二年五月再度此の令達

を發したり、作物の收量は、年により豐凶あり均一ならざるが故に、數年の收量を平均して平準量を定め、之によりて賦稅額を一定する方法なり、元來賦稅の方法は種々ありと雖、實地作毛の狀態を見て租額を決定するを例とせるも其手數は勞費多き上に徵收官と百姓との間に情實あるが故に之を避くる爲めに均稅法行はれたるなり。

〔引例〕 桃園天皇寬延二年己巳五月、幕府より御代官等に命じて、多く均稅法を行はしむ、賦稅固より制あり、然れども年に豐凶あり均一にする能はず數歲の中を校し以て常となし、豐歉を論ぜずして賦稅を均定す故に之を均稅と謂ふ。(大日本農政類篇)

クの部

空閑地（クウカンチ）

年貢諸役の掛らざる土地を云ふ、現今に於ける免租地又は古代の不輸租田に等し、專ら鎌倉時代の用語にして當時社寺領地は空閑地又は空閑默地として免租せられたり。

〔引例〕定　永財沽渡空閑默地内畠地新立券文事

合壹處内畠壹段者故光貞作付東方者

在度會郡湯田鄕下渠野村

四至本文書面具也

直捌文絹貳疋見米壹斛請納畢花押

右件畠地從往古之時爲空閑默地進退領掌之間敢無他妨而依有直物要用限上件直所沽渡於大春日此澤如件雖須相副本文書依爲連券不能副渡仍爲後代新立券文以辭

承久元年十二月十七日

領主　僧花押

（大日本租税志）

公廨（クゲ）

王朝時代に於ける諸官廳の雜費を云ふ、蓋し其頃は官廳の雜費を得るに其の特別官有地たる公田を賃租に附し、其の收得する地代を以て之に充てたるを公廨と稱したり。（大日本農史）

公廨田（クゲデン又クガイデン）

公廨田は、古代諸官廳の費用に充當する爲め設置されたる田地をいふ。中央官廳に屬するものと、地方官廳に屬するものとあり、中央諸官廳のものは、諸司田といひ、地方官廳のものは國司郡司職田といふ、中央諸官廳には、太政官中務省、監物、大學寮、民部省、宮內省、大炊寮の七司あり、又大舍人寮　內藏寮　圖書寮　縫殿寮、內匠寮、式部省、治部省、雅樂寮、玄蕃寮、諸陵寮、兵部省、隼人司、刑部司、判事司、囚獄司、大藏省、織部司、大膳職、木工寮、主

殿寮、掃部寮、正親司、內膳司、造酒司、主水司、采女司、彈正臺、左京職、右京職、東市司、西市司、左近衞府、右近衞府、左衞門府、右衞門府、左兵衞府、右兵衞府、左馬寮、右馬寮の三十九司あり、地方官廳は國司、郡司にしてこの公廨田は各國各郡に散在して農民をして、一定の契約の下に耕作せしめたり。

〔引例〕(1) 桓武天皇延曆十七年戊寅、公廨を停止して一に正税に混じ、正税の利を割て國儲及び國司の俸に置き、又書生及び事力の數を定て公廨田を停む。（大日本農政類篇）

(2) 同十九年庚辰、舊に依て更に國司の公廨田を置く。（同上）

公家被官（クゲヒクワン）

朝廷に仕ふる官臣を公家（クゲ）と云ひしが、此公家の家に隷屬し、其の家を司掌する役人を公家被官と云ひたり、今の華族の家扶家令の如き者なるべし。

〔引例〕後醍醐天皇元弘三年癸酉　高時誅に伏し、東國、西國旣に靜謐しければ、先づ大功の輩に抽賞を行ふ、足利高氏に武藏、常陸、上總の三國、新田義貞に上野、播磨の二國、其の外は五十餘國の守護國司に任じ、國々の闕所大庄をば悉く公家被官の人々受領せり。（大日本農史）

草代（クサダイ）

他村の山林原野に野生する草木を採集する村方より其の地元の村に納むる採集料にして、野手米と同樣なり。（地方凡例錄）

草切（クサキリ）

草木芒生の地を開きて初めて村を建てたる百姓を云ふ、草切りは普通の平百姓たる場合もありと雖、中には中世の土豪が戰役に敗れ、下人を連れて山間に隱れ、原野を開きて土着したるものもあり、夫の山侍鄉士の類は一種の草切り

なり。

〔引例〕慶長元和の頃までは兵農既に分ると雖古風に近く、村々の草ぎりなどゝ云ふ大百姓は必ず武士の浪人したるもの、其譜代の家來どもを引連れ田舍へ隱れしが、草萊を切り開き、田畠を起し、大分の高を持家來の養ひに暮せし類多し、故に寛永檢地の頃までも掃部や主水など變りたる名を付居たるは昔の武士の名殘にて古き百姓村の小百姓をば奴僕の如く呼び做すも其謂れなり。（勸農或問）

草年貢（クサネング）

草生地たる原野に反別をつけて小物成を上納することにして、野年貢と同樣なり、（地方凡例錄）

草錢場（クサゼニバ）

草錢場は秣草或は肥料草を刈取る代償として若干の錢を上納せしむる地を云ふ。公私領地の原野地等は、大抵其の附近農村民の爲め開放して秣草を許したり，德川時代より明治初年頃迄地方に行はれたる制度なり。

〔引例〕此度右牧々へ、相混候、草錢場野錢場等の儀、一般開墾御用地被ニ仰付一候條、其段可レ被ニ心得一尤右村々の内秣肥草等刈取場所差支候分は、開墾局へ願出次第相應の地所可ニ割渡一候間、此段相心得村々へも厚申諭心得違無レ之樣可ニ取計一事。（小倉佐倉兩牧開墾事蹟調）

草修理（クサシユリ）

草修理は、水田の草を取去るをいふ。中打して十日程過て一番草を取るなり、農業は何れも大切なれど、草修理は殊に勵精を要す、新發より段々心力を盡し、肥料等を施して苗を植るも夏日の耘りに怠りあれば、青田かじけて蟲など生じ秋の稔りを期しがたし。

凡そ田草を取るには、先づ水を落し能く草の見ゆる樣になし、左右の手にて田をならし、草

を握りて手一ぱいに溜りたる時、之を田の泥に深く押込むべし、若し埋め方疎末なれば、草浮み出て終に生えかへるなり、三番草迄取るは通常なれども、四遍五遍も取るをよしとす、農夫一人にて一日二百四十歩程を取り得べし、老農の歌に云

植しより二十五日も程すぎて
一番草をとりはしめなん

(私家農業談)

草役米(クサヤクマイ)

草役米とは反別も分らさる程廣漠たる原野の毛生を採集する村民より上納する年貢なり。勿論反別も分らざる故、唯大體の見當を附け、米錢の額を定めて小物成を納付するなり。(地方凡例錄)

草取檢使(クサトリケンシ)

水田植付後雜草を取るを怠らざるやうに、巡回檢視せしむる使者をいふ、鹿兒島藩に於て實行せし所なり。

〔引例〕 當年田地仕付草取檢使、如例年諸所へ差遣候檢使不差越諸所の儀、所役人中肝煎之事候得ども、大形之所も有之、秋毛致不熟或上見申出或取納方に差つかへ、公私共に不宜云々。(薩隅日田賦雜徵)

草取奉行(クサトリブギヤウ)

草取奉行は、肥後熊本藩に於て特設せしものにして、田畑を監視するの職なり。即ち祿百石の士一人と足輕三人づゝを見付として、平素庄屋の家に派遣し、三日を以て交代す、而して士分は晝夜庄屋の家に在て監督し、足輕三人は每日田畑を巡視し、草生の地を發見すれば之を帳記し、歸廳して目付に報告す、別に一村每に三人の地目付あり、(銀三十貫目を差上げ苗字帶刀を許

されしもの)、日付は此地目付に足輕の報告を示す、地目付も毎日一回田畑を巡視し、同じく帳記し置きて彼此對照し、果して草ある時は直ちに其の庄屋を呼び、地主に嚴命し其の日に草を取り去らしむ、若し違背せば御上意に背き大切なる高を麤略にするの罪を以て、曲事に處するを例とせり。(農人袋)

鬮地(クジチ)

土地割換制度の別名にして、農民相集り、田地の組み合せたるものを鬮引を以て、各自の控分を定むる故、之を鬮地と云ふなり。

〔引例〕 鬮地、本田肥瘠を平分し、之を組合せ、農民合議して四年或は六年毎に抽籤を爲し其耕地を定む　農民經濟史研究)

鯨運上(クジラウンジヤウ)

幕府の制定する處にして突鯨、寄鯨、流鯨に就て徵收する雜稅をいふ、突鯨は浦役人立會速に近浦に告示して入札に付し、落札金高の二十分の一を運上とし、寄鯨は同じく三分の一、流鯨は同じく拂直段の十分の一を運上として、上納せしむるものとす。(地方心得留)

葛根(クズネ)

葛根は、山野に生ずる葛の根にして、古來澱粉多きを以て救荒の糧食とす。天明の饑饉に此を以て飢を支へ死を免れたる者少なからず、其の製法は採收後土を拂ひ除け、(水にて洗ふこと勿れ)直ちに砧やうのものを臺とし、木槌にて打爛(ウチタヽラ)かし、桶に水を餘分に入れ、其の水中にて能く揉み擢き、其の後竹の簀にて十分に絞り滓を去り 又木綿の袋にて絞り漉し餘の滓を取り、其の汁を攪立置く事一夜なれば、悉く桶の底に沈澱す、其の上清(ウハスミ)を傾け去り、白色の澱粉のみを採るべし、又灰黑の澱粉あり、之も採り置き、粉團(ダンゴ)と爲し食すべし、然れども其の味白色のも

のに劣れり、但夏月莖葉盛なる時は澱粉少し、九月より二月までを好時期とす。（農家備要）

屎尿（クリユバリ）

屎尿は、通常大便小便といふ。くそとは腐又は臭の意にて、胃中にて食物消化し、其の殘滓の體外に出るものゝ稱、ゆばりは又いばりともいふ、湯放の轉なり、體中の水の膀胱に溜りて、體外に洩れ出るものゝ稱なり、人尿は膽汁、油氣、硝砂、石灰やうの土亞爾加里曹達に、食物の餘精粘液を含て黄色を帶ぶ、是れ膽汁の色にて其の味苦し。尿は臭油・燐酸・加爾基・硝砂・土亞爾加里曹達及び多量の水分を含む、共に作物に施し、肥料の第一位を占む、屎尿のことを今日は人糞尿と云ふ。（農家備要）

下文（クダシブミ）

下文は、官府の命令の文書をいふ。蓋し中世の頃、院宮、幕府權門寺社等にて開ける政廳又は政所よりその所管の土地若しくは人民に下せる文書のことなり、而して下文の書き出しには、大抵、院廳下、女院廳下、法親王廳下、攝政家政所下、大臣家政所下、將軍家政所下、とあり、今左に將軍家に於ける一例を示すべし。

（賴朝花押）

下　周防國伊保庄竈戸關　矢島柱島等住人

可㆘早停㆓止土肥實平妨、幷土人大野七郎遠正不當㆒從㆗領家進止㆖事、

右件庄々者、賀茂別雷神社御領云々、而土肥實平近日致㆓拜領㆒之上、土人大野七郎遠正令㆑滅㆓亡庄内㆒之由、依㆓社司訴㆒、自㆓院所㆒被㆓仰下㆒也、仍而問㆓實平㆒之處、於㆓兵糧㆒者、免除了、況無㆓押領㆒之由所㆑申也、何者之謀計乎、兼又遠正令㆑滅㆓亡庄内㆒之條、甚以不當也、自今以後停㆓止彼等之濫行㆒、可㆑從㆓社家進止㆒之狀如㆑件、以下

文治二年九月五日

〔引例〕　龜山天皇文永五年戊辰七月、鎌倉に於て制

して云はく、質券賣買地の事下文を給はる者は子細に及ばず、下文を給はらずと雖ども、二十年を過ぎば沙汰に及ばずと。(大日本農史)

口地(クチヂ)

尾張地方に於て地割制度の行はれたる村落にては、其割換標準による農家一戸の持分を一口と云ひ、一口の土地は口地と稱へたり。

〔引例〕 今般地券御改に付而は是迄口地の儀は於内輪作廻り方相米有之候間、草切金と相唱賣買讓渡有之候處云々(本邦永小作慣行)

口米(クチマイ)

代官が其管内の郷里を治むる爲めには夫々若干の費用を要する故、其の使途に滿つるため、年貢取立の際本租に掛けて一石に六升又は八升と云ふ如く割り當て納付せしむるものにして、謂はゞ今日の附加税の如きものなり。而して之を米にて徴收するときは口米と云ひしも、金錢を以て代納せしめたるときは、口永と稱へたり。

〔引例〕 口米の勘定、上方すち遠國には本米に三を乘じて得レ之、關東は本米を三五にて除、口米出る(地方凡例錄)

弁ぎ(クツロギ)

弁ぎとは調節、緩和又は分配の意を含み、佐賀藩地方に於て使用せられたり、蓋し打ちくつろぎて物事を捌くの意、夫の經濟上の逼迫を救ふ爲に錢銀を振り舞ひ又は借用人より之が返濟方を金主が猶豫するの意等に用ゐられたり。

〔引例〕 天保寅年以後、加地子米取納の義に付、相違の次第有之候、右者當時に於ては、已むを得ざるの權宜にも可有之候得共、尙今御政體相變り、殊に年限相違置候振合も有之、是迄無レ果差置べく樣無之に付、當申年より寅年以前に被御引返地所皆式地主え被差戻方に可有之か、尤三十年來相弁き候加地子一時以前に復し候ては、小作の難澁難

默止情實も可有之に付、從前加地子取調高より五部丼き切に致し云々（舊佐賀藩の農民土地制度）

公田（クデン）

我中世王朝の田制に於て田に公私の別ありしが此内公田は又乘田（アマリタ）とも云ひ、位田、職田、口分田等の私田に充當する爲めに特に置かれたる餘乘田なり、この公田は人民に貸付け其地代を徵して官の雜費に供せりと云ふ。而して玆に云ふ公田は夫の所謂天下の公田と云ふ場合の公田とは其性質を異にし、一種の特別官有地なりと知るべし。

〔引例〕聖武天皇天平八年、丙子太政官奏す、諸國の公田は國司鄕士の沽價に隨て賃租し、其の價を以て大政官に送て、以て公廨に供せんと、之を奏可す。（大日本農史）

功德（クドク）

功德とは、公衆の利益を圖る爲めに爲したる功勞をいふ。元來佛經より出たる語にして、公衆の爲め善事を行ふを以て德と爲し之を賞讃して德義心を增長せしめたるものなり、例へば道路を改修し、橋梁を架設し、往還に並木を植ゑ、旅行者の便宜を圖り、井水を鑿成して人馬の飮料に供し、或は航海者の爲め、港津を修築する等專ら他人の利益を目的とするの類なり、近世に及では世人利己主義に傾き、斯かる善事をなす者漸く少きに至れり。（大日本農政類篇）

くに

玆に云ふ「くに」は上世に於ける「くに」の說明なり、當時の「くに」は後世の國郡の國よりは其の區域概して狹く、略後世の郡に當る。此「くに」に、「くにのみやつこ」（國造）の官を置きて管轄せしむるの制度は起原甚だ古し。併し此の制度を普く全國に及ぼしたるは成務天皇の五年に國縣を分ち、國に造長を立て、縣に稻置

を置きて以て地方行政組織の基礎を確立したるに基けり（日本法制史）

國造（クニノミヤツコ）

上世に於ける地方の國々を宰（オサ）むる御臣（ミヤツコ）の謂にして、縣主と同じく各土地を分け與へられ、人民を支配し、神事と民政とを併せ行ひ、後世の國司の如くに中央の制紂を受けず、殆んど自治の政治を行ひたるものにして、一地方を占有する貴族の類なりき、（日本農政史）

國造田（クニノミヤツコダ）

上世以來の國造に給せし田地をいふ。文武天皇大寶二年詔勅に、諸國の國造の氏を定め給ひし事あり、國造田は其の時より設けられたるものなるべしといふ、然るに其の後年を經て、氏の斷えたる者も其儘として代りを立てざれは其の田を受くる者なき定めなりしが、猶其の田を國造田と云ひ居たりを云ふ。

〔引例〕仁明天皇承和元年甲寅、兵部省、請ふ所に依て、國造田、二十町の地税を以て、永く親王以下、五位以上二十人が、内射を試習する資に充つ（大日本農政類篇）

國儲料（クニノタクハヘリヨウ）

王朝時代に於ける政府の諸雜費に充當する爲め平生より貯藏する穀物を云ふ、即ち地方國々の大小資格に應じ、公廨の一部を割きて國儲料に當てるなり、蓋し國儲料は公廨の一部なれば、大體は公廨と其性質を同じくするものと解して可なり。

〔引例〕陽成天皇、元慶五年辛丑、備後の國司言す、此の國格に依て、公廨十分の一を割きて國儲料となし、四度の使、雜掌等の粮に充つれども、常に足らざるを苦みて他色を過用し、放還に煩を成す、望み請ふ四ヶ年の間、十分の二を割きて以て國儲と爲んと詔してこれを聽す。（大日本農史）

國役金（クニヤクキン）

國役普請の課金制度にして、諸國の川々を治むるため、其費用の一部を諸國に割り付け出費せしむるを國役金と云ふ、國役金を割り當つるには、國役普請の場合の徴收金と、私領に於ける地元の起工に係る場合の國役金徴收との二あり、大日本農史にも「川々國役とは幕府の制度にて、諸國の大河普請の入費として草高一百石に付、銀二十九匁九分九厘迄を全國より課徴するを云ふ」とあり、尙次項を徵すべし。（大日本農史）

國役普請（クニヤクブシン）

徳川時代、一ヶ所に二十萬石以上所有せる諸侯の領内に於て行ふ治水事業に、國役普請なるものあり、而して國役普請を行ふ場合に二あり、一は幕府は總費目の十分一を支出し、殘りを其藩地の石高に割り當てゝ出さしむるもの、二は私領より願出づるものにして、其一部を幕府に於て、一部を領主に於て、又他の一部を國役に割り當て支出せしめたり。（日本農政史）

九農（クノウ）

九つの農法と云ふ義なり、中世王朝時代に於ては、天下の政治悉く農事を中心として行はれ、農業の奬勵は到れり盡せりと云ふべし、即ち一、土壤を選みて作物を耕種し、二、良苗を植付、三、收穫期來れば收納し、四、收穫物は之を貯藏すべく、五、麥作を爲し、六、果樹の害敵を除き、七、人民に害をなす鳥を除き、八、又其害獸を防ぎ、九、蠶兒を喰害する雀を除くべしと云ふ。是即ち九農なり。

〔引例〕聖武天皇神龜四年丁卯、詔して曰はく、時東作に臨み、人田疇に赴き、膏澤調暢し、春事既に起り、九農の方に茂なるを思ひ、五稼の饒なること有らんを冀ふ。（大日本農史）

鍬頭(クハカシラ)

耕作人を指揮配付して其の業程を課する者をいふ、鍬を執るものゝ頭(カシラ)の義にて、作長(サクチヤウ)とも云ふべき者なり、豪農の家などにては使用人中引廻し宜しきものを見立て斯く名付け使役すと云。

〔引例〕鍬頭是は下人大勢召仕候大百姓の處に、下人の內取廻宜者を見立鍬頭と名付、田地共下人共を爲ニ引廻ニ頭役之事に御坐候。(地方品目解)

鍬手(クハテ)

鍬手とは、金澤藩に於て百姓一人別に徵收する課米をいふ。即ち男十五歲より六十歲迄一ヶ年に米二斗宛を出す、但家來よりは徵せず、而して金澤市若くは他領へ雇傭に出るとも、百姓の戶籍に列する中は課徵するものとす、此課米は十村(トムラ)の役料手當に供給すといふ。こゝに云ふ鍬手の手は、猶ほ山手、野手の手の如く課役の義なり。(理塵集)

鍬役米(クハヤクマイ)

加賀前田藩の鄕村吏員たる十村(トムラ)に給與する百姓よりの納米にして、地方吏員たる代官に對する給米を、此藩にては特に農民より納めしめたるなり。

〔引例〕十村の收入は專ら鍬役米なる名稱の下に徵收せられたり、是れ元和三年始めて制定せられ、百姓及び頭振、年十五より六十歲に到る迄の男子一人に付き、米二升を徵せる是なり。(舊加賀藩田地割制度)

鍬下年季(クハシタネンキ又クハオロシネンキ)

新田開發の場合に於て、其の地味が改良せられ、普通の田地同樣に收穫の上るまで其土地の租稅を免し又は極めて輕き稅を取り立つるを云ふ、蓋し「鍬下」とは其土地がまだ開墾中即ち開田の作業中にありと云ふ義にて、此期間新田農

民の負擔を輕減する爲に鍬下年季を置くなり。

〔引例〕　其地所早速田畑に開發成安き處か、又は格別開き手間可ニ相掛ニ哉見分致し、三年にても五年にても、鍬下年季を極め、地代金も其場相應、凡一反金二分か一分と定め、惣金高鍬下年季内に割合存レ致ニ上納ニ云々。（地方凡例錄）

口分田（クブンデン）

班田制度により授けられたる一人前の土地を云ふ、即ち口分田は一人一年の食料に充つる田積にして、孝德帝大化二年、班田收授の法を施行し、天下の公民男女六歲に至れば口分田を班給せり、大寶元年の制によれば男は二段、女は其の三分の二、即ち一段と百二十步を給せられたりと云ふ。而して若し口分田として授けられたる田が易田即ち隔年に耕作するを要する如き瘠薄の地質なれば、二倍の口分田を給するの特例ありたりと云ふ。

〔引例〕　陽成天皇元慶五年辛丑、太宰府言す、筑後、豐後兩國の例に據准して報符を待たずして府に申し百姓の口分田を班給せん云々。（大日本農史）

工米（クマイ）

工米は、使役する人夫に給用する糧米をいふ。古代朝廷に於て諸種の造營工事を興すに當り、多數の人夫を使役するには、其の役夫の食糧を各人に賦課して納入せしめたり。

〔引例〕　稱光天皇應永二十九年壬寅七月、御成敗の條々に曰はく、役夫、工米、以下段錢京濟の事、日限を差し請文を捧げながら、其の沙汰を致さざる在所に於ては、闕所せらるべし。（大日本農史）

熊野牛王（クマノゴワウ）

起請（キシャウ）の神文を書する用紙にして、紀伊國牟呂郡熊野神社より出す、其の紙上には熊野牛王寶印の六字と烏七十五羽を印せり、（烏は熊野の神の使とす）熊野の三神は妄語破禁の罪を糺すといふより起り

しと云ふ、明治以後は之を使用するものあるを聞かず。

或云牛土(ゴワウ)は生土(ウブスナ)の語なるべし、即ち生土の神の印にて生の下の一畫土に付て王の字となりしならむと。

組頭(クミガシラ)

組頭は、名主の下役をいふ。上方西國邊にては、之を年寄又は長百姓と稱す、もとは五人組を云ひしが、後世に至り村民中筆算に達し、人品宜しく石高も相應に所有して用立べき者を選び、村の大小に因り五人三人宛投票し、又は總百姓協議して定め置き、名主の下役と僞りて、領主地頭の用向並に村用を勤めしむ。病氣或は事故ありて退役する時は、更に他の者を見立てゝ代らしむるものとす、此組頭は村方にて其の取締役所に屆出る迄にて、願出るには及ばす、又給米なき村方多し、年貢の引高ある場合ありと雖別に定法なし。(郷村考)

組屋敷(クミヤシキ)

武士同志が列居る宅地の謂なり、德川時代に於て與力同心等の共に列居して住宅を構へたるが如く、同志の者即ち組合の人々が寄合て宅地を構へたるを以て此の名あり。

〔引例〕 中御門天皇享保七年四月廿六日德川吉宗令、從來拜領屋敷組屋敷の町屋等役人足を勸めざるものあり後略。(大日本租稅志)

公役(クヤク)

公役は、人民を徵發して公共の工事に使役するをいふ、一名工役とも稱す、即ち道橋を修築し、或は池溝を開通し、又朝廷の建築工事に從事するなり、正丁は一年に服役すること十日、出役せざる者は庸物又は綿錢を出して之に代ふ、崇神天皇十二年に始めて戸口を調査し、長幼の順序公役の前後を知らしむ、推古天皇十二

年制定の憲法十七條の內に、民を使ふに時を以てするは古の良典なり、故に冬月は閒ありて以て民を使ふべし、春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからずとあり、文武天皇大寶令制定の時に及んで其の制備はる、賦役令に凡正丁歳役十日、若須レ收レ庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、須三留役一者滿三三十日一、租調俱免、少者計三見役日一折免、通三正役一、並不レ得レ過三四十日一、次丁二人、同三一正丁一、中男、及京畿內、不レ在三收レ庸之例一、其丁赴レ役之日、長官親自點檢、並閲三衣粮一周備、然後發遣云々」又凡春季附者、課役並徵、夏季附者、免レ課從レ役、秋季以後附者課役俱免、其詐冒隱避、以免三課役一、不レ限レ附三之早晚一、皆徵三發當年課役一、逃亡者附亦同」とあり、其の後は人夫物件に論なく便宜に課せり、鎌倉以降は內、裏社殿の造營、城池道橋堤防の建築、驛傳の運輸等に臨時に米錢を徵し人民を役する總稱となれり、明治時代にも其の制遺り村邑の道橋の修築其の他土木工事等に人民を出役せしめたり。

〔引例〕 延德三年北條長氏高札「(中略) 此他一錢たりとも公役を課すべからず云々。(大日本租稅志)

位田(クラヰダ又ヰデン)

古代官吏の位階に從て、授與されたる田にして、從五位以上に給し、女は其の三分二を授けられたり。

〔引例〕 凡そ位田は一品に八十町、二品に六十町、三品に五十町、四品に四十町、正一位に八十町、從一位に七十四町、正二位に六十町、從二位に五十四町、正三位に四十町、從三位に三十四町、正四位に廿四町、從四位に廿町、正五位に十二町從五位に八町女は三分の一を減せよ。(大日本農政類篇)

位付(クラヰツケ)

田畑の等位を付けることを云ふ、田畑には良惡ありて其の收益にも多きあり少きありて一定

せず、故に檢地の際田畑の等位を定め、此の等位に應じて石盛をなし、納租額を定めらるゝここ現今の田畑等級を定むるが如し。古來田畑の等位は概ね上中下三等なれども、上等地中の特に良き地は、上々地こ定め、又下等地の甚しく劣る地は下々地こなし、卽ち上々、上、中、下、下々の五等に定むるを例こせり。

〔引例〕眞享三年二月、田畑の位付は率ね上中下の三等とす、此同は檢査の上地の善所は上々を一等に爲し、地の惡所は又下々の一等を立て、下々の內一二の位を定め、上々、上、中、下、下々の五等と爲すべし。（大日本租稅志）

藏雀（クラスズメ）

加賀藩に於て用ひられたる語にして、藩の御藏に百姓より年貢米を納入する際、藏の中に在りて百姓の年貢米を請取る一種の役人のことなり、然るに此役人は正規の年貢の外に、百姓より一種の賄賂こして米穀を別納せしめて、其私腹を肥やすを常こしたれば、百姓の怨みを買ひ、之が爲め百姓一揆の起りたるここさへありたりこ云ふ。

藏前入用（クラマヘニユウヨウ）

德川幕府の年貢米を貯藏し置く所謂米廩の諸入費に充るものにして、村高百石に付關東は永錢二百五十文、關西は銀十五匁宛を徵收せりこ云ふ。（大日本農史）

槫土居（クレドヰ）

檜椹なこにて製する一種の建築材料をいふ、木の塊の義か。土居は、瓦葺家屋の下地に用ゆる杮（コケラ）をいふ、土居葺こいふは是なり、共に木曾谷にて製す、御役木こ稱し、尾州家へ年貢こして上納するの例なりき。（木曾谷中御槫木並土居願書控覺）

黒鍬（クロクハ）

水戸家にて用ゐし名稱にて、農民中極めて貧窮なる者にて、江戸邸に奉仕する者をいふ。元來黒鍬といふは、畔（クロ）鍬の義にて、田舍にて田畠を耕掘るを業とするより出たり。德川幕府には御目附の配下に黒鍬頭。黒鍬組ありしも、こゝにいふ黒鍬とは異りとす。

〔引例〕百姓の極窮の者、江戸御屋敷へ御奉公するを黒鍬と云、史記商君列傳に云所の收奴子に似たる也。（足民論）

黒米（クロゴメ）

黒米とは、穀を脱して未だ搗き精けざる米をいふ。卽ち玄米のことなり、黒き米とは白米に對するの語なり、要するに糙米は、搗舂せざれば白米よりも頗る黒色を帶ぶるを以て、此名稱起りしなり。

〔引例〕淸和天皇、貞觀八年、太政官處分す、左右京の白米一升の直錢四十文、前は二十六文今十四文を加ふ、黒米三十文、前は十八文今十二文を加ふ是の歳穀の價騰踊す、東西の津頭白米は一斛直七貫二百文、黒米は四貫四百文、是に由て京邑の沽價を增定す。（大日本農史）

關東（クワントウ）

關東は、帝國本州東部の一方域をいふ、又阪東とも稱す。古へは逢阪の關（近江國滋賀郡）より東を指して關東といひ、須磨（或はいふ逢阪）の關より西を指して關西と稱せり、後世に至りては、箱根より東方常陸に至る八ヶ國を關東と稱することゝなれり、見今は箱根の關をも撤去せしかども、猶ほ其の舊稱を存し居れり。所謂關東八ヶ國は武藏・相模・安房・上總・下總・常陸・上野・下野是なり、北條氏の關東に據るや常陸は其の所轄にあらざるを以て之を除き、別に伊豆を加へ、坂東八ヶ國を以て之を稱せり、又東鑑十七に載する關東關西は、五畿及び東山東海二道二十八國を以て關東と爲し、北陸・山陰

山陽・南海の五道三十八國を以て關西と爲す、上文と其の制を異にせり。

德川氏の時關東八國に加ふるに、伊豆、甲斐。出羽・陸奧の四國を加へて關東十二國と稱し、或は又關東筋と稱せり。(田制雜記)

華族(クワゾク)

舊堂上公家衆と大名とを一族とし、朝廷に於て定められたる稱號にして國民の最上級者なり、卽ち皇族の下、士族の上に位す、後には士族平民よりも其の勳功に因り特に此貴族に列せられし者あり、族内の階級には公侯伯子男の五爵あり、公侯は滿二十五歳に達する者、貴族院の議員に列し、伯子男は滿二十五歳に達し、其の同爵中より選擧せられたる者此に列す。

〔引例〕　明治二年己巳六月御布告

官民一途上下協同之思召ヲ以、自今公卿諸侯之稱被レ廢、改而華族ト可レ稱旨被ニ仰出一候事。

但官位者是迄之通たるべき事。(太政官御布告帝國憲法貴族院令)

官戸(クワンコ)

官戸とは中世の賤民の一種にしてそれ〴〵の官衙に屬して、公役に從ふものなり、良民の罪に坐してその族類の沒官せられたるものなどより成れり。(日本法制史)

官田(クワンデン)

官田とは宮中の供御及雜用に資する爲めに設けられたる田地を云ふ。大化の新政以後新設されたるものにして、御宅田又御稻田ともいへり、此の田は多く畿内にありて其の面積、時代によりて一定せず、卽ち田令には大和攝津に各三十町、河内山城に各二十町とあり、民部式には山城國二十町、大和國十六町、河内國十八町、和泉國二町、攝津國三十町とあり、其の後面積を

増加して四千町となし、廣く公用に充つることとなれり、此の田地を耕作するに、宮内省の所管田たる省營田と、國有管轄たる國營田とに分ちたり。

〔引例〕 凡そ畿内に置ける官田は、大和、攝津に各三十町、河内山城に各廿町、二町毎に牛一頭を配てよ、其の牛は一戸をして一頭を養はしめよ。（大日本農政類篇）

貫高（クワンダカ）

貫高とは鎌倉時代より室町時代を通じて行はれたる田地面積の稱へ方にして、後世の石高に相似たるものなり、何故に貫高と云ふやと云ふに、當時軍役を割り當つるに田地の坪を標準とし、先づ田地一千坪を一貫とし、六千坪を六貫とし、此の六貫の地より軍役一騎を出すの制法なる故、貫高の呼稱起りたるなり。併し同じく貫の字は用ゐらるゝも、彼の永樂錢の貫文に云ふ貫とは全く別物なり、混同すべからず。

〔引例〕 (1)貫高は北條の始、京都將軍のとき、田地に貫高と云事始り、知行領知等此貫高を用ひ、東國西國一統に行はれし事也。（地方凡例錄）

(2)貫高と永高と混雜して、當時は一事兩名の樣に思ふ者多し、貫高と云は右に云ふ如く永樂錢の重數にては無し、田地へ軍役を掛けたる名目にて假に貫高と名く。（同上）

貫屬（クワンゾク）

貫屬とは、或る府縣に貫籍を置き、身分を其の府縣に屬し居るの義なり。明治の初年專ら此語を使用せり。

〔引例〕

庚午十二月十七日御布告

京都府貫屬華族士族卒等、東京在勤並勤學中者、諸願伺屆等當地觸頭へ可二差出一事。

但職務に關候儀者、銘々辨官へ可二差出一事。

（憲法類編）

貫代(クワンダイ)

貫代は、貫高の代米をいふ、其の地により各異れりと甲州河内領の貫代は左の如し。

一貫文　一石四斗四升
九百文　一石二斗九升六合
八百文　一石一斗五升二合
七百文　一石八合
六百文　八斗六升四合
五百文　七斗二升
四百文　五斗七升六合
三百文　四斗三升二合
二百文　二斗八升八合
百　文　一斗四升四合　(地方竹馬集)

貫目御定(クワンメオサダメ)

貫目御定とは諸道驛路に於て乘載荷擔する重量の規定をいふ。徳川氏時代の制規は左の如し。

一乘掛　二十貫目　此外蒲團中敷部付等三四貫目は用捨あるべし
一輕尻　五貫目　此外右同斷二三貫目は用捨あるべし
一駄荷　四十貫目
一人足一人　五貫目
一乘物一挺　六人掛
一山乘物一挺　四人掛
一長持一棹　三十貫目六人掛(督農要略)

過書(クワショ)

關又は津を通る時に示す手形即ち契劵を云ふ。要するに通行許可の證明書なり、若し之を所持せざる時は、通行を許可せざる規定とす、蓋し一種の通行劵なれば、通り手形と其性質同じきものなり。

〔引例〕

御關所過書一件

御郡方の男商用並伊勢参宮或は爲ニ病用ー他國へ罷

致候者、村役人奥書付に十村奥書を以て願出過書爲ㇾ調、根帳に人數名前並何方行何月中限よく相調、過書の割印相渡、願書付に表書之通承屆候條、限月通罷歸其筋書付可二相返一と申裏書を以相渡、追而罷歸最前の裏書物相返候得者、根帳と消合可ㇾ申事

（金澤藩年中行事）

勸學田（クワンガクデン）

勸學田とは、奬學資金の爲に設けられたる學田を云ふ。孝謙天皇の時、諸學寮の生徒窮乏にして、衣を得るに困難せし者多し、故に之を扶助する目的を以て設定せられたるものとす、卽ち大學寮に二十町、雅樂寮に十町、陰陽寮に十町、內藥司に八町、典藥司に十町の公廨田を置き、諸學生の學資に充てたり。

〔引例〕　孝謙天皇天平寶字元年丁酉、勅して曰く、上を安んじ民を治むるは、禮より善きは莫し、風を移し俗を易ふるは、樂より善きは莫し、禮樂の興る所は、惟二寮の門徒に在り、苦む所は但衣と食と在り、亦是天文、陰陽、曆算、醫針等の學は國家の要とする所なれば、並に公廨の田を置て、諸生の供給に用ゐるべし云々。

桓武天皇十三年甲戌、詔して曰はく、古の王者は教學を先と爲す、去る天平寶字元年置く所の大學寮の田二十町、生徒稍く衆くして費に供するに足らず、更に越前國水田一百二町を加へ置き、通して一百二十町名づけて勸學田と云はん。（大日本農政類篇）

勸農金（クワンノウキン）

開墾殖民の奬勵制度を設け、藩士の子弟をして歸農土着せしむる經費を云ふ、寬政八年米澤藩主上杉治憲の設けたる制度にて、新百姓の給助法及開墾者保護金とも云ふべきものにして、諸國より移住し來る者には、食料、家屋、建築の補助を爲し、又年貢米を減免して之を保護せり。

〔引例〕　光格天皇寬政八年丙辰、是より先き上杉治憲開荒殖民の經費を設け、勸農金と名づけ諸士の

子弟となして隨意に土着せしむ、是に至て代官色麻五左衛門の建議を採納し、新百姓の給助法及び開墾者の免除法を定む。後略（大日本農政類纂）

觀察使（クワンサツシ）

織田信長、地方諸村の民情及農事を觀察する爲め使者を派遣せしことあり、是れ各地の領主が徒らに人民を苛斂誅求し以て國内を攪亂するの虞あるが故に之を糺彈せんが爲なり、之により見ても、信長は單なる武將のみにあらずして、一面には民政に力を入れたることを見るべし。

〔引例〕永祿十一年十月、織田信長諸國へ觀察使檢見等を出す。（大日本農史）

會赦帳（クワイシヤチヤウ）

王朝の頃、大赦の皇恩が納税の輕減に及びたる時、其輕減の多少を記載せる帳面の義なり、即ち當時大赦を令し、租庸調等を減免するに到れば其多寡を帳簿に記載して税務を整理したるなり。蓋し古來皇室に吉凶あれば、其の喜と悲を民に分つ一方法として農民の負擔を輕減することが行はれたるなり。今日皇室の吉凶が在監囚徒の刑期に及ぶと併せ考ふべし。

〔引例〕淸和天皇、貞觀四年、壬午五畿七道諸國に下知して會赦帳を進らしめ、程を不與、解由狀の期に准ず。（大日本農史）

郡司（グンシ）

大化の改新に於ては從來の國造及び縣主の領地は悉く之を郡となしたるより之を治むるためには郡司を置けり、郡司は其直屬の長官たる國司の補任する處にして、多くは從來の門閥を辿り、舊國造縣主又は其の子孫等の中より之を補任したり。（日本農政史）

郡代（グンダイ）

幕府の直轄地たる諸方の國郡を管轄する地方官の謂にして、行政及び租税の事務を司り、江

戸の勘定奉行に隷屬す。此郡代に比すべきものは夫の代官なるが、郡代と代官の異る點は其の支配の高に多少あると、其格式の異るにあり。郡代の役宅を陣屋と云ふ、陣屋は其數非常に尠く僅か關東郡代、上方郡代・飛驒郡代、西國郡代の四ヶ所ありしのみ。其内關東郡代は寛政年中伊奈氏の獄起りて其所領を沒收せられ、爾來獨占のものは置かず、後の三郡代中上方郡代は美濃國笠松に、西國郡代は豐後の日田に、飛驒郡代は飛驒國高山に置かれたり。（德川幕府縣治要略）

郡配當米（グンハイタウマイ）

郡配當米とは、毛利藩に於て稱する所にして、郡の經費に充つべき地方稅類似のものを云ふ。同藩にては當時田地より納る粗米を並米（ベウマイ）と稱し、田地高の四ッ成卽ち四割を土貢米と唱へ、土貢米の三分を延米といひ、皆上に納む、例へば土貢米一石ありとせは、百姓手元より一石一斗を納めしめ、內土貢米一石延米三升を上に納め、殘七升を郡配當米とす、郡配當米は郡一ヶ年の經費を支辨し、剩餘金を生じたる時は、彌延米と稱し、人民へ割戾し、不足あれば、彌延不足米と稱し、臨時に徵收するものとす。（大庄屋林勇藏）

郡縣制度（グンケンセイド）

全國を縣に分ち、縣を更に郡に分ち、縣には縣令、郡には郡司を置き、之を天皇の名によりて統轄するを郡縣制度と云ふ。我國に於ては、源賴朝が鎌倉に幕府を立つる迄は外見上郡縣制度行はれ居たりしが、天下の政治一たび武門に移りてより郡縣制度倒れ、其後七百年を經過したる德川幕府の終末に及び、明治維新に到りて、再び郡縣制度に歸りたり。蓋し世に謂ふ所の王政復古とは封建制度が郡縣制度に復歸したる義と知るべし。

ケの部

桂女（ケイヂヨ）

中世に於ける遊女のことにして、室町時代に於て其の呼稱普し、但し鎌倉時代に在りては、京都の桂の里より出て、桂川の香魚を鬻きたる女を桂女こ呼びたりこか、其由來尙ほ深く究むべし。

桂庵（ケイアン）

今、口入屋のことを桂庵こ云ふ（殊に東京附近にて）。何故に斯る呼び方の起れるやこ云ふに、其源を尋ぬれば、昔、寬文年間、江戶木挽町五丁目に住みたる醫師大和慶安こ云へる者、緣邊の者の就職の世話を其本職よりも專らにせしより起れりこ云ふ。

經濟（ケイザイ）

經濟とは經邦濟世をいふ、經は筋道の事、邦は國なり、國に筋道を附るを經邦こ云ふなり、濟世こは濟はわたす事にて、此を彼へ渡し彼を此へ遣る事なり。世こは世の中なり、世の中の人のすまる易きやうに世話するを濟世こいふなり。國に筋道を附くるこは、士太夫及び農工商にには士太夫農工商の筋道を附け、山澤河海田野には山澤河海田野の筋道を附け、牛馬畜類には牛馬畜類の筋道を附くるなり。濟こは第一に人々其處を得る樣に世話する事なり、或は士風奢りて武備の弛む時は、奢を抑へて武術を引立るやうに世話し、或は米穀の昂騰する時は、其の平價に復するやうに爲し、或は貧窮すれば富ますやうに爲し、或は商賣の利强ければ、其の利を抑へて利權を奪ひ、或は地の利を盡し、又は工商の利を取立て國を富すやうにする事抔、皆世の中の人の住居易きやうに世話する事にて、此二つを名けて經濟こは云ふなり。（宇薴經濟辨）

鶏卵代（ケイランダイ）

　鶏卵代とは小倉藩の雜税にして、本田新地共に四つ高卽ち四つ物成百石に付、一ヶ月鶏卵二十個とし、一個代錢二文替にて、六ヶ月分宛夏冬兩度に御郡御藏に納付せしめたり。此法は享保十二年小宮佐治右衛門郡代の時より始まると云へり。（郡典私志）

惸獨田（ケイドクデン）

　惸獨田とは、孤獨を憐み救助せむが爲めに設けたる田地を云ふ。聖武天皇の時僧行基法師が、孤獨を矜むが爲めに置きたるものにして、初は「孤獨田」と云へり、此の田は攝津國に、一百五十町歩ありて、弘仁三年勅により、國司をして耕種を管理せしめ、收穫米は每年官に上申し、處分の命を受け、然る後之を其の用途に充てたるものなり。

〔引例〕嵯峨天皇、弘仁三年壬辰勅す、攝津國に在る惸獨田一百五十町、宜しく國司として、耕種せしむべし、獲る所の苗子は、每年に官に申し處分を被ふるを待て、然て後にこれを用ゐよ、惸獨田は、故大僧正行基法師が孤獨を矜まんが爲めに、置く所なり。（大日本農政類篇）

撃壤（ゲキジヤウ）

　鼓腹撃壤とは吾人が今日に於ても使用する語なるが、其由來を尋ぬるに、木片を以て、土を撃ち互に歡娛する野老の遊戯に基く。此の遊は支那の堯の世天下太平にして、百姓無事なりければ、老人等が土を打ちつゝ歌ひて豐年滿作の喜悅を洩らしたることが其の始めなりと云へり。今日に於ても豐後の國臼杵在の農村に於ては、豐年の年に稻藁を繩にて束ね、之れを以て撃壤しつゝ村内をまはり、五穀豐穰を祝ぐ遊戯あり、古人の撃壤に類する舊慣と云ふべし。

〔引例〕(1) 帝王之世、天下太和、百姓無事、有ニ八九十老人一撃レ壤而歌（史記）

(2) 崇德天皇、大治元年丙午、五穀豐稔にして 野老擊壤す、世以て殺生禁斷の報と爲す。(大日本農史)

毛石(ケゴク)

毛石とは、作物の出來高によりて定めし石盛を云ふ。此法は土地の肥瘠等位に關せず、年々の作物の出來高に隨ひ、村吏と耕作者とが實地調査の上、石盛を爲し、年貢高と作德高を決定するなり、卽ち作物の出來高によりて石盛を爲すには、一歩の合毛を檢し、一筆每に決定し、田の等位に拘らず、作物の多少に因り取箇を定む、故に上田の作物却て下田より減ずる場合あれば、下田上田の作毛を折半平均す。

〔引例〕 桃園天皇寬延二年三月、德川家重達 中略
毛石は、段取石取と無く、年々の作毛に隨ひ村吏田主實檢の上合毛帳に捺印せば、年貢作德明白にして百姓の疑ひ無るべし、因て斟酌の上有毛取と爲すべし。(大日本租稅志)

警固田(ケゴデン)

警固田とは、古代警備堅固に要する費用に充當する爲め設けたる田地を云ふ、當時太宰府は九州全般の警備に當り、隣敵卽ち支那朝鮮の來襲に兵を備へて鎭守せり、要するに其の田の收穫を以て警固の費用に供するなり。

〔引例〕 淸和天皇貞觀十五年、前略、一百町を分置して警固田と名づくべし、其耕營の如きは輸す所の地子を收て、年中の雜用に充てん、但し租穀は地子內を相割て例に准して進納せん。(大日本農政類纂)

下手人(ゲシュニン)

自ら手を下して他人を殺したる者の謂にして德川時代の用語なり、又解死人とも云ふ、喧嘩口論其他不意に人を殺したるものを斯く呼べり。

〔引例〕 延享二年德川家重制條、中略仕置の者は申稟して闕所申付くべし但下手人は闕所に及ばず (大日本租稅志)

結解（ケツカイ）

結解とは、決算を爲すを云ふ。結は算を入れて其の數を置くを云ひ、解は算用終りて其の理を明にするを云ふなり、庭訓往來に結解勘定とあり。又貞永式目に、諸國地頭令レ抑ニ年貢一所、當年右抑留年貢之由、有ニ本所之訴訟一者召ニ遂結解ニ可レ證ニ勘定一とあり、現今の帳簿を調査して精査決算を爲すと同樣なり。

〔引例〕承久二年八月簗瀬御莊官物結解定田伍拾玖町伍段參佰步、所當米佰拾玖斛壹斗漆升、段別貳斗云々。（大日本租税志）

闕所地（ケツショヂ）

百姓罪に觸れてお上の科を蒙り、遂に其土地又は家、屋敷、家財等を沒收せられたる時、件の百姓の田畠又は家屋敷一切を公儀より入札に附し、其の賣上金はお上に納入する、此の場合の入札に落ちたる土地を闕所地と云ふなり。

〔引例〕重罪の者の田畠家屋敷家財等迄一式、鈌所に成、又は田地計鈌所になる分にても、入札を以て、相拂、代金は公儀地領へ相納む（地方凡例錄）

闕所金（ケツショキン）

闕所金は、闕所に處したるものゝ家財及び田地を賣却したる金錢をいふ。闕所は德川時代に於ける刑罰にして、其の者の動産及び不動産を沒收する事にして、死刑、遠島等の刑に處せられたる者の附加刑なり、この闕所金は不淨のものなれば、別途の方法にて收入するを例とせり。

家人（ケニン）

中世の社會に於ける賤者の一種にして、貴族の抱へ人なり、卽支族末流などの獨立し能はざるもの、高家に寄食して遂に其奴隷のやうになれるものなるが、後には此家人は武士として世に重んぜらるゝに至れり。（日本法制史）

檢非違使（ケビヰシ）

王朝時代、藤原氏の世、淳和天皇の晩年頃に到るや、豪族諸臣にして往々法を守らず、且つ京師及諸國を通じて不逞の徒徘徊するに到りしかば、政府は初めて檢非違使なるものを設け、六十三人の監督を附して此等非違を働く徒を檢正しめたり、而して檢非違使の驅使に應ずる者は多く勇悍なる隼人の輩なりしと云ふ。今日の警察制度に異らず。

解由（ゲユ）

國司解官の領する由の義なれど、轉じて國司の事務引繼諸勘定濟の文書のことを云ふに至れり。新任者引繼を受くれば引繼き條目を記して前任者に渡すことを解由狀を得ると云ふ。若し其の引繼事務たる年貢收納或は未進米等の勘定に付會得せざることあらば、新任者は解由狀を前任者に出さずして、其渡し難き理由を認めたる文書を草す、之を稱して不與解由狀と云ふ。

〔引例〕　桓武天皇延暦元年壬戌、前略自今以後遷替の國司百二十日に滿て解由を得ざる者は、位祿、公封を奪て以て將來を懲すべし。（大日本農政類篇）

解由狀（ゲユジヤウ）

中世、勘解由使と云ふ職制ありて租稅の事を司り、國司より租稅を出すときは朝廷より解由狀を下すことにせられたり、近世に於ける貢の請取目錄の如きものなり、凡解由狀を下すは獨り國司に對してのみに限らず、前任者、神社佛閣の遷移に際しても解由狀を與ふることあり、史上解由に關しては其例を見るもの多し。別項解由の項を參照すべし紀貫之の土佐日記にも左の詞あり。

縣の四とせ五せはてゝ、例のことゝもみなしをへて解由などとりて住むたちよりいでゝ船にのるべき所にいたる。（日本文學叢書）

鍵責(ケンセキ)

慶長の頃村方の割付帳奥書などに用ゐたる罰名にして、文字通りに解釋すれば「やりぜめ」にて槍を以て責る義と見ゆれども、一說には譴責の誤にて字意を解せざる下代が鍵責と認めたるものなるべしとの解釋もあり。

「引例」 常陸國那珂郡中田井村、慶長十四酉年十月十三日伊奈殿御割付帳奥書に

右如レ斯相定申候上は、霜月廿日をきつて皆濟可レ申、若其過候はゞ鍵責を以可ニ申付ー者也、よつて如レ件。

按鍵責と認たる割付所々にあり、其中鑓責と認るもあり鍵責は譴責の字意を解し得ざる下代衆認たるべし。(おたまき)

券契(ケンケイ)

券契は證據になるべき文書を云ふ、地券或は手形又は割符などの類なり、庄園時代田畑の所有を認定する證書に一種の地券即ち券契を發せり、蓋し、庄園沿革史上の變遷なり。

「引例」 後鳥羽天皇文治五年、中略諸郡の券契郷里の田畠を辨定す云々。(大日本農史)

檢地(ケンチ)

檢地とは土地の經界を改め正すの總稱にして其の方法田畠に竿繩を入れ、反別を改め、土地の位を糺し、石盛を附け、石高を定むるを云ふ一國一藩の財政上の基礎之によりて定まるものなれば、檢地は當時最も重要視せられたる財務なりき。檢地を擔任する役人を檢地奉行と稱す、勘定奉行の命ずる所に係る、平常部分的の檢地は郡代、代官に於て其の權限を以て適宜吏員を任命し、双方の間に爭論あるときは勘定奉行より特に係りの役人を任命したり。檢地の命を受けたる者は條目を遵守し、從前の慣例及び施行上の得失を調査し、勘定奉行に伺を立て、尚其細目に就ては檢地奉行並に隨行員等の申合書を作り、事務の統一を期す。檢地の結果を帳簿に記

したるを檢地帳又は水帳と云ふ。檢地帳は普通左の如き外容と内容を有す。

外容

内容

檢見（ケンミ又ケミ）

檢見とは所謂作毛見の義にして上司が徵稅の必要上作物の出來榮を檢査することなり、卽ち田の立毛によりて作物の豐凶を見定め、尙民情を視察して年貢の取箇を決定するなり、檢見の作業中重要なるは坪刈なり、坪刈は其年に於ける作毛の收量を檢定する手段にして、普通上中下田各三坪宛稻を刈り、其籾を直ちに扱き落し生籾一升は五合摺に積り、干籾は一升を六合摺に積り、其收量を一の坪數に乘じ平均して反當收量を推定し、此の標準額を以て全村の租額を決定するものなるが、檢見は單に田畑の立毛を檢分するのみにて事足れりとせず、尙ほ其附近の鄕村の盛衰其他諸般の事情を斟酌せざるべからざりき、卽ち村民貧富の程度耕耘の便否副業の種類、家畜の頭數、肥料供給の難易、交通運搬の便否、用惡水の狀態、水旱害の有無納稅者の多少、其他諸般の事情を視察し、又從前の租額をも參照し、輕重に偏せず、又公平無私に檢見するものとす。斯く檢見は徵稅上甚だ重要の仕事にして、實際上の農民死活の岐るる所なれば、最愼重に行はれ、之が任に當るものは村の功才人卽ち極めて熟練の人々を選び用ゐたり。（大日本農史）

間番（ケンバン）

檢地の際其の地形に因り、一筆の地を縱橫何間と丈量し難き時は、分割して番號を附す、右

の場合には格別に竿を入れて、帳簿には其の寄せたる畝反を記す。仙臺地方に於ける通言なりとす。

〔引例〕寛文八年九月
一間竿之事
右は一竿に難レ打場所は、二日三日と別日に竿打方相記候事。(仙臺藩租税要略)

間竿(ケンザヲ)

檢地の際、丈量の爲に用ふる竹製の竿の義にして、別に使用する間繩(ケンナハ)と共に、檢地作業用具として甚だ重要の器なり。

〔引例〕間竿は二間竿にて二丈二尺二分、一間に一分づゝ砂摺餘計を盛込、一寸廻り位の竹本末を銅にて張り、一尺づゝ目を盛、三尺目、一間目の印不紛樣にして用る(地方凡例錄)

兼年食(ケンネンノシヨク)

所謂備荒儲蓄のことにて、食物を一年分貯ふるのみにては足らず、向ふ數年間の分をも貯藏するを云ふ、蓋し古來より年々作物に豐凶あり豐作の歳には出來る丈多く貯藏して、凶年の備へに供せんとしたるなり。

〔引例〕崇德天皇保延元年、乙卯七月、式部大輔藤原敦光勘文を上つる其の二に曰はく、去年風水の難あり、今年春夏飢饉する事、右は王者の八政食を其の先と爲す、古人言へることあり、曰はく寒ゆる者は尺玉を貪らずして短褐を思ひ、飢ゑる者は千金を願はずして一食を美とす、兼年の食あらざれば何ぞ荒飢の憂へを免れん云々(大日本農史)

コ　の　部

小揚(コアゲ)

小揚とは、江戸米倉に於て年貢米納入の取扱を爲す者を云ふ。米俵の陸揚げ又は米の量入を計り或は俵配り及藏入等の仕事に從事する者なり、小揚の意思次第にて百姓年貢米納入に難易を生ず、故に百姓は往々年貢米の無事納入を期する爲め、小揚者に贈賄を爲すと云へり。

〔引例〕　上乘百姓を番人と爲せば、米を盜むにより小揚の者を日雇にして番人とすべし、百姓を人とすれば米納の時小揚の者勵まず、且廻俵米量り俵配り及び藏人等の時も、小揚に物を贈れる百姓は善く遇し賄らざれば遇せずと聞く、因て毎日小揚を檢査し不法の者あるに於ては、必ず捕へ置き下知を待つべし。(大日本租稅志)

小以高(コイダカ)

小以高とは小さき締め高と云ふ義にて、田地の高の謂にはあらず、「小以」と書きて小締の意を表はすなり。

〔引例〕　例へば高三百石の村、上田高〆八十石、中田〆百石、下田〆百二十石、都合三百石の所、上田の分幾口も寄せ、八十石になる所にて、小以高と云ふ(地方凡例錄)

口錢(コウセン)

問屋の用ゆる通言にして、賣買の媒介をなして取る所の錢を云ふ、又「くちせん」とも呼べり、荷主より預りの貨物など、賣捌談判の爲め口數をきく所より、口錢といへるなり、漢語にては之を牙錢と云ふ、別に「かはせん」と稱するものあり、定めたる口錢の外、工費の加はりたる貨物は、其の貨料の幾分を取る故、正味の外の皮錢といふ意なり。(貿易備考)

勾當(コウタウ)

勾當とは、專當の義、主任のことなり。即ち專ら其の任と與り事に當る者を云ふ。古代國司記錄所、侍所及僧侶官人等の役名にあり。又掌侍の第一に居る者並に關白家にて大小の雜務を掌る者の稱とす。而して僧侶の役名としての勾當は其寺に在りては專ら寺內の事を取行ふ者を云ひ、國司の監典は、其職務に專任し事を處理するものを云ふなり。

〔引例〕 清和天皇 貞觀十二年、太宰大貳藤原冬緒起請四事を進る、復件の司等の監典二人釐務を勾當するに、或は時に自由ありて亦判定なきにあらずと云々。（大日本農史）

功田（コウデン）

古代勳功ある者に賞與せし田地をいふ。大寶令に、凡功田大功世々不レ絕、上功傳二三世一、中功傳二二世一、下功傳レ子とあり、父子を一世と云へば、曾孫に至て三世也、他は之に准す。又大功非二謀叛以上一、以外非二八虐之除名一、並不レ收とあり、乃ち大功は謀叛以上の犯人の外、上功中功下功は子孫本犯除名にて流移せらるゝも、父母の功田は並に收められずとなり。（田令講義）

公功（コウコウ）

公功とは、古代國營の土木工事を云ふ。凡そ治水、灌漑用水の土木工事を爲すに、人民をして之を負擔せしむるものと、國家が經營したるものとの別あり。池、溝、堰等の新設又は修築を國營となしたる時は、人民濫りに之を使用するを得ざりしなり。

〔引例〕 淳和天皇天長元年太政官符す云々、池、溝、堰等の公功を加ふる者は、其の水を用ゐるを聽さず（大日本農史）

公領（コウリヤウ）

公領は公儀の領地を云ふ。鎌倉時代には鎌倉幕府の地を云ひ、江戸時代には德川幕府の領地

を云へり、又天領とも稱せり、天下を總攝する者、皆武家なるに因れり。蓋し天領はもと天子御領の地の稱なりしが、後に公方の領地をもかく唱ふるに至れり。

〔引例〕 後堀河天皇貞永元年九月、畿内近國並に西國の境相論の事、右は共に以て公領たらば、尤も國司の成敗たるべし、庄園に於ては領家の沙汰として、奏聞を經て聖斷たるべきの由、鎌倉に於て之を定めらる。（大日本農史）

公驗（コウケンヌクゲン）

王朝時代、公儀より私有田の所有を確認する爲め人民に與へたる證券にして、明治初年に下付せられたる地劵と同樣なるものなり、而して王朝の末期、地方の百姓等が自ら進んで公驗を當時の勢家に寄附せしは、土地を寄進して其の家人となり、主人の武威を賴んで國司の專橫に對抗せんが爲めなりしと云ふ。勢家增大、權勢集中の因て來る亦此の土地兼併の容易に行はれたるに基けり。

〔引例〕 堀河天皇寛治五年辛未六月、諸國の百姓が私田の公驗を好で義家に寄附するを禁ず（大日本農史）

公水（コウスイ）

古代に於ける水利上の語なり、元來水は農耕上重要視せられ、殊に稻作栽培上必須の要素なれば、歷代の天皇は用水に關して大に注意を拂はれ、其分配上種々の規定を設けられたり、而して水は公有物なりとの觀念の下に之を二種に分ち、其內直接公共の目的に使用する公水を公有公水とし、他を私有公水とせり。前者は國家又は公共團體の所有として公用に供せられ、後者は私人の所有に屬しながら、公共の目的に供せられたるものなるが、斯く云ふ公有公水及び私有公水の別は畢竟水の湧き出づる泉又は流過する地が公有地なるか私有地なるかにより別けたるものなるべし、「或は公水を用ゐて新に開

發することを得」とあるは、公共用水又は口分田の餘水を引きて開田を許したるものならん。(大日本農史)

公文乘(コウブンジヨウ又クモンジヨウ)

官紀を犯して私收する税の意なり、卽ち平安朝の頃、國司が規定の賦課の外に種々の名目を設けて、餘分に人民より税物を徵發せるを「公文乘」と云ひたるなり、元より甚だ不法の行爲なれば、桓武天皇は布達を以て之を禁じたり。

〔引例〕桓武天皇、延暦十七年、戊寅勅令、租税調錢は出納限有り、徭を收め用に充つること色數一にあらざれば、姦吏の輩が官物を犯用して公文乘と名け、憲章を憚らず、心に貪濁を挾み、競て截留を事とし、田租を剩徵し、調錢、職寫田の直、徭、錢等の類を奸折すること有るに至り、贓汚多端なれども、積習悛むること無し云々。(大日本農史)

公奴婢(コウドヒ又クヌヒ)

公奴婢とは上世の賤民にして政府に屬する奴婢なり。官戸に似たれども、その品等下れるものとす、多くは東北地方の蝦夷人の捕虜等より成れるが多し。(日本法制史)

紺屋役(コウヤヤク)

紺屋役は又一名藍瓶役とも云ふ、藍瓶の數に掛けて出さしむる役錢なり、國によりては紺屋には役錢を出さしめさる處もあり(地方凡例錄)

估價(コカ)

王朝の頃、國有地たる公田の耕作者よりは夏の小作料として賃租卽ち作料を徵收したるが、其の賃租の高は一に各地方の貨物の騰落によりて定められたり、此の時の相場のことを估價と云ひぬ、大寶令に「凡諸國の公田皆國司隨ニ鄕土估價賃租」云々とあり。(日本農政史)

五街道(ゴカイドウ)

江戸に集中する大幹道の謂にして、東海道、中山道、甲州街道、日光街道及び水戸街道を云ふ、此の五街道を通りて諸國の大名江戸に集りたるものにして、當時に於ける軍事上、交通上又商業上甚だ重要なる通路なりき、五街道を五海道と書くよりも五街道の言を用ふる方が適當なり、蓋し海道と書けば一畿八道の海道と間違ひ易し。（地方凡例錄）

估却（コキヤク）

今日の公賣處分の儀にして、其の方法も現行のものと粗相似たり。但貨物の賣價が其の貢租を償ふに足らざれば、人身をも併て公賣せり、後年親類組合辨納の規則定りて此法を用ることなきに至れりと云。

〔引例〕享保十九年月欠

一沽却の百姓、家内人數帳に有レ之分八歳迄賣人相立、極老並七歳より見捨り、尤添人扶持食借屋並水呑高所持不レ仕候て名子披官と相付候分、賣人相除可レ申事。

但山伏は、其身並嫡子家業仕候分、賣人相除可レ申事。以下略（仙臺藩租税要略）

國催（コクサイ）

國催とは、國廳の年貢滯納者を催促するをいふ、古代年貢の調進を怠るものには、國廳を督促して滯納を完濟せしめたり、而して納税者の中には、權門勢家に緣故を有し、國廳に對捍して年貢を未進する者ありたり。故に時宜に因り年貢滯納の處分として其の者を國内より放逐する方法を用ゆることもありたり。

〔引例〕三年四月十八日令、美濃國の內地頭瀧口清綱未濟を先とし、國催を對捍するの旨、在廳の訴に依り院より重て仰下さる。甚だ不當の事なり、自今以後國衙の下知に從ふ可し、若し猶對捍せば國中を離散せしむ可し。（大日本租税志）

國司（コクシ）

國司は卽ち國の守にして、大化の新政に於ける地方長官の謂なり、今日の縣知事にも當るべき乎、卽ち大化の新政は全國の國造及び縣主をして悉く其土地を朝廷に納めしめ、其幾つかの領分を合して一國となしたるものなれば、國に大小廣狹の差あるを免れざりき、而して國司は一人にて一國を司るあり、又は數國を司るもありき、國司の任務は農政の振作を第一とし、每年一たび管內を巡察して風俗を觀、囚徒を錄し、農功を勸め、郡司の能不能を察し、百姓の疾苦を問へり。然るに當時中央政府の威令は國の邊陬に及ばざりしため、國司の中には往々專擅に流るゝものあり、爲めに種々なる政治上並に經濟上の弊害を助長し其或者は後年遂に一地方の領主となるものさへありき。（日本農政史）

國營田（コクエイデン）

國營田は、國司に於て、經營する官田をいふ卽ち官田所在地の國司廳の所管にて之を經營するものなるが、其の耕作費及種子代は、營種料として給與され、農夫を使役して之を佃らしめ、其の穫稻は政府に納進せしむる省營田と同樣なり。（大日本農政類篇）

石高（コクダカ）

石高とは租稅を徵收すべき田畑の納稅負擔力の標準を云ふ。例へば此の村は高百石と云へば此の百石を基準にして租稅の割當をなすなり。石高は先づ百姓一人々々の石高卽ち分米の高を定め、此の分米を集めて村の高を出し、村の高を集めて一國（藩）の高を出す。

〔引例〕石高と云は村高の事にて、田畑を檢地して土地に合せ、上中下の位を分け、石盛を極め田畠屋敷夫々の高を寄合せたるを石高と云、卽ち村高なり、（地方凡例錄）

石盛（コクモリ）

田畑及び屋敷地等の地位卽ち上、中、下等を選み、之に相當する丈けの石高を定むるを云ふ卽ち石高を盛り付くるの謂なり、石盛の定め方は土地の善惡に應じ、上中下の等級を分ち上田に就て三四ヶ所の稻を坪刈し、平均一坪の收穫籾一升なれば一反歩三石、此内五分を種代、五分を缺米、一割を年々の損毛ご看做し、合計二割を減じ 殘り二石四斗ごなる、之を米にすれば五合摺こして玄米一石二斗ごなる、是を上田の石盛十二ご云ふ。而して普通二位を下り、中田は石盛十、下田は八こするが常法なりき。石盛を反別に乘すれば石高が出づるなり。

〔引例〕 田畑檢地致し、上中下の地位を分け、上田一段歩に石盛幾つ、中下は幾つと究め、反別に懸けて高を仕出すを石盛りと云ふ。反別に石高を盛附くる故石盛と名付くるなり。（地方凡例錄）

石代金納（コクダイキンオサメ）

江戸時代の租税法として、田畑の年貢は普通米を以て納めしめたれども、水田尠きか、又は夏作に掛る稅に在りては米穀を徵收するを得ざる故、米に代るに金錢を以てせり、而して其金錢たるや、米の代りに納めしむるもの故、其土地の米の値段に換算して納めたり、是れ石代金納の名稱の據て起れる所以なり。

〔引例〕 下野國 宇都宮 金壹兩に付米三石代 但し畑方永取
出羽國 置賜郡 金壹兩に付米六石代 （地方凡例錄）

穀倉院（コクサウイン）

平安朝に於ける政府の貯穀所の謂にして、特に京都二條の南朱雀の西にありたるを穀倉院こ呼びたり、當時畿内諸國より集りたる調錢及び所有無き位田、職田等より擧りたる稻穀を納めたる倉庫なりこす。

〔引例〕 陽成天皇 元慶五年辛丑、太政官符す、五畿内の國、調の帳一通を穀倉院に送れと。（大日本

農史）

估券狀（コケンジヨウ）

估は賣るなり、物を販ぐの意にして、估券狀は賣渡證文と云ふに等し、主として中世の賣約證文に用ひられたる語なり。

〔引例〕 一、本沽智今名內水田宗堤田肆段事
在噌野郡二條五里、副進本證文等肆通
右件田者助直先祖相傳所領也、雖然依有要用、直米拾肆石仁限永年安部申子仁本沽渡事實也、但於萬雜公事者自本無之、至于四至者本證文等仁明白也、若付于彼田違亂到來之時者爲助直云沙汰可明申也、仍爲後日沽券狀如件。
建治三年二月十三日　散位息長助直花押
三郎太夫殿　（薩藩舊記雜錄）

古檢・新檢（コケン・シンケン）

德川氏の世となり、慶長元和以來、方六尺を以て一歩とし、六尺一歩の檢地竿を用ゐて、其の三百歩を一段とせり、此に至りて文祿の制に比すれば實積又減少せり、其の後諸政やうやう整ひゆくと共に、檢地の事も益々嚴重となり、貞享より元祿に至りては其の條目も定められ、古檢（文祿以前の制、卽六尺三寸四分を以て一歩とす）新檢（六尺四方を一歩とす）の稱起りしが、享保十一年又新檢地條目を定め、六尺一分を一歩として、更に檢地することゝなれり、此に至りて享保以前の檢地を古檢といひて、新檢と區別せらるゝに至れり。（日本法制史）

五穀（ゴコク）

五種の穀物をいふ、古くは之を以都々乃太奈(イツツノタナ)津毛乃(ツモノ)といへり、人生に最も必要のものなり、諸書載る所異同あり、左の如し。

一、粟・稗・麥・豆・稻　神代卷
二、黍・稷・菽・麥・稻　和名抄
三、稻・大豆・小麥・大麥・小豆　拾芥抄

四、麥・黍・米・粟・大豆　同
五、粳米・麻・大豆・小豆・黄黍　同
六、稻・稷・麥・豆・麻　楚辭注
七、黍・稷・麻・麥・豆　月令
八、黍・稷・菽・麥・稻　孟子注

按るに、神代卷に粟稗麥豆を以て陸田の種子とし、稻を以て水田の種子とすとあれば此に從ふべし。（督農要略）

五公五民（ゴコウゴミン）

一般の觀念としては、土地に出來たる穀物を公儀と百姓とが、五分づゝ取り納むるの意なり而して德川時代の租額步合は各藩により異同あり一樣ならず、處によつては六公四民、又は七公三民の所もありたりと傳へらる。

〔引例〕天和貞享の比、追々御政事も改りたる由、其砌より五公五民の法發りたるが、「其始不ㇾ詳と雖當時は天下一統御料私領とも五公五民の取箇の定法になる。（地方凡例錄）

五穀成熟經（ゴコクセイジユクキヤウ）

佛教經文の一種にして、之により五穀成熟を祈禱するなり、思ふに、調和風雨成熟五穀經と同一なるべし、類聚國史佛道部に依れば「國家の災難を除かんが爲めに調和風雨成熟五穀經を積ましむることあり」と、蓋し古來天下の泰平を祈り、國民の安康を禱る五穀成熟を願ふの慣習は甚だ盛なりき、現今に於ても每秋此の慣習を繼續せる地方尠からず。

〔引例〕聖武天皇、天平十一年己卯、詔して曰はく、方今孟秋に苗子盛秀たり、風雨を調和し年穀をして成熟せしめんと欲す、天下の諸寺をして五穀成熟經を轉讀し、並に悔過すること七日七夜せよ。（大日本農史）

九色小物成（ココノイロコモノナリ）（又クシキコモノナリ）

宇和島藩に於ける雜稅に附したる名稱にして

毎年九種の雜品を人民より徴收する故此の名あり、九色とは薪、鍛冶炭、草藁、糠、起炭、蕨繩、疊蓆、勝藁及千石夫を云ふ。

〔引例〕 九色小物成

薪　三千百七十八束
鍛冶炭　百四十五石六斗六升
草藁　八百二十八束
糠　二百三十石八升
起炭　五十三石八升
蕨　七十九束六房
逆莚　二百六十六枚
疊菰　二百六十六枚
勝藁　百八束　以下略

（宇和島吉田兩藩誌）

蔭引（コサビキ）

耕地に陰を爲す樹木ありて、作物に害をなすものは、一村内にて耕地際一間通りを伐拂ひたる故に、陰引に及ばざりしと雖、往還並木の類にして、止むなく殘すものに對しては陰引として丈量面より差引くを法とせり。（徳川幕府縣治要略）

小作（コサク）

近世の小作とは中世の頃の百姓職の意味を含み、他人の土地を借耕するの義にして、別に又預作、下作、入作、掟作、請作、卸作、水入作、掛け放ち、佃等とも云はれたり。

〔引例〕 小作と云は、自分所持の田畠を居村たりとも、他の百姓へ預け爲レ作、又は田畠質に取、元地主にても別人にても爲レ作、小作年貢の外に餘米入上米杯と云て、一反に何程と作德を究め作らするを云、元來佃とか云ものなれとも、世俗小作と唱來る。（地方凡例錄）

小作人（コサクニン）

他人の土地を借りて耕作する百姓の義にし

て、別に又水呑、佃人、作人、作主、作手、作子、頭振(カシラフリ)、門百姓、抱百姓、入百姓、被官、名子(ナゴ)、間人(マフトウ)、府人(フニン)、無縁者等とも呼ばれたり。

小作奉公(コサクボウコウ)

徳川時代に於ける村の細民が他人の土地を小作し、其小作料を納むる代りに地主方へ行き勞働を提供する慣習は卽ち小作奉公なり。此種の勞働制度——小作制度——は明治維新、地租改正の際に多くは廢せられたれども、尙ほ今日迄も繼續せられて、小作制度上問題とせられつつあり。

〔引例〕

約定書

一、宅地一畝二十歩(字庵の下)
但し賣買堅相成不申確定
一、米三斗六升也
諸普請並に諸使等被雇料毎歲年貢米御取立の節被下候定
一、米一升也
御雇の節一日ゞ飯米但長日(夏日を意味す)には二合增の定
一、米五合宛
毎歲十二月三十日三歲より六十歲迄男女共歲末爲祝被下候定
一、製鹽
元普代二十七戶分漬物分三俵被下候割合
〆一

右私儀往昔より貴代譜代にて尺寸の地所も無之候處今般地所御檢査租稅御改正相成及明治五年戶籍獨立に相成候に付格別の御取扱を以て前顯の五つ口御授與被下千萬有難奉存候就ては此後御耕地は勿論山林に到る迄御釜の筋屹度相守幷請普請諸雇等從前の御家格の通り御申付の義は毛頭違背仕間敷候萬一違背仕候に於ては御授與の宅地券證米鹽共御勝手次第御取揚被下候共聊も異議申間敷候
且つ此米は御上樣分地租幷に租稅御改正に相成

格別米入高相減じ候節は御規則に從ひ貴殿仕法御立被下候旨御定の趣承知仕是又毛頭相背申間敷依て爲後證受人證人連署ゐ以て一札如件

第十區小四區時國村二千四百八十番邸

明治八年六月

本人　上野　家兵衛

受人　上野宇左衛門

證人　上野　三五郎

時國甫太郎殿

(石川縣鳳至郡柳田村時國氏藏)

小作入上(コサクイレアゲ)

徳川時代の小作料の別名にして、地主と小作人との間に、取交はす證文には「一筆限字何、田畑何段何畝何歩何箇所預り致二小作一御年貢諸役勤る上は小作入上け餘米何程可二差出一相滯候はゞ何時成共地面取上候樣、其節一言の異儀申間敷」と記載して渡すを普通とせり、斯の如く小作料と書く可き處に小作入上と記することありたるなり。(大日本租税志)

越石(コシコク)

藩主より其藩士たる給人に知行を割り渡すとき、其者に二百石丈け給與せんとするも、丁度二百石の村を藩内に見出す能はず、仍て先づ百九十石の村を割りて右給人の知行に與へ、後の十石は他村の内の例へば百石の内より十石丈け單に切米給として割きて件の給人に與へ、以て二百石の知行取たるの面目を立てしむるとき、後の十石の分をば呼んで越石高と云ふなり。又夫の地主が他村に有する土地を越石高と云ふことなきにあらざるも、此は勿論異例なり。

〔引例〕　近來は越石に不成樣、知行割にて村方割わたしに付、先は越石は稀なる事也、或は下村の芝地を上邑の百姓新開致し、兩邑共同し地頭故、役人心得違にて、地主の住所、上邑の商に結ふを下村よりは越石高と云ふ。(地方凡例錄)

越訴（コシソ・又エッソ）

公法私法何によらず、人民の方に於て訴訟事件等に座し、原被の内、郡代、代官、又は當該吏員の審判に對して不服を懷き、窃に村を逃げて江戸に上り、勘定奉行若くは老中の登城する際其の道を遮り、書面を捧げて訴願するを越訴とも亦駕籠訴とも云ふ。如斯は人民の分際にて僭越の所爲なれば固より採用すべきに非ずとし、本人願書共に地元村方へ引渡さるゝを法とせり。（德川幕府縣治要略）

戸主（コシユ）

一家の長にして家長ともいひ、其の長の下に籍を同じくする親族及配偶者あるを家族と云ふ。上代に在りては、家族制度頗る嚴格にして、一家の權は悉く戸主に歸したり、家長の文字は、支那の魏武帝明罪令に見え、我國にては顯宗紀室壽詞に見えたるを始とす、古訓に「いへきみ」といへり、言ふまでもなく、一家の君たる義なり、是れ家君は、一家を代表して世事に當ると共に一家誘掖啓導の義務を負ひたるが故なり。（日本法制史）

五使料（ゴシリヨウ）

王朝の頃、地方官たる國司より中央政府に向つて立つる五種の使者の往復費の謂なり、蓋し當時國司より民部省へ使者として上京する者に正稅帳使、大帳使、貢調使、朝集使、檢田使あり、此等の使者が國司所在地より京師へ來往する諸費用を指して五使料と云へるなり。

〔引例〕 清和天皇貞觀十二年、庚寅、太宰太貳、藤原冬緒起請四事を進る、五使料を除く外は庸米並に雜米云々（大日本農史）

伍什組合（ゴシフクミアイ）

伍什組合は五人組制度の別名にして、舊藩時代に於ける自治機關なり。五戶を以て組成する組合を五人組といひ、十戶を以て成るを十人組と稱す、普通五人組なるも、地方に依りて、十人組を組成する要ある處にては、十人組をも設けしめたり、米澤の上杉藩に於ては、五人組、十人組を設けたり、卽ち其の掟書に「五人組は常にむつまじく交りて、苦樂を共にする事家族のごとくなるべし」、「十人組は時々したしく出入して家事をも聞事親類のごとくなるべし」とあり。

〔引例〕　次にかゝぐるものは、町家へ申渡したる伍什組合の掟書なり、農民へ申渡したるものと大同小異なれども、翁が能く其業躰に從て相當の語句も用ゐたるは、誠に用意の周到なるを見るに足る云々。（莅戶太華翁）

戶籍（コセキ）

戶數及人口を記載したる帳簿なり、後世の人別帳、現今の戶籍なり、古代全國の民口を知り、男女老少の種別をなし、種族貴賤等の身分を明にして、口分田を班ち、租庸調を徵收し課丁の員數を知り、兵士の簡閱をなす等の用に供する每に其元帳となせり。崇神天皇の時、人民を調査し、長幼の區別課役の順序を定められたり、後ち氏族の制に從ひ、諸氏の氏上は其族人部民を統率して戶口を點檢し、丁籍名籍などの類を作られたるも未だ完備せず、後ち孝德天皇大化改新の時先東國の國司及倭國六縣に命じて、管地の戶籍を作らしめ、天智天皇九年二月、又戶籍を造りて盜賊と浮浪人を絕たしむ。此戶籍をば後世までも元籍として除かず、氏姓の紛亂良賤の爭訟皆これに依りて眞僞を裁判せしめたり。文武天皇大寶の制に戶籍は六年每に一度造る、十一月の上旬より始めて式に依りて造り、里別に一卷となし、總て三通を寫し、五月三十日迄に終らしむ、二通は太政官に、一通は國廳に留

めしむ、戸籍には老少以下名稱を以て正丁、次丁、中男の別を正し、課不課を分ち、戸の等級を定む、又一家の戸主、家族、年配、生死、嫁娶の年月は勿論、面貌黒痣まで登載せり。後世武家政權を振り王政衰へて戸籍の制も絶えしが、德川時代には宗門改人別帳を造る事となり、維新後明治四年古來の戸籍の制度を復活し、今日に及べり。

〔引例〕 孝德天皇大化元年八月五日、東國等の國司を拜す、仍て國司等に詔して曰く云々汝等任に之て皆戸籍を作り云々(大日本租稅志)

御成敗(ゴセイバイ)

御成敗とは裁斷の義にして、或は成し或は敗るの義なれども、大抵政事を取扱ふ事、又は罪科に處することを云へり。又領主事情ありて臣下の者を斬り棄ることあるをも、御成敗と稱したり。

〔引例〕 後陽成天皇天正十九年辛卯八月、秀吉制令を出して曰はく、奉公人、侍、中間、小者、荒子に至るまで、奥州へ御出勢より以後新儀の町人百姓となる者これ有らば、其の町中地下人として相改め、一切置くべからず、若し隱し置くに於ては其の町在所御成敗に加へらるべし。(大日本農史)

五節供(ゴセツク)

俗に五節句と書す、もと節日(セチニチ)に供する食物、今いふ御節の義なれども、後には其の日を指していへり、即ち年始、上巳、端午、七夕、重陽是なり、宇多天皇の朝に之を定むといふ。幕府時代は年中行事の儀式として登城參賀し、民間に於ては餅粥粽菊酒など、其の節供に應じたるものを調理するを例とせり、明治六年一月四日朝廷にては廢止せられたれども、民間に於ては今尚ほ之を行ふもの多し。

〔引例〕 (1) 宇多の朝に諸節供を定む、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、十月初亥日に時羞を供せしむ、後世因て年始、上巳、端午、七夕、

重陽を五節句と稱し、業務を休て飮食し、亥猪初亥に餅を相餽る云々。（國史眼）

(2) 明治六年一月四日、廢㆓五節㆒以㆓神武天皇即位日及天長節㆒爲㆓祝日㆒。（近世日本政記・續日本政記）

古跡新地（コセキシンチ）

檢地の際專ら寺社の土地を區別して稱する辭にて、幕府の規定にては檢地の年より四十六年以上を經過せしを古跡と唱へ、四十五年以下のものを新地と唱ふる例なりき。

〔引例〕 延寶二寅年迄
　四拾六年に成候分は　　古跡に入
　四拾五年に成候分は　　新地に入
（檢地に付諸事覺書）

古田（コダ）

高知藩にて稱せしものにして、新田知行に對して本田知行をいふ、藩士罪ありて本田知行を削らるれは、再び功あるも其時は新田を給與して本田を與へず、故に本田知行を有する者は古田取りとて貴ばれしなり。（高知藩田制概略）

五土（ゴド）

五土とは地種の合稱にして、山林、川澤、丘陵、墳衍、原濕をいふ。山林及川は皆人の知る所なれば注明せず。澤は池沼湖の類、丘は土地高き處、陵は大阜、墳は水邊の岸、衍は卑くして平なる處、原は高平にして打開けたる處、濕は卑くしてしめりある處をいふなり。此五種の土地は食物の外種々の萬物を生して、國家永遠の利となる。之を用ゐて盡る事なし、（農鑑）

戶頭百姓（コトウノヒヤクシヨウ）

王朝時代に於ける戶主の義にして、一家の長を指す、而も當時の一戶は後世の如く小家族にあらず、多くの親族同居して大家族を成すが故にこの大家族を統御して行く者を戶頭と稱せ

り、當時の大家族制なりしことを證するために、元正天皇靈龜三年九月詔を引用せんに「天下の民戸に陸田一町以上二十町以下を給ひ」とあり、以て當時の大家族中には二十町歩の田畑を耕作したるものありし事實を知るべし。

〔引例〕元正天皇養老七年癸亥詔、戸頭の百姓に種子各二斛、布一丈、鍬一口を給ひ、農蠶の家をして永く業を失ふことなからしめん。(大日本農史)

五人組(ゴニングミ)

徳川時代に於ける地方自治機關の根幹をなせるものにして、各村々に於て其名主(庄屋)を除く外の人民を悉く五人或は七人づゝの多數に組合せたる一の組合にして、一種の家族的團體なり、組合內の事はすべて責任組織となり、組中の或一人が法度を犯せば他の四家も亦同じく罪を蒙る故、彼等は互に警戒して相守り相助け、相互の檢察制裁に甚だよく努めたり、五人組の長を普通組頭又は與頭と云ひ、選擧によつて任ぜらるゝあり、家格によりて世襲するありて一定せず、五人組は平安朝時代に於ける五保の制度と酷似し、其の法源は支那の保甲制度より來れるものなり。(日本農政史)

五人組帳(ゴニングミチヤウ)

五人組帳は諸規則を前書に列記し、村民一同之を遵守すべき旨を證印し、毎年上司へ届け出さしむるものなり。

本帳前書の條項は、各村從前の例文ありて區區たり、蓋し各地訓諭の方針に依り、其精粗を異にする所以なり、五人組帳は毎年村里に於て調製し、春季の農閑に於て、惣百姓を里正の宅に召集し、其條項を讀聞かしめ、調印を取り、後ち宗門人別帳と共に之を上司へ差出さしむ。(德川幕府縣治要略)

碁盤割(ゴバンワリ)

土地割換制度の別名にして、特に加賀地方に用ゐらる。蓋し土地を碁盤の目の如く割りて百姓に當て作らしむる故、此の名を生したるならん、碁盤割の字と支那の井田の字とが其各表象する意義に於て克く似たるに注意すべし。

〔引例〕加越能三州は御改作の割、村々惣百姓田地割ありて其以後無斷田地割致さぬ御格也、然れども故有て御檢地入又は入百姓に有所は何時によらず斷の上、地割する格也、然は一ヶ村の田地割を碁盤割と云ふ（舊加賀藩田地割制度）

小拾帳（コヒロヒチヤウ）

土地を賣却し又は質入に爲すとき、其の賣却又は質入の目的物たる土地が所要の面積に達するまで彼方に一筆、此方に一筆と拾ひ上げて別紙に認め、之を土地賣買證文又は質地證文に附するときは、此の別紙を小拾帳と云ふ、而して小拾帳は普通水帳より寫し取るを例とす。

〔引例〕若反別多、證文に一筆限難レ認ければ、證文面は合反別何町幾歩といたし、別帳に水帳か名前帳通、一筆限字位反別相書、是又置主持主印形にて、證文に添へ差出す、之を小拾帳と云ふ。（地方凡例錄）

小舟役（コフネヤク）

漁業に使用する舟又は農業上運搬に使用する小舟に掛る雜税にして、荷船と異り、其形の小さき舟に課する役錢なり。尤も此の小舟役は國により無き處もあり。（地方凡例錄）

五保（ゴホ）

大化新政に於て立てられたる一種の村落自治制度にして、警備及び納税の爲に五戸相保（アツマ）る、之を五保と云ふ、其中一人を長とし、相檢察して非違を戒む、五保内に他地方より來客あれば之を五保の各戸に告げて知らしむ、又五保の内の或戸が納税を怠れば保内に於て之を代辨す、

之を五保の制と云ふ、唐の保甲制度を模倣したるものにして、後世、德川時代の五人組制度は此制度を立て直したるものなり。(日本古代法釋義)

御褒美(ゴホウビ)

昔時忠孝又は奇特の者に對し、其の當局長官より之を賞揚して賜與する所ありしをいふ。大抵は鳥目錢なれども又金銀或は祿米を賜與し、之を公衆の中に顯彰するを例とせり。是は云ふまでもなく他の善行者を誘導し、町村の德義を向上せしめむが爲めなり、若し一人たりとも御褒美を頂戴せし者ありといへば、一般に名譽として遠近に喧傳せり、而して其の最も名高きは當時讀賣なる者瓦版に上せて印刷し、世間に賣りあるき、文學者は地志に錄して史料に供せり、其の人心を感動せしめし程度は、現代の綠綬章を賜りし比にあらず。

〔引例〕

忠孝奇特之者有ㇾ之趣相聞候は、組才許十村へも申渡委曲内聞等申付、奇特之次第委敷調、御算用場奉行名當之紙面を以御褒美相願可ㇾ申事。

但御算用場より御用番へ達方有ㇾ之、御褒美被ㇾ下候趣御算用場より申來る、本人役所へ呼立御題紙寫相渡請書取立置候。

爲二御褒美一生涯御扶持被ㇾ下候分は、御扶持方米割符願書付御用番宛所にて御席へ相達す、御裏方にて相渡候上割符帳等御算用場達之事。(金澤藩年中行事)

込米(コミマイ)

込米は又缺米とも云ふ、百姓の納めたる年貢米が馬背又は船中にて俵の目よりこぼれ、俵中の桝目が減じ、愈々御藏に着したるときは四斗俵の米が三斗何升かに減ずる故、此の減損を見越し、最初百姓より米を納めしむるとき、餘計の米を俵の中に量り込ましむるなり。又夫の村

村の地主が此の年貢收納法に傚ひて小作人より餘計の小作米を取り收むる場合にも込米こ云ふを納入せしめしが、現に今日にても此の舊法を捨てざる地方あり、爲めに小作爭議の原因こなるここ尠らず、小作慣行中の舊弊なり。

〔引例〕込米と云は、三斗七升入にても、四斗二升入にても、量り切り入れては、御藏場へのまはしを出したる時、不足立ことある故、一　に一升餘りつゝも餘計に入る、元來御藏をさめまはしとの時、仕まはしの一升は、こぼれる程山盛に無之ては、一合鈌に相立によつて、餘計を入る事也、是は升目勘定の外にてニ農人の損也（地方凡例錄）

込高（コミダカ）

込高こは、私領地にて知行を渡す際、餘分に渡す所のものを云ふ、假令へば知行五百石の物成四つ取の所、處替こなり、別に三つ五分取の村方にて五百石を渡す時知行の割增を行ふここなり、例へば、先知行五百石の取米二百石を後の知行地の物成三つ五分にて割れば、五百七十一石四斗二升餘こなる、之より前知行の五百石を控除し、殘り七十一石四斗二升餘を込高こ稱して渡す、要するに知行高に餘分を打込みて渡す義なり。

再言すれば、物成の率の低き村方にて知行を渡す場合に際し、其の實收入を從來通りに動かさゞらしむる爲めには何程の高を割り增して與ふべきかの計算仕法なり。（地方落穗集）

虛無僧（コムソウ）

虛無僧は叉別に薦僧こも書す、古くは暮露（ボロ）、梵（ボ）語、梵論字（ボロンヂ）などいへり。禪宗の一派たる普化宗にして、文明年中、風化道者朗庵之を創む、唐の普化禪師を祖こす、朗庵は山城に住し、常に尺八を吹き四方を遊行す、其の徒亦皆尺八を吹て行脚す、徳川氏に至り慶長十九年甲寅正月特許ありて「虛無僧之儀者、勇士浪人一時之爲ニ

隱家ニ不レ入ニ守護之宗門ニ依而天下之家臣諸士之席可レ定レ之條可レ得ニ其意ニ事」と、掟書の第一條に示されし以來、往々浪士の此宗門に逃るゝ者あり、總本山即ち諸國普化宗門寺院諸派觸頭は二ヶ寺ありたり、一は武藏國多摩郡三田領靑梅新町郭嶺山虛空院鈴法寺、一は下總國葛飾郡風早庄小金宿金龍山梅林院一月寺とす。（吹塵餘錄）

米筈（コメハズ）

米札のことにして、米を本位とせる兌換券の如きものなり、佐賀藩にて廣く使用せられたり。

〔引例〕「米筈」は白紙を截りて製作發行し、一年度限り引き替へ、一に又「米札」とも云へり、米筈には壹升札、貳升札、五升札、壹斗札、貳斗札の各種あり、一升は定價四十匁に通用せりと云ふ、其の雛形左の如し。

米一升當成秋御成物之內可被相渡候

以上

年　月　日

米　會　所

（鍋島直正公傳）

小物成（コモノナリ）

小物成とは本物成に對する稅目にして、本稅に對する附加稅として見るべし、小物成には或は山役、野錢、川役、獵役等其他無數の種類あり、各藩により其狀態を異にす、小物成は普通金納なるが多し、小物成の徵收令書の一例を示せば

何々村小物成の事

一、何貫何百匁　山役

一、何十匁　獵役

一、何　匁　川役

以上

小役(コヤク)

石高に對して賦課徴收する雜課役を云ひ、仙臺藩の通言にして古の庸調の類なり、詰夫、入草、夫馬、垣結を四色小役といひ、之に糠藁、壹錢懸、人足を加へ之を七色小役と稱す。

〔引例〕　諸役御定

一詰夫、高壹貫文、本代六拾四文、田畑高より出る。
　但貳拾五貫文壹人、此金八切也。
一入草、高壹貫文、本代九文。
　但入草にては、百把付壹駄づゝ、又は九拾把づゝ、五月節句より九月節句迄相納可ㇾ申事。
一夫馬、高壹貫文貳匹づゝ、本代八拾文。
　但夫馬にて相立候節は、上通拾里以上なれば百姓の損、拾里の內百姓の德に仕、少々の所は百姓の損に可ㇾ仕、五里づゝ遠く候はゞ拾里の外代百文受取可ㇾ申事。
一垣結、高壹貫文、本代三拾七文。
　但壹貫文に付三間宛、垣柴拾三間分、定杭柱壹間に三本づゝ。
右四口、本代百九拾文。
一糠、高壹貫文三石附壹駄、本代貳拾文づゝ。
一藁、田高壹貫文百把壹駄、本代拾文づゝ。
　但一日道の所は取不ㇾ申、一日道の外は代にて取可ㇾ申事。
一壹錢懸、高壹貫文に付本代拾文。
一人足、高壹貫文に付拾人、此本代百文。(仙臺藩租稅要略)

小役銀(コヤクギン)

一種の高掛り物卽ち雜税のことにして、或は物品を以て納め又は物品の代りに金錢を以て納むることもありたり。

〔引例〕　先年私領のとき、小やく金四十兩三分、永百五十四文五分七厘五やくと割り付納たる由、其品は木錢、夫錢、京夫、江戸夫、窂の木、猿樂、

増銀、此七色のやく銀高百石に百目づゝ取り立て來り云々(地方凡例錄)

五里外駄賃(ゴリグワイダチン)

年貢米を積出すとき、其の積出し場より五里以内は其運賃を百姓方に於て負擔せしも、五里以外の運賃は其里數に應じて、地頭又は公儀に於て負擔したり、是れ五里外駄賃の名の據て來る所以なり。(地方凡例錄)

御了簡石(ゴレウケンコク)

御了簡石とは、出雲國松江にて稱せし所にして村方貧窮の爲め、檢地を命ずる迄遣し置く米高を云ふ。卽ち檢地には上下の費用殊に多きものなれば、豫め救捨同樣の事を爲し、後ち算用差引を以て檢地を爲すなり、但之を付與するには、豫め郡役人より其の實況を聽取し、其の地に至り反畝延の樣子と每年の收穫を調査し、其輪(村の區劃)には畝詰何程或は土盛下り何程又出來增あるべしなど配慮し、差引何程畝減何程土盛下り何程と分別し、只今檢地せば何拾石捨るべく、然らば是位を遣し置けば、永續し得べしとせられたり。(地方問答記)

轉(コロブ)

耶蘇教の信者が佛教に改宗するを云ふ、改宗することを何故に轉ふと云ふやと云ふに、曾て板倉勝重京都の所司代たりし時、畿内の切支丹の信徒を搦め取りて之を所罰せんとせしも、餘り人數多き故獄屋に繫くこと能はず、俵に入れて四條五條河原に積み重ね、鐵杖を以て打ちたたき改宗したしと云ふものは「ころばし」出して俵を解き、佛教に歸せしめ、佛寺の僧侶と壇徒たる契約をなさしめ、寺院の僧侶と連印を以て改宗の證文を作り、之を奉行所に出さしめたり、之を寺證文、寺手形、又は「ころび」證文等と呼びたり、俗說に云ふ、當時俵に入れたる信

者を鐵棒にて撲りながら、係りの役人は連りに「ころべ〳〵」と云ひたりと謂ふ。

〔引例〕 前々切支丹轉候以後、旦那寺有之何宗にて常に寺へ參り候乎、其寺へ附屆常の樣に仕候乎、珠數等を持父母の忌日に寺へも參り候乎、持佛なども構へ香華をも備へ候乎、其赴旦那寺得と吟味いたし、又下人等をも召仕候者に有レ之候へば、其下人迄も念入可レ被レ致ニ吟味ニ事（地方凡例錄）

小割（コワリ）

小割は、一に荒切とも云ふ、掘起したる土塊を鍬にて切り割りて細かにするを云ふ。此際古稻株の猶ほ碎けざるを能々切りこなすべし。切樣あらければ土くさりがたし。凡そ百姓の秋の豐作を得るには、專ら春田のこなしに在ることなれば、特に注意を要するなり。（私家農業談）

墾田（コンデン又ハリタ）

開墾したる田地を云ふ、古代新田開發の法に新に山野を開墾すること。荒廢地を再び開墾するの兩法ありき、是れ後世の新田開き、荒地開墾なり。墾田の種類に新墾(ニヒハリ)、小墾田(ヲハリタ)、治田(ハリタ)等の別あり、又墾田に公私の二種あり、公墾田は官命を奉して百姓開墾して公田とし、私墾田は百姓に空閑の地又は荒廢地を賜ひ自ら之を開墾せしめて私田とするものなり。仁德天皇十四年大溝を掘り、石河の水を引き四萬頃の田を得たり、孝德天皇大化二年八月堤、溝、墾田を奬めたる外、歷代開墾を奬勵せり、開墾田は後ち多く庄園となりたり。

〔引例〕 天平十五年五月廿七日勅、墾田は養老七年の格に據るに限滿つるの後例に依て收穫す云々（大日本租稅志）

健兒（コンデイ）

王朝時代の始め頃、諸國の郡司又は其他の良家の子弟にして弓馬の道に丈けたる者を選びて

兵士としたるを健兒と云へり、其數多きは一國に一百人、少きは二十人、或は三十人もあれど普通は五十人内外なりき、平安朝の中葉より兵制大に紊れて此等の制度も自ら頽廢するに到れり。(日本農政史)

健兒田(コンデイデン)

健兒は前類の兵士の謂なるが、健兒田とは此の兵士を養ふ爲に置く田を云ふ、即ち特に國營の健兒田を置きて其用に供せり、其田數は健兒の多少によりて一定せす。(日本農政史)

牛蒡掘(ゴンボウホリ)

陸奥の國弘前藩内に於て民間に使はれたる土語にして、何か不服ある時にぐつ／＼苦情を並ふるを「ごんぼうをほる」と云ふ、蓋し農家が牛蒡を掘り取るには時間と勞力を要する故、其間の骨折り多きに愚痴をこぼすことより起りしならんか。

サの部

西收(サイシユウ)

西收とは農作物を秋期に收納するを云ふ。西は四時に配す。秋なれば、春の東作に對して西收と稱するなり、凡そ農家の栽培する作物は普通春に種子を蒔き、夏培養して、秋に至り結實するを待ちて收納するを常とす、

〔引例〕　後醍醐天皇元享二年正月十七日令、國領の地頭等濟す可きの年貢西收の期に臨まば、急速の沙汰をなし、翌年二月皆濟す可し、縱ひ京進と雖も六月を過ぐ可らず。(大日本租稅志)

細馬(サイバ)

上等の馬、卽優美なる良馬を云ふ、乘馬用として輕快なる體格を備へ、馳走迅速なる馬を細馬と云へるなり、當時中等馬を中馬、下等馬を駑馬とせり。駑馬の如きは挽馬として使役されしものゝ如し、現今は細馬に相當するものを輕馬と云ひ、駑馬に相當するものを重馬と稱すれ共、其の用途は同樣なり。

〔引例〕　文武天皇四年庚子諸國をして牧地に定て牛馬を放たしむ。大寶元年辛丑制して曰はく、凡廐は細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、各丁一人を給へ獲丁は馬ごとに一人とす、日に細馬に粟一升、稻三升、豆二升鹽二勺、中馬に稻若くは豆二升、鹽一勺、駑馬に稻一升乾草各五圍、木葉二圍を給へ青草はこれに倍せよ、皆十一月上旬より起りて乾けるを飼へ、四月上旬より青きを給へ後略(大日本農政類纂)

祭田(サイデン)

村內の人々、田の神を祭りて豐作を祈るを云ふ、古代農作物の豐穰を祈る爲め、鄉村の老若を集め、酒宴を開き長老を敬ひ、老幼の序を知らしめ、一家和合鄉村平和裡に豐作を期待せし

めたり、其の酒肴の費用は公廨即ち國費より支出せるものなり、春は田の神、秋は作の神を祭るの慣習今尙存する地方あり。蓋し此種の信仰心は農業上至大の關係あり。

〔引例〕 天武天皇大寶元年制して曰く中略、凡春時の祭田の日には、鄕の老者を集めて一たび鄕飮酒禮を行へ、人をして長を尊び、老を養ふの道を知らしめよ其の酒肴等の物は公廨を出して供せよ。(大日本農政類篇)

截留(サイリウ)

古代調貢物を横領するを云ふ、國司が人民より徵收したる諸貢物中朝廷に上納すべき物を割き分けて自ら留め置くことなり、當時地方官たる國司が競ふて截留を爲したる爲、田租其他の貢納品を餘分に徵發したることあり。

〔引例〕 桓武天皇延曆十七年勅す、中略、又租稅調錢は出納限有り徭を收め用に充つること色數一にあらざれば姦吏の輩が官物を犯用して公文乘と名け憲章を憚らず、心に貪濁を挾み競て截留を事とし田租を剩徵し調錢、職寫田の直、徭、錢等の類を奸折すること有るに至り贓汚多端なれども積習悛むること無し後略。(大日本農史)

濟物(サイモツ)

濟物は貢物のことなり。貢物として納むるものゝ義にして、多く地方の產物を以てせり、即ち其の人民より綿布、綿、綿絲、絹、稻、麥、大豆其他穀物、金銀、銅、鐵、牛馬、魚介等、其地方特有の物產を國主へ納めしめ、國主は之を朝廷に奉献せり、又古代朝鮮は我國に貢物を捧げ來れり、貢物を年々納むるを年貢と云ふ、貢物の普通なるは、食料品と衣料類なりとす、是れ其の生產多きと用途の廣きが故なり、而して領主又は海外よりの貢物が珍貴なる寶物の類なりしは云ふ迄もなし。

〔引例〕 (1) 建久六年十二月二日、源賴朝駿河國富士郡の濟物綿千兩を京師に上る。(大日本租稅志)

(2) 光明天皇貞和五年二月、尾張國妙興寺保注進田畠拾陸町玖段三百歩の濟物は、絲七拾兩、綿五拾兩絹壹匹四丈、大豆五石捌斗壹升六合なり。(同上)

在中宛人(ザイチユウアテビト)

在中宛人とは、舊時大垣藩にて郷村より徵發せし家中の中間をいふ。卽ち家中士にして從者に缺乏せるものには、領分の村々より其の高に應じて奉公人を徵發せしめしに、仕途に希望なき者も强ゐて村方より出るを以て、遂に規定の給米にては足らず、因て村方より增米を給し又奉公人なき時は、他領より雇用して出すに至り、村民頗る困難す、而して後には增給米を出すよりも宛人を望む者多くなり、家中相對にて召抱ゆること、却て不自由となりしかば、寛保元年辛酉三月遂に其の制を廢せり。(坐右秘鑑)

抄帳(サウチヤウ)

抄帳とは、請取元帳をいふ。物品を送る時には送狀を添へ送るを普通とす、其の送狀の內容を請取元帳に記載し、之に基き品名員數等を記したる領收書を返抄とするなり、卽ち抄帳と返抄とを引き合はせ、其の相違なきを證するを例とせり。(大日本租稅志)

莊舍(サウシヤ)

古代邊疆に任ずる農兵等の使用せる農舍を云ふ、卽ち彼等をして其莊田の耕作收納等を農繁期に行はしむる爲め、田畔に農舍を建て之を使用せしめ其の住民は城砦の中に置きたり、蓋し古代未開地方の人民は平生城堡の內に住居し農事の時のみ莊舍に入り住みて農業を營み、收穫終れば再び城砦に歸住したるものなり。莊は田舍、舍は屋の義なれば、莊舍は田村の家屋の義に外ならず。

〔引例〕文武天皇大寶元年辛丑勅令に、東邊、北邊、

西邊に緣れる諸郡の人居は皆城堡の内に安置せよ、其の營田の所には、莊舍を置け、農時に至て營作に堪へる者は出で莊舍に就て收斂し、訖らば勒へて還せ。(大日本農史)

贓物(ザウモツ)

贓物とは、私收せる官物をいふ。上代には國司等の地方官が、租稅として徵收したる官稻を横領し、或は私用に供したること往々あり、故に此の不正を匡正する爲めに、屢々取締令を發し且つ嚴罰に處することゝせり、奸吏多ければ其の國亡ぶることさへいへば、當時之れが取締に苦心したるも道理なり。

〔引例〕桓武天皇延曆四年七月廿四日勅、夫れ正稅は國家の資水旱の備なり、而して比年國司苟も利潤を貪り費用各衆し、官物減耗し倉廩竇たさるは職として此れ之に由れり、宜く自今以後嚴に禁止を加ふべし、其國司如し一人犯用すること有らば、餘官も同く坐して並に見任を解き、永く叙用せされ、贓物は共に塡納せしめよ、死を免し赦に逢ふの限に在らず、遞に相檢察して違犯を爲すこと勿れ、其郡司和して許すも、亦國司に同せよ。(大日本租稅志)

相場書(サウバシヨ)

年貢米其他諸掛物を金納する場合、村々に於ける穀類の市場價格を記したものなり、舊藩時代は、租稅を物納と金納の二種に分ちありしが金納の場合は穀價の公定價格を決定するを要する故に、毎年十月に市場の相場書を幕府に出さしめ、之によりて勘定所が穀價の決定をなしたるなり、今幕末に於ける米の相場書を例示すれば左の如し。

覺

當卯十月十五より同十九日迄

一金壹兩に付

上米四斗
中米四斗二升
下米四斗四升

同十月廿日より廿四日迄　上米四斗二升　中米四斗四升　下米四斗六升
一金壹兩に付

同十月廿四日より同晦日迄　上米四斗四升　中米四斗六升　下米四斗八升
一金壹兩に付

右者當卯十月十五日より同晦日迄當所米相場書面の通に御座候以上

陸奥國大沼郡大鹽村
百姓代　甚右衛門㊞
慶應三卯年十一月
組頭　利兵衛㊞
名主　佐衛門㊞
御役所

〔引例〕天保十三年壬寅十月布告に云はく、諸國年貢米並に大豆石代金納の相場は毎年十月國々市場の相場書へ代官領主役人奥印致し、差し出し、勘定所にて檢査を遂け相場を治定す後略（大日本農政類纂）

相傳所領（サウデンノショリヤウ）

先祖代々より相傳はれる所有地の義にして、中世の頃に於ける土地の讓り渡し文書中には多く此の文字用ゐらる。

〔引例〕讓與

南鄉内こくれうの門田一町三段
居屋敷薗一所の事
右件の田薗の事觀了重代相傳の所領たる間山さしを以てすりきれ一期の程たのさまたげなく知行あるべく候、聊の在所に於て違亂わつらひをなすべからず仍爲後日狀如件
應永二年六月十八日　沙彌觀了
（薩藩舊記雜錄）

左右馬寮田（サウメレウデン）

左右馬寮田は、左右馬寮の糧秣、其の他廐の雜用に供する爲め設けられたる田地をいふ。左右馬寮は即ち左馬寮、右馬寮なり、大同三年に於ける田積は、左馬寮水田二百四十七町五段三

百二十四歩、右馬寮水田二百四十五町五段三百二十四歩なりき。

〔引例〕 平城天皇三年戊子、左馬寮に充つる水田二百四十七町五段三百二十四歩、大和國に二十四町一段百三十五歩、攝津國に二町、越前國に三十五町八段二百九十六歩、播磨國に一町、信濃國に百八十四町五段二百五十三歩、陸田十七町一段百八十歩、大和國に二町五段、山城國に十四町六段百八十歩、右馬寮に充つる水田二百四十五町五段三百二十四歩、大和國に二十四町一段百三十五歩、信濃國に百八十五町五段二百五十三歩、越前國に三十五町八段二百九十六歩、播磨國に一町百五十三歩、陸田十七町一段百八十歩、大和國に二町五段、山城國に十四町六段百八十歩なり、勅す前件に依れ。(大日本農政類篇)

造船瀬料田(ザウセンセリヨウデン)

造船瀬料田とは、港灣を修築する工費に充てんが爲め設けたる田地をいふ。元來船瀬とは船舶の碇泊する港灣をいふ、攝津の大輪田船瀬、近江和邇船瀬、或は播磨の魚住船瀬等此の例なるが、奈良朝末期の諸書に據て知るべし。然るに此等の船瀬が年を逐て漸く頽廢し、或は風浪の爲めに破壞され、舟航の危險を告げ、公私の物品屢々沈溺の厄に遭ひ、漂流の損失多かりしを以て、弘仁、貞觀、承和、天長の頃、政府は數次造船瀬使を置き、或は國司に命じ此が修築に努めたり、其の勞費に充つる財源として此造船瀬料田が設けられたるものなり。(大日本農政類編)

佐賀利(サガリ)

佐賀利とは、茶釜の古名なり、其のわけは、先づ頭の横木に縄をさげ、夫より竹をさげ、其の次に木のかぎをさげ、其の下へ板に穴ある木をさげ、之を自在といふ、此にて昇降を自在にす、其の下へ鐵の大つるをさげ、其の左右へ耳つるをさぐ、此七つを段々にさげる故、さがり

と云ふよし、東雅に見えたり。今は茶釜と稱し田舍の爐上に吊りて茶を煮るの具とす。（百姓稼穡元）

狹鄕（サキサト）

土地少く人口多き鄕を云ふ、古代民家は山間部又は山嶽を背面に負ひて住居する者多く、隨て其地方は土地狹くして田地の面積割合に少きに至れり、當時農村人口の集中は山間部にあり、近世都市を中心とし、廣濶の里に人口の集落するに至れるに比し時世の變遷を語るものなり。

〔引例〕凡そ郡司の職分田は大領に六町、少領に四町、主政主帳に各二町、狹鄕は要しも此の數に滿つべからず。（大日本農政類篇）

左儀長（サギチヤウ）

左儀長とは主として北陸地方に於て民間に行はれたる土俗にして、每年正月、村の子供の行ふ一種の娛樂を兼ねたる行事なり。卽ち正月十三日に左儀長を作り、之を翌々日十五日の朝に至り火を放ちて燒くと云ふ。

圖の說明

左儀長の高さ一丈餘あり、頂きに旗を結び附け下部は稻藁にて作る、左儀長を燒く時は此藁に火を放ちて燒く、旗には歲德金神と書す

左儀長は男ばかりにて造り、女には汚れるとて手を觸れさせず、今より二三十年前までは各部落ともに相當に盛んに行はれたるものなるが、近年は火災の虞ありとて、警察の干涉甚しき爲め、漸次廢せられて、行はれざる村方多しとのことなり。

（大正十五年八月、福井縣・坂井郡本莊村にて調査）

さきはか

さきはかとは、先頭に早苗を植て行く早乙女を云いふ。此早乙女上手なれば、其の田植の埒いづれも揃ふて見事なり、さきはかの者下手なれば、連れ立者の手並揃はず、故に之をよく選ぶを法とす。且つ其の田の形狀を考へ直なる方の畦について植始むるを要す、又「かへす」と稱し、さきはかの者向ふの畦に植つかざる中に、其の日の早乙女の數を計り、中程より又後へも横へも返せば、一所に植合ふて果敢ゆくものなり、因て「早乙女廻し」とて、主人自から畦に立て指揮を爲すと云。(私家農業談)

作式(サクシキ)

土佐にて稱せし所にして開墾者の名を附し、何某作式と稱し、他人の土地の混ぜざる自分持地をいふ、地租改正の際は總掘明に合一せられしと云ふ。(高知藩田制概略)

作割(サクワリ)

徳川時代に於ける作柄豫想調査のことなり、即ち各地の作況調査を行ひ、之を平均し、以て全國の總生産額を決定することと現今農林省の行ひつつある作況調査と同樣なり、其の割合の定め方は十分を以て滿作とせり。

〔引例〕 安政三年諸國作割の事、五畿內、東山道、南海道、山陽道、西海道は七分一厘、北陸道、山陰道並に奧羽は七分三厘、關八州、東海道は七分五厘なり、平均七分三厘と云ふ。(大日本農史)

作徳(サクトク)

作徳と云ふ語には二樣の意義あり、一は農業上の收益(年貢を納めたる殘り)を指して作徳と云ふ場合と、他は小作人が地主に納むる小作料を作徳と云ふ場合とある是なり。蓋し土地の所有者は之を自作する場合に土地より作徳を收め得る如く、其土地を小作せしむる場合にも作徳を得る道理なれば、後者の場合に小作人より納付する小作料が地主に取りての作徳なるは云

ふ迄もなかるべし。故に作徳は元來は自作農家純收入を然く呼びたるに始まり、後ち地主の得分たる小作料に轉用したるものならん。

〔引例〕(1)、農夫作徳の儀は賦稅の高下、土地の善悪、米穀並に肥養價の上下、用水掛引の損益等にて國々村々不ニ一定一、作徳の多少悉く違あり。（地方凡例錄）

(2)、豪富の者は村方にて錢穀を貸し、重き利を得、田地を買集めて百姓五軒も十軒もの前を持、是を下地にして、右の倒れ百姓を吾奴僕として年々作徳を呑んで益々富む云々（十事解）

作間商（サクマアキナヒ）

作間商とは農作の間に商業を營むを云ふ。卽ち農作は本業にして、商賣は副業なり。是は城下附近町並居住の者に多し、其の他にては本業を疎にする恐れあれば、容易に之を許可せず、藩政時代は特に其の取締を嚴重に爲し居たり。

〔引例〕御城下近在町並住居之者共、作間商ひ之儀は差許置候得共、商ひ筋のみ相拘り候ては、自ら農業に怠り作荒之場所も出來致し候樣成行、百姓の本意を失ひ困窮之基に付、町並は勿論村內にても致ニ餘業一候者以來は男子之分十六歲より六十歲迄、人別反畝步相究作致し可レ申候、尤病人等にて當時作方難レ成者も代人相賴何れにも一人宛り之地面可レ致ニ相續一候、御城下遠き村々にても作間商相願聞届置候者共、右に相准し農業可ニ相勤一候、此旨可ニ申渡一候以上。

文政四巳十一月廿八日　　御城代

（坐右秘鑑）

糳・粺・糲（サク・ハイ・レイ）

糳・粺・糲は、食米三等の稱にして、糳（サク）は萬之（マシ）良乃與禰（ラノヨネ）と訓し、精細米をいふ、今の最上白米なり、粺（ハイ）は之良介與禰（シラケヨネ）と訓し、精米をいふ、卽ち通常の白米なり、糲（レイ）は比良之良介與禰（ヒラシラケノヨネ）と訓し八分搗の米をいふ。

因みに云糙（サフ）を加知之禰（カチシネ）と訓す、卽ちモミヨネ

にて稲を舂て穀と成せしものなり、粃(ヒ)は之比(シヒ)奈(ナ)と訓し穀實の皮ありて米なきものをいふ。

(百姓稼穡元)

酒株(サケカブ)

德川時代に在りては、酒造は一種の特許事業にして、株を有するもの丶外は酒を造る能はず新に酒造業を始めんとせば、他人の酒株を買受るか又は他人の株を借り、其の名儀にて酒造を營む外なかりき、酒株の所有者酒造を中止すれば、之を休株と唱へたり。

〔引例〕　酒株の儀は前々の引付を以て、株帳御料私領とも引わたしに相成ものなり、株と酒造高とは違ふ、株高は元づくりの員數にて、例へば十石の株にて、百石も二百石もつくり、高定りたる員數はなく、株高は昔より株帳に書のせ、增減なし。

(地方凡例錄)

下札(サゲフダ)

村又は百姓に對する年貢の割當狀のことにして、關東地方にて割付と云ひ、上方、中國、西國地方にて免狀と云ふに等し、四國の宇和島藩に於て此語の使用あり、卽ち村に對しては下札、小前百姓の反別に對しては小下札と云ふを交付して、年貢の割り當高を示せり、今宇和島藩にて使用せし小前に對して與へたる小下札の雛形を示せば左の如し。

孔化三午歳御定免
志こをり(キシノシタ)田川流
富野川村下組
千　眼　寺
一、田七畝一歩
分米六斗三升三合
御物成三斗九升貳合

(地方凡例錄)

下げ名(サゲナ又オリナ)

小字のことにして、大字より下に書くゆゑさげ名と云ふなるべし、田畠賣買證文等の畝歩の肩書に「下げ名」とあるは、普通の字と異らざるものとす、蓋し徳川時代の村は今日の大字に當る故、當時の字は今日の小字に當るなり。

〔引例〕田畑其外山林野地にても、土地所の小名を字と云ふ、口上にては名所とも、小名とも、下げ名とも申せども、帳面證文等に認るには字を書くことあり（地方凡例錄）

度（サシ又モノサシ）

度は尺度にて、物の長短を度るに其の物を指し渡して測る器をいふ。古代尺度なき時代には、四指を以て小なるものを度る、之を「ツカ」と云へり、つかみて其長短を知るの義なり、臂を伸て大なるものを度るを「ヒロ」といふ、兩手を擴げて其の長短を知るの義なり、田令集解に據るに、古は地を度るに高麗尺を用ゐ、和銅六年に至て曲尺を用ゆるに至れりと。

〔引例〕文武天皇大寶二年三月八日、始めて度量を天下諸國に頒つ。（大日本租稅志）

指（サシ）

指とは、俵中に指入れて少量の穀物を檢出する竹製の筒尖をいふ。米倉等に於ては米俵に指を入れ米の良否を點檢するを常とす。指したる米を指米と稱し、掌中にて其の米穀を檢し了り再び指を以て返還するを法とすれども、多くは之を見本として取り着服するなり。

〔引例〕米俵に指を入れ、米の佳惡を點檢する時、指米は直に反入すべし、指米を覆すこと五六回に及べば、少許たりとも納俵自ら痩せて百姓難澁すべし。（大日本租稅志）

差米（サシマイ）

差米とは、俵米の缺減せるを補ふを云ふ。徳川氏時代遠國より船積して廻米する時、江戸に

著船後俵装を改むるに方り、其不足分を差し加ふるを法とす、故に廻米の際俵毎に船中の缺減を計り升目を定め、積出湊に於て檢査し、例へば四斗入の定俵に一升の合米を加へ、更に差米を為して俵拵を為す、其意込米に通ず。

〔引例〕 寛政二年十月達、江戸廻米遠國の分は、著船後内拵の時差米多し、特に越後、越前、出羽三國の廻米は、俵ことに凡そ三升叉四五升の差米あり、郡中難澁なりと雖も、其國々定法の俵入を用ひ、四斗入なれば壹升の合米は勿論、船中の缺減を計り升目を定め積湊に於て檢査すべきに、近來等閑にて廻漕の時既に不足あり、然らば内拵の時差米あるは當然なり、本年より合米の外相應の差米をなし俵拵に心を用ゐしむべし。（大日本租税志）

差切打（サシキリウチ）

近世檢地上の用語にして土地を區々に切りて竿を打つの義なり、卽ち測地の際、廣大なる面積にて見通し附かざる所は、小さく區々に分ちて精密に測量するを差切打と云ふ、此の方法は現今に於ても同樣に行はれ、地形に依つては必ず斯くせざるべからざるなり。而して「打つ」とは測るの意にて、夫の何藩は何年度に總檢地を行ひたる結果、何千石を打出したりと云へば、其れ丈け測り出したりとの謂に外ならず。

〔引例〕 東山天皇、元祿七年、幕府檢地條目中、田畑廣淡にして一目の及ばざる所は、幾度も差切打にして別筆入歩にすべし、反歛のみ多く打たりとも粗忽にてはよろしからず。（大日本農史）

雜工戸（ザツコウコ）

王朝時代に於ける官の御用職人の謂なり、當時、政府の軍器製作所たる造兵司に隷屬する種種なる工人を雜工戸と云ひ、常に兵器の製作に從事する義務を負へり、若し造兵司の使役に服する能はざるときは、雜工戸は其の代償として徭錢を徵收せられたり。

〔引例〕 清和天皇、貞觀八年、丙戌、諸國に在る造

兵司の雜工戸猶三十日を役し。司、其の料を徴すと云々。（大日本租税志）

雜色稻（ザツシキトウ）

雜色稻とは、諸國の郡費及雜用に充つる所の田租をいふ。雜稻又郡稻ともいへり、王朝時代官稻の一種にして、田租を割きて郡費に供せしものなり、諸國の貢献物なる金、銀、珠玉、皮革、羽毛、錦、罽、羅、縠、紬、綾、香藥、彩色、服色、器用及び諸珍奇の物は、皆此稻を用ひて支辨せり、大寶令に「凡土毛臨時應用者並准當國時價價用郡稻」と見え、元明天皇和銅五年太政官處分して、諸國の郡稻缺乏して給用の日廢闕を致すことあり、國の大小に准して大税を割き以て郡稻に充て、出擧して利息を徴し其用に充てしめ、自今以後永く恒例となさしむと云へり。雜稻の種類は諸寺料、文珠會料、修理府官舎料、修理驛家料、驛子粮料、修理池溝料、堤防料、道橋料、俘囚料、救急料、藥分料、悲田料、施藥院料、官收馬牛の直、古市牧牛の直、交易蔔の直、勅旨御馬の秣料、同く繫飼御馬の秣料、勅旨莊、御税の交易料、大學寮料、學生料、三島神料、月山大物忌神祭料、大和大國魂神祭料、健兒粮料、兵粮料、衞卒料、鑄錢司俸料等にして、就中國分寺、文殊會池溝救急等の料は正税公廨と共に諸國大概定め置く所、自餘は國に隨て有無同じがらず、何れも出擧して利を収るを得、延喜式には出擧する雜稻の名稱委しく見えたり。

〔引例〕聖武天皇天平六年正月十八日、諸國に勅命して雜色官稻は、驛起稻を除く以外悉く正税に混合せしむ。（大日本租税志）

里駒（サトコマ）

村里にて飼養せし駒馬を云ふ、凡そ村里にて飼育する駄馬の生みし駒馬は之を帳記し、二歳

の春城下町に集め、其の上なる者は藩主の厩に入れ、中等なるは士人の用等に、下等なるは民家の用に供するを例とす、里駒とは畢竟野駒に對する稱呼なり。

〔引例〕

里駒野馬三ヶ條之事

村々野場廣所にては駄馬を爲レ持、駒生時は帳に附置、二歳の春城下へ集レ之上駒は御厩へ可レ入、中成馬は家中の用馬に可レ成、下馬は百姓の遣馬に可レ爲也勿論直段相應に代金を駒主に可ニ相渡一也、駒を仕立者也。（地利要方）

里長（サトオサ）

里の長にして里内の戸口を調査し農桑の業を勸奬し、賦役を監督し、又非行違犯の者を禁察する等後世の名主又は庄屋に當る職務にして、現今の村長に似たる處もあり、一里は五十戸を以て成る、毎里に長一人を置くを普通とし、山間僻地にして人口稀薄の地には特例あり、又里は後世の郷に等し。

〔引例〕　大寶元年辛丑勅す前略

又曰はく、凡そ戸は五十戸を以て里と爲よ毎里に長一人を置け若し山谷阻險にして地遠く人稀なる處には便に隨て量り置け。（大日本農政類篇）

狹田（サナダ）

狹き田を云ひ、古代に於ける田積を抽象的に稱へたる語にして、其の內容を明かにせずと雖、當時の田積に廣大なるものあり、又狹少なるものありしことは、想像するに難からざれば、地勢狹隘の田區は之を狹田と稱へられしものなるべし。

〔引例〕　天照大御神が稻種子を得て始めて御田を開きたまふ號して狹田、長田と云ふ。（大日本農政類篇）

澤手米（サハテマイ）

澤手米とは、潮水等の爲め濡れたる米を云ふ。

徳川時代は年貢米を遠國より廻送するの際海路に依るを常とせしが、航海中海水、雨水等の爲め米を濡すことあり、故に入津揚陸に當り、役人が一々濡れ米の有無は勿論、腐化米（フケマイ）、曠米等を検査するを例とす、沾濡の甚だしきを大澤手米と云ひ、其の小なるを小澤手米と云ふ。

〔引例〕後櫻町天皇明和四年十一月、幕府に於て納米の條規を增訂して曰はく（中略）船不足米、鼠喰廿俵等の辨米代金、或は澤手米、同切替米、纊引、散米の拂代金等巨細濟帳へ記さする樣致すべし。
（大日本農史）

早苗開（サヒラキ）

早苗開は「さひらき」と稱し來れり、云ふまでもなく「さなへひらき」の略語なり。卽ち早苗を植始ることを云ふ。其の年苗の生育狀態と仕事の遲速を考へ、豫め其の日を定む、大概五月の節に入り、「さひらきの三つある歲は、中さひらきに植始め、二度ある時は末なるを取ると云ふ。老農の歌に云

さひらきの三つある歲は中をとり
二つの時は末に植なん

按ずるに、大陰曆にも「田うへよし」などしるしあるが、さひらきの三つある歲、二つある歲を云へるなり。（私家農業談）

竿取（サヲトリ）

檢見坪刈の際一坪の面積を竿にて量るに其の竿を持ち測る人を云ふ、卽ち測量者のことなり、竿は曲癖なき竹竿四本を選み、六尺一分の方形とし、四隅切違ひに組立て取外しを自由ならしめ、枠竿となし稻の坪刈に便するものなり、竿取の任務たるや重く、其加減によりて米穀の收量に增減を來すものなれば、檢見役人監視の下に嚴重に行はるゝものとす。

〔引例〕前略此意手代竿取等にも詳諭し取增すべし

後略。(大日本租税志)

竿延(サヲノベ)

檢地の地押に用ゆる間竿の寸法が改まりたるため、舊尺の時よりも、新尺の時に於て地積の增加したるを云ふなり、詰り測量の結果其土地の面積が稱へ方に於て廣くなりたるの意なり。例へば六尺五寸竿の檢地よりも、六尺竿の檢地になれば、其田の面積は增加するが如し。

〔引例〕元和寛永の頃迄は物每大樣にて、田畑餘歩竿餘計に附けたる故、當村檢地致せば、何れ打出し有レ之に付、箇樣の類も竿延と云ふ云々。(地方凡例錄)

竿打(サヲウチ)

檢地上の用語にして、竿を以て土地を測るを云ふ、而して小面積の田畑は間竿のみを以て丈量するも土地廣き場合には間繩を入るゝを例とせり、而して此の竿打ち即ち竿にて測量することは、今日に於ても「ポール」を以てすると同樣にして、別に變ることなし。

〔引例〕東山天皇元祿七年、幕府の檢地條目に曰はく、竿打は四人を限りとし、田と畑と或は穗の上刈田、荒畑等の打やう精細に酌量して、一日の內幾度も試驗をなすべし。(大日本農史)

三綱(サンカウ)

三綱とは 儒家にては君と父と夫を云ふ、即ち君を臣の綱とし、父を子の綱とし、夫を妻の綱とす。佛家の三綱とは、上座、寺主、都維那の三職をいふ。寺每に之を置き僧侶を統轄し、庶務を辨ずるを以て又所司とも稱す。

三綱の制は、孝德天皇の頃に始まり、文武天皇大寶令により三綱の職務を明細に定む、其の一二を示せば僧尼の還俗には其の貫屬を錄して、治部省に告げ、僧尼の乞食する者あらば、三綱連署して精進練行如何を勘知し、又飲酒食

事等の事を監し、僧尼修行の爲め山居せんとする者あらば、之を檢し連署して上申す、又は僧尼を苦使する者を監督す。

〔引例〕 清和天皇貞觀元年詔す「諸國の定額寺の堂、塔、破壞し、佛經曝露す、三綱、檀越、修理に心なし云々。(大日本農史)

三寶(サンポウ)

佛教に於ける三つの寶と云ふ義にして、彌陀佛、經及び僧侶を三寶と云ふ、然れ共實際は佛陀其物を三寶と稱したり。

〔引例〕 天武天皇、四年、丙子、下野國司奏す。所部の人民凶年に遇て飢て子を賣らんと欲す、而るに朝廷聽さす、是の歳大に旱す、使を四方に遣はし、幣帛を捧げて神祇を祈り、又僧尼を請して三寶に祈る、然れども雨降らず、故に五穀登らず、百姓飢ふ。(大日本農史)

三役(サンヤク)

是は天領に於ける特別掛り物の謂にして、三役とは御傳馬宿入用米、六尺給米及び御藏前入用金等を特に徵收したるを云ふ、傳馬宿入用米とは五街道の問屋、本陣の給米其他の入用を云ひ、六尺給米とは臺所に使用するため人夫を村方より徵發する代りに定雇の人を置き、別に其代りとして米金を村方より納めしむるを云ひ、御藏前入用とは淺草御藏前入用の糠藁等の要品を納めしめたるを云ふ。以て所謂三役なる語の起り來りを知るべし。乍去村役人たる村方三役と混同すべからず。(地方凡例錄)

三奉行(サンブギヤウ)

德川時代に於ては幕府の行政を分擔する主任官を奉行と云ひしが、其中の三奉行と云ふは勘定奉行、町奉行及び寺社奉行を云ひ、此等各奉行の職務は大體左の如し。

一、勘定奉行は、幕府の會計を司り、地方の會

計役人を監督し、又地方に於ける租税の取立、戸籍、訴訟等をも掌れり。

二、町奉行は市中の租税、戸籍、訴訟等に關する事務一切の事を分掌せり。

三、寺社奉行は全國の神社、佛閣、神官、僧侶の監督及び其訴訟並に戸籍に關する一切の事務を司れり。

〔引例〕 櫻町天皇、寛保二年壬戌、幕府に於て制す、裁許繪圖裏書加印の事、右は國境郡境の裁許繪圖は御老中加印し三奉行連印す云々（大日本農史）

三段植付（サンダンウヱツケ）

稻苗を遠中近の三段に植付るを云ふ。遠とは遠くはなし、中とはよき程に、近とは近寄せて植る事にて、要するに疎密と其の中間とを云ふなり。其の土地により三段の中何れか良きかは之を適當に擇ぶべきなり。

〔引例〕 老人噺けるは、遠植にし稻末柄よく生立ても、稔の不足あり、又近植にし稻素柄短くても稔の多きあり、皆土地に寄る物なり、或耕作の功者仕提木へ刻付繩張て、遠中近三段に田坪々々田一枚宛試を植させて取實ためし候由に出穀過分の違あり、無造作の事なれは田壹枚ても二枚ても坪々に植付て、稻かゝみの節枠入て出穀ためし、見玉ふべし鍛練に成事なり。（耕作噺）

三草四木（サンサウシボク）

地方的通語にて、普通には、麻（アサ）、藍（アヰ）、紅花（ベニバナ）の三種を云ふ、或は麻、木綿（モメン）、藍、或は藺（ヰ）、紅花多葉粉（タバコ）を云へり、四木は桑（クハ）、楮（カウズ）、漆（ウルシ）、茶（チヤ）の四種を云ふ。民家には何れも必要なる植物なれば、概括して斯くは呼來れるなり。

〔引例〕 麻藍紅花を三草といひ、桑楮漆茶を四木といひて民用に功あるものなり、美濃國慶長年中の檢地帳には桑楮上畑の石盛に一つ上りなり、上畑十二なれは十三と極る、麻畑茶畑は上畑とおなし、石盛に付しもあるなり。（算法地方大成）

三草は麻木綿藍又藺紅花多葉粉、四木桑楮漆茶

なり。(農鑑)

三度飛脚(サンドヒキヤク)

徳川時代の驛遞法の一種に人民私設の三度飛脚なるものあり、始め元和年中大坂城番の士、東海道各驛の長と謀り其家隷を飛脚とし毎月八の日を以て之を發せしより三度飛脚の名ありしが、後大阪の商店其お蔭を受け名を之に藉りて通信を業とするものありき、後寛文年中三都の商賈相謀り先づ大阪城番の保護を謝し、新に町飛脚問屋抱宰領と稱して商人の旅裝をなして書信及輕量の貨物を運送し、江戸に至れば旅店の前に莚席を敷き書信貨物を陳列して宛名人の之を受取るに任す、而して此の地の人亦其出發の日を聞き、又書信等を依賴せり、此の東海道行程六日を要するにより世人之を「定六」と呼びしが、後大阪町飛脚發行日を一定し、毎月二の日を以てせしかば人又之を「三度飛脚」と稱せり。(日本法制史)

三分一銀納(サンブイチギンオサメ)

徳川時代に於ては田畑の年貢は元來米納となしありたれども、畑地多くしてすべてを米納になし難きか、又は畑の夏年貢に限り、全部又は一部を銀にて納めしめたり、上方地方に此例多し。而して右銀納の場合に於て年貢金額の三分の一を石代にて銀納になすときは之を三分一銀納と云ひたり。

〔引例〕然る所、畑には米無レ之故、田畑總取米を三つに割り、一は石代銀納となり、是を三分一銀納と云ふ。(地方凡例錄)

三世一身法(サンゼイツシンハウ)

王朝時代に於ける期限を附したる土地私有制度にして、大化以後は土地を國有となし、開墾の如きも、國營にて行はれたるが、元正天皇の養老七年に天下に向ひ私墾田開發獎勵法を下せ

り、是れ三世一身の制にして、新に溝池を築造し開墾する者あらば多少に限らず　土地を給與して、三世に傳へしめ、又舊き溝池に依りて開墾する者は、終身私有となすことを得るの土地私有制度をも認めたり。蓋し土地國有の行はれたる當時に在りても、三世に傳ふるために開墾の勞營に從事したる當人一身に對して永期の土地保有を認めたるなり。

〔引例〕　元正天皇養老七年四月太政官奏す、頃者百姓漸く多くして田池窄狹なり、望み請ふ天下に勸課して田疇を開かん、其の新に溝池を造り開墾を營む者あらば、多少に限らず給ひて三世に傳へしめん、若し舊溝池に逐はゞ其の一身に給はんと奏可す。（大日本農史）

三盃おろし（サンバイオロシ）

三盃おろしとは、伊豫國舊大洲藩領にて、田植の際行ふ所の儀式なり。先づ早苗を植ゆべき水田に、芽柴又は竹を建て神位を設け、三方臺に盛りたる米、又は有合せの米にても、苗三把と共に供へ置き、男子先づ植初め、次に早乙女をして植ゑしめ、午餐の時三盃祝ひ飯を桝に入れ、神酒を供へ、早乙女より其の神酒を拜飮し、夫れより衆人皆之を拜飮し、以て其年の秋に於ける豐熟を祈りたるなり。

ひとすぢに心をこめてしづの男が
　あきのたり穗の世をいのるらし

（農家業狀筆錄）

參覲交替（サンキンカウタイ）

德川氏が其の中央集權政府たるの實を擧げ、幕府の權威を全國諸侯の間に扶植し、牢乎拔けざるものとなさんため、寬永年中、德川家光の時代に於て、諸侯に命して江戸に藩邸を築かしめ、此處に妻子を置き、之を人質として德川氏に對する忠誠を强制し、一方諸大名をして隔年に江戸に參覲せしめたるを參覲交替と云へり、

斯くて諸侯は其の領地たる自藩より隔年に一度づゝ出陣するが如き觀を呈し、之が爲め江戸と各藩との交通頻繁となりて各海道の驛路の發達を促し、大に江戸の文化と地方文化との交流を助け、後年、明治維新に際し、擧國一進の勢を助けたるもの尠らず、此の參覲交替制度は實に德川氏の天下統一の一大政策にして、之を以て、諸侯の謀叛を防ぎ、宗家三百年の基礎を鞏固ならせしめたるものなり、參覲交替制度と驛路の發達との間には殊に密接なる關係あり。

散田(サンデン)

農民の死亡退轉し、又は公賣して缺所となりし跡地を云ふ、蓋し所々に散在する田地の謂なり、仙臺藩にては散田に本銘散田、年數散田、散田並(ナミ)、散田前等の名稱あり。本銘散田とは其田地を請負人に預け、本銘通りの租額を收むるもの、年數散田も此に同じく、唯年限を期して請負はしむるのみ、散田前とは其の租額を入札せしめ、之を其の入札者に預け、耕作せしむるものにして、之を散田立付と稱す。散田並とは、代り百姓を立て又は一村預地、百姓持添地と爲したるものにして、立付年期滿ちたる散田は總て此の如く處分すと云ふ。同藩にては、天明凶歲の散田を古散田と稱し以て天保の散田と區別せり。(仙臺藩租稅要略)

散在百姓(サンザイビヤクシヨウ)

村内の農地に耕作し其の身は市中に居住する者を云ふ、村内に在るべきに市中に散し居るより斯くは云へり。是れ福岡地方の通言にして、其の身は町方の支配に屬する者多きも、御郡方よりは百性並(ナミ)に見なして取扱ひしと云ふ。

〔引例〕　散在百姓と云名目根元は、犬飼春吉藥院拵より始ると云ひ習しなりと承候、右の田作りは百姓市中處々に居住して御町方支配のもの多く有レ之候、是を名付て散在と云書面の通候なるべし

御郡方よりは一切百姓並に見込て執行なるべし。

（田法雜話）

散小物成（サンコモノナリ）

散小物成とは、加賀藩にて稱する所にして、他地方に云ふ浮役小物成なり。即ち村御印（慶安元年創始寛文十年九月七日改て渡されし税辻の命令書なり）に載せざる諸役銀にて、毎年十一月より取立、十二月に上納す、但年により增減あるを以て、其の銀高をば時々御收納所に書き出すを例とす。（改作要錄）

山草・隰草（サンサウ・シフサウ）

山草とは、山野の乾地に好で生育する諸作物を云ふ。穀類に在ては、麥、蕎麥、甘藷、大豆、小豆及び甘蔗、草綿などの類なり。隰草は濕地を好み乾地を嫌ふ諸作物をいふ。穀類にては稻、稗、黍稷、及び蜀黍、薏苡仁、慈姑、牛房、款冬、芹の類、花卉にては花菖蒲、溪蓀、木賊、蘆、蓼、藍の類なり、此隰草は物によりては水に作りても畑に作りても生育す、又水草と云ふは、極めて陰草にて水を離れて生育し難き諸草なり、即ち藺、蓀、蓮、河骨、芡實、蓴菜、澤瀉、蒲の類なりとす。（農家須知）

しの部

四一高（シイチダカ）

四一高は、往時上杉家の重臣直江山城守兼續の定めし租法にして、年々人民より收入する納米を算し、之に四一を乘じて高とす、其の割合は高一石に租米三斗五升は正則なり、外に軍糧米五升、代官給米一升を加て四斗一升となる、故に高一石に四斗一升を納むるものとす、因て其年の納米何萬何千石を四つ一にて除し、其年限りの石高とす。假令は其の年十萬石の納米あれば、四つ一にて除し、一位上げ二拾四萬三千九百石餘となる。時代に適當したる至極の良法なりと云へり。別項「奥州四一高」に通ず。（本邦地租論）

仕置（シオキ）

犯人を懲す刑罰の稱にして、幕府時代には御仕置と唱へたり。江戸にては品川及び千住に御仕置場ありたり。仕置は又成敗とも稱す、喧嘩兩成敗など云へり。

〔引例〕當時仕置と申は、都て身分の動き候科に成候を申習候樣に相成申候、古き御書付之米穀直段高下抔被ニ仰出一候に、公儀御仕置之事と題號有レ之候を考候へば、都而御政事は御仕置に候得ば、成敗も同樣之詞と被レ存候。（三問答追加）

敷（シキ）

敷とは鑛山にて稱する所にして、鑛夫の坑内に於ける稼所を云ふ。此稼所を一區分（大概一丈八尺二丈三尺三丈まで）つゝ分てるを一株と云ひ、鏈を穿り出す所を切場と云ひ、又穿場所とも云ふ。右稼所にて天井を冠りとも操上げとも云ふ。向ふ所を引立てゝ右の方を鎚手、左の方を鑿手といふ。又下に蹈む所を臺と云ひ、左右の地山を方手といひ、下へ下り詰めたる所を臺通り、中通りを中敷、上通りを上敷と云ふ。（吹塵餘錄

佐渡志）

色濟（シキサイ）

色濟とは正税の外に納むる諸貢物をいふ。色は種々の義、濟は濟物のことなり。古代は正税として稻穀を貢租として納むる外に、其の土地特有の産物を貢物として納入するを例とせり、例へば絹絲、綿、麻等の衣料類と、雜穀、魚介等の食料品或は金銀寶石の貴金屬類を濟物とせしものなり。

〔引例〕後小松天皇應永廿七年十一月六日、田地沽却狀、性秀要用あり錢玖貫陸百文を以て永代を限り、相傳の知行畠陸段を沽却する所なり、但色濟段別伍拾文、正税段別伍拾文、毎年其沙汰あるべし。（大日本租税志）

四季帳（シキチヤウ）

王朝時代に一年を四季に分ち、人民に課役を賦し又之を免除すべきことを調査したる課役の豫定帳なり。（大日本農史）

飼戸（シコ又カヒベ）

飼戸とは、馬匹を飼育する特定の民戸をいふ。飼部の戸とも名け左右寮に屬す、古代より馬匹の用途廣く、之を國家として飼養すること、現今の國立種馬牧場の如く、相當の人數と費用をかけて馬の育成に努めたり、此が飼養の任に當る人民を飼戸と稱したるなり。

〔引例〕凡飼戸計帳は、國司年毎に勘造して寮に進つれ、其の絶戸田は年毎に賃租して官に送れ。（大日本農政類篇）

飼戸田（シコデン又カヒベデン）

王朝時代、特に政府より馬を飼ふ爲め民戸を選みて其用に充てたるものを飼戸と云ひ、此飼戸に班給せし田を飼戸田と云へり、蓋し馬の飼養料として班給せられたる田の謂なり。（日本農政史）

仕事配(シゴトクバリ)

豫め農作に從事する順序方法を定め置くを云ふ、仕事とは農事、配りとは手配りなり、前年の秋末より翌年の準備を爲し、勤めて農事に追はれざるやうに爲すを模範とせり。

〔引例〕　老人噺けるは、秋末より寒中の勘辨にて翌年の種立を定、飯米の年賦にて翌年作田の員數を窮め、作田の員數にて働く者を都合して、肥齒の賦り、冬中薪も焚詰て雪消に薪の取入、御駄下米の下方、田うち飯米の支度、內々有餘の族は如何ともあれ、大體働の入處なり、扨耕作に進と後るゝ事は、人の取廻しにあり、晴雨前後の仕事配り胸中に〆くゝり、仕事識込樣に働く者を取廻し申べし。(耕作噺)

四公六民(シコウロクミン)

四公六民とは、租稅收納の方法にして、公定高の四分を官府に納め、六分を農夫の收得と爲すを云ふ。例へば米十石を收むるものとすれば、四石を年貢とし、餘の六石を作德とする法なり、又五公五民の法あり、要するに其の時代若しくは領主によりて同じからずとす。

〔引例〕　四公六民の法は、地方の古法にして、一升毛の籾一反步三石なり、干減外二割引て二石五斗と成を、五合摺にして一石二斗五升と成る、之を四分公六分民と取るなり、また右へ公納四分を乘して五斗と成、且一反の取米是を反取米と云ふ五斗なり、依て合毛へ五を乘じて合毛限の反取米と成る、此古への良法なり。(校正地方落穗集)

四至(シシ)

四至とは、其の所領地域の界目をいふ。卽ち東より西に至り、南より北に至るの義にして、俗に云ふ此處より彼處までの意なり、四至の字古き證券に往々見ゆ。

〔引例〕

　　四至之事

何村出入口より何町字サ所及東か西南北字サ所を

識したる標木を建させ置たし。(田芹)

四神相應の地(シシンサウオウノチ)

四神相應の地とは、人生の居住するに好適の地をいふ。凡そ家屋を建築するには、古來家相と稱し、其の適否によりて吉凶を斷じ、世人の深く注意する所たり、先づ宅地を選定するには四方の地形を見て決定するを法とす。古來より居處好適の地として世人の望む場所は、東方に流水即ち河川あり、之を青龍の神といひ、南に田畦即ち耕地あり、之を朱雀の神といひ、西に長道即ち往還あり、之を白虎の神といひ、北に高山あり、之を玄武の神と云ふ。此の如き形勢を有する地を四神相應の地と稱するなり、故に現代に於て鄉村農家の住宅を相するにも之に類する注意をなすもの多し。

〔引例〕　四神相應の地の事

東に流れあり、青龍といふ、流れなくば桃柳を植べし、南に田畦あり、朱雀といふ、田畦なくば梅棗を植べし、西に長道あり、白虎といふ、長道なくば桑を植べし、北に高山あり、玄武といふ、高山なくば杏を植べし。(三世相)

獅子之居起(シシノヰオキ)

獅子之居起とは、昔時養蠶に就て云ふ語にして、居起とは今云ふ眠起なり、獅子の居起は即ち第一眠にして、第二回を鷹の居起、第三回を船の居起、第四回を庭の居起といふ。之には俗說の故事あり、曰く、昔天竺舊中國に霖異大王といへるあり、其后を光契夫人といふ、一人の姫あり、金色姫といふ、后薨じて大王新に后妃を迎ふ、此后、姫を憎みて大王に讒し、獅子吼山に棄つ、然るに姫は恙なく獅子に乘りて歸る、更に鷹郡山に棄つ、鷹多く來り肉を供して保護す、臣下之を聞き供奉して歸る、后又惡み海眼山といふ島に放つ、此時漁夫助けて都に送る、后大に怒り深く殿庭を穿ち埋殺す、其の後土中に光明あり、大王訝り之を掘りしに姫恙な

し、后乃ち桑樹のうつろ船を造り姫を滄海に流す、然るに此船我常陸國豊良湊に漂着す、浦人之を助け介抱しけるが、幾程もなく遂に永眠す其の靈魂化して蠶と爲る、故に姫が四囘の難に遇ひしにかたどり、四囘の眠起をかくは名けたりと。抑々蠶は保食神に始りし事、國史に明文あり、此說素より架空にして信するに足らずと雖も、姑くこゝに記す。（養蠶秘錄）

時節（ジセツ）

時節とは、氣節と大差なく一年内の名にして、農民に在りては必要のものなり。先づ五日を候とし、三候を氣とし、六氣を時とし、四時を歳とす、又三氣を一節とす、立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至是れ節なり、又六氣と云時は、一氣の間六十日は十七刻半なり是を六つにして乘ずれば、三百六十五日二十五刻になる、是れ則ち天の周圍三百六十五度四分の一なり、四年廻て艮の一刻の首に始まる、故に四年を一小周と云、一周を十五合せて一大周と云ふ、即ち六十年なり。（仁助噺）

下草錢（シタクサゼニ）

藩有林に對し年々些少の小物成を納めて其の山の生草を採集する場合には、此の雜税を下草錢と云へり、下草とは官木の下に生ずる雜草と云ふ義なり。（地方凡例錄）

質地（シチヂ）

德川時代に於ては通則として、土地の永代賣買は禁止せられたれども、農民は金融上種々の名目の下に土地の取引を行ひたり、質地の如き其の一法なりき、即ち農民にして金融に困れば自己の持地を他人に質に入れたる上双方相談の上にて、元地主に於て其土地を作ることあり、又は質取主たる金主に於て他人に小作せしむる

こゝあり、前者の場合には之を直小作こ云ひ，後者の場合には別小作こ稱へたり。

〔引例〕　内證質地證文之事

一、屋敷　三畝〆二ヶ所此度内證質地に指當候分
一、中畑　貳畝

右は拙者儀前々困窮仕當御上納不足に付、右地方二ヶ所にて總五畝の所え金貳兩借り當未極月より酉十二月迄三年貳作の質地貴殿え指置候處實正に御座候尤御年貢の儀は三百匁宛年々御出可被下候年季明、元金貳兩相濟右地方請返可申候爲後日内證質地證文仍而如件

天明七年未十二月

何村　借主　宇兵衛㊞
同村五人組　甚助㊞
同　同　利六㊞

當村儀右衛門殿

右の通り相違無御座候以上

同村　庄屋　彌太郎㊞

質奉公(シチボウコウ)

德川時代に於ける勞働制度の一種にして、自分の子供又は弟妹等を前借金の典かこして二年、三年又は五年等こ期限を切りて金主方に奉公人こして住込ませ，其の期限中は全く主人たる金主の意の儘に勞働せしむるを質奉公こ云ふ。

〔引例〕　相渡申貳年季質物奉公人請狀之事

一、當申御年貢御上納不相成候付私地分け儀兵衛年四十歳に被成者え金三兩二分申十一月借用同極月三兩借用〆六兩二分借用仕而當申極月廿七日より戌極月廿七日迄貳年季奉公に指置申候處實正に御座候但恩給の儀は金貳兩貳分三朱づゝ年々被下候筈に御約定仕候首尾能貳年季相勤年明請出し申候節は右の本金六兩二分急度御返金仕候而其身請返し可申候洗濯隙の儀は年々春秋六日づゝ被下候筈御奉公の儀は不限晝夜何時成共被申付次第相勤御家の御作法之義相背申間敷候若入御意不申候歟又は惡敷煩長煩等儀に差發候節は人代成共金子成とも思召次第五日の内急度埒明相濟可申候右取逃缺落仕候節は其雜物の

品々は不及申其身共尋出し五日の內急度相濟可申候若又年之內不奉公仕候はゞ日雇代壹日錢貳百文宛に身代金同樣且借下り等御座候はゞ右同樣御勘定可仕候事

一、此者御公儀樣御法度の宗門ほ無御座候代々臨濟宗天福寺旦那に紛無御座候爲其奉公請狀何時成共御沙汰次第差上可申候於此者村中何方より義指構人一切無御座候爲其名主奧印差上置申候縱令其內如何樣の儀御座候とも右相定し通之義相違申間敷候爲後日質物奉公人請狀仍而如件

萬延元申年十一月　日

北神谷村
奉行人　儀兵衛㊞
人主　庄作㊞
組合請人　庄藏㊞
同斷　甚作㊞
馬目村組頭　金彌㊞

狐塚村
河井與右衛門樣

前書見屆相違無御座候に付奧印仕差上申候以上

右村名主　渡邊甚右衛門㊞

質屋冥加永(シチヤミヨウガエイ)

質屋は德川時代に在りては酒屋と等しく株の制度なりければ、勝手に願出でゝも許れざる掟なりしが、株の持主よりは質屋冥加永とて年々獻金の如き稅を取り立てたり(地方凡例錄)

質券賣買地(シチケンバイバイチ)

質券賣買地とは、約束を守る證據として、他より預りある證書を以て賣買する土地を云ふ、古代より土地を抵當となし金錢の融通をする事行はれたり、而して土地を擔保とする場合には、

質地證文を作りて之を債權者に交付す、債權者は更にこの質證文を融通して、土地の賣買を爲すことありき、此の慣習は現代に於て全く行はれず。

〔引例〕 龜山天皇文永五年戊辰七月、鎌倉に於て制して云はく、質劵賣買地の事、下文を給はる者は子細に及ばず、下文を給はらずと雖ども、二十年を過ぎば沙汰に及ばずと。（大日本農史）

七合物（シチガフモノ）

七合物とは、私領に於て徵收する倉廩の支費に充つる米をいふ。卽ち年貢米納の分に限り、米一石に對し七合づゝ御藏所の入用として納入せしものにして、代金にて徵收するを例とす、幕府に於て御藏前入用として、高百石に付金一分を納めしめたるに同じ。（稅賦便略）

七里飛脚（シチリヒキヤク）

七里飛脚とは紀州藩の備ふる處にして、江戸に至る間約七里每に一小舍を設け、飛脚を配置し信書を發送せしめしが、文政二年中之を廢したり、他の諸侯亦多くは各自通信の方法を設けしが、七里飛脚の如く完全なるものはあらざりき。（日本法制史）

十手（ジツテ）

一個の鐵棒にて先きに鉤あり、手附、手代等の小役人の用ふるものなり、多くは銀鍍金とし其柄を金鍍金とし、無地若くは唐草を彫し、紫又は淺黃色絹組紐に同色の總を付けあり、足輕及び小者（手付手代の從者）は磨鐵製にして、緋色絹綿心組紐に同色の總を付けあり、手附、手代は平常は携帶せず、罪人の逮捕、若くは神事警備の如き時に限り携帶するものとす。天鵞絨博多織の類にて製したる囊に收め、懷中に藏し陽には露はさず。而して小者は代官又は手附、手代等に隨從して旅行するとき、必ず之を腰に添へて

帶ぶるを常とす。(德川幕府縣治要略)

寺田(ジテン)

平安朝時代に於ける寺院の所有地の謂にして、其起源は或は施入により、或は寺家の開發により、或は百姓の墾田を買ひ入れたるにより生じたるもの等ありて一樣ならず、而して元來寺田は不輸の田、卽ち無稅地なるを以て之を利用して私慾を行ふものありたるより、此の弊を糺す爲め度々制符を發して之を矯正せんとせしが、其勢を制する能はず、遂に後年に於ける班制度の崩壞と、土地兼併の弊害を呈するを見るに到りたり。(日本農政史)

斷丁(シテイ又シチヤウ)

斷丁とは、食事を調ふる仕丁をいふ。大寶の賦役令に見えたり、令抄に史記の注を引きて折レ薪爲レ斷とあり、前漢陳餘傳、有二斷養卒一の註に斷取レ薪者也とあり、されば我邦に於ても此文字を活用したることを知るべし。

〔引例〕賦役令云、凡仕丁者每二五十戶二人以二一人一充二斷丁一。(紀伊國田制租法)

賜田(シデン)

賜田とは、特に勅令により、其の地を指定して賜ふ所の田地を云ふ。古代衣食の資源として、給與さるゝものは田地にして、田地は唯一の財寶にして、之を賜はることは、當時に於て一大榮譽なりき。

〔引例〕醍醐天皇延喜十四年甲戌八月、太政官符す民部省諸國の雜田二千三百六十六町九段五十二步を返し、其の地子稻を正稅に混合すべし、其の田は無主采女田、國造田、膂力婦女田、賜田、功田唐人田、俘囚田、口(蟲損)銓田、闕郡司織田等なり。(大日本農政類篇)

四度使(シドシ又ヨドノツカヒ)

王朝の頃、地方廳たる國司より一年に四度宛

中央政府に派遣する使者の謂なり、四度使の種類こ職務は左の如し。

正税帳使　正税帳の外に義倉帳、官田地子帳を携て上京する使者。

大帳使　大帳の外出擧帳、郷戸課丁帳、田租帳を携て上京する使者。

貢調使　調帳卽ち調物を調査せるものを携て上京する使者。

朝集使　國務の庶事帳及正倉帳、官舍帳、溝池帳、桑漆帳等を携へて上京する使者。

（大日本農史）

私奴婢（シドヒヌシヌヒ）

私奴婢こは上世の賤民の一種にして、王臣以下私有の奴婢にして、尤も品等の下劣なるものなり、私奴婢は負債の身代りより成れるものも亦少からず。（日本法制史）

品劣（シナオトリ）

品劣こは、其の値段より品質の劣るを云ふ。凡て品物を賣買するには相當の代價を定めあるものなるが、其の代價より品物を劣等ならしむる商人あり、蓋し不正手段によりて斯く爲すものなれば、德川氏の時代には之を品劣りこ稱し禁止せり、現今にても奸商は往々此の手段を用ゐ、其品質を低劣せしめて販賣す。

〔引例〕前略、冥加金は收めざるを以て、特に物價を減殺し、占賣占買は勿論、品劣掛目減等無く、一切正路に賣買すべし。（大日本租稅志）

品替百姓（シナカハリヒヤクシヨウ）

品替百姓こは、陸中國に於ける大肝入以下の格を有する高等農民をいふ。苗字帶刀、絹紬、麻上下著用、屋號等に商道方、株式、村地等迄も之を特許し、且つ知行の名義にて貢租を免し、或は扶持米を與へしもあり、蓋し郡村に對し勳勞ありし者に限り之を許したり。（舊慣仕來演說書）

しのぶ土

しのぶ土とは、萬木諸草の能く生育する土質を云ふ。居屋敷の日蔭又は水邊に其の土を置き、木苗を植ゑ草實を蒔くべし。但其の土は容易に見出し難きを以て、合土を作りて之に代用すべしと云。合土とは、河の瀬に流れ寄りたる砂一坪、深山の谷に木の朽腐して土となりたるもの一坪、ふるき藪に白黴（かび）の附きたる處の土一坪、いさご土一坪を合したるを云ふなり。（百姓傳記）

支配山（シハイヤマ）

土佐藩に於ける部落共有林の別稱なり。

〔引例〕支配山とは元野山と稱へ、人民肥草刈取場の内林へ適當の箇所を見立て、人民より預り度旨出願するものあれば、自費樹木を栽培し、自由に伐採することを許す（農民經濟史研究）

しはまくり

其の義詳かならざれども、筑前地方に於ける古田制なりと云ふ。畢竟地組の嚴酷なるものにて、農民の貧富を平均にする法なりと云ふ。

〔引例〕しはまくりと云事は古法のよし、然れ共等閑には執行ふ事にあらずと云へり、如何仕法にやしらず、是は畢竟貧富平均の法にて止事を得ざる時の仕事と見えたり、たとへていはゞ地組の手ひときもの歟、又百姓の身上を拼しにする樣なる事と聞たり」（田法雜話）

自普請（ジブシン）

徳川時代に於ける用水規定として、其規模比較的小なる場合又は數ヶ村に跨る程の場合に在りて、其の地方の郷村農民に直接關係ある水路の開鑿及び修理は多く其郷村自治體の村普請として之を行はしめたり、是れ自普請の稱ある所以にして、お國普請に對して斯く云ふなり。（日本農政史）

四壁（シヘキ）

人家の周圍に林を仕立て、防風又は防火の用に供する立木を四壁と云ふ、北陸附近にては木庭作り，九州にては「クネ」と云ふ處もあり，筆者先年伊豆半島に遊びたる時，同地の農村にては，人家の周圍の小林を今も四壁と云ふ由聞き及びたれば，此語概ね關東地方の言葉ならん。

〔引例〕其村へ入り、四壁繁茂し、家居圍等の能きは宜き村なり、村柄を見るに、高に人馬の數を見合知るへし。（地方凡例錄）

四壁引（シヘキビキ）

四壁は人家四方の垣のことなるが，之を檢地丈量面より差引くを四壁引とも亦四方引とも云ふ。三畝歩以下の屋敷は四面各一尺より二尺迄，同歩以上は一間通を除去するを法とせり。

（德川幕府縣治要略）

鹽濱（シホハマ）

元來は鹽田のことなれども、亦海岸の開墾地をも鹽濱と云ふ、即ち新に新開地として出願せしものは田畑新開の例により、大繩反別を丈量し、鍬下年季を付し、反別及び上中下の等位を檢して課稅す。但稅額は隣地の標準（又は製鹽の善悪）に據りて區々なりと雖も、概ね一反歩の永錢額は上濱五百文、中濱三百五十文、下濱二百文位にして、百五十文つゞ下るを通例とせり（德川幕府縣治要略）

占賣・占買（シメウリ・シメカヒ）

占賣・占買とは、獨占して物品を賣買するを云ふ。即ち獨占して物品を發賣し、又物品の買占めを行ふの義なり、古來より商賣上の掛引には獨占的賣買の手段行はれたることあり，此の弊を除かんが爲め、物價の調節令屢々施行せられ、

米穀類の如き食糧品に對しては、平準署又は常平所を設けて調節の機關とせり。

〔引例〕 孝明天皇嘉永五年三月令、去丑年菱垣廻積仲間問屋より冥加金を上納し來りしを問屋不正に因て徵收せず、諸問屋仲間組合等を停止せしに、其後諸品下直にも至らず、却て不融通と聞く、因て問屋組合を文化以前の如く再興せしめ、尙冥加金は收めざるを以て持に物價を減殺し、占賣占買は勿論品劣、掛目減等無く一切正路に賣買すべし。（大日本租稅志）

莊屋（シヤウヤ）

德川時代に於ける村の長を、關東地方にては名主と云ひ、關西地方にては莊屋と呼びたり、莊屋の名は固と、莊園の吏員たる莊官又は莊家より來り、貞永式目にも其字見えたり、當時は兵農未だ全く分れず、莊官も一種の武官なりしが、其後兵農全く分れ、武士は城下に集り百姓は村方に留ることゝなりてより、昔の武官は田舍を去りて在らずなり、仍て村々にては其政治を委任する地方吏を選仕し、之を呼ぶに昔の村の司たる莊官になぞらへて莊屋と呼ぶに到りしなり、莊屋は普通庄屋と記す、俗字なれども、其通用廣し。莊屋に大莊屋、小莊屋あり、大莊屋は之を置ける地方と、全く無き地方とあり。（地方凡例錄）

莊家（シヤウケ）

王朝の頃、莊園を管理し又は租稻等を貯藏する爲めに莊園主が其莊内に設けたる所の事務所を云ふ、莊家は普通民家を借りて之に充てたるを以て、莊家に充てられたる家は其莊園主の威光を笠に着て權勢を振ひたりと云ふ、後世に於ける村の莊屋は此の莊園時代の莊家の名のみを留めて其の實體の換骨せるものなりと云ふ。

〔引例〕 醍醐天皇、延喜二年、壬戌三月十三日、諸院諸宮、王臣家が民の私宅を假りて庄家と號し、稻

穀等の物を貯藏するを禁斷すべき事云々。（大日本農史）

荘園（シヤウエン）

荘園は我中世に於ける土地制度と政治組織との根幹を作れる全國的地方制度にして、中古社會經濟史上の一大現象たり。荘園とは元來公田又は國有地に對し、皇族、貴族其他權門勢家の兼併せし土地の謂にして、荘とは田舍の義、園は園地即ち農圃の意に通ず、故に荘園は有勢の士によりて占められたる田舍の農地と見るべし。夫の田荘と云ひ、荘地と云ひ、又荘所と云ふも皆な同じ。荘園は夫の大化の新制施行の後一たび私有地を國に收めて國有地とし　所謂班田收授の制を立てたるも、朝廷は之と同時に、古來の皇族有地及び臣、連、伴造、國造等の遺領は其儘となすを餘儀なくせられ、又新に朝廷より其功臣に田を與へて所謂功田の起るを促し、又新田の開墾を奬勵して墾田の發生を促し、又身分の高きものには特に田を賜ふて賜田となしたれば此等の特別賦與地の所有者は舊來よりの社會的地位に加ふるに新に與へられたる經濟的實力に培はれ、年月を經る間に次第に勢力を貯へ、他方朝權の萎微に乘して中央政府に納入すべき貢租を怠り、後には遂に公然之を拒否するに到りて朝廷との臣從關係漸く薄らぎ、今や一個特別なる地方的大地主が其の私有地上に一個の公權を認められたるが如き觀を呈するに到れり、是即ち荘園の濫觴なり、後ち此の荘園の領主が兵權を握り、其勢力を增長して一地方に割據するに到て封建制度の制始めて開かれたり。蓋し此の荘園制度の沿革は日本經濟史上最興味多き部面にして、今後學者の研究により新なる史實の發見せらるゝもの尠らさるべし。

〔引例〕 (1)安德天皇治承四年六月廿日辛丑、收園城寺荘園、罷圓兼法新王天王寺檢技解僧綱等見任、

後鳥羽天皇勅、平民所侵奪東山二道諸國貢稅、及神社佛寺王臣家領莊園各還附本主（玉海）

(2)元弘元年、高時之遺兵犯闕也、課二臨時大役于東國莊園一以充二兵糧一、以源義貞新田莊世良田大任富豪多、徵二六百貫一限以二五日一、責迫過度、義貞怨憤、遂決レ意赴義、爲中興之臣。（大日本不動產法沿革史）

莊園記錄所（シヤウエンキロクシヨ）

後三條天皇が當時の藤原氏の權勢横暴を抑へ其の民政を改革せんため諸國莊園の由來を正し、莊園記錄所の記錄に上らざる莊園は之を廢止せんとして起されたる官署にして、莊園の券契を檢査し其理非を判決せしめたる役所なり。

〔引例〕後三條天皇、延久元年閏二月、始めて記錄所、庄園券契所を置て、諸國の衰弊を救はるるは延喜天曆より以來の善政なり（大日本農史）

城米（ジヤウマイ）

城米とは城內に蓄ふる米穀をいふ。德川時代には直轄地の諸城及び譜代の諸大名に命じ、其城內に米穀を貯藏して一旦緩急の際若くは凶荒饑饉に逢ふ時、又は非常事變の際に使用せんが爲め平素米穀を準備せしめたり、而して年々舊穀を出して新穀に代ふるものとす、豐臣氏時代に在りては、兵事にのみ備へたるも、德川氏時代に至りては、諸國城米は高一萬石に對し、籾一千俵を貯へしむ、後之を五十石となし、終に百石に定む、享保に及び諸城米額を增減し新に甲斐府中に米一千八百石、駿河淸水に一萬石を貯へしむ、又同十五年同しく諸國の城米を御用米と改稱せしめ、且つ貯穀の燒失流亡したる際には必らず之を點檢せり。

〔引例〕城米及び長崎廻米の船は、都て石錢を納むべし云々。（大日本租稅志）

沙彌（シヤミ）

格を有せざる一種の俗僧にて、本人は百姓より優等なる階級者と心得たるも、百姓は之を河原者とし穢多非人と同格に看做したり、之が爲兩者の間に爭ひを起すことさへありきと云ふ。

〔引例〕 沙彌など寺社奉行所に出れは下様に上る事もあり、尤急度定格も無之故、御代官の計ひには其差別に及はす、此輩は元來百姓より輕き者と心得、總ての取扱は百姓に准ずるも可然由の答也(地方凡例錄)

精進(シヤウジン)

佛家にて云ふ詞にして、意を專にして善行を勵み道に進むの意なり。其より轉じて衆人の身を淨め心を愼みて潔齋するを云ふに至れり、卽ち精進する人は、美食又は肉食せざるより轉じて膳部に蔬菜のみを使用するを精進と稱す、佛事にて精進料理とて野菜類其他乾物を用ゐて鳥類魚介類の生臭物を用ゐざるも同じ、擧山錄に古以二無肉菜食一稱二孝養一、中略、皇朝謂二素食者一爲二精進一、然精進之言、本出二佛經一、而元稱二身行精修者一、其絕二酒肉一則精進一事也、以レ是專爲二菜食稱一者云々とあり、類聚名物考に「精進はもと佛典に出て精力修進の意なり、五辛酒肉を避る事にはあらねども、その精力して修進せんには、必戒法を持事なれば、酒肉五辛を絕事はもとより其中にあれば、素食は其精進のうちの一事なればなり。素食の魚鳥の肉を食はぬをは淨膳と云ふ、今の野菜のみをいふ、是を今俗に精進物といふも不當の事にはあらず」とあり。

〔引例〕 後三條天皇延久二年二月、永く近江國筑摩御厨を停め、並に今年ばかりは同國の日次の御贄を止む、又高砂の御厨の魚を停廢し、精進の物を供せしむ。(大日本農史)

麞牙(シヤウガ)

麞牙とは、上白米を云ふ。百姓は昔は玄米を

常食とし、白米を食する者は高位顯官の人に限られたり、當時白米は小鹿の牙の如き觀ありたれば、一名牙の名稱を附するに至れりと云ふ、後世白米飯を雪飯と呼びしも、畢竟雪の如く白きを以て名けたるに外ならず。

〔引例〕後鳥羽天皇文治二年六月、今年國力凋弊し人民殆んど東作の業に泥む、賴朝憐愍の餘り三浦介中村庄司等に仰せて、相模國中の宗となる百姓等に羅牙を給ふ、人別に一斗なり。（大日本農史）

社倉（シヤサウ）

人民共同の穀倉を云ふ、初は餘裕ある者各自米穀を差出し、官府よりも補助して之を貯蓄し、凶歳は勿論年々借入を望む者には薄利にて貸與し、有無相通じ相互救濟するを主旨とす、宋の朱子乾道年間に創立せしものに係る、本邦にても其の趣旨を採用し、徳川幕府時代に設立せし地方少からず。

〔引例〕社倉と申は村々組合之藏と申意に御座候得者、御掛米有レ之候とも、一旦社倉へ收り候上は全村の物に相成候云々。

社倉之義民間之潤御救之一助に候へども、以後別段之御手當等不レ被二成下一と申事には無レ之候、尤年を歷て此元米多く相成候へば後年凶年飢饉有レ之時は、右の餘米を以て賑し遣し、上よりの御救米も減じ可レ申樣にも可二相成一候。（社倉議草）

射田（シヤデン）

王朝時代に弓を射る術を勵ましむる爲め特に射田又は射騎田なるものを置けり、即ち孝謙天皇の天平年中諸國の軍團の兵に射術を奬勵せん爲め畿内七道に命して射田を置かれ、毎年冬期に到れば其の優劣を試み、拔群の射手には賞與を褒美せり、此の料に資する爲に特置せられたるものを射田又は射騎田と稱したり。（日本農政史）

常平所（ジヤウヘイシヨ）

、穀價調節の機關として設けられたる貯穀所の謂にして、常平倉と云ふに同じ、倉庫を設け、物價の廉き時に穀類を買貯へ、後ち市場の物價高きに到れば、之を廉價にて賣り出す方法にして、之を管理する所を常平司と稱せり。

〔引例〕 淸和天皇、貞觀九年、丁亥、東西京始めて常平所を置き、官米を出してこれを糶しむ、米一升の直新錢八文、京邑の人來り買ふ者雲の如し、是の時穀價騰踊し、内外飢饉す、米一斛の直新錢一千四百文、是に因て官糶を以て俗弊を救ふ。(大日本農史)

常荒田(ジヤウクワウデン)

常荒田とは、普通の耕地としては不適當なるにより之を荒蕪地とするを云ふ、河邊又は浸水地等の如き、屢々荒廢して常に作物の被害大なる處は、不毛地と見るべきが至當なれば、當時特別の田として取扱ひ、農民の自由耕作に任せたり、然も、農民耕作すれば國司租稅を徵するを以て農民再び耕作せざるに至る、因て此の常荒田を一代の間永く耕作する者には、六年間免租する制度となしたり。

〔引例〕 淳和天皇天長元年甲辰、太政官符して曰はく、諸國の荒田に民をして耕食せしむべき事、右は參議淸原夏野の奏狀に偁はく、夫不堪佃田を除く外に別に常荒田あり、百姓耕作すれば、國司租を徵す、民此迫るを畏れて常に耕食を憚る、伏て望む一身の間永く耕食を聽さん、六年の後は租を徵して法の如くせんと云へり、下略。(大日本農史)

莊屋給(シヤウヤキフ)

莊屋給とは、莊屋の給料を云ふ。毛利藩に於ては、高百石に付高三斗宛を莊屋給として免除す、現米三斗の四掛卽ち一斗二升なり、之を高除きと稱し、其の村の租米を輕減す、尙ほ莊屋は足役飯米として村民より七十日間日別米五合を受け、更に燈油代として七十日間毎夜二勺宛を受け、筆墨紙料として郡配當米より、高千石に付

二斗二升を村の農民より受るを例としたり。（大庄屋林勇藏）

莊屋所（シヤウヤトコロ）

莊屋の私宅は普通其村の役場として使用せられたるが故に、莊屋の家を莊屋所と云ひたる地方もありき、伊豫國、吉田藩にて此の呼び方行はれたりと云ふ。

〔引例〕維新前に於ける在浦の政務は庄屋之を執行し、其住宅を庄屋所と稱す、世々其職を襲ひ、特別の事情あるにあらざれば、改易せらるゝことなし。（宇和島吉田兩藩誌）

省營田（シヤウエイデン）

省營田とは、王朝の頃宮内省に於て經營せし田地を云ふ。主上の御料並宮室の御料稻は、特に此の田より收穫したる物を用ゐらるゝなり、之を經營するには、役丁即ち農夫に種子及耕作料を給して作らしめ、其の收穫は宮内省へ納進せしむる方法なりしが、後ち吏員の煩勞を察し、其半分を地子の制となせり

〔引例〕醍醐天皇延長五年丁亥制して曰はく、凡官田は山城國に二十町、其の内宮内省營八町、國營十二町あり、大和國に十六町、其の内省營九町、國營七町あり、河内國に十八町、其の内省營八町、國營十町あり、和泉國に二町國營とす、攝津國に三十町、其の内省營十五町、國營十五町あり、其の營種料の稻は町別に一百五十束、獲る所の稻五百束なり、國別に長官其の事を主當せよ。（大日本農政類纂）

上中下戸（ジヤウチユウゲコ）

王朝時代、人民の貧富の程度を示すに上戸、中戸、下戸の等級に定め、義倉に貯ふべき粟は其等級に應じ、之を各等級の農民より徴收して收めたりと、今和銅六年の令に依り、納付額を示せば次の如し。

百貫以上　上々戸　六十貫以上　上中戸

四十貫以上　上下戸　二十貫以上　中上戸
十六貫以上　中中戸　十二貫以上　中下戸
八貫以上　下上戸　四貫以上　下中戸
二貫以上　下下戸

尙ほ和銅七年に至り次の如く改正されたり。

三十貫以上　上上戸　二十五貫以上　上中戸
二十貫以上　上下戸　十五貫以上　中上戸
十貫以上　中中戸　六貫以上　中下戸
三貫以上　下上戸　二貫以上　下中戸
一貫以上　下下戸（大日本農史）

醬油屋冥加永（シヤウユヤミヨウガエイ）

醬油の製造業者より差出す稅なり、而して冥加は一種の雜稅には違ひなきも、寧ろ献金に類するなり、又永とは錢の別稱なれは、冥加永は献金に似たる稅と思へば間違なし」（地方凡例錄）

準合（ジユンガフ）

檢見法の一種にして、本村所屬の新田又は附近の村にして、其の本村の田の作柄と同一なる場合には、實檢を要せず、本村又は隣田に準じ、村民の請願により租額を許可することを準合と云ふ。

〔引例〕村々入組たる田場一ヶ所坪かりいたし、外村も其通りの合毛にてうけ度段相願、別段に歩かり不レ致、隣村の合毛通歩かり帳に記すを準合と云ふ也（地方凡例錄）

樹果（ジユクワ）

樹果とは、樹上に生育する果物をいふ」柿、梨、桃、栗、梅、椎、柑橙の類なり。之を久しく貯ふる方法は、稻糠の中或は淨砂の内に埋め置くを可とす。栗及び椎は外殼ありて其の儘貯へても克く久しきに堪ゆべしと雖、砂中に貯ふるを最も宜しとす、柑橙の類は十分熟せざる時、損傷なきものを擇ひ、一斗許入るべき樽を能く

淨洗し、砂に燒酎五合許を吹き掛け、丁寧に攪交せ、樽底に厚さ二三寸に敷き、其上に次第にかさねあげて暖所に置くべし。（農家備要）

授時（ジユジ）

王朝時代に於ける官府の農業奬勵法の一面なり、卽ち官に於て耕種　收穫等の時季を失せざらしめん爲めに、係の官吏より農民に植附及收穫の時期を知らしめしが、之を授時と云ひたるなり。是により觀ても此頃より政府が如何に農民に農事を勵ましめたるかを知るべし。

〔引例〕嵯峨天皇、弘仁十一年、庚子、太政官符、國郡の官司格旨を愼まず、授時の方に乖けるなり此にして政に從はゞ、誰か善吏と謂ん、云々（大日本農史）

守護（シユゴ）

文治元年賴朝大江廣元の議を容れ、義經一派の人々を追捕し、且つ兵粮米を課せむために、地頭と共に守護を置かれたり、當初は總追捕使と云ひしを、後に守護と改めしなり、其職掌は大番の催促、謀反人、殺害人の檢斷及盜賊の檢斷等に在り。之を任ずるには其勳功あるものを、幕府の從士となす代りに採用したり。斯の如く、守護の職制は主として警察等にありしも、後にはその職權を濫用して、國内大小の事にも干涉するに至り、足利氏もこの制に倣ひしが、遂には所在の弱小を兼併し、後には儼然たる城廓を構へ、隱然として一諸侯の如き姿をなすに至れり。元龜天正の頃の群雄中、此の守護職より起れるものありたり。（日本法制史）

守護代（シユゴダイ）

守護代と云ふは、鎌倉時代の職名にして其の名のごとく、守護に代りて庶務を行ふものにして族人及部下鍊達の士を以て之に充てたり、然るに足利氏の時に至れば、守護は多く京師に留

りて還らざるが故に、守護代漸く土着して其の威勢大に振ひ、中には自ら守護を放逐して、之に代り治むるものさへ出來たり。（日本法制史）

宗門改（シユウモンアラタメ）

宗門改とは、一般住民の信仰する宗教の何宗たるかを檢査するを云ふ。是は國禁の切支丹宗門にあらざるかを知らむが爲めにして、年々宗門帳を製し、每戸の人名年齡宗旨其國郡村旦那寺某と記して各加印し、其の册尾には

右如二例年一切支丹就二御改一何村中拙僧共旦那紛無二御座一分、男女老若共壹人も不レ殘詮議仕候處、會而疑敷者無二御座一候云々

と寺院證印して、宗門改奉行に提出するの例規なり、此際其の名主五人組頭は、神文に血判して其の確實なるを宣誓す、安永五年迄は宗門改帳は諸宗一帳なりしも、同六年より一寺限り一册づゝに改りたり。（座右秘鑑）

祝壽金（シユクジユキン）

高齡者に對する褒美金なり、既に德川時代より養老賜米の制度ありしを、明治四年十月、養老賜金の制に變更し、年齡八十八歲以上に金五兩、百歲以上に金十兩を祝壽金として下賜せられたり。（大日本農史）

巡見使（ジユンケンシ）

巡見使とは、幕府より諸國に派遣する按察使を云ふ。當時は御巡見使と尊稱せり、即ち藩政の是非得失其の他萬般の事實を檢察し、將軍に復申するものなるが故に、諸國に於ては最も鄭重に待遇し、案內者及び警備人を配置するは勿論、數日前より厚く火を戒め、居民に令して道路を修理淸掃し、通行筋の男女は十間許を隔て拜見せしめ、高所又は戸隙より窺ふを許さず、町家は亭主一人店先より一間程退て平伏し、家

人は夫より退て拜見せしめ、且つ案内者は言語を愼み疎忽誤謬なきやう、豫行まで爲さしめたりと云ふ。以て當時の情狀を察すべし。（天保八年御巡見使に係る記）

巡察使（ジユンサツシ）

諸國を巡察して國司郡司等の治政を巡視し、人民の生活狀態を調ぶる爲、朝廷より臨時に派遣する使にして、其巡察の事項及び使者の員數は其の都度に定む、後世の巡見使に等し、初め臣連等を派遣して百姓の消息を巡察し風俗を觀察せしめし事あるも、朝廷の制度としての巡察使は景行天皇二十五年七月武内宿禰を派して北陸東方諸國の農民の生活狀態を巡察せしめたるに始まる。

〔引例〕淳仁天皇天平寶字四年正月廿一日巡察使を七道に遣し、民俗を觀察し、卽ち田を校す（大日本租稅志）

順施・逆施（ジユンシ・ギヤクシ）

檢地に云ふ語にして、卽ち檢竿の打方なり、凡そ山畑を檢地するに、卑きより高きに隨ひ竿を打ち登れば、步數多く增して民に利なし、之を逆施といふ。之に反し高きより卑きに竿を打下れば竿の延ありて民に利あり、之を順施と云ふ。山畑は見積りにて反步を定めざる例なければ、其積り方相違すと云へり。（農譚籤）

出家得度田（シユツケトクドデン）

出家得度田とは、僧侶となり佛道に入れる人の爲に設けられたる田地をいふ。蓋し、親兄弟と離れ、家を出て、佛門に入り、浮世と遠ざかり悟道に進む者に對しては國家より相當の待遇を與ふべきものとし、當時僧侶の爲め田地を設け、其の勞を慰めたり。（大日本農政類篇）

主計寮（シユケイレウヌカズヘノツカサ）

王朝時代に於ける民部省の所管にして、戸口を調査し、調庸及び雜物を計上し、國費を支辨し諸用度を調査し、現今の大藏省主計局に類似せる職務を掌る所にして、唐名は金部又度支部と云へり。職員は頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、算師二人、史生六人、使部二十人、直丁二人より成れり。

〔引例〕文武天皇大寶元年制して曰く主計寮は頭一人、助一人、大允一人、少允一人後略(大日本農政類篇)

主稅寮(シユゼイレウ)

民部省の所管する處にして、全國の正稅を掌る所なり、即ち朝廷の倉廩の出納、諸國の田租及春米、碾磑の事を掌るものにして、現今大藏省主稅局に類似する職務を司る所なり、唐名は倉部と云ふ。

〔引例〕又曰はく主稅寮は頭一人、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、算師二人、史生四人、使部廿人、直丁二人とす。(大日本農政類篇)

朱間(シユケン)

檢地上の用語にして、毎竿實測せし田地の長横の間數を手帳より野帳に移記し、繩心即ち割引を以て計算せし間數を朱にて副記する故、之を朱間を切ると云ふ。(德川幕府縣治要略)

朱印地(シユインチ)

德川氏幕政を採るに及んで神社佛閣に領地を付するや必ず朱印を以てし、將軍繼承の際、舊章に照し新將軍朱印を附與す、故に俗に之を繼目の朱印と云ふ。今朱印地の例として伊豆國君澤郡河内村禪長寺に與へたる第十一代將軍家齊の朱印狀を示せば左の如し。

伊豆國君澤郡河内村禪長寺領

同村の内拾五石事並寺中竹木諸役等免除依

當家先判之例永不可有相違者也
天明八年九月十一日　（大日本農史）
朱印家
齋
（山下重民氏所藏）

商布（ショウフ）

古の布帛に二種あり、朝廷に貢調する布帛卽ち調布と、交易に供する商布卽ち是なり、而して後者たる商布とは諸國の民間に於て交易の用に供せられ、之を以て物々交換を行ひたるなり。夫の「嵯峨天皇弘仁七年、丙申、信濃國言す、去年登らず、國内食乏し、伏して請ふ、商布を以て穀一萬斛を交關して窮弊を救はん」とあるは、養蠶の盛んなりし信濃國に產せし絹布を以て他國產の米穀に交へんとしたるものなるべし（大日本農史）

食田（ショクデン）

俸祿として保有する田を云ふ、中世武將に田を與へられたるを農民に耕作せしめたるものなり、武將は上に依て食糧を得、軍備を整へ又農產により生活するにより、俸祿の田あるなり。

〔引例〕後醍醐天皇元弘三年六月詔す（前略）將士の所有する食田、領職一に皆故を襲ひ、更に來請すべからず、特旨與奪するが如きは、此に準ずるを得ること勿かれ。（大日本農政類纂）

食貨志（ショククワシ）

人生の日用品として最も必要なる米穀及ひ貨幣の沿革時價等を記載したる書にして、經濟家の是非とも通讀せざるべからざるものなり。我邦にては大日本史に食貨志あるは人の知る所なり、漢土歷代の諸史にもあり。

〔引例〕後世は實用の學すたれ、經濟の術明かならず、只今有用の書杜氏通典、文獻通考、正續稗編、左編右編、實用編、函史圖書編、經濟類編、大學衍義正補の類、此書共周禮二十一史に本つきて作り

申候、二十一史の食貨志は經濟の本根と奉レ存候、二十一史の内前漢書北魏隋書唐書宋史元史金史遼史に食貨志御座候、唐以前は讀易く御坐候、唐宋元金遼の食貨志甚詳にして甚よみがたく御坐候、日本の學者は經濟に志なく候故食貨志讀不レ申候大智の人は古人によらず新規に良法出來仕候者御座候へ共、古人によらざれば、民信向不レ仕良法も行れ不レ申候、依レ之食貨志平かなに直し候か、又平かなにて注釋御座候はゞ、御役人方御覽候は、御政の助に罷成り重寶と奉レ存候。（青木昆陽申上書付）

所務（ショム）

時代により其意を異にすれども、徳川時代にては所得又は收入と云ふ意に通ず、河漁の所務、地主の所務、又は小作人の所務と云へば、其の營業又は土地の所有、占有より入り來る所得收入と云ふ義なり。當時所務の語全國普く使用せられたりと云ふにあらざれども、諸書に散見するより見れば、各地相當に用ひられたる語なるべし。

〔引例〕 (1)其所の漁獵或は海藻の所務を積り、金銀何程取る浦方に付、米金銀何程納めて宜しと、田地可然と見て高に結びしと見ゆ。（地方凡例錄）

(2)所謂米一石相當の處五斗は地主所務致し來り、五斗は永小作人所務致候分は地主へ買取らせて後全權を地主へ相與へ候歟、云々（本邦永小作慣行）

所當（ショタウ）

所當とは、鎌倉時代の莊園に於ける下地（しもつ）の年貢徵收權のことなり。當時の本家又は領家は下地の上の表面的權利者なり、此の下地より公租の如き年貢を取り、其の所有權に關せざるを所當の權利とす。

〔引例〕 (1)承安二年八月簗瀨御莊官物結解、定田伍拾玖町伍段參佰步、所當米佰拾玖斛壹斗漆升、段別貳斗云々。（大日本租稅志）

(2)永代賣渡申畠之事

在所しやうかいと
右依急用有直錢金貳兩仁賣渡申處實正明白也若天下大法德政行候共於此畠違亂煩在間敷者也本所當壹石にて候爲後日書文如件
天正六年戊寅五月十七日
大見なと四郎二郎花押
口入　竹鼻　新右衛門

所帶道具（ショタイドウグ）

所帶道具とは、家庭に用ふる器具を云ふ。卽ち日常の生活に要する器具の總稱にして、一家の生計を所帶と稱するを以て名く。昔は先づ石臼を要し、石臼にて雜穀を粉末にしたりと云ふ。而して炊事には鍋、釜等を用ゐ、食事には膳、椀皿、箸等を使ひ、衣類を納むるに長持簞笥あり、暖氣をとるには火鉢を以てす、何れも家庭に必要なる物とす。

〔引例〕　石臼は、士民所帶道具の內第一重寶なるものなり、五穀雜穀をひきこなし粉にするに、立臼にて、はたくは捗か行ず、石臼に善惡あり、柔かなる石にて切たるは砂をりて食物に入惡し、當世攝津國御影石伊豆を上とす。（百姓傳記）

諸衛射田（ショヱイシャデン）

諸衛射田とは、諸衛府の人の射術を勸奬する爲めに置く田地をいふ、騎田とも稱す、孝謙天皇天平勝寶六年、軍團の兵に射術を奬勵せんが爲、畿內七道に射田を置き、尋いで六衛府に射騎田を置き、每年冬季に優劣を試み、武藝振興の料として給與せられたり、卽ち中衛府三十町、衛門府左右衛士府、左右衛府各十町と定められ、其の後に至ては異動ありたり。（大日本農政類編）

諸國人口（ショコクジンコウ）

諸國人口とは、全國の總人員をいふ。享保以降調査の分最確實にして、後證と爲すに足れり、因て左に掲く。

享保十一年丙午

一諸國人口貳千六百五拾四萬八千九百九拾八人

享保十七年壬子十一月改
日本國中五歳以上人別

一都合貳千六百九拾貳萬千八百拾六人
　内男千四百四拾萬七千百七人
　　女千貳百五拾壹萬四千七百九人
　内參拾七萬貳千八百拾八人　去る午年より増

寛延三年庚午十二月改

一諸國人口貳千五百九拾壹萬七千八百參拾人
　内男千三百八拾壹萬八千六百五拾四人
　　女千貳百九萬九千百七拾六人

寶曆十二年壬午改

一諸國人口貳千五百九拾貳萬千四百五拾八人
　内男千三百七拾　萬五千四百人
　　女千貳百拾三萬六千五拾八人

明和五年戊子改

一諸國人口貳千六百貳拾五萬貳千五拾七人

安永三年甲午改

一諸國人口貳千五百九拾九萬四百五拾壹人

安永九年庚子改

一諸國人口貳千六百壹萬六百人

天明六年丙午改

一諸國人口貳千五百八萬六千四百六十六人

寛政四年壬子改

一諸國人口貳千四百八拾九萬千四百四拾壹人

寛政十年戊午改

一諸國人口貳千五百四拾七萬千三拾三人

文化元年甲子改

一諸國人口貳千五百六拾貳萬千九百五拾七人
　内男千三百四拾貳萬七千貳百四拾九人
　　女千貳百拾九萬四千七百八人

弘化三年丙午改

一諸國人口貳千六百九拾萬七千六百貳拾五人
　内男千參百八拾五萬四千四拾三人
　　女千三百五萬三千五百八拾貳人　（吹塵錄）

諸返納物期月（シヨヘンナフモノキゲツ）

諸返納物期月とは、明和七年庚寅九月、幕府に於て規定する所にして、即ち夫金積り貸、農

具代、小屋掛、地直し等の拜借金、古未進の返納並に濃州遠所金、甲州郡中割金、其の外川々御普請私領出金御取替金等を返還すべき月次を云ふ、其の國により異なること左の如し。

三月　伊豆　相摸　武藏　安房　上總　下總　常陸　上野　下野
四月　信濃
五月　山城　大和　河内　和泉　攝津　播磨　丹波　近江　三河　遠江　駿河
六月　美作　備中　備後　但馬　讃岐　飛驒　美濃　伊勢　甲斐　陸奥　隱岐　佐渡　伊豫

但美濃遠所金は、發令の月より三ヶ月を限るべく、甲州郡中割金は本文の六月を期限とす。

七月　豐後　豐前　日向　筑前　肥前　肥後
八月　石見　丹後
九月　越前　越後　出羽　能登

諸國私領川除普請御取替は、修築竣功の月より三ヶ月を期限とす。（地方覺書）

剰田（ジヨウデン）

大化新制の田制にして、位田、職田、口分田等に配當し、尙餘れる田を云ふ、此の田は人民に貸付け地子田となす。

〔引例〕　嵯峨天皇弘仁四年石見國の乘田三十町を營みて其の獲る所を以て故年の未納を塡めしめ營功種子は正税を借し充て限るに三年を以てせん地子は例に依てこれを輸せ。（大日本農史）

除田（ジヨデン）

鎌倉時代に於ける土地の品類にして、德川時代に於ける除地に等しく、神社及び寺院の境内は之を除田と名け無年貢となせる故此の名あり。

〔引例〕　若狹國注進文永二年實檢大田文內事合東鄕八十七町五反二百八十步

除十八町六十歩
寺社田六町八反四十歩　國分寺　上下宮
別名七十一町二反二十歩　西　郷　秋里名
（以下略）
（東寺百合文書）

除地高（ジヨチダカ）

除地高とは、村高より取り除きたる貢租地と解するを可とす、則ち社寺領等にして、特に幕命又は藩の措置により年貢を除かれたるを除地と云ふなり。御朱印地に次ぎて重きを成せり。

〔引例〕　御當代にても、何ぞ仔細有之、除地に被ㇾ成下ㇾと申御證文等あらば、古水帳に無之とも、除地と唱へる（地方凡例錄）

職寫田（ショクシヤデン又シキシヤデン）

大化新政に於ける田制の一種にして、沒收したる口分田を政府に於て管理するを云ふ、即ち口分田を授けられたる農民が逃亡、絕戶或は其他の事故によりて戶田を除かれたるものは、政府にて其口分籍を沒收し、此の沒收したる田を更に政府にて管理するを職寫田と云ふ、貞觀十八年六月の詔によれば、六年以上計帳を進めざるものは逃亡の例に準して除帳し、其口分田は政府に還收して管理し、其の地代は國司をして收納せしむとあり。

〔引例〕　桓武天皇延曆十七年戊寅、勅令、田租を剩徵し調錢、職寫田の直、稻、錢等の類を奸扞すること有るに至り云々（大日本農史）

職分田（ショクブンデン又シキブンデン）

古代官職に在る者に給與せし田地をいふ。大寶令に、職分田、太政大臣四十町（今の四斗入二千四百二十俵餘）左右大臣三十町、（今の千八百十五俵餘）大納言二十町と見ゆ、義解には、以ㇾ理解官及致仕者准 職封ㇾ減ㇾ半と云へり、理を以てとは、致仕、考滿、廢官員、充侍、遭喪、

患解を云ふなり、考滿は其の年數の滿ること、廢官員は人減らし、充侍は老頽の侍の爲めに解く也、他は字の如し。諸國の守介椽目が、解官せられて其の地に留らざれば、職分田は卽日收めて之を後官に附す。（田令講義）

白木稼（シラキカセギ）

白木稼とは、飛驒山中にて檜、榿、ひば、黑部の諸材を以て葺板、桶木、天井板等を製作する營業を云ふ。是は一ヶ年切の請願にて、白木方地方乘帶役と云へる官吏ありて、調査の上許可し、山廻り役人に達し證書を徵取し、其の伐採工事の場所を定むるを例とす、但其の用材は公用に供し難き筋曲り木、或は根木、末木、根返り立枯等とす、運上金は一ヶ年總額金二百八十一兩位なりし。（飛州地方御尋答書）

私領（シリヤウ）

私領とは、諸大名及び旗本等の私人の知行を云ふ。卽ち私の領分、自分の知行の義にして、公領に對する語なり。德川時代に於ける稱へ方にして、幕府は天下の公土公民を預り、生殺與奪の權を有して之を統轄し、一見國家の大差配人たる觀あり。而して三百の諸侯は當今の大地主にも類し、一般庶民は其小作人又は借地人なりと解せしより來る稱呼なるべき乎。

〔引例〕中御門天皇寶永七年、幕府制して曰はく、私領の百姓の訴論は、其の領主の裁斷たるへし云々。（大日本農史）

事力（ジリヨク）

王朝の頃、官吏の職分田を耕作するために貸付けらるゝ人夫の謂なり、卽ち上は王皇族より下は國司郡司等の諸官に至るまで各自の職分田を耕作する爲めに政府より耕作民を借用する時、此の人夫のことを事力と云ひたるなり、然るに事力は官給の農民なるが故に農期過ぎても尙

ほ之を使役するものありし爲め、農民の苦痛甚しかりしと云ふ。

〔引例〕仁明天皇、天長十年、癸丑、因幡國言す、百姓の徭は三十日を限りとす、車力に至ては年を竟て駈使す、これ平民に比するに弊を受くること殊に重し、請ふ調丁を差し、徭人を駈使することを停めんと、これを許す。（大日本農史）

代（シロ）

古代に於ける土地の面積を算するに代と云ふ言を以てしたり、代即ち「しろ」は物を培養する處即ち苗代の如き處を云ふものなれば、大體にして一定の土地の場所の義と解すべし、一代は今日の約七歩に相當したるが如し。（日本農政史）

神領（シンリヤウ）

神領とは神社の領地を云ふ。中古は神戸、御厨御園　神田、神奴等の種類ありしが、後世には其の制頽れ、稀に神田の名存したるも、多くは神領又は社領の名を用ゐて、神宮修理料、祭祀供料地及び神主禰宜等の領する地をも總稱せり、神領は大寶の制には不輸租なりしが、室町時代には半不輸租、徳川氏時代には無税地即ち御朱印地と稱し、所領を多く寄せて祭禮を嚴にしたり。明治維新に至り、神社境内の外は之を上地せしめたるを以て、神領はなくなりしも、一部分は社寺領として尚存するものあり。

（大日本租税志）

神宮（シングウ）

主として伊勢の宗廟を云ふ、伊勢太神宮即ち是なり、其の他格段なる神を祀れるを某宮と云ふ、「みや」は御家（ミヤ）の義なり、毎年の政事始には先づ「みや」たる神宮の事を奏上するを例とす。

〔引例〕式に所ㇾ載三千百三十二座、唯伊勢内宮を太神宮と稱し、外宮を豐受宮と稱し、諸國には筑

前國箱崎宮、豐前國宇佐宮など稱するもの僅に敷ふる迄なり、自餘は賀茂、出雲、杵築の社の如きも、共に神社と稱せり、それが中に香取、鹿島ばかり神宮と奉レ稱て、萬の事最も嚴に奉レ齋は、天津日嗣を弼成し玉へる元勳の故なるべし。（下總舊事考）

神寺稅（ジンジゼイ）

神寺稅とは、神田及び寺田より、其神社佛閣に收納する租稅を云ふ。神寺稅は神稅と寺稅に分つ。神稅は神田より、寺稅は寺田より徵收するものなり、古代神寺を崇拜するの風盛なりし爲め、中世に於ては社寺領廣大となり、隨て其の收稅の法も疎密輕重ありき。

〔引例〕　神寺稅

後鳥羽天皇元暦元年三月九日宣、近年武士輩皇憲を憚らず、恣に私威を輝し、自由の下知を爲し、諸國七道を廻り、神社の神稅を狎黷し、佛寺の佛聖等を奪取る云々。（大日本租稅志）

神今食（ジンコンジキ又カムイマケ）

神今食とは天皇の親しく天照大御神を祭らせ給ふ儀式を云ふ、六月、十二月の十一日月次祭の夜、天照大御神を神嘉殿又神祇官に請し奉りて天皇自ら火を收め飯を炊きて神に供し給ひ、又自らも喫し給ふ、其の儀式は大體新嘗祭と同樣なれども、新嘗祭は新穀を以てするも、此は舊穀を以てす。齋戒は神今食の時は特に其の月の一日より神事ありて、忌火、御飯、御贖物等を供し、僧尼重輕服の人の參入を禁ず、祭の翌日には忌火庭火祭を行ふ、當日は神座及び御座を敷設し、打佛筥を執るもの、板枕を舁ぐもの、寢具を奉ずるもの、夕御膳曉御膳等の儀あり、其の翌日大殿祭解齋儀あり、月次等の延引若くは停止せらるゝことあるときは、此祭も亦延引せらる、其の祭員も月次祭に供奉ある者兼任する事多し、觸穢方忌及び諒闇等の時は、天皇は出

御し給はずして多くは所司に命ぜり。此の祭は元正天皇靈龜二年六月に創め、又同年十二月にも行はれ、爾來一年兩度とし、鳥羽天皇の天仁元年以降は、天皇親祭の禮中絶し、應仁の戰亂以後は月次祭と共に全く之を擧行せざるに至れり。

〔引例〕崇德天皇保延元年、中略、二月の祈年祭六月、十二月の月次祭、神今食、九月の神嘗祭十一月の新嘗祭は、朝廷の重事なり云々、（大日本農史）

神稅帳（シンゼイチヤウ）

王朝時代に於ける神社地よりの地代取立帳なり、即ち神田を耕す民戶は小作料を神社に奉るが故に此の收入を以て神社の費用に充當する爲に社每に租稅帳ある道理なり、之を神稅帳と云へり。而して此帳は國司に於て二通を造り、一通は神祇官に、一通は民部省に送附したり。

〔引例〕醍醐天皇延長五年制令、神稅帳は二通を造り、一通は神祇官に送り、一通は省に送れ（大日本農史）

新百姓（シンビヤクシヨウ）

百姓とは元來一般農民の總稱なりしが、後農業に從事する者のみを百姓と稱するに至れり。而して德川時代に或村に他國より入村移住して農業に從事し又は士工商人等の田舍に歸住し、農業を營む者は之を新百姓と唱へられ、舊來の人民より一種の特別扱をせられたり。

〔引例〕寬政八年丙辰是より先き上杉治憲開荒殖民の經費を設け勸農金と名づけ諸士の子弟をして隨意に土着せしむ是に至て代官色麻五左衞門の建議を採納し新百姓の給助法及ひ開墾者の免除法を定む下略（大日本農政類篇）

新地改（シンチアラタメ）

開發したる新地を檢分する職名なり、德川時代山野を開墾し、又河海湖沼地を埋立干拓して新開地となし、之を檢地せしめたり、現今開墾

の後税務署員が實地に臨檢するこ同樣にして、相當重き職務なり。

〔引例〕 仁孝天皇天保十年五月朔日、德川家慶達、江戸近村屋敷成近年は田畑成等の名目を以て稟問し屋敷成のことを申稟せず、爲見並に新地改等に照會して、障碍無ければ專斷し後略。（大日本租税志）

新田地代金（シンデンチダイキン）

一種の荒蕪地拂下料なり、村々の荒蕪地にて水田こなすべき見込ある場所は、之を新開地に見立てゝ開墾を願出で、公儀の許可を得て新田に開き立て、開田後五年又は十年の間は鍬下年期こて極めて僅少の税を納むるか又は無税こなし、新田の墾熟するを待ちて相當の物を上納す而して荒蕪地の開田を許可せらるるこ同時に、地代金を官府に納めたる場合には、其土地を人民に於て拂下げたることこなる、是れ新田地代金の名稱の據て來る所以なり。（地方凡例錄）

賑給使（シンキフシ）

賑給使こは、賑恤給田の爲めに派遣する官吏を云ふ。卽ち王朝時代諸國に天災地變等の大災ありし時は直に使を遣はし、其の被害大なれば、之を救護する爲め、更に賑給使を置きたり、現今に於ける地方の社會事務官に類す。

〔引例〕 淸和天皇貞觀十二年制す、檢疫死使並に賑給使は檢不堪田使に准じて程期と爲よ。（大日本農史）

賑救田（シンキユウデン）

賑救田こは王朝時代、飢餓の民を賑救する目的を以て諸國に設けられたる田地をいふ。當時窮民救濟制度に、義倉不動倉等あり、又免税の法ありたり。和氣廣世は私墾田を賑救田に充て、其の地子を以て飢を賑給せんこ請ふ。當時顯官が自ら厚祿を食みて、公益を圖り、民命救恤のため私有地を朝廷に上地するこきは、之を

賑救田或は賜急田と稱したりとのことなり。

〔引例〕 桓武天皇十八年、式部少輔和氣廣世言す、亡考淸麿常に言ふ、身厚祿を食みて公に益なし、兼て國造を忝くして民に德なし、願くば、私墾田一百町を以て和氣、磐梨、赤坂、邑久、上道、三野、津高、兒島等の八郡卅餘鄕の賑給分に擬せん、然れども一處に混じ置かば諸鄕に及ぼし難からん、若班田に遭はゞ奏聞して此の墾田を以て、口分に班田し、彼の鄕の分田に量換して名を置て賑救田と爲さん、其の地子に仍て季夏の月に飢人を賑救して民命を救ひ、以て國恩に報いん云々。(大日本農政類篇)

尋・常・端(ジン・ジヤウ・タン)

古へ貢進せし調布等の寸尺を稱する語にして、令集解叉抄などに、八尺曰レ尋、倍レ尋曰レ常と見ゆ、卽ち尋は八尺常は十六尺なり、端には沿革あり、和銅七年の制には調布は四丈二尺、庸布は二丈八尺、商布は二丈五尺を端と爲すとあり、天平八年の制には調布は長二丈八尺、濶一尺九寸、庸布は長一丈四尺濶一尺九寸を端と爲すとあり。

〔引例〕 和銅五年諸國所レ送調庸等物以レ錢換、宜下以二錢五文一准中布一常上。(紀伊國田制稱法)

侵墾地(シンコンチ)

官に屆けず無斷にて開墾したる地の謂なり、卽ち官簿に記載せられざるも、官山、官林用附屬地等の證ある土地を私に開墾して耕作するを侵墾地と云ふ、人民の無屆開墾地と云ふに等し。(大日本農史)

人身賣買(ジンシンバイバイ)

德川時代に於ても、人身を賣買することは法度を以て嚴禁せられたりと雖、實際には民間に於て屢々人身の賣買行はれたり、賣られたる身柄は爾後買主の財産となりたるものにして、代

代其の家に附屬し、社會よりは一種の賤民とし
て取り扱はるゝを常とせり。

〔引例〕賣渡申むすめ之事

依有直用要右之むすめ能米三石に永代ながぎりう
り申候則ひつじのとしの年貢二斗申處實正也則右
の子於永代に何樣の儀被仰付候共任御意御奉公申
さすべき者也其時一言之子細申間布者也仍永代の
狀如件。

元和五年未ノ十一月十六日

三田村
與一郎 ㊞

又十郎殿參

（滋賀縣東淺井郡湯田村三田北川彌吉氏藏）

しんがい

「しんがい」とは主として北陸地方に於て行は
るゝ民間の土語にして、家族の特別財產と云ふ
意に通す、卽ち一家の妻又は老人が主人の管理
する財產より以外に、金錢又は物を持つ時は、
『あの人は「しんがい」を持つて居る』と云ふ。蓋
し此語は豐後地方の「まつぼり」と其の意義全く
相同じ（大正十五年七月、福井縣坂井郡本莊村
にて聽取）

スの部

洲入（スイリ）

洲入とは、能登の俗言にして、砂落ちて其踏む所定らず、歩行中兩脚深く沒する海際の地を云ふ。同國川尻川は平素徒渉し得べきも、一朝出水あれば、往還の海際が洲入となりて往々過ちありと云へり。（加越能大路水經）

助鄕（スケガウ）

助鄕とは江戸時代に於て宿驛常置の人馬を補充せんが爲めに割付けを命ぜられたる宿驛附近の鄕村にして、此時代に於ける傳馬法の一なり、助鄕に二種あり一を定助鄕と云ひ、他を大助鄕と云ふ、定助鄕は常に課役を命ぜらるるも大助鄕は必ずしも然らざりしが如し。助鄕は元祿七年に道中奉行より街道の宿驛附近に指定せられたるを以て最初とす。

〔引例〕前々は定助鄕、大助鄕と云て、中山道、日光道中等の内には、定助鄕と云は稀に有之、東海道の内も定助鄕なき宿場もありたる由、云々。（地方凡例錄）

砂（スナ）

玆に云ふ「砂」とは陸奥國八戸藩に於ける貨幣の記述法にして、語原は同地方産の砂金より來る。

徳川時代に於ける同藩の古文書には克く永何貫何百目、砂何分何厘と書きたるものあり、卽ち銀にて云へは何貫何百目、砂金ならば何分と云ふ意なり。貨幣の計數に「砂」を用ふることは他に例を見す。

炭竈役（スミカマヤク）

山方にて木炭を燒き出す者に課する炭竈の運上にして、竈一つに付き何程と極めて、上納す

るを云ふ。（地方凡例錄）

出擧（スヰコ）

王朝時代に於ける政府の人民に對する物品貸付及び人民間の貸借制度なり、即ち租税として納入されたる稻粟等を政府が人民に貸付け、其利子を徵するを公出擧と云ひ、私人間に稻粟等の貸借契約をなし利息を得るを私出擧と稱へたり。去れば政府も之に對して監督し、貸付期限及利息を公定し、小民の逼迫に陷るを防ぎたり。

〔引例〕　文武天皇．大寶元年勅令に、稻、粟を以て出擧せば任に私契に依て官は理することを爲ざれ、一年を以て、斷とせよ、利は一倍に過ることを得ざれ、其の官は半倍せよ、並に舊本に因て更に利を生ぜしめ及び利を廻らして本とすることを得ざれ、若し家資盡たらば身を役せよ。出擧は兩情和同して私に契せしめよ、利を取ること正條に過ぎば任に人糺して告げよ、利物は並に糺す人に給はん。（大日本農史）

礱（スリウス）

礱は須利宇須と訓す、磨り臼なり、穀物を磨り破る農具なり。竹を編みて圍と爲し、土を中に塡(ウツ)めて圓くひらたくし、之を二個重ねて中央に軸を造り、下座は動かず、上座に手ありて廻轉す。籾を送れば其の間にて相磨れて皮破れ、米損せずして出つ、一名をたううすと云ふ。正字通に鎧碎物之器、古公-輸-班作レ礱晉王-戎有二水礱一、今俗謂二之磨一、或訓レ礱爲二碓下石一、不レ知碓下石即今石臼非レ礱也と見えたり。（百姓稼穡元）

稃・糠（スリヌカ・コヌカ）

稃は、須利沼賀(スリヌカ)と訓し、即ち籾の皮なり、礱(スリウス)を以て穀を磨り、米を取りたる其の粗皮を稃と云ふ。今のもみからなり、地方によりてはすくもと呼へり。糠は、米の外皮にして日常使用するこぬかのことなり。

稃は雞卵を藏するに適し、冬日草木の根を覆

ひ、寒凍を防くによろし。又糠の需要は頗る廣く、卽ち糠味噌と爲すべく、又は肥料其の他の養料に供すべし。（百姓稼穡元）

摺鉢作（スリバチヅクリ）

田地の中央を故らに不作ならしめん爲めに耕作と施肥を怠り、其の周圍の稻作を豐作ならしむるを云ふ。蓋し往時毎秋檢見によりて徵稅高を極めたる地方に於ては、代官の作毛檢査卽ち檢見を行ふは主として田の中央なるにより、其の處丈け不作となし、之を坪刈の材料に供し、斯くして納稅額を少くせんことに努めたるものなりと云ふ。中央の稻を丈け低く作り周圍を高く仕立つれば、水田全體が摺鉢に似たる故、摺鉢作の名あるなり。（愛媛縣史）

寸志米（スンシマイ）

寸志米とは、出雲國松江にて稱せし所にして、年貢の外に郡村より特に上納せし米をいふ。所謂寸志を表はすの意なり、從來鄕中の米納法は六月十五日切りにして、夏に至れば缺米を出し、農民の迷惑となることと少らざるを以て、更に四月切りに納め、且つ鄕方出役人を減少し、以て支費を節約せしに因り、農民より更に寸志米として享保八年より之を上納することゝなれり、其の額は國中一萬俵にして、之を十郡の殘高に割りならし、其れを毎郡の殘高に課して何程と定む、一萬俵を石に改れば卽ち四千石となる。（地方問答）

セの部

畝（セ）

段別の名目にて、段の十分の一即ち三十歩を云ふ、今日尙此制を用ゆ、此畝の字は文祿檢地の時より一般に使用する所なるが、足利氏時代寬正二年辛巳に用ゐたる例あれば、必らずしも文祿に始りたりと斷定するを得ず、凡そ田畑の地域數は何段何畝何歩と書するを常とす。

〔引例〕鎌倉の世安貞年中の檢田帳傳るをみるに、一段の下の有奇は六十、小、半、大、三百を以てす、又なべて行はれたるにはあらざるべけれども、近江朽木文書寬正二年辛巳（安貞の後二百三十年）に一段二畝同六年に九畝十八分と畝の字見ゆ云々。（おたまき）

井田（セイデン）

支那に於ける農政思想の一面にして、土地を農民に平等に與へ、經濟上の基礎を安定ならしめ、之により王者に對する貢租を滯りなく勤め、國家財政の安定と人民の平和を圖るべしと云ふに在り、蓋し井田とは農地を井の字形に切り農民に平分し、之を農夫に割り當て耕さしめんとする故、此の名稱あり。今、井田法の理想とする田圖を示せば大略左の如きものなり。

私田	私田	私田
私田	公田	私田
私田	私田	私田

〔引例〕井田とは三代の昔、殷の代に始り、周の末戰國に到り此法廢り、租稅の收法區々になり、本朝にては尙井田のことなし、人皇十五代神功皇后

三韓征伐の時、井田の圖を彼國に得玉ひ、是にならひて租税も大凡定まると云へど、井田にはあらず、其道高遠にて、今の世に至りて不用の事なり（地方凡例錄）

正倉院（セイサウイン又シヨウソウイン）

王朝の時代、人民より納めたる租穀を收藏する官の倉庫を云ふ、桓武天皇の時、太政官布告を以て全國每郷に倉庫を建築せしめたりと云ふ、蓋し正倉は納租せる雜種の税物を貯藏する倉庫に對して名けたるなり。

〔引例〕桓武天皇延暦十四年、乙亥、太政官符す、改めて正倉院を建つるを行ふべき事云々。（大日本農史）

淸野帳（セイノチヤウ）

檢地の下書きたる野帳が確定したる時は、之が本帳を作製し檢地帳の基礎となす、但石高は石盛をなしたる後、裁可を得て之を記入す、之を淸野帳と云ふ。

此帳面は用紙八寸紙横折袋綴とし、半面三筆を記入す、綴目及び長横間數畝歩の數字には、檢地奉行悉く檢印す。（德川幕府縣治要略）

脊負輕子持（セオヒカルコモチ）

背負輕子持とは、雜用に服する傭夫を云ふ。卽ち輕籠を背負ひて物品を運搬して其用を辨じ生活する賤民にして、俗に荷物持又物運びと稱したるものなり、現代にても朝鮮各地に於て鮮人の之れに類する職業に從事するものあり。

〔引例〕前略各町の鳶口及び脊負輕子持其他諸日用の者は、札を日用座より受取、諸事其指揮に從ひ札錢一枚に一ヶ月二十四文を納むべし云々。（大日本租税志）

關剗（セキサン）

古代旅行者を檢問する所なり、關は路人を吟味する所、剗は塹柵を云ひ、當時關所を設け街

道筋の旅行者を查問したること、後世の關所と異ならざるなり。

〔引例〕元明天皇和銅二年藤原房前を東海東山の二道に遣はして關剗を檢察し風俗を巡省せしむ。（大日本農史）

關所（セキシヨ）

要害の地に一種の查問所を設け通行人を吟味する所を關所と云ふ、古來關所の設けられたる例多しと雖、德川氏に至り此制度嚴重となれり、箱根の關所天下に名高し。

〔引例〕關所御仕置の儀、御關所脇道を忍び越たる者、於其處獄門被行、女を勾引して忍び越たる頭取は於其所磔に被行、差續たる者、引廻の上獄門、婦人も吟味の上品に寄ては獄門、せき所と知らず勾引されて通り罪なき者は元へ御返になる定法也。（地方凡例錄）

關所手形（セキシヨテガタ）

五街道其他各所に關門を置き、所轄地の奉行代官、又は領主をして、警衞し、往來の旅行者を檢閲せしむるを御關所と云ふ、而して旅行者が國元を出發する際本人に對して身元證明書を與ふることあり、之を關所手形と云ふ、今日の旅行券に當る。（德川幕府縣治要略）

施行米（セギヤウマイ）

救貧米の儀なり、即ち將軍家又は連枝中の年忌佛事を營むとき、江戸府內外の非人乞食の類へ米穀を給與することあり、之を施米と云ふ。施米の多寡は五百俵、三百俵、二百俵等の差等あり、佛事の輕重に由りて異る。

施行米の給與は其佛事が上野寬永寺に於て行はるゝ時は、谷中天王寺裏門に於て、芝增上寺にあるときは、麻布十番馬場に於て行はれたり。（德川幕府縣治要略）

勢子（セコ）

勢子とは、狩獵の時割竹などを持て鳥獸類を追出す者を云ふ。卽ち山野に於て其の領主の出獵するに當り、猪、兎、鹿、其の他雉子、山雞等を捕獲又は射殺する際、一方に通路を設け他方には全部此勢子を立たせ逃逸せざる樣隊を成し相擁して驅逐せしむるを例とす。源賴朝の富士の卷狩の時の如き、又德川家齊將軍の小金原に狩獵せし時（寬政七年）の如き、最も多く勢子を使用したりと云ふ。且つ牧場に於て馬を捕ふる時も亦農夫を使役して、此勢子に充てたりと云へり。

〔引例〕　今般小金中野下野兩御牧の追々御捕馬被爲在候趣、右に付百姓共麥作仕付稻刈取肝要の時節是迄雨天續にて、追々手後れ相成候處、唯今御取掛相成候ては勢子追人足相勤候後略。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

節會（セチヱ）

昔、節日に朝廷より饌を群臣に賜はりたるを云ふ、之を節日の集會と云ひしが、此の日に朝廷より饌を賜ふより、後には饌を賜ふ事を然かく稱ふるに至れり。例へば、五月の菖蒲の節會は、群臣菖蒲を鬘に作り、頭上に掛けて宮中に入り、武德殿に於て酒肴を戴きたるが如し。

節會に大儀、中儀、小儀の三儀式あり、大儀は卽位、奉賀等にて、上下の者皆禮服を著す、中儀は白馬、端午、豐明等にて、刀禰以上の者之に列す、小儀は元は踏歌等にて、大夫以上之に列す、中儀小儀は皆常袍を著用す、此の外大臣補任の時の節會もあり。

〔引例〕　武天皇延曆十年辛未、天下諸國頻りに旱疫に苦むを以て詔して節會を停めしむ。（大日本農政類篇）

絕戶（ゼツコ）

絕戶とは、上代家族の死亡に因りて斷絕したる戶口を云ふ。一家の内に血族者なく、絕家し

たる者に係る、卽ち戶主死亡して其の家を相續する人なきが爲めに生ずる結果なり、現今の絕家と同樣のものなり。

〔引例〕 淸和天皇貞觀三年、民部省に詔して大中臣中臣兩氏の絕戶並に無身戶を除弃す、左右京職惣て 百三十七烟なり云々。（大日本農史）

絕戶田（ゼツコデン）

班田制の下に於て班給を受けたる農民の一家皆な死亡し、其の口分田として配給されたる田を繼承すべき人なき時は之を一應官に收受するが故に、一家絕亡すれば口分田は皆政府に返還せざるべからず、之を絕戶田と云ふ。

〔引例〕 淸和天皇、貞觀十七年、乙未、八月、太政官符す、絕戶の田を顯し申す人は三箇年の間半地子を免し、其の田を耕食せしむべき事云々。（大日本農史

節婦田（セツプデン）

王朝時代、貞操なる婦女を賞して特に班給したる田を節婦田と云へり、蓋し歷代の天皇が義節に富み孝悌の情に厚き人民を賞して金穀を賜ひし例は枚擧に遑あらざるが、玆に云ふ節婦田は其褒賞として、賜ふに田を以てしたるものゝ謂なり。（日本農政史）

錢調（ゼニミツギ）

調物を納付するに當り品物の代りに錢を以てせしむるを云ふ、元正天皇養老六年、伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨等に令して始めて錢を以て調物に代へしめたり。

〔引例〕 養老六年壬戌伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨、紀伊、等の國をして始て錢調を輸さしむ。（大日本農政類篇）

畝引檢見（セビキケンミ）

又根取検見とも云ふ、村方の一部分の農作不出來にして、減租を請ふものあるときは、豫ね定まれる定率による收穫籾の一坪當を算出し、後ち實際に不作と唱ふる田の作毛を檢見して之を其の取り高と比較し、其減籾の數を不作反別に乘じて算出し、之を検見引として村の總反別より控除し、殘反別には既定の免率を乘じ、租額を定むるを云ふ。古法にして、享保以前は此法行はれしが、後ち廢せられたり。

〔引例〕　總勘定にて取米何十何石の不足に成に付、右不足籾丈反別に直し、親反別の内より檢見引と記引之、殘反別に根取米の反當りを掛、取米仕出す、是を畝引檢見と云ふ。（地方凡例錄）

善地（ゼンチ）

仙臺藩にて稱する所にして、村內第一の土地を云ふ、此地は常に庶民に知らしめざる爲めに其高を顯さず、之を善地腹籠りと云ふ。總て石銘金銘は別に銘付帳あり、彼此を對照して始て其の銘方を知るを得るなり、斯く之を秘密にしたるは、偏に庶民をして納租の程度を知らざらしめんと欲せしに因れりといふ。凡そ土地には本善地分、大黑分、黑分、女郎分、戶田分、堀田分等の符牒ありしも、此善地には此石銘金銘の符牒を附せざりしと云ふ。（仙臺藩租稅要略）

千把（センバ）

千把は、稻扱（イネコキ）にて稻穗の子（ミ）を引きかけて扱き取る道具なり「古は稻串千把とて、櫛の如く竹にて齒を作りしが、秀吉の時代より鐵にて齒を造れり、成務天皇臣下に命じて創製し給ふ所なりと云ひ傳ふ。俗にせんばこぎ、かなこぎ、やもめたをし、ごけたをしと稱す、漢名は施把なり或は云ふ、昔は「こき箸」とて篠竹を嘴の如く作りて掌に納めて稻を扱けり、元祿中泉州高石の人稻扱を作りてより甚だ便利となれり、之が

爲め寡婦業を失ふに因りやもめたをしの名ありと。（百姓稼穡元）

前栽物（センサイモノ）

前栽物とは、蔬菜の類を云ふ。千菜とも書し、或は叢とも稱し、大根、蕪菁、茄子、胡瓜、菠薐草、苣蒿、菘葱等の蔬菜を稱す。前栽とは庭前に栽ゑたる草木と云ふ義にして、庭園の前に蔬菜を作る故に云ふ。蔬菜は能く光線に當り暖かならざれば成育し難きを以て、古來庭園の前方に蔬菜畑を設け、後庭に樹木を植ゆるを例とせり、故に庭園の前に栽る物との意にして前栽物の名起り、蔬菜類の別名たり。（大日本租稅志）

ソの部

僧兵（ソウヘイ）

中世庄園時代に於ける寺院（寺院も一種の庄園）の養ひたる手兵なり、蓋し尊敬の集る所は自ら驕恣に陷り、驕恣募りて遂に世の害を爲す。冷泉天皇の朝に、東大寺は興福寺と田を爭ひ兵を交ふ、爾來寺院兵を養ふの因をなし、天台座主十八世良源（慈惠大師）は末世には佛法擁護の爲に兵を養ふべしと、大に山門に兵を集めたり、是れ叡山僧兵の起源なり。之よりやう〳〵盛んに遂に寺門の風盛んとなり、三井寺も、是に眞似て兵を蓄へしが、白河帝勅してこゝに戒壇をゆるされしより、山門の衆徒抗爭し、遂に相戰ふに至れり、是よりこの二寺の戰爭屢々なりき、かくて後朱雀天皇の朝に至りては、延暦寺の僧座主の事によせて兵を率ゐて、關白邸にせまりしことあり、是より後いはゆる御輿振といふこと行はれ、三井寺、興福寺等この暴擧をなすこと數度に及びぬ。朝威漸く衰ふるに及びては、兵僧ます〳〵强く、叡山の如きは富と云ひ兵と云ひ、遂に朝廷を凌ぐに至りしかば、天皇の尊きも之と抗爭すること能はず、世は全く僧侶專横の狀態に陷りたり。（日本法制史）

總社（ソウシヤ）

昔、國守が其の國の官社を府中の邊りへ合祭し、參詣の便にせられたる神社を云ふ、武藏國府中大國魂神社の如き其の一なり、此他今尙ほ存する者少からず。

〔引例〕

(1) 文治二年五月廿九日、中略於二東海一者仰二守護人等一、被レ注二其國總社並國分寺破壞及尼寺顚倒事等一。（東鑑六）

(2) 總社在二國府村一、古昔國府必建レ社、有レ事二于國內宮社一、則國司率二僚屬一先修二典禮於一レ此、其儀猶二

京師神祇官ニ然。（河内志志紀郡條）

總作（ソウサク）

總作とは其の村全體にて一地域を耕作するを云ふ、是は田畑の收入少く、未進のみ多くして其の作主離散し耕作する者なきを以て、已むを得ず其の地を村中の控とし、村民舉て之を耕作するを云ふ。或は闕所の地などにて一時其の筋より總作を命ぜらるゝこともあり、要するに總作は總掛り卽ち總體にて作るの義と知るべし。

〔引例〕

(1) 是は困窮の村方田畑の作德少く、其地主地を離れ得耕作不ㇾ申候付、村中控にいたし田畑荒不ㇾ申樣仕候、是を散田共惣作共申候、檢見之上御年貢取立申候。

散田と惣作を細に分け候時は、散地とは荒地に御座候　右荒地を百姓中に割付爲ㇾ作候を惣作と申候（地方品目解）

(2) 村の法にて年貢未進多く償ふ事ならざる者をば、其未進を村へ割付て是を辨へ、其持株の田地をば村總作と爲す。（孝教勸農策）

總百姓（ソウビヤクシヨウ）

村の百姓惣體と云ふことなり、蓋し德川時代には年貢其他の公課に付きて村中の百姓が連帶責任を負ふ習慣行はれたり、斯の如き場合には克く惣百姓の連帶證書を徵したるなり。惣百姓と書く代りに、單に何村「惣」と書きたるあり、惣百姓の略字なり。

〔引例〕御年貢割付出候節村中大小百姓入作の者迄不殘立合無高下小割急度可致皆濟

但割合の趣、惣百姓一紙連判の證文致し置以來出入無之樣可仕事

（地方全書）

總掘明（ソウホリアケ）

總掘明は又地分（チワケ）掘明ともいふ、土佐地方の通稱にして、尋常の新田數廉を合したるものなり、

一國中の新田十分の七八は皆是なりしと云ふ。

（高知藩田制概略）

總國高（ソウコクタカ）

總國高は、日本全體の石高をいふ。今天保十三寅年の調査を左に揭ぐ。

六十餘州並琉球國共

合高三千五拾五萬八千九百拾七石餘

内

高四萬貳百四拾七石餘　禁裏仙洞御料

高四百拾九萬千百貳拾三石餘　寅御料所高

高貳千貳百四拾九萬九千四百九拾七石餘萬石以上總高

高貳拾九萬四千四百九拾壹石餘　寺社御朱印地

高拾七萬九千四百八拾貳石餘　高家並交替寄合

高三百三拾五萬四千七拾七石餘　公家衆家領寺社除地之分並萬石以下拜領高並込高之分

以上

（吹塵錄）

總馬改（ソウウマアラタメ）

總馬改とは、南部藩の行事にして、一般に領内馬匹の検査を行ふを云ふ。卽ち毎年六七月御用人並に三役出張の上之を施行す、其の方法は年齡毛色尺寸性質を檢し、等級を定め髮印を附す。上馬は前髮、中馬は立髮、下馬は取髮を刈り採り、而して上中馬は他拂を禁じ、他領出馬は必らず藩廳の添狀及び通切手を下附して國境の通行を許可せり、犯す者は密馬と稱して處罰す。又無籍馬の所有者馬盜人或は故なくして馬を屠殺する者は、嚴罰に處するを例規とせり、寶曆二年七月の調査に據れば、領内の馬數は一萬七千四百四とあり。（藩時代產馬取締一班）

總追捕使（ソウツヒブシ）

源頼朝が鎌倉時代の創始期に起したる役名なり、即ち文治二年、頼朝は總追捕使となり、諸國に守護を置き莊園に地頭を置て、封建の制度を立つるに至れり。

文治二年三月に平家追討の大功を賞せられ、後白河院より征夷大將軍の宣を蒙り、正二位右大將に任じ給ふ、剩へ六十六ヶ國の總追捕使に補せられたり。（大日本不動産法沿革史）

總庄屋・小庄屋（ソウジヤウヤ・コジヤウヤ）

總庄屋は庄屋の總長にして、代官と大庄屋とを兼帶することあり。肥後熊本藩にては、一萬石に一人を置き、總て五十五人ありたり。知行は五十石にして槍一筋馬一匹を有するを公許せらる、小庄屋は村長にして高千石（千石を以て一村とす）に一人づゝを置き、一ヶ月に一石を給す、又一村に組頭三人を設け、年八石を給す、是は毎日庄屋の家に在り、即ち一村の評定衆なり。（農人袋）

底土（ソコツチ）

今日の語を以て云へば、土地所有權と同じ意味を有し、往時土佐藩の田制に基きて起されたる永小作慣習中の用語なり、底土に對する小作人の權利を上土（ウハツチ）と云ふ。

〔引例〕　右地主の所有するを底土と稱へ、小作人の所有するを上土と云ふ。（永小作論）

租帳（ソチヤウ）

王朝時代に於ける租税徴收原簿のことにして、輸租帳又田租帳とも云ひ、春期農民が作付の反別を調査せる苗簿と對照すべきものにして、秋期收穫の終る頃、不輸租田、應輸租田及び不堪佃田等の反別を調査し、貢調使に附して太政官に送るものなり、若し租帳と苗簿と相對應し

て多大の損田又は不堪佃等ある時は、再び調査せしむるを法とす。苗簿と共に收稅の基準を爲し、一方には地方官吏の不正を防ぎ、以て農民をして其收歛を免れしめ、又は政府をして損失を免れしめん爲に使用する帳簿なり。

〔引例〕元正天皇、養老元年勅令、今より以後國郡宜しく苗簿を造る日は必ず其の虛を捨て、租帳を造る時は全く其の實を取るべし云々。（大日本農史）

租稻の制（ソトウノセイ）

租稻の制とは、田租即ち租稅の制定を云ふ。崇神天皇が男女の調制を創め給ひより以來、歷代の天皇之を遵守し來り給ひしが、孝德天皇大化二年丙午改新の詔勅ありて、舊制を廢し始めて租稻の制に改め、從來の田積たる代の制を變じて、更に段（三百六十步）と爲し、租稻を一段に付二束二把宛徵收することゝせり、是を我國田租の鼻祖と爲す。

一把とは、兩手を以て握り得る量をいひ、一束とは十把を云ふ、然し從來稱せし所の一把は頗る大量にして、此の時の一把に比すれば一把四分七厘弱に當るべし。而して一把と稱するも上記の如く兩手を以て握り其の量を大概に定むることにして、指の長さ何寸と細密に定むる譯に非らざれば、畢竟目分量なり蓋し萬事大まかなる上世の田制と知るべし。

〔引例〕孝德天皇大化二年丙午、改新の詔ありて曰はく、凡そ田は長さ三十步、廣さ十二步を段とし、十段を町とし、段の租稻は二束二把、町の租稻は二十二束とす。（大日本農政類篇）

タの部

代（ダイ）

土佐の田制に稱する所にして、一代は六歩（ムツボ）、卽ち長三間橫二間の地を云ふ、一代を十合したるものを十代とし、十代を五合したるものを一段とす、卽ち三百歩なり。此何代と稱することは、往古田數を何代（シロ）と云ひしが、土佐に於ける此制の實體は昔の代と異なれども、其の名稱の字音に移りて同國に傳はれるならむと云ふ。
（高知藩田制概略）

代官（ダイクワン）

代官に二種あり、一は德川幕府の直轄地を分管する地方官たる代官と、私領たる各藩の地役人たる代官卽是なり．而して各藩は其の藩內の土地を分けて御藏入地及び知行地と爲し、其御藏入地を治むるに代官を以てし、知行地の事は一切藩士たる給人の支配に委するを常とせり。德川幕府は地方の政務に就ては殆んど此代官に委任し、唯大綱を統ぶるに過ぎざる有樣なりき、代官中其家の子孫代々世襲するものあり、之を代々代官といふ。夫の有名なる反射爐と共に歷史に著はれたる伊豆國韮山の代官江川太郞左衞門の如き代々代官の優なる者なりき。代官は其の管內の司法、行政及び稅務を司る外又常に管內を巡廻して政務の實情を檢察するの役目を帶べり、若し夫れ各藩御藏地の代官に至ては全く藩廳管下の一地方吏にして、今日の郡長にも比すべき乎。而して幕府領たる天領の代官と郡代とは其性質能く似たるも、郡代は其格式代官よりも高く、又其數少く僅か三四名を算するに過ぎざるに反し、郡代は各地を通じ多數ありき。

代官屋（ダイクワンヤ）

代官屋とは陸中國西磐井郡、東山郡、上下膽澤郡に於て唱ふる所にして、他地方に云ふ代官所なり。毎郡に之を置けり、藩士より代官役一名横目役一名を置き、兩役協議して民政を行ふ、即ち代官は租税戸口等を掌り、郡方横目は專ら郡の正邪を檢察する役を掌るものとす。而して其の下に郡方役人、普請方、穀方、山林方各一名を附屬し、所員を併せ七八名、各其の掛りを分ちて擔任執務せりと云ふ、此役場を亦割屋とも通稱せり。(舊慣仕來演說書)

對捍(タイカン)

上官の命令を服膺せざるを云ふ。古代、中央政廳たる朝廷は、地方廳たる國司又は郡司に、時々使者を派遣するを常とせり、然るに國府の役人は此使者の命令に服せず、又種々の調査質問に應答せず、却て侮辱の言を放つことあり、故に使者は其の職責を全ふせずして歸還せりと云ふ。蓋し當時地方の役人が郷士、豪族と交を通じて土地の郡司國司に對捍し、遂に後年の群雄割據の因を開きしなり。

〔引例〕　淳和天皇、天長二年乙巳太政官符す詔使、官使を定むる事、右は頃年の間民の訴を推んが爲に使を四方に遣はすに、或は國司等使者に對捍して勘問を承けず捍侮の辭類に觸れて多端なり遂に乃ち使の旨を展へず徒然として引き還る後略。(大日本農政類篇)

太閤檢地(タイコウケンチ)

我國近世の土地丈量制度たる檢地は、文祿年間に於ける豐臣秀吉の檢地事業を以て嚆矢とす。太閤檢地は天正十七年に始り、文祿四年に終る、古來の貫高を廢して石高に改む。同時に大寶令以來の三百六十歩一段の制を改めて三百歩一段の新法を樹てたり。(豐臣氏法度考)

大辟(タイヘキ)

大辟とは、死刑を云ふ。辟は罪なり、死刑は大辟なり、罪人を刑罰に處する最重の方法なり、死刑は仁德天皇の朝に創まり、大寶令の制定あるに及びて、絞斬の二種とす、斬は首を斬り絞は頸を縊るなり、笞杖徒流の諸刑と共に五刑又は五罪と稱す。

大辟を決するには、在京は行決の司、決前一日に一たび覆奏し、決日に再び覆奏す、在外は符下る時、初日に一たび覆奏す、但立春より秋分までの間と、大祀齋日等には死刑を決することを得ず、其の決する日は囚人を市司の南庭に跪かしめ、彈正、刑部、左右衞門の官人監決し、物部防援し、刑部錄犯狀罪名を宣告して衆に示し、物部刑を行ふ。絞は綱を用ひ、斬は劍を持て之を斬る、而して其の殘骸は近親に渡す、若し近親なき者は城外に埋む、光仁天皇の寶龜年間に至り、放火盜賊の者は格殺する刑を設け、華山天皇の寬和年間には、梟首の刑卽ち獄門と稱する刑を增し、鎌倉室町時代には專ら斬の一刑なり、刑場は鎌倉は龍の口、京都にては六條河原に於て多く行へり。尙室町時代には磔、火焙、牛裂、車裂、煮殺、串刺等行はれたり、江戶時代には鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、切腹等あり、罪人の身分により又罪の性質により其の刑を異にせり。

〔引例〕一條天皇長德元年二月、中略天下に大赦し、大辟以下を赦除し、調、庸を免す、疾疫天變に依てなり。(大日本農史)

大災(タイサイ)

甚しき災害のことにして、昔人民の最大災害と認められたるは、風害、旱魃の害、水害、蝗害、震災等にして、是等の災害の爲め屢饑饉來りて國民を苦しめたることは、日本農民史上の著しき出來事なり。

〔引例〕淳和天皇天長九年勅す、去年秋稼稔らず諸國飢を告げ今茲疫旱相仍り人物夭折し、加之なら

す、往々大災あり、民或は所を失ふ、五畿七道諸國をして、一七箇日經王を轉讀し、禍を轉じて福と爲さしむべし。（大日本農政類篇）

大寶令（ダイハウリヤウ）

聖德太子の十七憲法に次ぎては我國最古の法令にして、大寶年中に完成せられたるが故に此名あり、想ふに大化の新政は古の氏族政治を變じて爾後二千年間繼續したる帝政の儀型を定められたるなり。始め大化新政の計畫者たる中臣鎌足により創められたる立法事業は天智天皇の十年に編纂の業を了へしが、此時は近江の滋賀に在りしを以て一に之を近江令とも云ふ、然れ共此の律令は唯朝廷に保存したるのみにて未だ廣く天下に公布したるにあらず、其後天武天皇の御代に到り更に律令編纂の業を起されしが、此の鴻業は大寶元年に到り始めて成りぬ、故に當年の年號を藉りて大寶令と呼ぶに到りしなり。從來唯朝廷の中に保存せらるゝに過ぎざりし律令も此年に到り始めて天下に公布せられ、諸國に明法博士を派遣して此の律令の精神を講述せしめたり。大寶令は三十篇より成る、即ち第一官位令、第二職員令、第三後宮職員令、第四東宮職員令、第五家令職員令、第六職員令、第七僧尼令、第八戶令、第九田令、第十賦役令、第十一學令、第十二選叙令、第十三繼嗣令、第十四考課令　第十五祿令、第十六宮衛令、第十七軍防令、第十八儀制令、第十九衣服令、第二十營繕令、第二十一公式令、第二十二倉庫令、第二十三廐牧令、第二十四醫疾令、第二十五假寧令、第二十六喪葬令、第二十七關市令、第二十八捕亡令、第二十九獄令、第三十雜令即ち是なり。大化の改新は民族政治の舊體を改めて文教政治の新制に移らんとせし時なり、而して文教政治の模範は支那に存せり、故に大寶令に於ては專ら支那の唐令を模範とし、當時日本の

形勢を參照して斟酌したり。而して大寶令大體の組織は道德を以て國家制度の基本となし、賢才を擢いて、官吏と爲し、人民には門閥によらず一樣公平に國家に對する義務を負擔せしめ、唯仁愛の上より特に免猶すべき者のみに或は納税を免し、又は却つて之を扶助せんとするの主義にして、上より下に向ひて進む社會政策的思想が當時既に立法主義の上に顯然たるものありしを觀るべし。（日本古代法釋義）

大・半・小（ダイ・ハン・セウ）

大半小とは、中古田制に稱する所にして、一段の三分の二、即ち二百四十歩を、大といひ、（近世二百歩を大と稱せり）一段の半即ち百八十歩を半といひ、（近世百五十歩を半と稱せり）一段の三分の一即ち百二十歩を小といふ。（近世百歩を小と稱せり）

〔引例〕 賣進薗田事　合五段小者在二鹽小路南朱雀東南一、二段大、八條坊門北坊城西々面南、一段同次一段大、

右薗田者、大江氏女之代々相傳私領也、爾依レ有二直要用一所レ賣二進七條法下御家一實也、仍注進如レ件。

延仁元年八月八日　大江氏女

（舊典類纂田制篇）

大唐米（ダイタウマイ）

大唐米とは一名をたうぼしといふ、又其の粒多くは赤きを以てあかごめの名あり。稻の一種にして舶來のものに係る、葉は細く短く、熟すること早くして米も亦多し、其の粒小にして細長く、性は甚だ淡泊にして粘なく消化し易し、一段に凡七升、春の土用一兩日前に蒔付け、一株に七八本つゝ植、一坪四十五六乃至五十株餘とす、下肥は凡そ三十荷、即ち耕田の際十五荷、草取の際十五荷を要す、本種は蒔付より日數約三十五六日を經て植付、夫より九十日を過て成實す

と云ふ。（坐右秘鑑）

大田文（タイデンブン）

鎌倉時代に於ける國々の田籍帳にして、國訓にては「タブミ」と云ふ、後世の水帳に相當し、又現今の土地臺帳に類するものなり。大田文は一國の田籍を記せるものにして、單に田文と云へば國々の田籍を記せるものなり、夫の御圖帳又は圖田帳と云ふと同じ。

〔引例〕 順徳天皇建暦元年辛未十二月實朝より明春駿河、武藏、越後等の國々の大田文を作り整ふべきの由し命ず（大日本農史）

大計帳（ダイケイチヤウ）

王朝時代に於ける財政調査帳にして、先づ國郡の戸數、其の課戸不課戸を調査し貢調、庸役の豫算を定めて、一年に收入すべき貢調の額及び課役に服すべき者の數を決定し、之に依て朝廷は諸般の經費を案配したるなり。

〔引例〕 元正天皇養老元年丁巳大計帳、四季帳、六年見丁帳、青苗簿、輸租帳等を作るべき式を以て七道の諸國に頒下す。（大日本農史）

大工役（ダイクヤク）

大工に課する役錢の義なり、其掛り高は大工の等級により異れり、又藩により勝手次第に之を營ませて役錢を徴せざる所もありたり。

大工・穿子（ダイク・ホリコ）

大工・穿子とは、鑛山にて稱する所にして、其に稼人の名稱なり。其敷にて鏈石を穿り出す者を大工といふ。其の鏈石を敷より負出す者を荷揚穿子と云、鏈石を叺に入れ荷造りして負ふ故に名く、總て鑛山敷内にて稼方並に普請等の際立働く者を穿子と云、之には人數入立方請負人ありといふ。

又大工の中、確實の者にして働きもあり、大工の業も勝れ其の掛引も功者なるを、大工の

頭取に定む。之を敷頭と云へり。(吹塵餘錄佐渡志)

大切・小切(ダイギレ・セウギレ)

大切・小切とは、甲斐國に於ける年貢收納の制度をいふ。其の法、租米總額の三分一を小切と稱し、金一兩に付、一石二斗五升の定法直段を以て金納と爲し、九月に上納し、殘り三分二を又三分し、其三分の一を大切と稱し、其の年の冬張紙直段より三兩高を以て金納と爲し、殘額三分の二を米納にするなり。例へば米百石を租米とせば、三十三石三斗三升三合三勺三撮餘を小切とし、二十二石二斗二升二合二勺二撮餘を大切とし、而して四十四石四斗四升四合四勺四撮餘を米納とせしなり。

〔引例〕　甲州大切小切の事

一甲州に大切小切と云法あり、公納米辻の三分一を小切と云、金一兩に付一石二斗五升の定法直段を金納と爲し、九月上納殘り三分二を又三つに割、其一つを大切と云ひ、其年の冬張紙直段に三兩高を以て是亦金納に爲し、殘三分二を米納にする也。(校正地方落穗集)

大郡・小郡(ダイグン・セウグン)

古の地方制にして郡に大小の別あるを云ふ。孝徳紀に、凡そ郡は四十里を大郡と爲し、三十里以下四里以上を中郡と爲し、三里を小郡と爲すと見えたるが、程なく其の制を改め、大寶の戸令には　凡そ二十里以下十六里以上を以て大郡と爲し、十二里以上を上郡と爲し、八里以上を中郡と爲し、四里以上を下郡と爲し、三里以下を小郡とすと定められたり。又凡そ戸は五十戸を以て里と爲すとあり、神龜三年に此里を郷の字に改め給ひしよし出雲風土記に見ゆ、即ち一里は一郷なり。(紀伊國田制租法)

大名領地(ダイミヤウリヤウチ)

主として武家時代に於ける封地を云ふ、其起源としては曾て直接又は間接に名田に基きて起れるものにして、大名が其領地を知行するや、其領內に於ては土地領有權に加ふるに、司法行政の權利をも有し、其間多少の制限はあるも一個の王侯たるの性質を具へたり。大名の特質は時代によりて大に異れり。大名の發生の兆候を呈したるは、鎌倉幕府創立の前後なるも、其後殊に大名の勢が天下を風靡するに到りたるは、足利氏の治世、南北朝對立したる時よりの事なりとす、此頃の大名は小名に對比して呼はれ、大なる領主を大名と云ひ、小なる領主を小名と呼びたり。然るに德川時代に至りては大名の性質は足利、織田、豐臣時代の大名とは其性質を異にするに到り、名は大名なるも、最早其實質は德川氏に臣屬せる地方官の如き形となり、其權限の如きも亦隨て大に縮小せらるゝを見たりしが、大名、小名の呼稱は尙ほ一般に行はれ、概して十萬石以上を以て大名とし、其れ以下を以て小名と稱したり。大名に譜代大名外樣大名の兩種ありたり。

臺刈・べた刈（ダイガリ・ベタガリ）

臺刈とは、讃岐地方に於て行はるゝ一種の稻刈法を云ふ。卽ち一畝區（マチ）の周圍より刈り始め、夫より順次六尺つゝ隔て刈り、之を左右の稻禾に立掛け、三四日乾して取入れ、其の後殘りたる稻を刈取り、三四日晴天の田面に排列して乾かすを云ふ。べた刈は、是亦同地方に於て唱ふる所にして、是は田地の片隅より鎌を入れ、順次に刈取り田面に排列して乾すを云ふ。今や收穫の勞を省くを主とし、大抵此べた刈の法を用ゆと云へり。（農家必用）

退轉（タイテン）

退轉とは德川時代に於て村々の百姓が其居村

を逃げ出して他村又は他領に移住するを云ふ、蓋し當時領主の苛歛誅求甚しくして自村に居堪らず、他地方に退轉するもの尠らざりき、駈落逐電と云ふも亦同樣の意義を含む。（地方凡例錄）

當荒（タウアレ）

當毛荒の略にして、其の年山汐石砂入等にて田地の荒れたるを云ふ。永荒とは異り、耕作中の田に出來たる荒地にて一ヶ年切のものなるが故に、當荒田に對しては其の貢租は其の村限りにて負擔すといふ。

〔引例〕　當荒は永荒とは事替りて、御年貢村冠の物也、是は御免帳前之現畝の内に出來る荒を當荒と云也。

總て當荒と云名目は、現畝に當るの名なり、一ヶ年切のもの也、當毛荒と云事也、是を永荒同樣に心得て取扱ふ事は是非に及はざる事也。（田法雜話）

當合（タウガフ）

當合とは、其の年の收量高を推算して、檢見の標準と爲すを云ふ。卽ち檢見に先ち內見の時、合毛を行ひ、各等級に應じ收量を推定して、檢見坪刈の標準となすを普通とす。畢竟、其の推定量を以て當て合せるが故に當合の稱あり。

〔引例〕　後桃園天皇安永五年正月、德川家治達、中略畢竟前年の當合或は近年の增減に拘り、一體の出來不同も檢査至らずと聞く云々、（大日本租稅志）

田植唄（タウヱウタ）

田植唄は、插秧の際早乙女の一齊に唄ひつゝ自ら慰むる唱歌を云ふ。各地各異なりとす、飛驒の田植唄には

　おらが殿ごのヤレ番ぢややら
　城の太鼓の音のにがさよ

といふあり、此は唄の龜鑑といふべきものにて、

三歳の童兒も知ざるはなく、晝夜道すがら謳ふこと甚だ賑かなり、千代の俳句に

　田植唄あしたもあるに道すがら

川柳の狂句に

　早乙女や田の面へ唄をつゝき込み

などあり、昔はひんよぶしといふがありしが、手拍子遲く宜しからずとて、やれやれぶしに成りたりといふ。但昔は田植には七日若くは五日を費し、人少にてゆる〱植たるよし、後世は人を多くかけやれやれぶしにて、二日か三日に植ゆることゝなりたり。（農具揃）

逃毀（タウキ）

　鎌倉時代に於ける百姓が居村にて生活の途立たず、又は或事情の爲め故鄕を逃散せしとき、其逃げ遲れたる妻子を、領主に於て抑留し、其の家具類を悉く沒收することを逃毀と稱へたり。

〔引例〕　後堀河天皇貞永元年壬辰、七月泰時及び時房等式目を定めて曰はく、百姓逃散の時逃毀と稱し、損亡せしむる事、右は諸國の住民逃脫の時其の領主等逃毀と稱し、妻子を抑留し、資財を奪ひ取る所行の企、甚だ仁政に背けり云々。（大日本農史）

逃亡除帳口分田（タウバウヂヨチヤウクブデン）

　逃亡除帳口分田とは授けられたる人が、逃亡したる爲め、班田授口帳より除外されたる田地を云ふ。蓋し、人生れて六歳に至れば、政府は男子には田二段、女には其の三分二卽ち一段百二十歩を授け、之を使用收益することを許され身死して初めて之を返還す。是れ卽ち口分田の法にして、六年每に一度班田を行ひ、死亡生產を調査し、人別を明かにせる帳簿を作る、班年には其の年正月三十日內に、左右京職諸國司より太政官に上申し、十月一日より其の田地を給せらるべき人を校勘し、簿帳を作り、十一月一

口に至りて田を受くべき人に之を給し、翌年二月三十日内に終了するものとす。

〔引例〕 前略其の位田、職田、國造田、采女田、營力婦女田、賜田等の未授の間、及び遙授の國司公廨田、沒官田、出家得度田、逃亡除帳口分田、乘田は、並に輸地子と爲し、目錄は皆輸租田と爲せよ。（大日本農政類篇）

高帳（タカチヤウ）

新に郡代、又は代官に任ぜられ、又は任地轉換の時は。其管轄すべき郡村の高を村毎に記して交付し又は引繼がせしむ。之を高帳と云ふ。

〔引例〕 某國某郡（料紙西の内紙竪物）

一、高壹萬八千貳百三石七斗九升五合。
是は何誰御代官所、當時何之誰別廉當分御預所の内より可受取分。

一、…………

右は此度增地場所替被仰付候に付、書面之通其方代官所相成候間何の誰へ相達、從當干支物成郷村受取之、御仕置可被申付候存寄之儀於有之者重而可被相伺候以上。

年號干支月　何の某

（德川幕府縣治要略）

高札（タカフダ又カウサツ）

人民をして斯々のことは致してはならぬぞよと云ふ事柄を板の面に個條書にして道辻又は村端に立て、人々をして此の制禁を守らしむるの標札なり、高札は又制札と云ふこともあれども其間多少の輕重あるのみにて、大體は同一のものなり。高札場は普通一箇所に定めあり、此の場合には之を高札場と稱す、今日の掲示場に當る。

高役（タカヤク）

德川時代、諸侯が其領内に於て直營する河川の水利工事に出役する人夫の賦課を云ふ、之を私領普請と稱へ各藩の給人又は民に賦役するな

り、通常、百石に給人は二人、人民は一人の出役を課せりと云ふ。

〔引例〕後陽成天皇慶長十年乙巳七月、三河國矢矧川を通すべき爲に米津に湟を掘らせて國中の高役百石に給人よりは人夫二人、庶人は一人あての積を以て彼の川を浚はせらる。（大日本農史）

高内引（タカウチビキ）

田畠荒廢せるか又は村方に於ける其土地の特別なる事情により、租税の取り立てに際し、其の荒廢の程度又は其土地の性質に應じ其地を高より引き去り以て税額を輕減するを稱して高の内引と云ふ。内引に年々引と連々引との二種あり、年々引は年に應して輕減し、連々引は定例として輕減するなり。高内引には種々あり、例へば地不足引、無地高引　石盛違引、石間引、田畠代引、竿違引、陣屋敷引　御藏敷引、神田引、神佛免引、伊勢屋敷引、寺屋敷引　堤敷引、道代引、溜井舗引　溝代引、永荒場引等の如し。

〔引例〕川欠引 ― 是は堤等欠込、或は田畑の畦岸、大雨のせつ、川筋堀筋等へ欠込たるを云、川成も同樣なれども、川に成たる程の事にはなく、川内へ欠崩れ、田畠つぶれたるを、川欠引と云ふ。（地方凡例録）

高掛物（タカカカリモノ）

今日にて云へば戸數割の如きものにして、村村に對して割りあて取り立て、天領ならば三役と云ふ名稱の下に、藩領地ならば、夫米夫金等の名稱の下に米金を徴し、或は人夫を役し、又は竹木其他の雜用品を徴發したるを云ふ。

〔引例〕高掛りしこと、頼朝公時代より始りたるや亦其以前公家一統の世より、國高にかゝる諸役もありたるや、其始分りがたし、御當代に移りて國役高掛り、御朱印寺社領除地公家門跡の領地、すべて朱印寺社領にても、國役金納る也。（地方凡例録）

高網役（タカアミヤク）

高網を張りて鴨類を捕獲する者に課する運上なり、高網とは長さ七尺程の竹を水たまり又は田方等へ鳥の下る所を見立て、十四五間位程隔てゝ互違に六十本程立並べ、絲を此の竹に二重に巻付け、月の出入に鳥の噪ぐ時絲に巻付けて之を取るを云ふ。（地方凡例錄）

高免・下免（タカメン・シタメン）

檢見を以て取箇を定むる際、其の檢見の結果、年貢の高率なるを高免と云ひ、之に反し其低率なるを下免と云へり。

〔引例〕　中御門天皇享保十九年、甲寅幕府より御代官に布令して曰はく山方里方共に外稼ぎなど見込の相違にて高免の村方或は何か子細ありて困窮する村方等當時作物の出來形宜しからずして御取箇不相應なる村方も之あるべし云々（大日本農史）

田子（タゴ）

田子とは百姓の仲間、又は農人と云ふ義にして、田を作る人々と解すべし。

〔引例〕　今般相對の上右溜池水掛り田子中へ永世小作引請候處確實也（本邦永小作慣行）

足米（タシマイ）

足米とは、毛利藩に於ける地方税の一種にして、即ち租米を地下（ヂゲ）の藏より津藏若くは萩の御藏まで、運送する費用に充つ。各村其の附加額を異にせり。（毛利藩地方史）

立見（タチミ）

立見とは、伊豫地方の用語にして、不作の場合の檢見を云ふ。其の法たるや立見の申請ある時は、先づ其の村の庄屋組頭立會ふて下見を爲し、記帳して御郡所に提出す、乃ち中見が竿打を召連れ其の處に至り、稻の立振りを檢し各自見積りを爲し、或は歩合を投票し、或は歩刈を

試み之を定るものとす、早稲より中稲晩稲と次第に見るを法とせり。

〔引例〕依二御村浦日損水損蟲害此外天災一無二是非一儀に而田作之分不作仕御年貢程無レ之時、立見申請度由、御代官へ訴訟申出る、御郡奉行へ取次様子御吟味有レ之

立見に極る時は、早稲より見る（郡鑑）

立上り（タチアガリ）

立上りとは曾て切支丹宗たりしものが改宗して佛教徒となり、即ち一たび轉びたるものが、再び元の宗旨たる佛教に立ち返りたる耶蘇教徒のことを立ち上り者とも云ふ。畢竟邪宗へ歸還したる者の義なり。（伊豫史談）

田令（タツカサ）

上代に於ける皇族貴人の御地たる屯倉（ミヤケ）の事務を司る役人の謂にして、別に又田使の稱あり、屯倉に於ける收納の事は一切此の田令の司る處なりき。而して屯倉には其の田を耕作する田部あり、田令を通じて毎年一定の租穀を屯倉に納入したり。（日本農政史）

立合（タテアヒ）

立合とは、鑛山にていふ所にして、岩山中に白き筋の引渡したることを云ふ。此立合は鏈の道しるべにて、此筋なき所には金銀銅共になしと知るべし。佐渡銀山にて東西に引渡りたるを根元の立合と云ひ凡そ二十一筋あり、右の外南北へ引渡り、或は馳割れて白筋あるは、鏈あるも長く續かず、又土山中にもネバ土（ヘナ）の立合出ることあり、此ネバ金銀あるをネバ鏈といふ但幅二寸三寸あるは立合とは稱せざるよし。

〔引例〕佐渡相川金銀山立テ合の名

薄身南の方之事　立テ合五枚　但壹筋を一枚と云

大薄身　本立合　唐島　七枚棚　白かれ立合

中通立合七枚

異物　本立合　猿松　踊ば立合　孫之助
厚身立合　中立合
厚身北の方立合九枚
之事
清右衛門　松木　福屋　與市　嘉左衛門　勘兵衛　火繩　與四郎　虎の皮（吹塵餘錄佐渡志）

田出増米（タデマシマイ）

弘前藩に於ける小作料の稱へ方にして、同地方にては小作料を專ら田出増米と呼べり、蓋し水田より出て來る利德米の意なれば、他地方の所謂作德或は田德と云ふと語義の相通ずるものと解すべし。

〔引例〕　一、田壹人役
　薄收穫米壹石九斗　一人役の上り高
　内
　　九斗五升　小作人持
　　九斗五升　分米（即ち斗代米）
　　　内　譯
　　六斗三升　貢米（成米、小役米とも云ふ）
　　三斗二升　田出増米（地主所得）
　（津輕地方に於ける小作米の理由）

棚田（タナダ）

田面の配置階段をなし居るを云ふ、山間又は傾斜地を開田すれば自然棚の如く階梯を成して田の面を石垣又は土石を以て積み上げ、畦を設け水を湛ゆるに至る、畑にも棚畑あること勿論にして、古來土地利用の進みたる我國にては全國到る處に棚田又は棚畑存在したり。

〔引例〕　靈元天皇延寶六年三月、檢地條例、棚田の疇は總て之を除き、山の尾にある片下りの畑は勾配を考へて檢すべし。（大日本租稅志）

手末調（タナスエノミツギ）

古代租稅を手工品にて納むることなり。崇神帝の朝始めて貢調の創立あり、女子は蠶を養ひ絹布を織りて朝廷に貢租することになれり、是れ手末調の嚆矢なりとす。（大日本農史）

水田種子（タナツモノ）

水田に栽培する作物にして、稲のことなり、神代の頃、天照大御神の御世に於て、既に農耕の技術ありたるものゝ如く、大御神は稲を以て水田種子となし天邑君を定め、稲種子を天の徳田及長田に播きしに、其秋に至り垂穎八握莫々然て甚だ快しとあり、以て當時水田耕作の技術行はれ居たるを知るべし。（大日本農史）

種貸（タネカシ）

農作物不作にして農民の食糧不足を告げ、遂に其の貯へたる種籾又は種麥等を食ひ盡し、翌年の種付も出來ざるが如き場合には、藩より種籾又は種麥を才覺し又は之を金錢に代へて貸與へ、翌年の作附に不便無からしむるを種貸と云ふ。元來、種子は農作の寶なれば極めて之を大切にする樣平生より農民に訓へたり。夫の伊豫の農夫作兵衛が、享保年中の大饑饉に際し、食物盡きたれども、種麥を食はず、之を枕にして餓死したることを藩主の耳に入り追賞せられ、今も尙ほ、義農作兵衛の美談殘れること、此の種貸慣例とを併せ考ふべし。

〔引例〕種貸は籾種、麥種とも、凶年にて種無之段願出候時、彌種不足の人數得と遂ニ吟味、反別相改一反に何程まきと極め、種員を調へ米に直し、代金にて貸わたす、値段は夫食同樣也、又私領にては籾麥とも正穀にて貸すこともあり（地方凡例錄）

種井（タネヰ）

種井とは、稲の種籾を浸す井池を云ふ。苗代に種を蒔く前に「タネカシ」と稱し、二月の節に入り二日か三日目より早稲種、五六日目に中稲種、又二三日遲れて晩稲種を浸すなり、種井に就て左の歌あり。

種井には朝日夕日のよくさして濁なき水をかねて用ひよ

種井にはごみ悪水をかへすてゝ大小寒の水をもちひよ
種井には寒の水さへ溜ぬれば苗生よくて疾なきもの
種井には清水流水あしきなり陽氣ながれて目きれせぬもの
（百姓傳記）

種子漬（タネカス）

種子漬とは稻種を水に漬け浸すを云ふ。「たねかす池」とて、農家は之を掘り置くなり、或は二三軒組合ふて掘るもあり、二月啓蟄より春分の中に、池水を汲出して新に涌き出る水を以て浸す、雪ある時は其水を替るといふ。此種子漬・は啓蟄より春分の後に種子を水に浸すこと凡そ十四五日、或は二十日程なり、近來は六七日を經て池より揚るといふ、但國々の風土によりて異同遲速ありと知るべし。カスといへる詞は方言にあらず、古語にも「けふぞ種井に種をかしける」など見えたり。（老農夜話）

頼納（タノミオサメ）

土地の質入を爲す際、質入主は金主に對して普通よりも多くの金を借り受け、其代り金主たる質取人は其土地を自分の手作りにして收穫したる上に、年貢を納めず、年貢は元の地主たる土地の質入主に於て納むるを云ふ、蓋し德川時代に於ては土地の永代賣買禁止せさられたるより、金融に窮したる農民は斯る潛り道を設けて錢の工面を爲したるなり、去れど、此の頼納も亦其後德川幕府の禁ずる所となれり。

[引例]　田畑質入の節、通例の質金より金餘計に借請、其代り、田畑は銀主手作いたし、年貢諸役は地主相勤候を頼納と云、銀主は作取に致事故、貞享四卯年より御停止に成、若し出入及たる時は、地主重き過料、質に取たる者は地面取上げ、過料加判の名主役儀取放、證人叱りの御定法と云也

（地方凡例錄）

田調（タノミツギ）

田調とは、田租の外に人口の數に應じて手工品を納むるを云ふ。崇神天皇十二年に定め給ひし所の弭調（ユハツノミツキ）、手末調（タナスヱノミツキ）及安閑天皇二年に定め給ひし所の臣下所有の屯倉の稅を廢して新に絹絁を納めしむ、卽田一町に絹一丈、四町に一疋（長四丈廣二尺半）を、絁は二町に一疋（長廣絹に同）を納めたり、又絲、綿は絹絁に准して調制を定められたり。

〔引例〕 孝德天皇大紀二年丙午改新の詔ありて曰はく、舊賦役を罷めて、田の調を行ふ、凡そ絹、絁絲綿は幷に鄕土の出す所に隨ひ、田一町に、絹一丈、四町にて疋を成せ、長さは四丈、廣さは二尺半、絁は二丈、町にて疋を成せ、長さ廣さは絹に同し、布は四丈、長さ廣さ幷に絹、絁に同じ、一町にて端を成せ。（大日本農政類篇）

俵（タハラ）

俵とは、束ね藁の義なり、藁にて編成し穀物を盛り包むものなることは、人の普く知る所なり。其の兩端の蓋に用ゆる藁作りの圓く扁きものを棧俵（サンダハラ）と云ひ、又は「サンダラホフシ」とも云ふ。此俵字は正韻に俵散、六書故に分界也とありて、もと米苞の義なし、之を米苞に用ゐしは我國訓なり。延喜雜式に凡公私運米五斗爲レ俵、乃用二三俵一爲レ馱、自餘雜物亦准レ此、其遠路國者斟量減レ之と載せ、其の他類聚國史延曆十七年十月勅、日本靈異記にも同樣に見えたり。

俵直（タハラナオシ）

諸士に支給する石高を現米俵數に換算するを俵直しと云ひたるなり。

〔引例〕 現米俵直但三斗五升俵

一　石　貳俵參斗　　二　石　五俵貳斗五升

三　石　八俵二斗　　四　石　拾壹俵壹斗五升

五石　拾四俵壹斗　拾石　貳拾八俵貳斗
十五石　四十二俵參升　貳拾石　五拾七俵五升
貳拾五石　七拾五俵貳斗五升　參拾石　八拾五俵貳斗五升
參拾五石　百俵　五拾石　百川拾貳俵參斗
六拾石　百七拾壹俵壹斗五升　八拾石　貳百貳拾八俵貳斗
百石　貳百八拾五俵貳斗五升

一人扶持俵直　五俵
半人扶持俵直　貳俵壹斗七升五合
一給金拾兩　俵直大概　參拾俵
一同　七兩　同斷　貳拾俵
一同　三兩　同斷　拾　俵
（政家秘例集）

田文（タブミ又デンブン）

田文とは、上世より田畠の地籍のことを稱せり。後世の水帳に類するものにして、其の土地の檢註を記せるものなり、全國の田文を大田文と云ふ、建久年間に諸國の田地を總檢地したりしが、正治年間に全國の田文を調査せしことあり、貞應年間に皇朝の大田文を作りしことあり、文永年間に諸國の田文を調査し上申せしことあり、貞應二年淡路國大田文、弘安年間常陸國作田總勘文、文永十一年若狹大田文、豐後國圖田帳、但馬國大田文の類、今尚世に傳ふ。諸國の田文は時に守護地頭に命じ注進せしめ、之に據りて公私の領地を正し、田積の增減を調べ、領家地頭の不正を防ぎたりと、尙田文の類に作田勘文、圖田帳、丸帳、地檢目錄、作田目錄、下地注文等稱するものあり。

〔引例〕　後鳥羽天皇文治五年九月、賴朝陸奧、出羽兩國の省帳、田文已下の文書を求む、而るに平泉の館災上の時に燒失し、其の巨細を知り難し、古老に尋ぬるに、奧州の住人、豐前介實俊、竝に弟橘藤五實昌は、故實を存する由しを申すの間た、召し出され子細を問ふ云々。（大日本農史）

田部（タベ）

古代に於ける農民の謂にして、朝廷の田を耕

作する百姓の群を云ふ、即ち朝廷は御料田を有し農民をして之を耕作せしめて食料を得、又凶年に備ふる爲めに屯倉を設け田部の作りたる稻を藏め置けり。（大日本農史）

樣歩（タメシ）

試に丈量する義なり。檢地すべき村落の隣り村にして、前回檢地以來地形を變ぜず、四方共他人の所有に係る土地を撰み、上中下三段の内二三ヶ所を丈量し、舊來の繩心によりて參酌するを樣歩と云ふ。（德川幕府縣治要略）

樽田（タルダ）

德川時代には土地に對する諸税重く、之と同時に又種々の課役に服せしめられたる故、百姓は餘り肥沃ならざる土地を持つことを嫌ひ、斯の如き土地は之を他人に與へ、若し貰ひ手無き時は酒を添へて讓渡したりしが、斯くして酒を附けて與へたる土地をば樽田と呼べり。

段（タン）

段は、地積に稱する名詞にして、今の一段は三百歩なり。段の字は多くは反と書す、段の俗字なり、書紀通證に段の草書の訛なりと見ゆ、此歩數には古今の差あり。

令に載せたる一段は、六尺四方三百六十歩にして、即ち廣十一間五尺、長三十間なり。

文祿の一段は、六尺五寸一歩にて、廣十一間五尺二寸〇三厘九毛三糸、長二十九間四尺〇〇九厘八毛三糸　古段歩より七歩九分一厘六毛七糸つまりたり。

寛永以來今の一段は六尺四方一歩にて三百歩即ち廣十間〇五尺七寸二分六厘七毛〇六、長二十七間二尺二寸一分六厘七毛六糸二、要するに一畝二十四歩つまりたり。（因伯受免由來）

段取（タンドリ）

徳川時代に於ける年貢徵收の一法にして、別の徵收法たる厘取或は有毛取に對して云ふなり。卽ち上田一反に付き七斗、中田一反に付六斗、下田一反に付五斗とするが如し。段取の法は主として關東方面に於て行はれたりと云へり。（日本農政史）

段當（タンアタリ）

段當とは、一段卽ち三百步に收穫何程と計算するを云ふ。古來一段步を生產の單位とし、又讓與交換給付面積の單位とする等、一段の生產量は諸般の計算の基準となり、大切のことなれば段當の計算は常に識者の注意を怠らざる所なり。一段步の生產物は、一人の一ヶ年の食料として充分なり、又農民が耕作を爲す上にも一段を一人役として適當なり、斯の如き事情により一反步を單位と爲せりといふ。

〔引例〕(1)　安永七年八月朔日達、今年は諸作無難たるを以て、後年の標準たるべき取箇を付すべし、但格外下免に當る場所あらば、段當を野帳に略記して出すべし云々。

(2)　安永八年八月朔日達、檢見は定法あれども段當貳升三升等の差に至ては、其立毛目力に悉し難く僅に心を用ゐば、百姓の痛とならず云々。（大日本租稅志）

段錢（タンセン）

段錢とは、段別に應じて課徵する稅錢を云ふ重要なる經費を支辨する爲め諸國の段別に賦課徵收せしなり。鎌倉時代弘長三年、將軍入京の用金として、諸國の段別に各錢百文馬一匹、役夫二人を課したり。執權連署にて賦課令を下し特に其の吏員を設けず、足利氏の世に至り、段別割の外臨時の諸課稅を指して亦段錢と云へり、奉行を置き之を管掌せしむ。應安四年十一月朝廷卽位の儀を行ひ給ふに當り、諸國に段錢を課せり、同五年七月、日吉の神輿を改造する

際にも、段別三十文を諸國に課したり、而して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉行と云ふ、凡そ段錢は社寺田を除くの外徵收甚だ嚴なりしと云ふ、苟も免除に係る者は、奉行に具狀し更に書を請ふて之を除くを例とせり。

〔引例〕稱光天皇應永二十九年壬寅七月、御成敗の條々に曰はく、役夫、工米、以下段錢京濟の事日限を差し請文を捧げながら、其の沙汰を致さゝる在所に於ては、闕所せらるべし。（大日本農史）

段免（ダンメン）

地質特に惡くして、年々の作毛が外の下田よりも收量少き處は、僅の年貢にても百姓困難する故、下田の年貢より一段も二段も免を下げて年貢納め高を決するを云ふ　蓋し段免は田地一段の段の字とは關係なし、階段の段の字に解すべし。

〔引例〕右の場所計所持致し、百姓及ニ難儀ニ故、一つも二つも其地位に準し、免にて下げ遣す、之を段免と申稀に有レ之こと。（地方凡例錄）

段高（タンダカ）

荒地、惡地、又は沼澤地等にして徵稅のため石盛をなし、石高を定むるには其地味餘りに劣れるが故に、單に反高のみを村の高帳に記入せるを云ふ。是れ斯る劣惡地を高に結び付くれば耕作するものなき故、特に反別のみを記し、其課稅の率を遙に低くせざるべからざるによる。

〔引例〕關東には池多く、反高の處間々あり、勿論村居等なく本村持添多し、左れども一槪に村居なしとも云ひがたし、反高にて一村相立ある所も稀にはあり、先は多分持添也、開發後追々地馴、高入にもなるべき地所なれば、反高にせず、見取場にして置、後年地馴れたる時、改めて高入にすれども、前條の如き地所は、始終とても高に結び難く、反高にするなり。（地方凡例錄）

段高場（タンダカバ）

地質の宜しからざるより、檢地は爲したりしも、其高請を爲さず、以て其高掛り諸役をも勤めざる場所を云ふ。古來關東諸地方にありたれども、漸次高に入り、其の後反高場は左までなしと云へり。（地方心得留）

段合籾（タンアヒモミ）

段合籾とは、伊豫の方言にして、段畝一歩の收穫に合當せる籾の義なり、其の比例たる上々一歩籾一升一合三夕三才、上一歩同一升六夕六才、上中一歩同一升、上下一歩同九升三夕三才、中一歩同八合六夕六才、中々一步合同八合、中下一歩同七合三夕三才、下一歩同六合六夕六才、下中一歩同六合、下々一歩同五合三夕三才、外下一歩同四合六夕六才、外下中同四合、外下々同三合三夕三才、右の段合の中六夕切りまでは不作とせず、七夕に及ぶ時は一段切れ故不作とする也、又改升起切れ一合に至る時は、庄屋以下下見の者まで御咎ありて閉居を命ぜらるゝ法なり。（檢免懷秘錄）

段別麥（タンベツムギ）

段別麥とは、豐前小倉藩に於て稱せし所にして、田畠の段別に應じ、徵收する一種の貯麥を云ふ。其の取立方は反三と唱へ、一反に付大麥二升小麥一升とす、是は細川家時代より行はれし法にして、元は社倉の趣意なりしが、後世は年貢同樣に變りたるよし。（郡典私志）

單徭（タンエウ）

單徭とは、中世の日雇のことにて、一日を限りて使用せる徭役をいふ。當時は國司徭帳を作りて朝廷に上申し、一年の中人民を使役する豫定をなし、一人をして三十日間服役せしめたり、又事力として職分田の耕作にも使役したることありたり。

〔引例〕光孝天皇仁和元年乙巳、是より先き陸奥國の解に稱はく、國司の事力は國例に依て大帳に載すべし。中略事力の丁は民の重役なり、黠首其の苦みに堪へず、他境に流離す、撫育を加ふと雖へども、去ること多く歸ること少し、望み請ふ、畿內例に准じ單徭を差し充て、以て窮弊を慰んと、是に至て太政官處分す。（大日本農史）

單功（タンコウ）

王朝時代に於ける土工人夫の一日の功程なり河川堤防等の土木工事に使役する人夫一日一人の一仕事を單功と云へり。例へば一人を十日使役すれば單功十人と云ふが如し。

〔引例〕淳仁天皇天平寶字三年己亥、遠江國荒玉河の堤決すること三百餘丈なり、因て單功三十萬三千七百餘人を役し、粮を宛て修築せしむ。（大日本農史）

彈左衛門（ダンザエモン）

徳川時代に於て穢多の取締の爲めに置かれたる一個の役人にして、上司より穢多に仕事を命ずるには、一に此の彈左衛門を通じて行はしめたり、一名長吏とも云ふ、同じく穢多なり。

〔引例〕明曆三酉年大火事、燒死人九千七百三十七人の取片付、彈左衛門方より申渡、人足三千二百八十五人善七より差出、其後種々御用被仰付度々人足差出相勤る（地方凡例錄）

チの部

地押（ヂオシ）

檢地に用ゐらるゝ言葉なれども、單に地押と云へば、土地を測量するの意と解すべし。卽ち檢地の作業にては土地の等級の決定、持主及び所在等を檢定すれども、地押にては土地の等級は從前通りとなし、唯村內の面積を檢する爲めに、竿を入るゝを云ふなり、去れば地押をなして新に土地を打出すことあり、而して若し隱田あれば檢地又は地押の時に露見して物成を賦課せられたり。

〔引例〕　地押と云は、田畠上中下の位付高石盛も前々より有來りの通りにて差し置き、繩竿を入、反別を改るを地押とも地詰とも云ふ。（地方凡例錄）

地方（ヂカタ）

地方と書きてヂカタと讀む、今日は地方（チハウ）と言へば專ら農村又は田舍卽ち一國の都會地にあらざる部分を指し、地理上の意味に用ゐらるゝ場合多きも、德川時代に「地方」と云へば專ら鄕村の治め方、若くは民政の義に用ゐられたり。去れば「地方大意」、又は「地方の業」などと云へば上司の人々が在鄕の百姓を治むる方法と云ふに外ならず。

〔引例〕　(1)　夫地方と云て、外に可求道なし、相因り相養ふの本、聖人利用厚生の道にして、仁政を行ひ、井田を以て地方の始元とす。（地方凡例錄）

(2)　俗に地方と云は、政務のことにて、强ち田畠收納等の取はからひのみにあらず、總て經濟の事なれば、聖賢の道を元とし、云々。（同上）

地方三帳（ヂカタサンチヤウ）

德川時代の納稅事務上最も必要なる帳簿三あり、一に曰く鄕帳（又は御成箇鄕帳）、二に曰く年貢割付帳、三に曰く年貢皆濟目錄卽ち是なり此の三帳は納租の基本となるものにして、幕府

は是によりて其年の收納を終ふるなり、然れ共此の三種の帳面は幕府の初世よりありしにあらず、德川氏も最初の間は諸事大まかにて、收納の法も細密ならず、年々代官の所理に任せて餘り穿鑿も加へざりしを、二代將軍が慶安年中に至りて之に革新を加へ、代官をして年々其納むべき取箇、小物成、高掛物等總て村々より納付すべきものゝ明細書を勘定所に差出さすることとなれり。是御取箇御帳の始りにして、納租の根元となるものなり。此の書き出しにより勘定所は臨時評議を重ねて裁可を與ふ。斯くて幕府の裁可を受けたる後地方の代官は之を自己の管内に割り付け配付す。之を御年貢可納割付と云ふ、各鄉村は之により其年の年貢を納付し、納付終れば代官所は御年貢皆濟目錄を作り之を上廳に送るなり、地方三帳は納稅事務の始と終を成せり、以て如何に重要なりしかを知るべし。

違作（チガヒサク又ヰサク）

違作とは、作物の收量少く普通作以下なるを云ふ。作物の收量多きを豐作といひ、普通の收量を普通作といふ、豐凶ありて作物の收量一定せず、殊に水損地、旱魃地又蟲害地の如きは、其の作柄年によりて大差あり、故に收益に變化多き地方は、其の作柄の如何によりて、年貢額を決定するを例とすれば、年々檢見の行はるゝを常とす。

〔引例〕　仁孝天皇天保九年八月廿二日德川家慶達、近來違作多く、收納減じ、支配限の檢見にては舊免に復し難し、立毛實檢又は添檢見の者を差遣せずとも、臨檢するに精しく特に勉勵吟味し、近年の減米を塡償すべし。（大日本租稅志）

知行（チギヤウ）

知行は我國語の「しるす」と同じ意味を有す、單に概念の上より云へば公權たる政治上の「し

るす」と、私權たる物の支配の意味とを同樣に含むも、知行其物の制度は甚だ永き沿革を有し、時代によりて其の意義を異にす、而して知行は我が庄園制度の發達史と離して考ふべからず、卽ち始め知行は或は本家職、領家職等が支配する土地の所當(小作料)を知行と云ひ、又は支配する土地其物を知行とも云ひ、又は此の所當と土地とを併せて知行とも云ひしが、此場合は特に一圓知行の名を以て呼びたり。鎌倉幕府創立後は諸國に置きたる地頭の權利漸く伸長して前來の庄園も今や地頭の封地たる觀を呈するに至り、庄園は玆に一變して知行となり、其後室町時代に到り、守護の權利不當に擴張せられ、從來の徵稅權たる領家等の知行の支配權と、幕府の政令に基ける政治上の統治權とが相結合するに到りて前來の知行制度漸く充備するを見たり、斯の如く發達し來れる知行と領主を統一總攬したるものは卽ち豐臣秀吉なり。德川氏に到りては其の旣に成立せる知行制度を基礎として中央集權門勢扶植の大策を施したるが、其の一萬石以上の采地は之を領地と稱し、他方幕府の旗下又は各藩の藩士に給したる采地を指して知行所卽ち家祿の收納權と爲したり。以て知行なる語が王朝時代と、戰國時代、又は德川時代により各其意義を異にするを見るべし。

知行所(チギヤウシヨ)

德川時代の一萬石以下の所領を知行所と云ひ其知行者を地頭と云へり、中世末の地頭の後身なり。地頭權は元來領知權の一種なりと雖、其の支配權が領知權よりも制限的なる點に於て、劣等の領知權たり。例へば地頭は自分仕置として單に死刑以下の者を裁制し執行するを得たるに過ぎざるが如し。(日本法制史)

知行目錄(チギヤウモクロク)

藩主が其藩士に對して知行、卽ち年貢の徵收權を附與する際、何村に於て何十石、何村に於て何石と目錄を草して交付するものにして、今日の官吏に對する年俸給與の辭令の如きものなり。

〔引例〕 薩州谷山の內　知行目錄

山田村
田中の門並名子屋敷一ヶ所
高四十一石五斗五升八合二夕七才
山田村
壹町田屋敷但二ヶ處　一ヶ所　四郞左衞門
一ヶ所　彌左衞門
分米大豆
高貳拾八石四斗五升二夕七才
合七拾石壹升七合貳勺七才
慶長四年七月廿八日
圖書頭
（薩藩舊記雜錄）

直小作（ヂキコサク）

田畑屋敷山林等を質に入るゝことは德川時代の通法として行はれたるが、田畑を質に入れたる際其土地を地主卽ち質入れ主に於て直に耕作するときは之を直小作と云ひ、先方たる質取主に於て別人に小作せしむるときは之を別小作と稱す。

〔引例〕 直小作とは田畑を質に入れ、地主直に致二小作一を云ふ。（地方凡例錄）

地組（ヂクミ）

田地の實質を調査し作德のあまりに甲乙なきやうに平均して巧に組合はするを云ふ、例へば土地變質して上田は中田より劣り、下々田も中田に勝ることゝなり、作德偏倚して殆ど貧富顚倒の傾きある場合は、古帳を崩さずして巧に組合せ、農民一般に生計に窮せざるやうにする方法なり。

〔引例〕 地組と地割とは似たる事のやうに聞ゆ、或は別事にあらず同じ事也といふ人もあり、左樣に

てはあるべからず。

地組といふは、其村の田地上中下下々の位に夫々の高を抱へて其地々々の高畝共に紛はしき事はなけれども、中略土地變易して上田は中田に劣り、下々田も中田にまさる様に成て、上田多く持たるもの下田がちに持たる者より作徳少く、高ふとくして折合さるも有べし、右に付作徳多き田は必多物と勝手能者の方へ片寄て、貧富勝劣もあるべし、中略古帳を崩さずして甲乙なきやうに組合せ、百姓一統に有付るは役人の功なり。（田法雜話）

地下人（チゲニン）

地下人とは、町人又は百姓となりし土民を云ふ。卽ち地方にある人と云ふ義なり。此地下人は普通の百姓等より物事を辨へ、常に村里の重役となるを例とす。又單に地下と唱ふるは、堂上殿上に對して五位以下の未だ昇殿を許されざる人なりしが、轉じて朝廷に仕ふる官人以外の人を一般に總稱するに至れり。

〔引例〕　後陽成天皇天正十九年辛卯八月、秀吉制令して曰はく、奉公人、侍、中間、小者、荒子に至るまで奥州へ御出勢より以後新儀の町人百姓となる者これ有らば、其の町中地下人として相改め、一切置くべからず、若し隱し置くに於ては、其の町在所御成敗に加へらるべし。（大日本農史）

地子（チシ）

地子の語は大化改新の田制に其端を發す、當時國營小作地たる剩田を作らしめ、其の耕作人より納むるを地子と云ひたりしが、元來此の地子なるものは始めより私法的性質を有し、國營小作地に對する百姓の私的關係に其の因を發す然るに降て鎌倉時代となるや當時旣に朝廷に所屬する國營地の如きは殆んど消え失せて之を見るを得ざるに到りたりと雖、尙ほ地子の語は神社及び寺院の領地に於て其名殘を止め、更に足利時代に到れば、元來地子は田畑に就てのみ用

ゐられしに、此の頃に到り宅地の地租を地子と呼び、最早田畑に就ては地子の語を使用せざるに到れること、又此頃に到れば地子は往年の如く小作料にあらずして、全く公的性質を有する年貢たるに到れることに注意すべし。

〔引例〕　年貢收納帳

畑の分

一反　ウリ地定地子五升　　善五郎

一段　ウリ地定地子一斗五升（以下略）

（東寺百合文書）

地子田（チシデン）

王朝時代に於ける國有小作地の義にして、春期農民に田を貸付秋に至つて其の地代卽地子を收納する田のことにして、所謂賃租田に外ならず。

〔引例〕　淸和天皇、貞觀八年丙戌上野國言す、介安倍朝臣眞行が百姓を催し勸て田四百四十七町を開發すと、太政官處分す、未だ班たざるの間は地子田と爲よ。（大日本農史）

地子帳（チシチヤウ）

王朝時代、國有小作地たる地子田の租額を記せる帳簿にして、地子田を上中下に分ち、其の賃租額を調べ且つ其損益を記載せるものなり。三通を作り一通は主稅寮に、一通は主計寮に、一通は官厨に送附したり。

〔引例〕　醍醐天皇延長五年制令、諸國の地子帳は三通を造り、一通は主稅寮、一通は主計寮、一通は官厨に送れ、具に田の上中下及び損益を錄し、正稅帳使に附て申送れ、若し去年の勘出物を塡てさる者は稅帳の返抄を拘留し云々。（大日本農史）

地子錢（チシセン）

地子錢は地租の別名なり、延喜式市司の條に凡そ市町に居住する輩は市籍人を除き地子を納めしむことあり、是れ京都に於ける地子錢の創めなり、後世天正元年七月、信長京中の地子錢は

永代赦免することゝ爲したり。

〔引例〕(1) 後奈良天皇天文二十年辛亥三好長慶京中に地子錢を課す。（大日本農政類篇）

(2) 天正元年癸酉七月信長京中に命じて云はく京中の地子錢は永代赦免せしむ若し公事寺社方より地子錢の内收納に來るものは替地を以て沙汰すべき事後略（同上）

地子雜物（チシザウモツ）

賃租田を借地し其の地子として進納すべき稻穀の代りに雜物を出すを云ふ。雜物は絹、油甘葛煎、種薑、堅魚、商布、絁、細貫、蓆、束鮑等地方特有の産物を以て充つるなり。

〔引例〕醍醐天皇延喜十四年八月太政官符す、雜事五條の其の三に云はく、諸國例進の地子雜物を定むること、右は伊勢國米百二斛、絹六十疋、尾張國、米百五十斛、油二斛、參河國米三百斛、油二斛、遠江國米三百七十三斛四斗七升三合三勺、甘葛煎二斗種薑一石、駿河國、甘葛煎二斗、堅魚六百斤、商布五百段、伊豆國堅魚三百三十二斤後略（大日本農政類篇）

地續帳（チツヾキチヤウ）

地續帳は、字限畫圖と同じく、因伯二州に於て使用せしものにして、一場所一當口(ヒトアテクチ)限りに順序を立て、其の筆分ケ地位反別免分ケ等明細に記載し、一村毎に之を綴ち、總計して免狀の根本とするものとす。

此帳は文政元年用人加藤主馬、郡代兼勤中計畫せしものに係る。主馬解職後其の議將さに廢せられむとす。增井清藏深く之を嘆じて建言す乃ち天保十年野間鹿藏郡代勤務中再興を決し、それより業を積み、弘化元年平井十兵衞郡代在勤中、年數二十七ヶ年を經て、田畑字限畫圖、地續帳始て完成し、經界正しくなり、稅斂明白となりたりと云ふ。（因伯受免由來）

地頭（ヂトウ）

地頭と云ふ語は時代により尠くとも三つの意義を有するを見る、其一は鎌倉時代の始め源賴朝の置きたる莊園の行政檢察官の役を勤めし地頭職と、二は德川時代に到り各藩の給人卽ち知行所に配置せられたる藩士を地頭と云ひたる場合と、三は一般に土地の所有者卽ち地主を呼ぶに地頭の言を以てしたる場合とある是なり。而して地頭は固と莊園の領主が其土地の管理者として派せる莊官の別名に過ぎざりしも、賴朝が勅裁を經て地頭を遍く諸國に置くに及びて、一種の地方官となり、最早昔日の如き莊園領主の私置せし地頭の比にあらざるに到り、卽ち之より後地頭は一般莊園の土地を管理して租稅を徵收し、之を國衙に納むることゝなり、更に此の徵稅權に加ふるに地頭は其の管內の非違を檢し、又盜賊を逮捕するを得しかば、賴朝天下統一の二大機關の一たる守護職と共に其の勢力又甚だ大なりき。次に德川時代に於ける藩の給人が地頭として其知行所內の百姓に威を逞ふせしことは、說明する迄もなかるべし、又地頭なる語が公權を離れ全く私法的事實たる土地の持主たる地主に使用せられたることのあるは、今日各地の小作慣行を取り調ぶる際其の小作證文により又は古老の口により親しく之を聞き得へし、以て地頭の語が時代と場處により著くし其意義を異にせる所以を解すべし。

〔引例〕(1) 諸國在々地頭中、致二非法濫法一之由、訴訟出來之時、對二決兩方一、爲二是非一、於二京都一而沙汰人預所可レ遂二問注一之旨被二下知一之所云々

嘉祿三年閏三月十七日　武藏守　判

相模守　判

掃部助殿

修理亮殿

（日本古代法釋義）

(2) 諸國酒造米の儀（中略） 御料は御代官並に御預所私領は領主地頭にて、是迄の作り高一々遂吟味、半石作の積り可二申付一云々（地方凡例錄）

地頭代（ヂトウダイ）

地頭代は鎌倉時代の地方官たる地頭の代官にして頼朝の時より始まりたり、卽ち守護の守護代の如く、時に臨で地頭の代官として置かれたものなり。（日本法制史）

地無高（ヂナシダカメ又ムチダカ）

無地高は、其の土地なくして其の高のみ存在するを云ふ。卽ち川欠山崩等の地あること是なり。元來所有者の名あるものは、凡て年貢を辨納せしむる筈なれども、かくては百姓困難なるべきを以て、高役年貢共に高より內引する例なり。又かふり高、無地高とて、村高のみ存在する地あるも、是は前々より其の村の持前として、普通の取箇には關せず取らるゝなり。（農鑑）

地平段免（ヂナラシダンメン）

地平段免とは、田制の用語にして、地味の善惡優劣を考へ、田の一・田の二・田の三・田の四・田の五・田の六、畑の一・畑の二・畑の三・畑の四・畑の五・畑の六等の如く田も畑も六段に分ち、悉く其の免を替て段免とし、取箇に偏頗強弱なく何れの田畑も上納しやすきやうに平等にするを云ふなり、此法は元祿四年より八年迄五ヶ年間、因伯二州に行はれしものに係る。（因伯受免由來）

地主（ヂヌシ）

土地を有する者の義にして、別に又地頭、總領、統領、名請人、持主、田主、畑主、大屋、親方、親作、地親、名負、加地子喰等とも呼ばれたり。（永小作論）

地引帳（ヂビキチヤウ）

檢地準備の帳面なり、卽ち檢地すべき田畑其

他の土地を、一筆限り字、番號、地目、地主、持主等に別ち詳細に列記し、檢地奉行へ提出せしむるものを地引帳と云ふ。（德川幕府縣治要略）

地引繪圖（ヂビキヱヅ）

檢地の準備帳たる地引帳に添付する圖面にして、田畑其他一筆限、並に山川、道路、隣地、村界等の實形を擧げ、尙ほ地引帳と同じく、畝步其他詳細の記入をなす、然れども一村檢地の場合に於て廣濶の土地を、一紙中に縮寫するときは、每筆の區畫狹隘にして、到底詳細を記入する能はざるが故に、此の場合に於ては、每耕地、每字限、數枚に分割して之を作製するを妨げず。（德川幕府縣治要略）

帳外（チヤウグワイ）

素行修まらずして戶籍より除かれたる者の謂なり、卽ち逃亡者行衞不明者又は勘當久離の者は人別帳（戶籍簿）より除名せられたり、之を勘當又は久離と云ひしが、要するに無籍の者と云ふ意なり。（大日本農史）

茶役（チヤヤク）

村の共有地又は入會地等へ茶樹を植付け置き、且つ其の植ゑ主は誰々と明かに定め置き、此の植ゑ主より每年自己の持地の年貢と共に小物成を上納するを茶役と云ふ。要するに自己の所有地にあらざる村地に植ゑたる茶の掛り物の謂にして、夫の茶年貢とは其性質異れり。（地方凡例錄）

茶の子（チヤノコ）

茶子とは、飛驒にて云ふ朝飯のことなり。傳へ云ふ、昔は朝早く起て仕事をし、茶を啜て何か團子やうの物一つづゝ食したり、之を茶子と云ふ、是に因て後來朝飯を茶子と稱するなりと。

又小晝飯をこびくと云ひ、七つ（今の四時）に又少しづゝ食するをこびりと云ふ。夜に入り家に歸りて食するをよはんと唱ふ、卽ち夜飯なり。（農具揃）

茶年貢（チヤネング）

百姓が自己の畠の中又は畦畔に茶を植付ける時は、檢地の際に之を竿除けとして量入せず別途に測り出し置き後ち此分に對しては更に茶年貢として小物成を賦課するなり。（地方凡例錄）

長生地（チヤウセイチ）

獸類、鳥類、其他動物の殺生を禁制したる地なり、佛教渡來以來動物愛護の風習漸く起り、且國法を以て動物殺生禁制地域を定め動物の長生を圖れり。現今禁獵地を設くるものと目的は異るも其の形は略同樣なり。

〔引例〕持統天皇五年己丑詔して曰はく、畿內及諸國に長生地各一千步を置く。（大日本農政類篇）

地役人（ヂヤクニン）

德川時代に於ける地方吏員を一に地役人と云ひたり、卽ち郡代、代官及び其の屬吏たる手附手代、書き役等何れも地役人なりき。（德川幕府縣治要略）

定免（ヂヤウメン）

定免とは十年とか十五年とかの年限を定め、此の期間の平均收穫高を算定し之を標準にして一定の稅額を定め、斯くして定まりたる稅額は三年或は五年の間動かすことなく、年の豐凶に拘らず一定の稅を納めしむるを云ふ。稅の徵收法に定額制度を採用すれば、每秋作物の出來榮を檢査して稅額を定むる所謂檢見の手數を省くことゝなるも、凶年に際しても百姓は一定稅額を納入せざるべからざるの苛酷に逢ふことゝ

なるべし。

定免の語は小作人が地主に對する小作料を其豐凶に拘らず毎年定額を納むる場合に用ゐらるゝことありと雖、免と云ふ本來の語源に溯り押し考へて見れば、定免は元來租税に對してのみ使用すべきものたるや云ふ迄もなし。

〔引例〕 檢見取村々、新規定免願出たる時は、能々吟味を遂くべし、大百姓田地多く持たる者は定免を好む儀に付、村役人百姓代等願出るとも、小百姓の方得と相糺すべし、定免に成難き村を無拠辨定免に申付くれば、田地少く持たる百姓甚痛むもの也。(地方凡例錄)

定法小貫(ヂヤウハフコヌキ)

定法小貫とは、毛利藩に於ける一種の地方附加税にして、三種あり、勘場定法小貫、地下定法小貫、增ゝ貫是なり。勘場(郡役所)定法小貫は各郡其の比を異にす、小郡宰判は高一石に付四合九勺の附加税とす、地下定法小貫は、各村の畔頭下觸の數に應して、村高に附加して徵收す、其の率は各差違あるも、小郡宰判にては八合六勺平均とす、其の支途は畔頭下觸の費用に充當す、增小貫は地下定法小貫の缺陷を補充する税にして凡三合以下の附加とし、天保三年より始て徵收せりと云ふ。(毛利藩地方書)

定石代・安石代(ヂヤウコクダイ・ヤスコクダイ)

德川時代に租税を金納する場合に定石代と安石代との別あり、定石代は平常の値段にて納め、安石代は天災の爲め作物凶歉にて人民非常に困窮し、定石代にて納入する能はざるが故に、特に政府の定めたる張紙値段を以て納入を許されんことを請ひ許さるゝことあり、之を安石代上納と云ふ。(大日本農史)

住人（ヂユウニン）

大化改新の後、國郡の制定あり、國司は年期を定めて、任地に赴きしが、任期滿ちて京に歸るに當り、子孫之に隨はずして其地に土着するものあり、此輩後年に至り其門閥に於て他の庶民と同じからざるが故に、自から其上にありとして「住人」と稱せしか、後年の諸國武士の輩亦此中より出でたり。（日本法制史）

注進（チユウシン）

物事を記して上司に進むることを云ふ、又差起れる事件を急き上司に申告することをも云ふ。注は記すること、進は上へ奉ることにして、物事に氣を付け、正しく上司へ申報する義なり。

〔引例〕寛元四年二月安藝國三角野村注進、一町三段大内不二段六十歩云々。（大日本租稅志）

中宿（チユウジユク）

鹿兒島藩にては、城下の家中武士が餘り貧困に陷れば、之を外城たる農村に出して農業を營ましめ、多少、生活に餘裕を生じたる時、再び之を城下に呼び戻して勤仕せしむること行はれたり、之を中宿と云へり。

〔引例〕鄕士方并寺社町濱中宿等入作取納の儀割付受取合の儀鄕士年寄郡見廻受込前條同斷可被相究候若相滯氣儘の致申分者有之候はゞ屹度可被申出候（田租雜記）

除地（ヂヨチ）

德川時代の稅制に附せられたる地目の一種なり、卽ち除地とは朱印地を除きたる外の社寺境內及び古來由緒あるものゝ所有に係る田畑居屋敷等にして無稅たる文書を與へられ、又は前々檢地帳外書に「除地」と揭記し有る分に限り、御朱印地の如く特別に免稅せられたる土地なり。

（徳川幕府縣治要略）

徵物使（チヨウモツシ）

王朝時代、地方の郡司等が調物を携へて上京せしこき、特に京都の諸司及び諸家より使者を發し途中に於て其の調物の一部を强徵するものを徵物使こ云ふ、當時斯る弊害ありたるにより諸國の郡司、雜掌は正規の調の外に尙ほ諸司及諸家へ納入する分まで、餘計の調物を持參せざるべからず、然らざれば京都の徵物使等は其黨類を集めて郡司、雜掌等の入京するを待ち受け、先初　こ稱して途中官物を責め取り、次に土毛こ稱して其の携ふる私粮を掠奪し、若し其の要求に應ぜされば、却つて之に凌辱を加ふるが故に、上納品を割きて贈賄したりこ云ふ　蓋し當時に於ける官紀紊亂の一現象なり。

〔引例〕　宇多天皇寛平三年辛亥、太政官符す、諸司諸家の徵物使が調綱の郡司雜掌を寃め勘ふるを禁止すべき事云々。（大日本農史）

勅旨田（チヨクシデン）

大化新政後の田類の一種にして勅許開墾地の義なり、則ち勅旨によつて諸國の空閑地、荒廢地を開き或は荒地を墾熟せしむるを云ふ、而して其の開墾費は勿論國庫より之を支辨す、租税の中を特に勅旨田料こして別途に取り分けて之に充つ、例へば天長七年二月丙辰、武藏國空閑地二百二十町爲二勅旨田一、又正税一萬束、充二開發料一云々こあるが如き是なり。

〔引例〕　平城天皇大同元年丙戌敕す、今聞く畿内の敕旨田或は公水を分け用ゐて新に開發することを得、或は元と瘠地を墾して遂に良田に換ふ、加之ならず、言を勅旨に託して遂に私田を開くと、使を遣はして勘察すべし、若し王臣家此の類あるも亦同じく檢ふべし。（大日本農史）

地割制度（チワリセイド）

一藩又は一村の土地を個人持とせずして公有又は共有制度の如き下に置き、五年、十年或は二十年毎に、其土地の地味を調べて上、中、下を適宜に組合せ、略ぼ同樣の割合の面積にて抽籤を以て土地を割り當て耕作せしめたるを地割又は割地と云ふ。我國に於て今日迄に知られたる此の制度の所在地は壹岐、平戶、筑前、薩摩、大隅、日向、琉球、豐後、筑前、伊豫、土佐、尾張、伊勢、越後、越中、越前、常陸、岩代等なりき、此制度は一種共產主義的色彩を帶べる土地制度なりとて、諸學者によつて尠らざる興味を以て研究せらる。日本經濟史の學者より特殊土地問題として取扱はれ最早くよりて我學界を賑やかしたり。

〔引例〕(1)　田畑地割停止申付候事（宇和島吉田兩藩誌）

(2)　水腐所は右の通り割換に不ㇾ致しては、田所に至て甲乙出來、水腐地ばかり持たる百姓は及ㇾ潰に付、村中一統に相立つため、割地にいたすなり（地方凡例錄）

地割鬮組法（ヂワリクジクミハフ）

明治の地租改正期まで土佐國其他の諸國に行はれし一種の配田法にして地割制度の別名なり。例へば百町步の村ありて、耕耘する農民百戶あれば、其の百町步を百戶に割合ふ義なり、鬮組とは、百町步の田には上中下と遠近あるを以て、一番より百番までの鬮を製し、各番何れも均一するやう上中下遠近を組合せ、其の田の字及び反別石盛等を帳簿に詳記し置き、戶主會合し席上に於て各抽籤し　其の耕耘地を定る方法なり。此鬮組更正年期は、土佐にては六年に一回とせり。（土佐藩地割鬮組法）

賃租（チンソ）

王朝時代に於ける特別官有地たる公田の小作

料なり、即ち公田を一ヶ年限農民に貸付し、其の地代即地子を收得するを云ひ、賃とは春期田を貸付たる時前納する地代を云ひ、之を耕作して秋期に至り年貢を納めしむるを租と云ふ。（大日本農史）

陣屋（ヂンヤ）

陣屋は元來軍役の宿所の義なるも、徳川時代にては幕府直轄地に於ける代官の役宅を陣屋と呼びたり、陣屋には數人の手代及び手附あり、此處に於て常に收納及び一般の事務を司る、陣屋に本陣と出張陣屋とあり、蓋し役宅の本所と支所の謂に外ならす。（日本農政史）

陣夫役（ヂンフヤク）

軍隊の軍事品又は物資を運搬すべき人夫及馬匹を百姓の內より選拔して出役せしめたるを云ふ、其の徵發の割合は、二百俵を收穫する地より人夫一人及び馬匹一頭の見當にして、馬匹なき地は人夫二人を出役せしめ、且食糧として人夫一人に付米六合、馬一頭に付大豆一升を地頭より納付せしめたり。

〔引例〕 後陽成天皇天正十七年己丑徳川家康國郡の三奉行本多重次、高力淸長、天野康景に命じて制令六箇條を出す、中略陣夫は二百俵に壹疋一人宛これを出すべし、荷積は下方升五拾目たるべし、扶持米六合馬大豆一升宛、地頭これを出すべし、馬なきにおいては夫二人これを出すべし後略。（大日本農政類篇）

鎭守府（チンジユフ）

古代東國の蝦夷を鎭撫せし役所を云ふ。最初鎭所と稱へしか、後ち鎭守府に改む、初め陸奥國宮城郡多賀城に置き、後同國膽澤郡膽澤城に移り、又岩井郡平泉に轉し、當時未開なりし陸奥出羽の兩國を鎭守す。將軍一人府廳に居て任

に當る、後之を大將軍と稱す、副將軍二人を置き將軍を助けて軍務を行はしむ、景行天皇二十五年武内宿彌をして東北を巡行せしめ、蝦夷の事情を知り、爾來蝦夷の地平靜ならず、朝廷屢々征夷の軍を送る、元正天皇以來蝦夷の勢力偉大にして按察使を殺す。後ち征夷使征東將軍を遣はし之を討たしめしも平定せず、依て常備の軍衛を設け鎭所とす、是卽ち鎭守府なり。延曆二十年鎭守府將軍坂上田村麿大に蝦夷を平定す、源賴朝建久三年七月、征夷大將軍になりしより特に其任を重しとせしが、之より東北の鎭守府は廢止せられたり。

〔引例〕 淸和天皇貞觀十一年二月二十日、勅して鎭守府の府掌二人に職田各二町を賜ふ。(大日本租稅志)

ツの部

追放（ツイハウ）

放逐の事にて、其の處より追拂ふを云ふ、徳川幕府刑名の一なり、敲よりも重く遠島よりも輕し、重追放、中追放、輕追放の三等に分ち、共に御構場所として、其の地に立入るを許さゞる規定なり、

〔引例〕重追放御構場所

武藏　相模　上野　下野　安房　上總　下總　常陸　山城　攝津　和泉　大和　肥前　東海道筋　木曾路筋　甲斐　駿河

中追放御構場所

武藏　山城　攝津　和泉　大和　肥前　東海道筋　木曾路筋　下野　日光道中　甲斐　駿河

輕追放御構場所

江戸十里四方　京大坂　東海道筋　日光　日光道中

右は寬保二年壬戌十一月九日、評定所に於て定る所なり。（庭子雜話）

仕丁（ツカヘノヨボロ）

古代諸國の民にして政府に使役されし者の謂にして雜役に服するを普通とす、この仕丁の制は上古よりありて、鄕村より仕丁を徵集するには三十戸の鄕より一人と定められたり、創始の年代は明ならざるも、大化の改新に際しては舊制を改めて五十戸に一人と定められ、五十戸を以て仕丁一人の糧に當て、一戸には、庸布一丈二尺、庸米五斗と定められたり。

〔引例〕前略又仕丁を取る仕丁は舊と三十戸每に一人を出ししを改めて五十戸每に一人を取り五十戸を以て仕丁一人の粮に宛て一戸に庸布一丈二尺庸米五斗と定む後略。（大日本農政類篇）

舂米（ツキゴメ）

王朝の頃、稅穀は尙ほ籾を以てしたりしも、

其の租稻の一部分を舂きて都に輸送せしめたり、之を舂米と呼びたり。年貢を精白米として納むる當時の制度なり。（日本農政史）

舂法（ツキハフ）

舂法とは、檢見の際坪刈したる稻を扱きて籾とするを云ふ。徵稅法の一にして、穀物の作柄を檢見し、豐凶により其年貢額を定むるに當り、田地一坪宛の稻を數箇所刈取り、其の稻穗を扱き落し、調製して以て籾となす。固と臼にて舂きしより此名あり、而して籾を檢量する（マスダメシ）を桝様と云ひ、其の石數を出合と稱するなり。

〔引例〕光格天皇天明七年八月七日、德川家齊達、

檢見は村民より立毛內見帳を出し巨細實檢の上作毛の善き場所にて坪刈するなるべしと雖も百姓苗代跡等と稱する所は坪刈せず、舂法の際干減等を懇願すれば寬假すと聞く。後略（大日本租稅志）

接木（ツギキ）

接木は、木幹に他の小枝を切り取り接ぎて生ぜしむるを云ふ。大抵同種の木にて接合するなり、而して其の幹の方を臺木（ダイキ）と云ひ、枝の方を接穗（ツギホ）と云ふ。凡そ各種の花及び樹果の類は實生（ミシヤウ）のものは接木を爲すにあらざれば、變性して花實を結ぶこと少きを以て、其の種の宜しきを擇て之を接くを可とす。其法たる幹の皮肉の間に刀口を入れ接穗を挿み、其の上を結ひ置くものなるが、其の木の腹と腹とを合するを要す、臺木の腹は、其の切口を見れば必らず年輪は片寄りあるものにて、其の中心の遠き方をいふ、接合の後は細密に絡縛すべし、但あまり強く締るはよろしからず、而して蠟にて塗り置くを最も妙なりとす。又扮接（ソギツギ）といふは、接枝と臺木と手早く其の兩口を接合し、片寄らさるやう心を用ゐて締縛するなり、此外割接（ワリツギ）、寄接（ヨセツギ）の法あり。（農

家備要）

繼飛脚（ツギヒキヤク）

繼飛脚とは幕府自から設くる處のものにして、各驛に繼飛脚米を給し、常時飛脚を備へしめ、通信の要あれば、各驛飛脚を繼て之を發するものなり、其要する時間を定むること略次の如し、江戸より

伊勢山町田まで　三十一時　急行二十七八時
大阪まで　四十八時
京都まで　四十五時　急行四十一時

更に急なるものを無尅と稱し京都まで二十八時乃至三十時となせり。（日本法制史）

佃（ツクダ）

佃は、正韻に治田也とあり、又和名抄には豆久太と訓したり、即ち作り田の略なり、又字典に代耕農也とあるにより、又佃戸、佃人と云ひて、我が小作人の事にも云へり。

〔引例〕佃は、田を治る也、从レ田从レ人と云、和名抄豆久太、今俗に作田と書也、耕は田を犂く也、佃は作る也、以耕作と云也。（田法雜話附錄）

作俵（ツクリタハラ）

作俵とは米包を改裝するを云ふ。俵裝の粗惡にして藏納めを許さざるものは、江戸米廩の小揚なる者之を改作するものとす。作俵のことあれば百姓より百俵毎に七升の作賃を小揚人に交付するを法とす。故に小揚人の意思によりて作俵の程度も決定するものなれば、百姓の中には小揚人に賄賂して其手心を請ふものありき。

〔引例〕後光明天皇正保三年德川家光達、作俵あれば百俵ごとに、七升の作賃を百姓より小揚に交付すべし。（大日本租稅志）

繕田（ツクロヒダ）

仙臺地方にて稱する所にして、山田など非常

の人力を費して、僅に田形を成したる田を斯く云ふ、繕は「ツクロフ」の義なり。

〔引例〕　寛文八年九月

一　繕田之事

右は山澤段々下り之田畑は、畔免御用捨之儀、幅廣又大石等有レ之分は、取合吟味之上用捨被レ下候事。（仙臺藩租税要略）

附紙（ツケガミ）

今日にて云ふ附箋のことなり、下役より上司に對して何か願出づることあり、上役之を見て其れに適當の指令を爲すに當り小さな紙を其願書に附けて文字を記し、上意を表はすを云ふ。

〔引例〕　一、御城當日、自火一軒焼に候とも、御場一二里内の出火に御座候はゞ、火元百姓手鎖申つけ咎日數の儀は其節相窺候樣可仕哉

御附紙

書面可レ爲ニ窺の通一候

右の通可ニ申附一や、御下知奉レ窺候　以上

戌十一月　　小野　左太夫㊞

（地方凡例錄）

附荒（ツケアレ）

農民困窮して其の力足らず、田畑に種藝するも、其の培養を盡さゞるを以て、殆んど荒廢に歸したる土地を云ふ。若し農民にして勤勉なる時は、其の一村の田畑をも不足とし、他村に出作して作徳するものなり、故に其村に附荒の如きものあるは、其の村の名主以下の怠惰と不注意に基くものとなせり。（農譚籔）

辻借（ツジカリ）

辻借とは、因伯地方に於て稱する所にして、其の村の貢米の辻の中、何石何斗の徴收不足ある時は庄屋初め連印の證書に、「來年取立可致返納米」など記入し、村の金主より借入れて、年

貢の不足を償ふを云ふ、蓋し此法は中頃より既に停止せられたり。（因伯受免由來）

土取（ツチトリ）

土取とは出雲にて田畑の位付のことを云へり、其の地質の良否に因りて差等を設くること、他の地方に同じ、土の位取りの略語なり、苗字にも土取と云ふあり。

〔引例〕　土取と申取候て悉階段有レ之事は、土地の善悪に隨ひ御見計ひ被レ成、左之通に被二成遣一候。
　十七上々田、十五上田、十三中田、十一下田、九下々田、七新下々田、五又下々田。
先々樣成大概に御座候。中略
　九上畑、七中畑、五下畑、三下々畑。
畑は多分此位の事に候。（地方準繩）

土一升・米一升（ツチイツショウ・コメイツショウ）

民間の諺にして水田一坪に粒米一升を產する最優の良田を云ふ、土一升は一步のことにして俗に一坪に過ぎざるなり。之に次ぐは九合、八合、七合より一合なり、各々水田の腴瘠に隨ひ其れより下りて產米に增減あり。老農の言に徵すれば、籾一升を磨りて粒米七合を得るは上位の土なり、六合之に次ぐ、大概半磨と心得べし、普通籾一升を磨りて玄米五合を得ると云ふ、五合に及ばざるを薄田とす。（農譚藪）

圖諜（ヅテフ）

上代、氏族制度の跡を受けてか、我國民が家の系譜を尊重したることは著しき現象にして、兼て又當時一家榮達の方便なりき。圖諜は卽ち家系圖譜のことにして、政府に於ても屢々諸國人民の家譜を調査し、其生死を明かにし、又功勞ある者は圖牒に基きて重用したり、而して元は圖諜進達の期限一定せざりしが、後ち、六年每

に一たび進上することゝなれり、卽淳和天皇元年甲辰、八月、太政官府により、諸國の郡司をして圖諜を譜して上進せしむべき事としたり。（大日本農史）

圖田帳（ヅデンチヤウ）

鎌倉時代に於ける各國の田積帳にして、田文と同様なるものなり、豐後圖田帳、薩摩圖田帳の如き是なり、後世に於ける檢地帳に匹敵す。（日本農政史）

勤方帳（ツトメカタチヤウ）

地方在住の代官其他の地方官より徴する考課狀なり、卽ち其の支配所の石高及び地租は定免制なるや、檢見制なるやに別ち又前年との比較增減を記し、小物成諸運上等の雜稅、貸與金あらば其返納、新田畑の開墾、荒蕪地に屬する土地、民家人畜の損害、堤防修築の官費、夫食種籾の貸與、其他訴訟事件に到る迄、總て代官が其管內に於て施行せし政治の成績を列記して、上司に報告する書き物を勤方帳と云ふ。帳形は竪九寸五分、橫六寸七分、用紙は大障子を用ひ、特に筆者を選み、一字一句も苟もせず、行書にて立派に認めて上申するを法とす、將軍家の檢閱に供する重要の帳簿なり。勤方帳は享保年中、代官吉川久左衞門が勤方帳を上申したる處、幕府は甚だ事の宜しきを得たる法なりとして、爾後之を每年成規に報告せしむることゝなれりと云ふ。（德川幕府縣治要略）

坪（ツボ）

大化改新の際條里制度によりて定められたる割田の桝目の一つを云ふ、卽ち當時諸國の田畠ある土地は其山林亭宅の別なく土地を平均して繩張をし、方六丁を一里とし、其一里の內を三十六坪に割る、一町四方のもの三十六圍にて六

行あり、是を坪と云ふ、其坪を右方の第一行の第一の坪より六の坪まで縦にかぞへ、二行目は七の坪八の坪と下より上に算へ、三行めは上より下に、四行目は下より上に五行目は上より下に、六行目は下より上に至る、六坪づゝにて次第にをりかへすなり是を坪並と云へり。

又坪は方今、地面の廣狹を量る稱にして、六尺四方の地を坪ともいふ、卽ち反別の歩に同し。坪の十分の一を合といひ、合の十分の一を勺と云へり、坪字は元來平面の土地にして「つぼ」といふ義なり、然るに之を「つぼ」と讀み來れるは、垣の內の庭など一區の窪(ツボマ)り來りたる地を「つぼ」と唱へ、常に壺の字を借書し、廣く地面に應用して坪の字を「つぼ」と讀めるならむ。或は云ふ、壺はもと壼(コン)の誤りにて、宮庭の廣庭に誤て壺の字を用る、「つぼ」と讀み來れりと。

(「大日本不動產法沿革史」「租稅問答」)

坪付(ツボツケ)

中世以降、領主が配下の武士又は人民の爲に持主每に地目を書き上げて與へたるものは卽ち坪付なり、蓋し坪付とは條里制の坪割りに基く用語ならんか。

〔引例〕 坪付

薩州牛山院大口の內
大田名　　岩切次介先
壹反　　長町
永代買
已上
文祿元年六月吉日
新納武藏入道
爲舟
(薩藩舊記雜錄)

坪刈(ツボカリ)

坪刈とは、一坪卽ち田地一步の稻を刈り取り

て檢定の用に供するを云ふ。一名步刈とも稱す、檢見の一法にして、成熟の甲乙なき田に就き標準に隨ひ、上中下の作毛、各一步を刈取りて其の收量を檢するなり。德川氏の時代，享保四年八月の令に據れば、坪刈を爲すに當りては、農民の爲せし下見分の帳簿と標準とを比較し、坪刈の合付に對し、下見分に誤差ある時は、農民の過失となし，又坪刈の時上中下田は其の三所を刈り、上々田若くは、下々田ならば、二三ヶ所酌量して刈るべし、或は村高に依り十五所二十所を刈り、損毛多くして小檢見を爲し難き所は、三十所四十所にも及ぼすべしとせり。

〔引例〕 櫻町天皇元文二年七月達、總て取箇坪刈及び、定免三分以上を減ずるの方信じ難きものあり云々。（大日本租稅志）

テの部

手餘荒地（テアマリアレチ）

手餘荒地とは、耕作すべき人寡くして已むを得ず荒蕪に委する土地を云ふ。大抵は凶年に際し、農民離散して耕作する能はざるより生ずるものなるも、或は手近く其の日に金錢を得るを目的とし、山方の者は材木を伐出し、或は山燒稼を爲し、又薪等を賣出せば、即座に其の利を得、里方の者は、小商を爲して渡世し、日々少額の利潤を得て農事に苦辛するよりも勝手よしとて、往々耕作を疎にする習あるに依り、斯る荒地を生ずることありと云へり。（地方御取扱演說書）

低合（テイガフ）

低合とは合毛の低きものを云ふ。租額決定の豫備として、百姓內見即下調べを行ひ、田畑の收量を檢定し、各等位を決定す、是を合毛と云ひ、其合毛の等級の低劣なるを低合と稱す。

〔引例〕前略以下の低合は一段ことに免の割付、鬮取、段取など定めざれば、低合毛の百姓內割に不同を生ず、且中下田の秋作上田より優れるものあり云々。（大日本租稅志）

定額寺（テイカクジ又ヂヤウカクジ）

王朝時代、定額の稻を給與せられし寺を云ふ。古代國分寺其他の佛刹は皆定額にして政府より其の寺院の格式に應じて稻穀を給與せられたり、當時寺院の維持經營は此定額の給與と檀徒の寄進に依るの外、寺院所有地の收益によりても行はれたり。

〔引例〕淸和天皇貞觀元年己卯詔す、諸國の定額寺の堂、塔破壞し、佛經曝露す、三綱、檀越、修理に心なし、頃年水、旱、時ならず、疾癘間々起る、恐らくは彼の咎に緣る、五畿、七道、諸國に下知

して部内の諸寺堂塔を修理すべし、其の料は寺家の田園地理を充てよ、若し田園なき者は支度の帳を勘錄して言上せよ。（大日本農政類篇）

庭訓往來（テイキンワウライ）

德川時代に於ける庶民教育の教科書として一般に廣く用ひられたるものなり、此書の書かれたる起源は明ならずと雖、其文體より見れば鎌倉時代より未だ程遠からぬ書き振りなれば、南北朝頃より足利時代の頃に書かれたるものならんと謂へり。而して室町時代以來多く民間に流布せられたるが、德川時代に於て最廣く用ゐられたり。

〔引例〕　にはのなしへ卽ち家庭に於ての教訓（論語）に（孔子がその子伯魚を庭前に呼びとめ詩や禮を學ぶべき旨を敎へたりといふ故事に基づく、わが國にては古くより「テイキン」と讀みなせり。

（晉書）雖二子孫班白一而庭訓愈峻。

條里（デウリ）

大化改新により全國の農地を擧げて國有に移し一定年限（六年）毎に其人口を調査し、之に應じて田地を班給することゝしたりしが、此の班田收授の實施に當つては、土地の基本的調査を必要としたり。卽ち田地は先づ必ずや均一に區劃されざるべからず、田の長さ三十步、廣十二步を一段とし、十段を一町とし、六町を一里とし三十六里を以て一條とせり、是を條里と云ふ。要するに班田收授の準備作業にして、今日の耕地整理作業に似たるものなり。

一説に條里制は單に地圖の上の仕事にてありしと云ふものあれ共、畿内地方には現に條里の跡殘り、關東地方にも其痕跡あるより見れば、當時實際に施業せられたりしを知るべし、今日の地名に東條、西條、南條、北條など云ふは、皆な古の條里の跡なりと云ふ。

〔引例〕　拾芥抄に條里の圖あり、卽ち三十六町を一里と爲し、此六町を條と爲す、條は南より起り北

に行き、三十六條を限とす、里は西より起りて東に行き、三十六里を限りとす、町は艮より起りて乾に終る。但以上は國例に隨ふべしと云、地に廣狹ありて必ずしも三十六と爲すべからざる故なり、現に京都に何條通りの稱存ぜり、里數は今尚ほ之を用ふ。（田令講義）

調丁（テウテイ又ミツギノヨボロ）

王朝の頃、調を納め得ざる貧民が其の代償として官の勞役に服するを調丁と云ひたり、卽ち當時の人民は調（ミツギ）を上納する代りに地方官廳の使役に從事し、納税の義務を免れたるなり、大人は二十日間の徭役を以て調に代へられたりと云ふ。（大日本農史）

出合（デガフ）

出合とは、作毛を坪刈して穫たる籾何合（ガフ）と定まりたるを云ふ。稻田を檢見する時坪刈を行ひ、其田地一歩の收量を檢定して、其坪の收量を出して何合と定むるは出合なり。蓋し租米徴收高に關し檢見をなす場合には、此法を必要とす。

〔引例〕前略檢見前後の作物風聞より取箇付弱く、坪刈出合は標準の名のみにして、唯近來取劣たる免合に比較する類あり云々。（大日本租税志）

手作地（テサクチ）

手作地とは、手づから耕作するの義にして、主人自ら鍬を把て耕耘する地を云ふ。依て其の栽培したる作物のことを手作物（テザモノ）と稱せり。

〔引例〕六十才以下十三才以上、農に着候者へは、一人に付手作地先以五反歩、家壹軒に付家作地五畝歩宛割渡候事。（小金佐倉兩牧開墾事績）

出作・入作（デサク・イリサク）

出作と云ふも、入作と云ふも、畢竟同じ事なり、例へば玆に甲乙の兩村あり、甲の村の百姓が乙の村内に入りて作れば、甲の村より見て出

作となり、乙の村より見れば入作となる。總じて他村より入り來る百姓は輕蔑せられ種々の點に於て制の悪しきものと見られたり。

〔引例〕入小作と云は、他村より致二小作一を入小作と云、別に小作の仕法は替ることなし。（地方凡例錄）

手代（テダイ）

手代とは、郡代又は代官に附屬して勤務する地方役人にして、純然たる臣にあらず、准臣とも稱すべきものなり。郡代、代官の諸入用中より給料を受け、階級の差別亦なきも、著しき功績ある者は、特に勤務中普請役格を授けらるゝことあり、又特別拔群の功績者は、本臣に列せらるゝことあり。

郡代、代官轉勤中死亡に因り失職すれば、其間他の代官又は新任代官の來るまで後任者を待つ、之を元手代又は手明と稱す、手代の株には定數あれば、浪人となる者尠しと云ふ。

手代は、一個の屬吏なるも、小祿の代官に至りては、手代を採用せさることあり。而して往往手代は一時或は常時、地方の事務老練なる者を農民中より採用することもあり。蓋し此等の者江戸に來りて手代の任命を受くる場合には、身元の保證を要するを以て、其場合には家持の町人に保證せしめて、其の職に就任せしめたりと云ふ。

手代が公務にて諸役所へ出頭する時は、太刀を携帶し玄關に昇るを得ず、又奉行其の他頭支配の公席に召さるゝ時、小刀をも佩用するを得ず、嘗ては野差を佩び小荷駄馬に乘り郡村を巡回するを例とせしも、後には双刀を帶ふるを許せり。手代は、世襲にして、容易に他姓の者を採用せざるを法とせり。

〔引例〕享保十一年七月四日達、中略吟味の上不正の高免は之を免除し、手代村役人等の處置を吟味

し仕置申付くべし云々。（大日本租税志）

手附（テツケ）

徳川幕府時代に於ける天領代官所の役人にして、今日の郡書記の如きものなり、手附の身分は幕臣にして、譜代及び抱への兩種あり。譜代は、徳川家祖先以來累世奉仕せし家柄を云ひ、世々嗣子に家督相續をなす。抱へとは郡代代官の推薦により新に任命せられたるものを云ふ。（徳川幕府縣治要略）

鐵砲運上（テツポウウンジヤウ）

徳川時代人民に鐵砲を所有せしむるに二つの場合あり、一は野猪、鹿、兎、鳥雀等の有害なる鳥獸類を嚇すために鐵砲を所有する者と、二は狩獵を業とする爲に鐵砲を有せしむる場合是ない、何れに在りてもお上に對し多少の運上を納むるを定法とせり、之を鐵砲運上と云ふ。（地方凡例錄）

手永（テナガ）

肥後藩内に於ける村邑の行政區域の名稱にして、他地方に於ける郷と云ふにも當るべき乎、卽ち阿蘇地方にては内牧手永、又は坂梨手永等と呼びたり。（阿蘇の永小作）

朝集（テフシユウ）

王朝の頃、諸地方の國司が政務を協議するため朝廷に參集したるを朝集と呼べり。卽ち諸國の國司が各自の國務を上申し、又は新に命令を承くる爲に朝廷に參集するが故に朝集とは云ひたるなり、而して孝德天皇時代の朝集は、專ら班田收授實施の方便の爲に設けられ、前來の庶民の不要の作田を收用し之を更に口分田として班給すべき事を命ずるを以て其の最も重要なる務とせり。

〔引例〕 (1) 醍醐天皇延長五年丁亥制令、諸國例進

の地子米並に交易の雜物未進あらば朝集、調庸、租、帳等の返抄を拘留せよ。（大日本農史）

(2) 孝德天皇大化二年丙午詔して今發遣する所の國司等並に彼の國造等に告て曰はく去年朝集に付せし政は前の處分に隨て以て田を收め數へて均しく民に給して彼我を生ずることなかれ其の田を給せんには其の家に近接せる田あらば必ず近きを先にせよと云へり汝等此の旨を守るべし。（同上）

出目米（デメマイ）

年貢を納むるとき、當り前ならば例へば五斗納むべき處を桝量りの時に押し詰めて、一升又は二升と云ふ如き餘計の米を計らせたるを出目米又は延米と云へり、若し年貢を大豆又は眞棉にて納むるときは此の餘分に納めしめられる貢物を延大豆又は延眞棉等と稱したり、勿論甚だ惡法なれば、幕府は後ち嚴重に之を禁じたり。

〔引例〕 私領にては出目米を延米とも云、御料にては昔は延目と云ふ、員數を極めず、斗升に山盛に入次第にはかりて納めし故、二斗五升入の米四斗餘もありたる由、下の難儀を思ひやられ、其後のべ米と云は相止め、今は御料にのべの名目なし。（地方凡例錄）

出目高（デメダカ）

村の檢地を行ひたる結果、舊檢よりも新檢に際して多くの田積を得たる時、其畝延びの分を出目高と云ふ、詰り新に檢地を行ふて打出したる土地と云ふ義なり。

出居（デヰ）

古代の民家の客に對面する室を云ふ、現今の應接室に同じ、内より主人出てゝ客と相對し居るの義なり、又「いでゐ」とも云ふ、元來は平安朝時代の用語なれども、今日尚ほ土俗として東北其他の地方に殘り居れり。

福島縣、石城郡、草野村高木誠一氏の報告によれば、同地方の出居の間取は左の如しと云ふ。

寺請状（テラウケジヨウ）

德川時代に於ては宗教は佛教のみに限られ、耶蘇教を信仰することを嚴禁したる故、村の者を養子、嫁又は下男下女等に出す場合には、居村の寺院より當人が佛教徒たるの證明書を貰ひて行かざるべからざりき、此の寺院證明書のことを寺請狀と云へり。

〔引例〕　寺請之事

一、此新左衞門、貞右衞門、彌三右衞門、右之者共代々禪宗當村正願寺旦那に紛無ニ御座ー候、御法度の切支丹類の族にも無ニ御座ー候、若宗旨疑敷出來仕候はゝ拙僧罷出急度其埒可ニ申分ー候、仍而爲ニ後日ー寺請如件

元祿十六癸未年正月十六日

豫州大洲領藏川村正願寺住

實　門

寺小屋（テラコヤ）

德川時代の庶民敎育機關にして、多くは私塾なりき。習字讀書等を主として寺院に於て授けたる故寺小屋と云ふ。鎌倉及び足利時代に於ては寺の僧侶が子供を集め敎育したりしが、桃山時代に至りて漸く發達し德川時代に及びたり。

田合（デンガフ）

田地一步に付き兗若干と定むるを云ふ。故に六步取にして本田の兗九つなるは、田合一升と云、又畝延ある地は兗より直ちに田合を知ること能はず、因て其の畝延（ハダリ）を除き去て眞の田合を知る、此眞の田合をば裸田合と云、土佐地方の

通言なり。（高知藩田制概略）

田給（デンキフ）

古代、在京の官吏は其田を耕す爲め一年に二回農繁期に二週間宛賜暇を得て、農耕に從事したり、卽五月田植期に十五日、收穫期八月に十五日の休暇を賜ひたり、而して賜暇の場合は官吏は其同僚と繰合せ、風土氣候の異なる地方の者互に交代して田給を得、政務の差支なき樣にせり、現今軍隊に於て農家子弟に農繁期に賜暇を與へて父兄の手傳を爲さしめることあると類似の制度なり。

〔引例〕文武天皇、大寶元年辛丑勅令凡そ在京の諸司は五月、八月には田給を給ふべし分て兩番とし各々十五日とせん其の風土の宜しきを異にし種收等しからざれば通して便に隨て給ふべし。（大日本農史）

澱粉（デンプン）

澱粉は、水底に淀みしたる細粉をいふ。五穀の外他の草木よりも製し得べし。草實には芰(ヒ)實(ミ)、蓮肉、竹米、草根には葹括、防葵、黃精、萎蕤、砂參、桔梗、楤木(タラノキ)、大薊(アザミ)、牛房、木實には櫟(トチ)實(ノキ)、槲實(クヌギノミ)、栗、櫧實(カシノミ)、まてかしのみ、椎の實、木皮には楮、椹(クハ)、合歡木(ネム)、天仙果(イチジク)、山照松(ヤマラシマツ)の類なり、以上は澱粉を含有するものなれば、製し試みて救荒の食料に用うべし。（農家備要）

點札（テンサツ）

點札とは、地頭の點檢すべき田畠に建る札を云ふ。武田信玄は諸般の制度を定め、治政に意を用ゐたるが、其の甲州法度に據れば、租稅徵收の方法は、其の權限を地頭に委ねたるを以て、田畠の年貢は卽ち地頭の司る所にして、實地臨檢の際點檢を要すべき田畠には札を建て之を標明したるものなり。

〔引例〕正親町天皇永祿元年戊午五月、甲州法度其

の九に曰はく、地頭が申旨有て點札を下すの處、作毛を捨るに至ては、翌年より彼の田畑は地頭の覺悟に任すべし云々。（大日本農史）

轉質地（テンシチチ）

轉質地とは、甲某所有の土地を乙某に質入し、乙某に於て更に之を丙某に質入するを云ふ。此事は禁制に屬するも、甲某に於て承諾し、其の轉質證書に加印する時は、之を行ふことを得べく、後日其の證書を以て出訴するに當りては、甲某より丙某へ直ちに濟方を命ずべしと雖も、若し甲某に於て乙某より多額の金を借受けたる時は、甲某をして乙某に借受けたるだけの金額を返却せしめ、其の餘分は乙某に濟方を命ずるを例とす。（本邦土地慣例）

天文繩（テンモンナハ）

天文二十二年癸丑、足利義輝諸國に使を遣し、田地を檢し石高を錄す、之を天文繩と稱するよし、江源武鑑に見えたれども信ずるに足らず。當時は天下麻の如くに亂れ、群雄割據の頃なれば、全國の檢地を行ふべからざるは、論を俟ざる所なり、故に其の石高は、天正以後慶安以前の數額を揭げたるものならむ。（舊典類纂田制篇）

天神・地祇（テンジン・チギ）

文字の上より云へば、天神とは天の神、地祇とは地の祇のことにして、八百萬の神と云ふに同じきが、之を社會經濟史の上より觀れば、天神地祇共に我々日本國民の祖先なり、其の昔、我皇祖の神々が日本の國土に天降り給ひしときには、既に土着の人民彼處此處に數多住み居りて、其或者は天降の神々に抵抗したるもあるべく、其狀は恰も今日我臺灣に生蕃人ありて未だ皇化に浴せざるが如きものありしならん、然る

に其後年月を經る間に、天降人種と土着人種と互に婚を通して親睦を結び、以て其の血統の鮮明を明かにするを得ざるに到れるを以て、後世一般日本國民は天降人種たる祖先を天神として崇むると共に、土着人種たりし祖先をば、地祇として祀るに到れるなり、大和民族の融和性は言はず語らずの裡に、此の四語の上に現はれたり四民平等、上下無差別の史實、遠く三千年の昔に於て既に其の源泉の尋ねべきあり、味ふべし。

典藥寮田（テンヤクレウデン）

典藥寮田とは、典藥寮に附屬せる生徒の食料及び諸費に充てたる田地にして、一種の勸學田なり。孝謙天皇天平寶字元年始て之を設く、當時十町なりしか其の後數を增し、典藥寮勸學田として十八町となり、大和國に十四町、近江國に四町ありたり。（大日本農政類篇）

傳馬宿入用（テンマシユクニユウヨウ）

德川時代、五街道、問屋　本陣等に對する給米の外、宿驛の費用に充つるために徵收したるものにして、村高百石に付米六升を徵收せり、（大日本農史）

ト の 部

砥石山運上(トイシヤマウンジヤウ)

德川時代、砥石は關東にては上州、近畿にては大和、攝津、京都附近にては山城に出てたりしが、此等の地方に於ては砥石の切り出し人たる請負者に對して稅金を出さしめたり。之を砥石山運上と呼べり。(地方凡例錄)

道殣(ドウキン)

今日にて云へば、行き倒れのことにして、路傍にて餓死したる者を云ふ。史に曰く嵯峨天皇の御代弘仁九年諸國水損旱害にて、穀物實らずして、人民の飢死する者多く、又關東地方は大地震により山崩れ、埋沒すること數里に及び、農民の壓死したる者數ふべからざりしと云ふ。

〔引例〕弘仁九年詔して曰く、去年秋稼焦傷して收めず、今茲新苗の播殖望絕へぬ朕が不德なり、百姓何の辜かあらん、今賁て天威を畏れ、茲の正殿を避け、使を分て奉幣を群神に徧くす、其朕及び后の服御の物並に常膳等を省減し、左右馬寮の秣穀一切に權絕し、左右京職をして、道殣を收葬し、骼を掩ひ、胔を埋み、人民の飢困せる者には、特に賑贍を加へしめんと、後略(大日本農史)

燈分料(トウブンリヨウ)

寺院に對する官よりの助成物なり。蓋し古來寺院に對し國費を割きて補助し來れること多く殊に諸國の寺院の燈明の油料として支給したる例多し、此費用の財源に供するため收租したる稻の中より人民に貸付け、其の利子を徵して之に充てたるを燈分料と云ふ。

〔引例〕貞觀四年三月の格に曰はく、諸寺の燈分料を除くの外、悉く出擧を停む云々。(大日本農史)

東方朔占(トウバウサクノウラナヒ)

東方朔占とは、肥後の民間に專ら行はるゝ粥の占卜をいふ。正月十五日粥を祝ふ時、竹の筒に五穀の類の名を書し、粥を煮る鍋の內に入れて焚くに、此筒に粥の一ぱいに入りたるを以て、其の年能くみのる兆とし、又是に少しも入らさるを、其年の不熟の兆なりとす。蓋し東方朔の傳ふる占卜法なりと云ふ。（仁助噺）

德錢（トクセン）

益金と云ふに同じく、物品を賣買して得たる利益金を德錢と呼びたり。蓋し德川時代に於ける同じく德字の附く「德米」の語は今日小作料の別名として使用せらるゝも、德錢の語に至ては今や其使用甚だ稀となれり。

〔例引〕　大小名も各時の相場を以て賣らせ、德錢を自分の藏へ納むべきなり。（大日本農史）

德政（トクセイ）

德政の意義は時代によりて異れり、鎌倉時代及び足利時代を通して德政は行はれたるものにして、政治上より云へば一種の社會政策、又庶民の直接行動として行はれたる現象より、觀れば有產者に對する無產者の對抗運動なり、蓋し德政は足利氏の永仁年間に於て布達せられたるを最著しとするも、之より先き、鎌倉時代に於ても既に德政は行はれたるものゝ如し、幕府の命ずる德政令の眼目とする處は主として御家人の知行に負へる債務を保護し、其知行の保有を完ふせしめんとするものに過ぎざりしも、後ち足利氏の末季に到り、中央政府の威令漸く落つるや、其の曾て幕府の仁政により施かれたる德政を惡用して亂民等暴力を用ゐて債權の抹消を强行し、又政府に於ても財政窮乏の結果人民の財物を借用して之を償還せざるを以て德政と稱するに至り、前代の仁政も今や同じ名稱の下に暴行を行ふに至りて德政の實質全く一變せり、

足利氏が天下に信を失ひ、群雄割據の因て來るもの亦所以ありと云ふべし。

〔引例〕 定二徳政一事

右可レ爲二一國平均沙汰一之旨、被二解仰一畢、可レ令二存知一之由被二仰下一也、仍下知如レ件。

嘉吉元年九月十二日

中務少輔　源　朝　臣

徳萬寶（トクマンパウ）

徳萬寶とは陸奥國より北陸地方に亘る地方に於て百姓の冠る一種の帽子のことなり、百姓の帽子を何故に徳萬寶と云ふや明ならざるも、菅笠を冠つたる百姓を大切に考ふるより此語を充てたるに基くか。

徳萬寶は藁を麻縄にて編みたるものにて、其形は恰も今日の消防夫の冠る火除け帽子に似て、簑と併せて用ひたるよし、福井縣坂井郡、木莊の藤野市九郎氏（七十八歳）の語る處によれば、徳萬寶は左の如き形を成せりと云ふ。

得田（トクデン）

收穫多き田を云ふ、損田の對稱語にして損田は、收穫少き田なれば收穫多き田を得田と稱せらるゝなり、田地の良否を云ふにあらず單に收量の多きを意味するものなり。

〔引例〕 龜山天皇文應元年四月太政官符、検注せんと欲するに作人等見作一町を以て僅に得田二三段と稱し、尚又其二三段を以て半損の裁を乞ふ云々

（大日本租税志）

土果（ドクワ）

土果とは、土中に生育する果物をいふ。甘藷、

田芋、山薯、慈姑、烏芋（クヮクワイ）、百合の類なり。凡そ此等の土果は外氣に觸るれば、腐敗し易きを以て、之を久しく貯ふるには、雨のかゝらざる處に於て、深さ四五尺の坑を掘り、川砂を洗ひ乾して厚さ一尺許に敷き、土果を其の上に並列し、肌と肌と密着せざるやうに爲し、又其の上に砂を敷き、次第にかさねて其の坑に滿たしめ置く時は、一歳を經るも腐敗することなしと云ふ。（農家備要）

土戸（ドコ）

王朝時代に於ける村の住民の義にして、地戸と云ふも同様なり、京都に住せる人民を京口と稱せしに對稱せしめたる語なるべし。

〔引例〕　陽成天皇、元慶四年、庚子、山城國の班田使の解に偁はく、太政官今月の符に偁はく、案内を検するに、民部省去年十二月彼の國に下す符に、京口の男一人に水田一段八十歩、土戸の男一人に水田一段八十歩、陸田二百歩と注す云々。（大日本農史）

所拂（トコロバラヒ）

住居地より人民を放逐するを云ふ。德川時代の刑名の一種なり、一旦罪に問はれし人、居住の町村より放逐されたる上は再び歸任するを禁じたるもあり、又重罪者には更に敲の附加刑を以て罰したるもあり、又其犯罪の私慾に關はる場合には、田畠家屋敷を沒收し、若し年貢未進のものならば、家財をも倂せて沒收せり。

〔引例〕　田畑屋敷二重に質する者、質主は中追放、名主は輕追放、加判人は所拂に處す。（大日本租稅志）

床金（トコキン）

德川時代に於ける土地所有の觀念として地方により地床、底土等の如き上級所有權と、開き株、作株等の如き下級所有權とに別れたる場合

あり、而して地床及び底土は多く廣大なる所有地の開墾特許により成り、開株、作株は實地に入地して勞耕したる小作人により取得せられたり。阿波の徳島藩に於ては右の開墾特許を得る爲めに藩廳に有力者が代價を上納することありしが、此の上納金を指して同地にては床金と稱せりと云ふ。

〔引例〕覺

南は鈴江川水流切
西は鶴島浦新開堤より宮島浦江子川切
一、町數二百町程　北は富吉新田境より今切川口水流切
東は砂山切尤網引場水際より三十間除置。

內
四十九町七反五畝十二歩
安政三辰年十一月御檢地入
古別宮浦境目

東は北より古田汐除堤百八十三間見通外手え折廻り川成地居床境切、南は汐除堤より御林床松切、西は古田汐除堤切、尤外に折廻り川成地居床境より堤見通切、北は御林床松切

床金　百貳拾兩

外に
拾五町程　南角より東へ百四十間出、夫より北へ長百九十間筋違に見通、右横巾灘目の儀に候得者其時の趣に應し普請相手懸候樣

床金　五兩

但し網引場の儀は本文下札に委曲相認有之通是迄の通に指支無之樣可相心得候

右は小松新田沖手圍堤外にて右の通名主荒井幸次郎等より願出候處古別宮浦人共より彼是一應願出に付新田總裁判人坂東喜右衛門へ行着申付重々得解申聞候處
名主浦人共双方熟談の上內濟仕浦人共は前顯願人乞下に相成聊故障無之旨喜右衛門手許へ書付を以

て申出に附見分の上右の鍜詰を以て床金召上幸次郎願の通承屈名貫に差遣候條隨分令出精、地普請等無怠相手懸、諸米植付可申候爲一不出精不埒等の仕成有之候得者、地床召上猶越度可申付候、仍て其譯申付置者也

天保八酉年十二月　三木繁右衛門印

岸　和三郎印

床伏（トコブセ）

床伏とは、稻種養成に就て云ふ語なり。浸し置きたる種子の俵を水より揚げ、上洗して其の俵を能く洗ひ、日に乾すこと四五日、能くかはけるを見て之を家に入れ、床に伏するを云ふ。床は藁を厚く敷き、其の上に俵を置き莚を掛けて一夜を經れば白根を出す、氣候冷かなる時は二夜も置くなり、白根の出るを見て水を湛へ、中洗とて俵を解き、種子を清水にて白根の痛まざるやう數遍洗ひ水を切り日覆ひをなし置くなり、農夫は白根の快く出てたるを「種子の機嫌よし」とて悅び合ふと云ふ。（老農夜話）

萆薢（トコロ）

萆薢とは、救荒食料の草名にして、又の名を蘇后、女萎、野老、神馬草と云ふ。採取の際蔓の所在を認むれば、綿々たる根末まで探索し得べく少しく力を勞せば、一日に三四貫を採り得べし、此を以て種々製造し糧食と爲す。傳へ云ふ往古大巳貴命少名彥命糧食を求め給ひし時、萆薢の無毒にして能く疾病を治し、且つ穀食の補助となるべきを知り給ひ、其の陳根年を經て朽腐せず、連り纏ふて、其「ところ」なる地中に茂生するを以て、名を登古呂と命じ給ひき。後ち神功皇后三韓を征し、筑紫の海口に繫纜あらせられし時、芻秣乏しかりしに、武内大臣里民に命じ、多く萆薢を掘採らせ、流水に浸して軍馬に與へしかば、馬氣盛に、蹄健にして羸疲せず、遂に三韓を蕩平し凱旋し給ひぬ。是に於て

菫蘚を神馬草と稱するに至りしと。（菫蘚考）

徒罪法（トザイハフ）

徒罪法とは、往時米澤藩上杉家に於ける刑法にして、足輕又は百姓の罪ある者を處罰するの刑法にして、柿色の衣服に、丸に大きく「と」の字の紋章を附したるを被着せしめ、城内の掃除並に種々の事に使役す、恰も今の懲役法に同じ百姓の如きは、時として「家内對面の爲め」と願出て、一日其の家に歸るを得、又其の日の賃錢を出せば、他出をも許されたり。或は高祿の藩士に使役せらるゝもあり。要するに單に懲戒の爲め妻子に離れ居るといふのみにて、甚だ寛大なりしと云ふ。（多田氏見聞雜記）

外城（トジヤウ）

鹿兒島藩内に於ける鄕村の總稱なり、一言にして外城と云へば、何か城砦にてもある樣に思ふものあるべけれども、實際は藩領地の外衛に任ずる武人の屯所と云ふ意なり、之を外城と云ふは一國の防衛軍たる人垣もて領土の外圍を二重三重に堅めたるを以てなり。

〔引例〕　外　城

一、外城は御居城外諸所に有之候一城にて候外は御居城を内城と云意にて諸所の城は皆外衛の城と申儀にて外城と相唱候哉、然は一所の城を指て外城と可唱を一所の地を惣體外城と唱來候と相見得候、城中士人召置候所を府下と唱候は一所の本府と申儀にて可有之、于今古代の城跡に鄕士とも居候處を麓と唱候城の下又は城と府下の意成べく候、當分は城も無之候へば鄕と被相改候儀當然に候扨古代は一所一城有之地頭領主其地に被召置守城被仰付御治世に相成候ても一所衆は勿論地頭とても其地に罷在一所致支配候處寛永年間居地頭御引取相成り御城下へ相詰掛持相成候一所衆とても同樣の振合に候

一、寛永十年癸酉諸國は上使被召下候九州へは小

出對馬殿堀織殿能勢小十郎殿御下候
一、對馬殿御宿は織部殿小十郎殿御座へ、久右衛門杢之助因幡被召寄候て御尋被成候條々
一、大阪御陣の脇仰出内一國に一城の外は皆可割捨由被仰出候に付諸國其分に候當國は何れの城も其儘に被立置殊に城本に給人とも餘多移居候自然の時は即時に可取構様に見へ候如何様の儀にて右の體に候哉と被御尋候因幡申上候は給人とも城本に居候事は先年義久九州を領候時過多の人數にて候太閤様御下向の刻六ヶ國被召上候に付其人數二ヶ國半の内に引入候一所には無居所故そこゝにて知行少々づゝ取らせ又藏入の作職をもさせ申付候に付方々に賦付候右口の屋敷は皆知行高の内にて候に付城本の古屋敷に移置候城を掘崩不申儀は城廻り過半田畑にて候城掘崩たる土入候はゞ知行の高過分に引入可申候就其掘崩と古き家老とも申候を承候と申上候へば御三人ともに御納得にて候以上
一、御國にて外城と申候は何様成所にて候哉と御尋候はゞ當國の儀は一鄕づゝ相分け士とも召置候其所を從前代外城と唱來申候則今の鄕の儀にて御座候段御答可申上候

寛政元上使御答書

一、以前より外城と唱來候へとも可相唱候近外城近名などゝ唱來候へども近鄕近村又は近在と相唱尤諸書付等にも可相認候
右の通り被御付候段申來候此者不洩様可致通達候

天明四辰四月　　大進主計

（島津侯爵家々史編纂所保管）

年毛（トシゲ）

年々收穫する作物を云ふ、古代は作物のことを作毛とも云ひ土地に生ずるを以て土毛とも云ひ毛とは土地に生育する植物の總稱にして、左氏傳に「食土之毛」とあり、斯く農作物を毛と稱したるを以て、年々に收穫する作物を年毛と

云ふなり。

〔引例〕慶長二年三月廿四日長曾我部元親制條、買地の事、永代の證文たりと雖も本米十俵に當らざれば本物たるべし、又歴然永地たりと雖も證文なければ本物たるべし、本物たりと雖も證文なければ年毛云々。（大日本租稅志）

斗代（トダイ）

斗代とは一定地面の高が何斗に當るの義に用ひらる、斗代は又一反步の收量何程或は稀に「小作料」の代りに用ひらるゝ場合もあり。

〔引例〕石盛を斗代と云ふ義、先は宜しからず、村方等にて石盛をたづぬる時は上田は一石五斗代、上畑は一石代杯と答、斗代を石盛の本式に心得たる村方も有る也。（地方凡例錄）

斗立（トダテ）

斗立とは、年貢米を公納する事實上の升量を云ふ。例へば一俵の本石三斗五升なる時、二升の出目米を加へたる三斗七升を以て斗立と云ふ。按ずるに、斗立は即ち計り立てにて、本石の名目に係らず、實際に計りて納入する量を呼ぶものと心得べし。

〔引例〕前略、上方遠國筋は殘らず、斗立なり、關東は三斗七升を以て斗立とす、然れども是をのみ斗立と云にも非ず、都て斗立には公納する所の升目成に依て斗立と云ふ、他國の斗立も此意と同じ又張紙直段斗立三十五石に付何十何兩とあるには、斗立三十五石にて直段を定る故也、上へ納るには三十五石を本石とし、上より給はるには斗立出るに寄斗立とすること也（地方落穗集）

土地の冷熱虛實（トチノレイネツキヨジツ）

土地の冷熱虛實とは、其の土地の位置と性質に就て區別したる名稱にして、冷とは日陰の地、熱とは日向の地、虛とは赤砂燒土の處、實とは

石砂眞土の處を云ふ、東南に高山高岨などある地は、北陸にて必ず冷氣の處なり、又東南に日陰なく終日乾く所は陽にして熱なり、其の陰陽を考へて農業に從事すれば必らず利あり、又其の地に隨ひ適當の肥料を施し、適當の種子を蒔くを要す。（私家農業談）

徒黨・强訴（トトウ・ゴウソ）

德川幕府は其封建制度の綏むを防ぐため、庶民にして黨を結び、順序を經ずして直接代官又は領主に訴を起すことを嚴禁し、若し之に背く者は嚴罰に處せられたり、之を徒黨の罪、又は强訴の罪と云ふ。

〔用例〕　徒黨强訴の儀堅御停止に候、若黨を結び、無二筋目一儀申立候者有レ之候はゞ不二隱置一可申事（地方凡例錄）

舍人（トネリ）

天皇又は皇子等の左右に日夜近侍して雜役を勤むる者を云ふ、殿侍ゐ又殿寢入の義なりとも云ふ。舍人は應神天皇の頃既に置かれ、仁德天皇十六年七月の條に天皇以二舍人桑田玖賀媛一示二近習舍人一とあり、以て早くより舍人の制ありしを知るべし。文武天皇の制には朝廷に使用する舍人に內舍人、大舍人あり、而して舍人の上司に舍人監ありたりと云ふ。又元正天皇養老三年十月の詔に親王に內舍人二人、大舍人四人を賜ふとあり、從來皇子等に賜へる舍人には帳內資人、事力等の稱ありたり。舍人は王朝時代の制なりしも明治時代に至りて之れを復舊したり、職務は同一ならざるが如きも、大體は舊制度に依れり、宮內省官制に依れば式部職に舍人を置き、舍人は典式に關する雜務に從事すと。又宮內判任官定員に依れば內舍人十五人とあり、又東宮職官制に內舍人を置き、內舍人は判任とし、殿中の雜務に從事すとあり、王朝時代の舍

人と相似たる點あるを見るべし。

〔引例〕元正天皇養老三年十月十七日詔、一品舍人親王に、内舍人二人、大舍人四人、衞士三十人を賜ひ、益封八百戸前に通して二千戸、二品新田親王に内舍人二人、大舍人四人、衞士二十人を賜ひ益封五戸前に通じて一千五百戸云々。(大日本租稅志)

問屋(トヒヤヌトンヤ)

問屋とは、物品を製造人より集め置き、更に之を請賣の者に賣る仲介の商家を云ふ。俗に卸賣の商店とも云へり、問は物品の有無を問ひ集むるの義にして、古くは集屋と云ひ、中世に於ては問丸と稱せり、現今も此の問屋の制繼續せられ、生產者と小賣商人との仲介に立ちて、物品の賣買を爲し居れり。

〔引例〕仁孝天皇、天保十二年十二月十日德川家慶令、菱垣廻船積問屋より、從前冥加を上納し來りしに、問屋不正の事ありと聞く、因て以來上納に及ばず云々。(大日本租稅志)

問屋運上(トヒヤウンジヤウ)

海邊又は河岸に船の着く處又は交通便利なる地には商賣上種々の問屋あり、此問屋の營業者には各若干の運上を出さしめたり、之を問屋運上と云ふ。(地方凡例錄)

通手形(トホリテガタ)

通手形とは、通行の證明書のことなり。德川氏時代鹿兒島藩は、特に他國との往來を嚴禁したり、然るに其の藩地は名馬の產地にして、他國へ賣出す馬匹は、一年に三千頭に及びたり、其の賣出す馬は藩の許可を得べきものにして、每年春秋兩度肥後境の山野鄕御厩役所に御厩役人出張し、各鄕の牛馬役に率ゐられて來りたる賣出し希望の牛馬を點檢し、島津家に於て不用と認めるものは、他國に賣出すことを許可し、

牛馬役が携へて來りたる除證文並に札と引替に通手形並に往來狀を下附したり。此通手形は卽ち通行券なり。

〔引例〕　通手形

一　何毛駒何歳　　何之某
一　何毛駒何歳　　何之某

右は銘々他國出として、差通候間、封印相改、相違於レ無レ之に可レ被ニ差通一候也。

年月日　　御馬預　何之某印
國境番所

（鹿兒島縣畜産史）

富突（トミツキ）

德川幕府時代、寺社に對し修繕費等を補助するが爲めに行はれたるものにして、豫め富札と稱する者を公衆に賣渡し、日を期して富突會を開き、其の突留めたる番號札を所有する者に、規定の金額を配付するを云ふ。富とは貧者が金を得て富者となるの義なり、此富突興行の場所は、谷中天王寺毘沙門天、湯島天滿宮、目黑不動尊、淺草觀世音の四ヶ所なりき。谷中天王寺はもと感應寺と稱し、法華宗なりしが延命院日道の事件より廢寺にもなるべきの處、上野輪王寺の宮御訴訟にて、寺院堂塔其の儘宮に御預けになりたり。去れど無檀徒無祿なれば、堂塔保存の爲めに、富突の興行を公許ありし也、是を富突の最初とす、其の後前記の三ヶ所にても願濟となりたり。

文政七年十一月增上寺にも富興行御免ありしこと、福田耕記に見ゆれども、其の實行は詳かならず、參看すべし。（吹塵餘錄）

十村（トムラ）

加賀藩に於ける鄕村吏員の名稱にして、同じく十村と云ふと雖、御扶持人十村及び平十村の別あり、御扶持人十村とは藩士にして十村の役を勤むるを言ひ、平十村とは、農民中より選ば

れて其の任に當るを云ふ、蓋し十村とは、一人にて凡そ十ヶ村の事務管理に任ずるが故に、十村と云ふなり。

〔引例〕一人にて凡そ十ヶ村の事務を司りたるを以て斯く名けたるなり、後十村の内病死又は罪ありて、停職せられたるものあるときは、併合行はれ十村一人にて數十村を支配するものあるに到れり之を越十村と云ふ。(舊加賀藩田地割制度)

伴造(トモノミヤツコ)

技藝を以て朝廷に奉仕する民を率ゆる部長を云ふ、又伴造は技藝を以て職業とする民を特に朝廷より預ることもあり。

〔引例〕孝德天皇大紀元年使者を諸國に遣はして人民の元數を錄せしむ、仍て詔して曰はく、古へより御代を標す民を置て名を後世に垂る、然るに其民を統領する臣連並に伴造、國造等各已の民を置き恣に駈使し又國縣の山、海、林、野、池、田を割て以て已が財とし爭戰已まず、或は數萬頃の田を兼併し、或は全く容針の地なく、又調賦を進つる時に及て、其の臣連伴造等先づ自ら收斂し、然して後分ち進り、又家、屋、園、陵を修治築造するに已が民を率ゐ事に隨て作れり、自今以後然ることを得ざれど人民大に悅ぶ。(大日本農史)

鳥見(トリミ)

鷹場を巡視して諸鳥の所在を探見し、之を追跡する役を掌る德川幕府の職名にして若年寄の支配を受けたり。鷹場とは鷹を放ちて諸鳥を捕獲する所にして、今の狩獵御料地に相當す、將軍の遊覽場にして時々鷹を放ちて諸鳥を捕獲し將軍の觀覽に供したり。

〔引例〕仁孝天皇天保十年五月朔日(德川家慶達)江戸近村屋敷成近年は田畑成等の名目を以て稟伺し、屋敷成のことを申稟せず、鳥見並に新地改等に照會して障碍なければ専斷し云々(大日本租稅志)

鳥追（トリオヒ）

鳥追とは青田に來りて荒す鳥を追立つるを云ふ。越中礪波郡などにては、田植の後諸鳥の來ることを憂ひ、畦うらに薄又は麻から杯を一尺四五寸計りに切りて二尺ほど間を置て挿し置くなり、又一村より十二三歳の童子を四五人出して所々に配置し、鳴竿といふものを持たせて鳴らさせ、鳥を追立て青田を守らしむと云ふ。按ずるに、鳥追の事は謠曲にも見えて、昔より人の知る所なり、又年の初に賤女の三絃を彈き來り謠ふをも鳥追といふ、もと鳥追の歌を謠ひしより起ると云へり。（私家農業談）

鳥の口（トリノクチ）

鳥ノ口とは、飛驒の方言にして、春三月種蒔終りて製する餅の名なり。卽ち蒔終りの籾を能く蒸して煎り、更に之を臼にて搗き、白米となし祝ふて食す、是は雀、烏、鳩等都て農作に害ある鳥の嘴を火にてあぶり、臼に搗き碎く心なりと云ふ（農具揃）

鳥取役（トリトリヤク）

山林又は池邊等に於て鳥類を捕獲する者より徵收する小物成にして、今日の狩獵稅に等し。（地方凡例錄）

鳥札運上（トリフダウンジヤウ）

鳥札とは鳥の獵師に下げ渡す燒印ある鑑札にして、此鑑札の受領者には年々運上を差出さしむるなり、而して鳥取役と鳥札運上との異る點は、前者は村に役金を差出す定納の小物成なれども、後者たる此の鳥札運上は定らさる浮役なるに在り。（地方凡例錄）

取箇（トリカ）

取箇とは公儀に於て收むる百姓の年貢にして、幕府又は藩主が其の領地内に於ける百姓の耕作する田畠の收穫中より幾分を租税として取り上ぐる故、取り箇と云ふ、箇は數なり。要するにお上の取り前と云ふに異らず。此語德川時代に於て專ら使用せられたり。（日本農政史）

取下（トリサゲ）

取下とは、貢租を減免するを云ふ。本免又は本途の額に對する語なり。本免は所定の租額にして其取下を行ふには地味劣等にして本免地と格段に相違する土地、又は本免地天災に罹り荒損地となり、起返の後元の地味に復舊する迄、其收量劣るを以て貢租の額を減免す。而して荒地起返地の取下は年季を付するを普通とせり。

〔引例〕寛政三年八月晦日達、取下願地荒地起返の類、年數を歷るも、舊慣に泥み本免に復せざる地あり云々。（大日本租稅志）

取劣（トリオトリ）

取劣とは、年貢米の豫定額よりも減損するを云ふ、村高に應じ租米を賦課し、豫め其の定額を決定し置き、之に基きて徵收をなすものなるも、不作等にて收量豫定より少き爲め減免をなすことあり、斯くて爰に年貢米の減額を生し、例年に比して取劣りとなる、所謂現今の租稅收入の減少なり。

〔引例〕寛政四年七月達、取箇を前々に比照するに、格外取劣となれり、右は畢竟村民等不相應の風俗を好み、又は檢見入用等に至るまで多分の村費を要し、自然免合に關渉すればなり云々。（大日本租稅志）

取辻（トリツジ）

取辻とは、德川時代に於ける田畑の貢租高を云ふ、卽ち田畑より生產せる米穀其の他金銀鐵

等の諸上納物にして、普通には之を取箇と云ひ、又取箇辻とも云ふ。取辻は取箇辻の略語なり。租米の取箇は別に米高と稱するを常とすれど、往々取辻と呼ぶことあり、取りは收め、箇は數、辻は集りの義なれば、貢租の收納額を意味する語なりと知るべし。

〔引例〕前略、地續或は入會村の內、故無く免合の高下有り、外稼も爲す等の村柄宜き場所は、下免にして農業のみの地高免なるものあり、畢竟其村の舊慣に依り前年及び五ヶ年十ヶ年の取辻に照し、取箇を付來るものあるを以てなり、因て隣村等の免合を照料し、故無く免合の低きは吟味の上取增を要すべし。（大日本租稅志）

屯食（トンジキ又トジキ）

屯食とは、下民に給與する握飯卽ち握り飯を云ふ。屯は寄せ集る義にて、固く握りたるより名く、古は下﨟に給與する强飯は、鳥の卵の如くに丸く稍長く握りたるものにして、貴人には食膳を以て饗應するも、下民には膳に附けず、直ちに握飯と爲したり。今も公家華族の家にては雇人等に給與する飯を依然として屯食となすとのことなり。

〔引例〕村上天皇天德四年十一月五日、穀倉院饗饌を設け諸陣所々に屯食を分つ。（大日本租稅志）

屯田（トンデン）

兵士が農村にたむろするの意にして、村落に兵を置くことを云ふ。本邦の屯田は古來より邊要の地に防備隊を置く際、其の兵士に墾田を給して平時、事なければ農業に從はしめ、有事の日には干戈を持つて戰はしむるの制度を指して云へり。つまり、國境の防備に任ずる農兵と思へば間違なし、此の制度は元と支那に起ると雖本邦に於ても古來屢々各地に採用せられたり、中にも明治初年に於ける北海道の屯田兵制度最

顯はる。

〔引例〕　漢の世に趙充國と云者屯田の法を初め、邊塞を守る番手の兵に常に耕作を成さしめ、事有時は兵となし用たり、右の如く今遠國にて在々に士兵を置耕作を務させ、隣國の押へ又は事有ときは軍役を勤るは屯田の遺法なるか。（地方凡例錄）

ナの部

內濟（ナイサイ）

民間の爭議たる公事(くじ)出入(いり)對審中に於て仲裁あるか、又は原被兩者の間に反省する所ありて示談を遂げ、爭訟を和解することを內濟と云ふ。（徳川幕府縣治要略）

內見（ナイミ）

內見とは、檢見の下調として其の年の作毛を檢定するを云ふ。卽ち村民に於て豫め熟稻の出來柄を檢し、其の收量を以て田面每筆の等級を定むるを云ふ。內見は村民の最も愼重に行ひ過失なき樣に努むべきものとす、內見を行ふには合毛附をなし、又毛揃とて內見合毛附けの每筆反別を各等級に區分し、集計するを例とせり。

〔引例〕前略、素と內見は村民隨意合付すれども、坪刈は熟否に應じ、各意見の如く十分に處分すべきを以て、此意手代竿取等にも詳諭し取增すべし（大日本租稅志）

內修補（ナイシュウホ）

內修補とは、毛利藩に於ける一種の公金にして、御囲米を地下(ずげ)へ貸下げたる利子、其の他川口運上大工左官木挽などの運上より成りたるを云ふ。又定拂修補と云ふあり、郡配當米其の他種々のものより積立たるものを云ふ。而して御惠米方の俸給としては內修補より御心付一ヶ年銀六百八十六匁、定拂修補より恩米一ヶ年四石五斗を支給せり。（大庄屋林勇藏）

中札（ナカフダ）

中札とは、米俵の中に入れたる名札なり。徳川氏時代年貢米の納人、量り人たる升取、村の年寄名主等の名を記して俵中に入れたるものな

り。是れ貢米を納むる人々の責任を重せしむる爲め、又不正行爲を防ぐ爲めに設けられたる制度にして、現今に於ける生産者の名札の如し、俵裝及米質を改良する上の良法なり。

〔引例〕文化三年九月達、年貢皆濟以前は、米を他所に出すべからず、若し買米を賣却し悪米に易へて貢納する時は、本より名主五人組まで曲事に處するは定法なるに、近年俵拵特に悪く、或は買米を賣て悪米を貢納する者あり、貢米は俵毎に中札あり誤認すべきの理無し、畢竟吟味疎略なるを以てなり、向後右等の事無らしむべし。（大日本租稅志）

中打（ナカウチ）

中打とは、稻四株の間を鍬にて向ふへ打返すを云ふ、田植の後十四五日を經て之を行ふ、一番打は餘り深きは宜しからず、若し苗を植て其の儘に置けば、白根四方にさして葉に精分登り兼ね、稻茂生しがたし。故に中打は其の地を柔かにして草修理を爲さむがためなり。中打は深田に行ひ晩稻田は大概一遍にてよし。堅田並にから地早稻中稻田は二遍すべし、一番打の時は稻が或は打返す土の下になることあり、能く心を付て苗を起すべしと。中打は一人にて一日三百六十歩程を打つ、老農の歌に云、

中打は植し時より十五日
はかり立なは鍬はしめせよ

（私家農業談）

仲間（ナカマ）

仲間とは、同業の者を云ふ。倶に其の事業をなす者にして、同業同組とも云ひ、又同じ商賣を爲す者を云ふ、問屋商賣をなす者は問屋仲間あり、組合をなす者には組合仲間あるが如し。

〔引例〕前略右仲間株札は勿論、都て問屋仲間及組合等と唱ふることを禁ず云々。（大日本租稅志）

仲地頭（ナカヂドウ）

土佐國に於ける永小作人に附けたる別名なり

〔引例〕 通俗地主を呼んで底地持と云ひ、永小作人を上地持又は仲地頭と稱し、政府の徴税令書は直接に永小作人に向て之を發し、所謂納租、公用普請、其他諸課役悉く小作人の負擔する處にして云々（本邦永小作慣行）

長田（ナガタ）

廣き田を云ひ、上代土地制度の内容は不明なるも、土地に廣狹ありしことは明かなれば、只抽象的に長き田の面積を示せる語なるべし。

〔引商〕 天照大御神が稻種子を得て始めて御田を開きたまふ號して狹田、長田と云ふ（大日本農政類篇）

長脇差（ナガワキザシ）

關東地方に於ける博徒の異名にして、常に脇差卽ち小刀の長きものを帶し居りしより云へり幕府の時代、常州野州甲州などに此徒多かりしよし。

〔引例〕 百姓に不似合風俗いたし、長脇差をさし喧嘩口論を好、或は大酒を呑醉狂行跡惡敷者有レ之は可レ訴レ之事、（地方支配條目）

流作場（ナガレサクバ）

川筋又は湖沼の附近に在る田畑にして霖雨の節、洪水汎濫して植付けたる作物を荒す場所は之を流作場と稱へ、村の本高より取り除き、年々作柄を檢見して取箇を定む、之を徴税地目の上より名けて流作場と云ふなり。（日本農政史）

薙畑（ナギハタ）

夏の間に山地の草木を刈り薙伏せ、之を燒立、其の跡に蕎麥など作る處を云ふ。大抵四五年を經れば、作物の出來よろしからざるものなれば、代る／＼他の所を薙畑とし、又元の地に戻りて之を試るを薙畑と云へり。

〔引例〕奥山入の薙畑は、夏の土用中より山のひらの草木刈ふせ、火をつけて焼、其やき跡に初の年は蕎麦、二年目は大豆とか二三年目は小豆・蕪菁の類、其他稗・粟・小黍品々なり、大體四五年目ははや作物よき出來に成かたく、所をかへて代り〴〵になぎ畠とするなり、程へて元のなぎ畠又草木茂りける故、立かへり薙て作物植蒔するなり。（農業談拾遺）

投検見（ナゲケンミ）

検見の役人が村里に派出し、村内に宿泊せしめ、村吏を召喚し村の豐凶を訊問し、談判の上租率を定むるを云ふ。其方法居検見に似たるも只異るは、役人を村里に派出し、村吏の内見帳を徴するが故に、談判不調のときは直に臨検し得る點に在り。

〔引例〕投検見は其村近邊へ參りたる上、願出、吟味致し相きはむ、萬一心掛の儀も有レ之は、前年より取箇相増願ふとも、不ニ承届一、本検見に致す也（地方凡例錄）

名子（ナゴ）

地方によりて意義を異にす、薩摩にては農業に從事せし百姓は凡べて之を名子と云ひ、關東地方にては主家に仕ふる下人を名子と唱へ、其他の地方にては小作人を名子と呼びし所もありたり。

〔引例〕田畑讓り渡さずとも、譜代の下人夫婦とも屋敷内末にさし置、此の田地を耕作致さするを云ふ、或は臺所の内部家など補理さし置、子供出生したるを庭子と云ふ、西國方にては名子と云ふ。（地方凡例錄）

濟崩（ナシクヅシ）

借金を少しづゝ返濟するを云ふ、物事を少しづゝ濟し行くの義なり。現今に於ても此方法行はれて、借金の負擔の重きものに對しては月々又年々の償還法を採れり、農工銀行等の行へる

年賦償還は一種の濟崩なり。

〔引例〕　中御門天皇享保六年十二月、百姓田地に離るれば永代賣同一たり、自今流地に成らざる爲め質年季盈れば手形を改めしめ、小作年貢も一割の利積りを以て元金の內に加へ、其後は無利息の濟崩と爲し、年々金高一割半を返濟せしめ、元金を返了せば、幾年を過ると雖も、地主に返さしむべし（大日本租稅志）

夏成（ナツナリ）

夏期に納むる租稅の義にして、畑の年貢は多く夏に納むる故、夏成は畑年貢と同意味に用ゐらるゝ場合多し、此夏成に對し、秋期收納する田の年貢のことをば秋成と云ふ。

納得人足（ナツトクニンソク）

納得人足とは、郡村各戸より出勤する人夫を云ふ。納得と云ふは、壯丁が土工修築に從事するを承知し、自ら進んで出勤するの義ならむ。陸中西磐井郡地方に於ては當時專ら此納得人足を使用して、道路堤防等の工事を爲さしめたりと云ふ。（舊慣仕來演說書）

名主（ナヌシ）

德川時代に於ける村方の自治に任ずる一村の長にして、關西及び西國地方にて莊屋と云ふを關東にては名主と云へり。名主とは中世に於ける名主職より來れる名稱なり、想ふに、名主職は元と百姓にはあらず、一種の武士にして地主を兼ねたる如きものなりしが、德川時代に到りて兵農判然と相分れ、武士は悉く城下に集り、爾後原則として村方に在住するもの無きに到りたれば、村の自治機關として百姓の間より村の長を選任し、之を呼ぶに古への名主の稱へ方を採りたるもの卽ち關東地方に於ける名主なりとす。（地方凡例錄）

苗代（ナハシロ）

「なへしろ」の轉したる語なり、稻の種を蒔きて苗とする田地を云ふ。漢語にては之を秧田と云へり。稻の種を十數日水に浸し置き、然る後苗代に蒔付て苗とし、六七寸に至りて他の田地に移し植ゆるは人の皆知る所なり。苗代は母田にて苗を養育するものなれば、農民は殊に心を用ゐて蛭・鳥・獺などの入らぬやうに之を保護す、昔は「ほうらいや〳〵」と謳ふて鳥を追ひ苗代を守りたりと云へり。

〔引例〕(1) 白よりいかなる色にもなる、人も生れたるまゝを素人といふ、すべての物白きか根元なり、依りて萬物の出來る下地をさして某志呂と云也、然は苗代は苗の出來る下地なり云々。（五考）

(2) 家の前抔風強く不ㇾ當して日受宜所に苗代を置可ㇾ申候、廻りに垣なとして獺抔不ㇾ入樣に仕、中心に竹を立八方へ繩をとり、鳥の不ㇾ入樣におとし仕、田の四隅齋串などさし候て、いかにも大切に仕神々敷見へ候か宜奉ㇾ存候。（耕作仕樣考）

繩心（ナハゴコロ）

檢地の際役人が土地丈量を大目に見る手心のことなり。蓋し土地を丈量するに動もすれば、石高の加はることのみを手柄と考へ、又は租税を賦課し收納を增すことのみを忠義とするは、當時の官吏の常態として免れざる所なりき。故に斯る弊害を寛にする趣旨を以て、檢地の際土地面積に餘裕を與へ、表面の畝步を輕減すること行はれたり、蓋し斯くするときは假令將來酷吏ありて、表向きの畝步に過當の租税を課することあるも、實地の餘裕を以て納税者の疾苦を償ふを得ればなり、之を繩心とも、又餘步とも云ひ實測間數より其實數自ら控除せられたり。
（德川幕府縣治要略）

繩だるみ（ナハダルミ）

檢地の際の用語にして、毎筆丈量の際、水繩を十分に張らしめても、尚ほ多少の垂下あるを免れざるが故に、之を豫定して總間數の幾分を除去するを法とせり。（德川幕府縣治要略）

納宿（ナフシユク）

德川時代、幕府へ年貢米納入の節、村により納入に關する手續一切の事を一手に引受け、萬事之が世話をなし、名主庄屋等の納税事務の繁忙を少くしたる家あり、之を納宿と云へり、村方に於ける一種の納税世話人なりき。

〔引例〕後櫻町天皇、明和四年丁亥十一月、幕府納米の條規一節に曰はく、御年貢江戸御藏納の節、納名主村方より持參する所の納入用金は其の國々御代官陣屋に於て相糺し、金高江戸役所へ申し越し、納名主江戸に着する節、右金高添目録と引合せ、役所へ受取り置き、一艘限り御藏納相濟み次第、早速納入用濟帳を差出させ、相違なくば、御代官所に於て納宿へ支拂ふべし云々（大日本農史）

苗子（ナヘコ）

苗子とは、古代の語にして米穀のことを云ふ。苗とは血筋又は胤の義なるが、元來種子の發育したるものを苗と通稱するが故に、苗の子とは卽稻の種子の義に外ならず。

〔引例〕嵯峨天皇弘仁三年、前略、獲る所の苗子は每年に官に申し、處分を被ふるを待て、然て後にこれを用ゐよ云々。（大日本農政類纂）

苗簿（ナヘボ）

王朝時代に於ける租税徴收豫定簿にして一名青苗簿と云ひ、農民春季田を耕し稻を植付けるもの何程なるかを調査し、其年の納税額の豫定數を見るものにして、農民が實際に植付くべき稻の段別を調査して記載し置くものに外ならず。養老元年五月、初めて其樣式を作り、七道諸國に頒ち、太政官より諸國の國司をして國郡鄕の熟輪租田、不輪租田、除帳田等は反別を

記錄し之を大帳使に言上せしむること〻せり。
（大日本農史）

名本（ナモト）

豐臣氏以前、各村の村長を稱したる語にして、名主と同義なるが如し、後世はか〻る名稱なく、大概庄屋又は名主と呼ぶに至れり。

〔引例〕一村一里の内には必名本あり、此名本は古へは莊官と召、中頃は肝煎と名付け、今京都にて莊屋と呼れける由承る、（土居淸良記）

名寄帳（ナヨセチヤウ）

名寄帳とは一村總反別の内百姓一人前持高の田畑を一所に寄せて地主の名を書き集めたる帳簿を云ふ。年貢の計算其の他雜税の賦課等を調査する用に充つ、其の記述例左の如し。

田方何町何反
畑方何程　　何右衛門

此譯
中畑何程
下々畑何程　（督農要略）

にの部

稻熱（ニチ）

稻病の名なり、其の性種々あり、「ツミキリ」と云ふは、稻穗の出でざる時、其の葉並が鷹の羽を揃へしやうになり、摘み切りし如く伸び榮えず、是は肥料の適應せざる乎又は春より耕芸の疎なる故乎、或は土を十分こなさゞる爲め乎、若くは種の撰び方あしきに因るなり。「マヒコミニチ」といふは、所々苗の元より黑くなり、腐りしやうに稻葉みだれ、土へまひこむが如くに見え、多くは穗並揃はずよき稔りには至らざるなり。此外「先ニチ」、「赤葉ニチ」など色々あり、要するに、夏の土用前後にて、每朝曉の頃より靄深く、午時過るまで風なくして晴れざれば此病あり。又夜中常ならぬ風ありて、氣色調はず、露を結ぶことなくして、晝は烈暑にあたりて痛むことあり、斯る時節には一夜にて病みつくと云へり。（農業談拾遺）

日損場（ニツソンバ）

旱魃の爲めに稻毛の荒損する場所を云ふ。水損場と同しく、平素判知し得る土地にして、大抵高き所に屬し、水に乏しきより稻禾の旱日に堪兼るものなれば、或は河流を汲みて田地に上げ、或は溪流を留めて水道を引入れ、或は井を掘りて水を揚ぐる等、古來種々の方法を設けて之を救護し來れり。

〔引例〕　日損場は、鄕中男女共に水の貯に不ㇾ過、假令は拾丁の田に五段三畝の日損は僅かなれども、一町持候百姓日損に逢候事每度なれば、遂には進退潰れ候、十町の內にれつよき百姓一人有ㇾ之候、弱き百姓一人有ㇾ之は大分の違なり、一ヶ所に大溜を致し、十町の日損を救はんとする故に、人力米

金もかゝり成就成難し、二反三反づゝも日損を遁るゝ樣に致し候得ば、終には日損の難を遁る云々（百姓身持之事）

庭帳（**ニハチヤウ**）

庭帳こは、年貢出納のここを記せる帳簿を云ふ。年貢上納のここを庭場にて記載するを以て、此の名あり。此庭帳は最も精確を期するが爲めに、現物のある庭場にて調査し、以て年貢納め渡しをする日の用に供す。

〔引例〕前略是まで庭帳と唱へ、金銀納渡の前日、金奉行宅にて納の順序等を調査すれども、以來は金藏にて調査すべし、其定日は納渡の前日前々日と爲し、其時刻は朝四時より七時迄と定むべし。（大日本租稅志）

庭場道具（**ニハバドウグ**）

庭場道具こは、農家が收穫物を調製するに要する道具を云ふ。收穫物を調製する場所を庭場こ稱し、寒國に於ては屋内の土間に於て行ひ、暖國に於ても雨雪の時は家内に於て爲すを普通こす。然も暖國にて雨雪の時屋内の土間にて行ふ地方に在りては此屋内の土間を内庭こ云ひ、外のものを外庭こ稱す。庭場にて用ゆる道具には臼杵、篩、箕等數種あり。

〔引例〕士民の家には、四季共に五穀萬物をこきこなし實にすることなり、夫を庭場仕事と云なり、其品々を拵るに色々の道具あり、諸國共に男は野山の業に隙なく稼ぎ、みな以て女子共庭場の事業を務る、道ものゝ樣々ことに損德あることを辨へず費多し。五穀のなり初めには、粟、きび、稗、麥米の類もつめにて一粒づゝむきて食ひ乏しきこと成しに、いつとなく其道々に使ひて能き道具をえらみ出し、今專に用て何事も不足なし。（百姓傳記）

新嘗（**ニヒナメ又ニヒナヱ**）

新嘗こは、新穀を諸神に供し且天皇も親ら食し召すの祭儀を云ふ。卽ち新饗の意にして、其の

年の新米を神々に供へ、然る後聖上も食し給ふ御儀式にして、陰暦十一月中の卯の日に行はれたり、明治以後は陽暦十一月二十三日に行ふことに公定されたり、同日は賢所に於て御祭あり、諸社は幣帛を頒ち、新穀の成熟を告げ給ふ等の事あり、要するに新嘗祭、神嘗祭と相待ちて離るべからざる御祭儀なり。

〔引例〕　清寧天皇二年十一月、播磨國司山部連の先祖伊與來目部小楯、赤石郡に於て親ら新嘗の供物を辨す、一に云く郡縣を巡行して田租を收斂するなり。（大日本租税志）

入部（ニフブ）

領主たる者其の部曲に入るの義にして、後世領主始めて其の領地に入るを又別に入國とも、就封とも稱せり。入部の際には夫れ〳〵法式あり、先づ地形を相し村邑の貧富を知り、其の城内外の要害より城下の市街・道路・津港・河海等を圖記し、在所々々を巡檢して租税並に人口牛馬の數を錄上せしめ、而して後始めて制令を下したりと云へり。

〔引例〕　始て入部せば、先其所之地形高下に心を付べし、總而川流にて地形の高下を知るべし。以下略（地方支配）

人役（ニンヤク）

弘前藩に於ける田畑の計算單位にして、同地方にては他藩にて普通云ふ處の町反畝と云ふ代りに、田何人役、畑何人役と云ふ。蓋し一人一日に農業作業を遂ぐべき功程を標準として面積を算ふるより起りしものなり、而して一人役とは實際上何反歩に當るやと云ふに、普通は六畝二十歩卽ち二百坪を以て一人役と稱せりと云ふ

〔引例〕　當壹作かり申田地の事

一、田地六人役御定
　此斗代米拾參俵三升
一、同五人役御定

此斗代拾俵
一、同拾人役御定
此斗代貳拾壹俵三斗五升
一、同六人役御定
此斗代拾參俵五升
田數合貳拾七人役
斗代數合五拾八俵三升
前書の田地右の斗代に相定、當壹作かり申所實正に御座候（以下略）（青森縣、弘前市、菊池健雄氏所有古文書）

人別帳（ニンベツチヤウ）

德川時代に在りて、幕府は耶蘇教を嚴禁し、此宗教を信ずるものを嚴罰に處したり。之が爲め、村々にては人別帳とて一種の戶籍簿を造り、各戶の人名毎に佛教の宗旨を記せしめて、耶蘇教信者にあらざる旨を明示せしめたり、此人別帳は又宗門帳とも云ふ。

〔引例〕人別改むる起りは何れの代より初りたるにや、時世分明ならざれども、慶長の頃、御當代に至りキリシタン宗門御制禁嚴く成たる以後、宗門の吟味嚴く成たりと見えたり（地方凡例錄）

ヌ の 部

渟浪田（ヌナタ）

沼田のことなり、渟は土のとゞまるの意、浪は水うごく義にして、泥土を運び來り渟留して土層を成し、常に水を湛へある地のことなり、古代斯の如き地を利用して稻を栽培せしことあれば此の稱あり。

〔引例〕 前略又渟浪田の稻を用ひて飯と爲し之を嘗む。（大日本租税志）

ネ の 部

願石代（ネガヒコクダイ）

願石代とは、農民より請願して米納を金納と爲すを云ふ。年貢米を遠國より送付するには、經費を要して不利不便少からざれば、米納を金納に代へんことを請願して、石代納とすることなり。當時現物取引の多き世の中なれば、幕府としては米納を欲し、農民としては金納を利とせしかども事情の許す限りは石代納をも許せり。

〔引例〕光格天皇元明六年十月達、諸國の年貢米近來願石代增加し、廻米不足するに依り、向後總て米納と爲すべし、若し實に不熟米あり、米性劣るとも米納たるべし。（大日本租稅志）

願上米（ネガヒアゲマイ）

願上米とは、小倉藩の農民より所定以外別に上納せし納租米を云ふ。往昔は其の年の豐凶に隨ひ、掛り上米を四ッ高に何程と別段に納付したり、之を見掛米ともいへり。延寶八年の御勘定帳に三歩上米とあるもの是なり。元祿七年より更に願上米と改稱せり。其の後歩掛米として願上米より餘分に徵收す、而して其の內にて願上米並に出精米を納む、但其の起因詳かならず、此願上米は秋期免を定むる際、其の數を定むることと云ふ。（郡典私志）

直段（ネダン）

直段とは、物品の價格を云ふ。卽ち其の價値は高低一ならずして段階あるに因る。凡そ物品を賣買する際、自然の直段を公定して價格を定むることあり、往古は自然の需要と供給に任せ、物と物との交換行はれたるも、後には經濟の變動に隨ひ、之を自然に放任し置く能はずして、公定價格を定め、物價の調節を圖りたり。徳川

時代石代納をなせしときは、幕府は張紙直段と云ふを定めて米價の標準を示し、又村々にては村役人をして米價を公定せしめたり。

〔引例〕 中御門天皇享保十年十二月達、古米納の内村民石代納を願出ては、年貢三分一金納ある國は三分一直段米壹石に銀五匁の増を以て徴收すべし（大日本租稅志）

根取（ネトリ）

德川時代に於ける田畑徵稅上の用語にして、年貢割り出しの義なり。即ち田畑の等級を上、中、下に分ち、其等級に應じて、石盛をなし高を定め其高の内より何分何厘を上納すべきかの割合、即ち免（率）を高に乘じて取箇を定むるを云ふなり。例へば上田の石盛十五ならば一反の高は一石五斗、其の免五つとせば取箇は七斗五升となる、之を根取或は定根取と云ふ、根取の語は多く關西地方に行はれたり。

〔引例〕 光格天皇天明五年乙巳正月、幕府より五畿内筋、田方木綿檢見の儀御代官に命じ、曰はく、檢見をなさんより定根取に居え置く方御益にも相成り、百姓の爲にも宜き村方あらば巨細に相糺し、勿論前書の通り、木綿作は別して作德ある心得を以て元根取の外増米をなし、畑方はかりにても年季定免に取り調べ伺ふべし（大日本農史）

直物（ネモノ）

直物とは、中世の語にして價格を有する物品のことなり。古來物と物とを交換するに、其の價格ある物を指して直物と稱したり。凡そ人類の生活には、種々の物品を要するを以て、供給多ければ其の價廉に、又供給少く需要多ければ其の價高きは自然の理法なり。直物は又身代金の義にも用ゐられたる例少からずとす。

〔引例〕 近郷の地頭代に談じ、彼直物を給與し、放文を取るの後之を進退す可し。（大日本租稅志）

年貢（ネング）

年貢の意義には二つあり、一つは公儀に對する人民の租税を意味する場合と、一つは地主に對する小作人の小作料を云ふ場合とある是なり。去れど元來年貢は年々の貢の謂にして、領主に對する庶民の貢税に外ならず、唯後世に到りて地主の小作料をも年貢と行ふに到りしは其昔、領主は土地の所有權と公權とを併せ有せし觀ありしも、後ち彼等の或者は所有權を置き去りにして公權のみを其手に把握するに到りたるが、其の頃に至りても年貢の呼稱のみは分離せられず、依然公租、私租共に同一の名稱の下に使用せられたるに由る。是れ年貢の字が公法、私法兩意味に用ゐらるゝ所以なり。

〔引例〕(1)　年貢事

（上略）於二向後年貢一者、以二當郷弘長目錄一爲二公田數一、至二忠並分一者、以二段別二百文錢貨一、不レ論二旱水風損一、毎年十一月中可レ令二究濟一、若背二此狀一、致二未進一者、任二先例一、可レ被レ成二現米一者也（中略）。

以前條々和與狀如件

元德三年十二月十五日　藤原忠並（花押）

（東寺百合文書）

(2)　難作に付契約書

（前略）

一、本年は非常の粉糠蟲の生し害する爲、大に難作相成、仍て地主へ年貢米減少を願ふべき事

（本邦永小作慣行）

年々引（ネンネンビキ）

德川時代に於ける課税技術の一種にして、道跡堤防其他の潰れ地又は官府の所要地の如きは檢地の際に於て高外無税地とし、檢地帳外書に載せ、若くは除去すべきものなれども、檢地高受後のものは、村高の内引高に記載して除税す而して此種の土地は容易に有租地に復すべきも

のに非ず、年々連續して減租するものなれば、年々引と云ふ、正式の帳簿には「年々引高に相立候分」と記載するを常とす。（德川幕府縣治要略）

年賦拜借証文（ネンプハイシャクシヨウモン）

德川時代に於て、村が困窮に陷りたる時、幕府は其領內代官の申達に基き、年賦償還を條件として金錢を貸附くること行はれたり、此場合村方よりは連署を以て年賦償還の證文を右代官所に納れしが、之を年賦拜借證文と呼べり。

〔引例〕　年賦借拜證文之事

一銀壹貫五百目　　土師新田
一銀三貫目　　西　村
一銀三貫目　　金口村
一銀三貫目　　東　村
一銀七貫五百目　　土師村
一銀五貫五百目　　百濟村
一銀貳貫五百目　　梅村南方
一銀貳貫目　　梅村北方
一銀六貫五百目　　高田村
　合銀三拾四貫五百目

右者當丑年村々違作に付拜借奉願上候處前書之通御救御貸下ヶ被爲成下難有奉拜借候處實正に御座候尤も御返納之儀は來寅年より來る亥年迄無利足拾ヶ年に割合每年十二月限急度御返納可仕候依之拜借證文奉差上候處如件

嘉永六丑年十二月

土師新田
百姓代　伊三郎印
年寄　喜兵衛印
同斷　治兵衛印
西村
百姓代　藤七印

年寄
吉之助印
同斷
宇兵衛印
金口村
百姓代
喜兵衛印
同斷
善五郎印
年寄
勘兵衛印
東村
百姓代
次兵衛印
年寄
佐兵衛印
庄屋
七郎兵衛印
土師村

百姓代
新兵衛印
同斷
市郎左衛門印
年寄
源次郎印
同斷
市兵衛印
同斷
市次郎印
庄屋
重次郎印
百濟村
百姓代
半兵衛印
年寄
武左衛門印
同斷
藤次郎印

庄屋
伊奈太郎印
梅村南方
百姓代
太兵衛印
年寄
彌助印
庄屋
正藏印
梅村北方
百姓代
熊次郎印
年寄
伊八印
同斷
定五郎印
兼帯庄屋
柴田平左衛門印
高田村

百姓代
儀兵衛印
年寄
太郎兵衛印
同斷
惣左衛門印
庄屋
柴田平左衛門印
長柄御役所

（大阪府泉北郡深井村大字深井外山親三氏藏）

年貢皆濟目錄（ネングカイサイモクロク）

地方三帳の一にして、他の三帳たる郷帳及び年貢可納割附狀と共に幕府收稅上最重要なる帳簿なり、卽ち代官より年貢の割附を受け之を皆濟すれば、代官は各村庄屋に對し夫々皆濟目錄を交付す、要するに官に於ける一種の租稅領收書なり。

〔引例〕申御年貢皆濟目錄

和泉國大鳥郡

高六百拾五石八斗三升貳合　百濟村

一米貳百四拾五石九斗七升九合　本途

一米七斗九合　見取

一米壹斗三合　山役

一米三升　竹藪年貢

一米壹石八斗三升五合　三分

一米七石四斗四升壹合　口米

一米九石九斗貳升壹合　欠米

當米貳百六拾五石三斗八升八合

內

八拾八石四斗六升三合　三分一銀納

此代銀拾六貫七百三拾六匁壹分四厘

但　米壹石に付銀百八拾九匁壹分八厘八毛

拾石　延石

百六拾六石九斗貳升五合　七分

此代銀貳拾六貫百九拾九匁五分五厘

但　大坂御掛平均直段米壹石に付銀百五拾六匁九分五厘四毛

納合銀四拾貳貫九百參拾五匁六分九厘

右者當申御年貢米銀書面之通令皆濟に付小手形引上一紙目錄相渡候條重而小手形等差出候共可爲反古もの他

萬延元申十二月磯部寛五郎印

右村　庄屋

年寄

惣百姓

（大阪府泉北郡深井村大字深井外川親三氏藏）

年貢可納割附狀（ネングオサムベキワリツケジョウ）

地方三帳の一にして、他の二帳たる鄕帳及び皆濟目錄と共に幕府直轄地に於ける最重要なる收稅上の帳簿なり、幕府の勘定所より其地方に於ける負擔額の通知を受くるや諸國の代官は直に其旨を受けて管內村々の庄屋に對し夫々年貢の負擔を割り附けたる書附は、是卽ち謂ふ所の

年貢可納割附狀なり。

〔引例〕 申御年貢可納割附之事

申より巳迄拾ヶ年定免之内當申不熟に付破免

和泉國大鳥郡　畑山新田

一高百五拾六石壹斗六升七合

此反別三拾貳町九反五畝拾歩

内

三拾五石四升七合

此反別七町七反八畝廿五歩

當申蟲付仕付荒皆無當引

殘高百貳拾壹石壹斗貳升

此反別貳拾五町壹反六畝拾五歩

此　譯

百六石七斗壹升　本　畑

此反別貳拾參町七反壹畝拾歩

此取米四拾壹石九斗八升壹合

拾三石三斗壹升　田　畑

此反別壹町三反五畝五歩

此取米五石二斗四升

壹石壹斗　田方　同所新田

此反別壹反歩

此取米四斗四升壹合

取米合四拾七石六斗六升貳合

外

一畑反別壹反六畝歩　去巳改出　見　取

此取米三斗貳升五合

納合米四拾七石九斗八升七合

右者申より巳迄拾ヶ年定免之内當申不熟に付破免御成箇書面之通相極條村中大小之百姓入作之者迄不殘立會無下令割賦來る極月十日限急度可令皆濟者也

萬延元申年十月磯部寛五郎印

右村
庄屋
年寄
惣百姓

（大阪府泉北郡深井村大字深井外山親三氏藏）

ノ ノ 部

農要（ノウエウ）

農業季節中の肝要なる時期を云ふ。春は田を耕し、種子を播き、苗を植ゑ、夏は除草中耕に怠らず、秋は收穫に時を移さずと云ふが如く、作物の栽培上には肝要の季節あるものなれば、農業の重要なる期節を農要とは云ふなり。

農業は自然を相手に、作物の成育を促し、豐穰を期するものなれば、年中に於ける行事は、時節を過つことなかるべきなり。太陰暦にては往事作物の種子蒔き季節を其中に載せて農民に知らせたり。

〔引例〕嵯峨天皇弘仁四年、前略今諸國の吏深く委寄に乖き或は役を差すに時を失ひ農要を妨廢し或は專ら使漁を事とし後略（大日本農政類篇）

野馬（ノウマ）

野馬とは、野生の馬を云ふ。自由に放牧して自然に蕃殖せしめ人爲を加へざるものなり。我國に於ては古代より牛馬の放牧行はれ、各地方に牧場ありたり、下總國小金原及び佐倉地方は幕府の牧場にして多く野馬を產せり。奥州地方殊に南部方面は牧場多くして產馬の名地なり。

〔引例〕小金中野下野牧開墾場へ、無籍の人民近々御移に付、野馬捕の場所御引渡可レ申義、此程中御掛合も有レ之、則當方に於て手配の處、折柄野付野外村々百姓共參作仕付稻刈入緊要の時節に差懸り居、野馬追人足差出方難澁の趣云々。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

農民（ノウミン）

農民とは、專ら田畠を耕作する所の人民を云ふ。即ち土地を闢き穀を植ゆる者の總稱なり。漢土にては炎帝民に教て穀を植ゆ、故に神農氏と

號するよし、前漢食貨志に見えたり。我邦にては古は大御寶（オホミタカラ）と云へり、後世に至り民（タミ）は士農工商の總稱となりたれども、もとは田身の義にて田部（タノベ）田人（タビト）の意にて、農人を本として云へるなり、或は云ふ、「タミ」とは田産（タウミ）の略ならむ、産（ウミ）は國を産なといふが如く、開墾等を云ふなりと、要するに不毛の地を開きて五穀を作るの意なるべしと。（農家備要）

農人形（ノウニンギヤウ）

水戸烈公齊昭卿が公子たる頃創意せし農夫の人形にして、一に御百姓と呼ばるゝ處のものなり。公は自ら農夫の像を黄銅にて鑄させられ、常に之を膳の上に置き食膳に向ふや、必ず先づ初穗の意を以て椀中の飯粒を其の像に供へ然る後箸を下すを例とせられたり。烈公が農人形に因める和歌

　朝なゆふないひくふごとにわすれしなめぐまぬたみにめぐまるゝ身は

は往時民間に傳唱せられて名高かりき。（農人形の研究）

乃貢（ノグ）

年貢の別名にして鎌倉時代に於て使用せられたる用語なり。（日本農政史）

野差（ノザシ）

刀の一種にして、平常帶ぶる處の双刀の小さきものより稍長き脇差なり、旅行中は總て双刀を帶ばず、野差一振を帶し、太刀の方は雛文革を以て覆ひ、從者をして其肩に擔はしむるを常とせり。（德川幕府縣治要略）

野錢場（ノゼニバ）

採草又は放牧の爲め人民より其の代官若くは領主地頭に代錢を納付する地を云ふ。德川時代

より原野の使用收益に對する納税行はれ、此の制度は明治初年の頃迄存在せり。

〔引例〕 此度右牧々へ相混候草錢場野錢場等の儀、一般開墾御用地被ニ仰付ニ候條、其段可ㇾ被ニ心得ニ云々。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

除屋敷（ノゾキヤシキ）

無税地の謂にして、除とは高を除くの意なり、仙臺藩にて稱する所に係る。

〔引例〕 除屋敷に被ㇾ下先年より在々除屋敷は、御竿入相成候代高被ㇾ下候處、知行高に被ニ成下ニ度由被ニ申上ニ候はゝ、御竿入直し當高を以可ㇾ被ㇾ下候事。（仙臺藩租稅要略）

野帳（ノチヤウ）

田畑の檢地卽ち檢注を行ふ際、檢地の現場に携へ行く帳面にして 檢注したる田の面積、持主、小字名等を先づ此野帳に書き附け、檢地作業終了の後、正規の檢地帳に書き寫すなり。野帳は云はゞ檢地帳（卽ち水帳）の下書きなり。

〔引例〕 野帳の內、一通日々百姓共へ貸渡置敷、反畝歩相違も有之間敷や相尋ね、少々にても云分あり候はゞ、其品承屆可ニ改直ニ事（地方凡例錄）

野手米（ノテマイ）

野手米とは草木の採集料金の謂にして、入會の山林等にて、他村より地元の村に納入する毛生の採集料のことなれば、其の性質たるや公法的なる租稅にはあらずして、私法的なる小作料の如きものなり。（地方凡例錄）

野年貢（ノネング）

山林原野等にして數村入會の土地ある時、其の反別を極め、一反に付米又は錢何程と定めお上に納むるを野年貢と云ふ、一種の小物成なり。（地方凡例錄）

延米（ノベマイ）

延米とは、一俵入りの米量に餘分の米を入れたるを云ふ。往昔は一俵の容量を確實に定むることなく、斗桝に山盛にして容れたれば、三斗五升渡のものに五斗も入れしものなり、其の後山盛も斗掻にて掻きならし納め、元和二年に至り、一俵三斗五升入に定め延米二升を加へ、三斗七升として公納したり、此を當時三七延とも稱せり。

〔引例〕　延米の事

一往古は延米と云て二品數を極ることなく、斗桝に山盛にして納し故、三斗五升の米五斗程も有なり、其後右の山盛を斗掻にて掻ならして納し處、元和二年百姓御救の爲、一俵を三斗五升に定め、延米を加へ三斗七升入にして公納せしなり、今の三七延と云是なり。（校正地方落穗集）

延高（ノベダカ）

知行渡の節前の知行高より減じたる分を云ふ。即ち知行を渡す時、前知行三つ五分取の所を此度村方四つ取に改むれは前知行の取米を四つにて割るなり、然る時は知行高は前よりも減じてよきが故に其減じたる分を延高と稱す。

〔引例〕　延高の事

一延高といふも、是亦知行渡しの節の儀なり、是には假令は先知行三つ五分取の所、此度村方四つ厘取にすれば、先知の取米を四つにて割なり、然る時には先の高より減ず、其減ずる高の分を延高と云なり。（校正地方落穗集）

野役米（ノヤクマイ）

草木能く生ひ立たず、農業上には無くてもよき地にても、他村との境目にあたり、所謂論地となれる場合には、其の土地が村の所有たる證據を永く握らん爲に、村より年貢を納むることあり、之を野役米と云ふ。（地方凡例錄）

ハの部

買作（バイサク）

王朝時代に於ける、小作の義にして、一ヶ年間に於ける收穀を計り、價を定めて一年を限りて佃らしむるを云ふ。其の田を賃租田、一名賣買田とも稱せり、王朝時代の制度にして公田、私田共に行はれたり、即ち賣作者は近世の地主に該當し、買作者は小作人なり。當時の小作は、現今の小作と其の趣を異にす、即ち公田を賃租し又地子を納むるは現今の小作なるか如くにして、小作ならざる點あり、令義解に「凡諸國公田、皆國司隨ニ鄕土估價一賃租、其價送ニ太政官一以充ニ雜用ニ云々、公田を鄕民に賣り即賃租せしめ、其價を太政官に送り雜用に供ふと、賃租者、凡乘田限ニ一年ニ賣、春時取レ直爲レ賃也、至レ秋レ輸レ稻者爲レ租、即今所レ謂地子者足レ是」とあり。蓋し王朝時代に於ける國有地小作制度として用ゐられたる語なり。

〔引例〕　清和天皇貞觀六年正月廿八日、中略國内の水田必しも一等ならず、上中の田數少くして下々の田數多し、田租を徵するに至り、動もすれば未進を致す、加之す下田以下人の買作すること無し。（大日本租稅志）

賣買田（バイバイデン）

賣買する田畠を云ふ、古代田畠を賣買するの起源甚古し。大化の新政以來は田を賣買することを禁じ、其兼併を防ぎたりしも、私墾田に至つては特例を設けありたり。是れ新田開發の奬勵と人民の便宜を圖らん爲めなり、天平以來賣買券の存するあり、其の劵文中貢租の額及代價を記載するものあり、曾ては田を賣買するに五穀布帛及び物品を用ゐたりしが、元明天皇和銅六年三月、田を賣買するには錢を用ふべしとの

詔を出せり。

〔引例〕(1) 孝徳天皇大化元年九月、方今百姓猶乏し、而して勢ある者水陸を分割して以て私地と爲し、百姓に賣與して年々其價を索む、今より以後地を賣ることを得ず、妄に主と詐り劣弱を兼併することを勿れ。（大日本租税志）

(2) 元明天皇和銅六年三月田を賣買するは錢を以て價と爲せ、若し他物を以て價と爲さば田並に其物は共に沒官と爲せ云々。（同上）

賣劵狀（バイケンジヨウ）

賣渡證文と云ふに同じ、田地其他の品物を他人に賣却する際、賣主より買人に交付したる證文のことなり、主として中世の時代に用ゐられたり。

〔引例〕一、依有要用賣渡申薩摩の內鹿兒島郡荒田庄の內奴郡門、非出の阿彌門、瀬戸口可善門三ヶ所田畠共代斷足百貫文賣渡申處實也、但三年後者斷足有次第可請申候、仍爲後日賣劵狀如件

應永十五年八月三日　重繼　花押

（薩藩舊記雜錄）

倍金質地（バイキンシチヂ）

倍金質地とは、借金收領の金額に倍加せる金額を記入したる質地を云ふ。卽ち田畑一段歩の質地相場は、金十圓なる時は、地主が金主と相談の上、其金額を二倍若くは三倍に爲して、之を質地證文に記載し、地主に於ては相場相當の金額を受取り、後日年期明に至るも、請戻しのならざるやうに拵置くものにして、證文面は質地なるも其の實は賣買なり、蓋し幕府時代は田畑の賣買は禁制なりしを以て、此の如き計策を用ゆるものありしなり、裁判に當ては、双方共に重き科料に處し、若し名主加判ある時は、其の名主も亦過料に處すとのこと、寛保律に見えたり。（本邦土地慣例）

廢藩置縣（ハイハンチケン）

明治四年七月十四日、太政官布告を以て藩知事制度を廢せられたり、是實に明治新政府が封建制度の餘脈に對して最後の止めを刺したるものにして、是より後、明治郡縣の新制は着々として進行するを見たり。

〔引例〕廢藩置縣

明治四年七月十四日布告

藩を廢し縣を置かれ候事

（秩祿處分參考法規）

隼人ノ調（ハイトノミツギ）

隼人の納むる調物のことなり、隼人は多く大隅薩摩に住み、動作敏捷にして性猛烈なるを云ふ、俗にこれを稱して速人（ヤヒト）と唱へ、轉訛して隼人（ハイト）卽隼の如き人と云ふ。隼人は兵士と同じく交代して京師に出て護衛の任に就き、又勇壯なる風俗の歌舞を以て朝廷に奉仕したることあり、現今鹿兒島の棒踊りは是れなるべし。

〔引例〕桓武天皇延曆十一年制す、頃年隼人の調或は輸し或は輸さす政事に於て甚た不便に渉る、自今以後宜しく偏に輸さしむべし。（大日本農政類纂）

方櫃（ハウキ）

大なる一種の桝なり、白河帝延久五年十二月米穀を量る器を造らしめしが、此は四角なる大量桝にて、米一斛を容れたりと云ふ、今日農村に於て穀類調製の際に使用する圓形の私制の櫃を俗に假升と稱へ居れるが、方櫃の形是に似たる乎。

〔引例〕白河天皇、延久五年癸丑十二月、米斛を容る方櫃を造り、石を以て錘となし、其輕重を衡にす、其の器傳へて穀倉院に在り。（大日本農史）

放生田（ハウジヤウデン）

王朝時代、佛教の盛なりし時、佛教思想の影響により鳥獸等の生類を憫み之が解放をなすこと流行し、其解放料に充てんため特に田地を劃き與へ名くるに放生田としたり、其の面積は極めて少かりものゝ如し。（日本農政史）

衡（ハカリ）

衡とは、貨物の輕重を量り知る器を云ふ。凡そ輕重を量知する器械は種々あれども、其の簡單なるは權竿を釣り、其の一端に秤皿を垂れて物を載せ、其一端に絲にて衡錘を懸け其輕重を知るものなり。古代崇神天皇の時始て吳權なる者有り、舒明天皇に至て此が法を定む、然も如何なる制なるか傳へず、後世衡目に貫匁を用ゆるに至れるは、極めて近世に在り。

〔引例〕 權衡は、二十四銖を兩と爲し、三兩を大兩一兩と爲し、十六兩を斤と爲せ。中略

元明天皇和銅六年四月十六日、新格並に權衡度量を天下諸國に頒下す。（大日本租稅志）

羽口（ハグチ）

羽口とは、河川の堤防に設けたる一種の護岸工事を云ふ。粗朶又は萱を敷ならべ込土を入れて蹈み固め、竹を差込みて縫ひ、順次此の如くにして修築す、其の要は川の水勢を殺ぐに在り、之を粗朶羽口、又萱羽口と呼べり。

〔引例〕 寛保三年十一月達、中略羽口埋坪等大なる普請に用る萱麁朶は買上くべし、但從來村役たらば村役と爲し、圦樋羽口敷の萱麁朶は古來の如く村役たるべし。（大日本租稅志）

稂莠（ハグサ）

稂莠は稻苗を害する惡草をいふ。稻苗に能く似たる草なり、此草は苗に雜りて頻りに茂り、暫時去らされば、やがて蔓りて土地の氣を奪ひ竊む故、苗を害すること限りなし。油斷なく注意

して之を去るべし、「ハグサ」は端草の義にて狗尾草の類なりと云ふ。

按ずるに、稂莠は漢土にも古よりありて、詩齊風に無レ田ニ甫田一維莠驕々と見え、孟子にも悪レ莠恐二其亂一レ苗也とあり、詩小雅には不レ稂不レ莠注に稂莠皆害苗としるるし、爾雅翼に與草與レ禾相雜故詩人惡レ之なり載せたり。(私家農業談)

白田(ハクデン)

畠のことなり、古代は耕地を總稱して田と云ひ、今の田を水田と云ひ、畑は陸田又白田と云へり、白田は素田の義にして、人爲を加へざる田のことなり、白田を開くには小野の荊籔を燒きて拓くが故に又別に火田の名あり、後世轉じて畑となり、今は陸田の總稱に用ゐらる。

〔引例〕 桓武天皇延暦廿四年十二月廿三日、山城國乙訓郡の白田一町を大判事從五位下讃岐公千繼に賜ふ。(大日本租税志)

博勞(バクラウ)

博勞とは、古來より牛馬を賣買し又は其仲介を業とする者を云ふ。支那の古代に於ける馬の相者に博勞あり、伯樂あり、此等の轉ぜるものなるべし、又馬工連を音讀して轉じたる語なりとも云ふ。博勞は世襲又は、其の師匠の指導に依りて、其の業を繼ぐ一種の相馬家にして、牛馬の品質、優劣を鑑別し、其の價値を附して牛馬賣買の仲介を爲し、其の手數料を受けたり。

〔引例〕 前略、臨時他國賣出は規定の三千頭以内に於て行はれ、博勞自ら賣出さんと思ふ牛馬を率ひこれに賣手方牛馬役の除證文及び札を添へ、直接御厩に來りて願ひ出づることゝし、御厩役人見分の上御不用馬と認めらるれば、賣出の儀を差免されて、該牛馬の鬣根へ御馬預何某と記載したる封印をなし、(中略)博勞は之に對して御札銀を上納

す。（鹿兒島縣畜産史）

階田（ハシゴダ）

傾斜地に在りて段々に低下せる水田を云ふ、山澤の地方に多くあり、其の狀階段に似たるを以て名く、耕作の方法に特別の注意を要す。

〔引例〕　老人噺けるは、山澤幷國中にも水口高く田の下たへ段々下りたる田面あり、是を階田と云、南受はよし、北受は甚陰氣強く、階田は決して寒地となり、濕氣なく、田面の直し江滞の通し方、取分勘辨付べし。（耕作噺）

場所人足（バショニンソク）

場所人足とは、其の土地より出す人足を云ふ。人夫の出づる村方を指して場所と呼び、場所より出役する人夫を場所人足と稱す。古來公儀の用務を辨ずるが爲めに、人夫を出役せしむるを例とせしが、其の人夫は地方村々の負擔として其義務を課せられたるなり。

〔引例〕　前略、檢見巡村の侍從者を減じ、場所人足も少く出さしめ、休泊等都て無益の費を省き、色取檢見の意を失はず云々。（大日本租税志）

櫨年貢（ハゼネング）

櫨は九州に克く生じ、畑の畦畔堤塘等に栽培し、之より蠟を採集す、故に櫨年貢は九州地方に於て納むる百姓の小物成なり。（地方凡例錄）

畑金（ハタキン）

畑の年貢を金にて納むるを云ふ、蓋し關東地方にては畑永とも稱へ、關西の三分の一銀納の如く、畑の年貢の一部を金納する故畑金の名あり。關西の三分の一銀納は田畑の納租三分の一を銀納とし、田租と同じく秋季に於て納付すれども、關東の畑金は夏季に徵收せらるゝを以て別に又夏成とも稱す。（大日本農史）

畠（ハタケ）

畠は、畑（火田）と云ふに同じ、即ち白き田又は火と田の二合字なり。按ずるに、はたけとは、その土地に作りたる物の畑毛（ハタケ）といふより轉じたるならむ、稜威道別五に、波多計（ハタケ）とは、畑頴（ハタケ）にて作りつけたるものを云ふとあり。

〔引例〕

(1) 宇惡之田毛麻吉之波多氣毛云々（萬葉）

(2) 續捜神記云、江南畠種レ豆、畠一曰二陸田一（和名抄田園部）

(3) はたけにも作らるゝまし、家もえたつまし。（宇治拾遺）

畠出米（ハタデマイ）

畠出米とは、毛利藩に於ける地方税の一種にして、高一石に付一升七合の附加とす、郡配當米の收入に屬するものなり。（毛利藩地方史）

畠作半毛（ハタサクハンケ）

灌漑不足の水田を變じて陸田（ハタ）とし、從來の年貢の半分を收納し、其の殘り半分を免除するを云ふ、水戸地方にて行はれたる制度なり。

〔引例〕　年水不足の田方を畠として、田方之半公御役收納、殘半分は御赦免あるを畠作半毛と申候、此等は能き樣に存候所、畠作半毛多く有レ之村方は困り申よし。（足民論）

陸田種子（ハタツモノ）

神代の頃、畑に栽培したる作物たる粟、稗、麥、豆の謂なり。陸田は今日の畑のことにして、種子とは作物と云ふに等し。神代に於て既に農耕の術、殊に水田開けて稻を栽培し、畑にも斯る作物を栽培したるより見れば、我國祖か夙に農耕の業に從事し、所謂瑞穗國の名稱の起りし所以を解すべし。

〔引例〕前略保食神實に已に死せり、其の神の體に牛、馬、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆、及び蠶生れり、天熊人これを取りて進獻す、大御神甚だ喜びたまひて曰はく是の物は蒼生の食で活く可き者なりと乃ち粟、稗、麥、豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す、是に於て五穀、牛、馬、蠶あり後略。（大日本農史）

旅籠屋冥加永（ハタゴヤミヨウガエイ）

徳川時代の五街道即ち東海道、中山道、甲州街道、日光街道、水戸街道等の宿に於て宿屋を營む者の中には給仕女を置くを例とせしが、其の給仕女は一種の賣女にて、之を飯盛女と云ひ之を置く宿屋よりは税金を出さしめたり、之を旅籠屋冥加永と呼びぬ。（地方凡例錄）

鉢屋（ハチヤ）

鉢屋とは、准警吏なり、徳川氏時代松江藩に於て此稱あり、警察權及び司法權の一部を執行せしめたる賤民なり、主として盜賊取締の任に當れり。又未開地を開き殖民を爲す時、此の鉢屋を農民と共に移住せしめ、治安維持係に努めしめたり。

〔引例〕一、荒木村鉢屋之事、昔は如何樣之筋目有レ之候とも、近年持懸之鉢屋可レ爲レ抱候、此已後新宅之分は湊原梶七兵衞へ被二下置一候條、湊之鉢屋支配可レ仕事。（島根縣舊藩美蹟）

鉢合穿（ハチアヒボリ）

鉢合穿とは、鑛山にて稱する所にして、間切の延を穿つ者、勝負を爭ひ出精鑿開するを云ふ。（間切とは稼所の外新しき所を穿つをいふなり）此鉢合穿は定規賃錢の外褒美銀を增加し、一はち合と云を三晝夜に定め、延尺を穿りて勝てる者へは、穿劣れる者より定規の賃錢を悉く渡し、負けたる者は三晝夜の分のみ受取るを例とす

是を間はち合といへり。又歩鉢合と云は、穿石の貫目多少を論ずるを云ひ、火縄鉢合とは、其の數々に火縄を立て、長何寸立つ中何貫何程と各白の精粗を記し、貫目多き者に褒美銀を與ゆるを云ふ、是等は三晝夜に限らず、晝ばかりにても又夜のみにても、之を行ふことにて小さき鉢合なり。（吹塵餘錄佐渡志）

八虐（ハチギヤク）

八虐とは、律に云ふ、一に謀反、二に謀大逆、三に謀叛、四に惡逆、五に不道、六に大不敬、七に不孝、八に不義是なり。謀反は國家を危くせまく謀るを云、謀大逆は山陵及び宮闕を毀たんと謀るを云、謀叛は國に背き僞に從ふを云、此三者は輕重あれども、皆國家に背くを斥くる也、國家に背けば君の義絶たるに因り、君の恩を奪はるゝ也、惡逆は祖父母父母を毆り、又は殺さんと謀り、伯叔父姑兄姉外祖父母を殺すことにして、罪其の身に止り、君臣の義に關からず、不道は死罪に當らざる者を一家の内にて三人殺し、又は又人を殺して手足を解き、或は蠱毒を造り又は蓄へ、厭魅を爲せる類、大不敬は、大祀神御の物及び乘輿の御物を盜みし類、不孝は祖父母父母を詛罵し類、不義は本屬の縣令及び受業の師を殺したる類を云ふなり。（田令講義）

八五六（ハチゴロク）

八五六とは、伊豫に於ける延米口米の稱なり。其の法左の如し。

一、四升は乘　　一、四升は口
一、一合六勺は口の乘　　一、四合はこぼれ

合計八升五合六勺也、物成一石に對し此の如く賦課せり、因て之を八五六と稱せり。（郡鑑）

八十八ケ所（ハチジフハツカシヨ）

夫の世に名高き四國の八十八ヶ所の靈跡を云ふ、元は此の佛蹟を巡廻するは多く弘法大師に歸依せる信者により行脚せられしも、現今にては農村漁邑の青年子女が行樂の爲めにも春期農閑を利用して八十八ヶ所巡りをすること云ふ。

〔引例〕其起源詳ならざれども、華山法皇が靈跡を巡拜させ給ひし先蹤を、西國三十三ヶ所巡禮の跡をふみたるなるべし、佛說によれば、弘法大師の高弟眞濟が大師の入定後、其師を慕ひて其遺跡を遍禮せしに始まると云ふ、去れど固より史的徵證なし、而して其八十八ヶ所と限定せし所以を考ふるに、此は彼の八十八煩惱懺悔の語に出てたるものなるべし。（伊豫史料の研究）

初穗（ハツホ）

初穗とは、稻の穗の初めて結びしを知りて、先つ田の神及び畑の神に奉りしを云ふ、之を掛穗の贄とも云へり、即ち一手に刈取りたる稻を打違に置き、四握を合せて把とす、一握は籾凡そ二合五勺づゝ、四握は籾一升なり、此二把米にして一升を鈎合せ一把つゝけ分て竿に掛たるより斯く云へるなり、是に於て國造縣主之を集めて朝廷に貢献したりと云ふ、年貢は元と此初穗に始まりしと云ふ。（本邦地租論）

法度（ハツト）

法度とは法制、掟、禁制又は御定めの儀にして、德川幕府より諸大名に下せるもの及び、藩主が領民に布達せる各種の令文皆な法度なり。

〔引例〕公儀御法度相背間敷事（野中兼山）

伴天連（バテレン）

伴天連と稱するは外國宣教師の總稱にして、伊太利語の「バドレー」の音譯なる可し「バドレー」とは慈父の義なり、宣教師の信者に對するは慈父の其子に對するが如くなりとの意より轉

したるものならん。（豐臣氏法度考）

埴田（ハニタ）

水田のことなり、古代農耕の道漸く開け、殊に稲作の如きは神代の頃より創め居たりと云ふ稲田は普通水持ちよき地を選んで之に充てたり、水持ちよき田は粘土にして今日にて云ふ埴土のことなり、仍て斯る水田を埴田と稱せしなり、當今に於ては水田は土質の保水力如何を問はず、單に灌漑し得る地を以てするも、此は灌漑設備の術が進歩せるが爲なり。

〔引例〕崇神天皇六十二年六月二日、詔、農は天下の大本、民の恃て以て生する所なり、今河内狹山の埴田水少し、是を以て其國の百姓農事に怠る、其れ多く池溝を開き以て民業を寛くせよ。（大日本租稅志）

刎米（ハネマイ）

刎米とは年貢米上納の際刎ね除く所の不良米を云ふ。凡そ年貢米を徴收する際は、能く米質を檢査し、若し不良の米あれば之を取り除くを法とせり。故に村々地元に於て年貢米は特に精選するを例とし、年貢米にして無事に納まれば、村民一同大に喜び、之を祝するを常とす、而して天災等の爲め米質惡しき時は、其の由を申告請願して年貢納めをなしたり、若し村民が此事に馴れて平年に不良米を上納することあれば、直ちに刎ね除けられ、良米を買ふて納めしめらるゝ事往々ありき。

〔引例〕享和三年七月十二日達、近年貢米不良のもの多し畢竟米拵の宜からざるに因ると聞く、藏納に臨み刎米の分は、總て買納を命ずる理たり、向後水旱損にて已むを得ず米性劣れるの外は、石數の多少に拘らず同性の米を以て買納せしめ、斷納を禁ずる旨豫め村民に達すべし。（大日本租稅志）

刎俵（ハネタハラ）

刎俵とは、貢米納入の際不適當と認められ、除去せられたる米俵を云ふ。卽ち貫目不足若くは俵拵等其の法に合せざるものを云ふ。納め人は直ちに改造して新に納入するを例とす、大垣藩にては刎印とて、除却を證する爲め墨標を附したりと云ふ。

〔引例〕御納米之內刎俵有之節、刎印拭取墨附之俵にて取用不ㇾ申、新に俵相直し差出候樣去亥年（享和三年）申渡置候處、右の趣にては迷惑之筋も有之由相聞候、以來は刎米相成候節は精誠入ㇾ念相直し、右樣に刎印之儘差出、何俵刎之內米拵直し、何村何程差出候段、大藏にて相斷り相納候上、刎印拭取可ㇾ申旨、村役人共承知罷在、小前のものへも得と爲二申聞一心得違無之樣可被申渡候以上

文化二丑十月十日　御城代（坐右秘鑑）

拚（ハヘ）

拚とは、米俵を排列するをいふ。米俵を陸揚する時、米廩の庭上に三十六俵を積て一拚として檢査するを例規とす、凡そ米俵陸揚の際は幾拚をも處々に配置し、其中抽籤して當りたる一拚を全部檢査するものなれば、其の檢査を容易ならしむる方法として、其が配列單位を定めたるものなるべし、檢査定量は、一俵十五貫八百目とす。

〔引例〕水揚の時濡俵を拚交へ、又は其地の米に非るかを代官手代上乘の者にて檢視すべし。三拾六俵を一拚とし、其中鬮に中りたる一拚を悉く秤檢するに俵厚くして拾六貫目ある時、之を一升に廻せば一俵十五貫六百目に當れども、秤稱は目力細密に渉らざるに因り、其俵に百目或は二百目を加へ、大略拾五貫八百目を定律とし、此より不足のもの有らば差米をなして納めしむべし。（大日本租税志）

端米（ハマイ）

端米とは、一俵に滿たさるはした米を云ふ。古來米は之を俵に入れて貯藏、運搬、上納、又は賣買するを常とす、其の一俵には三斗五升若くは四斗と定まれる定量あり、其の定量に滿たざるものを端米と稱す、年貢米上納の際は、年貢石數何石何斗何升となる時、之を俵に容れ尙何斗何升の端米を生ずることあり、現代に於ても小作米の如きに端米を生ずれば、俵に容れず、別器に容れて之を運搬するが如し。

〔引例〕三分一等石代の外畑及惡米端米等の代金納は三拾五石の張紙直段に金三兩を增加云々。（大日本租稅志）

破免（ハメン）

作物の出來惡しく年貢を減免することなり、即ち秋期作毛を檢見し、其出來榮格別惡しき時は、其年に限り其地の稅を減免するを破免と云ふ、蓋し其年に限り定免の制を破り、實際に其土地の作毛に應じ稅額を決するの意なり。而して破免は藩の檢見役人見立てゝ之を決することもあれど、多くは百姓の申立により、役人立會の上にて破免する場合多かりき。

〔引例〕定免村方、破免願出てたる時、尙又得と見分致し、三分以上の損毛に可當や、無覺束村なば、隨分利害申聞、成丈教諭致し、破免願爲相止可申、檢見の上、損毛當り三步に不屆、切角入用を掛檢見請、定免に納る樣に成行には、殘の外村方痛ものなり。（地方凡例錄）

林請地永（ハヤシウケチエイ）

林請地永とは、原野に林木を仕立る條件にて貸下を請け、其の代償として冥加永を納稅するを云ふ。德川時代より明治初年に亘り此の制度ありて、天領又は私領其他原野の不用となりたるものあれば、之を附近の農民に貸付け、林樹を植付けしめ、其地代として農民に上納せしめ

たる一種の租稅なるが、其の方法は普通の年貢とは趣を異にし、恩惠を與へたる謝儀として自發的に農民より上納せしものなり。

〔引例〕柴山藩に於ては、武射郡備谷村六ヶ村に對し、草錢山永、新畑山錢、野永、林請地永、等の名稱を以て、佐倉牧に對し、合計永八貫八百廿七文四分の、冥加納付ある者、午六月七日付を以て同藩公用人より申出あり。（小金佐倉兩牧開墾事續調）

腹附（ハラツケ）

腹附とは、堤防を修築するに土石を以て其の側面を固定するを云ふ。即ち堤防の側面を腹と稱し此に附加增築するを以て名づく、而して工事には堤防の川に面する方を外腹附、川に背く方を内なる腹附と稱するなり。蓋し腹附の目的は、堤防の堅固を期するに在り。

〔引例〕九年五月制條、諸川の普請料所或は私領のみなりとも、其費用左の定法の金高に及ぶときは國役たるべし、但料所の内堤の腹附或は出し等の破損を修繕し、及び用水圦樋普請の費用は國役と爲す可らず。（大日本租稅志）

はらむ

豐臣氏時代に於ける年貢未進のことを斯く云へり。

「はらむ」とは蓄へて出さゞる義にして、今も商品を買込みて賣出さゞるを「はらむ」と云ふことあり、故に年貢をはらむとは年貢を抑留する事を云ふ。百姓若し年貢を抑留する時は、豐臣氏の之を罰すること極めて嚴なり、蓋し年貢は依りて以て政治機關を運轉せしむる根本の資力にして、之を抑留するは即ち直接に政府の生存を害するによるなり。是を以て「百姓は年貢をはらみ、夫役以下不レ仕レ之、隣國他鄕へ相越ゆべからず、若隱し置く輩に於ては、其身は申に不及、在所中曲事たる可し」と定められたり。（豐

臣氏法度考）

張訴（捨訴）（ハリソ）（ステソ）

匿名の書面を役場の門扉等へ夜中窃に貼付し又は門衛の詰所窓の中等へ投棄し、民情を訴願するものあるを張訴又は捨訴こ云ふ。私憤を漏し若くは人を誹毀するの類にして、全く私曲の徒の卑劣手段に過ぎずこ雖も、稀には行政上の參考に値するものなきに非ず、去れご總て不法の行爲こせられたり。（德川幕府縣治要略）

張紙値段（ハリガミネダン）

米穀其他の農作物の相場を官府に於て定め、其の價格を要所に張り附け、年貢の金納はすべて此の公定相場を標準こして納付せしめたるを張紙直段こ云ふ。

〔引例〕(1) 米平均直段に何斗何升高、或は何増何匁增と是又定法あり、何の上石代直段相極り、金收致すこと也。此御張紙直段、且國の相場書を以て石代直段究る儀は關東御入國以來初りしと見ゆれども、羅增値段等の定格何れの御世より發りたると云事を知らず云々。（地方凡例錄）

(2) 後櫻町天皇、明和四年、甲申十一月、幕府納の條規に曰く、船不足米並に船頭辨米石代金にて差し出す節は、其節の張紙値段に三兩增の積りに申し付く、若し其の節張紙直段より町相場高値ならば、町役場を以て、辨米代金を出さすべし。（大日本農史）

坂東（バントウ）

相模國足柄の坂より東方八國を坂東こ云ふ、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野を云ふ、今の神奈川、東京、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬の各府縣之に屬す。

〔引例〕桓武天皇延曆二年癸亥坂東諸國に勅して曰はく、頃年夷俘猖狂にして邊隘守を失へり事已むを獲ざるに自りて頻に軍旅を動し坂東の境をして

恆に調發に疲らん後略。（大日本農政類篇）

判地（ハンチ）

印章或は花押を押捺して仕給する土地を云ふ古代家臣に土地を給するに當り其の所以を一札に書き、之に其證として印章又は花押をなして渡したり、斯くして渡されたる土地は之を判地と稱せられ、一般庶民の私有地とは其取扱を異にし、足利時代に於ては賣買又贈與をも禁止したり。

〔引例〕後柏原天皇永正七年十月二日、足利義稙令、判地を賣り或は寄進するを停止す。（大日本租稅志）

盤（バン）

盤とは、鑛山家の稱する所にして、通常岩山の總名なり、其の中青盤とて色品の替りたるあり、此青盤中に立合あり、銀山の功者は青盤の鑑定を以て緊要とす、青盤の名大概左の如し。

中石青盤　猿つら青盤　餅草青盤　誘色青盤
肌青盤　黑ぼろ　燒盤　こや青盤　須灰青盤
皮籠盤　星青盤（そば皮と云）　ぐさ青盤　貝殼（カイカラ）盤（吹塵餘錄佐渡志）

盤之子割（バンノコワリ）

盤之子割とは、越中國礪波郡邊にて稱する所にして、田面を馬にて犂く通路の標識を云ふ。凡そ不順れの馬にて鋤く水田は、其の田の長短を考へ、其の長き方へ向ひ稻株を四株五株づゝ隔て、二株通位殘し置くなり、是は鋤くべき道を馬に敎ふる意なり。而して盤之子割は一人一日當り五百五十步に當るとも云ふ。（私家農業談）

班田（ハンデン）

人民に田を班ち與ふるの義なり、孝德帝、大化の新政により諸般の改革あり、中にも田制の

改革は大決斷なり、諸國の田地を收めて之を公田とし、更に之を全國の公民に班給したるなり、其班給段別及班年の長短は當時果して如何なる制度によれるか詳細なることは勿論不明なるも、文武帝大寶元年の制によれば口分田を男は二段、女は其の三分二を班給せられたりと云ふ、元來班田の法は唐の制度を模倣して制定されたるものなり。天下の公民男女は六歳に達すれば田を班給されたるものにして、其の方法たるや六年每に戶口を調査し人の生死を查覈して收授を行ひたるが故に又六年一班の稱呼あり、而して授田の順序は課役の者を先にし、不課役の者を後にし、又財產無きを先にし少なきを後にす、更に又貧しきを先にし、富めるを後にする等の周密なる方を設けられたり。班田の手續は、先正月三十日迄に國司より班田の狀況を太政官に上申し、十月一日より田及人數を調査し及班田授帳を作成し十一月一日に田を受くべき人を招集して授け、翌年二月三十日迄に班給し終るものにて、五畿內は班田使を派遣し、其他は國司をして專ら事に當らしめたり。班田收授制度は日本歷史上最も市民的色彩の濃厚なる政治の實施にして、今日の社會思想に照らしても其意義甚だ深きものあり。

〔引例〕 孝德天皇二年丙午改新の詔を宣す、戶籍、計帳、班田收授の法を造る（大日本農史）

班田授口帳（ハンデンジユコウチヤウ）

班田制度の實施に伴ひ作製したる一種の土地臺帳なり、卽ち農民に對し口分田を班給するには戶口と反別とを符合せしむるため、班田收授法に基き班田授口帳を作り、之に口分田を授けたる人數を記し、以て班田法の正確を期せんとせらるものにして、要するに班田實施の技術帳と見るべし。

〔引例〕 陽成天皇 貞觀十四年、十一月、官に進る

班田授口帳に男一萬三千四人と注す、而して民部省元慶二年四月、國に下す符に偁はく、男一萬二千九百七十四人と、既に三十人を脫落す、授口帳の數に據て三十人の口分を加給せられんと、之に從ふ。（大日本農史）

半物草（ハンモツサウ）

鎌倉時代に下卒の用ゐし履物にして、足の蹠(ウラ)の半分を蔽ふ草履なり、今日の田舍に於て農家の野良仕事に穿つ足中草履(アシナカ)又は角結び草履に類せるものなるが、半物の半(ナカバ)と、足中の中(ナカ)とは共に足の中程まである草履の意を示す。

半頼納（ハンタノミオサメ）

頼納の一種にして、土地質入の節地主依然として之を耕作し、年貢は金の貸方たる銀主に於て納むるも、土地に係はる諸役は地主に於て納むるを半頼納と云ふ、此の場合土地の質入とは云ふもの丶、地主は其土地を元の通り作る故、寧ろ書入と云ふべきが當然なれども、當時の通法として質地の半頼納と稱へたり。

〔引例〕田畑質入のせつ、銀高少しかりうけ地主致ニ直小作、年貢は銀方より納め、諸役は地主相勤るを半頼納と云ふ、頼納同然御制禁也。（地方凡例錄）

半石・半永（ハンゴク・ハンエイ）

田畑の年貢を上納すること、其の二分の一を米にて納め、殘り二分の一を金錢にて納むるを半石半永と云ふ、即ち半分は米にて納め、半分は錢（永樂錢の別稱、「永」の項參照）にて納むると云ふ義なり。

〔引例〕右田畑米どりにて、半分は米取　半分は右の安値にて、石代金納也、是を半石半永と云ふ。（地方凡例錄）

ヒの部

引付（ヒキツケ）

元來、貞永式目中に見ゆる法令上の用語なりしが、德川時代に至りては、專ら民間の記述文の上にも用ゐらるゝに到れり。其の語意は貞永式目にては頭人、上衆、奉行、會合等によりて定められたる御沙汰の義にして、後世に於ても、其筋の會合又は沙汰によりてこの意義に用ゐられたるが、一般には從前よりお上の仕來り、又は「習慣として」の意味に用ゐらるゝに到れり。

〔引例〕(1) 酒株の儀は前々の引付を以て、株帳、御料、私料共に引渡に相成るものなり。（地方凡例錄）

(2) 木が伐り盡したる時は山役差免すべき事なれども小物成の部に入定納になりては木の有無に拘らず、引付物になりて減じ難く云々。（地方凡例錄）

引落（ヒキオトシ）

檢地の時に用ふる語なり。卽ち、檢地するとき名主、百姓總代等が檢地役人を村内各地に案内するに際し、故意に村内に見落の地を設くるを云ふ、蓋し村民は村高が表向よりも實際多からんことを欲したるものにして、現今に於ける脫税逋税の手段と同樣なり、勿論幕府に於ては之を曲事として取扱ひ、見當り次第嚴罰に附したり。

〔引例〕東山天皇、元祿七年、幕府檢地條目の一部に曰はく、案内いたしたる名主、百姓等引き落し之なき爲め誓詞せしむべし。（大日本農史）

磨・碓（ヒキウス・カラウス）

磨は、比岐宇須と訓す、礱に似て石にて作れるもの、卽ち礦礱にて、直徑一尺許、柄あり廻轉して穀を粉に碾き作るの具なり。漢名に上磨（ウハウス）を碉といひ、下磨（シタウス）を碻といひ、引木を幹といひ臺を般と云へり。

碓は、加良宇須と訓す、即ち踏み磨なり、もと唐土より輸入せるを以て唐臼の稱あり、楄機を侶呂木といふ、俗にやくらだいと呼ぶ、柢を佐保といふ、其の柢尾を踏めば其の頭隨て起き上るは人の知る所なり、又流水を利用するものを水碓といへり。

飛脚（ヒキヤク）

飛脚は、徳川幕府時代の通信夫をいふ。當時飛脚には、（イ）天下飛脚（ロ）諸侯飛脚（ハ）藩內飛脚（ニ）米相場飛脚（ホ）小飛脚等あり、（イ）（ロ）（ハ）は公設郵務にして、一便每に特使を出し早馬早駕にて驛傳せらるゝあり、或は郵書のみ驛遞の便により送らるゝあり、毛利藩に於ては小郡勘場（郡役所）に飛脚番の常設あり、（ニ）（ホ）は私設郵務にして、多くは驛傳存在地の者其の事務を處理せり、昔は官公通信の外は一定の場所に信書を竝列し、受信者自ら往きて受取たりと云ひ傳ふ。（毛利藩地方史）

穭（ヒツヂ）

穭は一にヒツヂホ、マヽバエ、又はオロカオヒともいふ、飛驒にては俗に「ヒウチ」と呼べり漢名には稻孫とも稱せり、即ち刈り取りたる後に再び自生して實る稻なり。「ヒツヂ」とは、田水を落したる後の乾土（ヒツチ）より生ずれば其名とするかと云へり。「オロカオヒ」とは疎か生にて稀疎（オコソカ）に生ずるに因れり、歌にも「谷深みそしろの田居にゐもりして稀にそだてるひつち穗の稻」と見えたり。

此二番稻の節（フシ）は二つより外なし、一番稻は長短あるも二つ又四つ五つあり、上田十分の豐年には九つ迄ありと云ふ。（地方故實錄）

筆者（ヒツシヤ）

庄屋の下に在て筆記を爲す者をいふ。伊豫の

松山地方にては、初め給米を附與せしが、後には官命によりて郷役人自ら公務を書記することとなり、筆者給米を廢せしと云へり。

〔引例〕筆者と申而給米相立居申候、畢竟大庄屋改庄屋の物書と相見申候、此節之儀候故郷役人共申合、自身に諸御用向相認可レ申旨申聞候、夫より筆者給米相止申候。（松山領代官執務要鑑）

悲田料（ヒデンリヨウ）

悲田料とは、孤兒又は病者を收容する悲田院の費用をいふ。悲田院には別に施藥院ありて、左右の京職九箇條の命に依て京中路邊の孤兒病者を施藥院及悲田院に收容す、天平二年庚午五月、光明皇后の始めて設けられたる所に係る。王朝時代の社會救護制度にして、後ち京都鴨川の西に設けられ、初め左右西京に在りたるが、後鴨川の西畔のみとなれりと云ふ。

〔引例〕池溝四萬束救急料十二萬束悲田料四千五百束後略。（大日本租稅志）

人質（ヒトジチ）

其の時代により語意を異にす、玆に云ふ人質とは奴婢を以て質物となすを云ふ。其利子の有無は約定の如何によれども、質入の間使役する所あるを以て一般に利子を付せざるを常とす。質人中奴婢の生む所の男子は主人隨意に處分せり。德川時代に至り幕府が諸侯の妻子を人質として江戸に保留せしは政治上の人質制度なり。

人配（ヒトクバリ）

多數の人を使用する際、普く之を活動せしめむが爲めに、其の業務の功程を考へ、夫々人數を配付するを云ふ、是れ其の長たるものゝ任務なり、之を配付するには相應の考慮を要す、畢竟人々を激勵して怠惰なる者なからしめ、成功の全きを期するに在り。

〔引例〕老人噺けるは、人を多く働せ候には、仕事積り人配り第一なり、譬は三十人して致すべき仕事を、初二十人に申付、七八人もかされ候得は、競ひ能して二十七八人にて三十人の仕事も心能働く也、又三十人して可レ致仕事を初四十人に申付、後に十人引上れば、殘三十人競拔て三十人前の仕事成兼るもの也。（耕作噺）

一秉（ヒトニギリ）

一秉とは、稲に就て云ふ語にして即ち一握なり。稲尺（今の曲九）にて六寸二分五厘、拇指と中指との間即ち人度の一尺なり、此刈籾二合五勺、其籾數は一萬五千六百二十五粒を有す、籾の重さ六十二匁五分、乾して五十匁、礱磨して浮甲の重さ十匁、米の重さ四十匁、米は一合なりと。（田法獨合點）

一筆限（ヒトフデカギリ）

一筆限りとは、田畑取扱に稱する語にして、一場所限りの義なり。例へば上田一反三畝十歩、三郎次郎分と云ふやうに、一場所限り檢地帳に一くだり宛一筆に畝反を記しある故に斯く唱ふるなり、之を數へて幾筆幾十筆と云ふ。（田伯受免由來）

一毛作（ヒトケサク）

一毛作とは、一年に一囘作付けするを云ふ。片（カタ）毛作（ケサク）とも云ふ、一年に二囘作付するを二毛作又兩毛作といふ、一毛作の地は、土地肥沃ならざるか、排水十分ならざるが爲め、又氣候により或は農夫少き爲め・一年に唯一囘の作付をなすなり。作物のことを毛と云ひ、一年一囘の作付を一毛作と稱することと、現今に至るも異ることなし。

〔引例〕仁孝天皇天保九年八月廿八日達、近年諸國違作にて、一毛作の地及び濕地等は、百姓窮苦すべけれども、上方は肥及び運送の便あり、且兩毛

作木綿作等にて利潤尠からざるに、近年は取簡甚た弛むものあり。（大日本租税志）

非人（ヒニン）

漂浪の民の義なり、俗に非人乞食と並べ稱す又穢多非人とも云ひて、之を輕蔑するの慣習徳川時代に專ら行はれたりしが、今は殆んど平等なる四民の中に流れ込みて其影を潜めんとす。

〔引例〕　加賀の國には非人一人もなし、非人出れは小屋を立て入置て草履を作らせ繩を綯せ、種々の業を申付加賀守是を養ふ役人を付置て其繩、草履等を賣らせて又元の如く店を持すること也。（政談）

非人頭（ヒニンガシラ）

非人の取締に任ずる一種の役人にして、上司より非人の取締上、又は其他用役を命ぜんとするときは先づ非人頭を呼び出し、之に其命を傳へしめたり。

〔引例〕　非人頭車善七由緒の儀にも、享保年中御糺の節は同人より書上候へども、先祖の氏性歴然たりと雖、證據の書物無之、難書上故不書出せ、又自身にも其由緒實に不知にや、明暦の頃より御用被仰付云々。（地方凡例錄）

ヒ々年貢（ヒビネング）

ヒ々とは、海苔を寄生せしめんが爲に、海中に立て列ぬる竹木粗朶を云ひ、年貢とは此ヒ々の貢税なり　徳川氏時代、山林原野海河池沼等の地に課税せし小物成の一種なり。之により見ても當時田畑税の外諸種の雜税ありしを知るべし。

比滿沙伎理ノ梁（ヒマサキリノヤナ）

魚を捕へむが爲に、川瀬に設くる梁にして、比滿沙伎理は、隙遮（ヒマサキリ）の義にして、川の瀬を遮り魚を悉く捕ふる裝置なり、蓋し、現今地方に行は

る〻梁と略等しきものなるべし、現今普通行はる〻梁は木又は板にて川水を遮り一處を空けて梁簀（ヤナス）にて受けて、魚の游ぎ下るを遮り捕ふるなり、天武天皇の時、此の梁を裝置することを、四月より九月まで禁止したるは、魚族の繁殖を圖る爲めなりき、現今地方に於て鮎の禁漁時期を定めたると其の目的同じ。

〔引例〕 前略又四月朔より九月三十日に至る迄は比滿沙伎理の梁を置くこと莫かれ後略。（大日本農政類篇）

百姓（ヒヤクショウ）

百姓の語の據て來る所遠く、又其意義深し、大化の新政當時にありては百姓とは姓のある人卽ち群卿、大夫、臣、連、國造、伴造等の貴族豪族等を並べて書き、當時の社會の一階級をなせし奴婢の上に置かれ、一般に良家の人の義に用ゐ、天下の公民卽ち大御寶として重く視たるが、其後時代の遷り變るに連れ此等有姓の人々が或は官を求めて京に到り、又は他國に土地を求めて、往々、又は脫籍浮浪となりて姓を失ひ又は家族繁殖して土地を分けたる爲めに其の富を減して貧困となり、僅かに班給せられたる土地を耕して生活しつ〻ある間に、夫の庄園の制度漸く諸國に起り、前來の百姓にして志あるものは農業を棄て〻豪族の莊司御家人となり、此等御家人は最初には侍卽ち一種の家僕の意味に解せられ、百姓たる良家の民よりも却て下賤視せられしが、後年武力を本位とする武家の制度起るに及び昨日の侍も今や大に進みて氣品ある階級を以て視らる〻武士となり、一方舊來の百姓は或は貧窮の結果により、又は單に武士の勢力の下に光を失ふて社會の最下層に置かる〻に到り、後ち降つて戰國時代に到るや、武士の勢は邊鄙なる鄕村にまで及び、帶刀せざるものは輕蔑せられ、多少勢力あるものは方法を盡して

武士となりて優級の格に上り、其他の農民は最早物の数にもあらぬ程に見做されたり。其後德川氏に到り成憲百箇條を以て士、農・工商の社會制度を立つるに及び、百姓は形式內容共に單なる土百姓として武士の後塵を拜せしめられ、下賤の民として視らるゝに到れり。（歷史地理、久米邦武氏論文）

百姓代（ヒヤクシヨウダイ）

百姓代は百姓の總代にて、百姓より名主組頭に對する目附役なり。村により或は二人若しくは三人あるもあり、其の村にて大高持の百姓專ら之に當る、村入用其の他諸割賦の際は、必らず立合ふものとす、即ち大高を所有する百姓承知すれは、小高の者は申分なき爲めなり、此百姓代には給米としての引高なし。（鄕村考）

百四馬（ヒヤクピキウマ）

百匹馬とは、大垣藩に於て稱する所にして一種の傳馬を云ふ。同藩にては古來大垣赤坂を通過する大名等（即ち御通衆）に對し、馳走の爲め時々領內より馬匹を徵發せしが、農民之を苦痛とせしより、延寶二年甲寅三月其の上請を容れ、百匹の馬代（一匹三兩）飼料（一年二兩）を提出せしめ、大垣赤坂附近の村民をして之を飼養し、其の命に應じて行李等の運搬に從事せしむる事とせり、後ち天和三年癸亥二月組を分ち四十四匹を以て一組とし、享保三年戊戌二月よりは、總體に就き飼料も金五十兩を增給するに至れり。（坐右秘鑑）

百人衆（ヒヤクニンシユウ）

土佐藩に於て夫の有名なる野中兼山が先きの領主長曾我部元親の遺臣の生活に窮せるを救はんため、藩內の荒蕪地を此等浪士に割賦して開墾せしめ、開墾成るの後は之を鄕士又は鄕侍と

して待遇したりしが、其始めて取り立てられたる郷士の數百人ありし故、之を百人衆と呼びたり、百人衆に倣ひて後に取り立てられたる者は百人並と唱へられたり

「引例」右の籔田私怍領知に被下百人に被召抱候樣に被仰上可被下候。（農民經濟史研究）

百刈段步（ヒヤクカリタンブ）

上古、田の面積を算するに、高又は反の稱へ無く、專ら稻の束數を以て計へたる故、何刈と云ふ稱へ方始まりたるものなるが、德川時代に於ても此の用語は東北地方に行はれ、今尙ほ同地方に遺存せり。

〔引例〕土淵村の內高三石三斗八升六合、彌十郞作、苅數二百刈の所禮米地に預申候處實正に候（本邦永小作慣行）

百姓道具（ヒヤクシヨウドウグ）

百姓道具とは、農業を營むに要する一切の器具機械をいふ。農家に於ては先づ土地を耕すに鋤鍬、肥料を施すに肥桶並に肥柄杓、草刈り及び收穫には鎌を要し、夫より米穀を製するには、臼、碓、箕扇等の器械を使用するのみならず、又蔬菜桑楮に就ても夫々の農具あり。

評定所（ヒヤウヂヤウシヨ）

德川幕府の中に設けられたる中央司法行政機關にして、夫の寺社奉行、町奉行、勘定奉行、公事方等之に屬す、而して其の評定に加はる者は老中若年寄、奉行等なりき。

〔引例〕中御門天皇寶永七年、幕府制して曰はく私領の百姓の訴論は其の領主の裁斷たるべし、若し他領に係るに於ては、或は兩地の領主互に相通じ、或は支配の頭人各々相會して議定すべし、然して其の事件尙ほ一決し難きに於ては評定所に就て裁決を請ふべしと。（大日本農史）

兵粮米（ヒヤウラウマイ）

源頼朝の起したる租制なり、文治元年に至り、守護地頭權門勢家の莊園公領を論ぜず、兵粮米段別に五升を課せしむ、是れ武家より全國に令して租を課せし始めなり、之れは普通税率の上に附課したるものにして、平氏を征討し源氏の勢力を擴張する爲には止むを得ざるとにてあるべけれども、一は以て之により源氏の威令を全國に示さんとせしものなるべし。（日本法制史）

日用座（ヒヨウザ）

日用座とは、日傭雜役に服する者を管理する私設の會所を云ふ。日用は日傭にして、一日二日の雜役に傭役する車夫、擔丁、使丁等の賤夫を指揮監督せり、當時江戸市中の日用に從事する者には札を渡し、其の札に就て課税したり、其税率は札錢一枚に付一ヶ月二十四文を納めしが、其の後又增減ありたり。

〔引例〕前略、各町の鳶口及び背負輕子持、其他諸日用の者は、札を日用座より受取、諸事其指揮に從ひ、札錢一枚に一ヶ月廿四文を納むべし云々。（大日本租税志）

眼子菜（ヒルムシロ）

眼子菜とは、烏芋、水葱と同じく稻に害ある草にして、此三種は極て田に惡く、稻の實らざるは勿論、地味も次第に瘠せて永代の憂となる、速に取り去るべし。三種中殊に眼子菜は惡しく、此草は啻に地味を瘠せかすのみならず、其の根にあしき蟲ある故、其の生ずる田に限り、鴨を呼び又は諸鳥も來りて苗を踏込むことあり。時々取り去りても絕えざる時は、燕糞を撒すれば忽ち絕ゆ、燕糞なければ雜糞にても効あり、此草を取去るには其の根を田土に埋むべからず、埋め置けば忽ち生ず、且つ用水或は澤などにも

捨つべからず、蓋し流れて他人の田に止まれば、他人の災となればなり。（私家農業談）

弘金（ヒロメキン）

幕府時代江戸市街の慣例として、町屋敷、又は町並屋敷を賣買する際、其の名主五人組に差出す披露金を弘金と云へり。名主には銀二枚、五人組には金百疋づゝの定めなり、地主の代替又は讓渡の際は、右賣買弘金の三分一とす、寛政より天保の事と知るべし。

〔引例〕　天保十四卯九月十二日名主書上

町屋敷町並屋敷共、賣買之筋例弘金、地面間數沽券金高多少に不ㇾ拘、銀二枚名主、金百疋づゝ五人組壹人に付云々、中略地主代替讓弘金は右賣買弘金之三分一、五人組名主とも請取申候。（名主書）

寛郷（ヒロサト）

土地廣くして人口少き郷を云ふ、古代民家は山間部に多く集りたれば、自然土地廣漠にして人口稀少の村郷を生じたり、是れ當時は山に畑に又川に依りて多く生活したるが故に天産物の得易き地を選びたれば、單純なる平原地は民家の生活に適せざりしものなるべし。然るに現今に於ては、昔の平原地も水田利用の途開け、用水の設備完全となれるを以て、田地を中心として居住するの風を成せり、以て農村人口の集散狀態が昔時と其趣を異にせるを知るべし。（大日本農政類篇）

拾歩（ヒロヒブ）

檢地の際山間などの棚田數枚を一筆に綜合することなり、卽ち五枚なり又は七枚なりの棚田を一枚毎に縱橫の間數を量りて坪數を算出することを拾歩と云ふなり。（德川幕府縣治要略）

フの部

分一金（ブイチキン）

漁業狩獵等に從事する人民は、其の收穫高の値段の何分の一、或は商業に從事するものは、其の商ひ高の何分の一を運上として御上に上納するを分一金と云ふ。分一金銀には色々の品目あり、例へば鰯分一金は二十分ノ一、鯨分一金も亦二十分ノ一、市場の分一金は二十分ノ一又は三十分ノ一等の等差あるが如し。

〔引例〕突鯨、寄くじら、流くじら、切くじら分一定法の事

一、突鯨二十分一。一、寄鯨三分一。一、流鯨十分一。一、切鯨二十分一

右のくじらある時、近村に入札申觸、落札金高の内、其場所御料なれば、公儀へ分一相納め、私領は領主地頭へ納む（地方凡例錄）

富民（フウミン）

普通には多く田宅貨財を所有し、所謂裕福なる者の稱なるが、明治の初年下總小金牧開墾の際に云へる富民とは、授產制度に基きて窮民を引受け、資財を投じて救助授產の世話を爲し、又開墾に志し自費を以て之に從事し、他より金穀等の援助を受けざる者を特に「富民」と稱せり。

〔引例〕東京有財の富民等御國恩報窮民救助授產の合力志願有心輩出願候者へ下總國牧々に於て窮民土着地を預任す。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

否越（フオコシ）

否起とは、毛利藩に於て稱する所にして、他地方の所謂起返なり。卽ち暴風雨洪水等にて慘害を被りたる地所の原狀に囘復するを云ふ。又荒蕪の爲め永年免租に屬する田地は、之を永否田と稱したり。（大庄屋林勇藏）

吹直御益（フキナオシオンエキ）

今日に云ふ改鑄益金なり、政府に於て金銀錢を改鑄し其重量等を減じて收むる利益金にして、其の額は時に隨て一定せず。

〔引例〕 金百萬兩御吹直に相成候得者、拾萬兩餘之御益有レ之、銀は六萬貫目御吹直に相成候得者、壹萬貳千貫目餘之御益有レ之云々。（御金吹方御用書上留）

福地（フクチ）

福地とは、最も作毛に適當したる上土を云ふ。卽ち黏りなき白眞土にて、其の地層の深厚なるを普通とす、此土地に生育したる五穀は、其の味殊に甘美なり。要するに生民に對して幸福を與ふる土地の義なり（百姓傳記）

覆損使（フクソンシ）

王朝時代被害ある田を検査せし役人を云ふ、覆は取調ぶるの義、損は被害なり、輸租田（今の有租田）に災害ありたる場合、其程度を檢査して納租の減免を爲すに當り、朝廷は各地の國司より報告ありたる際には隨時覆損使を派遣して實地に其の被害を調査し復命せしめたるなり。又之を覆檢役とも云へり。

〔引例〕 前略諸國の覆損使等確く格旨を執て三四分を勞せず、百姓の患たる斯より過たることなし後略（大日本租税志）

封家（フケ）

封家とは、封戸を領有する貴族を云ふ。王朝時代皇室及び諸王諸臣の勳功位階職分ある者に戸口を賜ひ、又諸社寺にも食封として戸口を授けられ、其の納物を以て衣食の料とせり、其賜給せらるゝ戸口を封戸と稱せり、卽ち後世の封土に相當するものなり。

〔引例〕 仁明天皇承和十年三月十五日、太政官符、

夫れ諸司の收文は須らく出納の諸司に就き寫取て證と爲すべし、封家の如きに至ては、更に然るべきこと無し。（大日本租税志）

不堪佃田（フコンデンデン）

耕作に堪へざる田の義なり、即ち瘠薄地又は用水不便にて收益少く收支償はざれば、人民の佃るに堪へざる故、之を不堪佃田と云ふ、王朝時代の用語なり。

〔引例〕 淳和天皇、天長元年甲辰、太政官符、諸國の荒田に民をして耕食せしむべき事、右は參議清原夏野の奏狀に偁はく、夫不堪佃田を除く云々。（大日本農史）

布薩戒本田（フサツカイホンデン）

布薩戒本田とは、中古布薩戒を授受する爲めの料に、官大寺、國分寺等に充て置く所の田地にして、不輸租田なり。布薩とは佛徒居常の戒なり、共住、淨住、又は清淨の義にて、一切の不善法を斷ずるを云ふ、戒本は布薩戒を授受する爲めに用ゆる所の經名なり。

〔引例〕（1） 齊衡二年五月癸亥、加賀國分寺置㆓布薩戒本田二町㆒（舊典類纂田制篇）

（2） 貞觀五年二月廿一日甲寅 勅㆓能登國㆒置㆓國分寺布薩戒本田三町㆒。（同上）

夫食貸（ブジキガシ）

旱魃水害蟲害等により農作登らず、難澁なる百姓飢餓に迫りたる場合には、藩に於て生活困難の實情を取調べたる上、其の救助を要する向へは、藩より或は金錢又は米麥其他の雜穀を取り集め貸與へて飢餓を防ぎ、以て稼業に出精せしむ、之を夫食貸と云へり、農村の仁政なり。

〔引例〕 右者私御代官所、六月下旬より八月中迄、度々の大雨、川通滿水仕、所々堤押切或は總越等に罷成、田畑皆損、其上家居迄數日水湛へ、蓄置候夫食押流し及、饑難儀仕候に付、夫食拜借被仰付候樣仕度旨、出水の時より追々願出候間、親類

好身の者共助合爲レ致云々（地方凡例錄）

俘囚田（フシユウデン）

俘囚田とは、捕虜とせし者に給與せる田地を云ふ。古代東北地方は、賊徒多く屢々叛旗を擧げ朝命に服せざれば、征夷の軍勢を送りて、討伐を行ひたり、其の際俘囚卽ち捕虜としたる者を給養する爲めに、田地を設けたり。現今臺灣に於ける生蕃の討伐の如く、歸順したる者は之を優遇し之をして、他の者を誘ひ歸順せしむると同樣に、俘囚の徒を優遇するに田地を以てしたるなり。（大日本農政類篇）

不四得六（フシトクロク）

王朝の頃に於ける徵税の率を云ふ。卽ち納租の徵收率を定め、農民の納租額の四分を免じて六分を官に徵收するを云ふ、又一名免四收六とも云ふ、是れ凶歲等にて、農民納税に窮したるとき其疾苦を救ふための減免法なり、併し此の免率は一般的に行はれず、凶年の際其損害狀況を調べ、損耗ある家は四分を免し、損耗なき家には少しも減免をなさざる例なりき。

〔引例〕嵯峨天皇大同三年勅す、去る大同元年十一月の格に云はく、頻年稔らず、民弊特に甚し、租を輕くすること有るにあらざれば何ぞ自存するを得ん、伊賀、紀伊、淡路三國の田租は今年より始めて六箇年收むること、不四得六にせよと、亦今年三月の格に云はく、備後、安藝、周防等の國の田租は收むること、不四得六とせよと、通計するに疑ひ有り、每戶率を立て免四收六として通計の法を用ゐること莫かれ。（大日本農史）

俘賊（フゾク）

俘虜の犯罪者と云ふ義なり、而して俘は囚なり、我王朝の頃朝廷の命に叛きて一度所罰されたる者は放免せられたる後と雖、俘囚の名を脫することと能はず、然も、此の者再び犯罪すれば之を俘賊と云ひしなり。

〔引例〕　聖武天皇神龜二年乙丑、常陸國の百姓俘賊に燒れて賊物を損失せり。（大日本農史）

札入（フダイレ）

札入とは投票を以て人を選任するを云ふ、蓋し、今日之を轉倒して入札の字を用ふると、其意全く相同じ。

〔引例〕　村々役人は札入の事（三間村鄉土誌）

譜代下人（フダイゲニン）

或る一家の主人方へ父より子、子より孫へと代々續きて奉公するを譜代の下人と云ふ、此奉公人制度は中世の奴婢制度の名殘りにして、徳川時代に至る迄尙ほ各地に行はるゝを見たり。

〔引例〕　後々永代暇遣申證文之事

一、其方儀、我等譜代の下人に紛無之候處に、年來忠孝仕くれ候に付、此度下人を離し、我等小家に出申處實正に候、依之、所の肝煎彌左衞門、五人與平太夫奥書證文遣申候。子々孫々に至迄毛頭違亂妨申間敷候、依爲後日暇證文如件

正德三巳年三月十一日

名東郡日開村
孫左衞門㊞
同
藤助㊞
同村
丹六方へ

右孫左衞門藤助方より仕渡證文の趣面々儀慥に致承知候依奥書如件

日開村肝煎
彌左衞門㊞
同村五人組
平太夫㊞
同村丹六方へ

（阿波藩民政資料）

譜代大名・外樣大名（フダイダイミヤウ・トザマダイミヤウ）

德川時代に於ける大名に譜代大名及び外樣大名の兩種あり、天保十三年の調査によれば、日本全國の總石高二千五十萬八千九百十七石、其内二千二百五十萬石は大名領地、爾餘の八百萬石の内四百二十萬石は幕府直轄の天領として保留したりと云ふ。而して此の大名領地の一半は譜代大名たる德川氏の家臣に、他の一半は外樣大名たる諸侯に屬したり。慶應年間の調べによろに、譜代大名は其數百四十五家を以て、凡そ六百萬石を領し、外樣大名は九十五家を以て九百萬石を領したりと云ふ。因みに、譜代とは前記の如く德川家從來の家臣を意味し、外樣とは關ケ原の戰役に於て客將として德川氏に與みし又は降伏したる諸國大名の謂なり、薩摩の島津、加賀の前田氏の如きは外樣大名の最も優なるものなりき。

府儲田（フチヨデン）

府儲田とは、太宰府の儲として、其の費用に供せし田地を云ふ。太宰府は往時九州の九國及二島を管轄し、上長官に帥（カミ）あり、次に權帥、大貳、少貳監、典等の屬僚を置きて府務を執れり、天平十五年筑紫に鎭西府を置きたるに始まれり。

〔引例〕淸和天皇貞觀十五年、又府儲の料の稻穀て三萬束、使糧並に水脚賃及び厨家の雜用凡百の庶事總て其の中に在り、諸國備ふる所各々色數あり、而るを或は期に違ふことを致し、或は未進を置き府中の用常に闕乏に苦しむ、須らくは田二百町を割き置て府儲田と名つく、其の地子を收め以て府用に充てん、但し租穀は土に同じと、請に依て之を許す。（大日本農政類纂）

藤橋・駕籠渡（フヂハシ・カゴワタシ）

藤橋とは、飛驒山中の架橋にして二ケ所あり。一は吉野郡舟津町村、一は同郡茂住村とす。其の法たる大白藤を繼立て、之を溪川上に架して踏藤とし、夫より少しく高く手綱藤と稱し、前

同様の大藤を其の兩端に張渡し、此手綱より踏藤に遍く小藤を編み附け、其間々に蹈木を交へ藤にて結び止め通路とす、越中への交通路なり。駕籠渡とは、吉野郡小島鄕谷村を首め總て八ヶ所あり、溪川上に大綱を張渡し、白藤を以て四つ手籠を製し、綱を掛け是に乘り綱にて前方に越す、但村人は自身にて綱を繰り渡るを以て引綱を要せずといふ。（飛州地方御尋答書）

不定地（フテイチ）

徳川時代の納租に關する土地取扱上の語なり、例へば川沿の地にて附寄洲或は堤防の外にある田畠が、往々水害を被むる憂ありて、每年一定の收穫を得難き場合は、其年貢の高を豫め定め難きを以て、特に之を不定地として特殊の取扱を爲したり。（大日本農史）

夫留（ブドメ）

郡村より農夫を徵發することを差留むることなり、其時期は每年四月十五日より六月十五日迄、八月十五日より十月中迄とす。是れ農繁時を奪はざる爲めにして、四月中旬よりは植付、八月中旬よりは刈入の時節なるに因る、此夫留は福岡地方の通言なるが、他の地方にても力めて同樣の政策を用ゐ來れり。

〔引例〕　夫留之事、四月十五日より六月十五日迄、八月十五日より十月中、郡夫仕御赦免之儀は、貞享五年四月重疊御詮議之上にて被㆓取極㆒候事。

但夫留之內無ㇾ據被㆓召仕㆒候義有ㇾ之時は、粮米を被ㇾ下候也。（田法雜話）

不動倉（フドウサウ）

王朝時代に於ける一種の國營貯穀制度にして、租穀の一部を割きて之を人民に貸付、其の利益の一部を割きて不動穀と爲し、以て國庫の貯蓄とし、猥りに之を使用せしめず、緊急の用あ

る時に備ふるを云ふ。

〔引例〕　元明天皇、和銅元年太政官符に、大税は自今以後別に不動の倉を以て國貯の物と爲す、國郡司等各税文及び倉案には其の人が時に倉を定むと注せ。（大日本農史）

歩通收納法（ブドホリシユナフハフ）

明治初年に於ける地租徴收法にして、金納租税額の内、五分は出來秋の翌年一月限、殘額二分五厘は翌年三月十五日限、殘り二分五厘は翌年五月十五日限徴收せしを云ふ。併し此制度は明治九年一月二十四日廢止せられ、爾後徴收期限を二期に定め、第一期は七月より九月限、第二期は十月より翌年三月限完納せしむることに改めたり。

〔引例〕　明治九年一月二十四日、地租歩通收納法を廢し更に徴收期限を二期に定め、第一期は七月より九月を限り完納し、第二期は十月より翌年三月を限り完納せしむ。（大日本農史）

船足（フナアシ）

船足とは、船舶の吃水を云ふ、船内の積荷の輕重に因りて船底の水に沈み入るに深淺あり、蓋し人の足を水中に入れたるに比し船足と名けたるなり、船の進行も船足の深淺によりて遲速あり、即ち吃水淺き時は船足輕くして進行速きものなり。

〔引例〕　前略船足重ければ大風に宜からず、故に八寸より多く入るべからず、但綱碇等を載て之を定むべし。（大日本租税志）

船淦（フナアカ）

船淦とは、船内に溜りたる水をいふ。アカは梵語の閼伽より出たるものにして、淦は正韻に音紺、說文に水入二船中一也とあれば俗字にあらず、船の雨覆ひ不充分なるか、波浪激騰の時は、

海水の跳り入ることあり、船の上は苫菰を以て之を防ぐを常とす、是は淦の溜らざるように努むると共に、積荷を濡れしめざるが爲なり。又淦水は船底に集めて吸み除く。

〔引例〕　高瀬船は内川に用ふれども濡俵多し、向後は船淦を留めず、又能く苫を蓋ひて雨漏を止むべし。(大日本租税志)

船瀬功徳田(フナセクドクデン)

船瀬功徳田とは、津港修築に功勞ありし人に賞賜する田地をいふ。船瀬は、船所にて、船の碇泊に便なる處卽ち泊(トマリ)を云へり、(豐後臼杵在浦方に大泊(ホトマリ)と云ふ地あり、古代船を碇泊せし處と傳ふ) 現今の港灣のことなり、港灣の修築は公衆の利便を圖る功德の事なれば、其の功勞を償すると共に之を勸奬したり、持統天皇七年癸巳、船瀬沙門法鏡に水田三町を賜ふとあり、此の船瀬沙門とは、港灣に功勞ありし法師と云ふ意味にて、僧法鏡は船瀬の土工に功勞ありたれば、世人より船瀬沙門の異名を得たり、右水田三町は卽ち船瀬功德田なりとす、(大日本農政類篇)

夫米・夫金(ブマイ・ブキン)

江戸又は京都に詰むる藩主又は藩士が其邸内にて使用する爲めの人夫を自領内より連れ來りては其者農業を怠りて家計の不如意を來すのみならず、田舍者を都會に連れ來りても不案内の事多き故、必要なる人足は都にて雇ひ、其代り村々に特別の掛り物を割り當て、其の費用を米又は錢にて納付せしむるを夫米又は夫金(銀)と云ふ、蓋し藩主の江戸に於ける人夫賃を領民が負擔する謂なり。(地方凡例錄)

踏出地(フミダシチ)

踏出地とは、海岸に塵芥土砂等を投棄したるより、自然に陸地の斗出したる處を云ふ、其の

形成の狀態たるや畦畔を踏出し擴げたる狀を示すが故に、此稱ありと云ふ。

〔引例〕 前略踏出地百六拾三坪三合云々。（大日本租稅志）

機槍（フムハナチ）

竹木を撓めて地上に撥置したるものにして、此の機に獸類が觸るれば其撥ねが發射し直ちに傷けられて、斃るゝ樣に裝置したるものなり、古來獸類捕獲の方法として設けられたり。（大日本農政類篇）

夫免（フメン）

二百俵を收納する地より陣夫として、馬一匹、人夫一人を村方百姓より、出役せしむる代りに、米を出して其課役を免除するを陣夫と云ふ。此の夫免を請負ふ者は、其が利得として、一段に付米一升宛を引きて、年貢を納めたり、當時軍隊の出動上、人夫、馬匹、糧食を必要としたる故、之が徵發に際し斯る注意を拂ひたるものなり。

〔引例〕 前略夫免を以て請負ふ一札の内一段に一升つゝ之を引き納むべし、地頭の百姓を雇ふは年中に十日つゝ代官請三日つゝ夫免扶持米右同前四分一は百貫文へ二合つゝ出すべし請負の納所若し大風大水旱年は上中下共に俵を相定むべし、但し生籾の勘定たるべし。（大日本農政類篇）

府下（フモト）

鹿兒島藩內に於ける鄉士の在住する村落の別稱なり、今日に於ても鹿兒島縣下の農村の名稱に麓（フモト）と云ふ字の附く村のあるは、往時の府下（フモト）より來れるものなり、府下の中心は通常小高き丘上に在りたりと云ふ。

〔引例〕 鄉士と農民とは相隣りて住むも、雜然として混住するにあらず、概れ鄉士の住居地は麓又は府下と稱へられ、鄉內特立の村落を形成す、鄉

士階級の住居する府城と云ふ意なり、斯くて郷士は概ね麓に其居を占むれども、特別の事情あるものは百姓の部落に居を移し、百姓と相伍して農耕に從へり。（舊鹿兒島藩の門割制度）

冬打（フユウチ）

稻を刈りあげたる後其まゝ底田を打返すを云ふ。夏草繁き田は冬に打返して寒氣に暴せば、翌年夏草多からず、又收穫多からざる田を、冬打すれば相應に出來るものなり。何れにしても、冬打したる田は春期早く打返をせざれば、冬期土中に沈みたる冷氣浮き立たぬ故、早春速かに打返して陽氣を受けしむべし。（農作自得集）

不輸地子田（フユチシデン）

大化の新政に於ける田類の一品種にして、特別國有地田たる公田中其の賃租を納入せざるもの、例へば位田、職田、國造等の如きを云ふ、不輸租田と不輸地子田と異る點は、前者は其支配權を認められたる貴族勢家の私田より租稅を免ずるの謂なるも、後者は國有地の小作者より其の地子（小作料）を免ずるの謂なり、以て兩者の異同を辨ずべし。（日本農政史）

不祿（フロク）

宇和島藩にて一般に使用せし語にして、不揃と云ふ義なり、蓋し、武士の外、百姓にまで祿と云ふ語は使はれざる筈なれども、各自應分の所得に與らざるを祿に浴せざるの意に取りて一般に「不祿」と云ひ慣はしたるにはあらざる乎他地方に於ける「祿でも無し」と言ふ俗語と併せ考ふれは語意自ら通ぜん。

〔引例〕寛文六年前代未聞の洪水、御領中田畑は不及申百姓の居屋敷迄悉大破―上田は下田に成り、百姓持分の田地至極不祿に成り諸民不安難義之所云々。（不鳴條）

分米（ブンマイ）

田畠屋敷等の石盛を其の一筆毎の面積に乘じて得たる積を分米と云ふ。要するに、耕地一筆毎の課税根源と思へば間違なし、例へば此處に田(中田)五畝歩ありとせんか、其の石盛が十二と定められたる場合には、此の五畝に十二を乘ずる故、此田の分米は六斗となるなり、左れば土地賣買證文に

一、字何々　上田六畝歩　此分米七斗二升
一、字何々　下田二畝歩　此分米二斗
一、字何々　下田一畝歩　此分米一斗二升

とあるを見ば、此の分米は常に前記の如き方法にて割り出されたるものと知るべし。

〔引例〕分米と云も、石高の事なれども、總村高を分米とは云はす、一村の內にて上中下所々の畝歩の高を云ふ時、此分米何程と云ふ。（地方凡例錄）

分地（ブンチ）

父母より其土地を子に讓るとき、長男より外の弟又は其他の卑屬親に土地を分配することなり。但し德川幕府は正德年間、土地の相續法に制限を設け、濫りに土地を小さく分けて相續するを禁止したれども、內々には種々の口實を設けて分割相續を行ひたるもの〻如し。

〔引例〕高は十石、反別は一町歩より內、所持の百姓、子弟へ分地を仕儀、前々より御停止に付、殘置候分と配分田畠とも二十石二町歩所持のものならば、分地難レ成故、內證にて色々の致二手段一密々配分致儀有レ之、云々。（地方凡例錄）

分錢（ブンセン）

室町時代に於ける戶別の年貢の異稱にして、一に又分錢とも云へり、蓋し分錢とは百姓一人前の貢租負擔額と云ふに同じ、例へば

一、四町五段　分錢十貫三百文　又三郎
一、壹町八段　分錢伍貫二百文　木部

とある如き是なり、而して當時の分錢（或は分米）は德川時代の分米と云へると其意義聊か異れり。（日本農政史）

分鄕（ブンガウ）

藩の給人卽ち藩士に對し知行を割り渡す時、其の給與すべき石高と、割當てたる村の高とが一致せず、村の內を甲と乙とに分けて給地することあり、之を分鄕と云ふ。（地方凡例錄）

分限帳（ブンゲンチヤウ）

德川時代に於ける各藩の藩士給人の給與高に應じて其の身分を書き上げたるものを分限帳と云ふ。

〔引例〕 薩州分限帳

一門	四人
一族	四人
家老	六人
若年寄	三人
大目付	三人
寺社奉行	三人
勘定奉行	二人
組頭	十九人
一所持	六人
一所持格	二人
寄合	十六人
寄合並	二人
側用人	十一人
用人	九人
町奉行	二人
近習役	八人
江戸留守居	四人
京都留守居	二人
大阪留守居	二人
納戸奉行	八人
物頭	十三人
御守殿添御用達	三人

船奉行	七人
使番	六人
納屋役人	七人
普請奉行	四人
記錄奉行	三人
長崎附人	二人
高奉行	六人
物奉行	六人
馬方	六人
小納戸役	七人
小納戸役並	五人
目附	四十人
右筆	七人
御守殿御鑑口添番	十二人
納殿	二十六人
山奉行	六人
郡奉行	十五人
細工奉行	四人
屋久嶋奉行	四人
宗門改方	三人
尾畔奉行	一人
茶道頭	一人
記錄方添役	一人
唐船方請込	五人
寺社方取次	五人
勘定方小頭	七人
代官	九人
臺所頭	一人
春屋役	一人
側小姓	七十人
表小姓	二十六人
糺明方見習	一人
奥小姓	十人
側醫師	二十五人
書院役人同胴	二人
側同胴	三人
表同胴	三人
側茶道	五人

小坊主　七十一人
無役の中通　八人
馬廻より中小姓迄の分
自五〇〇——至百石　一六七人
自一九五——至一〇〇　十三人
自九十九石——十石　千五百四十三人
自五十俵——二十俵　千四百七十九人
城下組付の部　二八四人
合高三十萬四千百廿五石
藏米六萬六千百三十四俵
寶暦六丙子十月改（内閣文庫）

ぶん水

ぶん水とは、肥料の一種にして、甲斐にて唱ふる所なり。即ち洗濯行水据風呂流し水の類にして之に小便を等分に合せ、肥桶に入れ置き腐敗したるを稱す。農家に於て苟も肥料となるべき物は悉く取集め置きて、其の上にぶん水を幾度も注ぎ、切り返し腐らかして製造し、作物の肥料に供するものとす。（農事辨略）

へ之部

戸(へ)

陸奥地方に戸と云ふ地名あり、今日の岩手縣より青森縣を通して一の戸より九の戸に至る地名あることは世人の悉知する處なり。或人は戸は牧場の義にして、第一牧場、第二牧場の意なりと云へりと雖、又別説には「戸」は「アイヌ」人によりて呼はれたる村落の序數にして、第一村落、第二村落の意義を有すとも云へり。

米催(ベイサイ)

源頼朝が諸國に守護地頭を置くや、莊園一反歩に付五升の兵糧米を徴收せしめたりしが、之を米催と云へり、蓋し頼朝は其權勢扶植の方法として守護地頭を置きたるが、守護及び地頭は各若干の兵を養ひたるを以て其の兵糧米として莊園より米を納めしめたるなり、斯くて當時庄園の人民は本所卽ち庄園所有主に納入する租米の外別に又反當五升の負擔をなさしめられたるを以て、農民の苦痛は其れ丈け增加したる道理なり。

〔引例〕　後鳥羽天皇文治丙午二月京都へ上申の後、鎌倉より沙汰して曰はく、五畿七道諸國莊園の兵糧米の未進を免除し、土民を安堵せしむべき事、右は米催の事に依て民戸殊に費ゑ、今に於ては殆んど乃貢運上の計なき由頻に領家の訴あり此の儀に及ぶ(大日本農史)

平準署(ヘイジユンシヨ)

古代物價の調節を掌りし官廳の義にして常平局に等し、淳仁天皇天平寶字三年五月初めて國の大小に隨て、公廨を割出し之を常平倉と爲し物價の貴賤卽ち相場に依て賣却し、其の利益を以て諸國人民の飢苦を救濟したるを常平倉の起源とす。常平倉により諸國の民を賑給するのみ

ならず、京中の穀價を亦調節したるなり、此の職務を掌れる役所は卽ち平準署にして、東海東山、北陸の三道は左平準署に於て之を掌り、山陰、山陽、南海、西海の四道は右平準署に於て之を掌れりと云ふ。

〔引例〕　淳仁天皇天平寶字三年己亥勅して曰はく、頃聞く、三冬の間に至て、市邊に餓人多しと、其の由を尋問するに皆云はく、諸國の調脚鄕に還ることを得ずと或は病に因て憂苦し、或は粮無くして飢寒すと、朕竊に茲を念ふに、情深く矜愍す、國の大小に隨て、公廨を割出して、以て常平倉と爲し、時の貴賤に逐て、糴糶して利を取り、普く還脚の飢苦を救ふべし、直に外國の民を霑すのみに非ず、兼て京中の穀價を調べん、東海、東山、北陸の三道は左平準署之を掌れ、山陰、山陽、南海、西海の四道は右平準署之を掌る。（大日本農政類篇）

壁書（ヘキシヨ）

壁書とは、法令掟等の張紙を云ふ。日常人々の目に觸れ易き壁上に張り置きしが故に其樣式には別に一定の法もなく、事書(コトカキ)又一つ書(ヒトカキ)などの類なりしを、中頃より「仍壁書如ㇾ件」と書改むることゝなれり。某書に壁書とは「訴論人禁忌は差合之奉行所ニ押領ㇾ也」とあり、又或書に「壁書事奉行所に有ㇾ之事に候、諸人に令ㇾ知行ㇾ事を書て、かべに押付て置事、是を似せて常々人の所にて仕候也」とあるにて知るべし。此の壁書は始め鎌倉時代に起り、後世德川時代迄繼續されたるものにして、現今尙ほ此の遺法を傳へ、規約又定め等の申合事項を張り紙して人に周知せしめ、忘却せざる樣に努むるは公共團體の事務所等にて往々見受くる所なり。

〔引例〕　後鳥羽天皇文治六年七月、武藏の國務の事右は武藏守義信の成敗尤も民庶の雅意に叶ふ、賴朝之を聞て感心の餘り書を致して、曰はく、向後國司に於ては、此の法を守る可しと、因て壁書を府廳に施。（大日本農史）

別小作（ベツコサク）

直小作と共に質地小作の一種にして、土地を質に入れたる際、金主たる質取主に於て勝手に他の者に小作させる場合を別小作と云ふ。

〔引例〕　別小作と云は、田畠質に取り、地主に無構、金方より他の者へ爲ㇾ致ニ小作ニを云ふ云々。（地方凡例錄）

別筆入步（ベツフデイリブ）

檢地上の用語にして、測地の際廣大の面積に亘る土地は、小區域に分ち丈量するが故に、先づ甲處より乙處までとして最初に之を測る、之を筆頭と云ひ、其の次ぎに順次に土地の測量をなし、後ち各區の面積を筆頭たる基本區の次より次へ〳〵と書添へ行くを別筆入步と云ふ、斯くすれば後日各區の面積を調査する上に便利なる故、此方法を用ゐたるなり。（大日本農史）

返抄（ヘンセウ）

返抄とは王朝時代に專ら用ゐし文語にして、今日の請取書卽ち領收書のことなり。返はかへす、抄は書き寫すの義にして、物を他より送り來る時其の物名を記載して領收せる旨を書き返すを云ふ、今左に其の實例を示す、文書の全面に東寺の印を捺しあり。

東寺返抄　越中國
檢納封戸雜物等
康和元三年料
調庸綿肆佰漆拾玖屯
中男油壹斗肆升
封十貳人
右封戸雜物、康和元三年料所進檢納如ㇾ件故返抄
康和肆年陸月日　權阿闍梨顯圓
別當法印權大法師

阿闍梨久助
大座大法師快圓
寺主大法師林照

當時文書の全面に印を押捺すること一般に行はれたりとの事なるが、僞筆加入を防ぐ爲めになされたるなりと云ふ、以て當時に在りても、世の中に相當惡業の行はれしを見るべし。

返擧（ヘンコ）

出擧に關する一事務にして、國司が既に貸付けたる稻を、其年に徵收せず、其儘期限を更新し、明年分として貸付くるを返擧と云ふ。

〔引例〕　醍醐天皇　延喜元年閏六月、太政官符す、正稅は法に違ひて返擧す、前後の吏遷替の時件の未進返擧等の色前司に勘負すれば遂に無實と爲り云々（大日本農史）

邊要（ヘンエウ）

邊要とは邊界要害の地を云ふ。古は陸奧、出羽、佐渡、隱岐の四國、壹岐、對馬の二島を邊要と稱せしこと、延喜式民部に見えたり、其の地必らずしも凶逆あるにあらねど、異賊の來襲する地勢なるに因り斯く名けしよし、職原抄大全に載せたり。故に此邊要の地には軍團兵庫の設備ありて、其の職員を定め置き、郡司にも帶仗をゆるさるゝこと自餘の地方と異れり、又弩師の官をさへ置かれたり、武家の世となりては、其の地頭各武備を修めて警戒に任せり、今佐渡一國に就て見るに、調馬場、射場、鳥銃場、劍槍場、浦方番所、濱方番所、遠見番所、大筒臺等ありたり。（吹塵餘錄佐渡志）

辨米（ベンマイ）

德川時代に於ける廻米、即ち米穀輸送事業上の語にして、當時、米を大量に輸送するには、普通船便によれり、然るに年貢米を輸送する途中不足を生じたる時は、之を船頭の責任となし、

其缺損分を償はしむるを法とせり。是れ辨米の名のある所以なり。（大日本農史）

遍路（ヘンロ）

佛敎の靈蹟を人々の遍歴するを云ふ、遍路の始まりは、信仰より來れるならんも、後には旅行の樂みを得るため古蹟を尋ねて遍歴するに到れり、遍路にて最も名高きは四國の八十八ヶ所なり。

〔引例〕四國遍路の起源は一條天皇の長德年中にありとする說あり、固より詳に知り難しと雖、其起源の明かならざることは事實ならむ、德川時代に入りて益々盛となりぬ、溫泉郡和氣村圓明寺に慶安三年の日附ある納經札が本尊の厨子に釘附ありと云ふ、之によりて、德川氏の初世にも遍路の盛に行はれしことを知るべきなり。（伊豫史料の研究）

ホの部

保（ホ）

保とは、古代に於ける村の組合の稱なり。當時の自治制度に保制ありて、大保小保の別ありたり、大保は五十戸相集り、互に取り締り合ふ處の大なる組合を云ひ、小保は五戸相倚りて取り締り合ふ小組合を云ふ、小保を單位として自治行はる。卽ち隣保組合を作り相依り互に取り締るなり。保には必ず取締頭役あり、之を保長と云ふ。後世の五人組、十人組、二十人組等の制度に類せり。

〔引例〕朱雀天皇承平四年甲午五月、左辨官左右京職に下す、中略若し懈惰あらば保長を科責し、兼て職吏を罪せよ、事濟民に據る、違失すべからず（大日本農史）

封戸（ホウコ又フゴ）

貴族に賜與せられたる一種の隷民なり、卽ち朝臣中の高爵高位の人々には夫々相當の民戸を賜ひて其の經濟上及び社會上の地位を保たしめたり、封戸は又別に食封とも云はれ、畢竟貴族を支持する民の義なり、此の領民より收得する物は貢調と庸役なるが、其田租は二分して一半を自分に收め、他の一半を官に納むるを例とせしが、和銅七年に到り、令して租、庸、調共に悉く此の貴族の徵收に委せらるゝこととなれり。

〔引例〕平城天皇　大同二年、山陽道の觀察使藤原園人言す、播磨の國内は封戸巨多にして、運租の勞、民に於て弊を爲す云々。（大日本農史）

封建制度（ホウケンセイド）

漢字の「封建」なる語は、郡縣制度の「郡縣」に對する語なり、郡縣とは主權者天下を統一し、全國を郡縣に分ち、郡には郡主を置き、縣には

縣令を置き、主權者たる天子若くは國王が自ら政務を總攬するなり。然るに封建は之に異り、中央に主權者の有るあり。又無きあり、其子弟又は功臣を各地に分封し、國を建つる義にして、其封ぜられたる人々は之を諸侯又は大名と云ひ、其領内に宗社を立て、城廓を築き、事實上自ら勝手なる政治を施して其疆域を守り、其人民を按撫するなり、我國に於ては普通に鎌倉時代より德川氏の末期を封建時代と云ふ。

豐儉（ホウケン）

其意豐凶と云ふに同じ、豐は讀んで字の如く年豐か、儉は凶にして、食の不足するを云ふ、卽ち豐年凶年の別稱なり。王朝時代の官符に此の用語見ゆ。

〔引例〕 元明天皇和銅五年壬子詔して曰はく、自今以後每年巡察使を遣はして國内の豐儉、得失を巡察して檢校せしめん使者至らば、意に公平を存し、直に告げて隱すこと莫かれ。（大日本農史）

奉公（ホウコウ）

奉公と云ふ字には二樣の意義あり、一は武臣が其の君公に對する義勇奉公を致す場合の犧牲的精神の發露を指すものと、二には下賤の人民が其の主人に對する勤勞の意味に用ゐらるゝもの是なり。同じ奉公とは云ひながら、前者は公法的、報國的なれども、後者は從屬的、屈服的なり、玆に云ふ奉公とは義勇奉公の意義に用ゐらるゝ奉公なり。

〔引例〕 一、薩隅日三州の儀往古より、一郡一鄕には警固の武士有之候なり、是れ王政の時より斯の如しなり、御家御元祖忠久公御下向の時郡主鄕主なども御家來に賴朝公より被召附候に付鄕中に罷在候小身の武士は勿論御家來に罷成申候に付持來の領分高を其儘に召置れ御供には鎌倉より被召列候士と同前に被召仕候然れども御城下に御身近き御供にて下り候士と郡鄕に罷在候士の儀は自ら格落

申したる山に候然れども其内にても領地卓越器量も勝れ家柄も宜しき武士は其鄉の締に被仰付候故御城下士と同格の由なり、地頭にて差越され候士の相續人に相成其郡鄉を格護治方致し候故なり其外は御城下にて御側に被召仕候士と格落申候儀自然の儀なり、然れば何方の郡鄉に御城を被爲立候とても地下の士は有之御供にて相從移涉して御城下を離れず御奉公仕士も有之事なり、是御家祖の士にて大番小番の士にて候但し御城を被移候節、小身の士は是非なく御供にて移り難く其儘故鄉に罷在其子孫鄉士に相成たるも可有之候山門院木牟禮の城より鹿兒島え御城を被移候節鹿兒島邊に罷成候相應の士は直に小番大番に被爲召仕候義も可有之候亦小身にて坪士にて被爲召仕儀も可有之候氏久公御代より勝久公御代まで鹿兒島に於て御奉公仕候鹿兒島の士八郎右衛門實久鹿兒島に打入五ヶ年居候節方々に行散候武士其後天文十四年貴久公鹿兒島え御入部の節參上いたし御奉公を願候士なは以前の如く被爲召仕筈なり、其後義久公鹿兒島を家久公に讓り被進國分に御移りなされ候節も鹿兒島より御供致し國分に於て御奉公仕候士有之候其時元來國分に罷在候鄉士も有之候鹿兒島より御供にて國分に罷移り候士は其の後義久公御逝去の後鹿兒島に罷移られ候此衆は今も持高員數の帳有之事なり、お上樣御卒去の後相殘り居り御上樣え御奉公仕候士も程なく鹿兒島え罷歸られ候なり右高帳に各相見上候士は坪士にて國分の鄉士にて鹿兒島に筆者手傳勤にて鹿兒島え國分より來り候は直に居付才覺を以て金銀を貯へ立身いたし家久公光久公御代より鹿兒島に於て御奉公仕候士多く御座候此等の子孫今先祖は國分より來候と申候得者義久公え御昵近の士小番大番の士の子孫と不知人は存じ候へども左樣にて無之事也。（薩州士風傳）

奉公稼（ホウコウカセギ）

庶民の他地方に出て、人に仕へ衣食する者を云ふ、當時諸藩に於ては、努めて之を抑制した

り、要するに其の村里の人員減少し、田畑の荒蕪に歸せむことを憂ひてなり、故に已むを得ざるものにあらざれば、容易に之を許さざりき。

〔引例〕 天保七年豐前國宇佐郡下乙女村差上申一札之事

一 近來在方村々の者とも耕作を等閑に致し、都て困窮等の儀を申立て奉公稼に出候もの多く、所持之田畑を荒置候類有レ之由相聞へ不埒の至に候、以來高人別割合、何人迄は奉公に出候ても、殘人數にて耕作は勿論、村方の差支無レ之哉否、村役人共相糺し、實に無レ據子細にて奉公に出度旨相願候もの有レ之候はゞ、右割合の人數迄は村役人共承り屆け、年季を限り奉公に出候樣可レ致候、若村方の差支を不レ顧、奉公に出て持田畑を荒し候儀等有レ之候はゞ、當人は勿論村役人越度たるべき事。（五人組異同辨）

奉公人前（ホウコウニンマヘ）

仙臺藩に於て稱する所にして、其の奴僕の躬耕する土地を云ふ、其の租頗る低く、且つ諸役は或は全額又は半額を免除するを例とす。

〔引例〕 文化三年十月

奉公人前百姓前へ分坪遜渡不二指支一由之事

但御下知迚は無レ之、高分方承合如レ此。（仙臺藩租税要略）

奉公人請狀（ホウコウニンウケジヨウ）

德川時代に於て奉公人を他處に出す場合には其の父兄が村の庄屋又は口入人の證明を得て請狀を雇主に出すこと屢々行はれたり、一種の勞働契約書なれども、一般に行はれたるものにあらず、普通は口頭による契約行はれたり。

〔引例〕 奉公人請狀之事

一百濟村淸次郎悴東太郎と申者當年廿七才に相成慥成者に付我等請人に相立當酉十二月廿七日より來戌十二月廿七日迄每月廿七日奉公相極め丸壹ヶ年皆切給銀百八拾匁慥に受取奉公差出申處實正也然る上者奉公晝夜共大切に爲相勤可申候若奉公相勤

候内取逃欠落等仕候はゞ、何方迄も罷出早速尋出し取逃之品々不及申奉公人の儀は人代成共右給銀成共貴殿御勝手次第急度相立可申候其外何事不依猥ヶ間敷義一切爲致間敷且其勤方御氣に入不申歟又は相煩候はゝ是又相應之人代成共右給銀成共貴殿御差圖之通り急度相立可申候事。

一　奉公人宗旨の儀者淨土宗堺新在家町寺町正明寺旦那に紛無御座候別寺請者受人方へ取置御座候間御入用の節何時成共早速御渡可申候尤此奉公人に付何方よりも差構の筋一切無御座候萬一如何の六ヶ敷義出來候共請人より急度埒明貴殿へ少も御損難相掛申間敷候爲後日請狀依而如件。

百濟村

文久元年　　奉公人親　清　次　郎印

酉十二月

奉公人　東　太　郎印

請　人　庄　兵　衞印

外山信十郎殿

（大阪府泉北郡深井村大字深井外山親三氏藏）

外稼（ホカカセギ）

外稼とは、農業以外の副業を云ふ。德川時代には農家は田畑を耕作し、又山野に出て主業を營むの外、其の收入の途少かりしが、其田畑を耕作する餘暇を利用して收入の途を講じ、或は人夫となり、或は駄賃取となり、或は他國に勞働者又は行商人となり行く等、種々の副業を營めり。當時政府は此の副業收入の多少によりても村方の貧富を察し、年貢取箇を加減したりと云ふ。

〔引例〕　寛政二年二月二十二日、德川家齊達、中略

又外稼等を見込み増加申付る等、熟料し、取箇増し遠からず前時の取箇辻に復するを要すべし。

（大日本租稅志）

乞索兒（ホガヒビト）

王朝時代に於ける一種の乞食の謂なり。即ち

人の門前に立て祝詞を述べ、物品を乞ふ者を斯く云ふ。而して保賀比は祝の義なりしが、後ち乞索兒は遂に乞食の總稱となれり。當時都に浮浪人多く、此の種、職無くして徒食する者は其處分法として彼等を遠く未開地に放逐して土着せしめたることあり。蓋し放浪の徒を都會に置く事は、天下の禍根と心得られたるなり。

〔引例〕 淳仁天皇 天平寶字六年壬寅、乞索兒一百人を陸奥國に配して卽ち占着せしむ。（大日本農史）

牧宰（ボクサイ又モクサイ）

古代の地方官のことを云ふ。牧は民を養ひ治むる者、宰は治司者にして牧民官なり。蓋し人民を治むること宛も牛馬を牧長の取扱ふが如く行はしめたるの意より來る。

〔引例〕 淳和天皇天長元年太政官符に云はく、巡察使を遣はすべき事、右は右大臣の奏狀に云はく、古は八使を分遣して風俗を巡行し、牧宰の治否を考へ、人民の疾苦を問へり、風を宣べ義を展べ善を擧げ違を彈する所以なり、伏して望む量て件の使を遣はして其の治否を考へんと云へり、詔して之に從ふ。（大日本農政類篇）

牧監（ボクカン又モクゲン）

諸國の牧場を監督し、専ら牧馬の教調貢獻の事を掌る王朝時代の職名なり。延喜の制には信濃二人、甲斐及上野各一人の牧監を置き、武藏國には別當を置き、其他の諸牧場には牧長を置きて牧場を監督せしめたりと云ふ。牧監及別當を置きし諸牧は左右馬寮の所轄に屬し、別に又牧御と稱し、現今宮内省所管の御料牧場に相當す。

〔引例〕 桓武天皇延暦十六年丁丑符を下して曰はく信濃國の牧監に、公廨田を賜ふべき事、右は大納言神王の宣を被ふるに偁はく、勅を奉るに牧監の司は正職にあらずと雖へとも、家を離れ任に赴く國司に同じきこと有り、埴原牧田六町を以て公廨田と爲すべし。（大日本農政類篇）

菩薩（ボサツ）

米の異名に云へり。菩薩は梵語にて、菩提（ボチ）（佛道）薩埵（サツタ）（大心衆生又覺衆生）の略にて、佛の次に位する號なり、米は衆生を救ふものなれば、俗間に於て斯くは菩薩と云ひたるなり。

〔引例〕米を菩薩と申事、稻子の時は文珠菩薩、苗の時は地藏菩薩、稻の時は虚空藏菩薩、穗となる時は、普賢菩薩、飯の時は觀世音菩薩なり。（土居淸良記）

乾鰯（ホシカ）

乾鰯は干燥したる鰯を云ふ。乾鰯は古代より農作物の肥料として用ゐられ需要多きものなり德川氏時代は鰯の漁獲多量にして、廉價に之を供給したるも、現代にては食用に供するもの大部分にして、肥料に供するもの尠し。此乾鰯は、漁業家より乾鰯問屋に送られ、更に消費者たる農民の手に移るなり。

〔引例〕延享元年七月達、相州東浦賀湊の乾鰯問屋延納運上金一ヶ年貳百兩なりしを、拾兩を增し、年賦金六ヶ年を縮め三ヶ年に皆納すべきにより、問屋役を命ぜられんことを願ふ者あり、因て舊問屋の如く之を申付くべし。（大日本租稅志）

干減（ホシベリ）

干減とは、收穫したる穀實を日光に曝し、其の量の減少するを云ふ。稻籾を扱き落して乾燥せざるものを生籾と稱へ、之を日光に曝し乾かすを日干しと呼ぶ、日干の爲め其の容量を減少するを干減と稱するなり、年貢取箇の際には、此干減を見込み、二割を差引くを法とす。

〔引例〕延享二年七月十九日達、取箇は有籾不熟粃等の斟酌なく、刈出したるまゝ取箇を付すべきものに非ず、干減其他引に立つべきものは、之を引て五分に取箇を付し、坪刈の時及び村費其他無益の弊習を改るを專一とすべし。（大日本租稅志）

干欠割引（ホシカゲワリビキ）

干欠割引とは、乾燥の爲に生ずる控除額を云ふ。檢見の際坪刈を行ひ、扱き落して乾燥したる後、生籾より干籾の減少するを常とす、其の乾燥の爲め量の欠けたるを干欠とす、干欠の割合は、概ね二割なり、別項干減に通ず。

〔引例〕前略、檢見巡村の時從者を減し、場所入足も少く出さしめ、休泊等都て無益の費を省き、色取檢見の意を失はず、有毛に應じ坪刈し、干欠割引に至るまで精密吟味し、取箇を付すべし。（大日本租税志）

沒官田（ボツクワンデン又モククワンデン）

沒官田とは、罪科ある土地所有主が政府より沒收せられたる田地を云ふ。即ち位田・職田、賜田口分田及び墾田等の如き、政府より特定の人民に給與し、其の人の管理下にある土地が、當人の刑罰に問はれたる際、其の所罰として田地の沒收せられたるを云ふなり。（大日本農政類纂）

帆別運上（ホベツウンジヤウ）

廻船に掛る運上なり、徳川時代に於ては船の輸送力を算するに今日の如く噸などの呼方無かりしが故に、帆の數を以て納税負擔力を定めたり、故に帆別運上の名あり。（地方凡例録）

堀まや（ホリマヤ）

堀まやとは、農民の屋敷内に設け置く堀溜（ホリタメ）を云ふ。東南の地境に屋敷中の下水の落込やうに拵へ、之に草芝を刈り入れ、塵芥を掃込み、其の全く腐りたるを田畑の肥料とするなり、但し日陰に堀り置きては、塵芥等朽腐せず、土冷えて作毛の養料となり難し。（百姓傳記）

本石（ホンゴク）

本石とは附加米を除きたる本來の納高を云ふ。蓋し年貢米の計算には一俵の入れ高例へば

三斗五升なるに、外に二升の込米を加へ、三斗七升を以て總容量とす。而かも實際計算上には三斗五升を以てし、二升の込米は之を除却するを例とす。斯の如く三斗五升を以て本元の石に立つることを本石と稱したり。

〔引例〕 本石斗立之事。

一 本石と斗立と差別するは關東計にして、上方筋其外遠國は殘らず、斗立なり、本石と云へば三斗五升入と計り、心得るは僻事なり、假令は四斗二升入の本石は四斗、三斗六升入の本石は三斗四升此の如く出目を別に立るを本石と云、是は何れも二升の出目を加へ取立れとも、勘定の仕立にて何れも出目を拔き元の石數にて仕上るに由り、元の石と云意にて本石と云なり。（地方落穗集）

本途（ホント）

本途とは、年貢本來の額を云ふ。別に本免とも稱す、村々の年貢額のことにして、現今の地租の語に相當するなり、總て本途を基礎として、諸掛物たる諸々の附加税を課し、又天災等の爲め田地荒廢したる時は、年貢の取下を願出て、本途より何程の取下として減免を請ふなり。

〔引例〕 後桃園天皇安永四年乙未十二月、幕府より派遣の普請役に命じ、九事の試察を爲さしむ、其一に曰はく、本途並に見取場、前々不定地の分追々地所相直りたる場所の事。（大日本農史）

本免（ホンメン）

本免とは、本來の免の義にして、田畠舊來のの租率を指して云へり。受免即ち定免を受けたる初年は、何れの地も古田畠の免のみなれども、新田開發の後に至り、新田畠にも下(ゲ)の免をつけ、村によりては下(ゲ)免の數却て多くなりたるより、古田畠の免を指して本免と唱へ、新田に於ける此下免と別つことあり。因伯二州にて行はれたり。（因伯受免由來）

本代（ホンダイ）

仙臺藩に於ける田畑租法の名にして、本代は永錢なり、之に五を乘したるを今代と稱す。卽ち本代百七十文は今代八百五十文なり、其の定法は上々田一反歩に付百七十文、上田同百五十文、中田同百三十文、下田同百十文、下々田同八十文とす。畑は上々畑一反歩に付八十文、上畑同六十文、中畑同四十文、下畑同二十文、下々畑同十文、又上々茶畑は同四百文、下茶畑は同三百文、下々茶畑は同二百文とす。茶畑が何故にかく高き代高を負ひたるか詳かならず、或は云、仙臺藩の祿高實地六十二萬石に充たざるを以て、茶畑の代價を高くして之を補ひしなりと、或は然らむ乎。（仙臺藩租稅要略）

本田（ホンデン）

各藩の藩主が舊來より租稅を收むべき田地として檢注しありたる所謂「古田」の義にして、後に開墾せられたる新田に對して云ふなり。

〔引例〕本田賣買定の事

一 本田永代の賣買堅令停止之、村々百姓前に賣置分は勝手次第可請返之旨、寬文十年鄉中御觸所也、（農民經濟史研究）

本銀返（ホンギンカヘシ）

年季を定めて土地を賣り、年季滿つれば土地卽ち本物を買主より元主へ返すを云ふ。例へば茲に一人の百姓あり、金に困りて土地を賣るも五年又は十年と年季を附けて土地を賣り、此間土地の買主は別に賣主より、金の利子を取らざる代り、其土地を自分に作るか、又は他人に小作さするなりして、利子の代りに小作料受取り、年季來れば前に貸したる元金を返濟すると同時に、其の土地を元の地主へ返すなり、詰り、一種の質地のやうなるものなれども、質地と云は

ずして、本銀返し又は年季賣と云ふ名目の下に、金融の便を圖りたるなり、乍去、年季滿つるも尙ほ賣主に於て金策出來ざれば、其土地は結局買主の所有に歸するは云ふ迄もなし。

〔引例〕本銀返讓渡申田地の事

一 畑貳反五畝貳拾五歩　請米九斗四升五合五勺又三合五勺芝地〆九斗四升九合

但四方詰、東は芝地共、西は道限、南は利兵衛、德次郞畑限、北は左次郞、庄兵衛、安右衛門畑限り〆

右の畑我等請地に候處、此度其元へ本銀返し讓り渡申候、右謝禮として、銀子七百拾匁被下慥に請取申候、尤も當亥五月より來る申五月迄拾ヶ年之內右謝禮銀相戾候得者、右畑我等方へ御戾し可被下候、爲後日之畑本銀返し讓渡證文仍て如件

天保十亥年　讓り主

五月　安右衛門㊞

留五郞殿

右本銀返し讓り渡の儀承知に附、奧印如此候以上

右村庄屋　喜七㊞

表書の通令承知者也

地主　某　㊞

本御貯籾（ホンオタクハヘモミ）

本御貯籾とは、羽前國酒田藩に於ける備荒儲蓄中の名稱にして、卽ち藩より下付したる貯穀米なり。大凶年に際し、沖出米、酒造米其の他の穀物を嚴重に制止し、浮貯等を悉く支出するも、郡中食料に乏しく、他所の米穀を購入するにあらざれば、饑餓に至るべき時の準備とす。郡代連署の裏判を以て支出す、但代り籾詰替の際は裏判を要せずとす。（天保非常備組立方諭達）

本部一枚（ホンブイチマイ）

本部一枚とは、蠶種紙に云ふ所にして、美濃判程の厚紙に蠶種一面仕附たるもの二枚を以て

斯く稱するなり。此本部一枚の蠶兒生長して蠶種二百枚となる。此繭出高凡そ二十五貫目、之を生絲に取り凡二貫五百目を獲る、又此二十五貫目の内より雌蝶雄蝶を撰み分け、種紙にして本部百枚となる。（波多野鐵平養蠶開方建白書）

本地垂迹說（ホンヂスイジヤクセツ）

聖武孝謙の御宇佛教大に行はれ、朝廷之に眩惑し、神社を視ること猶佛寺を視るが如く、奉幣祈禱歲時怠ることなしと雖も、古來の報反思想は漸く變りて、專ら冥福祈禱となり、神社佛舍敢て異ならざるが如き狀となれり。聖武天皇の東大寺を創立せらるゝや、僧行基始めて本地垂迹の說を立て、大神宮を大日如來とし、神明を誣罔し、朝廷を誑惑し、最澄、空海等相次で出で、愈々此の說を敷衍せしかば、遂に神佛混淆の世となりて德川時代の末期に及べり。（日本法制史）

マ の 部

賣僧（マイス）

賣僧とは、僧侶にして商業を營む者を云ふ。古來僧侶は相當の待遇を受け、又は寺院の如きは國立のものあり、又定額の給與を受けたるものあり。然れ共、下層の寺院には一定の收入なく、其の生計には窮せざるも、片手間に商業など營む者尠からざらしと云ふ。普通マイスといふは、商賣をなす僧侶を罵りて斯く呼ぶなり。

〔引例〕 伏見天皇永仁三年乙未、中略、或は旅人の傳馬を奪ひ、路次の歎きとなるもあり、或は賣僧の法師等これに似せて犯科非法の者の手より、無益の財を威し取るものもあり、青砥藤綱死してより僅に七年との奸曲起れり。（大日本農史）

間人（マウトウ）

間人は即ち「まひと」にして、徳川時代に至るまで水呑百姓を間人百姓と呼びたる地方もありたり。古くは之をはしひとと讀ませたる地方もあり、土師部の義ならん、間人と呼ぶ賤氏は四國にては土佐に多く、又丹後竹野郡地方にては間人村と書きて、「たいざ」村と呼ぶと云ふ（歴史地理）

牧（マキ）

牛馬を飼育する所を云ふ、牛馬を放ち養ふ地なり、柵圍を以て牛馬の逃散又は外敵の侵入を防ぐ設備を施せるものにして現今の牧場と其仕掛け同樣なり。延喜式の制によれば、御牧、諸國牧、近都牧の三種に分ち、御牧は左右馬寮の直轄にして、甲斐、武藏、信濃、上野の四ヶ國三十二牧あり、諸國牧は兵部省の所轄に屬し、駿河國以下十七ヶ國、馬牧二十七ヶ所牛牧十五ヶ所あり、近都牧は左右馬寮の所轄にして、攝津に三ヶ所、近江、丹波、播磨の諸國に各一ヶ

所を置けり、諸牧には牧監別當或は牧長を置きて監督せしめたり。

〔引例〕前略又制して駿河、相模、武藏等十八國の牧三十九牧を以て諸國牧と定め、牧馬五六歳牛四五歳に至るときは毎年左右寮に進め各梳刷節を備ふ、西海諸國は大宰府に送らしむ、又甲斐武藏信濃上野の牧三十二所を御牧とし中略、攝津國の鳥飼牧、豐島牧、爲奈野牧、近江國の甲賀牧、丹波國の胡麻牧、播磨國の垂水牧を近都の牧と定む。(大日本農政類篇)

牧田(マキタ又モクデン)

牧田とは、牧場の經費に充てんが爲に、設置されたる田地を云ふ。一種の公廨田なり、牧場には監牧司を置き、之を管掌し、牧監の職ありて之を支配せり、現今の牧場長の如し。

〔引例〕桓武天皇延暦十六年丁丑、太政官符す、信濃國の監牧に公廨田を賜ふべき事、右は大納言神王の宣を被ふるに偁はく、勅を奉るに監牧司は正職にあらずと雖へども、家を離れ任に赴き、國司に同じきこと有り、墻原牧田六町を以て、公廨田と爲すべし。(大日本農政類篇)

增合(マシガフ)

增合とは、合毛の增加せるを云ふ。即ち百姓內見の際、一坪の收量を檢定し其の收量に依りて各筆の等級を定むるを合毛と稱し、其の收量の多くして合毛の增加し等級の高くなるものを增合と稱す。

〔引例〕櫻町天皇延享二年七月五日達、色取又有毛檢見の取箇付、譬へは上田石盛十五籠取免五箇にては七斗五升にて、當合一升毛とす、然るに坪刈增合を加へ一升五合となるときは、根取に拘らず右一升五合の分は、五合の取箇を付し云々。(大日本租稅志)

增値段(マシネダン)

德川幕府の稅制上、年貢を石代金として納め

しむるとき、幕府の公定したる石代金即ち張紙値段よりも幾分づゝ餘計の代價を徴收するを増値段と云ふ。

〔引例〕 年々所相場へ増値段

山城、攝津、河内　米一石に付　銀六匁

和泉、大和、近江、丹波、播磨　大豆同　銀六匁

（御勘定書の定書）

桝座（マスザ）

斗量の檢定製作並に專賣を爲す所を云ふ。德川幕府時代は江戸及び京都に各一座を置き、全國を兩分して東三十三ヶ國、即ち東海道、東山道、北陸道　並に丹波丹後但馬は江戸の樽屋藤左衛門に、西三十五ヶ國即ち畿内、山陽道、南海道、西海道、山陰道之内因幡伯耆出雲石見隱岐並に壹岐對馬は京都の福井作左衛門に命し、其の製作販賣を專業とせしめ、時々其の部下を諸國に派遣して檢定を行はしめたり。

江戸の桝座樽屋藤左衛門は、祖先を水野彌吉と云ひ、遠江國より德川家康に從て江戸に來り、町々支配役（町年寄）となり、桝座を命ぜられし者なり、當時台命を以て松の一字を賜り、之を鐵印として斗量に烙捺し、別に周の字を自家の印として押捺し來りしよし。桝座は明治七年まで其儘存置せられ居たり。（安永六年三月御觸書、享保十九年桝座書上、明治七年樽俊之助書上）

升取（マストリ）

升取とは、升廻の際升目を量る人を云ふ。德川氏時代は年貢米を上納する爲め諸國より廻米をなし、藏納をする際、村々名主升廻を行ふに當り、之を專門家の升取人に委託す、升取は其の技術敏巧にして收納者を利すること多しと云ふ。

〔引例〕 享保六年七月廿六日達、諸國廻米は其村の名主自ら升廻を爲す可きに、升取を雇ふに因て

習練に過ぎ、却て著船後減石多しと聞く、以後は名主に之を命し雇入を爲す可らず。（大日本租税志）

升廻（マスマハシ）

升廻とは、俵の重さ及び容量を試みて全體の平均を出すを云ふ。升廻を爲すには村々名主之を行ふを法とす、先づ三四俵の重さを秤り、又内容の量を檢して、一俵の量を決定す、而して量衡の事は、其が取扱上の習熟如何によりて一致せず、故に不熟練者に在りては少量となりて現はれ、習熟者に於ては多量となるを常とす。例へば四斗俵を量るに、習熟者と未熟者とは一致したる升目を現はさず、即ち習熟者量れば四斗餘となるに、未熟者なれば三斗九升何々となり、四斗に達せざること往々あるが如し。

德川時代の村役人が百姓より年貢を取り立てて所定の量目を上司に納むることは一大事にてありしも、百姓より餘分に取り立つることもならず、双方の間に立ち相當苦心したるものなり。

又質（マタジチ）

質に取りたる地所を其質取主より又他の者へ質入するを云ふ、通則としては之を禁じたりと雖元地主承諾の上にて、又質證文に加判さへすれば之を妨げざる例なりき。

〔引例〕　右は質に取りたる田地を取主より又外へ質に置を云ふ、是又制禁也、然れ共元來地主承知にて加判於レ有レ之は、元地主へ濟方申附る。（地方凡例錄）

眞高・入高（マダカ・イリダカ）

其の村に於ける總高を眞高と云ひ、入高は其の眞高の内若干不作にして檢見の入れられたる高を云ふ。仙臺藩の通言なり。

〔引例〕　高七拾九貫八百六拾七文

一拾貳貫九百八拾三文　　御田地見入高
一拾壹貫三百六文
眞高並壹免四分餘
入高並八免七分餘
但天保十二年より如此（仙臺藩租稅要略）

町（マチ又チヤウ）

玆に云ふ町とは村に對する町の字卽ち市街地の義にあらず、玆に云ふ町とは田の區畫のことを云ふなり、蓋し古來田積を測るに用ひられたる用語にして、五代を百個合せて一町となせりと云ふ。

〔引例〕 淸寧天皇の御宇星川皇子反して誅せらる河内國の三野縣主小根か星川の皇子に與せしかは其の罪甚だ重かりしを小根が草香部吉士漢彥に因て生を祈る漢彥乃ち大伴大連室屋に啓す室屋因て刑類に入れず小根大に喜びて難波の來目邑の大井戸の田四十町を室屋におくる（大日本農政類篇）

町・在（マチ・ザイ）

市街と村里を併せて町・在と云ふ、町は商人等の屋敷、軒を並ぶる地の義、在は在所卽ち農民等の住む所の義にして、在鄕又は在村と云ふに等し。

〔引例〕 町在一般家屋敷を質する者仕置となり云々
（大日本租稅志）

町相場（マチサウバ）

町相場とは、町場に於ける物品賣買の時價を云ふ。古來より物品の交換賣買を爲すには、町場に於て行ふを常とす、町場は卽ち市場なり、町場に於ける物品賣買の價格は、物品の需要供給により時々騰落ありて、定まらざるものなれば、相場と稱するなり。德川時代は倉廩の米價を公定し、年貢米を金錢納となすことの標準と爲し、之を張紙直段と云ひたりしが、此は要す

るに人爲的のものにして、町相場の自然的なる物價と比すべきものなり。

〔引例〕 仁孝天皇天保九年七月四日、德川家慶達、諸國年貢廻米の船中欠減ある時、船頭辨米直段は張紙直段の三兩增と爲し、張紙直段より、町相場高價ならば、町相場を以て辨米代金を出さしむべし。(大日本租税志)

まつぼり

豐後國地方に於て民間に行はるゝ土語にして家族の特別財産と云ふ意を含む。例へば此處に一人の妻あり、其の妻が入婚の際に持來り又は其後他より贈與を受けたる錢又は土地を有するときは『あの女は「まつぼり」を持つて居る』と云ふ、卽ち特別財産の所持者と云ふ意なり。併し一般には年若き者よりも　老翁老婆の巾着錢を家長たる主人の財産と區別して「まつぼり」と云ふこと多し。

余曾て此語を雜誌「鄕土研究」に書きたるに各地方より同誌に文を寄する讀者ありたるが、其れによれば、此語の分布區域は可なりに廣く九州は勿論、四國及び中國地方にも及べるが如し。

間引(マビキ)

間引とは、貧民の生兒を殺害する惡風を云ふ卽ち片田合などの貧民、昔は生兒三人以上になれば、之を養育することを容易ならずとて、其の生兒を直ちに絕命せしめたる事あり。彼の蔬菜の芽生えの間を置いて引拔き捨てるに同じければ、斯くは云ひなしたるなり。素より已むを得ざるより出ると雖も、人情の忍びざる所にして、大に人道に戻る罪惡なれば、當時其の領主地頭に於て厚く之を禁諭せしも、地方によりては後世まで止まらざりしなり。

〔引例〕 民間にて子を間引といひて育てぬ惡風あり

是は至極の罪悪なり、昔より仁慈の人いくたびか此悪弊を除て生育繁昌ならしめむと、色々説き諭したる者あれど止まず、それは土地風となりて子を多く育ぬもあれど、先づは貧窮にて届きかたき故然する也、此類はいかほど教へ諭したりとて、貧の直らぬ中はいふかひなき也、されば育子は其本を立るにあり、子を育る力ありてなほ間引ものをは教へさとし、さて聞ずは刑を設けてきびしく禁絶すべし、是育子の術なり。(治安策)

前掻・先掻(マヘカキ・サキカキ)

前掻先掻とは、米を量るの方法を云ふ。一に起升(オコシマス)、先升(サキマス)とも云へり、前掻とは升の内に米を充て、向ふより手前に掻起すことにて量目強し、先掻とは升の内の米を斗掻にて、先へ向け押切ることにして量目軽し。薩摩にては諸郷御蔵俵例し(ナラシ)の時は、皆先掻にて其の入實を平かにし、平日の収納は皆前掻にて取る方法なりしと云ふ。(租税問答)

政所(マンドコロ)

「マツリゴトトコロ」の略語にして政廳を云ふ、中古は特に検非違使の廳を指して云へり、鎌倉時代頼朝近衛大將に任ずるの後は、公文所(クモンジョ)を「マンドコロ」と呼べり、室町將軍の代に至りても殿中大小の政事を統る所を稱せり、後には攝關の妻及び母を北の政所・大政所等と唱へぬ。又伊勢兩宮の長官の家司を權禰宜の者勤めて、是をも政所と稱したりと云ふ。

〔引例〕 天子の役人政事を聽申候所をマン所と申候て廳の字を書申候、其後執柄大臣の家事を聽申候所をマン所と申候て政所と書申候、是によりて寺社にも政所御座候と相見申候。

一 伊勢の兩宮の長官の家司を權禰宜の者勤め政所と申候、宮中の制札も所により家司大夫と仕候も御座候、落書、禁制等の札は政所立申候、是にて相考申候へは、寺社の政所は寺務社務よりは專ら寺社領の制禁、又は寺社の家事を取計申候と奉レ

存候、大家司は長官の役人にて御座候由。
一　勢州にて氏神の樣なる森にも、政所と申傳候處
御座候由。（青木昆陽申上書付）

萬石以上分限帳（マンゴクイジヤウブンケンチヤウ）

萬石以上分限帳とは、大名の分限即ち領地高、領分、居城、屋敷を列記したる帳簿を云ふ。御三家の外は伊呂波分として分記しあり。

〔引例〕　御三家

高三拾五萬石　　水戸中納言殿
領分　常陸　下總
居城　水戸　　江戸屋敷　小石川御門外

高五拾五萬五千石　　紀伊中納言殿
領分　紀伊　伊勢　大和
居城　紀州和歌山　　江戸屋敷　喰違外

高六拾壹萬九千五百石　　徳川元千代殿
領分　尾張　美濃　信濃　攝津　近江　三河
居城　尾張名護屋　　江戸屋敷　市ヶ谷御門外

ミの部

見返（ミカヘシ）

見返とは、貢米檢査の際、不正のこと發覺して之を辨濟せしむるを云ふ。不正私曲の行爲は古今同樣にして、德川氏時代年貢米を米廩に納進する時、又は船にて遠國より輸送する時、船頭をして私曲なからしむる爲め、必らず輸送監督者を乘込ましむ。而して若し苞米檢査の際に私曲を發見すれば懲罰に附し見返しせしめたりと。

〔引例〕慶長二年二月、德川家康令、年貢米は藏に納るとき注意すべし、船にて送致する分は、船頭をして私曲なからしむべし、見返有らば曲事申付くべし。（大日本租稅志）

御巫田（ミカンノコダ）

王朝時代、神祇官に屬する御巫の爲に置く田を云ふ、民部式に「諸の御巫は各畿内の田一町を賜へ、中宮東宮の御巫も亦之に準せよ」とあり（日本農政史）

未進米（ミシンマイ）

百姓より上納すべき貢米の延滯せるを云ふが本義なれども、小作人より地主に納むる小作料の滯りたるを斯く云ふこともあり。乍去、上納年貢の場合に用ひらるゝが普通なり。

〔引例〕(1) 下灰塚横頭永山百春の門百姓つかれ果候て、田地は可仕樣無御座候、笑止千萬の至に候得共、不及申候、此等の趣向未進方に子を被召上候もの又は弟を賣るもの御座候（舊鹿兒島藩門割制度）

(2) 年貢未進等有之、亦は連々作例になり、潰百姓出來、上田地に相願、無據上りたる分、是又總作に申付け、又は小作にも爲致、連々と未進分取立相濟分は、元地主へ田地取らする（地方凡例錄）

見捨地（ミステチ）

徳川時代に於ける課税上より見たる地目の一種にして墓地、火葬場、斃牛馬捨場、仕置場（行刑場）の如き土地にして、檢地帳外書に掲記し免税したるを云ふ。（德川幕府縣治要略）

店（ミセ又タナ）

店はみせと云ふ、爲見の義なり、商家の内に棚などを設け人に見せむる爲めに商品を陳ね置く處を唱ふ、故にみせたなと云ふを正しとす、普通には下略してみせと云ひ、又上略してたなとも云ふ、始めて開業して商賣を始むるを店開と呼ぶ、又大屋家主より店を借りたる者をば店子と唱ふ、今は多くは商店と云へり。

〔引例〕店訓二多奈一京師曰二波之一關東曰二多奈一西國曰二見世一字彙云、店肆也、所下以置二貨鬻一物上也。（和漢三才圖會）

屯田（ミタ）

上代に於ける御田の義にして、御宅田とも云ふ、屯倉に屬せる田にして、皇室の直轄地なり元來朝廷には一國の君主として有する土地の外に、一般皇室の御料地あり、之を御縣と云ひ、大和に六ヶ所ありしが、之は天皇の御料地にして皇室一般の御料地にあらず、皇室一般の御料地たる屯田は諸國に之を置き、此屯田のある處には屯倉を置きて其地所産の穀物を收藏したり。（日本農政史）

貢（ミツギ）

貢は「ミツキ」と訓す、「ミ」は尊稱、「ツキ」は朝廷及び國家の費用を人民より捧げ奉るの意にして、家々より種々の物品を奉る故に斯く云ふなり。（日本法制史）

密穀（ミツコク）

仙臺藩にて云ふ所にして、人民の禁を犯し密かに他に輸出する米穀を云へり。昔より藩制に御買米と稱する法あり、收穫の際封内の米を糴買し、之を江戸に回漕し、時價の騰貴を待て糶賣す。抑々此法は一には收穫の際米價の急に下落するを防ぎ、一には相場の高低に因て生ずる利益を收むるに在り、人民久しく之を便とせしが寶暦七年以後は買米の法が上に利多くして下に益少きを以て、人民喜ばず、米穀を密輸するもの頗る多し、是に於て法令を嚴にし禁止したれども、廢藩の日まで遂に其の目的を達すること能はざりしと云ふ。(仙臺藩租税要略)

三合年(ミツアヒトシ)

王朝時代に於ける占ひの一種にして、惡神の合ふ年と謂ふ義なり、而して三惡神とは大歳、大陰、害氣を云ひ、大歳天にあるを歳星と云ひ、地に居るを大歳と云ふ、大陰天にあるを辰星と云ひ、地に居るを大陰と云ふ、害氣は太一の使なり、四歳に一回し、九歳に大歳大陰とも合す、是れ三合年なり。當時人智進まず、迷信隨て盛なりしかば、斯の如きことが、一般に信ぜられたるならんか。

〔引例〕村上天皇天德元年、丁巳六月、今年三合年に當り水旱疾疫の災も絶えざるに依てなり。(大日本農史)

調副物(ミツギソハリツモノ又ミツギソヘモノ)

上古田調及戸調に副へて鹽、魚介の類、其他の産物を納めしめたるを云ふ。田調としては、絹、絁を納め、戸調としては布を課せしが、此他尙副物として、河海の産物を獻上したるなり。當時既に國家の財政膨脹するに伴ひ、財源として種々の課税を爲すに至れるを見るべし。

〔引例〕前略　又調の副物を出さしむ、鹽と贄と鄉

土の出す所に従ふ後略。（大日本農政類篇）

見繼山（ミツギヤマ）

弘前藩に於ける部落共有林の稱呼にして、藩廳より山林の番人に對し、其多年の功勞を認めて、山林の監督管理を任したる故、此名起れりと云ふ。

〔引例〕 見繼山とは其名稱元和年度以後に起りしものにして、官山伐採地に自生せる稚樹或は樹藝方に於て栽植したる苗木の保護看守を藩廳より山麓村民の一人又は數人若くは全村或は數ヶ村に命し數年後に到り其功勞を確認して、該看護者の看護に任すべきことを認定せられたるより、民間に於て其看護すべき官山を指して見繼山と私唱したるものなり（農民經濟史研究）

水繩（ミヅナハ）

檢地に使用する間繩のことなり、麻繩に澁汁を塗りて緊張したる時に伸縮するを防ぐ、繩首五六寸は力繩（挽代（ヒヤシロ））と唱へて、之を測り目より除き、以下一間二間と順次間札（ケンフダ）を付す。而して檢地の際には水繩は一日三回づゝ檢査するを法とせり。（德川幕府縣治要略）

水帳（ミヅチヤウ）

水帳は檢地帳の別名なり。何故に檢地帳を水帳と云ふやと云ふに其說には種々あり、「地方凡例錄」の記事を見るに『檢地帳を水帳と云ふ事民部省に大圖帳と云事あり、田圃の數量を書したる計帳也、依て水帳は御圖帳なるを水の字に書きあやまりたりと古書に見えたり、又或說に土地を水土と云ふを以て、水土帳の下略也と云ふ說もあり、又田は水を以て第一とする故、水帳と唱ると云ふ人あり、（中略）。田は水を第一とする故水帳と云ふも押附たる按也、檢地は田計りのことにあらず、畑有り、屋敷あり、山有り、左すれば水の緣によりて水帳と唱ふると云

ふも附會の説なり、前に謂所御圖と水の和訓の同じき故、何となく書きあやまりたるべきなり』と説明を施しあるが、成る程、檢地帳を水田の水に引つかけて水帳と云ひ始めたりとは聊か附會に庶からん、之に反し御圖帳の御圖と水との訓を混同したりとの説は確かに道理あれば後説を以て眞とすべき乎。蓋し當時の農民は田地其他公儀に係はる物にはすべて「御」の字の敬稱を附するが例にてありければ、檢地帳にも「御」字を附けて御圖帳と云ひ、後之を百姓讀みに都合よき樣水帳と書き慣はしたるなるべし。

水揚（ミヅアゲ）

水揚は水上より陸上に引揚ることにて、專ら廻米に就て云へり。年貢米を遠國より船積して送り來れるものを、人夫の陸揚するを稱することにして、幕府に於ては之を愼重に取扱ひ、其の順序場所等上司の指揮を受けて行ひ、其の際は手代をして之を監視せしめ、米の俵數に不同なからしめたり。

〔引例〕承應元年十二月徳川家綱達、納米水揚の日限は月番藏奉行の宅にて帳記し、速に水揚の順次場所等指揮すべし。

納米水揚の時、手代上乘をして監視し、俵に不同なからしむべし、小揚の者百姓より賄遺請托を受け大俵を交へ廻俵と爲すもの有るにより、心を用ひ點檢すべし。（大日本租税志）

水番（ミヅバン）

田地灌漑の爲め用水口を護衛する番人を云ふ。是は云ふまでもなく、各自其の田地に用水を引き入れむが爲め、他の妨害を顧慮せざる弊あるに因り、久旱渇水の際は殊に之を必要とす、世に我田引水の譬ある所以なり。

〔引例〕弘化三年京都五人組前書

田地用水之儀我儘に引申間敷候、苗代の時分より水番を定置、田地之大小に隨て順々曳可レ申候事。

(五人組異同辨)

水腐(ミヅクサリ)

水腐とは、水害の爲め作物の腐敗するを云ふ古來我國は水害多く、河川の沿岸及び沼澤地近邊の田圃は、洪水容易に退かず、之が爲めに禾穀久しく水中に在て腐敗し收穫皆無となり、或は減收の大なる場合尠からず、現今に於ても低濕地の稻作は、往々此患あるを免れず。

〔引例〕寶曆九年七月朔日達、中略、丑年は子年に比すれば、米六萬石餘を減し、寅年も水腐附荒等にて、丑年より大に減ぜり云々。(大日本租稅志)

水冠(ミヅカブリ)

水冠とは作物の水に浸したるを云ふ。川水の溢流して田面を被ひ、稻の水を蒙ることあり、古來我國は地勢の關係上、水害多くして其の被害少からず、爲めに作物の收穫皆無なること屢々ありたり、其の水害を被りたる作物は、檢見して減租するを通例とす。

〔引例〕寬政三年九月七日達、川々濫溢して水冠と爲りたる田地の內、僅に成熟の分は速に薙取るべきに、未だ檢見せざるを以て之を捨措き、萌腐と爲る類も之あるべし、云々。(大日本租稅志)

水車(ミヅグルマ)

近年水力電氣による米搗所田舍の隅々までも出來て、水車の音を聞くこと漸く稀なるに到れりと雖、德川時代に在りては人力によらざる場合は多くは水車にて農家飯米麥の搗精を爲したり、水車の起原につき地方凡例錄の記者は述べて曰く。

本朝にては水車の起りは人皇五十三代、淳和天皇、天長六年、桓武天皇の皇子大納言良岑安世卿始めて水車を工み出し宇治の里人を召して作らしめ農業の助とし玉ふと古書に見えたれば、本朝にて工み出したる樣にも聞ゆ。云々

と、以て其起源の可なりに古きを知るべし。（地方凡例錄）

水根林（ミヅネハヤシ）

水根林とは、水源林の義にして、水源を涵養するが爲めに設備し置ける森林を云ふ。是は專ら美濃國郡上郡東乙原村卯野原村等にて唱ふる所なり、此水根林の林木は田地の給水に密接の關係を有するを以て、伐採するを許さざるを例とす、若し伐採する者あれば、其の村民訴訟して爭ふことあり、是れ村民に在りては大切なる水源林なればなり。

〔引例〕 水根林之儀相糺候處、都て澤水之儀は、水元又は澤筋に年來之木立有之候得ば、水出方宜敷右故田方江引用候肝要之澤筋へは、此邊にては水根林と唱林立置候由、一件之もの共申立候義に御座候。（德川裁判例）

水加減（ミヅカゲン）

水加減とは、田水を程よく調節するを云ふ。苗を植て四五日の間は、兒苗とて苗幼きゆゑ、水加減するを第一とす、朝夕兩三囘も巡見して注意すべし。たとへば赤子に乳を與ふると同じく、過れば惡しく、足らざるも亦害あり、沼田の如き水持よき所は成丈小水にし、堅田の如きは水五六分にあてゝよし、砂地及びから地の川原田等は見る中に水を吸ふものなれば、常に水口を止めずしてあけ置くなり。總て田は水を以て養ふもの故、宜しく其の地の干濕を考へて水加減を爲すべし、稚苗の中冷水など多く入るれば、必らず苗傷むなり。（私家農業談）

水脚賃（ミヅアシチン）

水脚賃とは、船賃のことを云ふ。水脚なる語は古代に起りたるものなれど、現今に於ても船脚の速きを「水脚が早い」又「水脚が遲い」など云へり。

〔引例〕府儲の料の稻總て三萬束、使粮並に水脚賃及び厨家の雜用云々。（大日本農政類篇）

水天供（ミヅテング）

雨乞の祭禮なり、雨乞の際は古代朝野の者協力して雨を祈りたるものにして、當時用水設備完からずして、多く天水を以て、灌漑水に供せる場所多かりければ、炎天永きに及べば作物黄ばみ、田面龜裂するの狀態にて、旱魃の害甚だ多ければ、朝廷は神に祈り庶民は鄕社に詣て、又水御供として、池沼川淵に神酒又は清水を捧げて龍神に供することあり、時に五龍祭の行はるゝことありき。後世に於ても此の雨乞の祭禮行はれ、村民は氏神神社に寄り會ひ、神に酒及水を供へ、大磐若經を讀誦すること終日に及び、暮方神酒及御水を其水源たる溜池に投じて雨を乞ひ又は山に登りて焚火して雨乞を爲すが如し此慣習は大分縣臼杵地方の農村に於ても現に行はれ居れり。

〔引例〕後深草天皇建長五年災旱す御祈に依て水天供を始めらる丹生、貴布禰に奉幣して雨を祈る。（大日本農政類篇）

水車運上（ミヅグルマウンジヤウ）

水車の持主に課する運上なり、水車は隣村又は川下の民家等に妨害を與ふること無きや否やを糺し、故障なければ之を許可し其年より運上を納めしめしが、運上の額は水車の太さ、臼の多少等によりて差ありしと云ふ。（地方凡例錄）

水呑百姓（ミヅノミビヤクシヨウ）

通俗に極めて貧しき農民を云へり。田畑をも所有せず下級なる小百姓の事なり。湯粥をも啜り得ず水のみ呑み居ることの義にして、其の窮境を極言せし語なり。

〔引例〕(1)　水呑百姓、是は無高の百姓を申候。（地

方品目解）

(2) 水呑と云は、田作を不レ作其村の水計呑む百姓鍛冶其外諸職人云々。（農鑑）

(3) 如何やうなる小百姓又は水呑百姓に候共、私として所を追ひ申間敷事。（寛保三年野州安蘇郡赤見村五人組帳）

神田（ミトシロ又カンタ）

神祇を祀るため一定の田を選定して神に献じ、人民をして之を耕作せしめ、其れより擧る租を以て神事の用に充つるを云ふ。（日本農政史）

見取場（ミトリバ）

山間地又は原野の間にある田畠にして地味痩薄又所在區々なる土地は之を本高の中に組入れず、毎年凡その見當にて年貢の取り箇を申附くることあり、之を見取場と云ふ。

〔引例〕若又水損不定地が、何ぞ子細有レ之、高入成難き分は、始終見取場にて差置もあり、箇様の見取場は反當り年々格別不同も無之に付、毎年不レ及二見分一取箇は居置事もあり（地方凡例錄）

御名代（ミナシロ）

古代天皇、皇后、皇子等の名を後世に傳へんが爲に、其部民に御名又は其居所の名を冠せしめたるを御名代と云ふ。而して御子なき爲に血統の絶ゆるを憂ひ其御名を後世に傳へんが爲に御名を冒かさせて定置せる部民を御子代（ミコシロ）と云ふ。併し只其稱方を異にせるのみにて、實質上は兩者區別なし。例へば本牟智別命（ホムチワケノミコト）は御子なかりしが、其置く所の民を御子代とは云はず、御名代の民と云ひしが如し。又日本武尊は御子はありしが、其功名を後世に傳へんが爲めに置ける民は御名代の民として御子代とは稱せざりし。此制度は垂仁天皇の時、伊登志和氣王の子なかりし故に、其御子代として伊登志部を定めたる

に創まると云ふ。（大日本農史）

名（ミヤウ）

中世の頃荒蕪の地を開きて新田を作りたる時は、其人の姓を取り地名と爲すの風習ありき。例へば重平名、河北名など云ふが如し。然るに年を經る間に最初私人の墾田たりし名は其後土地の固有名詞となり、又は單に抽象的なる村の代名詞にも用ゐらるゝことゝなれり。德川時代に於ける名主は抽象的なる村の長のことにして、庄屋と相並び村役人たりしことは人の知る處なるが、其名の源泉は中世の名田に在り。

〔引例〕 (1) 一作坪付

加世田　大浦名　富松彌六先
壹反　八畝　山の田
黒木薗門の內
已上
天正十七年八月吉日
久信
藏字
三清
前田源三郎殿　（薩藩舊記雜錄）

(2) 名中の者失踪して他國他領に住し或は養子入夫となり已に家督を讓り受る者と雖、右住所明瞭に分るときは祖谷山地方に限り官へ上願すれは官より其國郡へ掛合呼戻し遣はす例あり蓋し本處他に比類なき僻境なれは、人民の繁殖せざるを患ふの原由なるべし。（阿波國美馬郡）
（全國民事慣例類集）

名頭（ミヤウヅ）

鹿兒島藩の土地制度たる門（カド）の長にして、謂はば他藩に於ける部落の小頭の如きものなれども、名頭は租稅納付上重き責任を帶はさせられたり、名頭は別に又乙名（オトナ）又は翁（オキナ）と呼ばれたり。

〔引例〕 農民は耕作者としては獨立の人格を與へられす、必す門を組織し、門の長たる名頭により代

表せらる、名領は乙名又は翁といひ、門内の名子の主長にして、數戸の名子の上に立つ。(舊鹿兒島藩の門割制度)

名田(ミヤウデン)

名田の字は現に中古の末より見え、國司及び郡司其他當時各地方に於ける豪族が恣に土地を領して租税を納めず、莊園に割據して遂に大化以來の班田制度を破壞する源となれり。元來名田は荒廢地、或は空閑地を開發し或は之を買收して私に領有せる人の姓を以て其土地の名としたるものにして、重安(シゲヤス)名田、永平(ナガヒラ)名田等の如きは卽ち其一例なるが、後には此の名田の「田」の字を省き、單に「重安名」又は「永平名」等と云ふに到れり。而して當時名田を多く有するを大名と云ひ、少し有するを小名と云へり、後世の諸侯を大小名と云ふに到りし本源此に在り。

〔引例〕 宛補孫四郎名田畠事

僧出雲房所

右孫四郎、依預勘氣、依被收公名田畠、被苅臺當作毛畢。然者、於彼彌者付テ器量仁可被進請斷之由被仰下之處、依令望申出雲房件彌爲器量仁之間、任御事下之旨所宛補彼名田畠也、有限御年貢以下御公事任先例可致其沙汰之狀依仰下知如件

嘉元二年十一月 日

地頭所代官左衞門尉菅原 (花押)

(善應寺文書)

名目講(ミヤウモクカウ)

名目講とは其名を何講と稱し、實は富突類似の講會に外ならず。元來博奕と富突とは禁制なるに、大垣藩にては昔城下の寺院並に鄕村に於て初め二百人講など、稱し、富突類似の講を設くる者あるに因り之を禁せしに、更に六十人講と名目を改て行ふ者あるより、寛政七年乙卯五月、嚴達して之を禁絕せりと云ふ。(坐右秘鑑)

名主職（ミヤウシユシキ）

中世庄園制度時代に於ける村長の役名なれども、一方には又物權的性質を有し、相續遺贈の目的物とせられたり。つまり、村落の行政權と土地所有權とが合體したる如きものなり。後世の名主は行政權を所有權よりを離し、之に名主たる役職を勤めさせたるものなり。

〔引例〕源忠範讓辭

讓渡嫡子彦一丸薩摩國滿家院內比志島河田西俣城前田上原薗已上五箇所名主

右件五ヶ所名主儀者忠範の重代相傳所領也然間調渡文書一紙不殘彦一丸に讓渡但於有御年貢公物等者任先例可令勤仕也此趣無永代相違可令知行之狀如件

正安元年八月　日　源忠範　花押

（薩藩舊記雜錄）

土産（ミヤゲ）

其の土地に產する物を齎（モタラ）し歸りて家人に贈る「いへづと」を云ふ。又他人を訪ふ時携ふる物をも云へり、此「ミヤゲ」といふ語に二說あり、一は都笥（ミヤコケ）の略にて、都の苞苴（ツト）など云ふより起れるならむと、一は宮毛にて伊勢神宮參拜の際其の土（クニ）毛（ツモノ）を持歸りて參宮の裹（ツト）とせるより始まれるならむと。要するに他國產の珍品を持ち歸りて來訪者又は歸來者の好意を示す品物の意なり。

〔引例〕家裹にすを宮毛ともいふ、これは伊勢大神宮は參拜の人家鄕に還りて神宮の麻祓を始とし、長、鮑、笠、杓なんとの土毛を持歸りて、參宮の裹とし、親戚朋友に餉上りしより宮毛と名けしとぞ。（成形圖說）

屯倉（ミヤケ）

通俗に云へば屯倉は御家（ミヤ）の義に通じ、垂仁天皇の朝に始めて屯倉なるものを久米邑に興した

り、屯倉は元來皇室の御宅又は官舍の意にして皇室の御料田卽ち屯田より收納する穀物を貯藏する倉庫の謂なるが、兼て又其穀物の出づる土地卽ち御料地其物をも意味せり。其田を耕す民を田部と云ひ、屯田を司るものを屯田司と云ふ。

〔引例〕 垂仁天皇二十七年戊午屯倉を大和の來目邑に興つ。（大日本農史）

冥加（ミヨウガ）

德川時代に於ける雜稅の一種にして、運上と共に之を浮役と稱せらるゝこともあり、唯運上と異るは、彼は定納稅なれども、此は一種の獻金に類する點にあり。冥加には或は醬油屋冥加永あり、質屋冥加永あり、旅籠屋冥加永あり。又軍役の際徵收する特別稅を冥加と稱ふることも無きにあらずと雖、異例に屬す。

〔引例〕 (1) 旅籠屋冥加永 ― 是は五海道其外脇往還驛場旅籠屋等は古來より飯盛女を差置く、之は願の上壹軒につき飯盛女貳人宛免除ありし故に冥加永を納ることに成たり（地方凡例錄）

(2) 各藩支配地、下總國小金佐倉兩牧交際の村々、秣場と唱、是迄冥加永相納居候はゞ、納高取調至急可申立事。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

(3) 柴山藩に於ては、武射郡値谷村六ヶ村に對し草錢、山永、新畑山錢、野永、林請地永等の名稱を以て佐倉牧に對し、合計永八貫八百廿七文四分の冥加納付ある者云々下略。（同上）

苗字（ミヨウジ）

鎌倉時代より姓氏の外に苗字を唱ふるもの出來れり。蓋し、上代に氏の出來たるが如く、或は官職、或は居所　或は由緣、或は動植物等、さま〴〵のものを以て、氏以外の符號とせり、是れ、氏族益蕃殖し、氏のみにては分ちがたきが故に、その混同を防ぐ必要より自ら起りしものにして、初めの程は素より私稱なりき。曾我、新田、足利、畠山、三浦などの如き是なり。苗

字は又當時の名田卽ち其庄園の名に因みてつけしもあり、例へば藤原氏にして加賀にある者を加藤、伊勢にある者を伊藤といへるが如く、本氏の一字を殘せるもあり、後世庶民の苗字卽ち是なり。鎌倉時代までは苗字を云はずして古のままに姓氏を唱へしものと、苗字を稱へしものなど混ぜしが、北條足利以來は皆苗字を稱することゝなれり。斯くて其昔は氏なりし源平藤橘等に、いはゆるカバネの朝臣をかけて足利源朝臣尊氏、北條平朝臣義時など云ふに至れり。（日本法制史）

民部省（ミンブシヤウ）

大化の新政に於ける民政の中央機關にして、其長官を民部卿と云へり、全國の戸籍、租稅、治水、山林、農政の事、一切此の民部省の司る處なりき、民部省の被官に大輔、少輔、大丞、少丞、大錄等ありて各其の事務を分擔せり。明治維新に際し、王政復古の大義に則り中央に太政官を置き、之に民部省を配したることありしも、後ち之を止めて各省に分ちたり。（日本農政史）

ムの部

迎買（ムカヘガヒ）

農産物調製を仕上げたる百姓が其の産物を賣らんため市場に運輸する途中、又は商人生産地に來り、待受けて買取る取引法を迎買と云ふ。鎌倉時代に於て既に此の商取引の方法行はれたりしが、一種の買占法にして物價騰貴の原因を成せりと云ふ。（大日本農史）

むかひめ

我國の上世には一夫多妻の慣行あり、其中一人を正妻と定め、之を「ムカヒメ」と稱せり。（日本法制史）

麪（ムギノコ）

麪は、俗に麵と書す、小麥の粉にて、即ち溫飩粉なり、需要多し。水にこねて延べて細く切り、茹でゝ饂飩又は索麪に製し、以て食用に供すべし。又麪包としても大に世に行はる、其の第一製粉のものを一番粉と名け、色白く精密にして佳なり。（百姓稼穡元）

稈（ムギカラ）

稈は、牟岐加良と訓す、麥莖にしてムギワラとも云ふ。其の莖は大小麥共に中空にして白色光澤を帶ぶ、薄襮ありて筋を裹む、東京府下大森などにては、嘗て之を以て種々の玩具（俗に大森細工といへり）を造り鬻きしが、今は專ら夏帽子を作り大に世に行はる。又小麥の稈は厚硬にして屋を葺くべく、其質萱葭の莖に亞ぐと云ふ。（百姓稼穡元）

麥蒔鳥（ムギマキドリ）

麥蒔鳥とは、麥を蒔く時節に來り鳴く黃鶺鴒を云ふ。一に稲負せ鳥と云ふよし。鶺鴒には黃

色なると白色なるとあり、其の黄色なるもの、秋の土用前後村里に渡り來りて鳴く、是を麥蒔の時候とす。故に麥蒔鳥の稱あり。

蟲送（ムシオクリ）

稻田に蟲の付きて害をなす際、太皷を打鳴らし大勢にて之を送り出し退治するを云ふ。昔より行はるゝ一種の祈禱祭事に似たるものなり、地方によりては藁船に二體の藁人形を載せ、供物を具へ幣を捧げ、太皷を打て田を巡り後に之を川に流すもあり。

〔引例〕　虫送りと申て、大皷打あるき候事昔よりの習しに御座候、是は大皷の音に虫大きに弱候儀に奉ㇾ存候、且は羽ある虫は驚起候て松明の火に入候義と奉ㇾ存候。

川上筋にては虫送りと申て莚にて船の形を作り、夫に藁人形を二つ乘せ、中に團子を串にさして立て二人してかきあるき、先へは幣を持て行き後からは大皷を打て送り、田のめぐりを廻り候て終には是を領下の川へ流しやり候、是等古風の殘にて可ㇾ有二御座一云々。（耕作仕樣考）

莚菰代（ムシロコモダイ）

德川時代、諸國より年貢米を淺草御藏に納入する時、米穀を庭内に積み置き雨露を防ぐ爲めに莚菰を以て被ひ又は下敷となしたりしが、此の材料の入費として米百俵に付莚一枚代錢二十四文、菰五枚代金二十四文を徵收せるを云ふ。

〔引例〕二明治四年六月十七日、關八州並に伊豆國に令して貢米東京御藏納に付納來れる莚菰代は今後之を免除し其既に徵收せるものは之を還付す。（大日本農史）

無身戸（ムシンコ）

無身戸とは、其の人名は戸籍簿に存するも、實際其の人は逃亡して歸還せざる戸口を云ふ。罪科を犯し又は債務に責められ、其他の事故にて家を出て不在者となり、生死判明ならざるこ

と現今の失踪者の如き者ありし事なるべし。當時絕戶無身戶の家に他人が入りて、其の氏を稱し、某は蔭子など云ひ、奸計もて朝廷を僞る者ありしと云ふ。

〔引例〕清和天皇貞觀三年、民部省に詔して、大中臣、中臣兩氏の絕戶並に無身戶を除棄す、左右京職惣て一百三十七烟なり、是より先き神祇の伯中臣逸志少副大中臣豐雄等奏言して、件の無身絕戶等の帳を除き、以て冒蔭の奸を絕んとの請に從ふなり。（大日本農史）

無色茶（ムショクチヤ）

本邦茶に對して米人の與へたる讃辭なり。卽ち明治初年頃清國より米國へ輸出する茶を、色素にて着色したるもの多かりしが、日本產の茶は自然の儘にて何等の染色を加へあらざりしかは、米人は之を染色せざる本色の茶と唱へ、大に賞味したりと云ふ。

〔引例〕明治九年三月、本邦の製茶再び膾炙するもの米國之を無色茶と稱し、專ら之を嗜好す云々。（大日本農史）

無盡（ムジン）

多くの人が時日を定めて每月金錢を醵出し鬮引を以て順次に集りたる金を請取る方法を無盡と云ふ、賴母子と云ふも亦同じ。

無盡錢土倉（ムジンセンドクラ）

無盡錢土倉とは貧者の財物を質に取り之を土藏に入れ置き、其の利子を取りて家業とするものにして、現今の質屋に該當す。足利時代、窮民救濟制度として認められ、室町幕府より保護を加へ、御用金等の徵發を免じたることあり。

〔引例〕後醍醐天皇延元元年、丙子十一月、足利尊氏建武式目十七條を定む、其の一に曰はく、無盡錢の土倉を興行せらるべき事、無盡錢土倉に莫大の課役を宛てられ、或は打入を制せられざれば、已に斷絕し貴賤の急用忽ちに闕如し、貧者の活計

彌々治術を失ふ、早く無盡錢の土倉を興行せられなば諸人安堵の基たるべきなり。（大日本農史）

徒爲（ムダ）

いたづら事にて、其の功なきを云ふ。ムダは空（ムナ）の轉ならむと云ふ、一說には泥田（ムタ）より出たる語なりと云へり、金錢を空費するを「ムダツカヒ」など云ふは常の事なり、畢竟其の徒爲にして何等の寸効なく濫散に終るを謂ふ。

〔引例〕或曰、俗に徒爲を下田とも泥田ともいふは勞耕しても後の收功なきより出し語也。（成形圖說）

棟札（ムネフダ）

家屋、殊に神社佛閣等の新築又は改築せられたる時、其の殿堂の建立年月日を板又は紙に記して堂内に藏め又は直に用材の面に書き記して後日に備へしものを言ふ。或る神社が何年何月の建立に係るやを知らんとせば、其の堂内の棟札を檢して之を知り得べし。

〔引例〕(1) 越智郡大島原八幡宮の記錄によれば、同社所藏の棟札に元中九年閏十月十五日願主村上山城守義顯建立の文字あり云々（伊豫史談）

(2) 天神社棟札

寬永十三年丙子極月二十四日

本願　次郎右衛門

藤原安尊大工二郎作

右之棟札は八枚有之候由、藤右衛門申候、只今は都合四枚有之候、右之棟札より古き物、只今見へ不申候、尤御神體は藤右衛門家へ天神の畫像取り、社には無御座候、四枚の棟札計御座候後略。（淺野莊と淺野氏）

村（ムラ）

村は、郡の下に在る一區域の稱にして群居（ムラ）の義なり。往時鄕村を創建するや、大抵山河の位置に據り、戶口の多寡を算して之を定む、然れども一鄕の民素より一處に居らず、或は便宜に

より數處に群居す、是に於て區別を爲さゞる能はず。已に區別あり、其の名稱なかるべからず、是れ村名の起る所以なり。村名の起りは必らずしも里を立てたる後に在らず、未だ立里せざる前と雖も、民の群居する所に其稱呼あり、蓋し立里の制は朝廷の法に出で、群居の名は自然の勢に出づ、而して朝廷の制にあらざるを以て令式に明文なし。中世に及び禍亂相踵ぎ朝綱弛み所在の豪族爭ふて土地を占め、或は一鄕を分割して各其の地の便に隨ひ村名を以て之を呼ぶ、近代に至り村を以て直ちに郡に懸く、往年の鄕里の遺名纔かに土人の口碑に存するのみ。德川氏に及び昇平日久しく民口繁育し、一村中人民の群居する所に因り、區別を爲して之を字と爲し小名と呼び、又某組と云ひ某坪某分と云ふ、而して往々私に某村と稱する者あり、遂に其の本村を呼ぶに親村と爲し、其の區別する所を呼て枝村或は枝鄕と爲す、是れ亦宛然として往時鄕と村と區別を生ずるの勢に似たり。天保五年の調査に據れば、郡六百三十一、村六萬三千四百九十三ありき。（吹塵錄中日本國郡沿革考）

村極（ムラギメ）

德川時代の村落制度としては所謂立法の權利と云ふ如きは持たざりしと雖、村民總體が相互に規約を結び之を以て村政の規律とせることは屢々ありき、之を村極めと云へり。其の中には自治警察に類する事項の規定あり、又輕微なる罰則の設けられたることもありき。（日本法制史）

村方三役（ムラカタサンヤク）

德川時代に於ける村の自治に任ずる重要なる吏員に三つあり、一に曰く名主（ナヌシ）（又は庄屋）二に曰く組頭、三に曰く百姓代卽是なり、之を村

方三役と云へり。(地方凡例錄)

村鑑大概帳(ムラカガミタイガイチヤウ)

德川時代に於ける農村調査書にして、各町村限り田畑及び石盛を記し、檢地を行ひたる年代、檢地施行者の名前、村內に於ける戶數、人數、小物成、諸運上類、森林、秣場、漁獵場、堤防、津出場の有無、水害又は旱魃の有無、都府への里程、土地の肥瘠、男女の餘業等を一切殘らず記載し、之により其村の大勢を一目瞭然たらしめんとするものなり。今日にて云ふ村勢一覽にも當るべき乎。村々より二册上申し、其內一册は勘定所に備附く。(德川幕府縣治要略)

村入用割付法(ムラニフヨウワリツケハフ)

村費割付の方法を云ふ。卽ち村方年中の費用、庄屋元の筆墨紙代、及び村役人が支配役所への出頭、又は役所の公用にて他所へ出張せし時の雜費を記入する爲め、入用帳(入目帳とも云ふ)として白紙帳二册を作り、其の前書に全村の人民連印し、每年正月之を役所に差出し押切印を受く。而して其の入用高は二册共同樣に記入し、臨時支出のもの若しくは巨費を要せし時は、村役人の外長百姓を會して協議し、石高に應じて割賦するを法とす。斯くて其の年の入用を記載し、歲末に至り例年通りの割賦ならは、長百姓立合ひ檢查を了し、得心の上高割を爲し、翌春二册共に支配役所に差出し、點檢を經て押切印を了し、其中一册は村方へ受取り、一册は役所に留置くものとす。(鄕村考)

村入用夫錢帳(ムラニフヨウブセンチヤウ)

此の帳面は各村に於て、一ケ年に支出せる人夫に關する村費一切を記入する爲め、白紙の帳

簿二册を作製し、支配役所の綴目印を受け置き、順次之に記入し一年分を合算し、翌年春に至り役所へ提出し検閲を經て奥書證印を受け、其一册を役所に止め、一册を村役宅に備へ置くものとす。村入用は總て高割を以て支出するを法とすれども、町驛海濱等の如き、商店漁家多きか、又は小高なる村方にありては、家數に應じて賦課することあり、總て土地の慣行に據る。(徳川幕府縣治要略)

室屋役(ムロヤヤク)

室屋とは麹製造人の義にして、室屋役は此麹の製造販賣人に課する運上のことなり。而して室屋を止めて麹を作らざるに到れば、運上は之を免ずるを常とせり。(地方凡例録)

メの部

命根（メイコン）

命根とは、草木の直根にして俗に云ふ牛蒡根なり。是は專ら肥料を吸收する爲めの根株にあらず、全く生命とする所の本根に係り、肥料の吸收を掌るものは横根とす。稻麥は勿論諸草木にても、此命根なくては、雨年旱歳共に脆弱なるを免れず。（農家須知）

賑貸（メグミカシ）

德川幕府は窮民を救濟する爲め、非常の場合には、御救米又は御救金等を施與し、又普通の場合には特に夫食貸、種貸、肥代貸、或は延賣等の制度を設けたりしが、別に又普通の年に於ても一般窮民の爲めに米穀を貸出し、豫め償還年限を定め置き、後に至りて之を貸與となせることあり、卽賑貸と云ふ所以なり。蓋し其精神は窮民を救助するにあるも、最初より給與するときは却て其の弊害多くして効果乏しきを以て、貸付を嚴重にし、又償還年限を堅く守るべきを諭し、其後に到り該窮民の狀態を觀、事情の迫れる者には遂に之を分與するに至れるを賑貸と稱へたるなり。

〔引例〕　東山天皇元祿九年丙子三月京都奉行より穀一萬三千石を發し都下及伏見の窮民に賑貸す。（大日本農史）

目溢（メコボシ）

目溢とは、米粒の俵裝の隙間より脫漏するを云ふ。德川時代には年貢米一俵に付、目溢米一升を納めたり、此れは運搬中俵裝中より米粒脫漏し、其の量の減少したるを補充する趣旨より出たる制なり、又年貢米一俵に付　口米一升を納むるの制あり、卽ち當時、農民は、年貢米一俵

を上納するに當り、二升の餘分米を附加徵收せられたり。目溢米は又込米にも通ず。

〔引例〕 後水尾天皇元和二年七月、征夷大將軍德川秀忠制條、年貢米壹俵に口米、目溢とも壹升づゝ納むべし。（大日本租稅志）

目拂（メバラヒ）

伊豫にて專ら云ふ所にして、藏米を拂出す時其の減少を補ふが爲めに、凡そ一俵に付二合づゝ足して交付するを云ふ、欠目を支拂ふの義なるべし。

〔引例〕 目拂は石に五合御替地は四合也、此目拂と云は拂米の時俵廻し掛目欠を償ふに、壹俵に貳合づゝ目に足して拂ふと云儀にて目拂と云といへり。（檢免懷秘錄）

目安箱（メヤスバコ）

目安箱とは普通投書函のことにして、藩廳又は代官等が、人民の意のある所を知らん爲め、町辻又は村角に函を設け、之に人民をして隨意に投書せしめ、後之を披きて民意を知るの便に資したり。

〔引例〕 (1) 三島神社の籠り堂にて各村の代表者と會見す、代表者は一村三名宛とし、宮の下町年寄、横目亦之に列す、堂前に莚を敷き代表者をして之に座せしむ、目安箱を作り、旗を立て、衆の間を廻らせ、希望の諸點を記して投函せしむ、在浦より集りし群集は之を取卷きて境內殆んど立錐の地なし、斯くて目安箱を開きて之を檢するに、願意區々たり。（伊豫國、舊吉田藩、三間村鄉土誌）

(2) 加地子舊復の儀に付、歎願書伊萬里鄉百姓目安箱に差入有之、右は舊藩適宜の所置を以格別の取計相成候を年限相滿候に付、今日の體裁により舊復の處分相成候義に付、不條理の中立以の外の事に候に付、仍て書付燒捨候事（舊佐賀藩の農民土地制度）

免（メン）

免とは德川時代に於ける税の「率」と云ふ意に用ひらる、之を誤り解して税を免ずるの義に取るべからず、免の由來に就ては諸說あれども、結局一定の年貢を納入する代りに其の餘りの收得を免（ゆる）すの意と解すべし、佐藤信淵が「取る丈け取りて其餘りを百姓へ免し遣はすの義」と言ひしは、當れりと謂ふべし、而して免幾つ例へば免五つ、或は四つ半と云ふは、其の高に乘ずべき税率にして、此は一に各藩々主の定むる所に從ふ。

〔引例〕 德川時代に於て此石高に對して地租を取りまする率を免と言ひました、例へば一反一石五斗の土地で免六と云へば、其六割を取て四割を免することから來たのかと推察される。（本郡地租の沿革）

免田（メンデン）

鎌倉時代に於ける土地の品類にして一に又免除田とも云ひ、其性質德川時代に於ける除地に類す、幕府より年貢免除の御下文又は其の他の書付を付與せられ、一切の年貢を免除せらるゝことありたり、之を免田と云へり。

〔引例〕 左大臣宣、奉勅庄公之田畠、地頭十町別賜二免田一町一、一段別宛加二徵五升一、於二自今以後一者、嚴守二制符一、宜レ令二遵行一者、諸國承知、依レ宣行レ之。

貞應二年六月十五日

大史　小槻　宿禰

左中辨　藤原　朝臣

（吾妻鑑）

免狀（メンジヨウ）

百姓に對する年貢の割付を書付けたるを京阪地方及び中國西國にては免狀と云ひたり。蓋し免狀は免より來れる語にして、田畑收穫の內、何程は百姓の取前として、何程は年貢として上納すべく、其年貢を納むれば、百姓の收穫を免

すと云ふ意味の免より來りたるものにして、畢竟年貢の取立て率の通知狀と云ふ意に同じ、併し免狀の語は尙ほ他に多くの用法あるべきも、此處にては取る丈け取りてあとは免ずべき書付けの意に解して可なり。

〔引例〕　　覺　　　　越前國南條郡
千福村

去卯田畑合高免三つ八厘五毛内
毛付免三つ八厘五毛余
一定石代直段金壹兩に付米八斗貳合替
但御米直段共例格之通定石代直段
三拾五石に付金參兩增
本保
辰正月　　御役所　印
（福井縣、南條郡、神山村、大字千福、田中甚右衞門氏藏）

免合（メンガフ）

免合とは、定免の方法にして、年貢額を一定せしむるに、土地の收穫は勿論、村々の狀況等を照合し、或は過去の元高等を照合して、其の年貢額を決定することを云ふ。免合高しとは年貢額の多きを云ひ、免合低しとは年貢額の少きを云ふなり。所謂高免と云ひ、下免と云ふに等し。免合はもと各種の事情を總合斟酌して年貢額を定むるより起れる名稱なり。

〔引例〕後櫻町天皇明和五年戊子四月、幕府より御代官等に令達して、曰はく、中略、地續或は入會村々の内指したる譯もなくして、免合高下之あり、別て往還端にて外稼も之あり、村柄宜く見ゆる場所は、下免にて農業一偏と見ゆる小村等は高免なるも之あり村續同前の場所には右體の甲乙はある間敷儀なり、畢竟其の村前々の引付を以て前年並に五ヶ年十ヶ年元辻を見合せ、御取箇を附け來る向も之あるべく、右體の儀心付け隣村等の免合を見合せて、謂れもなく免合低き方は取增す樣吟味し、連々地村相直る樣取り計ふべし。（大日本農史）

モの部

造餅戸（モチヒベ）

古代皇室の菓子及雜餅を製造する爲めに置かれたる家を云ふ。皇室に於て特に民戸を置き、御料の餅及び菓子を特製せしむるものにして、之が爲めに特定の職を與へられたる民家はこれのみに從事し、相當手當を受け、御用職人として特殊の待遇を受けたり。

〔引例〕稱德天皇天平神護元年河内國の御服を織る絹戸造餅戸を停む。（大日本農政類篇）

本作（モトサク）

多く高を持ちたる百姓を云へり、又親作（オヤサク）とも稱す。元來此本作とは末作に對して云ふ語なり、蓋し末作とは小作のことにして、本作より地所を借受けて作る細民なり。

〔引例〕加樣の心得ありき末作には本作も田をおろさぬなり。（農業談拾遺雜錄）

元免（モトメン）

元免とは貢租の元額をいふ。貢租は所定の率に從ひ徵收するを普通とす、然るに水害又は旱損等の爲め、收穫の減少する時は、貢租額を減免す、其の減免したる租額より見たる元の額たる本免を指して元免と云へるなり。

〔引例〕文化九年八月十七日達、近年取箇付寛恕に過ぎ、自然下免と爲り、元免に復すべき期無く、檢見取の實意を失へり、本年は關東其他水損場の外、都て無難の年柄なるを以て、元免に復するを要すべし。（大日本租稅志）

元取（モトドリ）

元取とは、年貢米徵收の元高卽定額を云ふ。例へば年貢米を徵收するに每年收量の五割分を常則とする場合には、之を元取と稱す。又年々の作柄に隨ひて減免をなす場合にても、平年又

は豊年の際には本來の率に從ひて元取となすを普通とす。然れども當時農民疲弊し、減免の恩典に馴れて元取に復し難くなり、取劣りの年多くなるに至れり。而して斯く取劣り多くなるに至れば、幕府の財用に影響し、財政收入に支障を生ずるを以て、屢々令達を發して徵税官たる代官等を督勵したりと云ふ。

〔引例〕 寛政十二年七月朔日達、不作の年引を立るは已むを得ざれども、翌年無難なれば、必ず本免に引戻し、元取を失はざること第一なるに、近年は不作の翌年元取に復する類少く、漸次取劣り畢竟有毛取とのみ誤認するに至れること甚だ宜からざるに付、此後深く注意し取箇付失錯無く吟味すべし。(大日本租税志)

物成（モノナリ）

物成又は本物成とは今日にて云へば、租税の義にして、殊に地租が德川時代の主要財源たりし關係上、地租を本物成と云ひしなり、即ち農民が百姓地を保有し、其土地より藩主に納むる貢税を云ふなり　物成の算出方法は通常高に免を乘して其數をわきまへ、例へば之を一村に就て云へば、草高五百五十石、免五つ三の制ならば

$$550 \times \frac{5.3}{10} = 291.5$$（物成）

即ち二百九十一石五斗の本物成を得るなり、物成は專ら米を以て納められたり。

萠腐（モヘグサリ）

萠腐とは、稻穀等作物の水害を被りたるものを久しく放置する時は　籾の芽を生じて終に腐るを云ふ。凡そ浸水したる稻穀を刈り取らず、其の儘に爲して顧みざれば　萠芽して後腐敗するを常とす、其の籾の出芽するを萠えると云ひ、其の萠えたる後腐るを萠腐と稱し來れり。又生實即ち乾燥せざる穀實を積重ね置くか若くは玄米を俵裝して其れが濡米となれるを積重ね置く

時も、萠腐となると云ふ。

〔引例〕寛政三年九月七日達、川々濫溢して水冠と為りたる田地の内、僅に成熟の分は速に穫取るべきに、未だ檢見せざるを以て之を捨措き萠腐と為る類も之あるべし云々。（大日本租税志）

籾（モミ）

米の殼を去らざるものを云ふ、粱の字より轉じたるなり。米となしては傷ね易く、蟲になりて廢り多き故に、古は籾にて納めたり、後世備荒儲蓄には專ら籾を用ゐるを法とせり、籾倉の稱あるを以て知るべし。

〔引例〕(1) 古書に粟とあるは、今の籾にて、粟の字は粱の轉粱は今の籾の字なり。（おたまき）

(2) 按に、口訣抄に近世以レ粟為レ粱と有、されば粟の字に穀實の義あるを以て、遂に誤て粱の字を、省て籾に作り、穀實の稱とせしなるべし、續日本紀又日本風土記殘編にも籾の字ありて、舊く書傳ふる樣子故、所レ謂和字ならむかも難レ知けれど、いづれ粱の字より出し字成事疑なし。再按に、續字彙補に、籾女梨切、音尼、見二金鏡一とあれば、唐の則天后の製する字なるにや、日本の古唐の則天后の字を用ひし事多し、金鏡と云書は則天后の製字を載し書の由聞及びぬ。（分田備考僻案）

萠物（モヤシモノ）

蔬菜を促成したる早出物にして胡瓜、茄子、菜豆、三葉等を時候外づれの季節に栽培したるものなり。冬季蔬菜の少き時、季節物ならざる胡瓜、茄子等を食膳に供するは、奢侈として古來屢々之を制禁したり。早く既に慶長年度より此の栽培技術發達したれども、幕府が萠物の發賣を禁止したるが故に、促成栽培業の發達は為めに障害を來したり。

〔引例〕天保十三年壬寅四月幕府よりの御觸書に曰く、野菜物季節の來らざる内は、賣買すべからざる旨觸れ達したる趣も之れある處、近來初物を好む事増長し、殊に料理、茶屋等に於ては、競ひて

買ひ求め高直の品を調へ、料理をなすは、不埒の事なり假令は胡瓜、茄子、隱元豆、豇豆の類其の外萠物と唱へ、雨障子を懸け糜芥にて仕立て、或は室の中へ炭團火を用ゐ養ひ立て、年中時候外に賣出す事は奢侈を導く基にして賣出す者共も亦不埒の至りなれば以來は萠物の初物と唱ふる野菜物類は決して作り出す間敷後略。（大日本農政類篇）

盛控（モリビカエ）

土佐に於ける小作人の別稱にして、永小作權と云ふに同じ。盛接とは小作人が土地即ち租税の源泉たる土地を保有し、地租を小作人に於て納むる故に此名あり、蓋し石盛の控人と云ふ意なり。

〔引例〕當縣小作人に永代宛り又は中地頭或は盛控等と唱候儀有之、何も普通の永小作と大同小異にて云々。（本邦永小作慣行）

洩鹽（モレジホ）

其の筋の許可なくして潛かに他に輸出する鹽を云ふ。金澤藩に於ては當時已に鹽の專賣行はれ居たり、故に洩鹽の檢査嚴重にして、其の違犯者を發見摘發したる者には、賞として其の鹽を下付するを例とせり。

〔引例〕御鹽方一件

一洩鹽改方の義は、役方役人へ嚴重可二申渡置一事。

但洩鹽見咎候者へ其鹽被レ下候筈に候、尤時々御算用場へ可二相達一事。（金澤藩年中行事）

ヤ　の　部

養老米（ヤウラウマイ）

德川時代に於ける一種の長命奬勵法にして、高齡者に褒美金を與ふるを云ふ。卽ち、年齡八十八歲以上の者には米二人口、百歲以上に米三人口を賜與したり。此の制度は明治初年納稅米が金納に變りたると同時に、祝壽金の制度に更へられたり。

〔引例〕明治四年十月十八日、養老米を廢し代ふるに祝壽金を以てす。（大日本農史）

八木（ヤギ）

米のことにして、米の字を二つに分けて書きたるなり、別に意味あるにあらず、ふるき書に往々八木と見ゆ。

〔引例〕米を八木ト云事、近世の事にあらず、百練抄、安元元年五月廿七日の條に云、於二蓮華王院一百ヶ日有二施行一、毎日八木三十石、東鑑文治元年十月廿日の條に云、廿日己巳御堂供養、中略、進解文二通二品並御布施所御方云々、甲冑弓八木大豆等也。（定丈手留）

燒米（ヤキゴメ）

燒米とは、新稻の籾米を炒りて、臼にて搗き殼皮を去りたるものを云ふ。糯米とも稱し、湯茶を飲む際に之を添物として食するを普通とす、味甘美にして上品の煎物なり、古代節供には此の燒米を用ひたりと云ふ、現代に於ても舊事を尙ふ風習ある農村は、燒米を作りて新穀の豐熟を祝す、又苗代用の種籾の殘物を燒米として、春季苗の發育を祈る爲め燒米を作り神前に供する地方あり、何れも古代の燒米の習慣より轉じ來れるものなり。

〔引例〕土御門天皇元久元年五月八日、征夷大將軍源實朝令、山海の狩漁は國衙の所役に從ひ、鹽屋

の所當は三分の一を以て地頭の分と爲し、節料の燒米は國司の德分と爲すべき事、國宣に隨ひ且先例に因て沙汰を致すべし。(大日本租稅志)

燒畑(ヤキハタ)

山野の柴草を刈り、之れを燒き土地を耕起せずして其儘作物の種子を播き、秋に至りて收穫する畑を云ふ。土地廣大にして人口少き地方には燒畑多く行はる。固より極めて粗放なる農法にして、山間部の農林兼業の農家に多し。其作物としては蕎麥、稗、粟、黍、玉蜀黍等の穀類、大根、漬菜類多く播かる。

〔引例〕靈元天皇寛文六年二月二日、征夷大將軍德川家綱令(中略)山中の燒畑も新に起す可らず。(大日本租稅志)

役知(ヤクチ)

土佐にては山内氏の時代、三等以上の士族或は寺院等が、荒蕪を見立て官許を得て開墾せし土地を云ふ。此地は小額の役銀を納むるのみにて貢租なかりしが、後には悉く三歩取田地となれりと云ふ。(高知藩田制概略)

役銀・出銀(ヤクギン・シユツギン)

役銀・出銀とは金澤藩の藩士に課せる家祿稅なり。役銀は千石以下百石以上迄の者は三歩皆役銀とて、悉く之を出す、即ち百石につき年七十五匁なりしが、其年の月數を量り閏月の年には之を增加し、四月十一月の兩次に上納せしめたり。千石以上は一歩人役とて其の内の三分一は千人につき夫役一人を出し、他の三分の二は役銀を出し、百石以下は無役とす。出銀は百石、二十五匁宛家中一統に課徵し、三月に十匁、十月に十五匁とし、百石以下は小知行にても殘らず上納せり、是は他國駐在者に支給する料にして、江戸京都などに駐在する者は百石に二百五十目宛

十ヶ年分を請取りて赴任せりと云ふ。（理塵集）

屋敷（ヤシキ）

家屋を建築する敷地の義にして、富貴の者の宅地を御屋敷、第宅、又邸とも云ふ。何れも屋宅を構へたる一區の地を示すなり、又家作地とも云ふ、此は後世庶民の宅地に當るなり、宅地は明治初年に市街宅地、郡村宅地の名稱を附して徴税上の便を圖れり、又屋敷の中にありても、本住宅を上屋敷と云ひ、控邸を下屋敷と稱したり。

〔引例〕　文祿三年六月秀吉檢地條例、田畠屋敷は六尺三寸の竿を以て三百歩を一段とし、檢地すべし上田は一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗下々は照料して之を定むべし。上畠は、一石二斗中畠は一石下畠は八斗下々は照料して之を定べし。屋敷は一石二斗たるべし。（大日本租税志）

雇頭（ヤトヒガシラ）

雇頭とは傭夫の長を云ふ。德川時代雇人を統御し又其の進退を司る者を頭（カシラ）と稱し、一名雇人の親分とも云ひ、雇人の世話をなすこと恰も親の如く、又雇人に對する責任も甚だ重くして、德望ある者にあらざれば、多數の雇人を支配することは能はざりしなり。此日常傭夫は日傭取又は日用の者とも云ひ、日用札を受け札錢を納めたり。

〔引例〕　中御門天皇享保十一年六月廿八日、德川吉宗令、鳶頭雇頭等及び諸日傭の者は、從前の如く日用札を受取り札錢を納むべし、札錢延滯するに於ては越度たるべし。（大日本租税志）

簗運上（ヤナウンジヤウ）

河の流の勾配の稍急なる場所を選み、石を積みて細長き瀬を造り、其瀬尻に竹の簀を立て、上方より流れ下る魚を捕ふる裝置を簗と云ふ。簗には村持あり、個人持あり、又は請負仕事あり、何れの場合に於ても、簗の利益ある間は簗運上

とて年々多少の雜稅を納めたり。（地方凡例錄）

藪年貢（ヤブネング）

藪年貢は又藪錢とも云ふ、百姓の庭先又は家の周圍に竹木の繁りたる小林ある時、之を屋敷歩に測り入れては百姓困却する故、此分は別に測り出して、屋敷とは切り離し、藪年貢又は藪錢の名の下に小物成を課するを法とせり。（地方凡例錄）

山侍（ヤマザムライ）

德川時代に於ける山間の鄕士を山侍と云へり蓋し文祿、慶長の海內統一に當り、大小新故の豪族は皆永順歸屬する所あり、彼の深山幽谷に占據して桃源洞裏に世の興衰を避けし者も皆出で、所在の藩國に通じ、以て其治化に就けり（阿波の祖谷（イヤ）、肥後の五家（ヨカ）、越後の三面（ミノモテ）の類を云ふ之を山侍又鄕士と云へり）、併も家名を誇り屈服を厭ふ者は或は幕府に直隷して旗本に列せらる、信州の伊奈衆（知久、座光寺の類）美濃多良衆（高木三家）日向兒場郡の米良氏の如き是なり。

山方（ヤマカタ）

山間地、又は山邊の地と云ふ意なり。山方に對して人家のある平坦地を里方（サトカタ）と云ひ、原地を野方と云ひ、海岸地を浦方（ウラカタ）又濱方（ハマカタ）と云ふ。

〔引例〕山方にても山中に無之、後に山を請、材木草樹など多く、薪は不レ及レ申、山稼有て、前は谷間打開て作場多く、里方同然にて、土地宜く、四木三草もあり、產物多き村方は至て宜しき所なり（地方凡例錄）

山役（ヤマヤク）

山年貢と同樣の稅種なれども、或る山林が元々入會山か何かにて、多年共同伐採したる結果其山は禿げ山となり、最早收入の目途も絕えた

れども、尙ほ前々よりの仕來りにて俄かに納稅を中止し難く、依然として納稅するを山役と云ふ。（地方凡例錄）

山手米（ヤマテマイ）

村の共有地たる山林の草木を他村人に採集せしむるとき、其の採集者たる他村より地元の村に納むる採集料のことを山手米と云ふ、山年貢と混同すべからず、山手米は云はゞ小作料也。

〔引例〕是は山中殘らず村持にて、秣等刈取、山手米永納め、又外村より望む者あれば、山手米出させ、山札わたし木を取らす事なり。（地方凡例錄）

山年貢（ヤマネング）

村々の山林を個人持ならば、其持主に於て、村持ならば其村方より、村の本高に結び付け、之より小物成として上納するを山年貢と云ふ。

〔引例〕面々地主極り、年貢米金の員數も出方定り木柴を取來るあり、又無反別もあり、或は總村入會にて持主定らざる山かたもあり、郷帳外書に記す年貢さし出す事なり。（地方凡例錄）

山問答（ヤマモンダフ）

後世に云ふ山林原野の境論にして、慶長元和頃の語なり。先づ山林に於て其の經界を爭ひ問答する故かく云へるなるべし。當時は戰國の餘風にて訴訟を待たず、兩村の住民武器を執て互に鬪爭せしことをいふ。

〔引例〕小田村慶長七年に御檢地ありて村高定ると雖も、山林經界未定らず、因て土人隣里と爭ふ、此頃を世に山問答といふ、爭ふ時槍鐵砲にて鬪けると也、元和七年辛酉二月二日板倉伊賀守殿令、鄕中にて百姓等山問答に付て、鐵砲にて互に致二喧嘩一候者、其一鄕可レ致二成敗一事。

慶長十四年乙酉五月九日、介川大澤山問答に付申定手形の中、

今度山問答之儀明鏡に以二鐵火一可二相定一旨、備前樣被二御出一候所、右之御兩所之御扱ヲ以鄕中むら

なく合點申、如レ此此手形申上候云々。此時鐵火を握らすといふ仕置の振あり、傳へて予幼年迄申継たり、村々山川問答に槍鐵砲持出す事をきびしく禁候間、後は棒鎌専らとせしとなり。（おたまき）

山横目（ヤマヨコメ）

山横目は又大山守と云ふ。水戸藩にて稱する所、山林の監督者なり。其の下役には小山守と云ふあり、總て藩有山林に關する不正事件を彈劾する役にて、訴訟に關する場合多し。

〔引例〕山横目大山守は、一役の稱にて部所にて名殊なり、御立山林を支配の役人なり、村々御立山の多少にて數人つゝ下役小山守と云あり、神文役とて役威重し。（足民論）

山守部（ヤマモリベ）

古代造林及び山林の監督に服役したる民を云ふ。應神天皇九年甲午諸國に命じて山守部を置き耕民と差別し天皇其皇子を大山守命に任じて山守部を監督し、猥りに山林を伐る者は罰し、以て大に山林の監守に力めしめたりと云ふ。

〔引例〕應神天皇四十年已巳是より先き、諸國に令して、山守部を定む、是に至て皇子大山守命に任じて山、川、林、野を掌らしむ。（大日本農政類編）

山小物成（ヤマコモノナリ）

山年貢と同樣の用語にして、山林にかゝる雜税の別稱なり。（地方凡例錄）

山立獵師役（ヤマダチレフシヤク）

仙臺藩にて山中に狩獵する農民に課賦せし税金を云ふ。當時同藩にては農民三千六百人を限り、小銃を携帶し白山に狩獵する事を許可し、各自に板判を下付しありしを以て此税目あり、仍て此獵師を山立獵師、鐵砲主等と云へり。

〔引例〕一山立獵師役
上役本代百文

中役本代六拾文
下役本代貳拾文（仙臺藩租税要略）

病田（ヤミタ）

病田とは、猶ほ病患の田と云ふが如し。即ち其の田地に赤病、黒病、いもちなど唱ふる病疾を生じ、稲草の生育最も宜しからざる處を云ふ。之を除却するには、豫め一度水を落し、太陽に乾して田面の龜裂する程度に及び、更に水を入るれば、全く此患を免るといふ。蓋し稲藁堅固となれば病氣隨て退くなり。（農家必用）

家守小作（ヤモリコサク）

地主の土地餘り廣くして世話行き屆かず、管理人を必要とする時特に世話人を雇入れて小作の世話を爲さしめ、其の報酬として其地主の所有地を無料小作せしむるものを家守小作と云ふ

［引例］　家守小作と云ハ田畠反別多く小作に入る時地主世話屆き兼、小作の世話人を立、入れ附の世話を爲致、小作地の內何反歩とか極め、家守給に爲作、年貢諸役は地主相勤る、尤諸人爲立、家守請狀取之、家守給の外致二小作一は、外並小作證文差出させる、若小作滯及二出入一たる時、證文に請人が印有之、家守請狀通の小作證文なれば、當人受人兩人に濟方申しつけ、於レ滯は兩人共身上限申附る。（地方凡例録）

ゐ　の　部

猪飼（ヰカヒ）

古代に於ける一種の畜産業にして、民家に猪兎を飼育することなり、其の目的とするは猪兒を成育せしめて食料に充てんが爲め行はれたりと云へば、後世の豚は此の頃の人民の努力の結果、野猪より次第に進化發達して家畜となれるなるべし。日本畜産史の一面として考察に値す

〔引例〕安康天皇、山城に猪飼あり。（大日本農史）

井手（ヰデ）

井手とは、大小水路のことなり。飲料水又は灌漑用の爲めに、河水を堰き止め、此水を遠方に引きて使用する場合の水路は謂ふ處の井手なり。

〔引例〕太田井手加藤忠廣侯領知の日球摩川遙拜の瀨に磧を設け水を割て井手とし、所々に水車を掛て太田鄕中數百頃の田地を養ふ里俗太田井手と稱す。（肥後國誌）

ゐのこ祭

ゐの子祭りとは毎年秋季、稻の收穫後、農家に於て行ふ處の祭にして舊曆十月中の干支の亥の日を以てゐの子祭り日となす。豐後國地方にては第一の亥の日を武士の亥の子祭、第二の亥の日を百姓の亥の子、第三の亥の日ある時は穢多の亥の子とす。乍去、第三囘目の亥の日はなきこと多き故、穢多の亥子祭りの來る甚だ稀なり。

ゐの子祭りの日には各農家に於て餅を搗きて床の間に供ふ、餅の形を猪の子に似せて足を四本着けたるは亥の子祭りに因みてなるべし。此日村の子供は稻の藁にて「ゐのこすぼ」と云ふを作り、夜に至り、「ゐの子すぼをつかぬものは、鬼ゆ生め、蛇を生め、角ん生えた子を生め」と云ふて村の小路を叩きまはりて甚だ賑やかな

り。斯る行事近年田舍の村より消え去らんとするは、淋し。

位牌田（ヰハイデン）

位牌田とは、位牌の供養料に充つる田にして、寺院に寄進せる田地を云ふ。位牌は佛式に因り死したる人の法名を書き、佛壇に安置せるものなり、又靈牌とも唱ふ、支那にては宋より始まり我國に傳來せしものならん。容華日工集に、『位牌古無有也。自宋以來有之』とあり、又倭訓栞に、位牌の字朱子語類に見えたり、天竺の制法にもなく、神主の古式にあらず、位牌の形は宮殿又はほこらの體を模せし物にて、神道の靈璽と號する物なりとも云へり。かゝればもと白木なるべし、我國中世以來、牌子の薦享あれども現今の如く家内に位牌を安置する事はなかりき。當時は其の供養料として田地を寺院に寄進したるも、現今にては米又は金錢を以て之に代ふるに至れり。

〔引例〕享祿元年八月廿一日、道閑三河國大樹寺に位牌田を寄進す、狀に曰く、田五段二石成内七斗五升を眞福寺年貢に納め、六斗を西都少納言に出し、殘る六斗五升を當寺に寄進す、以後他の違亂あるべからず。（大日本租稅志）

井路（ヰロ）

井路とは、水路のことなり。井は水の集る意にして、地下に穴を掘りて水を湛へたる處を井戸と稱す、昔は灌漑水を多く井戸に求め、井水を汲み揚げて用水に充てたれば、井水を導く路を井路と稱するに至れるなり。又一說に曰く、用水路は井形に配列されあれば、之より轉訛して井路と呼ぶに至れりと。

〔引例〕寛保三年十一月達、中略、井路溜池浚新溜池等を爲す人足は、古來の如く村役たるべし。（大日本租稅志）

ユの部

由加物（ユカモノ）

踐祚大嘗祭の時、神に供する雜贄を云ふ。紀伊國の献する所の例を云へば、薄鰒四連、生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、螺貝燒鹽十顆とあり。又紀伊淡路阿波三國の由加物使の京都に向ふ日、路次の國々に於ては、道路を清掃して拜承するを例とせしと云ふ。（紀伊國田制租法）

輸租田（ユソデン）

大化の新制に於ける田類の一品種にして、租の有無により分たれたるものなり。位田、賜田、口分田、墾田等は皆な輸租田にして、一定の租稅を徴收せられたるが故に、輸租田の名あるなり。（日本農政史）

弭調（ユハズノミツギ）

古代に於ける租稅の名稱なり、崇神帝十二年全國の人口を調査し、施政に意を用ゐ、肇めて人民貢調の制度を設けたり、之を男の弭調（ユハズノミツギ）、女の手末調（タナスヱノミツギ）と云ふ、是を以て國家財政の基礎强固となり、産業起り民心の安堵を見たり、又百穀豐饒なりしかば人民天皇を稱して御肇國（ハツクニシラス）天皇（スメラミコト）と云ふに至れり。斯く貢調の制設けられたれば男子は弓を以て山野を駈け熊鹿等の獸類を射獲し、其皮及び角を調進するに至りしなり是れ人民納稅の義務を負ふ起源なりとす、弭は弓の兩端の弦のかゝる所の名にして、弓を以て射獲し之を貢納するを以て弭調と稱す。

〔引例〕　崇神天皇十二年乙未詔して曰はく、朕罪を解ひ、過を改め、敦く神祇を禮ひしに、敎化流行して衆庶は業を樂み、異俗は譯を重ねて歸化せり、此の時に當りて人民を校て調役を課すべしと、是に於て始めて人民貢調の事起る、男子の貢るを弭調と云ひ、女子の貢るを手末調と云ふ。（大日本農史）

ヨ　の　部

庸米（ヨウマイ）

公役に服する代りに上納する米の義なり。蓋し王朝時代の頃、人民の庸役に服することは、國民の義務にして、若し勤務に服し能はざる者あらば、布帛又は米穀類を其の代償として納入するを法とせり。

〔引例〕　嵯峨天皇、弘仁二年五月、庸米は去る大同三四の兩年旱に遭て悉く進むるを得ざりき。（大日本農史）

用足（ヨウソク）

用足とは金錢のことを云ふ。古代金錢の異名を用足又用脚とも稱せり。後世金錢のことを御足と呼ぶも用足の轉じたるものなるべし。蓋し物々交換の時代は遷り貨幣を使用するに至りてより貨錢は甚だ便利にして克く其用を辨ずるを以て用足の語生じたるなり。斯く用足は金錢の異稱なるも、亦金錢は能く諸用を辨ずるが故に、諸費用を總稱して用足とも云ふなり。

〔引例〕　文保二年六月十四日、東寺領丹波國大山莊年貢請文、合田八町一段三十代は下地を以て寺の用足に切進めらるゝの時、段別一色石代を定める。（大日本租税志）

横目（ヨコメ）

横目とは、武家の目付役として、事務の非違を監督し又は人民の非行を監視する役人を云ふ。横目は眼球のみ動かして側らを見るの義にして、人を傍視又は側視することなり。凡そ人の非行を視るには正面よりすれば之を發見し得ざるも、側面より觀れば、よく其の眞狀を穿つことを得るより、横目なる名稱起れるなり。蓋し現今の警察官に類似の役目なり。

〔引例〕　東山天皇元祿九年、會津の城主に於て横目

及び釜木の神文前書を定む。（大日本農史）

餘國網（ヨコクアミ）

他領の漁師來りて使用する漁用の網を云ふ。當時は各浦とも夫々占斷の區域若くは共同の場所ありて、地元以外の漁師妄りに之を犯し漁獲するを得ざる約束あり、故に餘國網を入るゝことはやかましき事なりしなり。

〔引例〕寶永三年勢州志州三州浦々へ廻狀之寫

一筆致啓上候、然者勢州志州三州當國之海、先年より內之海漁師入合に申合候、今度勢州松崎村平生村浦へ紀州鹽津浦網參り申候に付、此海へ餘國網入候ては四ヶ國之大網障に罷成漁師迷惑仕候云々。（尾州村々證文留）

四色小物成（ヨツイロコモノナリ又シヽキコモノナリ）

宇和島藩に於ける小物成に附けたる名稱にして、四種の品物を百姓に納めしめたる故四色と云ふなり、四色とは眞綿、麻苧、漆及び漆實を指して呼べり。

〔引例〕四色小物成

眞綿　四十四貫五百廿九匁七分五厘
麻苧　九百十二貫六百九十二匁六分
漆　九貫七百四十四匁一分五厘
漆實　二十一石三斗二升九合五勺

（宇和島吉田兩藩誌）

よなべ

よなべとは、通俗に夜間の作業を云ふ。夜の部の仕業の意を云ひ、又夜延の轉なりとも云ふ。按ずるに、よなべは夜を以て晝に繼ぐの義にして、夜にまで其の作業を延長すると云ふ事なれば、夜延の說可なるが如し。

〔引例〕夜の長き時分は「よなべ」を致すべし、鄉中より〳〵へ打寄り一所にて可レ致、別々にて油火つゐやすまじき事。（地方覺悟一覽記）

ラの部

浪人（ラウニン）

仕官せず職祿なくして流浪せる士人を云ふ、浪士ともいへり。幕府に於ては、慶安以前は勿論、其後と雖も取締り嚴重にして、其の身元確實の者にあらざれば、町郡に居住するを許さず又之を抱置くことを制止せり。蓋し此等の徒相集りて不逞を圖らむことを恐れてなり。

〔引例〕浪人郷中に不レ可二抱置一、無レ據子細有レ之者、代官へ斷可レ任二差圖一事。（百姓身持之事）

リの部

犂一擺六（リイチハイロク）

犂一擺六とは、耕作の手法にして、一度鋤きては六度かきこなせとの事なり。此くの如く能くかきこなしたる地は、土塊細かになりて潤よく、水を保つ故、少しの旱日（ヒデリ）にも乾かずして苗傷まずと云へり。（農業子孫養育草）

力田（リキデン）

王朝時代に於ける用語にして今日の精農又は老農の語に當る。卽ち官に於て諸國の農民中農業を精勵し、勤儉力行する者あれば、之を力田と稱して表彰し、其範を地方に弘めたり。

〔引例〕(1) 元正天皇、養老五年天下の諸國をして力田の人を擧けしむ。（大日本農史）

(2) 文德天皇、嘉祥三年、庚午、伊豫國の力田物部連道吉、鴨部首福主に位一階を叙す、道吉寺私産を傾盡して窮民を賑贍す、故に此の賞あり。（同上）

力民（リキミン）

力民とは、普通には自己の生業に努力精勵する人民の義なるも、明治の初年小金原開墾の時に、窮民授産制度中に云へる力民とは自費を以て原野を開墾し、其の土地に農作物を試作する移住者を指せり、卽ち自力にて生計を立つる民の義なりき。

〔引例〕明治二年二月達、一力民は自費を以て開墾し試作の上其銘々へ授與す云々。（小金佐倉兩牧開墾事績調）

厘取法（リドリハフ）

德川時代に於ける田租徵收法の一種にして、他の別法たる反取及び有毛取に對して名けたるなり、卽ち田地の石高を決定したる後ち、其高の得米の内何分何厘を上納すると云ふ査定法なり

すこ、厘は「り」こ訓む慣ひあり、要するに歩合によつて上納する方法のことなり。（日本農政史）

令前（リヤウゼン）

大寶令を基準として時代を前後に分ち、其の當時の事情を述ぶるに當り、令前令後の字を用ふることあり、蓋し令前とは大化改新の時より大寶令の公布せらるゝ時までの期間を云ふなり。

〔引例〕大化以前田地を計るに代を以てす、所謂五十代は二百五十歩にして、五百代は二千五百歩とす、集解要略共に令前の租法を說き、田地を稱するに大化以前の代善を以てす乃ち大化以前の租法令前の制に同しきことを推知すへし。（大日本租稅志）

令法（リヤウブ）

令法とは樹名なり、之を「リヤウブ」と呼び、越中にては「リヤウバフ」と云へり。古へ令して其の葉を饑饉に備へしめたるより其名とすと云ふ。或は料蒲など書す、山中所々に生ず、樹の長四五尺、春より夏に至り、山家の人其の葉を採り、煠き熟し泡出るまでよく淘洗し、蒸して飯若しくは團子に和して食す、秋に至り葉軟かになりたる時磨して粉とし團子にして食ふ、久しく蓄るには乾して保つべし、山家にては救饉第一の物とす。此樹肥後には往古よりなかりしが、寬保年間細川侯遠國より求めて山野に植ゑ、窮民救助の料とせられしよし。又嫩葉を蒸し晒し乾して茶となし、或は茶に交へて煮て點すれば、よく泡立つを以て山家の人多く之を混用すと云ふ。

〔引例〕文化中予物產を記する時、老農某なるものあり、予彼に就て問詢ることありしに、老農難して曰、此書記する所博しと雖も、何の用をかなさん、凶年飢歲民の飢を免るべき物一種あり、信州の山民方言ダツマと云此國にも山中きはめて多し長三四尺の小木なり、長する者も僅かに四尺ばか

り、方言リヤウホウと云、山野に多くありて人その採ことをいとはず、毒なし、志ある者貯ふる時は十年を經て朽ず民の糧となすべきもの是にまされるはなし、食する時は人をして病なからしむ、其益少からずと云べし、海藻山草の食して脾胃を扶するのたぐひにあらず、實に神仙の食に宛つべきものなり、予此言を聞て信州甲州の山民に問に果して其言の如し、予尊信の餘り圖を作りて廣く貧民に示す、毎村能く語り傳て、凶荒の備となさば死を免るゝの良方なるべし。（吹塵餘錄佐渡志）

領知（リヤウチ）

土佐藩にて稱する所にして、同藩特有の鄕士所有の土地を指して云へり。山内家創業の際、もと長曾我部氏に仕へし一領具足と稱する浪人を召抱へ、之を土著藩士の間に置き、無祿にして不虞なるより、之に荒蕪の土地を與へ開墾せしめしを始めとす。而して役知を鄕士に賣れば領知となり、領知を白札に賣れば地面となるも、其の賣は一にして唯持主によりて其の名を異にせるのみ。（高知藩田制概略）

領家・領主（リヤウケ・リヤウシュ）

中世の頃、莊園を支配するものに色々の階段ありたり、其中、公卿は之を領家と云ひ、地方の豪族は之を領主といひ、又院宮及び攝籙等は領主の上に居り、其の納租を受くるが故に本家と云へり。此等莊園の事務は、國司に於て一切之を問ふことを得ず、莊長、莊司、莊官、大莊司等に於て凡べて莊園の事を掌りたり。莊園多くなるにつれては、諸國の百姓等生命財産の安全を得ん爲め本土を放れて莊園に入り、其庄民となるもの多かりき。（日本法制史）

兩毛作（リヤウゲサク）

同じ土地に一年二度作物を栽培することなり。毛とは植物のこと、卽ち畑に出來る作物を云ふなり、田の兩毛作とは夏季稻を作り、其跡地

に麥又は他の作物を栽培することなり、一年に一度丈作物を栽培するを片毛作と云へり、今の一毛作のことなり、徳川時代に到れば、土地の利用大に進み開墾事業も亦進み、二毛作の如き大に奨勵せられたり。

〔引例〕「前略」漆、茶、桑、楮等あるとも其植物に關せず土地相當に致すべし、兩毛作片毛作の場は其差別なく土貢相應の石盛に定むべし。（大日本租稅志）

料所（リョウショ）

料所とは、徳川幕府の領地を云ふ、一名天領とも云へり、又御料所の稱へ方を夫の禁裏御料、仙洞御料と區別するが爲めに皇室の御料地には其地名を冠して、山科御料或は嵯峨御料等と呼べり。料所を分ちて本管地卽ち御代官所と附管地卽ち御預り所と區別せり。御預り所には、當分預りと、別廉當分との二種あり、而して本管地附管地を總稱して、亦支配所とも云へり。

料所の郡村は郡代代官に管轄せしむと雖も、從前の慣行に因り、御預り所として諸藩及び旗下、又は支配所として各地奉行に分轄せしめたり、三都（京大阪江戶）駿府は各町奉行、五港（神川、長崎、函館、兵庫、新潟）及伏見、奈良、堺山田、佐渡は各奉行、甲府は同所勤番支配、後ち町奉行之を管轄せり。

舊幕府の料所は、世間には高八百萬石と稱すれども、天保九年の調査に據れば、四百十八萬九千百七十一石五斗一升五合七勺にして、八百萬石の半額强なり、他の半額弱は連枝の領地、社寺の朱印地、旗下の知行、與力の給地、所司代其の他役地等を合算せるものなるべし。

〔引例〕中御門天皇正德二年四月、德川家宣達、料所の取箇は年々不足にて、私領の取箇は料所より格外宜し云々。（大日本租稅志）

陵戶（リョウコ）

陵戸とは歴代の帝陵に附屬して御墓の掃除等を掌るものなり、諸陵式の下に守戸何烟、陵戸何烟とありて、以て其の數も頗る多かりしを知るべし。徒刑人などを用ゐしことあり、帝陵といへども、其の業汚穢なること多きが故に、賤民を以て之に充たせしならむ。（日本法制史）

綠澱粉（リヨクデンプン）

綠澱粉とは、菜類より採りたる綠色の澱粉を云ふ。俗にまぜからしと云ふ。卽ち蘿蔔、蕪菁、菘、水菜、京菜の類の莖葉を採り、擂鉢にて能く擂りて泥と爲し、水を入れ十分に攪ぜ、木綿の袋に入れ緊く絞り滓を除き、其の漉したる綠水を其の儘一夜置く時は、悉く綠水沈澱して上水黄色の液となる、其の水を傾け去り、沈澱を採り集め日に干して貯ふ、食用として滋養は穀類の澱粉に同じ、農家は冬春之を餘分に製して貯ふと云ふ。（農家備要）

膂力婦女田（リヨリキフニヨデン）

王朝の頃、强健にして大力ある婦女を諸國に募り之を官署に於て使役したることありしが、其の糧資に充つる爲特に設けられたる土地を膂力婦女田と云ひたり。蓋し、强力女の月俸田の謂に外ならず。（日本農政史）

釐附（リンヅケ）

租税を取り立つるにあたり、其が算出の方便上、石盛に乘ずべき歩合の數字を云ふ。例へば高一反步の石盛十二なるとき、之に免四分五釐を乘し五斗四升の積を算出し、更に其田の面積に之を乘して年貢卽ち本物成として納税する場合に於ては、此の四分五釐を釐附とは云ふなり。蓋し免とは別出の「免」の項に說明しある如く、お上に納むる年貢割合の代名詞なれば、玆に云ふ釐附は卽ち免の實數と解して可なり。

〔引例〕石高に對し、高一石の免率を乘し、地租を收入するを云ふ、毎村毎年の地租額を列記し、村高に對する步合卽ち免を算出し、將來の參照に供する帳簿を厘附帳と云ふ。（德川幕府縣治要略）

廩院（リンイン）

廩院とは、朝廷の租米を藏むる倉庫を云ふ。古代民部省附屬のものにして、諸國の庸租米を納め置き、公用に充て厨家に下し殘米を藏むるなり。而して其の場所は民部省の東、神祇官の西、宮内省の南に在りたり。天元三年四月、主計權少屬川瀨保平を以て廩院長殿勾當に補し、諸國進する所の雜物を檢納せしめたり、延喜の制により諸司諸家に屆る所の廩米一百石以上は、官符あるにあらざれば之を奉行することを禁じたりと云ふ。

〔引例〕十一年十一月二日、太政官符・田納明察載せて法令にあり、而して頃年廩院大炊に米を納るの日未た必しも概量せず云々。（大日本租税志）

レの部

例損（レイソン）

凶作の際に田租を減免するを云ふ。即ち定例として毎年損害ある水田の部分の租税を免ずる義にして、其の法たるや、田租の二分を免じ八分を收むるを不二得八の法と云ひ、三分を免して七分を收むるを不三得七の法と云ふ。是を例損と稱するなり。

〔引例〕陽成天皇、元慶三年、己亥勅して讃岐國の例損四十九戸を免許して永く以て例と爲す。（大日本農史）

連々引（レンレンビキ）

德川時代に於ける課稅技術の一種にして山崩れ、洪水等の天災に罹り田畑屋敷の荒廢せしものは、高内引として租額を減ずと雖も、一時的荒地にして之を改良すれば再び原地に復し得るものは之を連々引となし、正式の帳簿には「連々可起返高の分」と記するを常とせり。（德川幕府縣治要略）

ロ の 部

爐（ロ）

爐は土俗に又「いろり」と云ひ、農家の冬期暖を取る場處にして、室の中に三尺四方位の石又は泥土を以て塗りたる火炊き場處のことなり。爐中に薪又は木炭を燃やして溫を取り、家族其周圍を取り卷きて食事を爲し、又は閑談を交ふ、爐は一面に家族の談話室なれども、客に對する應接所を兼ねたり、故に家族と客人との座席自ら定まる處多し、福島縣石城郡地方に於ける爐邊の名を示せば左の如し、

一、横座は主人の座り場所
一、客座は客席
一、腰元は主婦及び家族の座り場所
一、木尻は薪を置いて炊く處にて最下等席、下男下女の座席なり

六衛府（ロクヱフ）

王朝時代に於ける京都本府のことにして、左右近衛、左右衛門、左右兵衛を合せて六衛府と云へり。而して府に屬せる者を舍人と云ふ。當時諸國の富民等が財物を衛府に納れて衛府の舍人となり、實際は府に出仕せずして國に在り以て、政府の權勢を藉りて地方の國司に對抗し、租稅を納めざるの風を助長せりと謂ふ。

〔引例〕醍醐天皇、延喜元年閏六月、太政官符す、所部に居住する六衛府の舍人等國司に對捍して官物を進つらさるを科罪すべき事云々。（大日本農史）

六尺給米（ロクシヤクキフマイ）

江戸城中炊事夫、輿舁（カゴカキ）、庭掃除、草取等に使役する壯丁の給料として村高百石に付米二斗宛を徵收せるを云ふ。初め地方農民をして課役として出役せしめしも、其往來甚た不便なればとて、

後ち其出役を廢して米納に代へ、各地の石高に應じ賦課することゝなれり。而して「六尺」とは身長高くして頑丈なる大男を意味す。

〔引例〕(1)　又私領上知の村かた、前々六尺給御免なり尤前かたに取り來りたる夫米の高二斗より内なれば、夫米御免、御料並六尺給米かゝる、二斗より多き夫米なれば私領引つけの如く、夫米納させ、六尺給はかゝらず。（地方凡例錄）

(2)　桃園天皇寶曆六年丙子三月幕府制して曰はく、村々高掛物免許の儀は去る戌年に於て田畑合て五分以上の損毛あらば其の一ヶ村の高殘らず。傳馬宿入用、六尺給米、御料前入用の三役免許申し付けたりしか向後も前々の通りたるべし云々。（大日本農史）

(3)　信州の內、千村平右衛門御預り所の分許、六尺給米取立無之候事（開傳叢書）

六年見丁帳（ロクネンケンテイチヤウ）

王朝時代に於ける一種の壯丁戶籍臺帳にして六年に一度全國の男子の總員を正丁、次丁、中男等に區別し調べ上げたる人口調査簿なり。調とは之に基きて課せらるゝが故に、又徵稅の下調帳とも見るべきものなり。而して正丁は二十一歲より六十歲まで、次丁は六十一歲より六十五歲まで、中男は十七歲より二十歲までの男子を云ふ。（大日本農史）

ワの部

往還（ワウクワン）

往還とは、幕府時代専ら道路のことを云へり、又往來とも云ひ、人馬の往來する街道の稱なり。現今の國道縣道に當り、幅員廣く歩行運搬に重要なる道路なるが、郡村道の如きも亦往還とし、其の管轄掃除をなす區域亦定まれり。

〔引例〕夏秋の節、堤川除圦樋往還道橋等破損し、村役を以て修繕し來る分は、村役たるべし。（大日本租税志）

往來手形（ワウライテガタ）

往來手形とは、他國へ旅行する者の證明書を云ふ。德川氏時代鹿兒島藩にては、他國へ旅行する者に對し、旅行證明書を交付し、其の往來する者に認許を與へたり、該藩は他國へ交通往復するを嚴禁せる結果、其取締最も細密を極め、同國の名産たる馬匹を賣出す爲め、博勞を往來せしめたりしが、其の旅行を證明する爲めに、往來手形を出したることあり。

〔引例〕往來手形

一松平薩摩守領何郷何之某何才何宗、此節馬賣買として罷通候條、無₂異儀₁御通可₂被₁成候也。

松平薩摩守

年月日　　御馬預　何之某印

諸所御紋所

（鹿兒島縣畜産史）

脇差（ワキザシ）

專ら武士の用器なれども、農民にも關係あり其名の「脇差」の事は四季草に『本名は脇差の刀と云ふ物也、此物昔より有りし物なれども、今世（安永年代）の如くなる物にあらず、古は下緒を付け下緒の先にむすび玉をするなり、かうがいをさし置也、是は隱し劍とて、懷中に隱して差すものなり、懷中にて脇の方へよせてさすゆへ、

脇左と云ふ』あり。又同書に貞親教訓書を引きて、東山殿の頃より、下部の者など脇指を懐中に納めずして、腰にさし始めし事見ゆ、今世の脇差も昔の脇差より起りたれども、今は其丈けを長くし、つかに鮫の皮をかけ、つかをまき、鍔を入れ、打刀と同じ作りに拵ゆる故、其形大に變して、鞘尻の丸きと下緒の短きばかりは昔に違はず、其外は皆昔の通りなりと云ふとあり。(豐臣氏法度考)

稈(ワラ)

稈は藁又は穰に作る、稲の莖を刈り乾したるものを云ふ。其の稈の心を稭と云ふ、之倍(シベ)と訓しわらみごとも云ふ。稈の功用は最も多し、屋を葺くべく、席を織るべく、縄に結ぶべく、履と爲すべく、又土に和して壁を塗るべし、稈は帚(ハヽキ)と爲すべし、筆に製すべく、織りては行李とすべし、而して稈の灰汁は物を洗ふに堪へ、古稈は肥培に供すべし。(百姓稼穡元)

割付(ワリツケ)

徳川時代、百姓に對する年貢の割り付けを記したる書付を云ひ、主として關東地方に於て使用せられたり、卽ち各戸の田畑上、中、下の反別に取箇の率を割り懸けて取り立つるを一に又割付と云ふ。(地方凡例錄)

割元帳(ワリモトチヤウ)

租米の石代金納、其の他小物成等の割合元帳を云ふ。此原簿は種類別に記載し、一々村民の證印を徵し、別に庄屋の契印せる請取手形を交付し置き、他日論訴等起る事なきを期するを例とせり。

〔引例〕寶暦五年三河國寶飯郡長澤村五人組前書帳

一御年貢米の内三分の一三分の二石代金納、其外小物成高掛物金等、名主方へ取集め請取候節は、組頭立會庄屋手前へ請取り、割元帳に右金納の品譯

致し、請取手形庄家割印を以て其度々に百姓方へ
急度相渡置。右割元帳に百姓銘々印形致させ以來
出入無レ之やう仕候、若相違有レ之段後日に百姓御
訴申上候はゞ、庄屋組頭何分の越度にも可レ被ニ
仰付一候御事。（五人組異同辨）

ヲ の 部

檻穽(ヲトシアナ)

地に穴を掘りて設け、獸類之に陥れば出づること能はらしむる装置を云ふ。古代より獸類捕獲の方法として行はれ來り、現今に於ては此の方法一層發達せりと雖、其の仕組は大差なかるべし。此の檻穽(ヲトシアナ)は獸類捕獲の目的外に往々人類を害することあると共に、又當時佛教思想に基く殺生禁斷の趣旨により之を設くることを禁止したることあり。

〔引例〕天武天皇四年丙子諸國に詔して制して曰はく、自今以後諸の漁獵者檻穽及び機槍等の類を施すこと莫かれ、又四月朔より九月三十日に至る迄は比滿沙伎理の梁を置くこと莫かれ、且つ牛、馬、鶏、猿の肉を食ふこと莫かれと。(大日本農政類篇)

男苗(ヲトコナヘ)

普通の苗よりも其の丈け高く、植付けて後に實を結ばざる苗を云ふ。是は青米が種籾の中に混じたるに因ることなり、故に種籾は能く撰み置くを肝要とすと。

〔引例〕種籾の中に青米有レ之候得ば、男苗に相成候由申者も御坐候、男苗と申は苗代之中にてタケ高くのき上り候苗を申候て、此苗は植付候ても子もさき不レ申、多分は穂も出不レ申ものに御坐候。(耕作仕様考)

附録

德川時代に於ける各藩の石高表

德川時代に於ける各藩の石高に就き、何藩は何萬石なりしかと云ふことは、日常必要を感ずることなれば、左に大藏省發行「秩祿處分參考書」中より、各藩の石高郎ち草高表を拔きて揭ぐ。配列の順序は名地舊藩城下町名の「イロハ」順に據れり。

舊藩城下町名	國名	石高
（イ）		
岩國	周防	六〇、〇〇〇・〇〇〇石
嚴原	對馬	五二、一七四・餘
今治	伊豫	三五、〇〇〇・〇〇〇
犬山	尾張	三五、〇〇〇・〇〇〇
磐城平	磐城	三〇、〇〇〇・〇〇〇
出石	但馬	三〇、〇〇〇・〇〇〇
岩村	美濃	三〇、〇〇〇・〇〇〇
今尾	美濃	三〇、〇〇〇・〇〇〇
一ノ關	陸中	二七、〇〇〇・〇〇〇
生坂	備中	一五、〇〇〇・〇〇〇
岩槻	武藏	二三、〇〇〇・〇〇〇
飯野	上總	二〇、〇〇〇・〇〇〇
岩埼	羽後	二〇、〇〇〇・〇〇〇石
飯山	信濃	二〇、〇〇〇・〇〇〇
伊勢崎	上野	二〇、〇〇〇・〇〇〇
石岡	常陸	二〇、〇〇〇・〇〇〇
泉	磐城	一八、〇〇〇・〇〇〇
飯田	信濃	一七、〇〇〇・〇〇〇
岩村田	信濃	一五、〇〇〇・〇〇〇
一宮	上總	一三、〇〇〇・〇〇〇
（ハ）		
蓮池	肥前	五二、六〇〇・餘
花房	安房	三五、〇〇〇・〇〇〇
半原	三河	二〇、二五〇・餘
八ノ戸	陸奧	二〇、〇〇〇・〇〇〇

伯太	和泉	一三、五三〇・餘石
林田	播磨	一〇、〇〇〇・〇〇〇
西尾	三河	六〇、〇〇〇・〇〇〇
二本松	岩代	五〇、〇〇〇・〇〇〇
庭瀬	備中	二〇、〇〇〇・〇〇〇
新見	備中	一八、〇〇〇・〇〇〇
西大路	近江	一八、〇〇〇・餘
西端	三河	一〇、五〇〇・〇〇〇
新谷	伊豫	一〇、〇〇〇・〇〇〇
西大平	三河	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（ホ）		
本荘	羽後	二〇、〇二一・餘
（ト）		
鳥取	因幡	三二五、〇〇〇・〇〇〇
徳島	阿波	二五七、九〇〇・餘
豊津	豊前	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
富山	越中	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
豊橋	三河	七〇、〇〇〇・〇〇〇
豊浦	長門	五〇、〇〇〇・餘
徳山	周防	四〇、〇一〇・〇〇〇
鳥羽	志摩	三〇、〇〇〇・〇〇〇石
斗南	陸奥	三〇、〇〇〇・〇〇〇
豊岡	但馬	一五、〇〇〇・〇〇〇
（チ）		
千束	豊前	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（リ）		
龍ヶ崎	常陸	一一、〇〇〇・〇〇〇
（ヌ）		
沼田	上野	三五、〇〇〇・〇〇〇
（ヲ）		
岡山	備前	三一五、二〇〇・〇〇〇
大泉	羽前	一二〇、〇〇〇・〇〇〇
小濱	若狹	一〇三、五五八・餘
忍	武藏	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
大垣	美濃	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
小田原	相模	七五、〇〇〇・〇〇〇
小城	肥前	七三、二五二・餘
岡	豊後	七〇、四四〇・餘
大洲	伊豫	六〇、〇〇〇・〇〇〇
飫肥	日向	五一、〇八〇・餘

岡崎	三河	五〇、〇〇〇・〇〇〇石
大野	越前	四〇、〇〇〇・〇〇〇
大村	肥前	二七、九七七・餘
大多喜	上總	二七、二九四・餘
小幡	上野	二〇、〇〇〇・〇〇〇
大溝	近江	二〇、〇〇〇・餘
萩野山中	相模	一三、〇〇〇・〇〇〇
大田原	下野	一一、四〇〇・餘
岡田	備中	一〇、三〇〇・餘
小野	播磨	一〇、〇〇〇・〇〇〇
生實	下總	一〇、〇〇〇・〇〇〇
小見川	下總	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（ワ）		
和歌山	紀伊	五五五、〇〇〇・〇〇〇
（カ）		
金澤	加賀	一、〇二二、七〇〇・〇〇〇
鹿兒島	薩摩	七七〇、八〇〇・〇〇〇
川越	武藏	八〇、四〇〇・餘
笠間	常陸	八〇、〇〇〇・〇〇〇
唐津	肥前	六〇、〇〇〇・〇〇〇

龜山	伊勢	六〇、〇〇〇・〇〇〇石
龜岡	丹波	五〇、〇〇〇・〇〇〇
加納	美濃	三二、〇〇〇・〇〇〇
烏山	下野	三〇、〇〇〇・〇〇〇
上ノ山	羽前	二七、〇〇〇・〇〇〇
刈谷	三河	二三、〇〇〇・〇〇〇
勝山	越前	二二、七七七・〇〇〇
鹿島	肥前	二〇、〇〇〇・〇〇〇
柏原	丹波	二〇、〇〇〇・〇〇〇
龜田	羽後	一八、〇〇〇・〇〇〇
鴨方	備中	二五、〇〇〇・〇〇〇
神戸	伊勢	一五、〇〇〇・〇〇〇
加知山	安房	一三、〇〇〇・〇〇〇
（ヨ）		
米澤	羽前	一四七、二四八・〇〇〇
淀	山城	一〇二、〇〇〇・〇〇〇
吉田	伊豫	三〇、〇〇〇・〇〇〇
與板	越後	二〇、〇〇〇・〇〇〇
吉見	和泉	一三、〇〇〇・〇〇〇
吉井	上野	一〇、〇〇〇・〇〇〇

（タ）

高田	越後	一五〇、〇〇〇・〇〇〇石
高松	讃岐	一二〇、〇〇〇・〇〇〇
大聖寺	加賀	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
高崎	上野	八二、〇〇〇・〇〇〇
鶴田	美作	六一、〇〇〇・〇〇〇
館林	上野	六〇、〇〇〇・〇〇〇
棚倉	磐城	六〇、〇〇〇・〇〇〇
龍野	播磨	五一、〇八九・餘
田邊	紀伊	三八、八〇〇・〇〇〇
高槻	攝津	三六、〇〇〇・〇〇〇
高遠	信濃	三三、〇〇〇・〇〇〇
館	渡島	三〇、〇〇〇・〇〇〇
高島	信濃	三〇、〇〇〇・〇〇〇
高須	美濃	三〇、〇〇〇・〇〇〇
高鍋	日向	二七、〇〇〇・〇〇〇
高取	大和	二五、〇〇〇・〇〇〇
高梁	備中	二〇、〇〇〇・〇〇〇
龍岡	信濃	一六、〇〇〇・餘
田原	三河	一二、〇〇〇・餘
多古	下總	一二、〇〇〇・〇〇〇石
多度津	讃岐	一〇、〇〇〇・〇〇〇
丹南	河內	一〇、〇〇〇・〇〇〇
田原本	大和	一〇、〇〇一・餘
高岡	下總	一〇、〇〇〇・〇〇〇
館山	安房	一〇、〇〇〇・〇〇〇
高富	美濃	一〇、〇〇〇・〇〇〇

（ソ）

園部	丹波	二六、七一一・餘
曾我野	下總	一一、一三九・餘

（ツ）

津	伊勢	三二三、九五〇・〇〇〇
津山	美作	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
土浦	常陸	九五、〇〇〇・〇〇〇
鶴舞	上總	六〇、〇〇〇・〇〇〇
津和野	石見	四三、〇〇〇・〇〇〇
鶴牧	上總	一五、〇〇〇・〇〇〇

（ナ）

名古屋	尾張	六一九、五〇〇・〇〇〇
中津	豐前	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇

中村	磐城	六〇、〇〇〇・〇〇〇石
長尾	安房	四〇、〇〇〇・〇〇〇
長岡	越後	二四、〇〇〇・〇〇〇
長島	伊勢	二〇、〇〇〇・〇〇〇
成羽	備中	一二、七四六・餘
苗木	美濃	一〇、〇二一・〇〇〇
七日市	上野	一〇、〇一四・餘
（ム）		
村上	越後	五〇、〇九〇・餘
村松	越後	三〇、〇〇〇・〇〇〇
六浦	武藏	一二、〇〇〇・〇〇〇
村岡	但馬	一一、〇〇〇・〇〇〇
（ウ）		
宇和島	伊豫	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
宇都宮	下野	七〇、八五〇・〇〇〇
上田	信濃	五三、〇〇〇・〇〇〇
臼杵	豐後	五〇、〇六〇・餘
牛久	常陸	一〇、〇一七・〇〇〇
（ノ）		
延岡	日向	七〇、〇〇〇・〇〇〇
野村	美濃	一三、〇九九・餘石
（ク）		
熊本	肥後	五四〇、〇〇〇・〇〇〇
久留米	筑後	二一〇、〇〇〇・〇〇〇
桑名	伊勢	六〇、〇〇〇・〇〇〇
郡上	美濃	四八、〇〇〇・〇〇〇
久留里	上總	三〇、〇〇〇・〇〇〇
黑羽	下野	一八、〇〇〇・〇〇〇
黑石	陸奥	一〇、〇〇〇・〇〇〇
黑川	越後	一〇、〇〇〇・〇〇〇
櫛羅	大和	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（ヤ）		
山口	周防	三六九、〇〇〇・餘
柳河	筑後	一一九、六〇〇・〇〇〇
矢島	羽後	一五、二〇〇・餘
山上	近江	一三、〇四三・餘
山家	丹波	一〇、〇八二・餘
山崎	播磨	一〇、〇〇〇・〇〇〇
柳本	大和	一〇、〇〇〇・〇〇〇
柳生	大和	一〇、〇〇〇・〇〇〇

藩名	國名	石高
（マ）		
松江	出雲	一八六、〇〇〇・〇〇〇石
前橋	上野	一七〇、〇〇〇・〇〇〇
松山	伊豫	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
松代	信濃	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
松本	信濃	六〇、〇〇〇・〇〇〇
丸龜	讃岐	五一、五一二・餘
松尾	上總	五〇、〇三七・餘
丸岡	越前	五〇、〇〇〇・〇〇〇
舞鶴	丹後	三五、〇〇〇・〇〇〇
松川	常陸	二九、三二二・餘
松岡	常陸	二五、〇〇〇・〇〇〇
眞島	美作	二三、〇〇〇・〇〇〇
松嶺	羽後	二三、五〇〇・〇〇〇
鞠山	越前	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（フ）		
福岡	筑前	五二〇、〇〇〇・餘
福井	越前	三二〇、〇〇〇・〇〇〇
福山	備後	一一〇、〇〇〇・〇〇〇
福知山	丹波	三二、〇〇〇・〇〇〇

藩名	國名	石高
府内	豐後	二一、二〇〇・〇〇〇石
福江	肥前	一二、六〇〇・〇〇〇
福本	播磨	一〇、五七三・餘
吹上	下野	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（コ）		
高知	土佐	二四二、〇〇〇・〇〇〇
郡山	大和	一五一、二八八・〇〇〇
古河	下總	八〇、〇〇〇・〇〇〇
擧母	三河	二〇、〇〇〇・〇〇〇
小諸	信	一五、〇〇〇・〇〇〇
小泉	大和	一一、一〇〇・餘
菰野	伊勢	一一、〇〇〇・餘
小松	伊豫	一〇、〇〇〇・〇〇〇
小久保	上總	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（テ）		
天童	羽前	一八、〇〇〇・〇〇〇
（ア）		
秋田	羽後	二〇五、八〇〇・〇〇〇
明石	播磨	八〇、〇〇〇・〇〇〇
秋月	筑前	五〇、〇〇〇・〇〇〇

藩名	國名	石高
朝日山	近江	五〇、〇〇〇・〇〇〇石
尾崎	攝津	四〇、〇〇〇・〇〇〇
安中	上野	三〇、〇〇〇・〇〇〇
足守	備中	二五、〇〇〇・〇〇〇
赤穂	播磨	二〇、〇〇〇・〇〇〇
綾部	丹波	一九、五〇〇・〇〇〇
足利	下野	一一、〇〇〇・〇〇〇
麻田	攝津	一〇、〇〇〇・餘
麻生	常陸	一〇、〇〇〇・〇〇〇
安志	播磨	一〇、〇〇〇・〇〇〇
淺尾	備中	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（サ）		
佐賀	肥前	三五七、〇〇〇・餘
佐倉	下總	一一〇、〇〇〇・〇〇〇
篠山	丹波	六〇、〇〇〇・〇〇〇
鯖江	越前	四〇、〇〇〇・〇〇〇
三田	攝津	三六、〇〇〇・〇〇〇
西條	伊豫	三〇、〇〇〇・〇〇〇
佐土原	日向	二七、〇七〇・餘
佐伯	豐後	二〇、〇〇〇・〇〇〇
佐野	下野	一六、〇〇〇・〇〇〇石
佐貫	上總	一六、〇〇〇・〇〇〇
狹山	河內	一〇、〇〇〇・〇〇〇
櫻井	上總	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（キ）		
岸和田	和泉	五三、〇〇〇・〇〇〇
菊間	上總	五〇、〇〇〇・〇〇〇
杵築	豐後	三二、〇〇〇・〇〇〇
清末	長門	一〇、〇〇〇・〇〇〇
清崎	越後	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（ユ）		
結城	下總	一七、〇〇〇・〇〇〇
湯長谷	磐城	一四、〇〇〇・〇〇〇
（ミ）		
水戸	常陸	三五〇、〇〇〇・〇〇〇
宮津	丹後	七〇、〇〇〇・〇〇〇
三春	磐城	五〇、〇〇〇・〇〇〇
壬生	下野	三〇、〇〇〇・〇〇〇
水口	近江	二五、〇〇〇・〇〇〇
三日月	播磨	一五、〇〇〇・〇〇〇

		石
宮川	近江	一三、〇〇〇・〇〇〇
峯山	丹後	一一、一四四・餘
峯岡	越後	一一、〇〇〇・〇〇〇
三草	播磨	一〇、〇〇〇・〇〇〇
三日市	越後	一〇、〇〇〇・〇〇〇
三池	筑後	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（シ）		
靜岡	駿河	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
新發田	越後	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
島原	肥前	七〇、〇〇〇・〇〇〇
新莊	羽前	六八、二〇〇・〇〇〇
新宮	紀伊	三五、〇〇〇・〇〇〇
重原	三河	二八、〇〇〇・〇〇〇
下館	常陸	二〇、〇〇〇・〇〇
志筑	常陸	一〇、一一〇・〇〇〇
芝村	大和	一〇、〇〇〇・〇〇〇
椎谷	越後	一〇、〇〇〇・〇〇〇
下妻	常陸	一〇、〇〇〇・〇〇〇
宍戸	常陸	一〇、〇〇〇・〇〇〇
七戸	陸中	一〇、三八四・〇〇〇
（ヒ）		
廣島	安藝	四二六、〇〇〇・餘
彦根	近江	二五〇、〇〇〇・〇〇〇
姫路	播磨	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
弘前	陸奥	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
平戸	肥前	六一、七〇〇・〇〇〇
久居	伊勢	五三、〇〇〇・〇〇〇
廣瀨	出雲	三〇、〇〇〇・〇〇〇
日出	豐後	二五、〇〇〇・〇〇〇
人吉	肥後	二二、〇〇〇・〇〇〇
（モ）		
盛岡	陸中	一三〇、〇〇〇・〇〇〇
茂木	下野	一六、三〇〇・餘
森	豐後	一二、五〇〇・〇〇〇
母里	出雲	一〇、〇〇〇・〇〇〇
（セ）		
仙臺	陸前	二八〇、〇〇〇・〇〇〇
膳所	近江	六〇、〇〇〇・〇〇〇
關宿	下總	四八、〇〇〇・〇〇〇
（ス）		
須坂	信濃	一〇、〇五三・餘
計		一八、六〇一、三〇六・〇〇〇

報告用紙

（巻頭例言参照）

頭文字（片假名）	
語名	
報告地名と報告者	
縣　郡　村大字	氏名
出典又は談話者	
出典	談話者
第何巻第何頁（丁）	

記載法注意　「頭文字」は片假名にて例へば「寺小屋」なれば「テ」の字を書き、語名欄には「寺小屋」と書き、其れから報告地名を何縣何郡何村大字何と書き、次に「報告者」の氏名を記し、次に其の語の原本の出典又は談話者の氏名を記して頂きたい。本文たる説明文の書き方は編者の試みたる本書中一般の記述法に倣はれたし。

宛先は　東京市外平塚町戸越一〇九五小野武夫宛のこと

（裏面あり）

切取線

報告用紙

（卷頭例言參照）

頭文字（片假名）	
語名	
報告地名と報告者	
縣郡村大字	氏名
出典又は談話者	
出典	談話者
第何卷第何頁（丁）	

（裏面あり）

切取線

記載法注意　「頭文字」は片假名にて例へば「寺小屋」なれば「テ」の字を書き、語名欄には「寺小屋」と書き、其れから報告地名を何縣何郡何村大字何と書き、次に「報告者」の氏名を記し、次に其の語の原本の出典又は談話者の氏名を記して頂きたい。本文たる說明文の書き方は編者の試みたる本書中一般の記述法に倣はれたし。

宛先は　東京市外平塚町戸越一〇九五小野武夫宛のこと

切取線

報告用紙

（巻頭例言参照）

頭文字（片假名）	
語名	

報告地名と報告者	
縣郡村大字	
氏名	

出典又は談話者	
出典	談話者
第何卷第何頁（丁）	

記載法注意　「頭文字」は片假名にて例へば「寺小屋」なれば「テ」の字を書き、語名欄には「寺小屋」と書き、其れから報告地名を何縣何郡何村大字何と書き、次に「報告者」の氏名を記し、次に其の語の原本の出典又は談話者の氏名を記して頂きたい。本文たる説明文の書き方は編者の試みたる本書中一般の記述法に倣はれたし。

宛先は　東京市外平塚町戸越一〇九五小野武夫宛のこと

（裏面あり）

大正十五年十月十六日印刷
大正十五年十月二十日發行

日本農民史語彙
定價參圓五拾錢

著作者　小野武夫

發行者　山本美
東京市芝區愛宕下町一丁目一番地

印刷者　甲田藤太郎
東京市麴町區紀尾井町三番地

發行所　改造社
東京市芝區愛宕下町一丁目一番地
振替口座東京八四〇二番
電話銀座四五五八番

東京印刷株式會社印刷

著者	書名	價	送料
穗積　重遠著	離婚制度の研究	價一・〇〇	送料・三六
平野義太郎著	法律における階級鬪爭	二・五〇	・二六
高田　保馬著	階級及第三史觀	二・八〇	・二六
福田　德三著	社會政策と階級鬪爭	三・〇〇	・二四
福田　德三著	ボルシエヴヰズムの研究	二・九〇	・二二
福田　德三著	社會運動と勞銀制度	二・五〇	・二〇
孫田　秀春著	勞働法總論	二・六〇	・二六
小泉　信三著	價値論と社會主義	三・〇〇	・二四
マーシヤル著 大塚金之助譯	經濟學原理	三・五〇	・二六
山口正太郎著	中世寺院法と經濟思想	一・五〇	・一八
小野　武夫著	農村研究講話	一・五〇	・一八
末弘嚴太郎著	農村法律問題	二・五〇	・二二
末弘嚴太郎著	嘘の効用	二・六〇	・二二
河田　嗣郎著	農村問題と對策	價二・〇〇	送料・二〇
河田　嗣郎著	農政四十三講	二・五〇	・二二
松本亦太郎著	心理學講話	四・二〇	・二四
桑田　芳藏著	ヴントの民族心理學	三・五〇	・二四
植田　壽藏著	藝術哲學	二・七〇	・二四
朝永三十郎著	カントの平和論	一・五〇	・一八
板垣　鷹穗著	新カント派の歴史哲學	一・五〇	・一八
勝部　謙造著	デイルタイの哲學	一・八〇	・二〇
大山　郁夫著	現代日本の政治過程	二・五〇	・二〇
森戸　辰男著	思想と鬪爭	二・〇〇	・二〇
デイツゲン著 山川　均譯	無產階級の哲學	二・五〇	・二二
ステイネル著 辻　潤譯	自我經	二・八〇	・二二
本庄榮治郎著	日本社會史	二・五〇	・二四